

日野市議会会議録

平成2年第1回定例会

第1号～第14号

3月9日開会

4月6日閉会

日野市議会

日野市立図書館 ☎81-7354



1586535

平成 2 年 第 1 回 定 例 会 日 程

- 3月 9日 (金曜日) 仮議席の指定、会議録署名議員の指名
会期の決定、日野市議会議長選挙
- 3月12日 (月曜日) 日野市議会議長選挙、会期の延長
- 3月13日 (火曜日) 日野市議会議長選挙、会期の延長
- 3月14日 (水曜日) 日野市議会議長選挙、議席の指定
会議録署名議員の指名、会期の延長
- 3月15日 (木曜日) 日野市議会副議長選挙、会期の延長
- 3月16日 (金曜日) 日野市議会常任委員会委員の選任、日野市議会平成2年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任、日野市議会特別委員会設置及び委員の選任、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙、東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙、南多摩斎場組合議会議員の選挙、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙、日野市農業委員会委員の推薦、日野市消防委員会委員(議会選出)の選任、会期の延長
- 3月19日 (月曜日) 日野市議会常任委員会委員の選任、日野市議会平成2年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任、日野市議会特別委員会設置及び委員の選任、東京都11市競輪事

次に記した日までに返して下さい。

90.12.28

お問合せ・ご連絡は

| | | |
|-------------|-----|-------------------|
| 中央図書館 | 電話代 | 81-7354 |
| ひまわり号 | | |
| 多摩平児童図書館 | 電話 | 81-4744 |
| 高幡図書館 | 電話 | 91-7322 |
| 日野図書館 | 電話 | 84-0467 |
| 社会教育センター図書館 | 電話 | 83-2561 |
| 平山図書館 | 電話 | 91-7772 |
| 百草台児童図書館 | 電話 | 91-7309 |
| 市政図書室(市役所内) | 電話呼 | 85-1111 (内490) |

内図M-31-8(80×120) 上 庁内印刷

1586535

日野市議会会議録

平成2年第1回定例会
第1号~第14号
3月9日開会
4月6日閉会

1586535

業組合議会議員の選挙、東京都4市競艇事業組合
 議会議員の選挙、東京都三多摩地域廃棄物広域処
 分組合議会議員の選挙、南多摩東部共立病院組合
 議会議員の選挙、南多摩斎場組合議会議員の選挙、
 南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙、日野市
 農業委員会委員の推薦、日野市消防委員会委員（
 議会選出）の選任、会期の決定、所信表明、行政
 報告、諸般の報告

| | | |
|-------|-------|----------------|
| 3月20日 | (火曜日) | 議案上程、請願上程 |
| 3月30日 | (金曜日) | 審査報告 |
| 3月31日 | (土曜日) | 審査報告、議案上程、請願上程 |
| 4月3日 | (火曜日) | 一般質問 |
| 4月4日 | (水曜日) | 一般質問 |
| 4月5日 | (木曜日) | 一般質問 |
| 4月6日 | (金曜日) | 一般質問、請願上程 |

平成2年
 第1回定例会 日野市議会会議録目次

| | | |
|-----------------|-------|----|
| ○3月9日 金曜日(第1日) | | |
| 出席議員 | | 1 |
| 欠席議員 | | 1 |
| 出席説明員 | | 2 |
| 議事日程 | | 2 |
| 開 会 | | 5 |
| 仮議席の指定 | | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | | 5 |
| 会期の決定 | | 5 |
| (選挙) | | |
| 日野市議会議長選挙について | | 6 |
| 延 会 | | 6 |
| ○3月12日 月曜日(第2日) | | |
| 出席議員 | | 7 |
| 欠席議員 | | 7 |
| 出席説明員 | | 8 |
| 議事日程 | | 8 |
| 開 議 | | 9 |
| (選挙) | | |
| 日野市議会議長選挙について | | 9 |
| 会期の延長 | | 9 |
| 延 会 | | 10 |
| ○3月13日 火曜日(第3日) | | |
| 出席議員 | | 11 |
| 欠席議員 | | 11 |

| | |
|---------------|----|
| 出席説明員 | 12 |
| 議事日程 | 12 |
| 開議 | 13 |
| (選挙) | |
| 日野市議会議長選挙について | 13 |
| 会期の延長 | 13 |
| 延会 | 13 |

○ 3月14日 水曜日 (第4日)

| | |
|---------------|----|
| 出席議員 | 15 |
| 欠席議員 | 15 |
| 出席説明員 | 16 |
| 議事日程 | 16 |
| 開議 | 19 |
| (選挙) | |
| 日野市議会議長選挙について | 19 |
| 議席の指定 | 22 |
| 会議録署名議員の指名 | 22 |
| 会期の延長 | 23 |
| 散会 | 23 |

○ 3月15日 木曜日 (第5日)

| | |
|----------------|----|
| 出席議員 | 25 |
| 欠席議員 | 25 |
| 出席説明員 | 26 |
| 議事日程 | 26 |
| 開議 | 27 |
| (選挙) | |
| 日野市議会副議長選挙について | 27 |
| 会期の延長 | 30 |
| 散会 | 30 |

○ 3月16日 金曜日 (第6日)

| | |
|-------|----|
| 出席議員 | 31 |
| 欠席議員 | 31 |
| 出席説明員 | 32 |
| 議事日程 | 32 |
| 開議 | 35 |

(設置・選任)

| | |
|---------------------|----|
| 日野市議会常任委員会委員の選任について | 35 |
| 会期の延長 | 35 |
| 延会 | 36 |

○ 3月19日 月曜日 (第7日)

| | |
|-------|----|
| 出席議員 | 37 |
| 欠席議員 | 37 |
| 出席説明員 | 38 |
| 議事日程 | 38 |
| 開議 | 41 |

(設置・選任)

| | |
|--|----|
| 日野市議会常任委員会委員の選任について | 41 |
| 日野市議会平成2年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会 設置及び委員の選任について | 41 |
| 日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について | 41 |

(選挙・選任)

| | |
|------------------------------|----|
| 東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について | 41 |
| 東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について | 42 |
| 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について | 43 |
| 南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について | 43 |
| 南多摩斎場組合議会議員の選挙について | 44 |
| 南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について | 45 |
| 日野市農業委員会委員の推薦について | 45 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について | 47 |
| 会期の決定 | 49 |
| 所信表明 | 49 |
| 行政報告 | 85 |
| 諸般の報告 | 115 |

（議案上程）

| | | |
|-----------|---------------------------------------|-----|
| 議案 第 1 号 | 平成元年度日野市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の報告承認について | 116 |
| 議案 第 14 号 | 平成元年度日野市一般会計補正予算について（第 5 号） | 117 |
| 議案 第 15 号 | 平成元年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第 2 号） | 136 |
| 議案 第 16 号 | 平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について（第 3 号） | 139 |
| 議案 第 17 号 | 平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第 3 号） | 142 |
| 議案 第 18 号 | 平成元年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第 1 号） | 144 |
| 延 会 | | 147 |

○ 3 月 20 日 火曜日（第 8 日）

| | |
|-------|-----|
| 出席議員 | 149 |
| 欠席議員 | 149 |
| 出席説明員 | 150 |
| 議事日程 | 150 |
| 開 議 | 155 |

（議案上程）

| | | |
|-----------|-----------------------------------|-----|
| 議案 第 19 号 | 平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第 3 号） | 155 |
| 議案 第 20 号 | 平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算について（第 3 号） | 156 |

| | | |
|-----------|--|-----|
| 議案 第 21 号 | 平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算について（第 1 号） | 158 |
| 議案 第 2 号 | 日野市立総合病院改築基金条例の制定について | 162 |
| 議案 第 3 号 | 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 162 |
| 議案 第 4 号 | 日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定について | 162 |
| 議案 第 5 号 | 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 162 |
| 議案 第 6 号 | 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について | 162 |
| 議案 第 7 号 | 日野市地域保健協議会設置条例の制定について | 194 |
| 議案 第 8 号 | 日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について | 194 |
| 議案 第 9 号 | 日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について | 197 |
| 議案 第 10 号 | 日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について | 197 |
| 議案 第 11 号 | 日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について | 200 |
| 議案 第 12 号 | 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について | 200 |
| 議案 第 13 号 | 日野市多子世帯児童養育手当条例の制定について | 200 |
| 議案 第 22 号 | 平成 2 年度日野市一般会計予算について | 208 |
| 議案 第 23 号 | 平成 2 年度日野市国民健康保険特別会計予算について | 220 |
| 議案 第 24 号 | 平成 2 年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について | 220 |
| 議案 第 25 号 | 平成 2 年度日野市下水道事業特別会計予算について | 221 |
| 議案 第 26 号 | 平成 2 年度日野市立総合病院事業会計予算について | 221 |

| | | | |
|--------|---------|--|-----|
| 議案 | 第 27 号 | 平成 2 年度日野市受託水道事業特別会計予算について | 221 |
| 議案 | 第 28 号 | 平成 2 年度日野市老人保健特別会計予算について | 221 |
| 議案 | 第 29 号 | 平成 2 年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について | 221 |
| 議案 | 第 30 号 | 市道路線の一部廃止について | 235 |
| 議案 | 第 31 号 | 市道路線の廃止について | 235 |
| 議案 | 第 32 号 | 市道路線の認定について | 235 |
| 議案 | 第 33 号 | 日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その 2）の締結について | 235 |
| 議案 | 第 34 号 | 町区域の変更について | 236 |
| （報告） | | | |
| 報告 | 第 1 号 | 日野市日野本町三丁目 8 番地の 4 先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について | 240 |
| 報告 | 第 2 号 | 日野市神明一丁目 12 番地の 1 日野市役所本庁地一般駐車場の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について | 241 |
| 報告 | 第 3 号 | 日野市豊田四丁目 8 番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について | 242 |
| （請願上程） | | | |
| 請願 | 第 2-1 号 | 生コン工場・資材置場の公害に関する請願 | 243 |
| 請願 | 第 2-2 号 | 日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願 | 243 |
| 請願 | 第 2-3 号 | 学習指導要項の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願 | 243 |
| 請願 | 第 2-4 号 | 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 | 243 |
| 散 | 会 | | 243 |

○ 3 月 30 日 金曜日（第 9 日）

| | | |
|-----------|--|-----|
| 出席議員 | 245 | |
| 欠席議員 | 245 | |
| 出席説明員 | 246 | |
| 議事日程 | 246 | |
| 開議 | 249 | |
| 議案 第 2 号 | 日野市立総合病院改築基金条例の制定の訂正について | 249 |
| （議案審査報告） | | |
| （総務委員会） | | |
| 議案 第 2 号 | 日野市立総合病院建設基金条例の制定について | 250 |
| 議案 第 3 号 | 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 251 |
| 議案 第 4 号 | 日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定について | 251 |
| 議案 第 5 号 | 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 251 |
| 議案 第 6 号 | 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について | 253 |
| （厚生委員会） | | |
| 議案 第 7 号 | 日野市地域保健協議会設置条例の制定について | 259 |
| 議案 第 8 号 | 日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について | 259 |
| 議案 第 11 号 | 日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について | 259 |
| 議案 第 12 号 | 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について | 259 |
| 議案 第 13 号 | 日野市多子世帯児童養育手当条例の制定について | 259 |
| （建設委員会） | | |
| 議案 第 9 号 | 日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について | 263 |
| 議案 第 10 号 | 日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 | |

| | | |
|---------|---|-----|
| | の制定について | 263 |
| 議案 第30号 | 市道路線の一部廃止について | 263 |
| 議案 第31号 | 市道路線の廃止について | 263 |
| 議案 第32号 | 市道路線の認定について | 263 |
| 議案 第33号 | 日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結について | 263 |
| 議案 第34号 | 町区域の変更について （一般会計予算特別委員会） | 263 |
| 議案 第22号 | 平成2年度日野市一般会計予算について | 265 |
| 延 会 | | 283 |

○ 3月31日 土曜日（第10日）

| | |
|-------|-----|
| 出席議員 | 285 |
| 欠席議員 | 285 |
| 出席説明員 | 286 |
| 議事日程 | 286 |
| 開 議 | 289 |

（議案審査報告）

| | | |
|---------|-------------------------------------|-----|
| | （一般会計予算特別委員会） | |
| 議案 第22号 | 平成2年度日野市一般会計予算について （特別会計予算特別委員会） | 289 |
| 議案 第23号 | 平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算について | 290 |
| 議案 第24号 | 平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について | 290 |
| 議案 第25号 | 平成2年度日野市下水道事業特別会計予算について | 290 |
| 議案 第26号 | 平成2年度日野市立総合病院事業会計予算について | 290 |
| 議案 第27号 | 平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算について | 290 |
| 議案 第28号 | 平成2年度日野市老人保健特別会計予算について | 290 |
| 議案 第29号 | 平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について | 290 |

（請願審査報告） （文教委員会）

| | | |
|----------|--------------------------------|-----|
| 請願 第2-3号 | 学習指導要項の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願 | 293 |
|----------|--------------------------------|-----|

（継続審査） （総務委員会）

| | | |
|----------|---------------------------------|-----|
| 請願 第2-2号 | 日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願 （厚生委員会） | 299 |
|----------|---------------------------------|-----|

| | | |
|----------|-------------------------------|-----|
| 請願 第2-1号 | 生コン工場・資材置場公害に関する請願 （建設委員会） | 300 |
|----------|-------------------------------|-----|

| | | |
|----------|-------------------------|-----|
| 請願 第2-4号 | 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 | 300 |
|----------|-------------------------|-----|

（議案上程）

| | | |
|---------|----------------|-----|
| 議案 第35号 | 日野市監査委員の選任について | 301 |
|---------|----------------|-----|

| | | |
|---------|-------------------------|-----|
| 議案 第36号 | 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について | 301 |
|---------|-------------------------|-----|

| | |
|-----|-----|
| 散 会 | 302 |
|-----|-----|

○ 4月3日 火曜日（第11日）

| | |
|------|-----|
| 出席議員 | 303 |
|------|-----|

| | |
|------|-----|
| 欠席議員 | 303 |
|------|-----|

| | |
|-------|-----|
| 出席説明員 | 304 |
|-------|-----|

| | |
|------|-----|
| 議事日程 | 304 |
|------|-----|

| | |
|-----|-----|
| 開 議 | 305 |
|-----|-----|

（一般質問）

谷 長一議員

| | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 平成2年度予算編成について、財政環境と重点課題について問う | 305 |
|----------------------------------|-----|

| | |
|--------------------|-----|
| 2. 第一小学校校庭を早急に整備せよ | 313 |
|--------------------|-----|

執印真智子議員

| | |
|------------------|-----|
| 1. 市内の食品の安全性について | 316 |
|------------------|-----|

| | |
|-----------------------------|-----|
| 2. ゴミの減量化と資源化、有害ゴミの分別収集について | 321 |
|-----------------------------|-----|

| | |
|---------------|-----|
| 3. 日野市の福祉について | 327 |
|---------------|-----|

| | |
|--------------------|-----|
| 4. 公共施設での石けん利用について | 330 |
|--------------------|-----|

名古屋史郎議員

| | |
|-------------------|-----|
| 1. 市職員などの福利厚生について | 333 |
|-------------------|-----|

市川資信議員

1. 高幡駅周辺の区画整理事業及び総合病院建設について問う 343

夏井明男議員

1. 日野市内で余暇を過ごすとの観点から質問する 364

散 会 378

○4月4日 水曜日(第12日)

出 席 議 員 379

欠 席 議 員 379

出 席 説 明 員 380

議 事 日 程 380

開 議 381

(一般質問)

奥住日出男議員

1. 安全なまちづくりは、その後どのように推進されているか 381

2. 住民本位の行政はどのように推進されているか 387

藤林理一郎議員

1. 住みよい街づくりをめざして 394

一ノ瀬 隆議員

1. 美術館建設のための一層の努力を 404

下村 功議員

1. 学校給食の自校制度の堅持等について 410

2. コンポストの普及について 414

3. 東豊田、神明への地区センターの新設について 419

米沢照男議員

1. 固定資産税評価替えの凍結について 422

2. 消費税廃止への取り組みについて 426

3. 農地の宅地なみ課税に反対せよ 429

土方尚功議員

1. 地区幹線道路整備計画の策定を 434

散 会 440

○4月5日 木曜日(第13日)

出 席 議 員 441

欠 席 議 員 441

出 席 説 明 員 442

議 事 日 程 442

開 議 443

(一般質問)

高橋 徹議員

1. 特別養護老人ホーム(仮)浅川苑への緊急車両等の取り付け道路
建設は一日も早く完成させよ! 443

佐藤洋二議員

1. 市内循環バス路線と運行について 452
2. 仮称JR中央線西豊田駅誘致について 456

竹ノ上武俊議員

1. 国民の間に意見の大きな違いがある「新学習指導要領」を学校教
育に押しつけてよいかと問う 461
2. 高幡踏切の立体交差促進など交通渋滞解消について問う 480

鈴木美奈子議員

1. 住都公団の多摩平団地建て替え調査開始をむかえ住民の声をいか
せと再度問う 484
2. 学童クラブ全員入所対策と「さくら第二学童クラブ」の施設拡充
について 490

板垣正男議員

1. 日野台経由バス路線新設について 503
2. 矢頭橋歩道橋整備の見通しについて 508
3. 下水道の促進について 509

散 会 514

○4月6日 金曜日(第14日)

出 席 議 員 515

欠 席 議 員 515

| | |
|-------|-----|
| 出席説明員 | 516 |
| 議事日程 | 516 |
| 開議 | 519 |

(一般質問)

内田 勲議員

| | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 日野市全域の道路整備・拡張及び下水道整備について問う | 519 |
| 2. 日野7773番地区及び高幡地区住民の足確保について問う | 529 |
| 3. 市民の森スポーツ公園の運用と維持管理について問う | 532 |

天野輝男議員

| | |
|--|-----|
| 1. 市内用水の清流を取りもどすためには、下水道の完備が急務である。具体的な計画がない今日、用水の徹底した清掃を要望する | 536 |
| 2. ゴミ集収は公平に市民サービスに徹せよ | 540 |
| 3. 区画整理事業は市民の声を反映させることに徹せよ | 543 |

沢田研二議員

| | |
|------------------|-----|
| 1. 当面する行政的課題について | 550 |
|------------------|-----|

古賀俊昭議員

| | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 森田市長に義務教育の完全実施を求める | 572 |
| 2. 職務給の原則に反する「不完全通し号俸制」の完全是正を求める | 581 |

(継続審査議決)

| | |
|------------------------------|-----|
| 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 | 595 |
| スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 | 595 |
| 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 | 596 |
| 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 | 596 |

(請願上程)

| | |
|---------------------------|-----|
| 請願第2-5号 帝人高層独身寮建設反対に関する請願 | 596 |
|---------------------------|-----|

| | |
|----|-----|
| 閉会 | 597 |
|----|-----|

3月9日 金曜日 (第1日)

平成2年

第1回定例会

日野市議会会議録 (第1号)

3月9日 金曜日 (第1日)

出席議員 (30名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 奥住日出男君 | 2番 宮沢清子君 |
| 3番 執印真智子君 | 4番 小川友一君 |
| 5番 高橋徹君 | 6番 天野輝男君 |
| 7番 福島盛之助君 | 8番 福島敏雄君 |
| 9番 佐藤洋二君 | 10番 下村功君 |
| 11番 内田勲君 | 12番 馬場繁夫君 |
| 13番 夏井明男君 | 14番 土方尚功君 |
| 15番 小山良悟君 | 16番 高橋徳次君 |
| 17番 簀野行雄君 | 18番 一ノ瀬隆君 |
| 19番 板垣正男君 | 20番 鈴木美奈子君 |
| 21番 沢田研二君 | 22番 田原茂君 |
| 23番 黒川重憲君 | 24番 古賀俊昭君 |
| 25番 谷長一君 | 26番 藤林理一郎君 |
| 27番 市川資信君 | 28番 名古屋史郎君 |
| 29番 竹ノ上武俊君 | 30番 米沢照男君 |

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 大迫曄子君

議事日程

平成2年3月9日(金)
午前10時開会

日程第 1 仮議席の指定
日程第 2 会議録署名議員の指名
日程第 3 会期の決定

(選挙)

日程第 4 日野市議会議長選挙について

本日の会議に付した事件

日程第1から第3まで

○議会事務局長（落合 豊君） おはようございます。議会事務局長の落合でございます。本日は改選後、初の議会でございますので、前例に従いまして、私から参集の御案内を申し上げます次第でございます。

従いまして、一般選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。ただいまの出席議員中、藤林理一郎さんが年長の議員でございますので、御紹介を申し上げます。

藤林理一郎議員さん、議長席の方にお着きいただきたいと思っております。

〔藤林理一郎議員議長席に着席〕

○臨時議長（藤林理一郎君） ただいま御紹介にあずかりました藤林理一郎でございます。何分にもふなれでございますが、地方自治法の第107条の規定に基づきまして、臨時議長の職務を行うことになりました。何とぞよろしく御協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員30名であります。定足数に達しておりますので、ここに平成2年第1回日野市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程第1、仮議席の指定の件を議題といたします。

仮議席の指定の件については、議事進行上、臨時議長において指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

これより日程第2、臨時議長における会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、臨時議長において

天 野 輝 男 君

板 垣 正 男 君

を指名いたします。

これより日程第3、日野市議会議長選挙における会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。日野市議会議長選挙における会期については、本日より12日まで4日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会議長選挙における会期は、本日より12日まで4日間と決定いたしました。

これより日程第4、日野市議会議員選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午後4時34分 再開

○臨時議長（藤林理一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は3月12日の日程といたします。

次回本会議は3月12日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後4時35分 延会

3月12日 月曜日 (第2日)

平成2年 日野市議会会議録 (第2号)
第1回定例会

3月12日 月曜日 (第2日)

出席議員 (30名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 奥住日出男君 | 2番 | 宮沢清子君 |
| 3番 | 執印真智子君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 天野輝男君 |
| 7番 | 福島盛之助君 | 8番 | 福島敏雄君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 下村功君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 馬場繁夫君 |
| 13番 | 夏井明男君 | 14番 | 土方尚功君 |
| 15番 | 小山良悟君 | 16番 | 高橋徳次君 |
| 17番 | 篠野行雄君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 沢田研二君 | 22番 | 田原茂君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 古賀俊昭君 |
| 25番 | 谷長一君 | 26番 | 藤林理一郎君 |
| 27番 | 市川資信君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 保木シゲル君

議事日程

平成2年3月12日(月)
 午前10時開議

(選挙)

日程第1 日野市議会議員選挙について
 追加日程第1 会期の延長について

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1まで

午前10時13分 開議

○臨時議長(藤林理一郎君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員29名であります。

これより日程第1、日野市議会議員選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(藤林理一郎君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午後4時41分 再開

○臨時議長(藤林理一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際「会期の延長の件」を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(藤林理一郎君) 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月13日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(藤林理一郎君) 御異議ないものと認めます。よって会期は、3月13日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(藤林理一郎君) 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日は、これにて延会いたします。

午後4時44分 延会

3月13日 火曜日 (第3日)

平成2年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第3号)

3月13日 火曜日 (第3日)

出席議員 (29名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 奥住日出男君 | 2番 | 宮沢清子君 |
| 3番 | 執印真智子君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 天野輝男君 |
| 7番 | 福島盛之助君 | 8番 | 福島敏雄君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 下村功君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 馬場繁夫君 |
| 14番 | 土方尚功君 | 15番 | 小山良悟君 |
| 16番 | 高橋徳次君 | 17番 | 旗野行雄君 |
| 18番 | 一ノ瀬隆君 | 19番 | 板垣正男君 |
| 20番 | 鈴木美奈子君 | 21番 | 沢田研二君 |
| 22番 | 田原茂君 | 23番 | 黒川重憲君 |
| 24番 | 古賀俊昭君 | 25番 | 谷長一君 |
| 26番 | 藤林理一郎君 | 27番 | 市川資信君 |
| 28番 | 名古屋史郎君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

欠席議員 (1名)

13番 夏井明男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 定松良子君

議事日程

平成2年3月13日(火)
 午前10時開議

(選挙)
 日程第1 日野市議会議員選挙について
 追加日程第1 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1まで

午前10時13分 開議

○臨時議長(藤林理一郎君) おはようございます。本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員28名であります。
 これより日程第1、日野市議会議員選挙の件を議題といたします。
 お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(藤林理一郎君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。
 午前10時14分 休憩
 午後4時42分 再開

○臨時議長(藤林理一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。
 会期の延長の件を議題といたします。
 お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を3月14日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(藤林理一郎君) 御異議ないものと認めます。よって会期は3月14日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長(藤林理一郎君) 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。
 明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。
 本日はこれにて延会いたします。

午後4時44分 延会

3月14日 水曜日 (第4日)

平成2年 日野市議会会議録 (第4号)
第1回定例会

3月14日 水曜日 (第4日)

出席議員 (30名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 篠野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橘達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 大迫嘩子君

議事日程

平成2年3月14日(水)
午前10時開議

(選挙)

日程第1 日野市議会議長選挙について
追加日程第1 議席の指定
追加日程第2 会議録署名議員の指名
追加日程第3 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1から第3まで

午前10時13分 開議

○臨時議長（藤林理一郎君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

これより日程第1、日野市議会議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午後4時47分 再開

○臨時議長（藤林理一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時48分 休憩

午後7時52分 再開

○臨時議長（藤林理一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（藤林理一郎君） ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に下村 功君と旗野

行雄君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 御異議ないものと認めます。よって立会人に下村 功君と旗野行雄君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局次長（土方留春君） それではただいまより点呼をいたします。

| | |
|-------------|-------------|
| 奥住日出男議員〔投票〕 | 宮沢 清子議員〔投票〕 |
| 執印真智子議員〔投票〕 | 小川 友一議員〔投票〕 |
| 高橋 徹議員〔投票〕 | 天野 輝男議員〔投票〕 |
| 福島盛之助議員〔投票〕 | 福島 敏雄議員〔投票〕 |
| 佐藤 洋二議員〔投票〕 | 下村 功議員〔投票〕 |
| 内田 勲議員〔投票〕 | 馬場 繁夫議員〔投票〕 |
| 夏井 明男議員〔投票〕 | 土方 尚功議員〔投票〕 |
| 小山 良悟議員〔投票〕 | 高橋 徳次議員〔投票〕 |
| 旗野 行雄議員〔投票〕 | 一ノ瀬 隆議員〔投票〕 |
| 板垣 正男議員〔投票〕 | 鈴木美奈子議員〔投票〕 |
| 沢田 研二議員〔投票〕 | 田原 茂議員〔投票〕 |
| 黒川 重憲議員〔投票〕 | 古賀 俊昭議員〔投票〕 |
| 谷 長一議員〔投票〕 | 市川 資信議員〔投票〕 |
| 名古屋史郎議員〔投票〕 | 竹ノ上武俊議員〔投票〕 |
| 米沢 照男議員〔投票〕 | 藤林理一郎議員〔投票〕 |

以上でございます。

○臨時議長（藤林理一郎君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（藤林理一郎君） これより開票を行います。

下村 功君、旗野行雄君、立ち会いを願います。

〔開 票〕

○臨時議長（藤林理一郎君） 選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局次長（落合 豊君） 選挙の結果の御報告を申し上げます。

| | | |
|------|-----|----------------|
| 投票総数 | 30票 | |
| 有効投票 | 28票 | |
| 無効投票 | 2票 | 無効投票は白票でございます。 |

有効投票中

| | |
|--------|-----|
| 小山良悟議員 | 24票 |
| 米沢照男議員 | 4票 |

以上でございます。（拍手）

○臨時議長（藤林理一郎君） 以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって小山良悟君が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました小山良悟君に、本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

小山良悟君、議長席にお着き願います。

これをもって議長を交代いたします。大変未熟でございましたが、御協力ありがとうございました。（拍手）

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（小山良悟君） 一言ごあいさつをさせていただきたいと思えます。

このたびの議長選挙におきまして、経験不足、能力不足の私でございますが、皆様の温かいお志によって、御推挙をさせていただきました。日野市議会、日野市民の名誉を汚さぬように一生懸命努力したいというふうに思っています。どうか皆様の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。（拍手）

お諮りいたします。この際議席の指定の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議席の指定の件を議題といたします。

議席は会議規則第4条第1項の規定により議長において指定いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。

○議会事務局次長（土方留春君） それでは朗読いたします。

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 沢田 研二議員 | 2番 執印真智子議員 |
| 3番 田原 茂議員 | 4番 小川 友一議員 |
| 5番 高橋 徹議員 | 6番 土方 尚功議員 |
| 7番 天野 輝男議員 | 8番 下村 功議員 |
| 9番 佐藤 洋二議員 | 10番 福島 敏雄議員 |
| 11番 内田 勲議員 | 12番 宮沢 清子議員 |
| 13番 馬場 繁夫議員 | 14番 福島盛之助議員 |
| 15番 藤林理一郎議員 | 16番 小山 良悟議員 |
| 17番 高橋 徳次議員 | 18番 一ノ瀬 隆議員 |
| 19番 板垣 正男議員 | 20番 鈴木美奈子議員 |
| 21番 奥住日出男議員 | 22番 夏井 明男議員 |
| 23番 黒川 重憲議員 | 24番 旗野 行雄議員 |
| 25番 古賀 俊昭議員 | 26番 市川 資信議員 |
| 27番 谷 長一議員 | 28番 名古屋史郎議員 |
| 29番 竹ノ上武俊議員 | 30番 米沢 照男議員 |

以上です。

○議長（小山良悟君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたしました。

議席の移動をお願いいたします。

〔議席移動〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。この際会議録署名議員の指名の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により、議長において

1番 沢田 研二君

2番 執印 真智子君

を指名いたします。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を3月15日まで、1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会期は3月15日まで、1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後8時15分 休憩

午後8時43分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後8時44分 散会

3月15日 木曜日 (第5日)

平成2年
第1回定例会 日野市議会会議録 (第5号)

3月15日 木曜日 (第5日)

出席議員 (30名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 笹野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 川久保友子君

議事日程

平成2年3月15日(木)
午前10時開議

(選挙)

日程第1 日野市議会副議長選挙について
追加日程第1 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1まで

午前10時18分 開議

○議長(小山良悟君) おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、日野市議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午後2時47分 再開

○議長(小山良悟君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。選挙の方法については、投票によることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって選挙は投票によって執行いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長(小山良悟君) ただいまの出席議員は30名であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小川友一君と佐藤洋二君を指名いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって立会人に小川友一君と佐藤洋二君を指名いたします。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長(小山良悟君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長(小山良悟君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。

○議会事務局議事係長（土方留春君） それでは点呼いたします。

| | |
|-------------|-------------|
| 沢田 研二議員〔投票〕 | 執印真智子議員〔投票〕 |
| 田原 茂議員〔投票〕 | 小川 友一議員〔投票〕 |
| 高橋 徹議員〔投票〕 | 土方 尚功議員〔投票〕 |
| 天野 輝男議員〔投票〕 | 下村 功議員〔投票〕 |
| 佐藤 洋二議員〔投票〕 | 福島 敏雄議員〔投票〕 |
| 内田 勲議員〔投票〕 | 宮沢 清子議員〔投票〕 |
| 馬場 繁夫議員〔投票〕 | 福島盛之助議員〔投票〕 |
| 藤林理一郎議員〔投票〕 | 高橋 徳次議員〔投票〕 |
| 一ノ瀬 隆議員〔投票〕 | 板垣 正男議員〔投票〕 |
| 鈴木美奈子議員〔投票〕 | 奥住日出男議員〔投票〕 |
| 夏井 明男議員〔投票〕 | 黒川 重憲議員〔投票〕 |
| 簗野 行雄議員〔投票〕 | 古賀 俊昭議員〔投票〕 |
| 市川 資信議員〔投票〕 | 谷 長一議員〔投票〕 |
| 名古屋史郎議員〔投票〕 | 竹ノ上武俊議員〔投票〕 |
| 米沢 照男議員〔投票〕 | 小山 良悟議員〔投票〕 |

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小山良悟君） これより開票を行います。

小川友一君、佐藤洋二君、立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（小山良悟君） 選挙の結果を事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（落合 豊君） 選挙の結果の御報告を申し上げます。

投票総数 30票

有効投票 29票

無効投票 1票 無効投票は白紙でございます。

有効投票中

福島敏雄議員 29票

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は8票であります。よって福島敏雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました福島敏雄君に本席より会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

新しく当選されました副議長のあいさつを求めます。

〔副議長 登壇〕

○副議長（福島敏雄君） ただいま副議長に皆様方のお力で御決定をいただきました福島敏雄でございます。

大変、私自身は微力ではございますけれども、小山議長を補佐する形で日野市議会のますますの充実、さらには市民の負託にこたえられる議会運営に皆様のお力と御指導をいただきながら努めてまいりたいというふうに考えております。今後ともよろしく御指導のほどお願い申し上げます。

大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時2分 休憩

午後4時52分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時53分 休憩

午後10時46分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月16日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会期は3月16日まで1日間延長することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後10時48分 散会

3月16日 金曜日 (第6日)

平成2年 日野市議会会議録 (第6号)
第1回定例会

3月16日 金曜日 (第6日)

出席議員 (30名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 箕野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 保木シゲル君
速記者 川久保友子君

議事日程

平成2年3月16日(金)

午前10時開議

(設置・選任)

日程第1 日野市議会常任委員会委員の選任について
日程第2 日野市議会平成2年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について
日程第3 日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について

(選挙・選任)

日程第4 東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について
日程第5 東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について
日程第6 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について
日程第7 南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
日程第8 南多摩斎場組合議会議員の選挙について
日程第9 南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について
日程第10 日野市農業委員会委員の推薦について
日程第11 日野市消防委員会委員(議会選出)の選任について
追加日程第1 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第1及び追加日程第1

午前10時17分 開議

○議長（小山良悟君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、日野市議会常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午後4時45分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時46分 休憩

午後11時50分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し、先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により、会期を3月19日まで3日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会期は3月19日まで3日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は、3月19日の日程といたします。

次回本会議は、3月19日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時51分 延会

3月19日 月曜日 （第7日）

平成2年 日野市議会会議録（第7号）
第1回定例会

3月19日 月曜日 （第7日）

出席議員（30名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 笹野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|-------------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | 選挙管理委員会事務局長 | 松本松夫君 |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橘達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 小野口純子君

議事日程

平成2年3月19日(月)

午前10時開議

(設置・選任)

日程第1 日野市議会常任委員会委員の選任について
日程第2 日野市議会平成2年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任について

日程第3 日野市議会特別委員会設置及び委員の選任について

(選挙・選任)

日程第4 東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙について
日程第5 東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙について
日程第6 東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙について
日程第7 南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙について
日程第8 南多摩斎場組合議会議員の選挙について
日程第9 南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙について
日程第10 日野市農業委員会委員の推薦について
日程第11 日野市消防委員会委員(議会選出)の選任について
日程第12 会期の決定
日程第13 所信表明
日程第14 行政報告
日程第15 諸般の報告
(議案上程)
日程第16 議案第1号 平成元年度日野市一般会計補正予算(第4号)の専決処分の報告承認について
日程第17 議案第14号 平成元年度日野市一般会計補正予算について(第5号)
日程第18 議案第15号 平成元年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第2号)
日程第19 議案第16号 平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算について(第3号)
日程第20 議案第17号 平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第3号)
日程第21 議案第18号 平成元年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第1号)
日程第22 議案第19号 平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第3号)
日程第23 議案第20号 平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算について(第3号)
日程第24 議案第21号 平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算について(第1号)

本日の会議に付した事件
日程第1から第21まで

午前10時48分 開議

○議長（小山良悟君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより日程第1、日野市議会常任委員会委員の選任の件を議題といたします。

委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会常任委員会委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第2、日野市議会平成2年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成2年度一般会計予算特別委員会・特別会計予算特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第3、日野市議会特別委員会設置及び委員の選任の件を議題といたします。

特別委員会設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって日野市議会特別委員会設置及び委員の選任の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第4、東京都11市競輪事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指

名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都11市競輪事業組合議会議員に黒川重憲君、市川資信君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲君、市川資信君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました黒川重憲君、市川資信君が東京都11市競輪事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲君、市川資信君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第5、東京都4市競艇事業組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都4市競艇事業組合議会議員に黒川重憲君、市川資信君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました黒川重憲君、市川資信君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました黒川重憲君、市川資信君が東京都4市競艇事業組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました黒川重憲君、市川資信君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第6、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に一ノ瀬 隆君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました一ノ瀬 隆君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました一ノ瀬 隆君が東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました一ノ瀬 隆君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第7、南多摩東部共立病院組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩東部共立病院組合議会議員に天野輝男君、奥住日出男君、夏井明男君、米沢照男君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました天野輝男君、奥住日出男君、夏井明男君、米沢照男君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました天野輝男君、奥住日出男君、夏井明男君、米沢照男君が南多摩東部共立病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました天野輝男君、奥住日出男君、夏井明男君、米沢照男君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第8、南多摩斎場組合議会議員の選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩斎場組合議会議員に馬場繁夫君、高橋徳次君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました馬場繁夫君、高橋徳次君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました

馬場繁夫君、高橋徳次君が南多摩斎場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました馬場繁夫君、高橋徳次君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第9、南多摩農業共済事務組合議会議員の選挙の件を議題といたします。お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

南多摩農業共済事務組合議会議員に高橋 徹君、一ノ瀬 隆君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました高橋 徹君、一ノ瀬 隆君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました高橋 徹君、一ノ瀬 隆君が南多摩農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました高橋 徹君、一ノ瀬 隆君に本席より会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

これより日程第10、日野市農業委員会委員の推薦の件を議題といたします。

お諮りいたします。推薦の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって推薦の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市農業委員会委員に奥住日出男君、古賀俊昭君、名古屋史郎君を指名いたします。本件についてはただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められるので地方自治法第117条の規定により、それぞれ退席していただきます。

まず、奥住日出男君の退席を求めます。

〔21番議員退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。奥住日出男君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって奥住日出男君を推薦することに決しました。

奥住日出男君の除斥を解きます。

〔21番議員着席〕

○議長（小山良悟君） 次に古賀俊昭君の退席を求めます。

〔25番議員退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。古賀俊昭君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって古賀俊昭君を推薦することに決しました。

古賀俊昭君の除斥を解きます。

〔25番議員着席〕

○議長（小山良悟君） 次に、名古屋史郎君の退席を求めます。

〔28番議員退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。名古屋史郎君を日野市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって名古屋史郎君を推薦することに決しました。

名古屋史郎君の除斥を解きます。

〔28番議員着席〕

○議長（小山良悟君） これより日程第11、日野市消防委員会委員（議会選出）の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって選任の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市消防委員会委員に沢田研二君、土方尚功君、福島敏雄君、福島盛之助君、夏井明男君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました諸君の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第117条の規定によりそれぞれ退席していただきます。

まず、沢田研二君の退席を求めます。

〔1番議員退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。沢田研二君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって沢田研二君を選任することに決しました。

沢田研二君の除斥を解きます。

〔1番議員着席〕

○議長（小山良悟君） 次に、土方尚功君の退席を求めます。

〔6番議員退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。土方尚功君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって土方尚功君を選任することに決しました。

土方尚功君の除斥を解きます。

〔6番議員着席〕

○議長（小山良悟君） 次に、福島敏雄君の退席を求めます。

〔10番議員退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。福島敏雄君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって福島敏雄君を選任することに決しました。

福島敏雄君の除斥を解きます。

〔10番議員着席〕

○議長（小山良悟君） 次に、福島盛之助君の退席を求めます。

〔14番議員退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。福島盛之助君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって福島盛之助君を選任することに決しました。

福島盛之助君の除斥を解きます。

〔14番議員着席〕

○議長（小山良悟君） 次に、夏井明男君の退席を求めます。

〔22番議員退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。夏井明男君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって夏井明男君を選任することに決しました。

夏井明男君の除斥を解きます。

〔22番議員着席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午後4時23分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程第12、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長 登壇〕

○議会運営委員長（古賀俊昭君） 議会運営委員会の経過等について御報告をさせていただきます。

先ほど、新議長のもとで初めての議会運営委員会が開かれまして、私が議会運営委員会の委員長、そして宮沢清子議員が副委員長に選任をされました。公正で、そして効率的な議会運営を心がけ、職責を果たさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。（拍手）

会期の件につきまして、先ほどの初めての議会運営委員会で協議をいたしました。今月9日に招集をされました平成2年第1回定例会は、本日、18日間の会期を延長し4月6日までと決定をいたしました。

なお、議案等につきましては、既にお手元に配付をされております資料のとおりでございます。

一般質問は20名の方から通告が行われております。

以上、御確認をいただきまして、御審議をお願いしたいと思います。

以上で、議会運営委員会の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を4月6日まで18日間、延長することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会期は本日から4月6日まで期日18日間、延長することに決しました。

これより日程第13、所信表明を行います。

理事者から所信表明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 本日、ここに参集されました議員各位に対し、先日行われた日野市議会議員選挙における、はえある御当選をお祝い申し上げるとともに、日野市政のために今後の御活躍を期待申し上げる次第であります。

さて、平成2年、第1回定例会の開会に当たり、市政に取り組む所信と新年度事業と予算の概要を申し述べ、市議会及び市民の皆さんに一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私は、昨年4月、市民の信任をいただき、重ねて市政担当の責任を与えられておりますが、市長就任のときから、「憲法を市政に生かし、市民の命と暮らしを守る」、「緑と清流を取り戻し、健康で文化的な生活環境をつくる」ことを市政推進の基本理念として、自然環境と市民生活が調和できるまちづくりのために、専心努力してまいりました。

この間、急激な人口増加と都市化が進む中で、小・中学校の教育施設をはじめ、福祉事業の充実と治山、治水を含む都市整備の推進を図り、今日の市勢水準に到達できたことを感慨深く感謝しております。

今日、自治体を取り巻く社会情勢は、21世紀を迎える新しい展望の中で、物中心から心の豊かさと均衡する、触れ合いと思いやりある社会が求められているものと考えます。

本市でも、ただ「住みよいまち」というだけでなく、人間性豊かに「住むことが喜びであり、誇りであるまち」といえる質的にも高度なものを目指すことが市民意識にこたえ得るものと考えております。

市財政の環境としては、税収が順調に伸びている一方に、都市計画周辺の地価高騰、消費税の動向と国庫補助負担金の削減等は、展望を不透明にする材料となりかねないものであります。

私は、今後とも、市民の自治と連帯に裏打ちされる魅力と活力に富む地域社会をつくるために、市民の御協力と職員の英知を結集して邁進する決意でありますので、よろしく御鞭撻をお願いいたします。

<当面する行政課題への対応>

本市は、昨年、人口16万人を超え、市勢は多摩自治体の上位に位置し、今後の発展を確信する中で、人口の増加も落ち着いて10年以上経過いたしました。この間にも人口の平均年齢が進んだとはいえ、いわゆる生産年齢人口が依然として増加傾向にあることは、市勢発展に一層の期待ができるものであります。

自然に調和する自然環境をつくり出すためのハードの面のまちづくりと、安心して暮

らせる地域福祉の風土づくり、生涯学習にふさわしい文化創造のソフトの面のまちづくりが市民の強い要望であることを認識するものであります。

1) 快適性を創造するまちづくり

本市は、丘陵地を背景に多摩川、浅川の流域には、今なお自然に親しめる環境が残されています。特に水辺環境の保全は重要な施策の一つとして取り組んできたところで、清流をよみがえらせ、生活環境の快適性を高める上で、下水道の整備は最大の課題であります。平成4年度には浅川処理場、八王子処理場がともに稼働開始することが見通せることになり、今、大規模に進めている公共下水道の管渠埋設が成果となって、市民生活に寄与できるのも間近となりました。

浅川を挟む平地部分では、区画整理の手法により新しいまちづくりが大規模に進行しております。本年度はさらに新たな地区を加えて、より快適な生活環境の創造に向け、道路、公園、下水道などの整備はもちろん、自然環境を生かした潤いあるまちづくりを進めてまいります。

2) 地域福祉と生涯学習

かねてより建設を進めてまいりました特別養護老人ホーム「浅川苑」が、本年4月から運営を開始できることとなりました。併設のケアセンター、福祉センターとともに、高齢化社会に向けての先駆的事业として役割を果たすことができるものと期待しております。

特に、養護を必要としないお年寄りにとっても、住居の確保が大きな問題となってまいりました。そのために高齢者居室の確保事業を進めるとともに、高齢者住宅計画を早急に策定し、市営住宅はもちろん、その他の公営住宅の建てかえなどの際に、高齢者住宅の確保を計画的に進め、ケアセンターの整備も図ってまいります。

高齢化社会において、各世代の市民が家族とともに安心して暮らせるまちをつくるためには、なお多くの解決すべき課題があります。それは健康行政の充実と医療体制の整備などです。そのための南部地域への病院の設置、市立総合病院の建てかえの課題については、具体策を持って早急実施を図ってまいり所存であります。

人生80年時代といわれ、市民の文化活動、学習活動への要望も高まっております。もとより市民の文化活動に行政が立ち入るべきでないことを配慮しながら、生涯学習時代にふさわしい文化創造の場と機会の確保を積極的に進めることは、行政の大切な役割であります。昨年は「文化・スポーツ行政推進本部」を発足させ、庁内の取り組みを進めるとともに、複合文化施設の建設、林間施設の開設、保養施設の確保などを進める考え

であります。

3) 行政機能の強化と計画行政

市民意識の変化は、行政機能の高度化と行政サービスの多様化を求めています。従来の行政の枠を超えた柔軟なサービスを提供できる仕組みとして、(仮称)日野市企業公社を設立するための準備室を設けます。民間企業の機能性と行政の信頼性を持つ行政サービスを目指したい考えであります。

昭和62年度を初年度とする「日野市基本計画」も平成元年度をもってその前期の目標をおおむね達成いたしました。本年度から平成5年度までの「後期実施計画」につきましても、最終の調整を進めているところであります。

<平成2年度の主要事業と予算について>

我が国の経済は、内需が引き続き拡大傾向にあり、戦後、3番目の景気上昇期にあるといわれております。政府発表の平成2年度の経済見通しでは、景気は緩やかな拡大が期待されて、実質経済成長率は4.0%程度の維持が見込まれております。

平成2年度の国の予算案は、一般会計では空前の税収増に支えられ、総額66兆2,736億円で、前年度に比べて9.7%増の大型予算となり、昭和56年度以来の伸びとなっております。赤字国債の新規発行は16年ぶりにゼロとしたものの、国債発行残高は依然として巨額な状況であります。

懸案の国民健康保険制度の見直しは、暫定措置として導入された保険基盤安定制度を恒久化し、若干の国庫負担が増額されることになりましたが、加入者負担は当面、現状維持にとどめ得る見通しであります。

その他の国庫補助負担率については、平成元年度と同様の率に抑えられ、復元の要請が認められないままの状況であります。

本市の平成2年度の当初予算は、市税収入の伸びが6.0%、14億6,000万円の増、地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金が合わせて1億7,000万円程度の伸びにとどまり、前年度のような増収が見込めないため、公共施設建設基金並びに財政調整基金から16億円の繰り入れをもって財源補完をいたしました。

歳出面では、経常経費の節減に努め、財源の効率的な配分を行い、時代に即応する積極果敢な行政展開を予算編成の基本姿勢といたしました。

また、本年度は「日野市基本計画」の後期初年度に当たりますので、計画事業達成に向けた予算編成を行ったことは申すまでもありません。

予算案の概要を申し上げますと、一般会計の総額は391億4,000万円で、前年度当初予

算に比べ9.8%、34億8,000万円の増であります。特別会計の総額は252億3,000万円で、対前年度比11.0%の大きな伸びとなっております。この主な要因は、下水道事業及び土地区画整理事業の都市基盤整備、並びに老人医療費の伸びによるものであります。

次に、基本計画の柱に沿って、平成2年度の主な施策について申し述べます。

1) 生きる喜びを創り出す健康と福祉のまち

老人福祉施策では、昭和63年度に着手した特別養護老人ホーム「浅川苑」の完成に伴い、併設される在宅サービスセンターと福祉センターを含め、運営の充実に努めてまいります。

ひとり暮らしの高齢者の居室確保のため、高齢者向けに配慮された集合住宅30室を借り上げる予定となっております。入浴サービスの送迎が困難な方のために、自宅で入浴できるよう巡回入浴車を派遣いたします。また、ねたきり老人をお世話される世帯に対し、老人看護手当を増額いたします。

保健医療につきましては、ひとり親家庭の医療費助成を制度化いたします。身体障害者が安心して日常生活が送れるよう、緊急通報システムを設けます。がん検診には、新たに大腸がん検診を加えます。市立総合病院では、日帰り人間ドックと人工透析を実施いたします。また、市立総合病院の改築資金に充てるため、基金を設置し、初年度として10億円を積み立てます。

第五小学校の改築に伴い、さくら第二学童クラブを新築いたします。

4人以上の多子家庭に児童養育手当を支給する制度を設けます。

2) 豊かな人間性を育てる教育と文化のまち

平成元年度から2カ年事業で着手しております第五小学校の改築、第三中学校の給食室・食堂棟新築は本年度で完成し、これですべての中学校に給食施設が整備されます。平山中学校の食堂棟については、設計費を計上いたしました。

校庭整地を第七小学校と第一中学校で行い、屋内運動場大規模改造は、第四小学校と第二中学校で実施いたします。校舎の大規模改造は第二小学校で行い、教育環境の整備を促進してまいります。

また、中学校にパソコンのモデル教室を設置します。学校図書館における活動の改善を図るため、図書館事務に当たる嘱託職員を各校に配置いたします。

万願寺土地区画整理地内に、中規模ホールを持つ複合文化施設として、(仮称)浅川公会堂建設のため、基本設計を作成いたします。

林間施設は、(仮称)青年の森・安曇荘の新築を2カ年事業として着手し、(仮称)

少年の森・大成荘の実施設計を行います。

(仮称)百草図書館が京王線百草園駅前に開館します。生涯学習のための公民館行事を拡大してまいります。

3) 自然と調和する安全・快適なまち

土地区画整理事業は、施行中の万願寺地区、高幡地区、豊田南地区をさらに推進いたします。万願寺地区につきましては、平成2年度末で約64.2%の進捗率を見込んでおります。

また、万願寺第2地区は、本年度に事業認可を予定し、西平山地区、東町地区は事業の計画決定に向け調査業務の促進を図ります。

組合施行では、新たに落川地区の助成を行います。

下水道事業は、浅川及び秋川処理区のそれぞれの終末処理場の稼働を平成4年度に控え、公共下水道の管渠埋設を促進してまいります。

(仮称)二番橋の築造は最終年度となり、景観のシンボルとなる人道橋が完成します。

緑地公園関係では、緑地の買収、緑地信託等に関する条例による緑地保全費を計上しております。

また市民プールを含む駒形公園の基本計画を実施するとともに、多摩動物公園の北門開設に向け導入路の調査設計を行います。

市営住宅では、昭和61年度から建てかえを実施しておる向川原団地が、本年度で計画の264戸がすべて完成いたします。

川原付団地についても、二種住宅1棟の建て増しを実施します。

4) 活気ある産業と豊かな消費のまち

都市農業の振興のため、前年度に引き続き都市地域農業生産団地事業を実施します。

消費生活の向上のため、東京都消費者情報オンラインシステムを導入いたします。消費者運動の支援としては、消費者団体の自主講座への講師派遣を行います。

勤労者福祉施策では、沼津市のあっせんによる「海の家」を契約して、利用しやすい仕組みを設けます。

企業の生産活動に対しても、環境整備に努力いたします。

5) 参加と連帯でつくる市民自治のまち

女性の社会参加を促進するため、(仮称)日野市女性社会事業協会設立の準備を進めてまいります。

青少年の健全育成を推進するため、さらに助成制度を充実します。

また、ポスターやあいさつカルタ、あいさつ標語プレートなどの作成を計画しております。

平山城址公園駅前の図書館分館と地区センターを複合文化施設に建てかえるため、現有公共用地の利用計画を策定いたします。

施設面では、地区センターの新築及び改築を1館ずつ実施いたします。

昨年度、消費税の導入を柱とする税制改革が施行されましたが、その後、見直し案が提案されるなど、市民生活に及ぼす影響は極めて不透明であります。消費税導入に伴う使用料等への転嫁については、引き続き見送るとともに、今後とも状況の推移を慎重に見定める考えであります。

私は、地方自治の発展を願い、市民の健康と福祉を進めるために全職員の力をまとめ、全力投球をもって対処する考えであります。そのためにもみずからを厳しく律し、市政運営の先頭に立って市民の信託にこたえる所存でありますので、議員各位と市民皆さんの一層の御理解と御鞭撻をお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

以上です。

○議長(小山良悟君) これより質疑に入ります。奥住日出男君。

○21番(奥住日出男君) 2点ばかり御質問をさせていただきます。

大変、今の所信表明、全体的には期待をするものでございますけれども、5ページの3)で、行政機能の強化という面で、1点、質問をさせていただきます。

ここで言われていることは、行政機能の高度化ということで、従来の行政の枠を超えた柔軟なサービス提供をする、というようなこと。これが「すぐやる課」みたいな形のものができるのかどうか、ちょっとわかりませんが、(仮称)日野市企業公社を設けるといふ、この準備室を設置するということですね。具体的にこれがどういうものなのか。また、できた暁にはどんな仕事ができるのか。それがどのような行政サービスに結びついていくのか。その辺を順を追って、さらに詳しくお聞かせいただきたい、というのが1点でございます。

もう1点は、12ページに4)で、活気ある産業と豊かな消費のまちという、この中で、最後に「企業の生産活動に対しても環境整備に努力いたします」ということを言われています。これがどういうことなのか。現在、市内に存在する多くの企業の中で、何らかの支障を来した企業があるのか。それも踏まえて、具体的に、どういう企業でどんな問題があるから、その辺を環境整備をしていきたい、こんなような回答がいただければ大変ありがたいんですが、以上、2点について、もう少し詳しくお聞きしたい、というふ

うに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問をされました2点について、お答えをいたします。

行政機能の強化ということは、かねがね日常的にも努めてまいっておるところであります。特に御質問の中の、（仮称）日野市企業公社、これにつきましては、例えば、駐車・駐輪事業でありますとか、日野市がこれからいろいろと計画をしております事業に対して、受け皿になってもらえるような、一例で言えば大成荘でありますとか、安曇荘でありますとか、そういうところの受託のできる、そういう役割を期待したい、とこういう考えがあります。

なお、もっと積極的に申しますと、市内のバス運行についてとか、あるいは駅前の再開発事業等についても、将来、行政を補足する手段として取り組める団体になれば幸いである、とこのように考えております。

まだ未確定の分が多いわけでありまして、市の職員で定年満期する人たちもいますし、市内でいろいろな高齢者事業団、あるいは、ちょっとこれも先ほど述べました女性の社会事業協会、それらのことも、それぞれの機能も活用できる、そのような事業ができないだろうかということが、今、模索を進めておるところであります。

それから御質問の12ページ「企業の生産活動に対して環境整備に努力いたします」これは、まだ日野市の都市計画事業等も完成していない部分もあるわけでありまして、いろんな交通条件の整備でありますとか、渋滞の解消でありますとか、企業活動は別段、特に何が不自由だといわれたことは直ちにはありませんが、住宅の整備も大切だろうと思っておりますし、いろんな意味で、企業が地元で生産性高く活躍をしていただいておりますから、なお、それに支障のないいろんな工夫をしたい。そのように考えておる、とこういう意味の所信表明でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 今、市長の御答弁を聞いていまして、ちょっとまだわからない部分があるんですが、前段の、行政機能の高度化、いわゆる（仮称）日野市企業公社を設立したい、ということなんですけれども、実際に駐輪場であるとか、駐車場であるとか、あるいはバスの運行等々のお話が出たのですけれども、本来、都や国がやるべきことが、なかなか思うようにいかない。市民要望がどんどん多岐にわたってきているので、どうもちが明かないので、市の方でそういうものをつくって、さらに市民の行政サービスを解決していきたい、というような、こんなふうに受け取っていいのかどうか。

一例を挙げると、バスの運行についても、どうもいろんな長い年月をかけて市民の要望があるにもかかわらず、遅々として進まずという、こういう実態の中で、こういうものをつくらなければ実際に行政がうまくいかないのかどうか。市民の要望にこたえられないのかどうか。できれば、こういうものがつくられることによってサービスが行き届くのかどうか。これは行政手腕の分かれるところでございますけれども、実際にその辺をもう少しちょっとはっきりとお聞きしたい、ということです。

それから、後段の、企業の生産活動に対しての環境整備、私はちょっと勘違いして、何か市内の企業でいろいろと問題を起こしちゃったので、その辺を指導という面で環境整備を促していくのか。こんなふうに、ちょっと文章上、受け取ったものですから質問したわけなんですけれども、後段の方は結構です。前段について、もう少しちょっとわかりやすいように。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一例を、市内バスの運行のことで問われたわけでありまして、今、バス運行を一つの例にとってみましても、運行免許を持っておる、具体的に言えば京王バスであります。幾ら交渉しても採算のとれない仕事はできません、ということに帰するわけでありまして。そこを打開するには、ある程度、直営ということは直ちには言えないかもしれませんが、そのような要素を入れて迫っていかないと、また、そういう自治体の直接かかわる仕事であれば、陸運局でもそれなりの理解はする、とこのような情報もいただいておりますので、ぜひそういうことの詰めにも努力をし、こういう外郭団体、あるいは第三セクターを通じて、具体的に市民サービスのできる、そういう状況を目指したい、このように考えております。

○議長（小山良悟君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） まず、3ページです。この上から4行目に「いわゆる生産年齢人口が依然として増加傾向にあることは、市勢発展に一層期待ができるものでありま

す」とこういうふうに書いてあります。

一般的に、これから高齢化が急激に進むんだ、とこういうことが言われておまして、いろいろ行財政調査会なりでもそういう結論を出しておりますし、統計的に見ても、これはほぼ間違いのない事実であるわけですが、生産年齢人口が依然として増加傾向にある、というのは、どこを見てこういうことを言われるのか。私は全然理解できないので、その辺を教えてもらいたい、と思います。

長い市政の長期展望を立てるわけですが、その中で、人口構成がどうなるのか、ということ是非常に大きな要素の一つであり、これを間違えると長期計画なり、長期展望というものが、おかしなことになってしまう可能性が非常に強いわけです。この辺、どういふ見解なのか、質問いたします。

次は、今、これは奥住議員が触れられた問題ですが、日野市企業公社、とこういう、これは5ページですが、字句が出ています。一体これは何をやるんだらうか、ということが、この文章だけ読んだだけでは全然わからないんですが、内容は、今、奥住議員に対する答弁で、こういうことをやるんだということは、ほぼわかりかけてきました。

しかし、この文章なんですが、民間企業の企業性と行政の信頼性を持つ、とこういうふうな文章が出てくるわけですが、これはちょっとおかしいのではないかと。行政は信頼がおける、民間企業は信頼がおけない、とこう必ずしも言い切れないという面が、今の社会情勢では大いにあるはずであります。いかにも昔の官尊民卑の思想を丸出しではないか、とこんなふうにも考えられます。

国鉄とJRの関係を見ても、果たしてJRになって信頼性が低下したかという事実があるかどうか。むしろ日野市は向上したのではないかと、とこういう見方が大いにできるわけがあります。

そもそも、こういう公社形式というのは、確かにいい面はあるには違いないが、間違えと民間ほどの、これは競争原理も市場原理も働かないわけですから、効率性においても問題がある。

また、仮に行政に信頼性があるとすれば、信頼性の面でも行政に劣る、とこういうことになりかねない点が大いにあるわけです。その辺をどう理解しているのか。これが第2問です。

次に、消費税問題が最終13ページに出てきます。こういうことが書かれております。「税制改革が施行されましたが、その後見直し案が提案されるなど、市民生活に及ぼす

影響は極めて不透明であります」これはどういうことを言っているのか、ちょっと私には理解できないんですが、よく「消費税反対」というんですけども、税制改革全体を総合的に見て、市民生活にどういふ影響があるのか、判断すべきはずであります。

この文章は、前には市長は、公約違反だ、逆累進性だから消費税に反対、というような主張だったんですが、税制改革の総体を見て市民生活にどう影響されるか、というふうに見方を変えてきたという点も見られるんですが、そのことは結構なんですけれども、不透明という言葉は、具体的にどういうことを言っているのか。まだ、市民生活にどういふ影響を及ぼすかわからない、というのだというふうに判断しても間違いのないと思うんですが、その辺、どういふ見解なのか。まず、そのことをお伺いいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の3点の第1項、平均年齢が進んでおるとはいえ、いわゆる生産年齢人口が依然として増加傾向にある。これは事実であることはもちろんであります。その事実が日野市としては大変な特徴である。高齢化するとともに、生産人口はだんだん減っていく、というのが一般の統計であろうと思っておりますけれども、日野市の場合、まだ企業等が生産活動がしっかりしているために、新しい、若い働く人口がかなり入ってこられるということから生ずる、日野市の一つの特色とも言える人口の分布である、とこういう意味でありまして、まさに事実でありますので、そのとおり理解をしたいわけでありまして。

それから、企業公社のことにかかわりまして、信頼性、あるいは機能性のことを問われておるわけですが、私のは、これは所信表明という認識の中で申し上げておる意味でありまして、本来の行政は、市民から見れば頼りたいところ、また、そうでなければならぬ、とこういうふうに思っております。

民間の経営能力については、行政よりも確かに競争原理、あるいは新しい転換等によって、経営機能が高い、とこういうことを申し上げておるわけでありまして、笹野議員さんの御認識ともし違ふとすれば、それほどこだわるということではございません。こういう認識で、一応おります、とこういうふうにご理解をいただければ幸いです。

消費税に関しましては、現在の国勢の状況が文字どおり廃止論と見直し論と競合をしておる、ということであるわけでありまして。我々といたしましては、廃止をしていただくという方が、市民生活にも理解がしいし、また、よく言われます逆進性、いわゆる弱い者いじめ、とこういうことこそ一番最初に解決をしなければならない市民の立場に立つての見解だ、とこのようにお願いをしたいわけでありまして、その不透明がはっきりわ

からない、こういう意味でありますことは、御指摘のとおりであります。

以上です。

○議長（小山良悟君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） まず、最初の人口動向について、再質問をさせていただきます。

どうも一般の認識とは、この生産年齢人口が増加傾向にあるということは、全然逆なんです。むしろ高齢化が進行するというのが、常識的な見方であります。「統計ひの」の125ページ、これに、これは第41表ですが、男女、年齢（5歳階級）別予測人口。昭和45年から平成17年までの予測がしてあります。これは昭和、最終的には60年の国勢調査の数字をもとに予測したものでありますが、非常に出生率もこれから急激に上がることはないであろう、という1点があります。

それから、高齢化は依然して進むであろう、とこういう前提はまず崩れないという、非常に確実な数字と見て間違いのないわけですが、これはちょっと少し数字的なこととなりますけれども、確かに、今、市長が言われたように、平成2年、ことしは総人口に占める生産年齢人口、これは71%と、非常に高いんです。過去を見ますと、昭和45年が68%、昭和50年が65%、そして昭和55年が66.8%。ですから、確かに、ことしだけ見る限り71%ですから、高いとは言えますけれども、これは将来どうなるか、というほぼ間違いのない数字が、これは東京都の統計局の試算なんです、出てきております。これを、ではこれからのことを申し上げますと、5年後、平成7年に69.5%、そして10年後にはぐっと下降傾向になるわけでした、66%。そして15年後の平成17年、2005年になると62%になってしまうんです。ただ、15年の間に、これほど全人口に占める生産年齢人口が急激に減ってくるという事実があるわけですが、せめて市政を担当するのは、10年、15年ぐらいの先の見通しを立ててやらないと、大きな間違いを起こすのではないかと、このように考えるわけです。

いまちょっとこれを、この統計なり予測について申し上げますと、現在、生産年齢人口、これは統計的には15歳から59歳までを生産年齢人口とっているんですけども、これが11万7,750人です、平成2年度は。ところが、実数も15年先に行くと、11万1,738人と、約1万人弱人口がふえているのに、減少してくるわけです。これが正確な事実でありますけれども、どうして将来動向として、生産年齢人口が増加傾向にあるか。こういう結論を出したのか。その辺が私は理解できないんです。

むしろ言えるのは、高齢者比率とか高齢者と生産年齢人口の比率、これが急激に悪化しているわけです。本年度、平成2年は、これが高齢者比率を申し上げますと、7.9%

です。ところが15年、平成2005年には14.47%。ほぼ倍になってしまいます。こういう事実があるわけです。そして、よく言われる生産年齢人口と高齢者の比率ですけども、平成2年が11.1%です。これは、65歳以上の高齢者を生産年齢9人で支えている、とこういうことなんですけれども、これは急激に数値が悪化していくわけです。5年後には14.5%。約7人で65歳以上の人1人を支えなければならない。さらに2000年になると、5人で高齢者75歳以上のお年寄りの面倒を見なければならない。あと5年たつと4.5人ですから、15年後には半分の生産年齢人口で同じお年寄り1人を支えなければならない、とこういうほぼ間違いのない統計に基づく予測人口が出ているわけです。

こういう予測、ほぼ間違いのない数字ですよ、これは。があるのに、生産年齢人口は依然として増加傾向にあるということは、また、どう見ても納得できないということです。答弁をお願いします。

○議長（小山良悟君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それでは、ただいまの御質問、ちょっとお答え申し上げます。

確かに平均年齢につきましては、年々、若干ずつは上がっておりますけれども、生産年齢人口につきましては、これは15歳から64歳までをとらえた数字でございますが、63年1月1日では73.8%、64年1月1日では74.6%、そして平成2年1月1日では75.3%と、少しずつパーセンテージは上がっていることは事実でございます。これにつきましては、私も手元には資料がございませんが、先ほどちょっと見てきたんですが、まだ14歳の人口が64歳の人口の倍近く日野でもあります。したがって、ここ数年は今の人口の構成でいきますならば、それがそういうような状況が続くのではなからうか。

ただ、やはり5歳未満ぐらいの人口が非常に少なくなっております。この時代が来ますと、やはり先ほど議員さんがおっしゃられましたように、生産年齢人口が下がっていく、ということになるかと思えます。そういう実情でございます。

○議長（小山良悟君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） それ、64歳までを生産年齢人口としてとらえるかどうかということは、見方の相違ですが、数字的にも多少は違ってくる、パーセンテージもですね。

しかし、ことしを、今年度、平成2年あたりを上限にして徐々に生産年齢人口の比率は下がっていくということは、これは争えない事実です。これだけは私、はっきり言っておきます。生産年齢人口対高齢者の比率も、15年後には半分になってしまうということも、これは生産年齢人口50——私はちょうどこの「統計ひの」を見たんです。あるい

は、ほかの資料を見たら、59歳で区切っているから、単純にこのような数字で計算してみただけですけども、比率としたら64歳を見ても多少前後するだけで、この傾向は狂っていないわけです。そういうことです。

したがって、生産年齢人口が10年、15年の長期見通しだと低下傾向にある。高齢者比率も急激に上がってくる。あるいは、高齢者と生産年齢人口との比率も急激に悪化してくる。これはだれが見たって、間違いのない事実です。そのところは、どうですか、市長。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一般論としては、お説のとおりだと思います。

その中で、日野市は特色がある、とそういうことを強調したいために、市のこれからの市のエネルギーの発展には期待が持てるということ、はっきり言いたかったということでありまして、人口論、あるいは高齢化社会の中で生産年齢人口が減るといのは、これは当然の傾向は避けられないと思っております。その中の日野市は、しかし特色がある、というところを強調したんだというふうに御理解をしていただければよろしいんじゃないか、と思っております。

○議長（小山良悟君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） 今の答弁に対しては、私は納得いきません。

さらに、今、市長が、工場に就職する若年労働者がふえるから生産年齢人口が増加傾向にある。これも私は全然理解できないんです。傾向としては、今、富士通ファナックを見ればわかるんですけども、地価の動向、あるいは交通問題もあって、実際に二次産業的なものは日野市内からほかへ移っていくというのが、傾向なんです。跡へ調査研究機関残り残らない。そうして本社機能は都内へ移転してしまう、とこういうのが傾向としてあるわけです。

これは昭和60年3月の日付で「日野市行政調査報告書」というのが出ているんですけども、これの中にもそういう見通しが述べられております。今までのファナックの例もあるし、若年労働者が工場へ就職するから生産年齢人口はふえるなんていうことは、どうしてもそんなことはあり得ないはずなんです。それだけまた申し上げておきます。

いま一つ。2問目はこれ以上、まだ具体的な数値が出ていないから、どうこう言えないんですけども、長い目でみて、民間でできるものを行政で取り上げる必要はないんじゃないか。民間に任せておけばいいんじゃないか。どうしても行政が民間と比べて効率性において劣ることは事実であります。基本的には、私、そんなふうに考えているわ

けです。確かに行政の方が信頼できるよ、という考え方で特養老人ホームも実質的には公立公営の形をとったんだと思いますけれども、必ずしもこれからの将来動向として、そういうことも言えないんじゃないか。これは答弁は結構です。

最後に、消費税の問題ですけども、そこに、こういう垂れ幕がかかっています。けさ、確認してきたんですけども「市民生活破壊の新大型間接税、消費税導入反対」と、こういう垂れ幕なんです。確かに今、市長の答弁の中にありましたように、新税は悪税なり。まだ現行の消費税がいろいろ欠陥がある、ということも事実なんですけれども、これは消費税だけ取り上げれば、確かにあんなもの払うのは嫌だ、という国民が大多数だと思うんです。しかし、これは、税制全体をどう変えていくかという課題の中でとらえられるべき問題で、消費税だけ取り上げたって、これは意味がないんです。

例えば、一方には所得税減税もあるわけですし、個別物品税廃止もあるわけですし、総合的にとらえてどうなのか、と理解すべきだと思うんです。そうじゃないでしょうか。

今、だから不透明でありますというか、税制改革がどう市民生活に影響するのか、まだ、見直し案がどうなるかを含めて、はっきりわからない、とこういうことを言っているんだと思うんです。そうでしょう。そうすると、市民生活を破壊するときめつけて、簡単に結論を出して消費税導入反対というようなスローガンを、あそこへ垂れ幕を掲げておくことは、どうも大に行き過ぎではないか、と私は判断します。

衆議院の選挙の結果を見ても、あのような結論が出たって、これは必ずしも消費税ばかりの判断ではないと思いますけれども、国民の考え方も消費税廃止一本やりではない、と見てもいいわけです。その辺、市長、どう考えますか。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御説に一々反論をする場ではないと思っておりますが、私も一層勉強をいたしまして、なるべく間違いのない、そういう行政の運用をしなければならぬ、とこういうふうに感ずるところであります。

○議長（小山良悟君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） とりあえず、市民生活を破壊する消費税導入反対とかいう垂れ幕、これだけは、この行政報告の中で書いてある税制問題に対して、市民生活に及ぼす影響というものは不透明である。確かにそのとおりだと思います。これは、破壊するときめつけるのはどうも納得できないわけです。その辺、市長、どう考えますか。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 十分検討をして対応したい、とこのように申し上げておきま

す。

○議長（小山良悟君） 旗野行雄君。

○24番（旗野行雄君） これは結論で、答弁は要りませんが、ある総合雑誌の臨時増刊に、こういうことが書いてあるんです。「次にこけるのは——これはおかしくなるのはということです——日本型の福祉国家ではないか」とこういうタイトルで、最初にまず、東欧の最近の政治情勢が書いてあります。そして、今、非常に急速に共産主義の崩壊現象が進んでいるわけですけれども、次におかしくなるのは日本じゃないか、とこういうことなんです。どういうことかという、出すのは舌を出すのも嫌だ。しかし、もらえるものは全部手を出す。福祉とは、税金や費用は他人が出して、おれは一方的に受け取ることだ、と考えているのが日本人の大多数だ、とこういう今の日本人の福祉国家についての考え方だ、こういうことが書いてあるわけです。

次に、今、世界の福祉国家の最先端を行くと言われているスウェーデンのことに触れているわけですが、スウェーデンの税負担と社会保障負担等を合わせたものが、実にGNPの73.3%。という、今の日本のほぼ倍なんです。それだけ福祉には金がかかるということです。そして、こんな七十何%という税金を、高額所得者からなり所得税から——言葉をかえて言えば直接税で負担できないわけです。それで、食糧だろうが教育費だろうが、実に23.4%の一律の消費税を取っているんだ、これは年金生活者も一律だ、とこういうふうなことが書いてあります。年金問題一つをとっても、今、平均のスウェーデンの共済月額が7万5,000円だそうです。

ところが、今、平成2年度予算の日本の予算では、厚生年金の平均が35年勤続で19万9,983円。ほぼ20万とっていい数字まで到達しているわけです。これでは、税金を払わなくて、もらうものはもらえよということでは、とてもやっていけないので、こればかりではないとは思いますが、これは西欧では相当高い、形こそ違え間接税を取っているわけです。その平均的に見て、7分の1ぐらいの間接税を今回、導入したわけです。企業や高額所得者から取ればいい、とこういう言い方もありますが、既にそれも世界で類を見ないほどの高累進性なんです。今、国際化、情報化、高齢化社会が急激に進んでいる中で、こんなことが果たして許されようか、とこういうことが書いてあります。

いまちょっと珍しいことが書いてあるんで、これもほぼ間違いのない数字かと思えますけれど、年金について触れておまして、大正生まれの人は自分で掛けたお金の掛金の30倍の共済金がもらえるんだそうです。ところが、昭和一けた生まれの人はほぼ10倍き

り、今の制度が続く以上、手につかない。さらに、これが——今の数字は間違っております。大正年代生まれの人は10倍以上の年金をもらえる。せいぜい昭和一けたの生まれの人は3分の1きり、3倍しかもらえない。3倍もらえるということは、掛金と同額を企業が負担して、さらに国庫負担金がつくから、掛けた金きりもらえないんだ、ということのようです。それが戦後生まれになると、取り分は掛金の2.3倍になってしまうんだそうです。さらに、これからの人は自分で掛けた金のたった6割きり手につかない、とこういうような試算も出ております。

その辺も勘案すると、どうしてもある程度の、今の消費税でいいというわけじゃないんですけども、また、欠陥もあるはずですが、これは妥協の産物ですからやむを得ないはずですが、ひとつ見直して、消費税といわず、間接税はどうしても将来、必要ではないか。こういうふうなことが書いてあります。私もこれについてはほぼ同感なんで、紹介してさらに御意見を伺えれば、お話をうかがえれば、とこういうことでこの質問を終わります。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 私が質問を予定しておりましたことについて、何人かの方からお話が既がありましたので、大枠、質問をさせていただきますので、お答えをいただきたいと思えます。細かくは条例の改正や提案の時期、または予算審議を通して聞いてまいりたい、と思えますので、概略だけ質問をいたします。

まず、今の消費税のことが、ちょっといろいろ議論されましたので、もう一度市長にその点をお聞きをしておきたいと思えますが、私も予算審議の過程、昨年、市の庁舎にかけられている懸垂幕「消費税反対、市民生活破壊」というような言葉が、なにか政党本部にかけられている垂れ幕のような内容でもありましたので、その撤去を求めたわけですが、1年間、しぶとく庁舎に掲げられてまいりました。今のやりとりで、多少、市長の態度も軟化した。撤去も近いのかな、という感もあるわけですが、国民の意思が示された総選挙で、消費税廃止を掲げた政党の当選者よりも、見直しを支持する国民の声、数字の上ではほぼ均衡し、かなりの割合を示していたということからすれば、もうぼちぼち時期ではないかと思えますが、もう一度、お尋ねをいたします。

それから、市民生活破壊という市長の言葉なんです、具体的にどういうことなのか。今、逆進性ということをおっしゃったんですが、間接税の持つ宿命的な一つの欠点として逆進性というのは、これはもう指摘されるまでもなく、あるわけです。ただ、その点をカバーするためにいろいろ他の福祉施策等を通して、一般施策をもってカバーをする

ということで、いろんな工夫は既になされているわけですが、市長の言う「市民生活を破壊する」というものを、もう少し具体的に説明を、この際、しておいていただきたいと思えます。

それから、9ページに「第五小学校の改築に伴い、さくら第二学童クラブを新築いたします」この点については、12月議会に厚生委員会で審議をされたと思えますが、関係の父母から請願が出され、既に採択をされているわけでありましたが、これらの議会の意思、意向を踏まえて臨まれている、というふうに確信をするわけでありましたが、この新築の内容について、請願の趣旨が尊重されているのかどうか。この点、お尋ねをいたします。

次に、その下の「4人以上の多子家庭に児童養育手当を支給する制度を設けます」この点について、市長の考え方をただしておきたいと思えます。

今、人口の増減、いろいろお話、やりとりがありました。これは市長は完全に勘違いをしておられたということですから、訂正をされた方がよかったですのではないかとと思えますし、この文章がそのまま市の広報に掲載をされて、市民に示される、重要な市の文書ということになるわけでありしますので、数字の思い違いや勘違いはやはり直しておく方がいいと思えますので、その点も触れておきたいと思えます。

現在、出生率が非常に低下をしてきている。我が国の場合には、1.66という出生率がいろいろ資料等で示されております。昨年、平成元年の出生数は124万3,000人というふうに言われておまして、明治32年に統計をとり始めて以来、最低の記録を更新をした。つまり、若い人がうんと少なくなって、お年寄りがうんと多い社会がどんどん進行しつつあるわけでありまして。

そういう中で、この出生率の低下、これは文明が衰退するとか、国力が衰退をするという前兆だ、とよく言われるわけですが、こういった人口対策上の観点から、4人以上の多子家庭に児童養育手当を出す。つまり、人口政策的な意味があるのか、つまり、もう少し出生数を上げたいという市長の意向で、こういう制度を設けられたのか。

または、そういった視点は全くなく、お子さんの多い御家庭は生活がいろいろ物入りも多く大変だろうという、純福祉的な、そういういわゆる社会的にいろいろ経済面で苦しいお立場の方を少し行政でお助けをしよう、という立場での提案なのか。どちらの発想をもってこの制度を設けられたのか。市長のお考えを聞きたいと思えます。

次に、公民館のことで、次のページに非常に簡単な記述ですが、2行ほどございまして。公民館行事を拡大してまいります、ということですが、これは12月議会でも多少、私は

やりとりをした記憶があるんですが、この後、いわゆるコミュニティ施設、集会施設、浅川の公会堂、仮称であります。既に平成2年度には具体的な予算計上がなされております。また、複合文化施設はほかにもつくっていくということで、検討のための委員会を設けられることになっております。

つまり、こういった施設が次々につくられていく中で、公民館の位置づけをどうしていくか、ということになるわけですが、一つだけお聞きをしたいのは、つまり、公民館事業が社会教育事業の一環として長い伝統の歴史を有するわけで、会館の使用等は無償ということになっております。

ところが、市が今度計画をしているさまざまな施設、浅川公会堂もそうだと思いますが、東部会館もそうでありますように、有料ということにすべて施設はなっていくことと思えます。大体、市民から見れば、東部会館も生活・保健センターも浅川公会堂も、公民館的な性格を有するし、さほど明確な区別をもって市民が見るといことは、普通はないと思うわけです。

しかし、一方が有料であり、一方が無料であるというところに、釈然としないものを感じる市民の方は多いのではないかと、思えます。この点について、今後、計画をされる施設、また、既に生活・保健センターや東部会館は有料ということになっておりますが、この辺の整合性をどうお考えになっているか。

また、有料の根拠について、お考えをお聞かせをいただきたいと思えます。

それだけ、お聞きをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問に、順次お答えをいたしたいと思えます。

第1点の、市民生活破壊の消費税。これが事実と違うという、そういう御趣旨もあるようではありますが、先ほど、逆進性という言葉で、つまり所得の少ない人まで引くくめて消費税が負担をする。その額は、昨年、対策本部で概率的に調査をしましたところでも、一番安く見積もって月額5,000円相当。1人頭にすれば3,000円相当。この程度の負担増になっておりますから、明らかに生活弱者に対しては、生活を破壊しかねないぐらゐの影響を持つものだ、とこういふ認識であります。

行政の主張として、懸垂幕の表現をふさわしくない、とこういふことも伺ってございましたが、新年度からまた元に戻って、市民憲章のフレーズを毎月更新をしながら掲げていきたい。一つには、そういう考えは持っております。

さくら第二学童クラブのことにつきまして、議会の請願とあわせて新しい発想がある

か、ということだと思いますが、この請願が審査された当時の厚生委員会において、私は、原則として、今までやってきておる規模を維持いたします、とこのようにお答えをし、採択をされた経過を知っております。何か、運用上の若干の配慮はしたい。このように考えておりますが、本来、学童クラブを学校に、あるいは空き教室にせよ、依頼をしておるということは暫定措置でありまして、いずれは児童館という施設を建て進むことによって、本来的な機能に置かなければならない。こういう性格の施策である、とこのように考えております。

第3点。4人以上の多子世帯に若干の養育援助をやる、行方、とこういう新しい施策であります。御質問のような人口生産を奨励するという意味ではございません。むしろ、多子世帯は、今日の生活ではいろんな意味で生活費もかかるわけでありまして、子供の養育に支障のないように若干でも手当をして激励をする、とこういう趣旨で考えております。純福祉的な施策だとお考えをいただきたいと思っております。

4番目。公民館事業につきまして、この請願の採択経過を承知しております。

公民館は、法律に基づいて、社会教育法に基づいて、無料施設だというふうにされております。その点が、今、我々が、先ほど挙げられました文化・福祉施設等において有料制をとっておる。これは有料ということは、採算——経営にプラスするというよりも、むしろ使う人と使わない人との、やはり負担の差は本来なければいけない。こう思っておる考え方によるものであります。

それから公民館は、これはもう施設の本質として、無料制の施設でありますから、今後、市内の各施設を会場として行う公民館事業につきましては、公民館にそれぞれの使用料を予算計上して、それによってその活動は、公民館の主催のある事業については無料制が維持できる、とこのように御理解をしておいていただきたいと思っております。

有料制、無料制、あるいは、今後、公民館という本質的な、内容的には類似したものがだんだんできると思っておりますけれど、今の中央公民館は、むしろ日野市内全域を会場として事業を組む。それに必要な経費は会場費、あるいは講師、その他についても年度予算で用意をしておく、とこういう形をとりたい。このように考えております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） まず、消費税のことですが、懸垂幕は年度いっぱいなくなるようなお考えのような、私は受けとめ方をしたんですが、本来、共産党本部、チャウシェスクがいるような建物と見間違いのような、そういったスローガンは庁舎に掲げるべきではない。その表現も非常に、政党機関紙の見出しを見るような内容のものだったという

ことで、この1年間の掲示については、私は強く抗議をしておきたいと思っております。良識を持って、今後、対応していただきたいと思っております。市民の庁舎ですから、その辺のバランスをくれぐれもお忘れなく、市政の最高責任者としての見識を示していただきたいと思っております。

先ほど、これは前に資料を要求すればよかったと思っておりますが、庁舎内に消費税対策本部を設けて、その影響を調べたというのは、私どもも承知をしておりますが、その影響の具体的な内容について、新聞やテレビなどの報道機関でも、1人当たり幾ら、各平均世帯当たり幾ら、というのが出ましたが、市の資料については、私どもはまだ受け取っていませんので、市の調査をした影響額、影響の内容を記したものを資料として要求したいと思います。その点、出せるのかどうか、お尋ねいたします。

それから市長に、この際、もう一度税制というものについて、考え方をちょっと聞いておきたいんですが、公平な税制、また、理想的な税制というものを市長はどう考えておられるか、ということです。金持ちからうんと税金を取るのが公平だ、というような考え方もあると思っておりますし、その点、市長のこれはもうアウトラインで結構ですので、こういうすべての高齢化社会を迎えた国々が採用している間接税というものを否定をするという、その姿勢を今でも捨て切れないうことであれば、「私は税制改革についてはこう考えます。今から勉強します」ということをおっしゃっていたんですけど、市長選で消費税廃止を公約して1年たつわけですが、大体、もういいかげん勉強されたと思うんですが、少し税制というものに対して、これから高齢化社会が進むということは、今お話もしましたし、21世紀の初頭には子供よりお年寄りの数が多くなる、という社会が間違いなくやってくるわけです。そういったときに、だれがこれを負担をしていくのか。医療費、社会保障費。当然、だれかが負担をするわけです。そういったことを踏まえて、市長のお考えを、これは再質問いたしませんので、お聞きをしておきたいと思っております。

さくら第二学童クラブ、第五小学校が、今、改築が進行中ですが、それに伴って利用者、関係者の父兄から請願が出されたということで、市長は、運用上、若干の工夫をしたいということ、今おっしゃったわけですが、それは建物の設計や用地の面積等に、そうした工夫が既にされているということかどうか。細かいことは、また予算の審議の場でもお聞きをいたしますが、その点、既にそういった措置がとられているかどうか、確かめておきたいと思っております。

4人以上のお子さんの多い家庭に対して、児童養育手当を出す。これは純福祉的な考

え方でやるものだ。人口政策的なグローバルな視点からではない、というお話ですが、市長は、核兵器を廃絶するという、非常に全世界的な課題を御自分の一つの市政運営の柱の一つに据えてみたり、とてつもない大きな課題を御自分でお引き受けになったりするから、私は当然、何か、こういう地球やそれぞれの国の文明を守るためには、やはり犬や猫じゃできないわけで、人がいなくちゃできない。そういった視点が、核兵器と同じように人口政策の上でもお持ちなのかな、と思ったんですけど、そうじゃ全然ないということで、ちょっと寂しい気がしたんです。がっかりしたんです。

私は、成人式なんかでスピーチをされる。毎年毎年、十何年お話をなさってくると、成人の数がだんだん少なくなってきた、ということもよくおわかりだと思うんです。社会を支える、そういった人たちを一定数、つまり適正に人口を維持するために必要な出生数というようなものを、2.1だとか1.82で大丈夫というような、いろんなものもあるんですが、そういうことを踏まえて私は、日野市でできることは何か、ということを考えて上で出された、かなり高度な政策の一つかなと思ったんですけど、全然そうじゃないということで、ちょっとがっかりしましたが、ぜひ、そういうこともひとつ踏まえていただいて、こういった政策、施策というものに、もう少し高みのある観点を持っていただければいいと思うんですが、これは事務当局でもいいんですけど、具体的にはどのくらい日野市に対象者がいらっしゃるか。担当部の方では、特段そういう高い見識からの提案であったのかわかりませんが、市長は、これは単なる福祉だよということで、さりげなくおっしゃった。担当の方のお考えと、それから具体的なこの数について、対象者はどのくらいいらっしゃるか。参考のために、日野市内の現状、実情を知りたいと思いますので、お尋ねいたします。

それから、公民館のことも、またこれは追って質問をしていきたいと思いますが、使用をする人と、しない人の間に差を設けるということで、これはわかります。わかりますが、公民館を使用する、利用するということになりますと、現在の公民館は1館でありますし、浅川の南部地域の方からすれば、とても日常、簡単に利用できる距離にはない。交通手段も確保できないということで、使用するにもできない人たちがたくさんいらっしゃるわけです。使用できる状態に、すべての人が同じ環境下、条件下に置かれていて、なおかつそれぞれの市民の皆さんのいろいろな考え方や、公民館事業に対する理解や、その市民のいろんな考え方もあると思いますが、市民に判断がゆだねられていて選択ができる環境なら、私は問題ないと思うんですが、利用できない立場の人たちもいる中で、使用できる人と使用しない人の峻別をするというのは、ちょっと時期尚早では

ないか、という気がいたしますが、この点について、再質問は行わない予定でありますので、もう一度、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 1点目の、消費税に関連しての資料要求でございます。昨年議会の中でも、消費税に関係する一般的な国の発表、あるいは東京都の消費税に関連しての発表は、数字でお答えしたわけでございますが、私の方は、昨年、平成元年度に市財政に及ぼす影響ということで、資料を提出した経緯があるわけでございます。当然、平成2年度も予算委員会の中で審議をいただくわけでございますので、その資料につきましては、影響額を提出していきたい、というふうにお答えしておきます。

参考でございますが、平成2年度の歳入歳出、差し引きましての数字といたしましては、6億7,382万5,000円というような影響額になっております。この資料を提出します。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

第2点目のさくら第二学童クラブでございますけれども、私ども学童クラブにつきましては、1小学校区1クラブという基本で進めております。

また、規模等につきましても、おおむね100平米、木造あるいは鉄骨造ということでございます。

平成2年度予算編成におきましても、そのような基準で予算を編成しているところでございます。

第3点目の、多子家庭の児童養育手当でございます。これが、先ほど市長の方からお答えがございましたとおり、純福祉的な施策ということでございます。

また、この新しい制度につきましては、国で行っております児童手当と大きくかわり合いを持ってくるわけでございます。国の児童手当につきましては、昭和61年5月までは、第3子以降の子供に児童手当が支給されておりました。この支給期間は、義務教育を終了するまで、ということございましたけれども、63年度の改正では、対象児を第2子まで引き下げております。第2子以降でございますけれども、支給期間を就学前までということで、9年間、支給期間を短縮されているわけでございます。そのようなことから、多子家庭におきましては、むしろ就学後に非常に経済的にも負担がかかってくる、という状況下の中では、どうしても多子家庭、4子以降については何らかの経済的な援助が必要ではないかという観点から、この制度を導入したわけでございます。

対象数でございますけれども、4子以降となりますと、おおむね100人でございます。100人、いわゆる100世帯という御理解で結構だと思います。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） もう質問をしない予定だったのですが、先ほどの資料のことを、ちょっともう一度、お願いをしておきたいと思いますが、市財政に与える影響ということで、市の方で試算したものは平成元年度予算審議の際、また決算のときにも、私も利子割交付金等も含めたものを再度要求して、手元に今ございます。

ただ、消費税対策本部で検討した結果、今、市長は、1人3,000円くらいの支出増になっているのではないか、ということをおっしゃったので、私は、そういった市独自で調査をした資料があるのかと思ってんです。新聞やいろんな報道機関で出されたものでは、そういう数字を私も、5,000円だ、3,000円だというのは見ておりますが、市で調査をし、市民生活のもとに弾き出した数字が何か別にあれば、それをいただきたいということで、お願いしたいわけです。ちょっとその辺、はっきりしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 消費税額の影響については、市独自の本部での調査をした数字はございません。私の方も、東京都の関係あるいは新聞発表等を試算の中で、同じ状況であるという判断の中で、そういう数字を申し上げているわけでございます。よって、独自で、その影響額についての調査部分、財政に影響する部分だけの資料でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 懸垂幕もなくなるようでありますので、もうこれは指摘だけしておきますが、市独自の調査もなしに、言葉として出てきたものが、よく左翼制度なんかで使う極端な言葉、表現というのがあるわけです。市民生活破壊というような言葉を日野市長が使うということであれば、当然、客観的な数字とかデータというものを市民対象に何か調査したものがなければ、使えないはずなんです。それがなくて、なにかいろいろ情報やデータをつまみ食いをして、こういう表現を使ったということになるのかと思いますけれど、こういった点、もう少し冷静に大人の対応をしていただきたい、ということをつけ加えておきたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） それぞれ、もう質問が入ってきていますので、ダブらない点だけちょっと伺います。

5ページに「健康行政の充実と医療体制の整備」。これから入っていきまして、病院の建てかえの課題については具体策をもって云々、というようなことであります。いろいろ市立病院対策の特別委員会等も設けられておりまして、そちらはそちらのサイドで進んでいるわけですが、ここで言う、具体策をもってという具体策が、今の時点で示されれば、お示しをお願いをしたいと思います。このことが1点。

それから12ページになりますけれども、青少年の健全育成の関係でございますが、昨年でも健全育成にかかる、将来、21世紀を背負って立つ子供たちの施策というような中で、14年間続いたキャンプ村の問題を取り上げて一般質問をいたしましたけれども、これにかかって、この推進については助成制度の充実ということで、一口にうたっていますけれども、こちら辺を含めて、ここで、要するに助成としてバス代なり何かを負担をして、今までのキャンプ村にかわるものが出てくるのかどうか。実際に、この助成制度の充実がどの程度の範囲であるのか。一応、お示しをいただきたい。

それから、議長の方にこれは、進行の中での関係になりますが、ちょっとお聞きをして、場合によってはもう1点、要するに行政報告としてとらえて質問してよろしいとすれば、もう1点追加をいたしますし、所信表明にかかわる質問であるということであれば、以上、2点にしておきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君にお答えいたします。

行政報告は、次の日程に入っております。そのように御認識ください。土方尚功君。

○6番（土方尚功君） それでは、以上、2点お願いいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御質問の、健康行政の充実と医療体制の整備ということにかかわりまして、南部地域への病院の設置、市立病院の建てかえの課題、それに具体策をもって、とこういうふうに申し上げております。

病院の設置、今回、南部地域の病院の設置につきましては、既に御承知のとおり、市議会でも採択をされておる。こういう事情もありますので、一挙にと言いましょうか、南部の病院と、それから現在持っている市立総合病院をなるべく二重投資にならない形で、用地を最も有効に使う考え方に立って、一応の具体策を持ち得ております。これをだんだんと議会の審議の場に申し上げていきたい、とこう考えておるわけでありまして。

そのことを早期実現を図ってまいり所存であります、というふうに申し上げた次第でございます。

これまでも、ある程度には申し上げてきておりますが、それを一層具体的な内容をもって、という考え方でおります。

以上です。

○議長（小山良悟君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 青少年の健全育成についてのお尋ねに、お答えを申し上げます。

助成制度についてのお尋ねでございますけれども、この助成制度は、青少年問題協議会の地区育成会にも関係してまいりと思っております。私からは、キャンプ村につきまして、お答え申し上げます。

キャンプ村のかわりのバス代は計上してあるかどうか、というお尋ねでございますが、計上してございません。今まで、年間を通して利用できるキャンプ村の建設ということで、請願が採択されております。その線に沿いまして、ただいま場所を特定いたしまして、交渉を進めている状況でございますので、そういうことをお答え申し上げます。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

生活環境部の絡みといたしまして、従来あります地区委員会、これを育成会という形態に名称を変更いたしまして、従来の活動をより一層支援していこうという体制で、新年度予算におきましても、補助金増額をお願いしているところでございます。

これの中身でございますが、とかく従来から経済的な面での活動のしにくい面というものもございます。もちろん活動しにくい面というのは、経済的なものばかりではございませんが、特に経済的な面につきまして申し上げます、夏、キャンプ活動をするというような場合でも、その足代、自動車代といったような交通費の問題、そういったもので大変窮しているところがございます。そういった点を踏まえまして、一応、従来の活動の中から予測いたしました中で、今回、1地区100万という額で補助金を出していきたい。そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 1点目の、病院の具体策といえますか、そこら辺については、

最終的に、今までの域を余り出ない、要するに今後、一層具体的な内容を示していくというようなことで、特に今、重要な発言は、ここにかかわらず市長は、経済的に、要するに二重投資をしないようにというようなことで、方向が強く出ていますから、今後、ここら辺を重点的に、委員会の方でよく審議していただければ結構だと思います。

そして2点目の、助成制度の関係で、キャンプ村の関係等は、今、場を交渉中であるということから、予算的には一切手配をしていない、というような回答がありました。確かにそれだけを見れば、今後の中で、交渉が決裂なり、うまくいかなければ、要するにことしの制度として救い上げができない、という現実があるように私はとらえるわけですが、ぜひ、ここでは後段の要するに地区委員会、青少協の地区委員会活動ということで、これに重点をかけるんだということでもありますけれども、ここら辺、今まで20万という1地区、要するに8地区に20万だったものが一挙に100万円に上がる。要するに500%。役所の数字であらわせれば、相当の上げ幅という形になるわけです。

あと、前にも市長が確かいろんな範囲を広げていくんだ、というような構想もあってかなというふうにとらえておりますんで、もしできましたら、ここら辺の考え方だけでも、単に経済的に増額を見るんだということでもありますけれども、完全に青少協の今の段階では、条例の上で、4条の2項に、要するに青少協の地区委員会を下部組織的に地域組織としてとらえる、ということを受けて、要綱の上で地区委員会活動を推進したり、補助金の交付要綱を持っているわけですが、完全にこういう形態を持ってくると、どうもなにか、極端に考え方が今までの地区委員会と変わってくるんじゃないか。予算の市の、前に示されている資料についても、青少年育成活動が旧青少年問題協議会地区委員会活動ということで、完全に地区委員会というものが消えちゃって、新たに青少年育成会という活動に切りかえていく、ということになりますので、ここら辺の具体的な考え方を一応お示しをいただきたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

従来の青少年問題協議会におきます地区委員会でございますが、これは青少年問題協議会と称するごとく、過去の社会情勢を踏まえた中で発足しておりますが、やはりこの青少年問題に対します対策ということでございまして、今までの活動というのが、市としまして環境浄化運動といいましょうか、その辺に焦点が合わさっておったわけでございます。もちろん、各地区という点に焦点を合わせますれば、独自の青少年育成活動が

行われていた事実もございます。

この青少年問題協議会の下部組織でございますところから、どうしても環境浄化に集中がかかります。それが従来の20万という額での補助金交付という結果に終わっておったわけでございますが、今般、やはり青少年育成というものが全市的運動、すなわち地域を挙げての運動でなければならないんじゃないか、というところに焦点を合わせまして、名称が従来の地区委員会という狭い範囲でとらえがちな名称を変えまして、育成会というふうに名称がえをしたところでございます。

したがいまして、やはり地域の自発的な、活発な活動に対しまして支援をしていく、ということであると、従来からも経済的な面で不足を来していた点がございますもので、今回も経済面につきましては支援体制をしくんだ、ということでの100万という額になったわけでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） ちょっと確認をいたしますけれども、そうしますと、条例の上では何ら、条例は地区委員会ということ置くことができるんですから、置かなくてもいいわけですが、今後、やはり今までの地区委員会というものは、青少年問題協議会の今まで下部組織であったというとらえ方が、下部組織というか地域組織としてとらえる、ということであったわけです。

今後は、青少年問題協議会の地域組織としてはとらえないのかどうか。

そして、今ある地区委員会に対する補助金の交付、これはあくまで行政のテクニックですから、補助金交付要綱なり、地区委員会の設置の要綱、こういったものは行政側として手直しをして、新たに青少年の育成会という形でとらえていくのか。その考え方だけ伺います。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） その点につきましては、地区委員会とは切り離しまして育成会、あくまでも任意団体としてのとらえ方でございます。

したがいまして、補助金交付要綱を定めて取り行っていきたい。そのように考え、また準備を進めておる、とそういうことでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） この問題は、また別途予算の関係も兼ねますので、そちらで御

審議いただくとして、いずれにしても、一般的に行政の考え方は、新しい組織ができたときには、子供会とか、その他の関連についても、新年度の1年間は補助金を出さないという方向が一般的であります。そういった中に、形を置きかえてということとありますので、地区委員会のことは今までと変わってくる新しい形態になりますので、ぜひ今後の運用に当たっては、慎重な対応をぜひ検討いただきたいということを要望して、質問を終わります。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 市長の所信表明です。これをお聞きいたしまして、これに基づいて数点、私が考えていることと若干違うようでありますので、質問をさせていただきます。

特に、4ページであります。4行目です。本年度はさらに新たな地区を加えて、より快適な生活環境の創造に向けて道路、公園、下水道などの整備はもちろん、自然環境を生かした潤いある「まちづくり」を進めてまいります。——この点についてであります。

この点は、今、私の近くに公園をつくっています。昨年度、私はどういう形で公園を改造するのか、ちょっとわからなかったんですが、だんだん具体的になってまいりました。でき上がってまいりました。この中で、この公園の使い道は、あの地域であります。現在は市民の森スポーツ公園ができております。ここに遊園地等がありますので、現在、この地域の公園は使われていなかったように思うのであります。そして、現在、この工事が進んできた内容を見ますと、全く新しい模様がえになっておるのであります。

そういう面で、私は日ごろ市長にも地域の開発、こういう問題に対しては地域の方々の意見を生かしていただきたい、というお願いをしておるところであります。そういう面で、この四ツ谷下東公園というんですか、3,090万円もかけて改良工事が進められて、工期が12月7日から3月20日ですから、もう終わっておると思うんですが、まだ終わった後、私は見ておりませんが、こういう中で、これらの公園を改造するに当たりまして、地域の方々のまず意見が、考え方が生かされているのか、ということをお聞きしたいと思うのであります。

そして、私はあの地域から出ております。そして今回、おかげさまで多くの人と接する機会がございました。こういう中で、一番大きな問題は、そして大きな市民の要望は「天野さん、一日も早く下水道をつくってほしいんです」という声が100%近いわけがあります。そしてまた、下水道の問題につきましては、何人かの市議会議員の方々の選

挙公約にもあったようであります。それは、3年間で下水道の完備をというような、焦点があいまいな文章であります。

そういう中で、これらの状況の中で、もし下水道を早期に実現するということとありますと、私が再三質問しております、特に浅川左岸の下水道の、現在はまだ調査費、そして事業認可を受けてない現状であります。これは3年後であります。そしてここから、処理場から本管が入ってくる、この地域の本管につきましても、多少、東京都でつくるところのモノレール構想にのりまして、この地域の用地買収はどうかできるだろう。わかりませんけれども、現在の状況では、つながらないのが現状であります。そういう面で私は、これらの問題を明らかにしておきたいのであります。

私は、再三申し上げておりますように、今後、下水道の早期実現に向かっては、これらの都道、私たちの場合でありますれば、都道の今度は名称が変わりました。都道の3・4・8号線です。この早期促進というものが、一番かぎになっております。そしてまた、地域を広げて申しますれば、平山、豊田、川辺堀之内、上田や神明、多摩平七丁目の、この地域につきましても、国道の早期促進というものが、かぎになっておるわけであり

ます。私は、これらの事業を進めないことには、何年たっても、市側からの答弁を見ますと、バイパスをつくってつなげるようなことを聞いております。では、そういうバイパスをつくってつなげていくのだったら、工事費が幾らかかるのか、事業費を計上しなさい、ということをおは要請しております。それがまだ全然、私のところには何にも来ておりません。

そういうところを見ましたときに、私は、この下水道の早期実現については、どうしても都道と国道の早期実現こそ解決する一番の近道だ、と思っておるものですから、このあたり、わかる範囲内で説明していただきたいと思えます。

そしてもう1点は、皆さん質問いたしましたけれど、今、万願寺の区画整理事業の中にできてまいりますところの複合施設であります。東部会館の3ヵ月にわたったところの、この資料を見た限りでは、こんなことでは、とてもとても経営というのは難しいと思ふんです。そして、貸ホールについては、3ヵ月31件、約3日に1回しか使われていないのであります。そして個人使用、こういう問題は3ヵ月145件。1日約1人しか使っていない。

また、会議室につきましても、第1、第2とありまして、第1が23件であります。5.2日に1件であります。それで会議室の2の方は11件で、10日に約1件しか使われてい

ないのであります。

また、集会室。こういう集会室は合計しまして34件でありますから、8日に1回の割での使用であります。

また、視聴覚室、料理室。こういうものを見ましても、視聴覚室は3ヵ月に40件でありますから、3日に1回の割で使われております。

料理室にありましては、15日に1回の割で3ヵ月に8件ですから、15日の割で1回の割でしか使われていないわけであり

ます。そういうことを鑑みましましたときに、公民館の複合施設ということとありますから、当然、会議室とか集会室は、ここにつくる予定があると私は思ふんです。そして、先ほど古賀議員の方から、地域の道路、そういう地域性が公平じゃない、というようなことがありました。これらの問題を解決するにも、やはり道路を、都道なりを全線、日野市を一周するところの道路を早期に促進するならば、これらの問題はおのずから解決できると思ふのであります。

そういう面で、私は、この複合施設ですか、これをつくるに当たりまして、ことしの予算に計上されております。そういう中で、ぜひ行政側がこういうものをつくりましますというような形で、私は利用する人も当然少ないのではないかと、思ふのであります。現在の生活・保健センターを見てもしかりであります。それからふるさと博物館、これらを見ましても、しかりであると私は思ふのであります。

そういう面で、やはり1年間しっかり練ったものを市民の方々にお願いをしまして、そして皆さんが利用していただけるようなものをつくっていただきたい、ということをおは感じておるわけであり

ます。そういう面で、複合施設、こういう問題については、やはり当然、東部会館が目と鼻の先にできるわけですから、こういう建物と違ったようなものを取り入れるべきだ、と私は思ふのであります。

そして、これらの東部会館の中で一番の利用の高いものが、プールなわけであり

と申しますのは、企業はノウハウを十分持っております。今、ドルが上がってまいりました。一時、日野市でも法人税が下がった時期があります。62年度でしょうか。そのときには、240円ぐらいから一気に160円ぐらい下がってしまったわけですね。そのとき、1年間で対応が、1ドル100円になっても企業が対応できる能力を、築いてしまっているわけでございます。私は、そういうノウハウを生かすならば、日野市のまちづくりはおくれておられるけれども、十分対応ができるなということを感じております。

そして、私は日野駅前から出ております。そういう面で、日野駅の周辺の開発ということも考えております。とても日野市だけの能力であったら、なかなか難しいという問題がありますから、民間の企業の能力をぜひ生かしていかなくちゃいけないなということを考えております。

そういう面で、今、市長の判断を聞いていますと——余り失礼なことを言うと、また私も怒られるものですから——そういう面で、私は少しずつ考え方を、新しい方々の考え方を導入して、日野市のまちづくりを進めていかなくちゃならない時期がきているのじゃないか、というふうに私は考えておりますので、やはりまず、この日野市の中の、市の職員の中で、やはり小ぢんまりと意見を固めてしまうのではなくして、より多くの職員の意見が生かされるような、そういう政策をちゃんとしていただきたい、ということを感じておるわけでありませう。

そういう面で、せっかくこういうものをつくって、この日野市の中で、日野市の財政を圧迫するようなものであるならばやめるべきであるし、やはりもっと拡大解釈して、日野市のまちづくりのためにこういうものを生かすということであるならば、やはり多くの人の意見を生かしながら取り入れていくということが、私は理想だと思うのであります。この点につきまして、答弁を求めます。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、第1点目につきまして、お答えをいたします。

現在、公共下水道の汚水関係の整備でございますけれども、日野市の区域のうち、浅川左岸でございますけれども、805ヘクタールが未認可でございます。今後、この未認可の区域をどう処理するか、ということになるわけでございますが、これは平成2年度でございますけれども、一部、事業計画の変更を予定をしております。この事業計画の変更を踏まえまして、平成3年度に都市計画法及び下水道法に基づく事業認可を取りまして、平成4年度から本格的に工事に着手をする、とそういう計画でございます。

この805ヘクタールの区域でございますが、大きく、幹線が二つございます。これは、ただいまお話のございました浅川中央幹線と、多摩川中央幹線でございます。

まず、浅川中央幹線でございますが、これは現在、国の方で日野バイパス、それから八王子バイパスという言い方をしております。日野バイパスといいますのは、万願寺土地区画整理区域内を通りまして、神明上の区画整理の区域まで、これが都計道路があるわけでございますが、これが延長900メートルでございます。

それから、八王子バイパスは、堀之内の地区から分岐をいたしまして、八王子市の北野に通ずる道路でございます。これを八王子バイパスと称しております。

国の考え方は、まず、日野バイパスを接続し、それに引き続き八王子バイパスを施工したい、という基本的な考え方を持っております。現在、日野バイパスの900メートルの区間の事業化を促進をしている、ということでございます。

これは、過去にいろいろ地元の折衝をしたわけでございますが、なかなか地元の権利者の同意も得られず、具体的な調査に入られなかったということでございます。一昨年、万願寺の区画整理の区域から川崎街道まで、延長にいたしまして340メートルあるわけでございますが、この区間、まず事業化を図ろうということで、現在、関係地主さんの了解をいただきまして、用地買収の交渉に入っている、ということでございます。

そうしますと、この浅川中央幹線につきましては、川崎街道から3・3・2号線になるわけでございますが、堀之内、豊田、西平山を通る八王子バイパスに幹線が入るわけでございます。この幹線のいわゆる事業化と、それから浅川中央幹線のいわゆる事業の日程、とこの問題が出てくるわけでございます。この件については、現在、道路の計画と、それから下水道の建設計画とどう調整を図るか、図れないのか、現在、検討をしているということでございます。

次が、多摩川中央幹線でございます。これは都市計画道路3・4・8号線を使いまして、管渠の埋設をするわけでございます。処理場から中央線までの管につきましては、区画整理あるいは既存の、いわゆる整備された道路を使いまして建設をする、という予定でございます。

それから先でございますけれども、中央線から栄町を通りまして、八王子境まで約1,350メートルでございます。この1,350メートルのうち、中央線の薬王寺の近くにつきましては、現在、四ツ谷前の区画整理ということで準備を進めておりますので、この区画整理が事業化されれば、導入空間の確保ができる。

したがって、それから以西をどうするか、ということになるわけでございます。この道路につきましては、現在、東京都が現況調査と事業化に向けての準備をしております。今後、この下水道の流域幹線の埋設と道路建設と、どうかかわるのか。具体的なことについて、この計画決定を決める前までに結論を出したい、ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

浅川公会堂の関係でございます。新年度予算の中においてお願いしているところがございますが、これはおっしゃられますとおり、万願寺土地区画整理地内、中規模複合文化施設といたしまして、中規模ホールを中心とした公会堂の基本計画を策定しよう、ということでの予算のお願いでございます。

したがって、おっしゃられますとおり、既存の施設との整合性を見ながら、今後、十分、検討を加えて、利用しやすい施設としていきたい、というふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の3点目、企業公社に関してであります。民間企業のノウハウを大いに取り入れる手法を、あるいは財政圧迫にならないような新しい行政展開をせよ、と大体こういう意見だと思っております。全く同感でございますので、いろんなノウハウや情報をいただきながら、積極的に取り組んでいきたいと思っております。

なかなか行政の組織の領域だけでは、対応し切れないサービス部門もございまして、それらにつきましても、地域社会としてノウハウを最大限に活用をさせていただく。こういうことが必要だろう、とこのように考えておりますので、これからもお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 四ツ谷下東公園改良工事の件でございますけれども、四ツ谷下のこの公園は、当時、区画整理をやったときに設置された公園でございます。それから数十年をたっている中で、この利用の方々の市民の方々から、かなりの要望が出てきておまして、それで平成元年度に公園としたイメージのいい公園をつくらうということで、改造で工事を行ったということでございます。

御質問の趣旨は、市民の声を聞いたのかどうなのか、ということでございますから、先ほど述べたように、そういう要望なりを取り入れて工事をやった、ということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 多摩川中央幹線、それから浅川中央幹線につきましては、ほぼ納得しておるところであります。しかしながら、特に八王子バイパスの部分につきまして、堀之内、北野です、この部分につきましては、大分、ある地主の方々とお話している中では、何か否定しておるようでございます。そして、話し合いに応じるための話し合いを設けてほしいというような声も、出てきております。

そういう面で、ぜひこの地域の皆様方の地権者の方々によく御理解をして、そして御協力いただけるようなことに積極的に進めていただきたい、ということを私は要望しておきます。

そして、特に多摩川中央幹線の、中央線西側の部分の問題であります。これはどうしても、中央線、この線路とのかかわりが出てまいります。この問題を解決しないことには、東京都でどういう形で事業認可を進めてくるか、これはわかりませんが、私は日野市の積極的な態度こそ、こういう問題を解決するための原動力になるのではないか、ということを感じておるわけでありまして。

そういう面で、私は、皆さん方にお答えするためにも、あえてこの行政質問の中で、これからも毎回、こういう問題をしつこく質問させていただきます。そして皆さんにお訴えをしながら、そして私も当然、協力できる部分はさせていただきます。このように考えておるところであります。

そういう面で、ぜひ、この不公平さをなくするためにも、下水道の問題が一番市民の要望が高い問題として、今回、私はいただいたわけでありまして。どうぞ最善の努力をしていただきたく、このようなお願いをさせていただきました。よろしく願いいたします。

また、公会堂の件であります。基本計画でありますから、やはり基本計画の中には、やがては、公会堂ですから、あと日野市内の中に四つ、五つつくるような計画があると思うのであります。しかしながら、今回は万願寺区画整理事業の中で、東部会館という同じような形態のものでできて、一部同じようなところが、経営するようなものができるわけありますから、やはり特色を持ったところの計画を立てることが必要で

はないか、とこのように思うのであります。そして、できることならば、この公民館も新しい日野市内の事業といたしまして、日野市だけの予算でつくるというのではなくして、東京都や国の方に、三多摩にどのようなものを計画しておるか、というようなことを先取りいたしまして、そういうものを持ってくることも、これからは日野市の中で必要であるということを強く私は感じておりますもので、この点につきましても、しっかりと私たちの願いが生かされるように努力をさせていただきたい。このように思います。

そして、企業の、今、市長から御答弁がありました。この問題につきまして、私は一番この問題が私も考えておりますし、そして日野市において、これらの形で進めてくるということが、私は今日までの日野市のまちづくりの中では、ありました。実際、日野市の一小のプールは、皆さんの寄付であればつくったものであります。そういう悔いがありますから、やはり私が一般質問の中でも市長に要請してあります。企業の方に足を運んでいただいて、そして企業の意見が生かされるような仕事をしてくださいよ、というような要請をたびたびしたと思うのであります。

そういう面で、私は企業ですね、この公社、こういうものには当然、利益を代表しておるところの共産党の皆さんが嫌うシステムがあるかもわかりませんが、やはりそういう方々の意見がしっかりと生かされるような、そして協力していただけるような、そしていただけるようなまちをお互いに協力してつくるならば、私は日野市からほかの市へ、ほかの県にこの企業を誘致して、日野市からなくなってしまうというような空洞化はなくなってくるのではないかとこのように思いますもので、ぜひ市長の今おっしゃっていただいたことを期待をいたしまして、頑張っていたきたい。このように思います。

そして、四ツ谷下の公園です。この件につきましては、私が地域の人にちょっと聞いた限りでは、なにか余りそういう話はなかったように聞いたんです。そして、あの地域の中で、今、大分近代的な小規模な公園になってまいりますもんで、この利用する方々が、近くの子供たちとか幼児なんていうのは、なかなか使いにくい面もあるんじゃないかとそのように思っておるものですから、こういうところの改築工事につきましては、新都市建設公社で整地してつくった、そのままのものであるからというような回答でありましたけれども、やはり利用するのは地域の皆さんですから、そういう皆さんの意見が生かされるようなものにしていただきたい、ということ強く感じておりますもんで、このような要望をさせていただきました。

そういう面で、ぜひ今回、このように掲げたところの、市長が所信表明していただきました。本当に頑張っていたいただきました。そして、よりよい日野市の基盤整備等を行いながら、間違いのない、誤りのない方向に進んでいただけるよう努力していただきたい。このようなことを要請しておきます。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって所信表明を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後6時47分 休憩

午後7時48分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第14、行政報告を行います。行政報告については、配付いたしました報告書のとおりですので、報告を省略いたします。

これより行政報告全般について質疑に入ります。黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 議長にお願いをしたいわけですが、選管の事務局長にお聞きしたいことがございますので、選管事務局長の出席を要請をしておきたいと思っております。来るまで、ほかの質問をいたしますので、よろしく申し上げます。

今回の市議会議員選挙、大変に厳しい戦いでございました。開票結果を見ましても、一目瞭然であるわけでございますが、この選挙結果、どのように受けとめているか。助役、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） ただいま黒川議員さんの方から、今回の市議会議員選挙、大変厳しい戦いであったという御指摘がございましたけれども、そうした中で、各議員に当選された皆さん方が、それぞれ選挙期間中を通じて市民の御支持を得ながら当選をされたきたということで、私どもは、その結果について今後十分にそれが市政に反映ができるような形で、私どもとしても今後の運営に努力をしまいたい、というふうに考えています。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 聞くところによりますと、助役は市長の代理で、各候補の事務

所に陣中見舞いといひましようか、出かけていったそうでございますが、助役みずから、あなた個人として私ども候補者の応援とか激励を、今回の選挙でしたかどうか、お伺いいたします。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 確かに今お話がございましたように、市長の代理として各議員さんの事務所に、ごあいさつに参上いたしました。私、助役個人として特定の選挙運動を行ったということはございません。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） すごく、きょうは余り元気がないようでして、あなたを見ていますと、なにか温かみが全然感じてこないんですよ、あなたから。非常に人間的に何か冷たさを感じてしょうがない。そこへいきますと、市長はさすが政治家ですから、非常に人間性あふれる温かみが感じてこられる。

今回の開票結果で、第4回目の10時30分の開票結果で74.1%。このときに1,500票の方は11人おりました。その次の11時の開票結果に92.2%。ほぼ大勢が決まったわけですが、このときに同じく全然票数が動かなかった候補が6人ほどいたわけです。この中に私も当然入っていたわけですが、どうもこの6人の中で、一番私の票が伸びていない。こういうことで、どうも黒川は危ない。この話を聞いて、市長が市長室で大変喜んでおった、とこんな話が（笑声）……このことにつきましては、今後、はっきりと決着をつけたいと思っておるわけですが、どうも助役は、今言いましたとおり、全く自分には関係ないような、自分が助役に選ばれたということが、本当に好きでなったんじゃないというような、何というか、勝手に皆さんが選んでくれたから私は助役になったんだみたいな、そういうふうに私どもは感じられてしょうがないんです、どうしても。去年の暮れからずっと見ていましてね。

こういったことで、もし市民に市の行政をいろいろな面で遂行していく上において、非常に私は、こういうことはマイナスになるだろう。こういうふうに思っているために、あえてここで聞きをしたわけですが、何か私のことについてコメントがあれば。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 私の対応の仕方について、いろいろ御批判を受けました。私として精いっぱい頑張っていくつもりでございます。特別にコメントはございません。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 選管事務局長には、大変遅く申しわけございません。何点か御

質問をいたします。

ことしの2月1日付で公職選挙法が改正をされました。政治家の寄付は、罰則をもって禁止をされました、とこういふパンフレットが私どもにも配付をされて、テレビ等でも「政治家に寄付を要請すると処罰をされます」このようなことを、きのうもテレビで宣伝をされておりました。もう一度選管の事務局長にお尋ねをいたしますが、いわゆる私ども政治家として、何をしたらいけないのか、ひとつ教えていただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本松夫君） お答えいたします。

本年、ただいま御指摘のように、2月1日施行いたしました公選法の一部改正でございますが、従来から禁止といひますか、制約された規制でございますが、一応、公選法では199条の関係でございます。199条の1から6までの関係が、一番寄付の関係につきまして、個人の候補者の寄付、あるいは国政選挙に関するところの寄付の問題、それから政治団体等の寄付の問題、それから一般有権者の方々、国民でございますけれども、その方からの寄付の要請ですとか、そういうような面につきまして、細かく規制がされたわけでございます。

具体的に申し上げますと、まだ実例、判例等ございませんが、自治省あるいは東京都の選管の研修等で私どもが承っております範囲内で、簡単にお答えしたいと思います。

まず、一番、市長を初め公職にある者、また公職になろうとする者につきましては、日常生活で、社会習慣上、冠婚葬祭という問題が一番関係するものが多いんじゃないか、というふうに考えております。その場合には、本人みずからがその場に赴くということが第一条件でございますが、そうじゃなく、秘書だとか奥さんですとか、代理の方を差し向けるという場合には、これは今度は完全に禁止条項に触れまして、公民権の停止等の処置がとられる。非常にその辺がきつくなった、ということでございます。

また、あと一般的な社会の生活の中では、いろんな集会、イベント、あるいは運動会、自治会の会合、あるいはお祭りだとか、いろいろな諸行事がございます。こういうような行事に、今まではお名前を掲げて寄付を、というのが慣例でございましたが、これにつきましても、罰則をもって禁止と、非常に細かい罰則禁止。ということは、公民権の停止につながるわけで、政治家である議員の皆さんの首につながるということでございます。これもあくまでも裁判の確定ということにおきまして、5年間の公民権の停止。もちろん、そのやり方次第によりましては、禁固の刑という場合もあるかも知れませんが、禁固刑でなくても、罰金刑で公民権の停止になってしまう。この辺が非常にきつ

い改正の内容でございます。

それで、一般的に冠婚葬祭の中で、特に会費制の場合には問題ございませんが、お葬式、これや、どうしてもお祝いは呼ばなければいけませんけれども、やはり葬儀の場合には、いろいろなかわり合いの中で、どうしてもお悔やみにお伺いする、というような場合が多々あるかと思えます。こういう場合には、やはり本人みずから行って香典を差し上げるというようなことであれば、抵触しない。しかし、代理だとか、先ほど申し上げましたような形で行いますと、やはり寄付の禁止に抵触する、とこういうことでございます。

香典等につきましては、金銭だけではなく物品ということで、献花ですとか、お供物ですとか、そういうものもすべて含まれてございます。その辺につきまして、ちょっとは、ミステークというようなことのないように、十二分にこれからは、この法改正につきましては心に留意されまして、今後の政治活動に邁進されるようお願いしたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 公職選挙法のチラシの中に、特に年賀状のあいさつ状というところが、3項目目でございます。なぜ、この3項目目が公民権停止から外れているのか。その点もちょっとお尋ねをしたいわけですが、いわゆる選挙区内にいるものに対して、答礼のための自筆によるものを除き、ということになっております。すなわち、年賀状、暑中見舞いは一切出せないということであります。自筆ならばOKということですが、いわゆる答礼ということは、あいさつをくれた人に対してこちらから返事を出す。いわゆる返礼という意味ではないか、というふうに思うわけですが、そうしますと、例えば年賀状等は、たとえ自筆のものであっても、答礼ですから、くれたものに対して返事を出すわけですから、元日の、細かいことですが、1日の日に初めて私たちがどなたかから年賀状をもらって、それから初めて返事を出す。こうしなければ、これもやはり違反になる、とこういう解釈でよろしいかどうか。

その点、今、3番が外れた理由と、今の年賀状等について、お聞きいたします。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本松夫君） お答えいたします。

あいさつ状の禁止につきましては、公民権の停止という関係はございません。それで、先ほどちょっと私の方から説明を落としてしまって、大変恐縮に存じております。

新しく、このあいさつ状の禁止につきましては、147条の2という項目を、147条の後に起こしまして法改正が行われたわけでございます。この中で、いろいろ自治省等が考案した質疑応答がございます。それで、その現状につきまして、ちょっと読んで見ますと——昨年もらった賀状、これに対する答礼。（答礼のための年賀状は出していない。）その年賀状に対して翌年、要するにことし、その答礼として年賀状を出すことはどうか——というふうな設問がございまして、これに対して自治省の選挙課長の方からは、禁止されるということで、非常にこの辺が日常生活の答礼という常識的なあいさつと違いますか、そういう面からかけ離れたような感じに受け取れるわけですが、クリスマスカード等についても、当然、お見込みのとおりというようなことで、禁止条項に当てはまる。このような指導でございます。

私どもでも、これを26市の都市選連の中で、今現在、質問事項を集めまして、自治省あるいは都の選管を通して、国の方にもその結果をはっきりしていただくように、ということで研究会を今設けてございます。したがって、その辺で、またその状況については今後どう回答が出てくるか。現状では、今申し上げたように、答礼の年賀状を出すことは禁止される、というような形になっております。

ただし、これにつきましては、この席で言っていていかどうかわかりませんが、これは公民権の停止とか、そういうことじゃなくて、ただ単なる、要するに規制条項である。こういうことで政治家の皆さんの良識に訴える、というような条項でございます。

現在のところ、実例判例等もございませんし、以上以外にさかのぼってお答えすることは、ちょっと残念なんですけれどもできませんので、御理解のほどを賜りたいと存じます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 今、選管局長からいろいろお話がありました。これらのことを、何をしちやいけない、こうしちやいけない、といろいろ細かく、どうかひとつ市民の皆様にお知らせをぜひしていただきたい。かなり誤解をしている面もあると思います。また、知らない面もあると思いますので、このことをぜひ何かにつけてPRをしていただくことを、お願いをしておきたいと思えます。

いま1点でございますが、選挙運動の中で、第178条の選挙期日のあいさつ行為の制限について、お尋ねしておきたいと思えます。

ここには——何人も選挙の期日後において当選また落選に関し選挙人にあいさつする目的をもってこれらの行為をすることはできない。——このように178条でうたっております。

何人も選挙の期日後において。すなわち、選挙の期日後においてはとどういうことかといえますと、選挙の期日後、永久にという意味であって、期間的な制限はない。制限はない。期日後とは、必ずしも投票日の翌日以後を言うのではなくて、投票当日であっても、投票終了後、時刻後は、期日後に含まれるものと解される。このようにきちんとのっかっているわけですが、この中には、何点か、幾つかございます、局長の方から、ぜひ御説明していただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本松夫君） ただいま御質問の点につきましては、公選法の178条で規定がされております。

今、黒川議員の方からお話がありました、その説明の内容のとおりで、これにつきましては、従来からの規制でございます。したがって、公選法が昭和25年に公布されてからずっと引き続き、この条項はございます。

それで、この条項につきましては、1項から第7項までですが、明記されてございまして、特にその中では、今、黒川議員の指摘されましたように、各、昔からの選挙の行為に対する自治省あるいは内務省等の実例でございますけれども、その局長会、そういうものがございます。したがって、今おっしゃるとおりでございまして、これにつきましては、公選法の245条の規定で、違反行為につきましては10万円以下の罰金に処する、とこういうふうにはっきり明確に規定をされてございます。

したがって、今お話がございましたように、1項は選挙に対して個別訪問をすること。これは選挙後のことでございますけれども。あるいは、自筆の親書以外の文章を送る。例えば、ガリ版刷りであってもいけませんし、昔の実例を見ますと、たしか複写で書いてもいけない、というようなことが書いてございます。そういうふうに、自分みずからが自書したこと以外は、全部これは抵触する、とこういうことでございます。

そのような厳しい選挙期日後のあいさつ行為の制限がございます。特に、当選祝賀会あるいは新聞、雑誌等の利用だとか、あるいは、放送設備はちょっと一般的には該当しません、あとは当選に関する御礼のために駅前の方へ行ったり、市内を、まちの中を車で放送して当選御礼を言い歩くというような行為は、はっきりと第7項で規定をされてございます。

したがって、これは公選法178条、もしそういう行為があったとしたらば抵触をする、というふうに。これは罰金刑でございまして、先ほど申しあげました公民権の停止と被選挙権、選挙権もなくなるというようなことになりますので、十二分に気をつ

けて、今後、そのようなことが、おそらくないと思うんですが、ないように、ひとつ、この機会に事務局といたしましてもお願いをするわけでございます。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 今、局長から七つの項目について、いろいろ説明がございました。

その中で一つ。局長、駅頭で当選後、駅頭に立って「ありがとうございました」とこういう行為も、この7項目目の「当選に関する答礼のため当選人の氏名または政党その他の団体の名称を言い歩くこと」、ここに当てはまる、とこういう解釈でよろしゅうございましょうか。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本松夫君） そのとおりでございます。この7項に抵触いたします。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 私は、今回のこの選挙におきまして、実際にその場を見たわけではございませんが、マイクで当選御礼をしている。車で当選御礼をした方はありました。日野駅頭でも、あるいは豊田の方でも、なにかそのように立って当選御礼をしておった方もいた、というように聞いております。

選挙期日後のあいさつ行為は、時として、今、局長から説明があったとおり、きちんと法令に違反をしておる。間違いだ、ということにもかかわらず、いわゆる市民や選挙民の知らぬがゆえに、あの候補は、時として「よくやっておる。よく戦っておる。感心だ」というような、大変間違った評価を与えられる場合が非常に多いようであります。どうか、市長も含めて、局長、今のこの7項目にわたって、よく広報なり何かの場を通じて、選挙後はこういうことをしたら違反ですよと、何回となく、ひとつ市民の皆さんに知らしめていただきたい。そして、もしこういうことをしている人がいれば、直ちに通報していただいて取り締まりをしていくように、私はお願いをしておきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本松夫君） 市民に対する選挙法の現状につきましては、PR、これにつきましては、できる限り行いたいと思っております。

選管独自のPRというのは、ちょっとできませんので、市長部局の市の広報等をできれば利用させていただいて、市民に折に触れ、先ほど来のことも含めまして、PR活動を続けたい、というふうに考えます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 大変、なにか、お体のぐあいが悪いということでしたが、遅くまでありがとうございました。以上で局長に対する質問を終わります。

続きまして、職員の互助会、現在、会長はどなたがなっているか、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 現在の互助会の会長は、坂本金雄社会教育部長でございます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 職員互助会の会長が、なぜ教育委員会の部長が会長になっているのか、全くわからないわけですが、これは総務部長、職員互助会の規約の中にどういうふうになっているか、御説明願います。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 選管事務局長にしばらく在席していただきたいんですが、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長、もう少し在席願います。
総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 互助会の会長の件でございますけれども、会長につきましては、会員の互選でございます。したがって、助役がずっと不在でございましたので、普通であれば助役でございますけれども、不在でございましたので、当時の総務部長でございました坂本部長が互助会の会長として就任をいたしました。

なお、総会までが、現在、坂本部長の任期ということでございます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 助役がいなかったために、不在だったために、やむを得ず総務部長がなっているわけですので、助役が就任をしてでき上がったわけですから、直ちに会長として助役になっていただいでよろしいんじゃないですか。なぜ、そのままずっと、教育委員会に移ってまで互助会の会長としてやっておったのでございましょうか。もう一度、御説明願います。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 助役ができましたので、互助会の会長をとということでございますけれども、これは評議員会の互選ということでございますので、任期が、互助会の役員が任期が終わるまで現在の坂本さんをお願いをする、ということで、任期が切れるまでをお願いをしたというのが、今までの経過でございます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） 今、市役所に小さな売店がございますが、ここは今、たしか互助会としての管理運営をされていると思います。今後、この互助会が、この売店を含めて現状のままで行かれるのかどうか。お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 現在、互助会が管理しておりますのは、職員食堂と、それから売店でございます。この売店は別といたしまして、食堂につきましては、今後、互助会ではなく（「食堂の話は聞いていない。今、売店の話を聞いているんだ」と呼ぶ者あり）失礼しました。

売店でございますけれども、売店につきましては、今後1年間、互助会をお願いをしようか、とこういうふうに考えております。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） これから食堂の話に移っていくんですから、先に答えなんか出さなくたっていい。

今、部長が答弁をしました、職員食堂というんだそうでございますが、3月末日までに現契約者の原田さんにやめていただいて、ということだそうでございます。今後、どのような形態になっていくのか。そして、原田さんの今後の処遇といましようか、どうするおつもりなのか、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 現在、食堂でございますけれども、職員食堂といたしまして、職員の福利厚生の一環として設置をされてございます。現在、原田さんに食堂をお願いしているわけでございますけれども、長年の長い経過の中で、本年の3月末をもちまして、新しい業者と交代をしてもらおうということで、今、進めているところでございます。

食堂につきましては、今まで互助会が市から施設を借りまして、互助会が業者と委託契約をしておったわけでございますけれども、業者の、これは3月末をもちまして交代

をしていただくということでございますので、この機会に、業者との契約につきましては、公共的な場であるということと行政財産であるという観点から、庁舎管理の一環として、互助会ではなくて市が直接行うように、今、新しい業者等の選定に入っている、というところでございます。

原田さんの今後の対応でございますけれども、長年、市の職員のために努力されたことは事実でございますし、新しい業者が決まった中で、何か新しい場があればあつせんを試みたい、とこのようには考えてございます。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） きょうは3月19日ですか、今月末までに部長、業者がちゃんと決まって、4月1日から今度市が管理する、互助会から手を離れて市が、ということでございますが、きちんと営業ができるように、大丈夫ですか。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 業者等の選定に若干手間取りましたので、4月1日から継続して営業できるというには、若干の猶予をいただくようになるのではないかと、このように考えております。早急に業者を絞りまして、新しい業者とその辺は協議をして、一日も早い時期に営業ができるような対応をとってまいりたい、とこのように考えております。

したがって、若干の空白期間はあるかと思っておりますけれども、大変御迷惑をかけることも多いかと思っておりますけれども、何分とも御理解を賜りたい、とこのように思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 黒川重憲君。

○23番（黒川重憲君） この新庁舎に移る前から、プレハブの食堂から実に25年にわたって、原田さんの義理のお父さんからの継続だそうでございます。昭和41年7月1日に互助会の会長の本田 弘さん、私はちょっとわかりませんが、契約をしているところだそうです。それからずっと職員のお昼をということで、原田さんは頑張っておられました。新しい市役所に移った時点で、きちんとした対応をしなかったために、あるいは互助会の管理に長いこと任せておいた結果、現在のこのようなことに、私はなったのではないかと、思います。

市長、わずか7名足らずのパートの主婦たちが鉢巻きをしてビラを配り、座り込みをする。こんなことは、普通、信じられますか。どこへ行ったって、こんなことはありません。こういうことをやらせておくそのものが、そもそも間違いだと思っております。約10

年足らずも全然値上げもなく、消費税すら取り込みもないじゃないですか。まさに使い捨て。借金でボロボロになるまで使って使って、そしてもう3月には要りませんからとポイと捨てる。一体、こんなことがあっていいんでしょうか。市長、いかがですか。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 職員の福利厚生を図るために、互助会という制度が設けられております。そうして互助会から今まで食堂経営と、つまり昼食時間の、いわゆる職員に対します福利厚生事業としての食堂業務と、それから福利厚生のためのまた売店を、これは別の障害者団体に委託をしているという形で、今まで委託対受託機関の関係があったわけでありまして。

たまたま昨年あたりに、何回もこれまでも指摘はしたということではあります。食堂の食事のことについて、もっと変化のあるといいたいまいしょうか、あるいは、内容のある改善を求めた、とこのように聞いておりますけれども、聞くところによりますと、結論としては経営能力に欠ける、とこういう判断をしたということが一つの理由にあるように聞いております。

しかしながら、従業員の人たちが、何か使用者に対します意思表示だということではありまいけれども、今、御指摘のような異様な状態があるということは、決して正常な姿ではない、というふうには感じております。

したがって、結果は、職員及び市民には迷惑をかけたということになりますので、労使の共同の責任は求める立場にあるというふうなことを、総務担当者にも指摘をしたところでありまして、決して、何と申しますか、快い解決策というふうには言えないかもしれませんが、互助会になにか契約の権限を持たせておくことはどうか、という感じもいたしますので、庁舎管理の一環の業務という考えに立ちまして、直接契約を結ぶ形で、今後の運営に当たっていききたい。そういう手順が、今、進みつつある。こういう事情でありまして、決してめでたい解決というふうに私も思っておりませんし、何らかの配慮もしなきゃならない、とこういう——どうすべきかということ、なかなか結論が出ませんけれども、考えなきゃならないことだ、と思っております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 選管事務局長、お引きとめをして、申しわけありません。

何点か質問をしたいんですが、選管事務局長、今お聞きをしますと、体調を若干崩しておられるというようなことでございますので、事務局長に対する質問だけ先にやらせていただきたいと思っております。今、黒川議員とのやりとりを聞いておまして、ちょっと

お聞きをしたいことがございましたものですから、お許しをいただきたいと思ひます。

まず、一般論からお聞きをしたいと思ひますが、地方公務員と選挙運動については、いろいろ関係法令があろうかと思ひます。公職選挙法、地方公務員法等の法令をすぐ思ひ浮かべるわけですが、まず、その点について、公職選挙法や地方公務員法上、どのような制限等が加えられているのか。一般的なことで結構ですので、教えていただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本松夫君） 公務員の選挙運動、政治活動、これにつきましては、特別公務員と一般職の公務員がござひます。今、古賀議員の質問の要旨は一般職の公務員ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

一般職の公務員につきましては、公選法上では、職員のその地位を利用しての選挙運動をすることはできないということが、公職選挙法の規定でござひます。

したがひまして、一般職の職員につきましては、地位の利用、その地位の利用がどの程度の範囲で抵触するかどうか、とこれが一番重要なポイントでござひます。したがひまして、実例判例等を見ますと、この点につきましては、国家公務員、これが非常に多いわけで、実際には国会に出る方々等、各省を退職しまし、退職してから選挙運動をすればいいんですが、その前にするというようなことで幾つか例がござひますけれども、あくまでもこれは、その自分の職域、要するに職制の地位を利用したということが、違反の対象になってござひます。

したがひまして、市の関係では、ちょっとそういう実例がないんでござひますけれども、公選法の関係から見ますと、地位利用というのは、では何ぞや、ということになるわけでござひますが、これにつきましては、いろいろ各客観的な考え方が学者でもあるようござひますが、現実には、それによって利得があったとか、非常にその地位によるところの利害関係を生ずるような結果、選挙の公正を欠く、とこういうような点があった場合に、地位利用の条項に触れて、過去の実例等を見ますと、裁判判例につきましても有罪判決というようなことがござひます。

したがひまして、日野市のような市の職員といひますか、一番、地元の職員の場合には一般的には地位利用というのは現状ではござひません。したがひまして、地公法のこれは三十一——ちょっと度忘れして、地公法をここに持っていないんですが、36条だか38条だか、ちょっと記憶は定かでないんですが、大変失礼しまし、その法による政治活動並びに選挙運動の禁止条項がござひます。そういうことで、やはり処罰をされるとい

う形になるかと思ひます。

以上でござひます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） それでは、今の局長の答弁を整理をするといひますか、簡単にまとめてみたいと思ひますが、ちょうど東京都選挙管理委員会がことしの2月に「地方公務員と選挙運動」といふ小冊子をまとめておりまして、その冒頭に、こう書かれております。

地方公務員は、地方公務員法等によりその政治的行為が制限されているが、公職選挙法上も地位利用による選挙運動が全面的に禁止されているところである——このことを、今少し付言したのが局長の答弁であった、というふうに思ひます。

そこで、私が聞き及ぶ範囲で、承知をしていることについて、具体的にお尋ねをしてみたいと思ひます。

今、選管事務局長は、日野市では該当がないのではないかと、いうふうな御意見でござひましたが、ちょっと具体的な事例を示してみますので、その点についての見解をお示しをいただきたいと思ひます。

私、選挙が始まります前から、市の職員で、ある社会党の公認で出ている候補者、もっと詰めて申しますと、自治労の推薦の候補者の支援のピラ等を勤務中に配っているのではないかと。職免で休んでいるのか、それとも組合活動として職場を離れているのか、調査をするべきではないかと、いう問い合わせを受けたこともあります。私も自分のいろいろな日常の煩雑な活動等に追われておりましたので、職員課に対して、そういう事例が私のところに報告があるから、指摘があるから十分注意してもらいたい、といふことは申し上げておきました。

話は、その後のことになります。今、局長がお尋ねになったことを、もう少し実際の事例とあわせてお考えいただくために、まず、選挙運動といふのはどういうものか、といふことの定義等もあるわけですが、公職選挙法で制限をされている地方公務員の選挙運動、これはやっではないかといふことに、地位利用の場合には全面的に禁止をされているわけです。

そういう中で、この行為はどうかといふことで、今、お尋ねをいたしまし、選挙事務所開きの案内を、選挙事務所の選対委員長という役職にある市の職員が、関係者に対してそういった文書を発送する行為、これは具体的にどうなのか。

もっとはっきり申し上げますと、2月18日に選挙が始まりました。この日に、この自

治労の支援を受けている候補者の選挙事務所で、選挙事務所開きを行うという案内状を、選対委員長を務める市の職員名をもって関係者に出す。この行為がどうかということについて、お尋ねをいたします。

それからもう1点、選挙中は、御承知のように、各候補は選挙はがきについては2,000枚、法定で定められた枚数を出すことができるわけです。この選挙はがきに署名を求める説明の文書を、同じように候補者の選対委員長である市の職員が、みずからの氏名をもって関係者に署名、選挙はがきの推薦人になることを求める行為。

この点について、二つの事例を今挙げましたが、局長の見解を、法令等にたてまつりてお示しをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本松夫君） ただいまの第1点の質問につきましては、事務所開きの案内状を、市の職員がある選対の委員長として案内状を出した、とこういうことでございますね。

市の職員につきましても、一般職の中で、事務の関係あるいは現業関係と、2種類の要するに差がございます。それで、公選法の方につきましては、選挙運動は市の職員はだれでも実際には、さっき言ったように地位の利用をする限りは、これはもう全く禁止されております。

したがって、問題は、今度はこれは地公法の関係になるかと思えます。したがって、公選法の方としては、特別これに対する罰則規定というのは、即ございません。

それから2点目の、運動用のはがきというのは、完全なる2,000枚というのは、選挙運動で使えるはがきでございますから、はがきそのもの自体が選挙運動に使うものでございます。したがって、そこに名前を連ねるといふのは、選挙運動です。どういうことが書いてあったかはわかりませんが、いずれにしましても、選挙運動であることは間違いのないんですが、先ほど申し上げましたように、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止ということで、136条の2でございますけれども、公選法で規定をされてございます。

問題は、選管の方の見解といたしましては、公職選挙法を根拠に、やはり御説明する以外にございません。したがって、あくまでも地位利用という形の問題が引っかかってくるわけでございます。今、市の自治労の関係ということですから、教育じゃなくて市の職員だというふうに理解して、今お答えをしたわけでございます。

したがって、問題は、これにつきましては、地公法の関係によって、やはり問題

点があるんじゃないだろうか、というふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 総務部長にちょっと確認をしておきたいんですが、市の職員に金田栄輝さんという方がいらっしゃるかどうか。どういうお仕事をなさっている方か。ちょっと、その点をお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 金田栄輝は、市の職員でございます。市立総合病院の職員でございます。放射線科長補佐でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 私が具体的に今、氏名を挙げましたが、この方が自治労から推薦を受けて選挙を行った候補者の選対委員長を務めている。そして、先ほど申しました選挙事務所の事務所開きの案内状を、その人の名前をもって発送する。また、選挙はがきの署名を求める書き方等をまた記した文書を発行いたしております。

今、選管事務局長のお話では、公職選挙法の第136条の2項の1項について、触れておられたと思うわけです。この点については、地位利用による選挙運動とみなされる場合ということで、規定があるわけです。その中には、選挙法のいろいろ解説書を私が見てみますと、幾つか項目が列記をされております。

まず一つは、推薦行為。地位を利用して公職の候補者の推薦に関与し、もしくは関与することを援助し、または他人をしてこれらの行為をさせること。これら云々ということがあるんですが、いわゆる選挙運動を進めるに当たって、発起人や企画者となる、こういう行為がこれに該当するということで、解説がつけられております。

次に、選挙運動の企画行為。もっとこれを具体的に申し上げますと、地位を利用して投票の勧誘、演説会の開催、その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、もしくは指導し、または他人をしてこれらの行為をさせること。すべて、これらは選挙運動に該当する、ということになっております。

選挙事務所の事務所開きの案内を、選対委員長という役割をしている人が出す。これは当然だと思いますが、選対委員長というのは、選挙の総責任者というような感じも、しないわけではないですね。事務長ではありませんが、選挙の責任者というふうにみなせませう。こういう役職を、地方公務員で科長補佐にある市の職員がやることについては、どうなるのか。地方公務員法及び公職選挙法にたてまつりて、どのような見解をお持ちにな

るのか。

総務部長と、選管事務局長にお尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） ただいま御質問の件でございますけれども、職員、公務員の地位利用は別といたしまして、公務員法第36条でございますけれども、この中の制限の範囲内であると考えております。

今後、これがもし事実であればでございますけれども、選対というような肩書ではがき等を出しているとすれば、該当するおそれがある、とこのようには考えております。

○議長（小山良悟君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（松本松夫君） 先ほども申し上げまして、重複するかと思いますが、特定公務員じゃなく一般地方公務員につきましては、やはり地位利用ということでございますので、それに関するものが選管関係の公選法の違反事項でございます。

ただ、選挙運動をしたかどうかということになりますと、客観的な事実というものを把握しませんが、行政委員会である選管の方からとやかく申せませんが、司法当局に後はゆだねなければなりませんけれども、その事実確認の上、選挙運動であるということになれば、先ほど総務部長からお話ございましたように、地公法の36条の関係が出てくる、とかように考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 今、私が挙げました例は、資料等が私の手元に残されております。私が議会で、今、多くの議員の方もかなり承知をしておられる、これは件でありますので、かなりの皆さん、その事実関係については、この議場にいらっしゃる方は、御本人を含めて、かなり御承知だと思います。

総務部長はこの件について、市長でも結構なんです、こういうことが市の職員によって行われているということは、きょう今日、このときまで御存じなかったのかどうか。その点をお尋ねをいたします。

それから、地公法の36条違反のおそれがある、該当するおそれがあるというのが、総務部長の見解であるわけですが、総務部長及び選管事務局長は、東京都選挙管理委員会が出しております「地方公務員と選挙運動」わかりやすく現時点の、平成2年1月発行でありますので、非常にわかりやすい内容でつくられた冊子であります、これを読めば、いろいろな言い回しをして違反になるかどうか云々ということ、それは即断は、

こういう場所ではできないと思いますが、かなり明らかな事例だと思うんです、違反かどうか。もう余り議論の余地のない、これは事例ではないかと思うんですが、もう一度、総務部長でも結構ですが、こういう事例、このときまで御存じなかったのか。監督のお立場にあるわけですから。

それと、もう一度、この私が挙げました例については、公職選挙法の違反の件については、はっきりしない、ということではよろしいんですか。地公法の方の関係に引っかかるのではないかと、という御見解か。現在の、今の時点での判断で結構ですので、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） この件につきましては、私どもも既に承知をしているところでございます。ということでございますので、私ども、この事実といえますか、このうわさを聞いたわけでございますので、それがもし単なる憶測か、あるいは推測で判断はできませんので、事実確認をする必要がある、とこのように考えました。

そこで、当人を呼びまして、上司等を同席の中で事実確認を行ったわけでございますけれども、本人の話では、全くこの事実を知らなかったということでございます。このはがきと封筒とは、友人から言われて初めて知ったということでございます。したがって、この時点で、責任者に対しまして、ここは事実と違う、ということを申し出をしたということでございます。

事実の確認ということで、いろいろと状況を聞いたわけでございますけれども、本人の全く関与していないということがわかりましたので、これにつきましては、弁明書を提出するように指示したところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） かなり市の方でも把握をしておられた、ということがわかりました。

こういうことが発生をしている段階で、市の職員を監督する立場の総務部長が呼んで事情を聞いたということは、これは適切だったと思います。本人はそこで知らない、そういう事実はない、というかのごとき話を総務部長に対してしたということですが、仮に事務所開きの時点で、選挙が用意ドンでスタートをする時点で、勝手にだれかが、天下の日本社会党がこれから天下をねらおうかという政党の推薦を受けて、しかもその政党が関与した選挙で、勝手に人様の名前を選対委員長として使うということも、ちょっ

と信じがたい話です。考えられない話です。

しかし、仮に無断で使って、このはがきを出したとしても、次に私が、2番目に指摘をしました選挙はがきの推薦人になってもらいたい。いわゆる選挙はがきを出すための準備行為です。これにも名前が同じように出ているわけです。選挙はがきというのは、絶えず、選挙をやっておられる方はおわかりだと思いますが、そう事前にこういうものを、まあ準備する場合もあるかも知れませんが、ある程度選挙の流れの中で署名をお願いする。最終的に選挙はがき2,000枚をそろえるということで、仮に事務所開きの時点で勝手に自分は名前が使われたということで、その方が弁明をしたのであれば、この方は多分、この当該候補者の事務所に行って、または社会党の組織に対して「私の名前を勝手に使用するとは何事だ。総務部長に呼ばれておれは叱られた。公務員の地位にかかわる重大問題だ」と多分強く抗議を普通はされるはずですよ。

しかし、二度にわたってこういう文書が出ているということは、総務部長は非常に温厚な方ですから、知らなかったと言えばそれで済むのではないかと、というふうに相手が、もしかすると役者が上だったかも知れない。この弁明書というものの内容は、私はわかりませんが、どういう内容の弁明書として提出を求められたのか。

また、法律に反することがあれば、懲戒権者である市長は、このことに関して何らかの措置をとらなきゃいけません。懲戒権がちゃんと働いているわけです。これは明々白々な、文書は私どもの手元にまでありますから、うわさを聞いたとか、推測で物を言っているわけじゃありませんし、私も固有名詞を挙げましたから、その方の名誉にもかかわる問題ですから、いいかげんなことを申し上げているつもりはないんです。

もう一度、その点について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 事情聴取を本人からしたわけでございますけれども、これは法律等に違反するわけでございますので、本人といたしましても、偽りを申して言っているとは考えてございません。今までの経過を十分に、状況を——無断で使われたという状況についての弁明書を出すようにと。

それと、責任者からも経緯書を出してもらいように申し入れをした、ということでございます。（「市長はどうですか」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私も、うわさという形で、その報告は受けております。選挙という、短期間にいろんなエネルギーの集中する期間でもございますから、冷静になっ

て解釈する余裕がなかったというふうなことかな、というふうには思っておりますけれども、御指摘があれば、これは必要な説明もしなきゃならない、とこのような責任の長としての現在の感じでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 弁明書のこと云々という話だったんですが、当然、職員は直接監督する立場の総務部長、職員課の課長、それから最高責任者である懲戒権を法律によって与えられている市長の責任も、同時にあるわけです。

総務部長は、この件をもう承知をしておられたということは、はっきりわかったんですが、その弁明書のことについて、もう一度最後に私は確かめておきたいんです。はっきりさせておきたいんですが、提出を求めた、という表現を先ほどされたんです。本人は、名前を勝手に使われた。これはちょっと私、科長補佐の方ですから、もう幹部職、こういう方が勝手に私の名前を使われたで、そのままどこにも抗議をしないで、ただ市から求められるままに弁明書を出して、それでよしとされるかということも不思議ですが、この弁明書の提出云々、それから内容についてはどうなっているのか。その点、具体的にお答えをいただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 弁明書は、まだ受け取ってはございません。再度求めたいと思っております。

なお、本人の申し出によりますと、事実と違うということで、事務所に対しましては申し出をした、ということでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） それは口頭のやりとり。しかも公職選挙法や地方公務員法に触れるかどうか。見解としては、市側は、また選挙管理委員会としても、公選法に精通している事務局長の見解でも、公選法等にも抵触する可能性もあるということですし、地方公務員法にも触れるおそれがある、該当するおそれがある、違反をする事項だ、事例だ、というふうに総務部長はおっしゃるんです。

それだけまでの認定をしておきながら、弁明書の提出を求めたけれど、今もってまだ出されていないというのは、どういうことですか。本人が勝手に使われたというのであれば、その旨を申し開きしたものでいいんじゃないですか。

市長は今、もちろん当たり前のことですが、これだけ重大な法令に違反をするおそれのある、また、おそれをしたとみなされる事例が幹部職員によって行われたということ

であれば、当然、議会で指摘をされるまでもなく、解明をすべきです、事実を。この弁明書、並びに市として、総務部長として、いかなる状態でこの件についてはけりをつけるというお考えなのか。告発をするとか、懲戒権を発動するとか、いろいろあると思うんです。この点については、どうお考えになっているのか。まだ提出されておられません。選挙が終わって、もうかなりたちます。取り組みの、今までの現状でも結構ですから、お心づもりを述べていただきたい。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） ただいまの御質問について、お答えをしたいと思います。

事実と経過につきましては、総務部長の方から答弁をしたとおりで進んでおります。

私どもとしては、まず事実の確認、あるいは事実の経過を正確に把握する必要があると思いますので、それに基づいて調査を進めているところでございます。その一環として、ただいま総務部長がお答えしたように、本人からも弁明書、それからその組織からのそれについての経緯書、そういったものを私どもとして徴したい、というふうに考えて、今、その作業が進んでいるということでございます。

私どもとしては、少なくともこういう選挙というような機会に当たって、いやしくも職員が公職選挙法あるいは地方公務員法に違反する行為がないように、服務規律の確保については、庁内に趣旨徹底を図っているところでございますけれども、こういうような事実問題については、やはりきちっとした事実の確認、調査に基づいて、それに従った公正な対処をしていきたい、というふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 私は、候補者の方は特段、別に問題に全くしておりませんので、その点は誤解のないようにしていただきたいんです。

こうした公務員の違法な活動、法に触れる行為、こういうことが市の方で今まできちんとした対応がとられてこなかった。確かに公選法の解釈の中では、単純労働は該当しない、ということではっきりあります。それにかこつけて、今までいろいろ範囲が野放図に拡大をされてきた。そういうところに職員の綱紀の弛緩があるのではないかと、いうふうに思うんです。

今、事実を確認をしながら公正な判断をして、結論を出すために準備をしている。調査中だということで、進行中の事件だということがわかりましたので、私はこれ以上、お聞きをいたしません、また予算の議会もありますし、いろいろな緊急質問等でもお

聞きしなければならないことにならないように、ひとつ、早急に結論を出していただきたいと思うんですが、助役はあえて今答弁をされましたので、私はその方向で、ぜひ早く結論を出していただきたいというふうに求めますが、いつごろをめぐりにこの結論を出したい、というふうに考えておられるか。相手は大きな組織を持っているということもあるでしょうし、弁明書の提出も拒否をしている現状ですから、その点は、いつをめぐりにお考えになっているか。いかがですか。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） こちらから求めております資料等については、特に拒否をされているということではございません。できるだけ早い機会に調査が進むように努力をしたい、というふうに思っています。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） できるだけ早くということで、相手のあることですから、勝手に名前が使われたという相手、そういう方を相手にしての事実の究明ということで、そう一朝一夕に解決、解明される問題ではないと思いますが、今議会中ぐらいには、年度も変わりますし、ひとつ結論を出していただいて、議会で指摘された問題でありますので、議会に対しても、みんな選挙を戦ってきた人たちばかりです。地方公務員がそうした法令に違反をし、ある特定の候補者のために法令を犯して選挙活動をやったということは、大変ゆゆしきことでもありますので、議会に対してもきちんとした説明を後日していただきたい。その点、もう一度、御回答いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） ただいま御要望のありましたような方向で進めたい、と思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） それでは、また報告等を受けながら、この件については、さらに関心を寄せていきたいと思っておりますので、またその段階で必要があれば取り上げることがを留保しておきたいと思っております。

事務局長、大変お疲れのところをありがとうございました。

もうこれで私は終わりにしてもよかったんですが、一つだけ、この問題だけ先にどうしてもやりたいと思いましたので、これに集中してやりましたので、もう一つ別の問題で、市長に1点だけお聞きをしておきたいと思っております。

ちょうど今から4年前の昭和61年第1回定例会で、私は行政報告に対する質疑で、市長にお尋ねをした、質問をした件について、もう一度お聞きをしたいと思います。

それは、昭和61年4月19日、日野市市民会館文化事業協会の主催で「バルト海の香り」を運ぶエストニア・アンサンブル」という、現在はソ連邦に所属をする一共和国の民族舞踊等のアンサンブルの事業があったということで、市長にお尋ねをしたわけです。

このときは、市長に私は何をお聞きしたか、もう一度、簡単に触れたいと思うんですが、御承知のように、バルト三国と呼ばれるエストニア、ラトビア、リトアニアという国があるわけです。今日はソ連邦の中に組み込まれておりますが、1940年、第二次世界大戦の初めにソ連によって無理やり武力併合されてしまった、地球上から消えてしまった独立国です。このことについて、市長に対して、こういった国のお客さんを迎えるに当たり、市長も世界の平和を願われる、平和事業にも積極的に取り組むということをかねがね表明しておられますので、こういった国の民族の悲しみ、また、これらの独立を奪われた国々の人に対する同情のようなものがあるかどうか、ということについて感想を求めたわけです。

このとき市長は、特段、配慮を持っているわけではないということで、これらの国々の人に対する同情や悲しみに共鳴をする言葉は何も聞かれなかったわけです。しかし、最後には、十分に勉強をして国際交流に役立てばということで、これからも努力をしたい、ということで結ばれました。

それから4年経過をしたわけですが、御承知のように、まさにコペルニクスの展開と申しますか、今までの天動説が地動説に変わるような急激な変化が、東欧、ソ連において起こった。しかもリトアニアの共和国では、最高会議、つまり日本の国会に当たる最高の機関がソ連邦からの独立を宣言をした。こういうことで、市長はもう4年たって、そのときはこういう事情を御存じなかったかもわかりませんが、新聞等でも連日、報道されておりますように、東欧の動き、それからこういったソ連邦に組み込まれた、独立を失った人たちが、その独立の回復を求めて、今、果敢に闘いを進めている。こういうことについて、市長の感想を——4年前は「よくわかりません」ということで、平和都市宣言の市長としては、ちょっとどうかな、という感じはしたんですが、もうこれだけテレビやラジオで盛んにいろいろ東欧の動きは目まぐるしく変化している状況が、我々に伝えられております。何らかの御感想をお持ちになっているはずですので、その点について、お尋ねいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） ただいまの御質問で、その当時の質問と、お答えの趣旨を、十分、思い出しておる、ということであります。エストニア・アンサンブルということでは求められて、日野市で公演を行った。そのことは、私は極めてよかった、と今も思っております。つまり、いずこの国にせよ、自由を束縛されたり、抑圧があって、いいはずはありませんし、自由と民主主義こそ、人類の将来に発展を約束する大切な思想である、とこういうことに、私は全く微動もいたしません。

したがって、あるいはそのときに、答弁としては、御不満が残ったかもしれませんが、一種の芸術手段による、「訴えの旅」であったというふうにも、今ならば……（「何の旅ですか」と呼ぶ者あり）訴えの旅、というふうにもまでも考えられることでもあります。当時の認識は、十分な認識を持ち得ていなかったかもしれませんが、私は、日野市にそういう機会を提供したということは、決して間違っていない、とこのように思っております。

感想は、以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） このエストニアの皆さんが日野に来て、このアンサンブルという、いろいろ美しい民族舞踊や演奏などを聞かせていただいた。それは、今にして思えば、訴えの旅であっただろう。その訴えの内容というのは、私が取り上げて質問しているその趣旨に、合致するのではないかと思います。独立をソ連によって奪われた国民の、独立回復を求める訴え、というふうには私は感じてよろしいのでしょうか。何を訴える旅だったのか、ちょっとよくわからないんですが、もう一度、それは、後でお聞かせをいただきたいと思います。

4年前も触れましたが、ソ連という国が、なかなか難しいところがあります。今は、海部総理大臣と同じ年齢のゴルバチョフという人が、「世界で最も悩みを持つ男」といわれておりますが、今、果敢にペレストロイカを進めつつある。しかし、ソ連という国の本質が、どの程度ここで変化をするのかというのは、私どもは全くわからないわけです。このバルト三国だけにとどまらず、ソ連に第二次世界大戦前後に併合された国々に対して、ソ連は自発的に、ソ連邦に入りたいといってきたから、入れてやったんだ、とこういう主張をしているわけです。これは全く事実と反するということは、もう、世界の常識になってきております。ソ連に当時抵抗したフィンランドだけは、辛うじて、「フィンランド化」という言葉はありますが、ソ連の影響は強く受けているわけですが、辛うじて独立は何とか保っている。民族が独立を維持し、そして、国民を、ともに繁栄

の中で、国家を維持をしていく。大変難しいことだと思います。

市長に対して、もう一つ、この際、お尋ねをしたいと思いますのは、先ほどの訴えの旅の内容と、もう一つは、これらの国々の人は、いわゆるマルクス共産主義・社会主義の一つの犠牲であった、ということが言えるのではないかと思います。この間、ルーマニアの共産党の大会や、共産主義国の国会に当たる最高会議の模様などを、歴史を振り返ってのフィルムがテレビで流れておりましたが、なにか一斉に全員が拍手をすとか、シナリオどおりに動くロボットか人形のように、なにか決められたように、突然、立ち上がって拍手をすとか、普通——日野市議会も時折、そういう光景は見られるんですが、私どもから見れば、非常に不自然なそういう状況がありました。

しかし、そうやって、幾ら統制をもって国民を抑えても、42年間、ルーマニアの場合には、一党独裁の恐怖政治が、共産党によって続けられ、そして、それは辛うじて生き延びてきたわけですが、ここで、一瞬の、歴史の長いスパンから見れば、一瞬の間に消滅をするという、歴史の全く私たち、劇的な瞬間に今、遭遇をしているわけですが、こういう共産党に苦しめられた、その圧政に苦しんだ民衆が、恐怖から逃れるために、また、経済的な貧困から脱出をするために、こういった行為に早晩立ち上がるであろうということは、だれしも予想できたのかもわかりませんが、これほど劇的に展開するということは、だれも予想できなかったのではないかと、思います。

市長は、こういう今の東欧の歴史の大変動を、どう見ておられるのか。共産党の皆さんが大躍進することを願いますということで、日本共産党の躍進は、この市議選を通して、また衆議院選挙を通して、いろいろな広報や、各陣営の候補者に対して、強い支援を送っておられたようではありますが、やはり共産主義の本質というものを、この歴史の大事件から学ぶことが必要ではないか、というふうに私は思います。この点について、一エストニアの民族の独立を回復したい、そうした国の民衆の皆さんの願いも、当然ではありますが、やはり、歴史のこうしたことから、何か教訓を学ぶことも必要ではないかと思いますが、市長は、この点については、どのようなお考えを今お持ちか、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 評価されるような答えは、私は、私の能力の足りない点もあって、多分、できないと思います。

今のお立場は、古賀議員の特定の信条に立って、歴史の判断をしておられる、というふうに伺うわけでありまして、人類の理想を描きながら、いろいろな紆余曲折があるな

あ、というふうに思うわけでありまして、世界の民族が、平和のためにいろいろな模索をしながら努力している、とこのように理解すべきでなかろうか、とこう思っております。

仮にある期間にせよ、抑制や弾圧が優位であるという、優位に立つ、そういう政体は——政治の体系はとってはならない、ということを教訓として残した、と思っております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 平和都市宣言の自治体の長でもありますので、これほどのドラマチックな歴史の変動を前に、もう少し、我々が、うん、なるほど、というような見識が示されるのかと思いましたが、ちょっとその点は、物足りない感じがいたします。質問は、もうこれで終わりにいたしますが、我々、私のみならず、多くの国民が、また世界じゅうの人が、大きな教訓を、この歴史の中から学び取ったと思いますので、市長もなにか、私個人の意見のような言い方で抵抗されるのは、ちょっとどうかな、というふうに思います。既に多くの人たちが認めている認識に基づいて、私はお聞きをさせていただいたと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 1点だけ伺います。

昨日、尼崎の長崎屋が火事になったということで、15人の死者があったということ、大変、当市には直接、関係がないところですが、御冥福を祈りたいと思っておりますが、そういう大きな記事の陰に、小さく「市のごみ処理場でボヤ、日野、コンベヤー焼く」というようなことで、昨日、私も現場へは駆けつけました。あと、状況が、後の行事もあったもんですから、その場ですぐ帰ってまいりましたんですが、特に、ここにかかわる状況、昨日の件ですから、ぜひ、この機会に、報告をしていただければありがたい、というふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答え申し上げます。

日野市のクリーンセンターの失火で、皆様大変御迷惑かけたことを、前もっておわび申し上げておきたいと思っております。

18日、日曜日の午後0時半ごろ、クリーンセンターの粗大施設の工事をやっています。

た。その工事の火花が、地下の一部残っているごみに点火しまして、ちょうどその間が作業員の昼休みだったもんですから、食事に行った。そういうことで、ちょっと時間、その現場にいなかった間に、ぼやが出て、そして、煙が出てきた。多少、今おっしゃるように、ベルトコンベヤーのゴムのところが焦げただけだったので、煙が出た。で、多少、失火がした。それで、消防署にもすぐお願いして、初期の消火で、初期消火という形で、消えました。

ちょうどその工事は、川崎重工が作業をしておりました。酸素ボンベで作業をしておりましたときの火の種でございます。施設等については、異常がございません。新聞にも出ていましたように、コンベヤー部分のタイヤが一部焦げましたので、それは早速、きょう現在、取りかえまして、あすからの作業には支障のない形で施設は動く予定でございます。大変御迷惑かけたことを、この席でおわび申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 篠野行雄君。

○24番（篠野行雄君） 行政報告書の36ページ、都市整備の都市計画関係の、まちづくり指導要綱等の改正について、とあります。これは、もう1年ぐらいい前になりますか、一般質問の中で私、取り上げて、改正を要望したんで、ようやくそれが実現したということですが、ひとつ、ちょっとお聞きしたいのは、対象として「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」で規定する店舗面積が500平方メートルを超える建築物を新たに追加した、ということが書かれております。これは、第3条の中へこれを追加したということだと思っておりますが、今、日米の構造改善の協議の中に、たしか貿易障壁の一つとして、大店法の撤廃・廃止、改正の問題が出てきていますが、具体的に指導要綱にこの項目を入れて、どんな規制をすることになるのか、まず説明をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、お答えをいたします。

このまちづくりの指導要綱の中に、大店法の500平方メートル以上の売り場面積を持つ建築物を入れた理由でございますけれども、この500平方メートル以上の売り場の店舗の指導の方法として二つございます。

一つは、商業の振興でありますとか、あるいは中小のいわゆる商業の保全といえますか、そういう見地からの指導。

あと一つは、この店舗ができることによりまして、交通の問題でございますとか、排

水、駐車場、そういうもろもろの障害も付近に発生が予測されるわけでございます。

この要綱で扱いますのは、その後の方を行う、ということでございます。

○議長（小山良悟君） 篠野行雄君。

○24番（篠野行雄君） そうすると、この項目については、公益施設の管理とか、そういう問題は関係——別に対象とならない、とこういう解釈してよろしいわけですね。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 公共公益施設の関係でございますが、現在、適用の対象になっておりますのは、開発行為と、それから一定の個数をオーバーしたものでございます。したがって、この大店法に基づくところの500平方メートル以上の売り場の指導については、今議員さんがおっしゃったように、直接関係は出てこない、ということです。

○議長（小山良悟君） 篠野行雄君。

○24番（篠野行雄君） 私も、まだこの問題については、よく勉強してないので、いまちょっと調査をし、次の機会に質問させていただきたいと思います。

以上で結構です。

○議長（小山良悟君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） 先週の土曜日、すなわち3月17日に、市民会館の小ホールでもって、第1回の食品安全研究グループ報告会というのが、テーマを「放射能汚染食品」というテーマでもって、報告会があったわけでございます。私も招待を受けまして、この席に出席をさせていただいて、いろいろと勉強をさせてもらったわけですが、市長もこの席にもおられてきておったわけです。

ここで、1点だけ生活環境部の方にお聞きしたいんですが、御案内のように、この食品安全研究グループの報告会というのは、一昨年9月議会で、厚生委員会で食品安全委員会、この設置を求める請願が採択された。これを受けて、事業を委託するというようなことで、その後、各グループがいろんなことを研究してきたわけでございまして、初めての発表だったわけです。

御案内のように、4年前にソビエトのチェルノブイリの原発事故から、こういった問題が大きく取り上げられまして、当市でも委員会の設置が討議された、とこういうことでございます。以来今日まで、国の調査では、かなりの品目が引っかかって、積み戻し処分になってきたという、こういうNHKなんかのテレビ放送等でも出されているわけでございますけれども、聞くところによりますと、人体に影響するこの数値、これが国

の暫定基準ということで、食品1キログラム当たり370ベクレル、これを超えなければ問題ない、ということでございます。しかも、50ミリベクレルですか、これ以下であれば、ほとんど問題はない。当市の店頭で販売されておられますいろんな食品も、このグループがチェックをして、調査した結果、ほとんどそれ以下だということで、報告をされたわけでございますけれども、その中で、気になる報告がございまして、市で購入したこの放射能の測定器、これが、どうも能力不足である。したがって、きちっとした数値が出ないから、他の機関に再調査を依頼してきてる、というふうな報告があったわけでございます。

この問題、大変な問題でございまして、たしか昨年も、厚生委員会に、新しい器機の買いかえというようなお願いが出されたというふうに、私、記憶しているわけでございますけれども、市としてこういう大きな問題を取り上げて、調査を委託する場合に、能力不足のような器機を購入して貸し出すという、こういうことが果たしていいのかどうか。いろんな機関のチェックをし、あるいは聞きながら購入したと思うんですけれども、実際にそういう研究グループからの報告があったわけでございます。幸いにして今、日野市内で店頭で販売されている食品については、いろんなチェックをした結果、全然問題ないという、こういう報告があって、一安心しているわけでございますけれども、果たしてそれが、まともに信用できるのかどうか。この器機が、放射能の測定器が能力不足ということの後からつけ加えられまして、非常に愕然としたわけでございますけれども、担当部署として、この測定器を購入した経過、どういうところで、どんなアドバイス等々受けながら購入されたのか。その辺の経過を、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

現在、導入しておりますシンチレーション・サーベーターでございます。これの導入のいきさつといたしまししょうか、その点について、絞り上げてお答え申し上げたいと思います。

この器機ご購入は、請願に起因するところでございますが、私どもそれを受けまして、どのような測定器を導入するか、その辺について、相当精力的な内部討議をした経過がございます。ただ、この測定器、いずれもそうでございますが、非常に高価な器械になればなるほど、いわば精度が高くなっております。精度が高くなればなるほど、大変専門的な知識が必要とされてまいっております。かつ、その扱いについては、相当な習熟度を要求されるものでございます。

一口に申しまして、放射能、放射線というものは、測定するその検体のみならず、自然放射能と称する天空からの放射能、放射線がございまして、それらを分離いたしまして、検体そのものの数値を測定するという事は、大変それだけでも技術を要するものでございますし、また、自然放射能のみならず、その検体から出る放射線につきましても、実際には刻々と数値に変化が生じるものでございます。そういう中での数値特定となりますと、やはり、私ども、いわば素人の扱えるものではない、ということになるわけでございます。これを、それなりの精度のあるものを導入するとなりますと、まず、場所の問題、それから、それを扱う人の問題がございまして、しかし、それらを現状において導入するというのが、非常に難しさを感じたわけでございます。

そこで、私どもといたしましては、とりあえず、現在持っております、一口に言いますと、ガイガーカウンターと称するものなんでございますが、それはガンマ線を測定するものでございます。とりあえず、それを導入したということは、いわばその調査の予備行為の範囲といたしまして、そのきっかけをつかむ。そういった趣旨の中で、現在のものを導入したわけでございます。

それでは、それで測定できないのはどうするか、ということでございますが、それにつきましても、大変幸いなことに、東京都には、それらの資材、人材を保有してございます。まず東京都消費者センター試験研究室、東京都立衛生研究所、東京都立アイソトープ総合研究所、この3カ所がございまして、これらにつきましても、私どもの方で予備行為後に、再度精度ある検査を要するものについては、これら3機関との連携によりまして、調査を進めていこう。こういうような考えのもとに、それらとの連携を保っておる次第でございます。

以上が、経過でございます。

○議長（小山良悟君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。

そうしますと、3機関でもって連携していくということになりますと、現在、市で購入したその測定器というのは、今後どうなるのか。昨年の7月から一般貸し出しをしているというふうに聞いておりますけれども、全くそういう能力不足のものを、余り信用しないものを貸し出すことが、果たしていいものかどうか。大変無責任に聞こえるわけです。ですから、当然、東京都のそういう消費者センター等々にはそれなりのものもあるし、苦情も来ますから、あるんでしょうけれども、日野市としてどう考えるか、ということ。連携プレーは、それにこしたことはないんですけれども、市としてどうするか

ということです。この委員会というのが、市の委託ということでこの研究グループに事業を委託しているわけですから、中途半端なことをやらせるんだったら、やめちゃった方がいい、というような気がします。

ですから、高いからちょっと買えないとか、使い方に非常に難しさがあるんで、そういうプロじゃないと使えないとか、扱えないとか、それはわかるんですけども、市としてはどうするのか、ということです。どうしますか、市としては。ただ連携プレーをしておけばいいのかどうか。それで消費者が満足するのかどうか。であるならば、日野市でやることはないし、都にすべて任せればいい。国で、港や空港で全部きちっとチェックしているわけですから、本来ならば、それを市の店頭でやるということは、言ってみれば、何ですか、妨害になるわけですね。商売の妨害にもなるし、ちょっと問題があるという行為でございますから、それは自分で購入してきて、ある団体がチェックをすればいいわけですし、店頭でもって一々ガイガー計算機でガラガラやるわけじゃないですから、そういう心配ないんですけどね。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

私の説明が悪いようでございまして、大変いいかげんな器械、というふうにお聞き取りいただいているようでございますが、決してそういうことではございません。これはれっきとした放射線の測定器でございます。私どもは、当初、申し上げましたとおり、予備行為の範囲で使う、ということで購入いたし、その範囲での使い方をしております。直接、即座に精密な検査を要するということであるならば、先ほど申し上げました都の機関との連携の中で運んでまいります。ただ、即座にそこで、それほどの精度は有さないがチェックをちょっとしてみたい、という範囲の使い方において、それは十分役立っているもの、というふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） なにか、お遊びでやっているみたいな気がするんです。言い方は悪いんですけども、実際に口の中に入るものですから、こういうことがあった場合には、どんな障害が起こるか。いろんな事例も、今まで出ているわけです。今、非常に、それぞれみんな神経質になって、こういうことやっている。ですから、真剣に、高いものだったら買えないとか、安いものなら買えるとかという問題じゃなくて、実際にこの問題を、もう少し真剣に取り上げていただきたい、というふうに思います。

それで、私も、ベクレルというのがよくわからなかったんですけども、昨年、消防委員会で原子力発電所を見学させていただいたときに、向こうの専門家に聞きますと、370ベクレルというのが、国のなにか暫定基準のようです。それが、それ以下であれば安全だ、ということなんですけれども、370ベクレルというのは、1秒間に370個の原子核、これが破壊されていくという、こういうことだそうですよ。大変なことなんです。

それで、生活環境部長の考え方、わかったんですけども、市長、この間の報告会に出席されておりますので、御感想をちょっと聞きたいんですけども……。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 昨年、市民運動と申しましょうか、この食品安全運動の方々の要請に沿って、というふうに私どもは考えておりますが、なかなか安全委員会をみずから持っても、フィールド活動は、行政側にも能力がありません。そこで、関心の高い方々に、一番使いやすいと申しましょうか、つまり検体についての第一発見をする。つまり、それで、より精密な検査を必要とする場合には専門機関に連携をとる、というふうにしておるわけでありまして、日野市内に現実に、特に、直ちに健康に支障を来すような商品と申しましょうか、食品は、お店にも店頭がないということが発見できた、ということは大変な成果だと私は思います。

すべてに当たったわけではありませんから、100%太鼓判ということではありませんけれど、市民運動の関心の高い方々に、より連携を持つと申しましょうか、行政が支援をするという形で器械の設置を行ったことは、私は決して無責任ではなく、むしろ価値のある行政の第一歩、というふうに評価をしていただけるもの、というふうにおるわけでありまして、会場に出席をいたしまして、市民運動に対します感謝と、それから激励のあいさつをさせていただいた、ということでもありますから、これからも一層、いろいろな形で行政との連絡をとっていただき、支援体制を強化していく。そして、日野市民に広く関心や知識を、ある程度お持ちいただくとともに、そのことがまた、大きな公害に対します、特に放射性の食品があると言われておる状況に対して、必要な運動であり、また行政の対応をより進めていきたい、とこのように考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって行政報告を終わります。

次に、日程第15号、諸般の報告を行います。

会務報告についてはお手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の

報告は省略いたします。

諸般の報告全般について質疑に入ります。なければこれをもって諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後9時42分 休憩

午後10時07分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第1号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第4号）

の専決処分の報告承認についての提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市一般会計補正予算第4号で、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成2年1月24日付で専決処分にしたものであります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3,193万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を376億621万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） ただいま市長の方から提案のありました議案第1号、平成元年度の日野市の一般会計補正予算の専決処分でございます。

お手元に資料お配りしておりますが、第1条につきましては、ただいま市長から提案のあった理由のとおりでございます。この内容につきましては、御承知のとおり、衆議院の解散に伴いまして、公職選挙法に基づく一定の期間内に選挙を実施するというところでございます。それに連動しての補正の専決を、ここで御報告をするわけでございます。

ページとしては、歳入部分で6ページをお開きいただきたいと思います。6ページのところに、歳入として、款の10、都の支出金、3の委託金、目の総務委託金ということ

で、総額補正額をここに記載してあります。

その目的としては、衆議院議員の選挙費、最高裁判所の裁判官の国民審査費でございます。

なお、歳出部分につきましては、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。目の7の衆議院議員選挙費、最高裁判所裁判官国民審査費に関連してのおのおの節に1からあるわけでございますが、おのおの内容を、説明欄記載のとおりでございます。特に御説明するところはございませんので、1月21日に専決処分を行わせていただきました。

ここに御報告申し上げまして、よろしく御承認のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第1号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第4号）の専決処分の報告承認の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第14号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第14号、平成元年度日野市一般会計補正予算第5号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市一般会計補正予算第5号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ18億99万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を394億721万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 議案第14号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第5号）でございます。

当然、3月の最後の補正でございますので、計数的な整理を主に、特に歳入歳出部分につきましては、用地費の取得というのが主な補正の内容でございます。

なお、人件費等の不足との関連もありますので、概要だけ簡単に御説明申し上げたいと思います。

1ページでございます。1ページの歳入歳出予算の補正ということで、第1条に、数字が計数的に掲げてございます。ただいま市長からの提案のとおりでございます。

第1条の2項につきましては、後ほど別表を説明申し上げますが、第1表の中で、歳入歳出予算補正の額を記載したものでございます。

なお、第2条におきましては、繰越明許費につきましてお願いするものでございます。第3条は、債務負担行為の補正ということでございます。

なお、4条につきましては、地方債でございます。

それでは、2ページ、3ページをお願いしたいと思います。特に、第1表の歳入歳出予算の補正につきましては、当初申し上げましたとおり、歳入部分につきましては、最終的な事業の確定による予算の補正をお願いするものでございます。特に、款の11でございます。財産収入でございます。項の1の財産運用収入、あるいは財産売払収入等につきまして、補正額は大幅に上回っております。財産運用収入につきましては、各基金の利子の歳入でございます。2の財産売払収入につきましては、公有地の売り払いということでございます。

なお、款の12の寄附金につきましては、住みよいまちづくり要綱等に基づく寄附の額でございます。特に、それ以外、歳入部分につきましては、説明を略させていただきます。

歳出につきましては、冒頭申し上げましたとおり、契約差金の整理、あるいは事業確定による減というのが大きな問題でございます。なお、用地買収費、あるいは人件費等の増によるものを、補正、お願いするものでございます。

そのページの、3ページの一番下でございます。款の8の土木費でございます。項では、4の都市計画費、ここに13億6,171万5,000円。これは用地買収費として計上をさせていただくものでございます。

なお、4ページの第2表でございます。繰越明許費でございますが、ここに第五小学校の改築防音ということで、1億1,485万6,000円をお願いするものでございます。これは、平成元年度の予算の中で計上したわけでございますが、防音工事の関係の支払いの関係等もありまして、これを繰越明許にお願いするというものでございます。

なお、5ページの上段部分でございます。第3表の債務負担行為の補正の変更をお願いするものでございます。事項につきましては、（仮称）二番橋の新設でございます。補正前の限度額が、1億5,450万という数字でございますが、ここに補正をお願いいたしまして、限度額を変更させていただくというものでございます。

第4表につきましては、地方債の補正、おのおの補助金等の確定、あるいは契約等の確定がされておりますので、地方債の補正を、この数字のようにお願いするものでございます。

それでは、10ページをお願いしたいと思います。2の歳入でございます。款の1の市税、項の1の市民税、おのおの目の1の個人等につきましては、調定見込み増、収入歩合の増によるものでございます。

なお、2番目の法人につきましてはの減額理由としては、これは、予定申告等の問題を含んで、企業等の横ばい状態というようなことで、ここに減額をお願いするものでございます。

なお、12ページ、13ページは、特に略させていただきます。

14ページ、15ページでございます。項の7の旧法による税ということで、目の中に1、2、3がございますが、これは旧法による税部分の目の1から3までのものが残っておりますので、ここに最終の補正をお願いするものでございます。

16ページ、17ページ等につきましては、特に説明はございません。

18ページ、19ページ、目の2の衛生手数料も、特にございません。

20ページ、21ページにつきましては、款の9の国庫支出金、項の1の国庫負担金でございます。目の1の民生費国庫負担金につきましては、基本額の増、対象減によるということで、計数を整理させていただきました。

なお、22ページ、23ページにつきましても、目の1の民生費国庫補助金以下、4の教育費国庫補助金まで、特にございませんのが、教育費の国庫補助金の中で節の9の社会

教育費補助金の、一番、説明欄の下の部分でございます。中央公民館の改造ということで、説明欄記載のとおりでございますが、当初予算の中では、見込んでおりません。全く新たにこの補助額が、補助対象になったということで、計上をさせていただくものでございます。

なお、目の5の農業費の国庫補助金につきましても、水田農業確立特別対策交付金ということで、新しい補助金としての歳入を見込んだ部分でございます。

なお、24ページ、25ページにつきましては、特にありませんので、略させていただきます。

26ページ、27ページにつきましても、目の民生費都補助金以下、衛生費、農業費につきましても、説明欄記載のとおり、計数整理をさせていただきました。

28ページ、29ページにつきましては、目の5の土木費都補助金でございます。節の中で3の道路橋りょう費補助金の説明欄の一番上、新井71号線等につきましては、当初予算の中では、国庫補助ということで見込んで、国庫補助の方の対象になりましたので、都の補助金につきましては、ここに減額をさせてもらうものでございます。

なお、目の6、教育費都の補助金につきましては、説明欄のとおり、中央公民館の改造、同じように国に関連して都の補助金が新たについたものでございます。

なお、30ページ、31ページでございます。目の総務費委託金でございます。人数、あるいは事業の完了によつての減額、あるいは補正をお願いするものでございます。特にございません。

32ページ、33ページは、略させていただきます。

34ページ、35ページにつきましては、目の2、利子及び配当金、おのおの当初見込みより運用によつての増ということで、説明欄記載のとおり、補正をここにさせていただくものでございます。

なお、36ページ、37ページでございます。目の1の不動産売払収入でございます。説明欄記載のとおり、上段部分、石田490番1ほか、これは下水処理場用地として売り払うものでございます。高幡につきましては、モノレール用地ということで、旧七生支所用地を売り払ったものでございます。

なお、2の物品売払収入につきましては、特にございません。

38、39ページでございます。目の1の一般寄附金でございます。この内容につきましては、公共8件、公益8件ということで、補正額が、1億4,819万3,000円というような最終の計数になるわけでございます。

なお、目の受託水道事業特別会計、あるいは2の土地区画整理等につきましては、特にございません。

なお、40ページ、41ページにつきましても、おのおの略させていただきます。

なお、42ページ、43ページの市債でございます。目の1から、民生債、衛生債、土木債、教育債、おのおの説明欄記載のとおり、契約差金、あるいは金額決定によつての市債部分でございます。

なお、44ページ、45ページ、歳出に入らせていただきます。歳出に係る部分としては、目の1の議会費でございますが、全般的に今後、省略をさせていただくために、人件費関係の補正でございます。これは、御承知のとおり、給料部分の給与改定部分、報酬改定等の関連がございます。職員手当につきましては、住居手当、管理職手当、通勤、退職、そのような要因の増額でございます。共済費につきましては、これは、長期財源率の変更が年度内になされております。その引き上げによるものでございます。

なお、歳出の減額分の主な中で、特に電気料が値下げされております。3.5%。よつて光熱水費、電気料の中では、当初予算は前年度どおり組んでおりますので、3.5%の減額の中で、大きな要因になっております。

44ページ、45ページの議会費につきましては、特にありません。

なお、目、一般管理費の中につきましては、節の9の旅費、研修旅費の中で、海外研修で300万を計上させていただきましたが、これは職員部分でございます。執行できませんので、ここに減額をお願いをするものでございます。

なお、48ページ、49ページにつきましては、略させていただきます。

50ページ、51ページ、目の6の財産管理費につきましても、節の25の積立金でございます。説明欄記載のとおり、おのおの増額補正を大幅にさせていただくものでございます。基金、あるいは利子という内容でございます。

なお、52、53、特にございません。

54ページ、55ページにつきましても、略させていただきます。

56、57、特にございません。

58、59につきましても、ございません。

60、61も、略させていただきます。

なお、62ページ以降につきましても、選挙に関連する経費でございますので、すべて事業が完了しておりますので、ここに減額で整理をさせていただいたものでございます。

なお、72ページ、73ページをお願いしたいと思います。目の4の心身障害者福祉施設

費でございます。委託料で、一部減額がございますが、専門職、あるいは人件費減による大きな内容でございます。

78ページ、79ページでございます。項の1の社会福祉費でございますが、目の8のコミュニティ費の中で、節の11の需用費でございます。先ほど冒頭申し上げましたとおり、この説明欄に、東部会館の関係ということで、大幅な光熱水費の減額をお願いするわけでございます。当初の見込みより1カ月オープンが遅くなったことと、電気料等が大幅に減額になっております。どうしてもそういった理由の中で、ここに大きな減額をお願いするわけでございます。

なお、82ページ、83ページでございますが、目の2の児童措置費等につきましては、おのおの扶助費につきましては、ここに記載のとおり、民間保育所部分につきましては、国の基準の単価アップ等による補正をお願いするものでございます。

なお、90ページ、91ページでございます。目の3の健康管理費でございます。節の中で、賃金1,000万の減額をお願いするわけでございますが、当初は、臨時雇いの中で、老人訪問看護婦の雇い上げを対応する予定でございましたが、正職で対応したということで、ここで臨時分を減額をさせてもらうものでございます。

なお、100ページ、101ページにつきましては、目の1の病院費でございます。当初の補助金等、あるいはいろんな経費等の差の中で不用額をここに計上をさせていただいたものでございます。

なお、それ以外、112ページから113ページまで飛ばさせていただきます。目の7の橋りょう新設改良費でございます。二番橋の新設ということで、この予算を計上させていただきましたが、平成元年度で支払いをこれはちょっとできませんので、平成2年度の中で、債務負担の中で補正を、先ほどお願いするものでございます。よって債務負担の補正を、冒頭説明したとおりでございます。

なお、114ページ、115ページ、目の3の河川新設改良費でございます。15の工事請負費の中で、一番、説明欄上段の部分で、多摩川の遊歩道の整備でございますが、ここに、これは、事業は執行できませんので、建設省の計画、あるいはこれをかさ上げをすとか、いろいろ建設省の計画等に合わせるには、この予算では執行はできない、ということでございます。今後、建設省の計画等踏まえながら、対応していく考え方でございます。

なお、118ページ、119ページに行かせていただきます。目の2の区画整理費でございます。節の28の繰出金、11億1,077万9,000円を土地区画整理事業特別会計に繰り出しを

させていただきます。冒頭申し上げましたとおり、事業費につきましては、これは用地買収費ということで、豊田南口の区画整理事業という考え方でおります。面積としては、3,857平方メートルを考えております。

なお、5番の、目の5の下水道費につきましても、繰出金をお願いするわけでございますが、これにつきましても、面積、3,320.85平方メートルの用地買収を考えているものでございます。

134ページ、135ページまで飛ばさせていただきます。目の4の学校建設費でございます。15の工事請負費の中で、おのおの説明欄のとおり、ここに記載し、補正を減額をさせていただきますわけでございますが、第五小学校の改築部分につきましては、これは契約差金でございます。すべてが契約差金でございますが、特に数字が大きいので、申し上げておきます。

なお、5の学校防音施設費でございますが、節の15の工事請負費、同じように第五小学校の改築の防音でございます。冒頭申し上げましたとおり、これは繰越明許費として補正をお願いするものでございます。

なお、最後のところでございますが、156ページ、157ページ、目の3の市民グラウンド費でございます。同じように17の公有財産購入費ということで、ここに記載のとおり、333平方メートルの公社用地、現在、用地取得ということで、面積は333平方メートルでございます。

なお、158、159ページ、目の1の元金、あるいは2の利子等につきましては、説明欄記載のとおり、おのおの土木債の増額、教育債の減額というようなことで、繰り上げ償還等の、含んでの償還をするものでございます。

なお、160、161ページにつきましては、特にございません。

大変雑駁な説明でございますが、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 2点ばかり、37ページの、この不動産売却収入の件であります。これは、下の高幡の68番地1ほか、これは、多分、あそこの農協の前の公園の用地じゃないかと思うんですが、これは当然、モノレールの構想に沿ったところの用地買収を兼ねていると思うのであります。特に、高幡不動の踏切につきましても、平成5年度が、あそこは完成の予定になっておりますが、この際、こういうときにこそ、やはり、この高幡踏切の要請をするということが、私、必要であると思うんです。それをやったのか

どうか。こういう用地買収、東京都に売りつけるこういうときでありますから、当然、こういう話は出ているんじゃないかと思うんです。そのあたりをちょっと、教えていただきたいと思います。

それともう1点は、あと、二番橋の補正があったですね。これは——5ページのです——これ、補正限度額が、変わってきておるんですが、これ、債務行為、この用地費、このことは説明がよくわからなかったもので、この2点をちょっと教えてください。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 1点目につきまして、お答えをいたします。

都市計画道路3・4・8号線でございますが、これ御承知のように、モノレールのルートでございます。特に、高幡不動東踏切の促進について、都に要請をしているかということでございますが、この件については、もう前々から、このルートの道路促進をすると同時に、その中でも、この踏切の立体化の早期着工についてお願いをしている。東京都も、用地買収さえ順調にいきますれば早急な着手をしたい、そういう状況でございます。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 5ページの第3表の中で、債務負担行為の補正をお願いするわけでございます。当初予算の中では、二番橋の工事関係を計上をさせていただいております。1億2,500万、ページがちょっと——それを、ここで支払いが工事の関係等を含んで、建設省に委託料として当初予算を計上させていただきました。この支払いが次年度に回りますので、ここに1億1,340万8,000円を足していただきまして、ここに補正限度額を2億6,790万8,000円に変更をお願いするものでございます。そういう状況で、当初予算の計上部分の減額をし、ここに債務として次年度をお願いするという内容でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） この高幡の踏切の件であります。これを、私は今、お聞きしたのは、この土地を当然、この日野市の公園の用地を犠牲にして譲るわけですから、モノレールの道路用地としてですね。だから、私は、少なくとも高幡踏切は、市民の要望が高い踏切であります。一日も早く解決してほしいという願いがあります。それが平成5年度に完成予定なものですから、これを一日も早く促進ができるように要請したのかどうか、ということをお聞きしたわけでありまして。このあたりをもう一度、お答え願いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 事務担当のレベルにおきまして、あるいは市長が建設局に対する関係におきまして、高幡東踏切の立体化については、日野市も都に対して、大きく協力をしていることとあわせて、この事業を1年も早く取り組み、完成を急いでいただきたい、ということをお機会のある都度、お願いをしております。都の当局も、この状況もよく認識をされて、市の要請に誠意を持って必ずこたえる。こういうふうな理解をいただいております、というふうにお答えをさせていただきます。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） この事業は、事業決定をしている事業ですから、そう簡単には変更はできないとは思っております。しかしながら、こういう問題を解決するためには、やはり、東京都の方にしげく足を運びながら、要請をするということが、私は必要である、とこのように感じておるものですから、このような質問をさせていただきました。今後とも、努力をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） この元年度の予算につきましては、この時点が、大体最終の補正で、あとは6月なりに最終的に、また専決処分をされたものかなんかで数字が出てくるかと思うんです。あと実際には9月の決算まで、当然、我々が意見を述べるといことがないわけなんで、そういう観点からして、市長には、当初予算が356億にながしか、5,400万ですか、それが今の時点で394億というようなことで、10数%の数字の伸びになってくると思うんですね、当初予算からすれば。そこら辺にかかって、どのように市長としてこの数字を、今現時点でとらえられて、感想をお持ちであるか。こんなことを一つ伺いたいなということ。

それから、今企画財政部長の方から、それぞれ説明をいただきました。この中で、特に多摩川の道路といいますか、遊歩道ですか、こういったものが建設省のかさ上げの問題か何かで、全額、要するに不用額といいますか、できなかった結果から出てきているというようなこと、それからまた、老人の訪問の看護の関係も、正職で対応したので、臨時職員については、不用になった、というふうな説明を受けました。

それ以外、ある程度数字でちょっと大きいなという感じのものの対応、幾つかこっちで気がついたことを質問とさせてもらうとともに、ほかに私の方でまだチェックし切れなかった部分というのがあろうかと思うんで、若干、質問させていただきます。

最初に、49ページの東京都の自治会館の組合負担金というのが、580万なにがしかありますが、通常ですと、こういった管理費関係の負担金ということだと、余り減額するような要素でないということがありますので、これについては、どのような経過があったのか、1点。

それからまた、後で自動車事故の、交通事故の関係の案件が、まだ明日あたりに提出されますけれども、それに伴って、今回、次の53ページに、交通事故にかかる賠償金の15万という金額が、増額になっています。ここら辺が、こういったことで事故が多くて足りなくなったのかどうか、そこら辺の事情ですね。一応、お話をいただければと思います。それから——これは今、増額ですけれども、ページを追っての関係でありますから、多少、出入りがあるかと思えます。

それから、特に、東京都の補助金の関係も絡むわけですけれども、確かに下水道事業が今、大変進捗しつつあるところの状況というのは、わかるわけですけれども、合併処理浄化槽の設置の補助金というのが、これはあくまで設置をする人側の要望を受けての補助金の交付になるわけですから、これ、金額としては、大変当初のあれからすると、減額の金額、大きいんじゃないかなというふうに見るわけなんで、ここら辺の原因です。要するにPRが、行政側として足りないのかどうか。私は、事業としては大変いいことですし、清流を取り戻そうというようなことからすれば、大変いい施策であります。そんなことから、これに対応する市側の考え方、予算の上だけでなく、今後の取り組みの関係についても、若干、触れて御説明をいただきたい、というふうに思います。

それから、耐震用の貯水槽の関係も1基の減額があるようですが、この関係についての若干の説明をいただければと思います。

それ以外にも、合わせて、私も後の質問のことがあるんで、ほかに財政部長の方で、こういったことがあります、というようなことがあれば、なお足して説明いただければありがたいということでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 平成元年度の予算が、当初予算から始まりまして、年度間に——今回は、5号を提案させていただいておるわけではありますが、つまり補正によって13%も伸びた。その分析はどう見るか、こういう御質問であります。

一つには、当初予算でなるべく正確な補足が望ましいわけではありますが、年度間、歳入の伸びがかなり大きかった。こういうことに伴いまして、事業を積極的に拡大をして

いったとか、あるいは新規事業に取り組んだということが、補正の額を多くし、結果、最終の予算総額が大幅に伸びた、とこういう結果になるわけでありまして、当たり前といえば当たりの説明になるんでありますけれども、対応的にはかなり分析をし得るものが多くある、というふうに感じております。できるだけ当初の歳入の補足、それから補正に余り安易に頼らないという基本姿勢は、絶えず反省をしていかなければならない事業だ、とこのように考えております。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 49ページの負担金、節の中で、19の負担金、補助及び交付金でございます。特に、総務費の経費の中で、東京自治会館組合の負担金、584万7,000円の減額という数字があるわけでございます。当初予算の中では、ある程度過去の実績、あるいは自治会館組合での割り振りの中で、予算計上をさせていただきました。これは、収益事業、府中市等の寄附金がかかりこの自治会館組合の中で負担されたということで、各自治体の負担部分の配分を行った中で減額という理由でございます。

それ以外に、かなり飛ばさせていただきましたので、大変申しわけないと思いますが、104ページ、105ページの中で、目の3の農業振興費でございます。歳入部分では、新しい事業ですよ、という歳入の御説明を申し上げました。これは、農業費の国庫補助事業として、平成2年の2月に入って、こういう補助事業が確定されたということでございます。名称としては、水田農業確立特別対策交付金ということで、国庫補助に対する支出分を18の備品に関連して12の役務費、27の公課費を計上をさせて、補助対象を受けるという内容でございます。

特に、それ以外ではありませんので、以上でございます。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 27ページの衛生費都補助金、1節の保健衛生費補助金でございます。合併処理浄化槽整備事業費、これにつきましては、63年10月1日、この制度が発足いたしました。したがって、そういう中で、予算としましては100基、500人槽という想定のもとに予算措置を講じさせていただいたわけですが、結果といたしましては、22基、302人槽分の負債費という結果でございます。大変その点につきまして、私どもといたしましても、今後、大変市民サイドにいたしますれば、有利な制度でございますので、今後、大いにこれは、より一層のPRをしていかなきゃならないというふうなことで、今後の取り組みに精を出していきたい、というふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 合併浄化槽の、いい施策であるのにもかかわらず、成績がよくないではないか、とこの御指摘であります。スタートが遅かったということもありますし、PRの不十分だった点もあろうかと思いますが、やはり、設置者の自己負担分を2分の1伴うわけでありますから、そう簡単に伸びない。むしろ私どもでは、下水道の普及の時期までに、時間のある地域については、新しい建築の行われる際には、むしろ義務設置をしていただく、このような指導をいたしたい、とこう考えております。都も予算をもってスタートされましたわけですから、なるべく完全な執行が望まれるわけがありますけれど、自己負担が伴うということと、それから、間もなく下水道が、公共下水道が普及するという住民側のお考えもあるものですから、十分PRをしながら、積極的に時間のある地域には、むしろ新築の際に、義務的な指導をしたい。このような考え方で臨みたい。このことを担当の方にも指示いたしております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

大変失礼いたしました。125ページの消防費、4目、災害対策費の15節、工事請負費でございます。これにつきましては、当初、平山苑の地区センターが設置されました。この敷地内に併設していくということで、各方面、関係筋と打ち合わせ等をしてまいってきておるわけでございます。

いよいよ地質調査という段階に入りまして、砂地といいたしましうか、土質が不適當でございます。実際に、御存じのとおり、周辺道路といいたしまして、大変細い道路でございます。現場打ちもしかねるというような状況。当然、土質が悪うございますので、崩壊の危険があり、先ごろ完成させました地区センターそのものの倒壊の危険がございますところから、執行、難しいという状況に置かれました。そのような中で、その分の執行ができず、この額の減額をお願いせざるを得なくなった、とこういうことでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 賠償金の件でございますけれども、これにつきましては、相手の車両に損害を与えましたので、それに対する賠償金ということでございます。御

理解いただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 最初の市長の関係については、今後の方向づけというようなことで、積極的な発言がありましたので、了解をいたします。

それから、あと、個々の問題に入ったときに、まだ私としては指摘をしていきたいという部分あるんですが、時間の関係もありますんで、また決算のときに対応をさせていただきたいと思っております。

ただ、合併浄化槽の関係も、市長は間もなく、というような発言でありましたけれども、まだ当分の間、完全にこの地域が下水道ということでされるわけでもありませんので、ぜひ、東京都の上にも、単独でもそういった中で、積極的にこの事業は補助を加え、先ほど義務化というような問題ありましたけれども、当然、今設置する人については、一定の負担は覚悟しているわけですから、そういった中に積極的に——今まで見ても、PRの関係、確かに一度、大きく広報に載った関係は記憶していますけれども、それ以外には、やはりちょっと、余り目に触れる部分が少ないかな、という、私のあくまで見てない部分かもしれませんけれども、そういうふうに感じておりますので、積極的に推進方をお願いしたい。

それから、耐震の関係ですけれども、積極的に、1カ所がだめであったとしても、この装置については、今後、万願寺の区画整理等も、積極的に入れていくんだという方向が出てますから、それ以外の地域、先ほどたまたま天野議員も、公園の改修というような問題、出てましたけれども、そんなところを積極的に防災対策の一環として、もしここがだめならば、この年度内にこの予算は積極的にこちらへ投入するんだというような姿勢を持って、今後当たっていただければと思います。

それから、賠償責任のあれありましたけれども、極力、今回もまた明日、報告がなされますけれども、事故の大分出ている傾向があります。当然、見込んだものより数が多かったり、その程度が大きいからこそ、こういった不足を来している部分があろうかと思っております。ぜひ、庁内においても、そちらに向けて、安全対策といいたしましうか、そういった指導をぜひお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 先ほど、企画財政部長の方から御説明いただきましたけれども、根本的には、この補正予算が即決で決まるということに帰着するんですが、何点かちょっと質問させていただきます。

一つは、不用額等に興味があるわけですが、通常の運用の中で必要やむを得ず出てくるものと、実際に実行に当たって、思わなかったことが生じてきてできなかったとか、さまざまあるわけですが、その例として一つは、先ほど115ページの多摩川の遊歩道整備ということで、これは前に、たしか建設部長の方から、このような困難性がある、という話を聞いた記憶がございますけれども、具体的には、当初、予算を計上するときの中ではできる見通しだったのが、できなくなった。それは建設省からの具体的な指摘ということになった、というふうに理解するんですが、それでよろしいかどうかです。

それから、前後いたしました、91ページのところで、健康管理費、老人訪問看護婦雇い上げということで、臨時職員の対応でなくて、正規の職員で対応した、ということの説明で終わってますが、そのように聞いておりますけれども、非常によくわかりませんので、正規の職員で対応できるのであれば、1,000万も計上してやることはないんで、むしろ私には、これがスムーズに回転をしなかったのではないかと、というふうに読めるわけですが、そうではなかったのかどうか、教えていただきたいと思えます。

そのほかの合併浄化槽については、先ほど運用上の問題ということで指摘がありましたが、この制度は、個人負担が伴うということでございますが、単独浄化槽と同じ金額でできるということは、制度の中でも指摘をされているわけで、私にはやはり、PR不足というふうに思えるわけですが、その点、どういうふうにお考えになっているか。その3点です。

あと、もう1点あります。それは、第五小学校の防音壁についてでございますが、企画財政部長の方からは、これは金額が、工事請負の契約差金ということで、多いので説明をいたしました、ということですが、やはりこれも、簡単に見過ごせない問題があると思うんです。というのは、この改築の防音工事については、日野市は非常にいろいろ手がけてきております。経験も豊かなわけですが、その中でこれだけの契約差金を出すということ自体が、私は、どこか体制的に不備であったのではないかと、というふうに推測をするわけですが、どのようなものか。お尋ねをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 第1点目の多摩川の遊歩道の減額の問題でございますけれども、先ほど財政部長からも御説明がありましたけれども、もうちょっと詳しく私の方からお話をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、市では、このサイクリング道路といたしまして、浅川、多摩川を全体計

画の位置としてスタートを始めさせていただいたわけなんですけれども、この延長が1万9,735メートルでございますけれども、そのうち、既に1万2,975メートル完了しているわけでございます。全体の率からしますと、65.7%が完成をしている。残り34.3%ということになっているわけでございます。

平成元年度では、予定では、多摩川の右岸を計画をしておりました。場所から申しますと、日野橋の上流部分になりますけれども、この部分を計画をしておったところ、従来は、浅川にしても、多摩川にしても、現在の堤防高の高さでそういうサイクリング道路等の構造に、舗装をしてよろしいということでも来たわけでもございましたけど、今年の平成元年度に入りましたらば、建設省の方で指導方針が変わりまして、計画堤防高まで申請者の方で盛って、その上に、そういう整備をなささい、というふうに変わってきたわけでございます。これを実現するとなると、たとえ1,000メートルの距離にしても、数億円その事業費がかかるというようなことになるわけでございます。

市としても、当初からのこういうサイクリング道路に対して、整備を建設省の指示どおりしてきたものが、急に変わって、そういうことをしろといっても、これについては、ちょっと自治体としても、それだけの予算をかけて今後もこういう整備はできないということで、建設省の方にも強く申し入れをいたしまして、現在、この河川管理者である京浜工事事務所と協議中でございます。まだ返事はいただいておりますけれども、もとに戻した整備ができるように、建設省さんをお願いしているもので、あえてここで、建設省さんの言う計画堤防高までやるということは、過剰負担になるということで、今回、減額にさせていただいたという理由でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

27ページの合併処理浄化槽の件でございます。おっしゃられますとおり、PR、不足しておりましたことを反省しております。今後におきまして、このようなことのないように、十分PRに努めていきたい、というふうに考えております。

また、91ページの予防費。予防接種看護婦雇い上げにおきましての余剰金でございます。これにつきましては、予算当初におきまして、16人想定しておりましたところでもございました。実際には15人の雇い上げに終わっております。これにつきましては、専門職の配置がございましたところから、やりくりの中で、一応、事なく……（「質問が違いますよ」と呼ぶ者あり）聞き違えたようでございます。失礼いたしました。

○議長（小山良悟君） 部長、質問の意味、わかりますか。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 大変お手間をとらせて申しわけございません。

健康管理費、91ページの賃金でございます。老人訪問看護婦雇い上げということでございます。これにつきましては、4月に3人の保健婦が配置されました。その保健婦によりまして、同行訪問をいたしましたところから、余剰が出てまいっております。

また、もう一つの理由といたしましては、対象人数が予想より下回ったということの2点でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亭一君） お答えいたします。

この契約につきましては、5本の契約がございました。建築工事、電気設備工事、給排水設備工事、エレベーター工事、それから給排水の追加工事、その合計の予算額が17億8,625万3,000円という金額に対して、この契約の差金が出た。その合計金額での差金でございます。差金の内容については、ちょっとわかりかねますけれど、内容としては5本あったということでございます。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 先ほどの健康管理、看護婦訪問看護については、ちょっと私の方で、企画財政部長の話聞き違えて質問したようですので、それはおわびします。

今、第五小学校については、17億の中の差益ということでしたけれども、ちょっと細かくて申しわけないんですが、135ページの工事請負費の中の、第五小学校改築防音というふうにあります。これは、改築防音等という意味であって、防音だけではないと。この中には、今おっしゃった、給排水の件ですとか、そういうものが全部入っているというお話ですね。

私は、そうではなく、その上の段に、やはり学校建設費の中で、工事請負費、その中に第五小学校改築とございますけれども、ここに5,500万ありますけれども、私は下の方で今お聞きしたわけなんです、私の理解が間違っていましたでしょうか。

○議長（小山良悟君） 学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亭一君） 今回、債務負担行為の中で、防音工事の関係につきましては、この契約金額がなされているものだけを明許繰越をお願いしてございます。

それから、今私が説明申し上げました5本につきましては、大変失礼しました。例の学校建設費の中の工事費の方で申し上げました。（「そうでしょう」と呼ぶ者あり）ええ。大変失礼いたしました。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 給与費明細書の中の退職手当について、ちょっとお尋ねをいたします。退職予定者の変動によるもの、ということで、退職手当増加分が約2,600万増額になっております。この理由を御説明いただきたい。

○議長（小山良悟君） 答弁願います。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 失礼いたしました。

諸手当の中の管理職等の手当でございます。これにつきましては——大変失礼いたしました。退職手当の件でございますけれども、当初見込んでおりました職員ですけれども、ここで退職する者が予定よりも多かったわけでございます。定年退職に合わせまして、普通退職が予想よりも多かったというものでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 定年退職者は、60歳でやめていかれる職員の方ですので、当初、狂いはまず生ずることはない。途中の普通退職者が多かったという話なんです、定年退職の場合でも、勤続年数によって、定年退職者等という分類で、勤続例えば25年、勤続35年では、普通退職よりも退職手当の支給率が高いわけです。定年退職者の数については、変動がないけれども、その定年退職者等による増加ではないかと思うんですが、今、総務部長、普通退職者が多い、というふうにお答えになったんですが、普通退職者の場合には、それほど金額がこのように2,640万はね上がるとはちょっと考えられないんですが、なぜか途中からやめる職員が日野の市役所の場合には、たくさんいらっしゃるということになってくるわけですね。ちょっとこれを、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 大変失礼いたしました。この中には、助役、収入役が誕生してございます。そのための退職の増でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 目の前に助役、収入役座っていらっしゃる。（笑声）うっかりされたようですが、そうであればよくわかります。

私、最近ちょっとよく職員の方の中のいろんな話題や、取りざたされていることを時折耳にするんですが、御自分の役職について、十分自信が持てないといえますか、意欲を持って精力的に職務に取り組むということが、時としておっくうになり、職場離脱もお考えになるような方がかなりいらっしゃる。精神衛生的な面での対応、配慮という

ものが、もう少しなされていいのではないか、というお話を聞くことがあるわけです。今回は、この退職手当とは直接今、関係はないのかもわかりませんが、定年を待たずしておやめになる方がいらっしゃるといのも事実のようで、そういうことを実際、実行に移さないまでも、考えておられる職員の方があやに聞いております。その点について、何か今、助役や総務部長、今、何か留意をなさって対策を講じておられる、対応している、というようなことがありましたら、教えていただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） この内容でございますけれども、先ほど申し上げました助役、収入役の分と、それから10年以上の職員の退職者も予定より数名多かった、というものでございます。よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） ただいま古賀議員さんの方から御指摘のございました、職員の問題でございますけれども、確かにいろいろ行政の事務も非常に複雑化し、高度化している面もいろいろございます。

そういった中で、そういった状況に十分に対応できないというような部分も、確かに御指摘のとおり、これは単に日野の市役所だけの問題じゃございませんけれども、そういうような部分が発生するということはございます。私どもとしても、そういった状況がどういふ形で生まれてきたのか、という点も究明しなければなりませんし、そういったことに対する対応を通じて、少なくとも、そういう状態が回避できる、あるいは回復できる、そういった措置を、これは単に研修計画ということだけでは済まない問題が、もっといろいろございますけれども、私どもとしては、業務の円滑な遂行のためにも、少なくともそういう職員が発生しないような形で、あるいは発生した場合には回復ができるような措置で、私どもとしても十分に対応はとっていききたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 今、日野市の職員の方の中で、長期にわたって職場を離れておられる方ですね、平成元年度では大体、例えば1カ月以上とか、半年以上とか、いろんな分け方があるのかもわかりませんが、大体どのくらい——特段、例えばけがとか、明らかな理由とは別に、半分ノイローゼといひますか、そういう精神的なメンタルな面での事情によって、職場離脱をして、職場で活躍ができない、そういう状態を余儀なくされている方というのはどのくらいいらっしゃるのか。そんなに山ほどおられるとは思ひ

ませんが、時折、いろいろお聞きをするものですから、この退職なさる方が、10年以上勤務の方が予想より多いというのは、何かその辺のことも対応していかなくちゃいけないと思ひますし、今、助役は、一般論的なお話をなされたわけですが、平成2年度が始まるわけですので、具体的な今後、対応をお願いしておきたいと思ひんです。何か掌握しておられることがあれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 現在、確かに長期でお休みになっている職員もおりますけれど、それは主に病気によるものでございまして、今、御指摘ございましたように、精神的な面で業務にたえられないということで、長期に欠勤をしているという職員はいない、というふうに思っております。ただ、現実問題として、いろいろ日常の業務を遂行していく上で、いろいろやはり、悩みをお持ちになっている職員の方というのはおられますので、そういった方々も職場の中で円滑に業務が遂行できるように、我々としても、そういった点についての配慮も十分にしていきたい、というふうに考えているところで

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 中には、地方公務員法や、公職選挙法をへいっちゃらで破って、堂々と選挙に携わる人もいる。そういう人には、市の方で直接何か指導しようとしても、組織の力や、そういう団体の背景をバックにして、管理者のそういう指導等にもなかなか従わない。やっぱり、まじめな職員の方は、そういうのを見てると、いろいろな、直接は発言をしたり、行動に訴えたりはしないかも知れないんですが、職場の雰囲気が悪くすることは事実だと思ひます。そういうことも一つ、先ほどの私の指摘とも関連すると思ひますので、当初予定したよりも普通退職者が多いというような事態は、やはり正常な姿ではないのかもわかりませんので、その辺の細かい分析もやっていただきたいと思ひんです。

ちなみにお聞きをしておきますが、ことし、平成元年度、定年退職の方の支給額の、最高限度の支給月数で何カ月で、定年退職の方が何人いらっしゃるかです。最高の方だけの金額だけでも結構ですが、退職手当。もう最後の補正になると思ひますので、わかっておりましたら、ひとつ本会議場で明らかにしていただきたい。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 御指摘いただきました最高額の金額ということでございますが、ちょっと手持ち資料ございませんけれども、人数はお答えできると思ひます。

定年退職者は、12名でございます。部長職3名、課長職2名、係長1名、用務員4名、

給食調理員2名、ほかに勸奨退職者1名ございます。それ含めると、13名になります。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 補正の第5号のものについてはないんですが、私も議員として仕事をさせていただいて、何がびっくりしたかといいますと、一般会計の補正予算を即決で決めるということについてはびっくりしました。

予算委員会の中で、かなり詳しい、3日間、4日間かけて予算の審議をいたしますから、それでよろしいと思いますけれど、また決算の中でも、この内容について、チェックをしますので、理解もするわけですが、何回か土方議員も質問されましたけれども、むしろ補正予算の中で行政のさまざまな具体的な苦勞とか、運用中の問題ですとか、そういうことが非常に鮮明に、数字を通して実態が浮かび上がってくる、というふうに理解をしております。ですから、これは私の希望的な話ですが、むしろ各委員会に補正予算の中身について御報告をしていくということが、やはり大事ではないか、というふうに思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第14号、平成元年度日野市一般会計補正予算（第5号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号、平成元年度日野市国民健康保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第15号、平成元年度日野市国民健康保健特別会計補正予算第2号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市国民健康保健特別会計補正予算第2号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ3,423万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を42億7,185万6,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それでは、議案15号、国民健康保健特別会計の補正予算につきまして御説明申し上げます。

御存じのとおり、国保会計につきましては、医療保険ということでございますので、歳出の96%に当たる部分が、いわゆる保険給付費等でございます。これは、当初予算において、非常に不確定要素が多いために、かなり多目に、安全圏で計上させていただきました。ここに来て見通しがつきましたので、歳入を含めて補正をお願いする、というのが理由でございます。

それでは、ページを追って御説明申し上げます。

8ページ、9ページでございます。国民健康保険税の減額でございます。これは、一般被保険者、並びに退職被保険者ともに、所得の伸びが当初予定したよりも少なかったということ、それと被保険者がともに当初予定しましたより減っておるというのが、減額の理由でございます。

次のページの10ページ、11ページでございます。国庫負担金のうちの2の療養給付費等負担金でございますが、これは歳出絡みでございます。療養給付費等が、当初予定いたしましたより少ない支出で済んだ、ということが原因でございます。

次のページ、12、13ページでございます。国庫補助金の助産費の補助金でございますが、これは件数の減でございます。当初、252件を見込みましたが、実績が165件であるということでございます。それが原因でございます。

次は、療養給付費交付金でございますが、これも5,806万5,000円の減額でございます。これにつきましても、歳出絡みでございます。退職被保険者に対する療養給付費が少なくて済んだ、ということでございます。

14ページ、15ページでございます。東京都の補助金。これは5,695万9,000円の増でござ

ございますが、これは当初予算に交付基準が変更するであろうということで、前年実績の75%を計上させていただきました。最終的な額が確定いたしましたので、増額させていただくということでございます。

次の下段の繰入金につきましては、これは国保会計の繰越金を計上したということで、この分だけ一般会計からもらわなくても済んだということでございます。

次のページでございます。16、17ページ、繰越金。これは63年度の繰越額を計上いたしました。

次は歳出欄でございます。総務管理費でございますが、それとその下の徴税費、これは委託料のところ増額になっておりますけれども、これは件数の増でございます。

20、21は、特段、御説明するところはございません。

22、23ページは、これはいわゆる7割相当分です。国保で負担する分でございますが、これはそれぞれ見通しがつきましたので、1番、2番は減額でございます。

3番目の一般被保険者療養費でございますが、これは窓口精算の分でございます。最近、ちょっとふえておりますので、不足を生ずるということで増額させていただきました。

次のページの24、25でございます。老人保健医療費でございますが、これも、予定いたしましたより医療費が少なくても済むということでございますので、減額をさせていただきます。

下の保健施設費。24、25ページは、これについては執行残でございます。

最後に、26、27ページの予備費でございます。これは、保険給付費というのは、どうしても2カ月後にまいりますので、まだ、補正をいたしましたけれども、不確定要素が非常に多いということで、3,700万を予備費に繰り入れておきたい、このように思います。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第15号、平成元年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第16号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第3号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第3号であります。補正額は、歳入歳出それぞれ13億5,258万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億7,482万5,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、詳細につきまして御説明申し上げます。

31ページをお開きいただきたいと思います。第1条でございますが、ただいま市長が申し上げましたとおり、歳入歳出の補正額と、それから予算規模は、この記載のとおりでございます。

それから、第2条でございますが、債務負担行為の補正でございます。これは第2表でございますので、後ほど御説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書によりまして御説明をいたします。

36、37ページ、歳入でございます。まず、国庫支出金、国庫負担金のところがございます。説明欄でございますように、公共施設管理者負担金の5,000万円の補正でございます。これは、当初予算に既に2億円ございまして、総額を2億5,000万円にするものでございます。この総額に対しまして、土地の面積が2,076.19平方メートル。この土地に対する負担金でございます。

それから、国庫補助金でございますが、これは1億6,913万4,000円の減でございますが、国の財政の都合で、若干、今年度分は万願寺分の減額がございましたけれども、こ

れは都の補助金でカバーをする、ということになっております。

次が、38、39ページでございます。区画整理の東京都の補助金でございます。この説明欄に、通常分で減額がございますが、これは国の補助金の減が原因をするところでございます。この下欄の単独補助金がございます、この東京都の補助金でこの補助金分をカバーすることになっております。

次が省略をいたしまして、40、41ページ、一般会計繰入金でございます。この中で、4節の豊田南区画整理費繰入金でございますが、これは後ほど豊田南区画整理の歳出の中で御説明を申し上げます。

繰越金につきましては、63年度決算に基づきまして、全部開いたものでございます。

諸収入につきましては、省略をいたします。

以上で、歳入を終わります。

次が歳出でございますが、44、45ページでございます。この中の13節の委託料の減額でございますが、これは執行残でございます。

それから、19節の負担金、補助及び交付金でございますが、この3件ともに、一人施行、及び組合施行の補助金の減額でございます。この件につきましては、東京都の直接の補助金もございまして、本年度、日野市からも予定をしておきましたけれども、東京都の補助金が予定より多く来たものですから、今年度の補助金を交付を少なくしたために、この残が出たわけでございます。今後、この金額につきましては、後年度、また出てくる。いわゆる歳出として出てくる、というものでございます。

それから、次の46、47ページ。万願寺区画整理費の事業費、15節の工事請負費でございます。この工事請負費につきましては、当初予算で2億7,500万円計上いたしました。補償の交渉が若干おくれまして、年度内に道路工事ができないということで、5,000万円の減額補正をする、というものでございます。

その下の19節の負担金、補助及び交付金につきましては、工事の減に伴うところの水道整備費の負担金の減というものでございます。

次が、48、49ページでございます。高幡区画整理費でございます。3目の事業費の19節、負担金、補助及び交付金の3,000万円の増でございますが、これは、水道工事の管種がレベルアップいたしまして、費用が3,000万円ふえる、ということの増額補正でございます。

次が、50、51ページ、豊田南区画整理費でございます。この中で3目の事業費、17節の公有財産購入費でございます。これは、一般会計からの繰入金が財源になっているも

のでございます。この豊田南地区のいわゆる先買いの用地でございます。

参考までに申し上げますと、当初予算にもこの費用につきましては計上してございますので、元年度に取得する面積が、この補正を入れまして6,701平方メートルでございます。年度末合計にいたしまして、1万6,448平方メートルの用地が確保できる、とそういうことでございます。

予備費につきましては、記載のとおりでございます。

32ページをお開きいただきたいと思います。32ページ、第2表、債務負担行為補正でございます。これは、国の方針といたしまして、工事の前倒しをやはりしております。現在、国の、いわゆる国会に補正予算がかかっておりますけれども、この中にこの債務負担行為の予算が入っているわけございまして、それと連動させる意味での予算でございます。これは期間といたしましては、平成元年度から平成2年度。限度額が、5,860万円。この事業費に対しまして、国の補助金が4,400万円予定をされております。この予算につきましては、当然のことながら、平成2年度に計上をする、ということになっております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第16号、平成元年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男） 議案第17号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算第3号について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算第3号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,509万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を53億6,839万4,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、御説明申し上げます。

67ページをお開きいただきたいと思えます。まず、第1条でございますが、ただいま市長が申し上げたとおりでございます。内容につきましては、事項別明細書で御説明を申し上げます。

第2条でございますが、地方債の補正でございます。これは第2表でございますので、引き続き御説明をいたします。

それでは、64ページ、お開きをいただきたいと思えます。まず、歳入でございます。使用料でございますが、この内容につきましては、説明のとおりでございます。

次が、国庫補助金でございます。この1節の公共下水道補助金でございますが、これ一般分、2,200万円。これは、別枠で消費税分3%を国が補助をしてくれたというものの補正でございます。

それから、次の都市下水路の補助金でございますが、これは、都道用地に神明上都市下水路を敷設をしているわけでございますけれども、用地買収がまだできませんで、この部分を——この部分の工事ができないわけでございますので、その補助金が減ったわけでございます。

それから、次の66、67ページでございます。まず、都補助金でございますけれども、上段の132万円につきましては、先ほど国の補助金で申し上げましたように、消費税分をのせておりますので、その裏負担を東京都がするというものでございます。それから、単独分につきましては、対象事業量の増というものでございます。

それから、都市下水路の都の補助金でございますが、これもさっき国の補助金で申し上げましたとおり、国の補助金の減に連動する減でございます。

繰入金につきましては、記載のとおりでございます。

次が、68、69ページ、市債でございますが、対象事業費が確定をいたしまして、当初見込んでいたよりは、この起債対象の費用が減ったものですから、ここに明細書にございますように、総額で3億3,560万円を減額するというものでございます。

都市下水の地方債につきましては、先ほど国、都の補助金で申し上げたとおりのものでございます。

次が、歳出でございますが、70、71ページでございます。1目の下水道総務費の8節、報償費でございます。説明欄に弁護士謝礼、とございますけれども、この件につきましては、黒川都市下水路の土地の所有権確認等請求訴訟があったわけでございます。この件につきましては、先方が取り下げをいたしまして、事件としては解決をしたわけでございます。この係争にかかるところの弁護士の謝礼でございます。当初予算に40万円計上してございます。それと合わせまして136万円。合計、176万円ということになるわけでございます。これは、中身でございますけれども、成功報酬150万円、それから残りの26万円につきましては、日当ということでございます。この弁護士につきましては、2名分でございます。

それから、72、73ページでございます。1目の管きょ建設費でございます。このうち13節の委託料でございますが、浅川処理区管きょ埋設実施設計の減がございます。この減の原因でございますが、浅川右岸の平山及び高幡の一部を、新都市建設公社に事業委託をする計画になったわけでございます。その分日野市で実施設計をすることになっていましたけれども、公社委託になりましたのでこの減額が生じた、というものでございます。

それから、74、75ページでございますが、都市下水路につきましては、再三申し上げましたとおり、用地買収の不調によるところの事業量の減ということでございます。

さらに、この理由のほかに、川崎街道から東に水路沿いに75メートルの開削の工法をもちまして、この下水路を建設する予算計上をいたしました。いろいろ技術的な協議、それから警察とも相談をいたしまして、非常に工法として、開削では問題があるということで、この工法を変えまして、メッセルシールド工法、簡単にいいますと、オープンシールドといひまして——いわゆる普通のシールドといひますのは、地下をずうっとこう推進をするわけでございますけれども、メッセルシールドといひますのは、開渠でその護岸を保持、保全しながら、押して管渠を入れていくという工法でございます。

したがって、平成元年度には工事はやりませんけれども、平成2年度にこの元年度分、未執行の部分は平成2年度に全部消化をするように考えております。したがって、全体

の進捗については、影響がございません。

次が、59ページに戻っていただきたいと思えます。これは、第2表の地方債の補正でございます。先ほど歳入の中で申し上げましたとおり、総額で3億9,870万円減にするわけでございますので、この第2表をもちまして減額補正をするというものでございます。

よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思えますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第17号、平成元年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号、平成元年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第18号、平成元年度日野市立総合病院事業会計補正予算第1号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市立総合病院事業会計補正予算第1号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出に2,507万7,000円を追加し、資本的支出を686万円減額し、収益的収支及び資本的収支の予定額を28億7,416万円とするものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） それでは、議案第18号、平成元年度日野市立総合病院事業会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

まず、第2条でございますが、ただいま市長から提案理由がありましたように、収益的収入及び支出におきまして、2,507万7,000円を補正するものでございます。

なお、3条におきましては、収入におきまして657万、支出におきましては686万の減額ということで、資本的収入及び支出につきましては、差が出てございます。

次に、82ページ、83ページに移らせていただきまして、詳細を説明させていただきます。

収益的収入の中で病院の医業収益でございますけれども、外来収益を増額いたすわけでございます。当初予算で1人1日当たり5,700円。患者数を510人と見ておりましたけれども、外来収益、あるいは患者の伸びがございまして、1人当たり5,900円、患者数530人、というふうに補正をさせていただくものでございます。

医療外収益では、預金利息、1,500万。これは手持ち資金の運用による増でございます。

次に、他会計補助金、これは一般会計からの補助金、6,292万3,000円を減額するものでございますが、これは、それ以外の外来収益、あるいは預金利息、東京都の補助金の収入によりまして、一般会計からの補助金を減らす、というような数字でございます。

次のページ、支出でございますけれども、支出におきましては、給与費につきまして、節の組みかえをさせていただいております。

それから、材料費において、2,412万7,000円の増額でございますが、これは外来収入に見合う支出、投薬、注射代の材料費でございます。

次に、医療外費用といたしまして、95万新設。消費税でございます。これは、当初予算のときには、まだ消費税の計上をするについて、十分な数値がつかめませんでしたので保留しておりましたけれども、消費税の制度が1年たちまして、病院につきましては5億円以下の売り上げということで、課税対象が5億円以下ということで、簡易課税方式ということとっておりまして、課税売り上げの0.6%が税金でございます。したがって、課税売り上げを1億5,800万相当取りましての、95万円の消費税でございます。これは、決算の上、支払うものでございます。

次に、86、87ページの資本的収入及び支出でございますが、まず、収入の中の一般会計からの支出金の343万の減は、支出の方の資本的支出の建設改良費の契約差金等による減額に見合う2分の1の額でございます。

次に、国庫支出金で1,000万新たに増になっておりますけれども、これは、運輸省からの交通事故対策の補助金でございます、支出については、当初予算に見ております医療器械を充ててございます。

それから、支出でございますけれども、支出におきましては、686万の減額を行っておりますが、これは委託料、並びに工事請負費の契約差金が主なものでございます。

なお、資本的収入及び支出の差につきましては、4,605万円の差がございますが、これは過年度分の損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第18号、平成元年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。3月20日の会議は、議事の都合により特に午前0時に繰り上げて開くことにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって3月20日の開議時間は午前0時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前0時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時59分 延会

3月20日 火曜日 (第8日)

平成2年 日野市議会会議録 (第8号)
第1回定例会

3月20日 火曜日 (第8日)

出席議員 (30名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 旗野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橘達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 小野口純子君
 速記者 大迫曄子君

議事日程

平成2年3月20日(火)
 午前0時開議

(議案上程)

日程第1 議案第19号 平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第3号)
 日程第2 議案第20号 平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算について(第3号)

日程第3 議案第21号 平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算について(第1号)
 日程第4 議案第2号 日野市立総合病院改築基金条例の制定について
 日程第5 議案第3号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第6 議案第4号 日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定について
 日程第7 議案第5号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第8 議案第6号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第9 議案第7号 日野市地域保健協議会設置条例の制定について
 日程第10 議案第8号 日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第11 議案第9号 日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について
 日程第12 議案第10号 日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第13 議案第11号 日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第14 議案第12号 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第15 議案第13号 日野市多子世帯児童養育手当条例の制定について
 日程第16 議案第22号 平成2年度日野市一般会計予算について
 日程第17 議案第23号 平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算について
 日程第18 議案第24号 平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について
 日程第19 議案第25号 平成2年度日野市下水道事業特別会計予算について

- 日程第 20 議案 第 26 号 平成 2 年度日野市立総合病院事業会計予算について
- 日程第 21 議案 第 27 号 平成 2 年度日野市受託水道事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案 第 28 号 平成 2 年度日野市老人保健特別会計予算について
- 日程第 23 議案 第 29 号 平成 2 年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案 第 30 号 市道路線の一部廃止について
- 日程第 25 議案 第 31 号 市道路線の廃止について
- 日程第 26 議案 第 32 号 市道路線の認定について
- 日程第 27 議案 第 33 号 日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その 2）の締結について
- 日程第 28 議案 第 34 号 町区域の変更について
（報告）
- 日程第 29 報告 第 1 号 日野市日野本町三丁目 8 番地の 4 先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 日程第 30 報告 第 2 号 日野市神明一丁目 12 番地の 1 日野市役所本庁地下一般駐車場の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- 日程第 31 報告 第 3 号 日野市豊田四丁目 8 番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について
- （請願上程）
- 日程第 32 請願 第 2-1 号 生コン工場・資材置場の公害に関する請願
- 日程第 33 請願 第 2-2 号 日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願
- 日程第 34 請願 第 2-3 号 学習指導要項の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願
- 日程第 35 請願 第 2-4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

本日の会議に付した事件
日程第 1 から第 35 まで

○議長（小山良悟君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

これより議案第19号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第19号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第3号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第3号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億2,549万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億2,680万7,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（高野 隆君） それでは、議案第19号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算第3号についての御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、年度末の計数等の整理が主なものでございます。

まず、歳入について御説明を申し上げます。

98、99ページをお開き願いたいと思います。まず、歳入のうち、都の支出金でございますけれども、1億3,032万7,000円を減額するものでございます。

次に、諸収入、受託事業収入のうち、下水道使用料の徴収事務委託金を482万8,000円増額するものでございます。これにつきましては、公共下水道の使用地域の拡大に伴う増額、精算による増額でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

100ページ、101ページをお開き願いたいと思います。まず、水道管理費のうち、浄水費でございますけれども、11の需用費で、動力費1,076万7,000円の減額がございます。これにつきましては、天候不順に伴う配水量の減、また大坂上、多摩平浄水場の改修に伴う配水量の減のための動力費の減額でございます。

次に、15の工事請負費。435万7,000円につきましては、工事差金でございます。

次に、102ページ、103ページの配水費をお開き願いたいと思います。15の工事請負費

でございますが、これにつきましては、下水関連の計画の変更に伴う減額でございます。

次に、110ページ、111ページをお開き願いたいと思います。水道改良費のうち、13節の委託料でございます。これにつきましても、2・2・5吹上の道路の改修に伴う工事設計の先送りのために、476万6,000円の減額をするものでございます。

また、15の工事請負費でございますけれども、これにつきましては、国道1・3・1関連の工事の先送りをするものでございます。

浄水施設の改良費の2,111万5,000円でございますけれども、これにつきましては、大坂上の浄水施設の自家発電機の工事を予定しておりましたけれども、これは先送りが決定されましたので、減額するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第19号、平成元年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第20号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算第3号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算第3号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1億5,664万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億4,0

96万8,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 議案第20号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算第3号について、御説明申し上げます。

119ページをお開きいただきたいと思います。歳入歳出予算事項別明細書におきまして御説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出とも1億5,664万円でございます。

120ページ、121ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。款の1で支払基金の交付金でございます。目の1の医療費交付金でございます。これは、歳出に見合います、1億5,664万円に見合うところの70％に対する支払基金からの交付金でございます。

次の国庫支出金でございます。これも同じく、1億5,664万円に対します国の負担率20％のものでございます。

次の122ページ、123ページをお開きいただきたいと思います。都の支出金でございます。1、民生費の都の負担金でございます。これは同じく、10分の0.5％の負担割合になっております。

それから、繰入金でございますが、639万7,000円の補正でございます。

それから、次の124ページ、125ページをお開きいただきたいと思います。諸収入でございます。1の第三者納付金でございますが、これは損害賠償請求でございます。自動車の損害賠償にかかる保険の、求償権の行使でございます。

その次が、2の返納金でございますが、不当利得の返還金でございます。

次の126ページ、127ページ、歳出でございます。款の1、医療諸費でございます。医療費の給付費でございますが、本年度後半にまいりまして、大分老人医療費の増加が目立っております。不足分の1億5,664万円を補正いたすものでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第20号、平成元年度日野市老人保健特別会計補正予算（第3号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第21号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第21号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算第1号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算第1号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ1,895万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,257万2,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 議案第21号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。

事項別明細書におきまして御説明申し上げます。

134ページ、135ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。1、会費でございます。これは、当初、7,600人を見込んでおりましたが、実際には7,787人ということで、187名分の増分でございます。

その次、款の2の繰入金でございます。当初見込んだ見込みでございますけれども、若干、多目に見込んでおりましたので、実績の見込みといたしまして、一般会計からの繰入金、1,937万1,000円を減額するものでございます。

136ページ、137ページにつきましては、説明、省略いたします。

138ページ、139ページでございます。歳出、1の事業費でございます。これにつきましては、高齢者事業団からの派遣職員ということで2名分を計上いたしておりましたが、1名で足りたということで、1名分の減額でございます。

次の事業費の1、共済見舞金でございます。これにつきましては、当初の見込みより下回るということで、1,732万円を減額するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 最後になりますんで、最後の質問だけさせていただきますけれども、先ほどの一般会計のときに、企画財政部長あたりが、この点の関係で出てくるかというふうに期待をしていたところではありますが、特段にそちらの説明なかったもので、この時点で、本来であれば、機構の改革の上ですから、やむを得ませんけれども、福祉部長、前の山崎部長と対決をしたい一面の内容であります。

実は、今、見込みが多かった、あるいは見込みが下回った、というようなことで説明がございました。確かに、会費の関係では、113人ほど当初の——今、187名の結局、会費が増になったということで、支払いの関係では、7,900人を見込んでたと。この関係は結構でございますけれども、実はあと、今の説明のとおり、確かに見込みが多かった、あるいは見込みが下回った、という説明で、単純に聞けばそれでいいんですけども、特に、会費の関係は、個人から2,000円をいただいている現実があります。そして、日野市が、少なくともそれに上回る金額の繰り入れをして、対応していくんだということで、2,632万9,000円見込んだわけですね、繰入金を。

ところが、実際には支出の関係が少なかったからということで、1,937万1,000円を減額をして、実質的には個人負担が1,557万4,000円であるところ、日野市は695万8,000円しか——それプラスアルファ諸収入関係ありますから——したもので、大変当初の見込からしますと、日野市が持つ繰入金部分が、会費の割合にすると半分以下、要するに3分の1程度の繰入金負担しかしていない現実であります。

そして、歳出の関係については、それは、入院の数の見舞金の対象者が少なかったといえ、それに一言に尽きるわけですけども、現実、大変過去何年かのデータの、要するに入院の見込みを非常に精査をされて、当初の段階で説明をされた部分であります。そういったことからしますと、大変支出関係も、見舞金の金額が少なくなっているんじゃないかと思えます。

これについて、入院見舞金の実態の数を一応わかりましたら、御報告いただくととも

に、全体について、新しい制度とはいえ、我々は最初の段階で、この2,000円という金額の問題の出し方から入って、委員会、あるいは最終的には、議長の裁断に基づいて、最終的にこの事業が動き出した背景がありますので、ほかの特別会計と違って、これについての特段に市長あたり、本当なら丸抱えでやっちゃっても、この金額、大したことないような金額であります。殊さら支出関係にかかる点について、当初の段階でも、新しい事業ということの中で、見込みが確かにできない部分があるかと思えますけれども、今までちょっと、私の方から今、訴えた段階で、また今後に向けて、特段に市長の方であれば、そこら辺の御意見、伺いたいと思います。

以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 老人入院見舞共済制度、日野市独自の新しい施策としてスタートさせた経過があるわけでありまして。1年間、実施した経験によって、かなり当初の予測よりも入院の事例が件数としても少なかったことになるわけでありまして、また、いわゆる会費という部分につきましての再検討が、あるいは必要かもしれません。

そこで、今、1年間の経験で考えられます今日の時点では、いわゆる公費の支出による負担分をなるべく当初予算どおりに置いて、そうして基金といいますか、あるいは内部留保金という言い方が当たっているか、ちょっと疑問でもありますけれど、なにかそういう仕組みに、つまり1年、単年度主義でなくて、少し財源を保留するそういった仕組みに改善したらいかなものか、というようなことも考えられると思っておりますので、そのあたりを今後、十分検討をし、将来に安定をした事業にしていかなければならないと思っております。

また、あわせて、70歳以下の方々に対しても、希望者に対しては、共済制度を発足させるべきではないか、とこういふ付帯意見もいただいておりますので、この件につきましても、今、民間の保険事業者に相談をし、何か団体保険のような形で、掛け捨てでない形の共済制度を、検討をしかかっておるといふ程度でございますけれど、そのようなこともあわせお答えをしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 当初の予算と、今後の実績の見込みの違いでございますが、ただいま指摘がありましたように、当初におきましては新しい制度だということで、前年度のレセプトから実績を積み上げて、予算を編成したものと考えられます。

ただ、現在まだ未請求のものもあるんじゃないか、というふうな感じも受けております。それから、入院中でまだ請求されていない、また請求をしていない方というようなことで、まだ未確定な部分があるんじゃないか、というふうに考えております。いずれにしても、それらの部分については翌年度に繰り込まれていく、ということになるろうかと思っております。

それから、現在の状況でございますけれども、2月末現在でございますが、人数といたしましては、851名。日数にいたしまして、5万6,684日。それから金額にいたしまして、1,836万8,000円というふうになっております。この1,836万8,000円の内訳でございますが、一番長期に入院——長期入院の場合の見舞金5万円、これに該当する方が207人で、3万1,622日ということになっております。金額にいたしまして、1,035万円。全体の2分の1以上を占めている、というような実績でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君

○6番（土方尚功君） 当初から承知しているとおおり、新しい制度ということで発足したもんですから、殊さら質問をしたわけですけれども、基金の内部留保の関係等、これはあくまで単年度でいくというようなことで、方針があったわけですが、我々が当初、検討している段階でも、4月1日で切ったときに、いろんな問題とかということで、相当、委員会の中でも検討された事項であります。

それから、70歳以下も、当然、希望を出して、65歳までの任意加入というような問題も、当然出てました。そんなことは、今さら何をということ、まあ、団体保険の関係も、確かに市長もそんなことの話があったことは、認識をしております。ぜひ、新しい制度の中に、これは請求——大変金額の支出の関係でも、市長と食い違った部分でありますけれども、新しい制度という中では、極力やはり、もう少し内部検討を十分された後に、ぜひ取り組みを。制度としては決して悪いものじゃない。いい制度というふうにとらえるわけですから、今後のほかの事業に当たっても、そういったことに取り組みをしてほしい、というふうに思います。

それから、今、大変細かく計算されたものの事業費にかかる説明がありました。今、大体、1,836万8,000円というような今現在、2月の支出があつて、当然見込んでいますから、未請求がある、という話もありましたけれども、そこら辺は、当然、今後の中での見込みで、その差額分は見込まれているわけでしょうし、ぜひ、今後のこういった入院の傾向ということですから、つかみにくい部分があるかと思えますけれども、職

員としても一生懸命それに取り組んでいただいて、極力いい制度に向けていただくように要望して、終わります。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決しました。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第21号、平成元年度日野市老人入院共済事業特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により午前10時まで休憩したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって午前10時まで休憩いたします。

午前0時27分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第2号、日野市立総合病院改築基金条例の制定、議案第3号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定、議案第5号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程されました5議案について、それぞれ提案の理由を申し上げます。

議案第2号、日野市立総合病院改築基金条例の制定について。本議案は日野市立総合病院の改築事業資金の積み立てを行うことにより、事業の円滑な推進と財政負担の安定を図るため日野市立総合病院改築基金条例を制定するものであります。

議案第3号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は日野市特別職の職員のうち教育委員会委員、選挙管理委員会委員など非常勤のものの報酬及び費用弁償の額を改定するため、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第4号、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定について。本議案は、日野市職員の公務災害等により死亡または傷病治癒後障害が残った場合に弔慰金または見舞金を支給するため、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例を制定するものであります。

議案第5号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は一般職の職員の給料表の切りかえ措置、及び昇給基準に関する特例を定めるため、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は日野市職員の定数を1,532名に改めるため、日野市職員定数条例の一部を改正するものであります。

以上5議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 議案第2号の日野市立総合病院改築基金条例の制定についての内容でございます。ただいま市長から提案があつて、説明されたとおりでございますが、市立病院の改築事業の資金を積み立てるため、地方自治法に基づき、基金条例を制定するものでございます。

改築に当たっては総額約五、六十億の財政負担を要する見込みでございます。よって30億程度の基金の積み立てを行うという考え方で、ここにお願いするものでございます。

それではページの2ページ、3ページでございます。条例の内容でございますが、第1条につきましては、設置の趣旨でございます。第2条につきましては、基金の積立額を定めたものでございます。

3条以下、7条まであるわけでございますが、積立基金の管理運用についての定めでございます。以上でございますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは議案第3号、日野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本議案につきましては、昨年の12月の議会におきまして、特別職の改正をお願いいたしまして、市議会議員さん、それから市長らの特別職の報酬審議会の答申に基づきまして、可決をいただいた経過がございます。今回は特別職の中の非常勤の方々の報酬を改正させていただくものでございます。

改正につきましては、近隣各市の状況、職責の実態、それから特別職のアップの率等を勘案いたしまして、報酬額を決定いたしました。

議案書の3ページから5ページは別表になっておりまして、決定額でございます。7ページ以降は新旧対照表でございます。新旧対照表のとおり、報酬額の改正をお願いするものでございます。

それから続きまして議案第4号でございます。日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

この条例を提案に至りました経緯を申し上げますと、御案内のとおり市議会議員さん、それから行政委員会の委員さんにおかれましては、地方公務員災害補償法に基づきまして、公務災害補償等に関する条例の制定が昭和42年12月に出されております。

また一般職を初めといたしまして3役の特別職におきましては、地方公務員災害補償法の適用を受けて、公務上の災害の補償が制度化されております。しかしながら、公務上の災害に当たりましては、先ほど申し上げました条例や法律の適用を受けても、本人や遺族に対する生活等の補償が十分に行われていないのが現状でございます。これらを考慮いたしまして、今回公務災害等に伴う弔慰金等の支給の条例の制定につきまして、提案をいたすものでございます。

それでは恐縮でございますけれども、議案書の2ページ、3ページをお開きいただき

いと存じます。各条逐次御説明を申し上げたいと存じます。

第1条は本条例の趣旨でございます。

それから第2条はこの支給条例の対象となります職員を定めてございます。議員さん、それから行政各委員さん、三役の特別職、職員などの対象の記載でございます。

第3条でございますが、これは支給される弔慰金、見舞金の種類でございます。1号から4号までが記載されてございます。

それから第4条は公務災害死亡の場合、第5条は通勤災害死亡の場合の、それぞれ遺族への支給額を定めてございます。

第6条でございますが、弔慰金の支給、支給遺族の範囲とその順位を定めるというものでございます。これにつきましては、規則で定めることになってございます。

それから第7条、第8条はそれぞれ公務災害障害見舞金と通勤災害見舞金についての、それぞれ障害程度においた見舞金の額を定めてございます。これにつきましては、別表の第1から第4まででございます。

それから第9条でございますが、見舞金を受けた後、弔慰金等の対象となってしまう場合の調整方法についての特定でございます。

第10条でございますが、弔慰金等の申請方法と申請期限の規定、第11条は弔慰金等の支給については、速やかな処理を行うというような規定がございます。

第12条は委任事項の規定でございます。

なおこの条例の施行は、平成2年4月1日からといたしたいと考えてございます。以上が公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定の説明でございます。

続きまして議案第5号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明いたします。恐縮でございますが、議案書の8ページ、9ページの新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

この改正点は新旧対照表の旧表、1号給に位置づけされております給料月額が消えまして、旧表2号給の給料月額が新表の1号給の給料月額になるという改正でございます。現在は大卒の場合、6等給の6号、短大卒の場合は6等給の4号、高卒の場合6等給の2号と位置づけされ、それぞれ給料の支給が行われておりますが、この改正をお認めいただきますと、大卒の場合、現在の給料表の6等給の7号、短大卒の場合は6等給の5号、高卒の場合は6等給の3号の給料を支給されることとなります。

この改正をお願いを申し上げる理由は、過去、昭和60年3月に職員の給料を6カ月昇給延伸したときに、初任給を1号下位の給料月額に変更して現在に至った経過ござい

ます。ここ数年、民間企業の経営の好転と人手不足が相まちまして、民間との初任給の給料の差が開くばかりでございます。今年では民間との初任給の月額が3万円から4万円ぐらいの格差が出ております。これらの状況によりまして、市民サービスを担う優秀な職員の採用確保に支障を来してくる状況でございます。したがって初任給の1号給上位の格づけをいたしたいと考えております。

議案書の、前に戻っていただきますが、4ページでございますけれども、この付則でございますが、付則の2項、3項が切りかえ条文項目でございます。それから5ページが給料表の切替表になるわけでございます。

それから付則の4項になるわけでございますが、1号給格づけを上げますと、平成2年3月31日現在の在職職員と、平成2年4月1日以降に採用される職員との間で、給料表上に矛盾が生じてしまうということになります。この矛盾と申しますのは、現在、在職しております職員は、過去、昭和60年4月に昇給の6カ月延伸と、昭和62年7月に3カ月短縮の措置を受けております。そのため、現在3カ月の延伸措置を受けた状態でございます。たとえば在職5年の大卒職員の場合、4月1日に現在旧の給料表の5等給の4号給、額でいきますと16万1,800円の給料支給を受けて、昇給日は7月となっております。ここで平成2年4月1日に採用される職員の5年後を比較してみますと、等級・号給は同じであるけれども、新の給料表の5等級の4号給、16万9,900円の1号給上の月額給料を支給されるということになります。この矛盾は在職5年以上の職員の昇給月を3カ月短縮しなければ、現在、在職5年以上の職員と、平成2年4月1日以後に採用される職員との間にアンバランスが生じますので、これを修正するものでございます。これが付則の第4項でございます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第6号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

恐縮でございますが、4ページ、5ページの新旧対照表をお開きいただきたいと存じます。市長の補助職員といたしまして、行政部門の職員5名を増員させていただきます、824名に改正をお願いするものでございます。また病院部門の職員につきましては、14名増員をさせていただきます、228名に改正をお願いするものでございます。さらに教育委員会の職員につきましては、19名増員をさせていただきます、394名に改正をお願いするものでございます。合計で38名の増員をお願いをいたしまして、職員定数を1,494名から1,532名に改正をさせていただくものでございます。

定数条例の一部改正につきましては、昨年9月の第3回の定例会で、50名の定数増の議決をいただきました。これにつきましては職員配置をし、行政事務を進めてまいりましたが、どうしてもいまだここで行政事務の推進のために、職員38名の増員をお願い申し上げるものでございます。

この定数の38名でございますが、行政部門では企画課、市民課、農政課、市民会館、保健センター、各1名をあわせて5名。それから病院部門では助産婦、看護婦、准看護婦の職種で14名の増員をお願いするものでございます。

次に教育委員会部門では、社会教育課の遺跡調査会、遺跡調査学芸員2名、それから公民館の活動推進交流のために2名、新設されました博物館の学芸員2名でございます。図書館につきましては、多摩平児童図書館、社会教育センター図書館、百草児童図書館、市政図書館でございます。各1名でございます、分館を充実するための増員でございます。またことしの秋に開館予定されます百草図書館に2名の配置をするための増員をお願いするものでございます。それから幼稚園等につきましては、7園にフリーの教諭ということで配置をいたします4名でございます。それから三中新設されます食堂の調理員の増員でございます。それから最後になりましたが、平成2年1月1日付で教育委員会事務局に部制を設置いたしました。教育委員会部局の充実を図りましたので、これを補充するための1名増員でございます。

以上が、38名の増員をお願い申し上げます定数条例の内訳でございます。市民サービスの充実を達成するために、必要な定数でございますので、ぜひともお認めくださいますよう、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） まず初任給の1号給格上げの条例の改正についてでございますが、ちょっと技術的なことになると思います。60年の3月に、例の6カ月間の昇給延伸ということがありまして、まあ大変大きな騒ぎを記憶しておりますが、その修復措置として、3短が先般行われた。まだ3カ月のおくれがあるからということで、今の総務部長の御説明では、付則の4で、今回そのまた3短を行って、6カ月の昇給延伸をすべて回復をするというふうにも、私聞いたわけですが、そうした理解でいいのかどうかですね、もう一度この点の説明をお願いいたします。

それから順序がちょっと逆になりますが、市立病院の基金条例、先ほどの企画財政部長の詳細説明では、今後30億程度の積み立てを予定をするという話であります。初年度、今年度の予算書を見ますと、10億すでに計上されるわけでありまして、大体3カ年程

度の予定ということで理解をしていいのかどうか、今後の積み立ての考え方、日程などを教えていただきたい、このように思います。

それから、これはまた大変な条例改正が出たわけでありましたが、定数の増加、38名、今回増員をしたいということで、内訳について一応お話がありましたが、ちょっと細かい内容がわからなかったんです。もう一度市長の行政部門のプラス5名の内訳、それから病院14名の内訳、それから教育委員会19名の内訳を、資料等をもって説明していただければ一番わかるんですが、この点万やむを得ない増員ということ、また行政サービスの向上ということで、毎回同じようなことが説明理由として挙げられているわけですが、ちょっと今の御説明だけでは十分納得できませんので、定数の見直しができる、つまり増員ではなくて、組織機構の見直し、また定数、職員配置の再検討、そういった作業を行っておられるのかどうか。ただふやすだけで毎年、毎年、職員の数をふやす、こういう機械的な提案というのは、どうしても承服しがたいものがあるのですが、職員数の抑制については具体的に何か努力をなさっているのかどうかですね、この点を触れていただきたいと思います。

昨年は9月議会で87名の市長提案を、議会は50名に修正をいたしました。これも検討を重ねた結果50名も——我々議会としては十分な修正ではないのではないかという考え方もありましたが、まあいろいろ各会派からの調整の中で、50名は修正をして認めようということになったわけでありましたが、このときからもう半年でこれだけのまた職員定数増ということで、今後職員の定数管理についてはどのようなお考えをお持ちなのか。半年足らずしてまた2けたの増員が出てくる。しかも少ない数ではない。このようなことを繰り返して、果たしていいのかどうか、この点、今後の定数管理のあり方の通れるものが多いと思いますので、この点についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 議案第5号でございますけれども、初任給の引き上げと申しますか、初任給の引き上げをお願いするわけでございますが、1号下位にございましたものを1号上に上げるということでございます。

先ほども申し上げましたとおり、民間等の格差が非常に厳しいものがございまして、職員の採用につきましても、年々その応募者が減少している状況でございます。特に採用試験に申し込みがありましても、採用試験日には欠席をする。また試験に合格いたしましても、名簿登載いたしましても、確定はできないという状況がございます。こういうためにやはり1号上げまして、優秀な人材の確保を図ることがねらいでござい

ます。

このためにまたいわゆる矛盾、まあ逆転減少が生じますので、これを正すための措置ということで、特例の付則4項でございますけれども、この条項を適用させていただくものでございます。

それから定数の条例の件でございますけれども、38名をお願いをいたしました。この内訳、口頭で御説明が聞き取れなかったようでございますので、再度申し上げますと……。〔休憩〕と呼ぶ者あり）ちょっとお待ちください。〔資料で〕と呼ぶ者あり）それにつきましては資料という形で、それでは提出をさせていただきます。

それから定数の見直しにつきまして、直すところはないのか、減にするところはないのかということでございます。これにつきましてはもちろん増員をお願いするばかりではございません。内部努力でできるだけ削減を図るということは、申すまでもございません。今後十分に内部努力を進めまして、減員に努める、増員を極力押さえるという方向でございます。これは従来からも変わってはございません。

今後の定数管理のあり方ということでございますけれども、これについては組織の見直しも当然あるかと思っておりますけれども、事務内容に見合った人員というものは当然あるわけでございますので、決められた定数管理の中で、できるだけ努力をするということはいままでもございません。いたずらにふやすということは、今後とも姿勢は変わってございませんので、その方向で今後も進めてまいりたい、このように考えてございます。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 2点目の日野市立総合病院の改築基金条例に関連しての、今後の積み立ての考え方という御質問でございます。基本的には平成2年度に10億円を積み立てとしてお願いをしているところでございます。3カ年で30億というような考え方は基本に持っておりますが、財政負担、あるいは財政の余裕のあった場合にはできるだけ早い時期に積み立てをしていきたいということで、基本的には毎年10億ずつというふうに考えております。ただ繰り越し等を勘案しながら、財政負担に余裕があった場合には、早い時期に積み立てをするという考え方でもございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 若干定数管理の問題で御質問がありましたので、ちょっと補足をさせていただきます。

御承知のとおり、今、基本計画に基づいて事業を進めておりまして、これから後期4年に入っていくわけでございますが、それらの事業を遅滞なく進めるためにも、いろん

な点での条件整備ということが当然必要になってきます。そのうちの一つとして、職員の問題というのは非常に大きなウェートを占めるわけでございます。この職員の問題という場合には、量の問題と質の問題と、両方当然でございます。

今回、職員定数条例の改正という形で、お願いしている部分は、主としてもちろん量の問題でございます。ただこれは御承知のとおり、定数は条例で定めることになっておりますので、あくまで上限を定めるという形でございます。私ども上限を定めていただいて、そこまで人を採用して、それで足りるということではございません。常に経営努力を一方ではしながら進めていく。で、できるだけ余裕を持ちたいと。実際問題として、定数と実数との間に余裕がございませんと、人事管理も有効にできないという面もございまして、上限を定めていただいても、私どもは常にそれ以内に、できるだけ余裕を持たせるような経営努力というのは、常に努力をしているところでございます。

その点については、今後も進めていきたいというふうに考えております。特に定数管理の問題でいろいろ努力が足りないというふうな御指摘もいただいているわけですが、定数管理については、組織管理、あるいは事務管理とか、あるいは人間関係管理とか、そういった問題も密接にかかってくる問題でございまして、私どもとしてもその辺を総合的にとらえて、市民サービスの充実を図りながら、なおかつ効率的な公務執行のためにも、今後一層努力をしたいというふうに思っております。で、効率的な運営のための努力というのも、なかなか言葉で言っただけで、実際問題としてどういう努力をしているんだという御指摘もいただくわけでございますけども、まあ私どもとしては、一つは組織の活性化を図るためのいろんな手段をつくりたいということと、できるだけ今までの御指摘の中にもいろいろございますけれども、組織を固定化しないで、できるだけやわらかな組織をつくっていくというようなことも努力としては必要だと思います。あるいは今回も、企業・公社というような形で、そういう公社とか財団法人等の法人組織をつくって、新たないろんな行政事業等に対応していくというようなことも一つの方法だというふうに思いますし、それから定年によって退職をされた職員を再雇用することによって、その技術と経験を生かしていくというようなことも、今後十分に効率的な行政運営という観点から、やはり考えていかなければならないのではないかというふうに考えています。以上です。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 事務当局の御質問に対する答えに、若干私からも補足をさせていただきます。

まず市立総合病院改築基金条例の制定でございますが、申すまでもなく現在の市立総合病院が近代医療という観点からは建物が老朽化したり、狭隘であったり、いろいろな改善を要することはもう市民待望の一つであるというふうに認識をいたしております。かねて申し上げておりますとおり、病院の改築ということは、休業してそこに建て直すというわけにはまいりません。一つの仮設病院、こういうものを想定をしながら、先行きの仕事を組んでいかなきゃならない。こういう事情がありますために、いろいろ考えを深めてまいっております。そこで今回も御質問をいただいたわけですが、その方式を一応見通すことができる、そういう見込みがありますので、いわゆる改築をする一つの行政姿勢として基金をまず先行させる。できるだけ早い機会に基金の充足ももちろんでありますし、病院の改築そのものもいろんなふうを巡らせて、促進を図る。こういう意図のもとに、まず基金条例から提案を申し上げる、こういう意図であります。

それから人事——この日野市の職員の定数ないし給与の改正ということで、本当に議会に対しては提案側といたしましても心苦しい限りでございます。昨年提案をし、修正をいただき、なおまたそれに重ねて提案をするということは、本来の執行機関側の姿勢としては、議会に対して本当に心苦しいという気持ちがいっぱいでございます。

御質問の中に、その給与の改正ということで、今回3短に3短を重ねて、60年に行った6延に対する修復措置だというふうに取りられる面もあるわけですが、やっぱり時代の変化といいましょうか、給与も初任給から改めていかなければならないごとく、今日社会情勢が変わってきた、そして職員の確保を図ることにも、なおざりにすることはできない、こういう事情もあるわけでありまして、給与を——当時行政改革の中でかなり無理な6延、6カ月延伸という措置も行ったこともあるわけですが、それを何か取り引きとして修復するというのではなくて、やはり時代の要請に従って、こういう措置を行う必要が、新しい条件として必要になってきている、こういう事情もあることを御理解をいただきたい、このように思っています。

定数管理につきましても、確かに議会からいろいろ御指摘をいただいております。例えば電算機を導入しながら、ほとんど省力化になってないではないか、こういう指摘もございまして、私も内部的にかなりそのことを、調査というところちょっと大きですが、いろんな意見を聞いてみました。つまり電算機導入ということは、事務の迅速化、したがって行政サービスの迅速化ということに一番のメリットが置かれるべきであって、省力という手段には必ずしも直ちには結びつきがたい。こういう結論に感じるわけでありまして、今後——職員定数管理のこともありますし、総合的なそういう事務の、絶えず

整理・簡素化と申しましょうか、そういうことを意図しながら、この問題に取り組んでいかなければならない、こういう情勢にありますことを申し上げまして、御理解をいただく説明の一端にもさせていただきたい、こういう気持ちでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市立病院の基金の件については、わかりました。できるだけ早く30億程度積み立てたいということのようです。非常に今、市税収入が伸びてきている、まあ金持ちの自治体ならでは、こういった基金の設定だと思いますが、病院の建てかえという一つの限定をした目的のために、資金を確保するというので、このこと自体は是としたいと思います、その次の職員の初任給のこと、私も優秀な方々に町づくりに当たっていただく。しかも職員の方には誇りを持って仕事をしていただきたい、全くそのとおりです。ただ私がお聞きをした点については、あいまいなお答えだったものですから、はっきりそこはさせていただきたいんですが、要するに平成2年の3月31日現在、職員として働いていらっしゃる方については、次の昇給の月を3カ月早めるというふうに、この付則ではなっておりますので、これは昇給の3カ月短縮、いわゆる俗に言う「3短」ですね、ということで、その点の確認をしたかったわけです。市長が大体それをお認めになりましたので、また委員会の中で、この点については触れていただければありがたいと思います。

それから職員のこの定数管理、まあ市長もそれから助役も、一般論としては私、それはよくわかりますし、努力はしているということですから、具体的にじゃあ、なぜこれだけの職員増がたびたび出てくるかというところに議論を絞らなきゃいけないと思うんです。昭和48年に森田市長が、日野市の新しい市長として就任された当時は、日野市の職員定数は1,022名でありましたので、今回の職員定数増がもし実現をすれば、市長在任中に500名の職員を森田市長はふやした、定数の増加を図ったということになるわけで、町の規模も変わり、行政サービスの形態も多様化しているという中で、全く職員の数をふやさないで、時代の流れに対応できるとは思いません。しかしこれだけの職員の数がふえてきているということは現実でありますから、やはり厳しい職員定数についての見方、見識というものを市長には持っていただかなければならないと思うんです。昭和60年の住民登録の電算化が図られ、いわゆるOA化が初めて具体的に日野市でも進められることになった。その時点のいろんなやり取り、私もお聞きをいたしました、振り返ってみますと、すぐには定数の面には反映しないというお答えでした。しかし職員が機械の操作と、またOA化になじんでくれば、すぐには職員の数は減らせない

けれども、これは必ず効果があるというお答えがありました。しかしそれからもう5年たつわけですね。どんな方でも、初めてワープロを買った方でも、一、二カ月やっていたら大体慣れてくる。1時間かかっていた文書作成が10分程度でできるようになる。いちがいにそれと同じことが行政サービス、いわゆる市の事務を進めておられる職員の皆さんにそのまま当てはまるとは思いませんが、全く1名も反映しないというのは、どう考えてもこれはおかしい。そこで念のため確かめておきたいと思うんですが、昭和60年のこの住民登録の電算化を図った時点から、もちろんそのための準備にも費用がいろいろ要しているわけですが、現在まで5年間でどの程度のOA化のための費用が使われているのか。その点をお尋ねいたします。今、財務会計の電算化の準備中で、もう完成間近の段階に来ているのではないかとと思いますが、それらの費用も含めて、どの程度の財政投資を行っておられるか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、まあふやせばいいという考えではないということをおっしゃるし、姿勢としては私と全く同じなんですが、実際に出してこられる職員の定数に関する提案を見ますと、毎回二けた提案が繰り返されている。昭和61年には23名を提案して、議会は13名に修正をした経緯もあります。昭和62年には、10名提案を6名に修正をした。昭和63年には6名の定数増について、議会はこれを否決をしました。また平成元年、去年は先ほどの部長の話にもありましたように、87名でしたか、提案があったものを50名に議会は修正をした。議会としては精いっぱい市側も努力をなささいということで、絶えずその考え方を市長に対して示しているわけですけど、市長はなかなかその点、言葉ではいろいろ今も議会に対して、まあ恐縮をしているというようなこともおっしゃるんですが、なかなか実際の効果は上がっていないようです。

そこで、具体的に一つだけ指摘をして、考え方をお聞きしたいと思います、過去に監査委員から定数について指摘を受けたことがあります、具体的に。この点についてはどのように取り組んでおられるか。お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 事務関係、あるいは電算に関連しての、予算関係でございます。60年からというような考え方の中で、私の方も何回か御報告はしております。平成元年度の当初予算の中では、当然事務的な経費として5億強というような数字でございます。当然平成2年度の予算を含めると、約7億程度というような数字になるわけでございます。これは内容的には当然維持管理も含んだ部分と、投資的な経費部分との分離ができるわけでございますが、大ざっぱには約——今までの積み上げ、6年

間で7億というような経費になります。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 助役。（「3短の確認もしてください、間違いなく3短という……」と呼ぶ者あり）

○助役（砂川雄一君） 監査委員の方から特に指摘を受けている問題どうか、ということではありますが、たしか学校用務員等の問題について、事務員でしたか、御指摘を受けていたというように私記憶しております。これらの問題については、今、教育委員会サイドとしても、それらの問題の取り扱いについては検討を進めております。ただ、やはり長い間の学校現場との関係、その他もございますので、やはり現場との調整を図りながら、具体的な解決策を探っていかなければならないということで、例えばこの教育委員会内部での検討の過程の中でも、例えば再雇用嘱託職員を採用して、充てていく問題とか、そういったような問題も含めて、検討は進めております。検討を進めた結果について、これは当然組合の方との協議も必要になってくることでございますので、その辺の協議をこれから進めていくというようなことで、準備は進めているところでございます。

それから3カ月の短縮の問題でございますが、今、議員さんから御指摘ございましたように、1号初任給を引き上げることによりまして、その調整のために3カ月短縮が必要になってくるということでございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 初任給の調整については、民間の給与水準、初任給の基準等見合わせて今回調整をするということで、その方向については問題ないと思います。ただ、この昇給短縮をやるということについては、委員会でもう一度触れていただければありがたいと思っております。

それから定数のことですが、コンピューターを導入をして、事務の効率化を図っていく。これは市民サービスが向上するというのももちろんあるわけですが、職員の定数の面にも効果があるということは何れも異存がない、認めるところだと思います。市長は最初はそう思っていたけれども、いろいろ聞いてみると、省力化にはならないというような、今見解を示されたわけですね。つまりOA化を進めても、職員の数は減らない場合もある、またそうなっても仕方がないというようなお考えであったわけですが、他市のOA化を進めている状況等をまとめた資料などを見ますと、定数の面で効果が何名あったというようなことは、かなり多くの自治体で出しておりますね。日野市だけができないというのは、どうもその点理解ができないわけです。ちょっとこの点は、

私、市長の考え方、同意できないんです。であれば、今までの、例えば窓口の待ち時間が極端に短縮をされて、市民が本当に喜んでいる。まあそういうことも少しはあるかもわかりません。しかし、7億円ですよ、お金を。7億円使って、多少待ち時間が短くなるとかいうことと比較をして、考えた場合、全く職員の数に影響がないのであれば、市税を7億円投入するということについては、だれしも首をかしげるのではないかと思うんです。

これは市民の税金ですからね、7億円。何か高級な、そういうOA化の機械を入れて、職員の皆さんに楽しんでもらっているわけじゃありませんから、やはり省力化についても努力をするという考え方がなくては、私はOA化の意味がないと思います。この点、私、指摘をしたいと思います。お考えがあればお聞きをしたいと思います。

それから監査委員が指摘をした件については、今、助役がおっしゃったように、用務員さんの件です。これは用務員の方だけではなくて、学校事務職員の方についても同様のことが触れられております。で、検討中ということで、これはきのうやきょう、指摘があったわけじゃないんです。監査委員があえて意見の中に、この定数について触れて、具体的にはまずできるところ、こういうところから始めなさい、とそういう提言をしているわけです。これが、相手もある、組合の意向もあるからということで、検討中ということとは、やはりこういうものについてきちんと結論を出して、しかしどうしても新しい部門、事業を開始をすることによって、職員の配置が必要、正職員の配置をしなければならない。そういう手順であれば、議会の私どもも前向きに同じ土俵で議論をすることができると思うんです。具体的に他市と比較をして、用務員さんや事務職員の皆さんが、日野市の場合同じだとか、または日野市の場合少ないということであれば、監査委員の指摘はなかったと思うんです。他市に比べて日野の場合にはそうした配置が多い、すでにもう見直す時期に来ている。よその自治体は少ない人数でもやっているよということがあったからこそ、こういう提言になっていると思うんです。その点は「検討中です」ということで、職員の数はとりあえずふやしてください、非常に何かだだっこ、わがままの、手を焼く何か子供の面倒を見ているような感じがして、この繰り返しはいただけないと思うんですね。まず、こういう指摘のあった箇所についてだけは、全力で取り組む。そしてその実現を図った上で、定数の面でのさらに見直しが必要であれば、議会に同意を求める。そのくらいのはやはりルールが敷かれないと、ただ必要だから定数増を行うということでは、私は議論はいつまでもかみ合わない。市側の怠慢を指摘せざるを得ないわけです。この点についてはどうでしょうか。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 確かに御指摘をいただいてからかなりの時間が経過をしているという事実はございます。この間、いろいろ私の方としても努力はしてきたつもりでございます。今後もその点については引き続き努力を重ねるつもりでございますので、今、厳しく御指摘いただきましたように、まずそういった問題をまず片づけるべきだという御意見でございますので、私どもの方としてもその方向で鋭意努力を積み重ねていきたい。ただ一方でそういう努力は当然我々としてやるわけでございますけれども、やはり年々その時期に必要な新しい事業というのもございますので、そこに充当すべき職員の数についてもやはり確保しなければならないという点もございまして、どうかその点についても御理解をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 御理解はしたいんですが、なかなか御理解できる状況に至らないわけです。OA化の推進は職員定数の面には影響は、プラスの影響は全く日野市の場合にはないのかですね、省力化にはつながらないという市長の考えが今示されたんですが、この点についてはやはり修正をされたわけですね。前はしばらく時間がたてば、職員の定数の面に反映できる。つまり減員も考えられるということで、その効果を上げておられたわけですが、長年、五、六年やってみると、どうもそうはいかないということで、ここでお考えを改められたのかどうか、この点もう一度お答えをいただきたいと、思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） OA化、あるいは電算化が事務能率に当然いい影響が出てくるということは、もう時間の上でもいうまでもないことであります。まあ言いわけになるかもしれませんが、その省力化部分は新しい仕事に取り組むとか、それからサービスの向上に役立てるとか、そういう面に効果をあらわすということはいうまでもないわけですが、計算をして省力化の、まあ幾ら、幾らの機械の能力、あるいは投資したその金額に沿って、何名とか、何時間とかいう形になかなか出てこない。ですからふえるのを押さえているという部分の意味はあろうかと思っておりますけど、まあ私どもがOA化に踏み出す当時から、人員の削減に大きく、数値の上で効果を上げたいと考えておりましたのが、そのとおりにはなかなかいきがたいものだということを感じたと、こういうことでありまして、よそに聞いてみても多少そういうふうな意見も聞くことがあるわけでありまして、もっとこの問題は、科学的に詰めてみる必要がある、とこのよう

には考えております。考えておるといよりも、感じております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） あとは総務委員会で、十分御審議をいただきたいと、思います。まあ具体的に個別に、後で資料をいただけるということですから、職員の定数の今回の増については、個別に十分吟味をして、厳正な対応を議会としても示すべきだと思えます。特に教育委員会が19名の増ということをここで提案をしております。先ほどの学校の事務職員や、用務員の方の定数の問題についても当然触れていただきたいと思えますが、足元の見直すべきこと、つまり監査から指摘をされたこともできないで、ふやすことはふやす。しかも何かこちらから指摘をすると、組合との交渉があるからということで、必ず組合が登場する。で、組合の人も熱心に仕事をやってくださっているだろうし、組合活動も熱心にやっておられるでしょう。それはいいんですが、やはりもう労働組合運動もさま変わりしてきておりますし、何も政治活動や選挙活動ばかりやるのが組合の仕事じゃないと思えますから、やはり市側としてはある程度毅然として交渉事項にのせて、こういう指摘があった問題についてはきちんと姿勢を貫く、そのくらいのまず決意を持って臨んでいただきたいと、思います。教育委員会、19名、しかし見直すべきことは監査の方の指摘もすでにあって久しい、こういうことも踏まえて、総務委員会で審議をお願いしたいと、思います。以上です。

○議長（小山良悟君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 大変、教育関係の定数管理が遅々としておりまして、いろいろ御迷惑かけているという点、おわび申し上げたいと、思います。ただ教育委員会も、漫然と手をこまねいているわけではなくて、今までにも、例えば幼稚園の用務員さん7名が臨時の方で対応していただくような手立てをとったとか、あるいは学童交通擁護員、この方が正規の——昔で言う「緑のおばさん」、こういう方がいろいろ交通信号等の完成と相まって、いわゆる配置がえをしながら対応したとか、それから南平の体育館、市民プール、市民陸上競技場等の管理の委託をお願いするとか、いろいろな面で努力してきていることも御承知願いたいと思うんです。あわせて今監査の方から指摘されております用務員並びに事務職員、この事務職員というのは恐らく中学校の複数配置の問題を指しておられると思えますけれど、小学校には事務職員が1名ずつ配置されている、中学には2名配置されている。この中学の複数配置の問題が、問題として指摘されていると思えます。

私たちがこれらの問題につきまして、確かに用務員さんが男子2名で、対応している

地区というのは、26市の中でも比較的少ない。男女1、1で対応している市というのは、結構ありますけれど、これは昔の、いわゆる小使さん、あるいは給仕さんと言われて、そういう名称で呼ばれていた当時の問題を、そのまま引きずって、小使さん、給仕さんが各学校に1名ずつ配置されていた、それが現実、今用務員という形に名前が変更されて、2名配置になっている。2名配置という問題につきまして、私も確かにだんだん現業関係の職員が高齢化していく、そういう問題等も絡みながら考えると、どっかでやはりある程度1人は肉体労働のできるような方、1人は、今言った、昔で言う、お茶くみといったは大変語弊がありますけれど、そういう給仕的な仕事ができる方、そういう方を組み合わせながら、やっぱり学校で用務員の問題等については考えていかななくてはならないのではないか。さらに先ほど助役の方で言っております嘱託員の問題ですね、そういう問題等を総合的に考えながら対応していきたい。それから中学校の事務職員2名配置の問題につきましても、日野の市の職員が1,400名近くおられますと、いろいろ身体に障害をお持ちになる方も出てくるわけです。なかなかほかの職場で対応が難しいというような問題等も含めながら、1、1の組み合わせ等も、特に中学校事務職員等の場合には考えていく必要もあるのではないかと、そんなことを総合的に考えながら、これらの問題についてできるだけ前向きに取り組んでいく努力、これはしてまいりたいと思います。ただここでお願いしております学芸員だとか、あるいは図書館の司書だとか、あるいは公民館の社教主事だとか、幼稚園の教諭とかというのは、いわゆる専門職的な立場で仕事をさせていただく方々については、ぜひ内容の充実のために御協力をお願いしたいと、そういうことを心からお願いしておきたいと思うんです。以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） もう私は質問はしないわけですが、教育委員会の今の長沢教育長のお話は、私、理解はできます。ただし、昔の用務員さんは住み込みで、そしてストーブをたいたり、警備の役割も夜中、果たされる。そして便所の掃除などもあった。今は全くさま変わりしているわけですね、そういう点は。そういうこともひとつ念頭に置いていただくことが必要だと思います。だからこそ監査委員会で指摘があったと思います。それからもちろん事務職員の中学校の都の職員の人を含めれば、日野市の2人を含めて3名、これも、じゃあよその市はどうやっているのか、2名配置を市がやっているところが、果たして多いのか、少ないのか。そういうこともよく踏まえて、準備を進めていただきたいと思うんです、組合との交渉の準備をやって、臨んでいただきたいと思うんです。いずれにしても時代は変わってきているわけですから、いろんな理由を挙げれば、それはもちろんわかります。しかしやはり方向として示すべきものはやはりきちんと持って、それを組合に対しても、また理事者の方にも持っていただかないと、いつまでも平行線で前向きの結論は出ないということになると思います。

参考までに申し上げておきたいと思いますが、各課のお茶の消費量を調べた方がいらっしゃる。お茶はもちろん——自分で持ってくる方もあるかも知れませんが、大体市の方で用意をしている。どこの職場が一番お茶を職員1人当たり消費をしているか。こういうこともそういう資料もあるようですので、総務委員会で参考にしていただければ、結論も非常にはっきりしてくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 何点かお尋ねいたします。

一つは、病院の方なんです、これはきのうの土方議員に対しての、非常に市長、微妙な発言してましたけども、また先ほど古賀議員からの質疑に対して、企画財政部長の方から30億というお話もありましたが、で、二重投資をしないという原則をとる。さらには病院の継続性を持たせなければいけない。そういうお話で、市長の頭の中には、具体的にその構想といいますか、内容についてはある程度煮詰まっているけれども、小出しにしていきたいという、こういうお話のように承りました。

またある方には、その構想、具体的な内容についてもお話を申し上げたという、そういうふうに聞いたわけですが、私も63年のときに、この市立総合病院が非常に救急医療体制として不十分だということを、病院の方の事務局の統計をお借りしながら、具体的に指摘をしてまいりました。基金も1円も積み立てていないではないかというところまでお話をさせていただいたんですが、非常にこの病院については、病院等の特別委員会までつくられまして、非常に何回か、中身の厳しい中での最終答申も出たわけですが、そういう最終答申、病院等の委員会の意見、さらには議会でのさまざまな発言等で、ある程度の構想はつくられたと思いますけれども、その中身については市長の頭の、にあるというものでは、私はないと思いますけれども、その点基本的にやはり大勢の方の中で、どういうふうになるかというふうに煮詰まってきて、これがいくべきだというふうに煮詰まっていくもんだと思います。そういう意味ではちょっと市長の、その構想、頭の中にあるというふうなお話にちょっと承ったんですが、その辺基本的にどうなのかお聞きしたいと思います。

さらにその基本的な考え方をいただいて、私にはこういうふうに読めるんですが、総

合病院の全面的な改築については、30億では足りない。むしろ80億円ぐらいかかるというふうな資料もございました。当面30億でできるという考え方は、例えば高幡の保健所、東京都の保健所の裏のところの地域に、いわゆる200床ベットの病院を、施設を建てる。導入する。そこに一時病院として稼働していただいて、その後に現在の市立病院のところに200床ベット数のものを建てる。高幡の方の病院については、公設ということで民間的な病院をお願いをする。こういうことのように私は受け取っているわけですけど、その点どういうふうにお考えになっているか。そうしますと、いわゆる30億円のお金という意味が具体的に納得いく数字になるわけですが、その点どういうふうにお考えになっているか、一步突っ込んだお話をぜひ承りたいというふうに思います。

第2点目が、公務災害のお話なんですけど、一つお尋ねしたいのは、他市の状況はどうかということ、第1点としてお聞きしたいということです。

それから、笑われるかもしれませんが、この財源の出資するお金はどこから出ることかということですね、お聞きしたいと思います。

さらに具体的にお聞きしたいのは、ちょっと細かくなりますけども、私も公務災害につきましては、たしか決算委員会のときにお尋ねをしたことがあります。ある年度から急に公務災害が教育委員会の中で、ずば抜けて多くなって、そのまま推移したという経緯がありまして、それを指摘しましたらば、教育委員会の学校給食の調理員さんの仕事の場の中での事故が、公務災害として圧倒的に多いんですというふうな資料もいただきました。それ以外につきましては、ほとんど皆無に近いほど公務災害というのがないわけですね。で、恐らくこれはこの公務災害につきましては、市の職員の方の十分な仕事をさせていただくという、そういう精神的な面のものが相当強いのではないかというふうに理解しておりますけれども、先ほどの総務部長のお話ですと、現実こういうふうな必要性が出ている場面がかなり出ているというお話でした。で、公務災害、大きな意味の公務災害の中には、通勤災害もあるわけですけども、その中身については、ほとんど皆無に近いような総務委員会でのお話でもありますので、もう少しその必要性について、お話をさせていただきたいというふうに思います。

それから職員定数のお話なんですけども、これは基本的なことでお聞きしたいと思います。一つお尋ねしたいのは、今回、日野の市議会議員選挙の改選でございまして、新しい議席を占められて、ここにお座りの方もいらっしゃるわけですが、議会の構成が同一であったならば、このような職員定数条例を出してきたのか、こないのか、その辺を基本にお尋ねしたいと思います。

それからこれは総務部長の方から、お話は、今までの経過についてのお話は市長からお話があったわけですが、総務部長の方から初めて出たようなお話でしたけども、前の6月8日の本会議場での現議長の小山議員の質問に対しての総務部長の答弁ですが、総務部長のお話ですと103名の要求をお願いをしたいというお話できました。それを各課で調整をして、87名の定数増ということをお願いをしたという経緯でした。9月に最終的には50というふうな数字、その土壇場のときには一ノ瀬議員もかなり活躍をされたわけですが、そのまあおまけまでくっついたわけです。それで9月によりやっとなりて成立をしたということです。今、古賀議員からもお話ありましたが——それから半年たつたのお話なんです。今、具体的な中身についてはお話ありましたが、それではぜひお聞きしたいのは、9月の議会で、定数はこれでやっていただきたいというふうな議会の考え方が示されまして、同じものがその中から、87名の中から、ですからこれ37名という数字になるわけですけど、それにプラスアルファして1名ということで、38名ですね、これはそっくりそのまま、この数字でやっていただきたいといった議会の意思がありませんで、尊重されませんで、そのまま数字が38名で出てきた、というふうに読めるんですけども、そういうふうに読んでいいのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の第1点からお答えさせていただきます。

今回提案を申し上げております病院の基金条例、これは建てかえを意図するということは、また行政姿勢として市民にも理解をしていただく第一歩だ、とこのように思っております。

頭の中に構想があるというふうな言い回しで、恐縮な面もあるわけではありますが、前の議会の病院特別委員会で、具体的な建てかえのプロセス、このこともちょっとお話をさせていただきました。本会議場でも「試みの案」ということで、ある程度の説明をさせていただいたことも記憶しておりますが、要するに手順と申しましょうか、建てかえまでのプロセス、これは今、夏井議員さんから、高幡区画整理の地域で6,000平米余の用地を公共用地として確保したい、その場所に建てかえ病棟という一面の趣旨と、でき得べくばそのままの施設か、また後々も使えるという手順で考えておるということでありまして、今、その用地を確保するための区画整理換地の集合換地という形で理解をいただく努力を進めております。その用地が明確に区画整理の中で確保した上で、具体的な手順を考える。これが一つの重要なプロセスの第一歩だ、とこのように考えております。

第3の場所に必要な、かなり広い面積を確保して、そこに1カ所として建てるべきではないかという御意見も現在ありますので、そのことが可能であるかどうかという結論も明らかにしていかなければならないと思っております。

それから地元の医師会、あるいは地域保健協議会でその病院の建てかえの説明もだんだんと具体的に説明を進めておりますので、全体として各機関、あるいは各関係の、特に地元の医師会には御意見を十分合意を得ていかなければならないという経過もございますので、そのような手順を経て、基金をまずスタートさせて、なるべく高額な基金を短年度の間に——短い間に用意をして、ぜひその第一歩を具体的に踏み出したい、このように現在の段階では構想でありますけど、その構想が文字どおりの実現として展開をできることを一生懸命に一つ一つの課題を解決していこう、このような考えでおります。そのことを一つお答えをさせていただきました。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは2点目以降でございますが、公務災害の関係でお答えをさせていただきます。

公務災害の他市の例ということでございますが、若干内容は違いますけども、給付の内容は違いますけども、現在実施しております市は——東京都は46年から実施しておりますけども、八王子、町田、小金井、狛江、それから三鷹、立川でございます。その他検討中というのが1市ございます。この件については増加の傾向にあるというふうに考えてございます。

この財源でございますけども、不幸にしてこのような災害で死亡、あるいは障害の後遺症、後が残った場合につきましては、発生をした時点で対応を考えてございます。予算の措置といたしましては総務費の総務管理費の災害補償費の、現在科目存置になっておりますけども、ここで対応することにしたと考えております。

それからこの公務災害でございますけども、大きな事故によります死亡とか、障害というものはここ近年ございませぬ。あってはならないわけでございますけども、不幸にして起きた場合の想定でございます。十分な補償を本人、あるいは遺族にするということで、一つには夏井議員さんおっしゃいましたとおり、安心の材料といえますか、そういう形で職員が安心して公務に従事できるというものでございます。年々、こういった市が近隣市でふえますと、やはりその市との均衡上も当然考えなきゃなりませんし、一つの、さっきも言いましたとおり職員の安心の材料ということで、もちろん事故があった場合でございますから、事故のないように当然進めてまいるわけでございます。そう

いう形の公務災害の補償の制度ということでございます。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） それでは定数の問題についてお答えをいたします。

先ほどもちょっと申し上げましたけども、やはり基本計画に沿って、後半、後年度の事業にこれから移っていくわけございまして、その辺のところ、昨9月議会で御審議をいただいて、お認めをいただいた数で、実際どういう形でこれから事業を進行するかということになったときにも、当然検討をさせていただきました。前の検討の過程では、この87というのは実は平成元年、2年の2カ年について必要な定数という形で、たしかお願いをしていたわけでございますが、その審議の過程の中で、それでは後期の事業期間中にはどれだけ必要になるんだというようなことで資料要求もありまして、これは未調整ではございましたけども、一応各部署で、希望としては考えているような数字はこういう数字だというようなことも、お出しをした経緯もございます。いずれにしてもそういうふうなことで、事業、その他が拡大をしていくわけで、その中で必要最小限の職員の確保というのを図っていかなければならないというふうに考えているわけですが、その辺のところにつきましていろいろその後検討した結果、やはり再度この問題について、1回での御検討を御審議をいただきたいということで、提案をさせていただいております。

したがって議会の構成が変わったからどうこうという形ではございません。ぜひ再度、その辺については御検討をお願いしたいということでお願いをしているものでございます。以上です。

○議長（小山良悟君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 市立病院について、非常にこれは——答弁は結構ですが、心配してはいますが、一定規模のベッド数にあわせてさまざまな対応ができる病院の機能が果たせる、というふうに理解しているわけですが、制度的にも法規制の面からも。そうしますと、本来2次救急も果たせないわけですから、日野市の目指している高度の医療体制を目指すとするれば、やはり一定規模のベッド数の病院でなければ、対応できないということは、これは事務当局の方は十分御承知のお話だと思うんです。ですから、いわゆるそれに対応できないような規模の病院ですと、市民の人の要望が満たせないということになるわけです。で、62年の資料ですか、その資料によれば、1日7人ぐらゐの救急患者の人が断られているということは、年間ですと2,200件ぐらゐの方が、そういう体制にある。その原因は結局、1科、一つの科目の担当の先生しか泊まれないという、

そういうふうな体制にあるというところにも原因があるというお話がありました。ですから一定の規模以上でなければ、こういうふうな対応ができないということもありますから、もしもそれに達しないようなものが二つできるような形になりますと、日野市民の方の要望が十分に果たせないということになるのではないかとこのことを一番心配します。

それから市長の方では二重投資ということ避けるというお話がありました。その意味は恐らく病院の継続性ということで、高幡につくって云々というのは、私もこれは二重投資というふうに意味はとりませんけれども、恐らく市長のお考えでは、継続的に一般会計からの繰り出しが二重的な意味のものになってはいけないというふうに、私は理解を基本的に行っているわけですがけれども、慎重に——これは非常にお金のかかる話ですし、またできてからも一般会計からの繰入金が多い部門でもありますから、今、市長のお話ですと構想というお話でもありますので、ぜひ衆知を結集して、拙速的な手段にならないようお願いしたいというふうに思います。

それから、これは細かい話でしたが、公務災害の話につきましては、確かに件数的には少ないというお話でした。私は前回、清掃部の方が非常に事故が多いのではないかとこの推測のもとで、調べさせていただきましたら、清掃部はほとんどない、皆無に近いほどないということで、学校の給食の場であったということを知って、まあびっくりしたんですけど、公務災害というふうに認定をされますと、認定する機関もどういう機関が認定するのか、まあ病院なんでしょうけれども、一遍認定されますと、これが自動的にこの条例の適用になってくるというふうに理解をしているわけですが、その点、それでよろしいかどうかですね。公務災害認定の病院で、公務災害という認定を受ければ、後は経験不足的なものは踏まえないで、自動的にこの適用を受ける、そういうような運用になるというふうに理解してよろしいかどうか、その辺1点ですね、お聞きしたいと思います。

それから職員の定数のことですが、議員の改選期とは関係ないというお話でありました。総務委員会でも、これはもう3回委員会を開いて検討したときに、定数管理の話まで話があったと思います。長期的な形になれば、例えば奥住議員からも出ましたけれども、将来、確保——5年先にはどういう形になって出てくるのか、そういう資料もいただきたいということで、それも踏まえて検討させていただく。ですから、助役が今、後半期というふうに分け方をしましたけれども、当然後半期のことも全部含めて説明員の方も説明をされたと思うんです。最終的に土壇場になりまして、これだけの人数を認めていた

だけなければ、具体的にこういうふうに難しいんですというお話があって、非常に議会の方も理解を示したという経緯があります。あの経緯の重みをどういうふうにお考えになっているのか。要するにこれでやっていきますというお話だったと思うんです。ですからそれをおやりにならなきゃ私はいけないんじゃないかと思うんです。

ちょっと例えが悪いですが、「すみません」「申しわけありません」「恐縮です」と言いながら、相手の顔をポンポン、ポンポンたたいているという、本当に申しわけありませんと言って、他人の家に黙って入って、「すみません、すみません、すみません」と言って、台所に行って、食事してすみませんで帰ってくるという、そういう非常な不快感を覚えますけれども、その辺非常にわからない。むしろ議会の方でこれだけの定数でやっていただきたいと、いろんな資料をいただいたし、説明をいただいて、こうだということですから、実際にランクづけまでの職員の一番緊急性の高いところのランクづけみたいなお話も承ったわけです。ですからその中で努力をされて、それでやはりこういうような事情でこうだというお話になってくるのが当然だと思います。その過程も経ないで、おやりになるというのは、私は議会に対する冒瀆だというふうに感じてなりません。

その辺これは、これを提案されている市長の考え方、議会に対してどういうふうにお考えなされているのかですね、基本的に議会に対する姿勢というのが、基本的におかしいのではないかとこのように私は思いますけど、その辺はどういうふうにお考えになっているのか、御意見を伺いたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） そういう、今の御趣旨に対しまして、私も先ほどの説明の冒頭で、大変心苦しく思っているという気持ちは申し上げたところでありまして、このことの提案に至ります前に、まあ組合との交渉に当たる総務の立場、それからもう一方にいわゆる組織の管理職のそれぞれの立場、両方の把握について、感じたところがあるわけではありますが、やはり組織の——まあ管理職の人たちも、ぜひこの体制が整うことが望ましい。つまり庁内の意見一致があったということになるわけでありまして、私は庁内の——また意見一致の努力のことも考えまして、議会に対しては大変心苦しい立場でございますけど、市民サービスに当たるみんなの一致した努力を、私自身の責任において確立するために、まあいふなれば本来的な議会と信頼関係を侵す材料にはしないんだと、こういうつもりで提案をさせていただいております。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 公務災害の件でございますけども、公務災害と認定をされれば、そのまま、それを適用するというものでございます。ただ事故等けががあった場合は、基金に対して申請をするわけでございますけども、その段階でチェックをいたしまして、基金に申請をする。基金で認定されれば、その認定に基づいて、この表に基づいて、支給をするというものでございます。

○議長（小山良悟君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
ほかに御質疑はありませんか。天野輝男君。

○7番（天野輝男君） この市立病院の改築につきまして、質問をさせていただきます。
私も、この改築基金を10億円を積み立てていただけるということは、大変ありがたいことであるとはこれ思っておるわけですが、今いろいろと何人かの方から質問の中でありましたように、この市立病院の建てかえ、そして南部の医療病院という形で市長も、市長選挙の前に、南部医療病院をどうしてもつくりたいというような形で出てまいりました。そういう面から見たときに、私はこの日野市の人口推移、そして将来どういう形の病院が理想であるかということは、私も考えておるところであります。と申しますのは、これからの病院経営というものは、なかなか、今、市立病院が確かに老朽化しておるという形はありますけども、日野市の市立病院の中では、日野市内の実際こう開業医との間のトラブルも多分あると思うんです。ということは、私の子供は近くの医者にかかっております。そうしますと、検査のときには市立病院に送らないんです。そしてほかの立川やそういうところの病院を紹介されるわけであります。こういう形がありますと、どうしても要するに日本の医療体制といいますのは、検査で治療費をつり上げるような体制になっておりますから、なかなか治療費が加算しないというところに、私は原因があると思うのであります。

そういう面で、これからのやはり病院は——病院だけでは、経営というのはどこでも赤字なんですね。そして国の施策というものを考えながら、この医療行政を生かすということが私は必要だと思ふんですね。そういう面で、せっかく基金を積んでいただくような形になったわけですから、もっともっと勉強しなけりゃならない面がたくさんあると私は思うのであります。

現在、南部の医療病院のベッド数は8,000と言われております。しかしながら、もう300は超しておるんです。そして都立の今度病院が、南大沢の方にできてまいります。これは500床以上のベッド数ですから、9,000に届いてしまうような、そういうベッド数になります。そういう中で日野市で、無理を言ってもなかなか通らない部分が、私、出て

くると思うんですね。そういうところに私は日野市の医療行政というものの、こんな小細工で解決するようなことであってはならないと思うんです。そういう面から、私は確かに高幡の区画整理事業の中の、2,000坪というのは、まあつくればよろしいかと思ふんですけども、もっと違った形で、今、日本の国ではどういうものをこの医療体制の位置づけしようとしておるのかということも学びながら、そういうものを位置づけしておくということが私は日野市の将来の医療行政を担うところの施設になる、と私は思うのです。

そういう面でぜひ、この——それにはどうしても私、この土地さえあれば、30億積み上げ、そしてもう少し基金を積み上げ、80億ぐらいじゃ大した施設はできないかも知れませんけれども、やはりもっともっと、300億ぐらいのものを用意させないと、500以上のベッド数は確保できないだろうし、そういう面では私は、この日野市内の一番道路網を整備をしながら、そして一番土地があるようなところを選びながら、構想を練るべきではないかなということを感じておる次第であります。

そういう面で、市長のお考えもあるでしょうけれども、今後、まず市立病院と連絡を密にしながら、そして日野市の医療を開業している方々の意見が、まずこの市立病院に反映できるような形を取らないことには、幾ら施設をつくったといっても、なかなか経営が難しいんじゃないのかと思うのであります。そういう面から見ても、この市立病院の改築条例をつくって、そして30億とりあえずためるというわけでありまして、その中にしっかりと市立病院の院長を初め、また日野市の開業医の方々の意見が生かせるような、そういう考え方を生かしていただきたいと思うんですから、市長に私が今申し上げましたような中から、まあ考え方を生かしていただきたいと思うんです。どうでしょうか、市長。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 地域の医療体制というのは、まず地域の平面的にいわゆる開業医の診療所の先生の方々に、地域、地域で1次診療をやっていただく。そして公設病院は、地域の診療機関からやや高度の治療を必要とするということによって、2次治療的な能力を持つ、そういう病院であるべきだ、とこのようにどなたもお考えだと思います。医師会もまた同様な考え方でありまして。

そして、この次に提案を予定をいたしております、今までは要綱設置で日野市地域保健協議会、この協議会に地元医師会はもちろんでありますし、薬剤師、それから歯科医、それから救急医療の消防署、それから市立病院の院長、それに学識経験の方、それ

から議会の推薦の方、この方々で、18名ほどの協議会になっておるわけですが、10年近くこの地域保健協議会に諮問をしたり、あるいは提言をいただいたりしながら、地域の医療体制の確立に一定の成果は上げ得たと思っております。

その2次診療を受け持つ、これが市立病院ということでありまして、また建てかえをしなきゃならないという切実な事情も、どなたも異論のないところだと思っております。その建てかえをじゃあどのように展開をしていくか、将来に最も寄与できる方向を目指すかということが、建てかえのプロセスの課題だと思うわけでありまして、私はまあ二眼レフ構造でということをお願いしておるわけでありまして、これは具体的に可能性がございます。土地の確保も見通し得ると思っております。

時、あたかもといえましょうか、東京都議会で、多摩の地域の議員の方からの質問の、当局のお答えとして、南多摩医療圏で、老人病院並びに精神病床をカウントすると、確かに数としては満ちておるけど、一般病院としてのベッドは、確かに実質量が少ない。これは見直さなきゃならないということが答弁で言われておりまして、まさに我々が主張したことが、まあ東京都の当局も理解された、とこんなふうに思っております。

したがって病床確保ということにつきましては、日野市は今までも何回も申し上げておりますとおり、どうしても400か500は、確保したいわけでありまして、その可能性は十分見通せる、とこのように思っております。1枚、1枚紙をはいでいくような努力が大切だと思っておりますけど、私は十分見通せる可能性はある、このように考えておりますので、お答えをさせていただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 市長のお考えもわかるわけですが、やはりこの10年間ぐらい医療行政も大分変わってきております。と申しますのは、ことしの国家の医療費は、もう20兆円を超えておるわけでありまして。そしてこの中で、一番医療費がかかる患者はお年寄りなわけでありまして。お年寄りが、病院を長く住かにおる、こういうお年寄りが一番医療費がかかってしまうのであります。そういう中から、政府では考え方を変わってきたんです。そして昭和62年度から、中間施設という形で、お年寄りを預かる病院と、老人ホーム、病院ではもう医療費がかかりすぎるから、こういう人は機能訓練をすれば、十分まだまだ長生きできるでしょうという、そういう施設を考え出してきているんです。これが62年からできまして、もう日本全国で六つぐらい、ことしでも八つぐらいできるところがあるわけです。東京都でも二つ、山田禎一さんと飯田橋の病院でつくることになっています。こういう形がやはり病院の中に取り入れていくことによって、

やはり一番問題は人件費が病院関係でかかってしまう。そしてもし今、市長のお考えのような医療の施設をつくるということになるとまた二つ、こう市立病院、建てかえるために一つつくって行って、そして建てかえるという構想でありますから、また人件費がたくさんかかる可能性があるわけでありまして。そういうところに、私は今後の日野市の医療行政につきましても、そういう面から病院プラス、そして特別養護老人ホームも併設したらいいと思うんです。そして、そういう今言いましたところの、お年寄りが収容していただける場所の老人保健施設、こういうものを併用しながら、経営していくなれば私は赤字を出すことのない、赤字を出さなくてすむと思うんです。だからそういうものをやはり将来的にわたっては——日野の人口もやがては20万以上超すでありましよう。そういう中からこういうものを考える必要があるということ、私は感じておるのであります。

だから確かに10年前から検討してきた、そういうものを生かしたい、それはわかるわけですが、もう医療行政そのものが変わってきているんです。そういうところを十分に考慮していただきまして、まあ取り入れていただければ、日野市の市民も大変将来的にも安心して住めるのではないかとこのように思うのであります。そういうところを参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後1時13分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

沢田研二君。

○1番（沢田研二君） それでは先ほど来、古賀議員、あるいは夏井議員の方から、職員の定数増に関する意見が何度か出ておりますので、ベテランの方におかれましては十分理解されているところかと思っておりますが、何分にも新人でございますので、いま一その見えない部分もありますので、ちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

増員の目的というのが、より市民サービスの向上ということでありますので、これにつきましては理事者も、また議会も全く同じ観点でとらえていることかというふうに思っております。しかし先ほど来も話が出ておりましたように、9月の議会で87名の増員が提案

されて、50名が確認をされた。で、その差が37名。先ほど夏井議員からも話がございましたように、今回38名ということになりますと、この差がたまたま一致をしたのか、あるいは前回50名という定数の中で、十分検討したけれども、やはり38名不足ということ再度提案されたのかというのが、先ほど回答がその辺が明確じゃなかったような部分もありますので、古賀議員が、今回の38名の増員内訳を出していただきたいというこの資料要請もしておりますので、もしその辺に何か検討された経過があるのであれば、一緒に添えていただければというふうに思います。

それから、前回50名の増員が確認をされたわけですけれども、その後不適というのか、どういうとらえ方をするかわかりませんが、50名の増員確認に対して、それ以降何人ぐらまで補強されているのかどうか。あるいはそれは定期採用の中で、対応されるのかどうか、その辺もちょっと初めてのことでわかりませんので、現在わかれば教えていただきたいし、また計画があれば、その辺でいつどういう形で対応するのか、御説明願いたいと思います。

それから日野が16万の人口に対して、1,500名強ということになるわけですけれども、ただ日野の場合は他市では余りない市営の病院を持っておられる。こういうことからしますと、職員1人当たりの比率を見るときに、やはり病院の方は取り除いた形で比較をしていかないと、同じ条件での比較ということにはならないと思いますが、そういう面でもし比較されたものがあるのであれば、これも検討されるに値する資料になるのではないか、ということ、もしわかればその辺も教えていただきたいというふうに思います。

それから我々民間の立場でこういう増員計画を見る場合には、時間外業務というのが実際どの程度行われているかということも、その人員増に対して、大きくとらえる一つになるわけですけれども、ただ業務の内容が違いますので、また世界的に今、時間短縮という方向にありますので、決して時間外が多いことがいいこととは思いませんけれども、その辺の特に増員を計画している部門で、その辺のデータがあるのであれば、きょうこの場でということではなくて結構ですけれども、また別な場で総務委員会等の別な場でも検討されるように聞いておりますので、そういったところで、ぜひ提出をしていただければ、より理解もしやすいのではないのかなというふうに思います。

それからもう1点、これ聞いた話なんで、どこまで正確かわかりませんが、よその市の場合は、理事者側から職員の増数提案があったときは、ほとんどそのまま決まる、というふうに聞いたことがございます。日野市の場合は、過去からの慣例で議会の中で

確認をされるという方法をとっておられるのかもしれませんが、その辺がどういう経過なのか、あるいはとらえ方によっては理事者側と議会の関係で、いま一信頼関係がないがためにそうなっているのか、あるいはたまたま歴史的にそういう扱いをするということの中で、こういう論議になっているのかわかりませんので、ちょっとその辺が経緯がわかれば教えていただきたい。いずれにしましても、この38名がいいとか悪いとかという観点ではなくて、この辺の経過——先ほど過去の経過も、何名提出して、何名承認をされた、いつも5掛けだとか、6掛けで承認をされるという形は、今の時代の中で、また貴重なこういう時間の中で、論議をして決めていくのも何となくこう——よくある話ではありますけれども、余りいい方法ではないような気もいたしますので、その辺がちょっとわからないものですから、ぜひ教えていただきたいと、以上でございます。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 先ほどもちょっと御質問があって、お答えをしているわけですが、9月議会以降、議会の中での検討の結果についてはもちろん私も十分にその趣旨に立って、いろいろ内部的にも検討を重ねたわけでございます。しかしいずれにしろ事業そのものが基本計画にのって、今後も、特に後半期の計画を進めなければならないという中で、やはり当初に、昨年に御提出をして御審議をいただきました定数の中に含まれておりますそれぞれの事業の分について、やはり我々としては再度、その辺の積み残しの分について御検討をいただいた上でないと、後半期の次の計画になかなか進めないというような状況も出てきましたので、その辺のところを中心に再度お願いをするという形で、数、それから実際に増員をする部分について、その辺のところを中心にしながら、お願いをしたいというふうに考えて、今回御提案を申し上げている次第でございます。

それから人員の採用計画につきましては、もちろん現在の定数内でいろんな理由で、退職をされた方々もいます。定年退職もございまして、御本人の都合で退職される方々も出てきておりますので、その辺については私どもとしては業務に支障がないように採用計画を立てて、採用試験その他を実施をしております。で、50名前回お認めいただいた部分につきましても、事業計画とあわせて、必要な部分については採用計画の中に入れて、試験を終了している部分もあります。それから今後、執行をする、採用試験を改めてやらなきゃならん部分も、もちろんその中には含まれております。

それから人口との関係で、例えば病院を除いた数で比較をするのが妥当ではないかという御意見でございました。これについては、前回御審議をいただいた際も、そ

ういろいろな他市との比較の中で、例えば病院部門を抜いたらどうかというようなこともまた資料としてあれしておりますので、また再度必要ならばその資料については、お出しできます。

それから時間外の勤務の実態についても、やはり同じように資料が前回のときも作成しておりますので、その辺の資料については再度また御審議の過程の中で、必要ならばお出しができます。

それからまた他市の定数増の問題につきましては、まあいずれにしろ定数条例という形で議会の御承認を得なければ、定数枠を伸ばすことができませんので、いずれの市もそういう形をお願いをして、必要なときにはそういう形をお願いして、お認めをいただいているんだと思いますが、これ他市の状況につきましては、それぞれの市ごとの事情がおりだというふうに思いますので、ちょっと私の方からその辺についてコメントは差し控えたいというふうに思います。以上です。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 数字は前回の残り分が37から38に変わったということですが、実質的には前回どうしても87名必要であったけれども、議会との関係でやむなく50名に減ったので、その補充分ということで、改めて38という——数字1名ふえておりますけれども、そういう形でふやしているんだということで、特に50名で検討し、かつその結果改めて38が必要だという考え方はないというふうに受けとめて、よろしいですか。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 先ほどと同じお答えになってしまうわけですが、やはりこれから数年に及ぶ事業計画がすでに確定、方向が定まっておりますので、それに基づいて事業を私どもとしては執行をしていくわけですが、そのためにどうしてもこの平成元年から2年にかけての事業については、それを遂行していくためには、どうしても職員の人数だけというのは、最低限やっぱり取らないといけないということで、その辺について再度御審議いただいて、御理解をお願いをしたいということで、その数、ですから数の上でも、それから実際の充当すべき場所についても、前回御審議いただいた部分と重なっておりますけれども、その辺について再度私どもの方としては、その後の審議状況も含めて、御理解を賜りたいということで、お願いをしているところでございます。以上でございます。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありますか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本5件について、御意見があれば承ります。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君） 今の市職員の定数に関しまして、私も総務委員になる予定でございますので、やり取りを聞いてまして、ぜひそろえていただきたい資料がありますので、要望しておきたいと思えます。

一つは古賀議員から質問のありましたOA化による効果の把握ということでございます。で、やり取りを聞いてまして、私はやはり昭和60年に電算化が始まって、現在まで来てまして、もしそれをしていなかったならば、今それぞれの部署では、人はどう手当てしなきゃいけないだろうか。あるいはどういう状態が起きてくるだろうかというような見方をしながら、OA化の効果それぞれの部署で把握してほしいと思えます。

一つはやはり「税」という面をとらえましても、住民基本台帳ができた。今まではそれぞれの税を調べるのに、カードを1枚ずつくって来たというようなお話を聞いてます。それを今、当時の14万人ぐらいから、16万人になったときにどの程度そういう人が必要になってきているとか、それから先日の2月の18日投票、25日投票という選挙のときに、住民基本台帳を電算化してなくてやったときには、ああいうようなスムーズな形で投票券の配布とか、そういうものをするためには、臨時職員がどの程度使わなければいけないとか、そういうような面があると思うんですね。したがって、税さらには福祉の問題につきましてもしかりだと思います。さらには教育委員会でも、例えば成人式の通知でありますとかいろいろなことで、相当——今もそういうものだと思っちゃってますけれども、電算化の効果というのは、そういう見方をすれば把握できるんじゃないか。したがって人が1人も減らないというけれども、臨時職員を採用しなくてすんだという仕事はどの程度あるかというような見方もあるわけですし、これは多少理事者側に自信の喪失気味なところがありますので、ぜひそのところはそれぞれの部長さん、自分の職場へ帰って、今電算化、あるいはOA化がされていなかったら、どうなるのかというような見地から、ぜひそのOA化の効果というものについて把握してほしい。これをぜひ——総務委員会では全部まとめることは無理かもしれませんが、古賀議員さんの質問に答えられる程度のもは、常時まとめていくべきではないか。そのことを、電算化、OA化の効果ということを問いかけますと、電算課長に答弁がいつも集中してきますけれども、これはそうじゃなくてそれぞれの仕事をしている部長さん方がそういう目で、自分の部課の仕事を見るということの必要もありますので、ぜひそれをやってほしい。

それから教育長さんの苦し紛れの答弁というのと、酷になるかもしれませんが、

今まで組織の改変ですとか、あるいはいろいろな工夫によって、定数増にならないように努力をしてきました、こういうお話がありました。このことについてはぜひ、どういう努力をされたかということを知るように、これもまとめておいてほしいと思います。したがって私はやはり市民サービスを落とさない、あるいは市民のニーズも刻々と変わっておりますから、そうした市民ニーズにあったサービスということも考えますと、やはり定数増という面につながることもやむを得ないと思いますけれども、やっぱり市民は何といいましても、できるだけ安いコストで最大のサービスをと、こう願っておりますから、議員サイドで見れば、そういう市民の声というものをこういった定数問題についても議論せざるを得ないというふうに考えておりますので、ぜひそういった資料をそろえてほしいし、努力をしたという経過については、わかりやすい資料をつくっていただきたい、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（小山良悟君） ほかに御意見ございませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第2号、日野市立総合病院改築基金条例の制定、議案第3号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定、議案第5号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第6号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第7号 日野市地域保健協議会設置条例の制定、議案第8号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程された2議案につき、提案理由を申し上げます。

議案第7号、日野市地域保健協議会設置条例の制定について。本議案は市の保健行政に関する協議機関を設置することにより、地域の実情に即する総合保健体制を樹立整備

し、健康で文化的な市民生活の確保を図るため、日野市地域保健協議会設置条例を制定するものであります。

議案第8号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は東光寺東地区センターの新設に伴い、日野市立地区センター条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） それでは御説明申し上げます。

議案第7号、日野市地域保健協議会設置条例について御説明申し上げます。この地域保健協議会は昭和52年4月から要綱によりまして、運用してまいったものでございます。地域の実情に即しました総合保健体制の樹立・整備が強く叫ばれる現状にかんがみまして、今般条例化する中で、確たる位置づけを行い、対処してまいりたいと考えるものでございます。

それでは条例案の概要を申し上げます。本条例案は9カ条からなっておりまして、設置・組織・会議等について規定しております。この協議会は先ほど申しましたように地域の実情に即する総合保健体制を樹立・整備することによりまして、健康と文化的な市民生活の確保に寄与しようとするもので、その名称を「日野市地域保健協議会」と称し、目的を達成するため、必要な事項を調査・審議いたし、市長の諮問にこたえ、または提言を行ってまいります。

組織に関しましては、市長が委嘱いたします委員18名以内で組織いたします。その内訳は条例案第4条のとおりでございます。任期は2年といたします。協議会には委員の互選によりまして、会長・副会長を置きます。また協議会の招集は、会長が行い、会議の議長は会長が行います。定足数については委員の3分の2の出席をもって協議会成立といたします。また協議会事務局は生活環境部に置きます。以上、条例案の説明を終わります。よろしく御審議賜りたく、お願い申し上げます。

次に議案第8号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

平成元年度予算をもちまして建築を進めてまいりました地区センターが、ここで竣工をみますので、本条例別表第1の2、小地区センター欄の改正を行うものでございます。4ページをお開き願いとございます。4ページ、5ページ、新旧対照表でございます。

議案書の5ページにありますように別表第1号に、「小地区センター」欄、最終欄が名称「市立平山苑地区センター」、設置場所「日野市平山六丁目18番地の2」とございます。これに新たに1施設加える形で、本欄の次に、議案書の4ページにありますように名称「市立東光寺東地区センター」、設置場所「日野市栄町四丁目13番地の27」を書き加えるものでございます。

施設の規模を申し上げますと、敷地面積303.5平方メートル、建築面積107.417平方メートル、建物構造は木造平屋建て、コロニアルぶきでございます。なおこの地区センターの周辺でございます自治会といたしましては、東光寺東自治会、上屋敷自治会、栄町自治会、安宅第二自治会、西町自治会、合計5自治会、およそ400世帯が近接してございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 地域保健協議会の設置条例なんですが、ちょっとよくわかりませんので、もう少し詳しく教えていただきたいんですが、施行期日の方の付則ですけども、ここでは日野市立総合病院の運営委員会設置条例を廃止しますというふうにあります。これと今回の地域保健協議会との条例との関係がどういうふうな関係になるのか、よくわかりませんので、説明をしていただきたいということと、あともう一つは、地域保健、この協議会は、当然今回市立病院の建てかえ等についても意見を述べる事ができる地位といえますか、そういうものが与えられているのかどうか、その2点について教えていただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 議案第7号の地域保健協議会設置条例の制定であります。先ほど部長からも説明をいたしましたとおり、同じ名前でも要綱設置ということで、52年にこの協議会を発足いたしております。自来、医師会の了解のもと、43年の時点でこの市立病院運営委員会というのが、条例設置されているわけでありまして、医療行政、いわゆる保健行政全般について、この地域保健協議会で協議をする場に変えたい。近年、何年間かはこの病院の運営委員会条例が存在しながら、委員会の活動は休止をしていた状態でございます。これは医師会との了解事項がありましたために、特に病院の運営委員会は位置が変わった、とこういう受けとめ方があります。

御質問の趣旨は、病院運営委員会を廃止するという部分の説明を、先ほどしなかったために、御迷惑をかけた、とこのように思っておりますが、趣旨はそういう経過と実情によるものであるというふうに御理解をお願いしたいと思います。

それから質問の第2点の、今後病院の改築、あるいは伴う日野市民に対します保健医療行政の施策についての合意を得る場として、この地域保健協議会の場合が該当する、このように御理解をいただきたいと思っております。そして今回のこういう措置は、医師会とも十分協議を経て、医師会でもまた医師会の理事会で承認をされたという報告もいただいております。以上です。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第7号、日野市地域保健協議会設置条例の制定、議案第8号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第9号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第10号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件を、一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 上程されました2議案について、提案理由を申し上げます。

議案第9号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について。本議案は万願寺第二土地区画整理事業の施行に関し、必要な事項を定めるため、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例を制定するものであります。

議案第10号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本議案は道路占用料を改めるため、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から、詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは議案第9号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

日野市が施行者となりまして、土地区画整理事業を行う場合には、土地区画整理法第52条に基づきまして施行規程と、それから事業計画を定めることになっております。そして事業計画につきましては、設計の概要について東京都に申請をし、認可を取ることになっているわけでございます。この施行規程でございますが、土地区画整理法第53条で、条例で定めることになっているということで、今回提案をしたわけでございます。条例の内容に入る前に、区画整理事業の概要を御説明をまずいたします。

名称は先ほど申し上げたとおりでございます。施行者は日野市でございます。施行地区の区域と面積でございますが、これは条例にも出てまいりますが、日野本町一丁目から大字日野の一部でございます。面積にいたしまして約46.6ヘクタールでございます。これは地図で申し上げますと、中央自動車道の日野バス停がございますが、このバス停を中心にいたしまして、北側の甲州街道との間の地域でございます。

町づくりの目的でございますが、良好な住居環境の創出、工業地域の住工混在をなくし、健全な町づくりを行うというものでございます。この区域内の主な都市施設といたしまして、都市計画道路、6系統、幅員にいたしまして12メートルから22メートル、総延長約3,230メートルでございます。このほかに区画街路といたしまして、幅員4メートルから、12メートル。そのほか水路つきの道路、歩行者専用道、水路等を整備するわけでございます。

それから公園でございますが、これは合計をいたしまして約1万7,000平方メートルの予定をしております。この区画整理にあわせまして実現させる施設でございますが、御承知のようにこの区域には多摩都市モノレールが通るわけございまして、多摩都市モノレール及び、仮称でございますが甲州街道駅が設置されるというものでございます。このモノレールと、この甲州街道駅につきましては、事業主体は東京都及び、いわゆる多摩都市モノレールの会社が行うということになるわけでございます。

それから供給及び処理施設でございますが、上下水道、電気、ガスにつきましては、この事業にあわせまして行う計画でございます。

事業費でございますが、概算202億円でございます。次は減歩率でございますが、現在計画しております合算減歩率でございますが、約25.5%でございます。現在、この地域は万願寺土地区画整理事業として、昭和40年6月7日付をもちまして、都市計画決定がされております。今後の手続きといたしましては、事業認可を取るわけでございます

が、事業認可につきましては、平成2年度を予定してございまして、事業の期間といたしまして、平成2年から平成9年、8年間を予定してしております。

それでは条例の内容につきまして、御説明を申し上げます。この条例はすでに日野市施行で行っております万願寺地区、高幡地区、それから豊田南地区と全く同様でございます。一部、事業と内容が違うわけでございますから、変わっている部分だけ御説明を申し上げたいと思います。

まず3ページでございます。第2条の事業の名称でございますが、これは先ほど申し上げましたとおり「日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業」ということでございます。地域でございますが、第3条「大字日野・日野本町一丁目・七丁目の各一部」ということでございます。

それからあとはほかの地区と同じで、次のページ、5ページでございます。第4章の土地区画整理審議会の第9条でございます。審議会を置くということで、第10条に定数が規定されておりますが、これは10人でございます。それから第2項でございますが、学識経験者2名、それから第3項以降については、他の地区と同様でございます。

それから11ページでございますが、評価員の定数でございます。第22条でございますが、評価員の定数は3人としております。

それから18ページ、最後でございますが、付則の施行の日でございますが、これはここに書いてございますように、東京都の事業認可の公告の日から施行するというようにしてございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 議案第10号の日野市道路占用料等の徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明申し上げます。

本条例は8カ条と付則からなっている条例でございます。まず基本的には占用料は固定資産の評価替えの年度にするということになっております。昭和63年度におきまして固定資産の評価替えがございました。それらをもとに今回改正するものでございます。東京都等の指導もございまして、現行額の1.2倍以内に納めなさいというような指導もあつたわけでございます。それらを踏まえまして、都下の26市が同じような歩調で料金を改定するものでございます。

2ページをお開き願います。別表の第2条の関係でございます。2ページから5ページまででございます。これにつきましては37項目にわたりますものが、金額の表示がしてあるわけでございます。この料金の改定の平均のアップ額でございますが、現行の約

1.15倍でございます。それらにつきましては7ページから13ページまでの新旧対照表がございますので、御参照いただきたいと思ひます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本2件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第9号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第10号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定の件は建設委員会に付託いたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市多子世帯児童養育手当条例の制定の件を一括議題といたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） ただいま上程されました3議案について、提案理由の説明を行います。

議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定。本議案はねたきり老人看護手当の支給額を改めるため、日野市高齢者福祉条例の一部を改正するものであります。

議案第12号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定。本議案はひの児童館一小分室の新設に伴い、日野市立児童館設置条例の一部を改正するものであります。

議案第13号、日野市多子世帯児童養育手当条例の制定について。本議案は4人以上の児童を養育する世帯で、第4子以降の児童が義務教育在籍中である場合、児童1人につき月額5,000円を支給することによって、多子世帯の生活安定と児童の健全育成に資す

るため、日野市多子世帯児童養育手当条例を制定するものであります。

以上、3議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から、詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 御説明申し上げます。

議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思ひます。今回の改正につきましては、在宅福祉サービスの充実の一環といたしまして、在宅——寝たきり老人を介護される御家族のその心身の御苦勞をねぎらうということでございます。そういうことによりまして、在宅介護の環境整備に努めていくという考えでございます。

第9条でございますが、従来月額1万円の介護手当でございましたのを、月額5,000円に改めるものでございます。また旧条例におきましては、毎年9月1日を基準にして、手当を支給しておりましたので、9月1日以降の寝たきりの御家庭に対しましては、1年支給がされないというような扱いがありましたけども、今回月額5,000円に改めることによりまして、3カ月寝たきり後の4カ月目から月額5,000円を支給していくというものでございます。

なお付則でございますが、この条例の施行につきましては、平成2年4月1日から施行いたしたいというふうに考えております。

次に議案第12号でございます。日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思ひます。別表第2でございます。日野市立もぐさだい児童館三沢台小分室の下段でございますが、「日野市立ひの児童館一小分室」を加えるものでございます。これは、従来はひの児童館の分室として、児童館の中で、仲田小学校学校区域と、それから第一小学校の学校区域の人たちが、そこで一つのクラブに所属しておりましたが、非常に入会者も多くて、かなり過密になってまいりましたので、従来からの方針でございます1小学校区に1クラブという基本に立ちまして、今回第一小学校の校庭のひと隅をお借りいたしまして、建設されたわけでございます。

それから次の議案第13号でございます。日野市多子世帯児童養育手当条例の制定についてでございます。2ページ、3ページをお開きいただきたいと思ひます。

第1条は目的でございますが、ただいま市長の説明のとおりでございます。第2条、これは用語の定義でございます。「児童」とは、あるいは「義務教育在籍中の児童」と

はとそれぞれ用語の定義を規定してございます。

それから第3条でございます。3条につきましては、支給の要件でございます。手当は、支給要件児童の保護者で、市内に住所を有する者に支給する。また第2項では、お手元に配付されていると思いますが、施行規則の案がございます。この第2条により、規定されています所得額が一定の額を超える場合には、支給しないという所得制限規定でございます。したがって、18歳以下の児童が、4人いる世帯で、第4子以降の児童が義務教育在籍中であり、かつ所得が一定の額以下のものが支給の対象になるというものでございます。このことは、昨日ちょっと御説明いたしましたが、現行の国の制度であります同じ目的の児童手当制度に大きく関係してくるわけでございます。児童手当は昭和61年5月までは、第3子以降の児童に対し、義務教育が終了するまでの間、月額5,000円が支給されておりました。しかし昭和63年度の改正では、支給対象者の範囲を第2子以降に広げてまいりましたが、一方支給される期間は義務教育就学前までと、9年間短縮されています。このような状況の中では特に多子世帯においては、非常に厳しい状況のもとにおかれるということから、今回市の独自の施策といたしまして、条例を設け、その負担解消に努めていく考えでございます。

それから第4条でございますが、これは手当の額でございます。月額5,000円でございます。第5条につきましては、受給資格の認定でございます。

第6条は支給期間及び支払期月でございます。それから第7条から12条までは条文のとおりでございます。説明を省略させていただきたいと思っております。

なお付則でございますが、この条例は平成2年4月1日から施行いたしたいというものでございます。以上、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 議案の11号についてお尋ねをいたします。

前にも過去に寝たきり老人に対してもものなのか、養護者に対してのものなのかということも議論を呼んだ記憶があるわけですが、ここでは年1万を年6万にするというふうな改正になるわけです。趣旨によりますと、これは養護者に対する慰労的なものであるというふうなお話ですけども、例えばこういうふうな場合には適用になるのかどうかですね。寝たきりに、もうなりかけているという、病院もまだ入れる状態ではないし、まあ入れないといっているんでしょうか、特養ホームへも入るほどでもないというふうな、そういう方が実際に日野市内にもいらっしゃるわけですが、家族は日野市内に今住んで

まして、同居はしていない。ですからおひとりだけにいる。こういうふうなケースなんですけども、こういうふうなケースの場合には、養護者に対する慰労ということになりますと、当然御本人にもその養護者にも、この制度は生きないというふうに理解したいんですけども、そのように理解していいのかどうか。さらに精神的な慰労的な部分というふうに、1万円という金額では、そういうふうに理解をしたわけですが、今度は6万というふうな、月額5,000円ということになりますと、具体的な物理的なといいますが、物質的な面で効果をねらうといいますが、そういうふうにも理解して、一步制度としては、中身が変質をしてきているというふうに理解をするんですけども、そのように理解していいのかどうか。そのように理解いたしますと、この制度はもう少し中身についてさらに発展をしていく可能性があるのではないかとこのように理解するわけですが、そのような変質を遂げたのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから議案13号ですが、多子世帯児童養育手当条例ということで、国の児童手当についての、連動しているというお話ですけども、この所得制限というのは、もう少しわかりやすく言いますと、月収どのぐらいの御家庭で適用になるのかですね。標準世帯という言葉はちょっと使えないと思いますが、わかりやすく月収ではどのぐらいというふうなことでわかったら教えていただきたいと思っております、2点です。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

寝たきり老人の介護をする方に手当を支給するというところでございますので、介護者がなければ、支給はできないという原則でございます。

それからこの額の問題でございますが、今までは年1万円と、非常に少額でございました。今回月額5,000円に改めると同時に、寝たきりの状態になって、3カ月経過した後にはすぐ毎月——毎月とはいきませんが、年に3回ないし4回に分けて、支給をしていきたい。いわゆる1年間支給しないという不公平さをなくしていきたいということもでございます。

それからこの寝たきりの介護者に対する励まし、これらの手当についてでございますけども、本来ならこれら制度をさらに発展させて、できれば介護者の休養日、こういうものをぜひ実現していきたいというふうに考えております。これについては今回建設されました特別養護老人ホーム浅川苑、ここの在宅センター等に、サービスセンターにおきまして、ショート・ステイ、こういうものもあるわけでございますので、もし介護者が休養が必要だというようなことがございますれば、ショート・ステイで幾日か入所し

ていただきまして、その間に介護者の休養をとってもらい、こういう制度に発展させていきたいというふうに考えております。

それから2点目の所得制限でございますが、これは規則の方でうたわれておりますが、やはり児童手当と関連がございますが、児童手当の場合には、被用者と非被用者、あるいは特別給付という三つの段階でございます。それで被用者の場合には、いわゆるこれは厚生年金加入者ですね、こういう方については、国が10分の9負担する、あるいは国民年金、これらについては国が10分の6、厚生年金加入者の場合には、所得がオーバーしても、ある一定の額までの人は、全部国で見てくれるわけなんです。そんなことで非常に所得の緩和がございますので、今回のこの多子家庭につきましても、できるだけ多くの方が適用を受けられるように、所得制限は児童手当の一番有利な線、いわゆる高い所得まで適用されるというような所得制限でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑ありませんか。土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 今の夏井議員の質問に関連してですが、11号の件で、夏井議員は養護者ということで、まあ新しい条例では世帯主ということになるわけですが、今、回答のあった、福祉部長も介護者に対してということではっきり今申しおりましたので、やはり担当の部長をして、介護者という名前を使っている以上、世帯主ですと、結局世帯主は面倒見てないのに、あるいは住民票でいく限り、世帯主が寝たきりになっている場合には、本人が請求する形になりますので、この条例の語句の使い方として、「介護者」あるいは今までの言う「養護者」、こういう語句に統一をした方が紛らわしさが無いんじゃないかというふうに今感じたところですが、その件について福祉部長どのように見解をお持ちになっているか、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

「介護者」と言いますと、まあ大部分の方は、家族みんなで介護をされているというのが実態だと思います。それで特定の介護者が、いわゆる介護者はだれかという特定が非常に難しいということで、世帯主というふうな用語を使わせていただきまして、これらについては実際には運用面の中で、対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 質問し始めたついでですから、私もこちらの委員会の方に細かいことはゆだねるとしまして、今回1万円から6万円ということで、単純な数字の上では、要するに6倍の結果が出るんですけれども、たまたま今、当初予算、昨年の予算持ってませんから、昨年とことし比べてときに、どの程度の数字の上で倍率になるか。要するに今まで支給されていないものが今度対象になってくるといことが出ますので、どの程度の割合になるか、お伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 高齢者福祉条例の手当でございますが、これについては平成元年度は大体実績で180名の方でございます。平成2年度でございますが、200名予定してございます。これにつきましては、現在、2月1日現在の老人福祉手当の認定者、これは6カ月以上寝たきりの方ですが、この対象者が約200名ほどございます、以上でございます。

○議長（小山良悟君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） わかりました。私の方で質問としていたのは、金額の上で、総体の金額でというようなあれがありましたが、もとへ戻れば昨年の資料もありますので、結構です。終わります。

○議長（小山良悟君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） 議案第11号につきまして、大枠としての市の方針としての考え方をちょっとお聞きしたいんですが、私、また厚生委員でありますので、詳しいことは委員会の方で話をさせていただきたいんですが、大枠としての市の対応につきまして、ちょっと御質問させていただきます。

寝たきり老人看護手当という言葉なんですけれども、特に寝たきり老人等取り巻く福祉の中で、今論議が数年前から言われておりますところは、いわゆる在宅福祉と施設入所者との、福祉のサービスの格差が非常にあるわけでございます。例えば入所者でありますと、まあ日野も幸いにして特養ホームがここでできるということで、50人定員と聞いておりますけれども、施設入所者でありますと、一般的に福祉のサービスが1人について月々20万から30万というふうに、現在言われております。ところがこのような在宅にいらっしゃる方々は、ここでやっとな額1万から、6万ということで、6倍の値上がりというか、福祉のサービスが向上するわけですが、まだまだこの格差は非常に溝が深いというふうにこれは考えられます。このような状況におきまして、幸いに老人ホームに入れる方は非常にそういう意味におきましては、幸いなわけでございますが、現在、日

野市におきましては、私の知るところによりますと、このような寝たきり老人という方々は、いわゆる650世帯、まあ650人といえますか、これらの方々がこのような大変な状況の中で、こういった中では家族の方が仕事もやめて看護されているという、このような状況の家庭も数多く私も見て知っております。

これらの状況におきまして、日野市として、これからもこのようないわゆる在宅福祉と、このような施設入所者との福祉サービスの格差を、今回も6倍ということで、サービス向上するわけですが、今後——このような大きな格差があるわけですが、これらの格差をどのような計画をもって是正をしていく、または日野市としてのそのような在宅福祉についての福祉の向上という意味で、どのような計画を持っておられるのか、このような観点でちょっと計画がございましたら、そのような計画を。計画がございましたら、方針というものを承りたい、このように考えております。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） ただいま御指摘ありましたように、入所される方と、それから在宅の方との格差は非常に大きいと思います。ただ在宅の——入所されている人が、在宅よりか幸せかという、一概にもそうも言えない部分があるかと思いますが、そこで最近では、国の方でのいわゆる10カ年戦略ですか、こういう政策を打ち出しております、非常に在宅福祉に重点を置くんだということでございます。そういう中で、ヘルパーの増員、10万人ですか、いろいろ在宅福祉の施策が打ち出されてくるのではないかと、このように考えております。入所するといいますが、なかなかこのような土地の高騰の中では、おいそれと施設ができるわけでもございませんので、どうしても在宅重点に施策を置いていかなければ、進めていかなければならないんじゃないか。またそのことが寝たきりの方にとっても、幸せなのかもしれませんし、また一方では寝たきりにならないように、まずこれからはやらなくちゃいけないんじゃないか。特に通所訓練のリハビリですとか、あるいは保健教育、こういうものの徹底を図っていく必要があるのではないかと。とにかく寝たきりにさせない、そういう施策が必要ではないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 田原 茂君。

○3番（田原 茂君） 方針としてはいささか不十分な気がするんですけども、いわゆる私の言いたいのは、実際なっている方が650人いらっしゃるわけでございます。こういう方々が、わずか年額受けられるのが1万円から6万円になったと。また、たしか半年以上寝たきりですと、都の方から老人福祉手当が月々出ますけれども、市としてのそ

ういう寝たきり老人の方々に対する福祉というのが、金額的な意味でいきますと、わずか月々5,000円というふうにとどまっているという、これはかなり市としての、福祉の、こういう寝たきり老人の方々に対する福祉の中での、在宅福祉という意味では、甚だサービスが劣っているのではないかと感じていただいているひとりなわけでございます。こういった意味での市の対応というものを、きちっと計画を立てて、現在、こういう困っている方々に対しての在宅福祉の精神論じゃなくして、現在、寝たきりでいらっしゃる家庭が650世帯いらっしゃるという方々に対しての福祉サービスを、どう考えていくのかというところを、私は詰めていただきたい、このように考えているわけでございます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御指摘の意味は我々も理解をするわけでありまして。ただこれからの高齢化社会に、施設を優位に置き、地域を下位に置くということでは、成り立たないだろう、とこう思うわけでありまして。施設は、まあ家庭でどうしても御面倒が見切れない。所得においても、それから家族構成においても難しいというような、いくなれば単身者世帯、こういう方が先に該当するわけでありまして、在宅福祉が政策の貧困ということではなくて、むしろ人間性を大切にするという立場から、その価値を見出すべきではなからうかということもあるわけでありまして、確かに御指摘のとおりこの施策は地方自治体の一番のミニマムという施策に過ぎないわけでありまして、本来的には介護に当たられる方に、1週間に1回ぐらいいは休養日を差し上げる、ホームヘルパーを用意して、1日置きかわってお世話できる、こういう状態をつくるのが一番適当だろうと思っております。まあ週休制ということにも該当するように思いますし、将来はそういうことを目指す必要があると思っておりますけど、何よりも国の政策でそういう大きな部分を、柱を立てていただかなければいけない。むしろ社会保障の一環として考えていただく。地域はそれに対します可能な、地域の福祉として、それに上積みをするという関係で、この時代の、不幸にも寝たきりの立場になられた、そういう方に対する人権を守るという立場からの施策に発展しなければいけないものだと、このようには理解をしております。

我々の内部でもかなりそのことを議論いたしまして、むしろ1週間、つまり月4回ぐらいい、ホームヘルパーが有償で派遣できるような、それぐらいいな施策でなければいけないんじゃないかというふうなことも、議論をいたしましたけど、当面、今までの——ささやかではありましたが、よそではまだやっていない施策でありますので、この程度で第一歩を踏み出そう、まあ第二歩目を踏み出そう、このように御理解をしていただきたい、

いただきたいものだと思っております。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市多子世帯児童養育手当条例の制定の件は厚生委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時33分 休憩

午後4時4分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第22号、平成2年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第22号、平成2年度日野市一般会計予算について。提案理由を申し上げます。

本議案は平成2年度日野市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、391億4,313万6,000円で、前年度に比較し、34億8,857万2,000円、9.8%の増となっております。

歳入は市税が65.9%を占め、次いで都支出金、国庫支出金、繰入金等で構成されており、一方歳出を見ますと、民生費22.4%、土木費が21.3%、教育費が19.6%、総務費が14.7%の順となっております。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から、詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 議案22号の平成2年度の日野市の一般会計予算でございます。すでに各議員さんにおかれましては、この中の抜粋、新規事業、主なるものの事業等につきましては、資料として御提出を申し上げてあります。新しい議員さんもいらっしゃると思いますので、こういった目的での歳入というようにごく簡単に、またこれだけの膨大な資料でございますので、私の方も略させていただきながら、説明にかえさせていただきます。

まず、それでは説明に入ります。一般会計予算でございます。予算書の1ページでございます。歳入歳出予算、第1条につきましては、ただいま市長から提案しました数字のとおりでございます。総額391億4,313万6,000円ということでございます。1条の2項につきましては、後ほど2ページ、3ページ、4ページ、5ページの中で、第1表の歳入歳出予算の説明をさせていただきます。

第2条は債務負担行為でございます。限度を2表の中で、ページ、6ページの中で、後ほど説明申し上げますが、その限度額を定めていくものでございます。

第3条は地方債でございます。別表3の中で御説明を申し上げます。起債の目的、限度額、起債の方法、率等の内容でございます。

第4条は一時借入金でございます。法律に基づいて、「一借」を50億円というような数字で、例年どおり定めさせていただくものでございます。

なお、第5条につきましては歳出予算の流用部分でございます。ここに起債のとおり、この分についての給料、職員手当及び共済費等についての款内での流用を御承認いただくための内容でございます。

それでは2ページ、3ページでございます。すでに第1表の歳入歳出予算でございます。歳入につきましては、おのおの款の中で市税、地方譲与税ということで、率を申し上げますが、この予算書の後ろのところに、前年度対比で率が出ております。506ページ、507ページに書いておりますので、省略はさせていただきますが、款の1の市税の中で、項の4項、市たばこ税、当初予算に比較して、14.2%伸びております。なお款の2の地方譲与税でございますが、1項の消費譲与税、39.8%の伸び。なお款の9の国庫支出金でございますが、昨年と同額で、伸びはありませんが、1.0%という同じ状況でございますが、特に項の中で、1の国庫負担金が5.7、国庫補助金の方がマイナスの6.4というような状況でございます。なお3ページのところで、款の10の都支出金の中で、2項の都の補助金、16.9%というような伸び率を示しております。特に款の13、繰入金

につきまして、項の2の基金の繰り入れでございます。繰入額16億2,218万7,000円につきましては特に基金、公共施設、財政調整基金から11億円を繰り入れするものでございます。歳入合計391億4,313万6,000円ということでございます。

なお4ページ、5ページにつきましても、歳出でございますが、特に款の2の総務費でございます。39.2%の伸びを示しているわけでございますが、内容的には病院改築の基金、積立金10億円等が入っているものでございます。

なお4ページの土木費につきましては、19.4%の伸びでございます。細かい内容は後ほど申し上げますが、下水道の繰り出し、市営住宅の建設費、緑地取得というのが主な伸びの内容でございます。

5ページでございます。款の10の教育費でございますが、19.5%の伸びでございます。五小を初めとする小中学校の施設整備費、三中の給食、安曇野の建設というような大きな伸びがあるわけでございます。なお款の13予備費につきましては、例年どおり3,000万というような計上をお願いするものでございます。以上でございます。

次の6ページ、7ページでございます。第2表の債務負担行為でございますが、債務につきましてはここに記載のとおりでございます。特に川原付市営住宅の建設につきましては、総事業費、2年、3年の総額、3億3,313万4,000円という数字でございます。なお、その下の仮称青年の森・安曇荘の新築につきましては、7億546万8,000円という数に、計数になります。

なお、7番目の第3表の地方債でございますが、おのおの起債の目的、事業、あわせて限度額、起債の方法、利率等をここにお願いするものでございます。

以上でございますが、歳入に入らせていただきます。10ページ、11ページでございます。当然この歳入部分の大綱としましては、自主財源の確保、あるいは事業に対する国、都の補助金の確保等が大きな問題でございます。項の1の市民税につきましては、6.5%の伸びでございます。目の1の個人、法人等につきましても、おのおの平均値、伸びているわけでございますが、昨年当初予算に比べて、0.3%の収入歩合を見込んで計上をさせていただいております。

なお12ページ、13ページでございます。目の1の固定資産税でございますが、6.5%という増でございます。収入歩合は0.4%、昨年より余分に見込んでの計上でございます。

14ページ、15ページにつきましては、目の1、軽自動車税でございますので、略させていただきます。

16ページ、17ページ、目の1、たばこ税でございます。14.2%という伸びを示しております。当然このたばこ税につきましては、市内の本数増加というのが、大きな要因でございます。

なお18ページ、19ページ、特に上段部分はございませんが、下の部分の項の旧法による税、目の三つがあるわけでございますが、法改正で、平成元年度で終了しますので、すべて廃目という形でございます。

20ページ、21ページでございます。目の1の消費譲与税につきましては、前年比で39.8%伸びております。御承知のとおり消費税の5分の1、この配分は都道府県、市町村に歳入として入る税でございます。なお下の目の1の自動車重量譲与税につきましては、基礎的なものにつきましては、市の道路、面積、延長等によつての収入を見込むわけでございます。63年の決算を見込んだ中での、計上をしております。

なお22ページ、23ページの目の1の地方道路譲与税につきましても、全く先ほど御説明申し上げた積算の中での案分でございます。なお、目の1の利子割交付金でございますが、利子割交付金につきましては、63年から新設された税でございます。都道府県税として、5%のうち、5分の2が東京都、5分の3が市の配分ということで、これは貯金利子によつての配分でございます。

なお24ページ、25ページは特に御説明を略させていただきます。

なお26ページ、27ページにつきまして、目の交通安全対策特別交付金ということで、減額になっております。この歳入の内容につきましては、人口、例えば道路の改良、延長等を見込んだ中、あわせて事故発生件数等も勘案した中での案分の基礎でございます。

なお28ページ、29ページ、目の1の民生費負担金でございます。ここに「比較」の中で、大きく減額されている理由につきましては、すでに浅川処理場周辺の環境整備の負担金として、この中に東京都から、あるいは八王子市からの負担金を昨年はいただいて計上しました。それがここに歳入に、当然事業完了しておりますので、載りませんので、減額数字3億2,351万6,000円というような数字になるわけでございます。

なお30ページ、31ページでございます。項の1の使用料でございますが、目の2の民生使用料のところの節の1、社会福祉施設使用料につきましても、説明欄の一番下の部分、東部会館の使用料ということでございます。昨年は途中で11月の完成でございました。半年分の計上をさせていただきましたが、本年度からは年間計上をさせていただきますというものでございます。なお、目の5の土木使用料、1節の住宅使用料につきましては、市営住宅の建てかえが進んでおります。その戸数の増によるものでございます。住宅使用料

の中で、基本使用料は前年度は456件を見込みました。付加使用料は184ということで、今年度はある程度増加を示しております。

なお32ページ、33ページは略させていただきます。

34ページ、35ページにつきましても、項の2、手数料につきまして、おのおの総務手数料から土木手数料まで、特に例年と変わったところはございません。

36ページ、37ページも略させていただきます。

なお38ページ、39ページでございます。目の1の民生費、国庫負担金でございますが、増額理由につきましても、ことしから節の2、老人福祉費負担金の中で、御説明を申し上げます。説明欄記載のとおり、一番目の上段部分、老人保護措置費ということと、浅川苑の老人保護措置費と、二通りの予算を計上させてもらっております。老人施設に伴う基本額、これに対する2分の1の歳入を、新しいものとして計上をさせていただいております。

なお40ページ、41ページは略させていただきます。

42ページ、43ページ、目の1の民生費国庫補助金でございます。比較対照の中で、減額数字が出ておりますが、昨年までは高幡特別養護老人ホームの新築建設費の補助金がここに歳入になっていた理由でございます。なお2の衛生費の国庫補助金につきましても、減額でございます。清掃費の補助ということで、廃棄物の処理機器の歳入を昨年であったということでございます。なお、3の土木費国庫補助金につきましても、2節の住宅費補助金の中で、おのおの向川原市営住宅の建てかえ第4期の最終年度、一番下のところでは、川原付市営住宅の建てかえということで、新たにここに計上を、歳入を見込んだものでございます。

なお44ページ、45ページでございます。特に比較の中での理由としては、小学校の防音、施設補助の事業費の減による理由でございます。特別、ここには説明はございません。

46、47は略させていただきます。

48、49も特にございません。

なお50ページ、51ページの中で、目の1の民生費都負担金でございます。当然国庫負担金との関連もあるわけでございますが、おのおの説明欄記載のとおり、単価アップ、人員増、基本額のアップ等は補正の中でもお願いしましたが、そういった計数の変化によっての増額部分でございます。特に52、53も説明がございません。

なお54ページ、55ページ、目の1の総務費都補助金でございます。節の中で、2の市

町村調整交付金ということで、実績を見込んでの計上をさせていただいております。内容としては、行政水準の確保を図るというのが、目的でございます。なお4番目の節の4でございますが、市町村活性化事業交付金につきましては、平成元年度に予算計上をさせていただきまして、2年度にまたがって東京都の補助金として、交付金をもらうものでございます。

次の56ページ、57ページについては特にございません。

58ページ、59ページでございます。目の民生費の都の補助金、説明欄の10番目の中段でございますが、上から10番目のところに、新しい事業として浅川苑管理運営費、都の加算分、基本額2分の1というような計数がございます。本人の支給分も含んで、ここに歳入を見込んでございます。その下の浅川苑サービスセンター事業費につきましても、全く新しい新設事業でございます。なおその下に高齢者民間アパート借り上げ事業費ということで、これも新規事業でございます。新しい歳入を見込んでおります。特にほかに説明はございません。

なお60、61ページは略させていただきます。

なお62、63ページも、特に国庫の補助の中で説明を申し上げておりますので、略させていただきます。

なお64ページ、65ページもございません。

66ページ、67ページでございます。目の1の総務費の委託金でございますが、5節の統計調査費の委託金ということで、説明欄上から4番目、今年度は国勢調査があるわけでございます。5年に1遍、ちょうどこれが大正9年の第1回目から5年ごとに始めて、今年度が15回目に当たるということで、新しく歳入を5,365万8,000円を見込んでおります。それ以外ございません。

なお68、69は略させてもらいます。

70ページ、71も特に説明はございません。

72、73につきましても略させていただきます。

74ページ、75、目の1の受託水道事業特別会計の繰入金でございます。これは東京都からの繰り入れにつきましても、職員の退職手当分でございます。それ以外につきましても、特に説明はございません。なお目の下の部分でございますが、基金の繰入金、目の1、財政調整基金の繰り入れ、財政の繰り入れをここに本年度、5億円、2の公共施設建設基金の繰り入れに11億ということで、ここに繰り入れとして歳入を見込むわけでございます。なお環境緑化基金の繰り入れにつきましても、2,218万7,000円、おのおの

その目的に沿って支出が伴ってくるわけでございます。このうち10億円を病院の基金として、お願いするものでございます。

なお76ページ、77ページにつきましては、特に説明はございません。

78ページ、79ページも省略をさせていただきます。

80ページ、81ページの目の競輪、競艇事業収入でございますが、前年度の実績を踏まえて、本年、多少伸びておりますので、そういった施策の中で1億円増というような見込みを立ててございます。なおそれ以外ございません。

82ページ、83ページにつきましても、省略をさせていただきます。

なお84ページ、85ページ、市債でございます。目の1の土木債、おのおの説明欄記載のとおり、市債の歳入を見込んでおります。なお教育債等につきましても第五小学校、第三中学校の給食室の新築ということの内容でございます。以上、歳入部分は以上で終わらせていただきます。

なお続けて歳出に入らせていただきます。もちろん歳出予算の考え方については、一つは日野市の基本計画の後期初年度に当たりますので、その事業達成を目途にしたわけでございます。全体的な予算編成の中では、人件費、給料会計見込みを2%というような見込みをしております。もちろん期末勤勉手当等につきましては、国と同じ基準の5.1というような数字で予算編成に当たりました。なお、特に共済費についての平成元年度中の予算の中で、長期財源率の変更がありますので、約20%の共済費が増になっております。なお昨年は一定の節分の中で、消費税に関連する予算を3%充てての計上をしましたが、消費税に係る節の部分でのすべて3%の計上をしておることをまず全体的に御説明をしたいと思います。

86ページ、87ページ以降、議会費でございますが、特に説明のところはございません。

なお96ページ、97ページでございます。目の一般管理費の中で、説明欄の委託料、委託料の中でも説明欄下から7番目、庁舎照明設備改修実施設計という問題と、一つ置いて庁舎管理調査、まあ庁舎の管理調査というような問題があります。これは庁舎に対する照明器具の実施設計と申し上げるのは、その照度の問題と、そういったものの設計をやっていく。また下の部分の庁舎の管理調査につきましては、建物の増設、あるいは会議室に関連しての問題を改めて調査をするという予算を新たに計上をさせていただきました。

なお106ページ、107ページでございます。節の13の委託料でございます。一番下のところでございますが、広報関係の予算の中で、下から2番目「市勢要覧」の作成、この

「市勢要覧」につきましては、4年に1遍ずつ要覧の発行を行っております。今年度は新たに発行するものでございます。なお、日野市の案内図の作成につきましても、新しいものでございます。公共施設等を中心として、各世帯にこの案内図を作成していきたいというものでございます。

なお114ページ、15ページでございます。節の25の積立金でございます。積立につきましては、おのおの前回からの基金利子を見込んでの積み立てをここにするわけでございます。下から2番目のところに、条例もお願いしておりますが、市立総合病院の改築基金として、10億円をここに新たに計上をさせていただいております。なお、目の7の企画調整費の中の、8の報償費でございます。大変恐縮でございますが、正誤表を何点か訂正をお願いする部分でございますが、この中でも、上からの3番目の中で、説明欄記載の中で「個人情報保護検討委員会委員謝礼」というふうに記載をしてありますが、正しくは「都立美術館誘致対策懇談会委員謝礼」というふうに御訂正をお願いしたいと思います。その下のところで、平山城址公園駅前の公共用地の利用検討委員会の謝礼、これに関連しての策定調査費も計上してございますが、駅前の公共施設をどういふふう利用したらいのかというような委託料の中で、調査費を計上しております。そういった予算、なおその上段部分に戻りまして、7のところの賃金に「企画調整事務経費」として仮称、日野市企業公社の準備事務ということで、臨時雇い上げ、こういうような数字がございます。市長からの所信表明の中でもお話ししたとおり、企画財政部の中に、公社の準備室を置いて進めていくというものでございます。

なお124ページ、25ページまで進ませていただきます。節の13の委託料でございます。委託料の中の説明欄の一番下の下段部分でございますが、仮称、浅川公会堂の基本設計を今年度予算をお願いし、実施していきたいということで、ここに新しい予算でございます。

なお132ページ、133ページでございます。目の市民会館費の中で、節の19の負担金、補助及び交付金でございます。説明欄、下から2番目、補助金の中で、日野市市民会館文化事業、これは例年のとおりの1,000万でございます。ちょうど市民会館ができて、5年目でございますので、会館5周年記念事業として、別に1,000万を新たに計上をさせていただきます。2,000万で事業を進めていくという計算でございます。

なお140ページ、41ページでございます。節の13の委託料でございます。下から7番目ぐらい、納税課の経費の上に航空写真撮影及び地番図・地目図等の作成、2,628万3,000円という予算、新しいものでございます。市内全体の航空写真を撮って、土地の評価、

そういったシステム、そういったものを目途にするというような新しい事業の予算でございます。

なお152ページ、53ページ、目の3の東京都知事選挙費でございます。一部ここに今年度予算として計上しておりますが、この組み立てといたしましては、平成3年都知事選が、今現在の中では4月の上旬に行われるというような形のようにございます。よって予算の中では、平成2年と昨年にまたがっての2年分の一部計上をさしていただくものでございます。

180ページ、81ページまで行かせていただきます。目の4の心身障害者福祉施設費でございます。委託料の増、これは工事の関係、公有財産等の購入によつての増額でございます。特に13の委託料の中で、新たに日野市社会福祉事業団本部運営費ということで、別にここに計上をさしていただきました。前年度まではつばさ学園の運営費の中に含んでいたものを独立して、明確にここにしましたものでございます。なお、その下の節の17の公有財産購入費につきましては、説明欄記載のとおりでございますが、面積は207.7平方メートルでございます。青い鳥の作業所建設用地、公有財産の購入の敷地は207.7平方メートルでございます。

なお182ページ、83ページにつきましては、目の5の老人福祉費でございます。大変恐縮でございますが、前年度のところ、比較あるいは国都支出金の予定数をお願いを申し上げる次第でございます。

なお190ページ、191ページでございます。節の扶助費でございます。上から3番目でございます、ねたきり老人看護手当ということで、先ほど条例もお願いしているわけでございますが、ここに200人分を見込んでの新たな予算を計上をさせていただいております。なお目の6の老人福祉施設費につきましては、減額でございます。内容としては高幡特別養護老人ホームの建築費がないという理由が大きな要因でございます。

なお196ページ、197ページ、節の上段部分の委託料でございます。上から6行目のところに、特養老人ホーム浅川苑の管理運営、浅川苑サービスセンター管理運営、その下三つ、全く新しい諸点での運営費を計上をさせていただいたものでございます。3番目はこの浅川苑の落成式の問題でございます。なおその下には、地域高齢者住宅の計画報告書の作成、これは公営住宅、あるいは市営住宅等も含んで、都営、都市整備公団等にも一定の計画を市でつくりまして、建設時に要望するもので作成したいというものでございます。なお、15節の工事請負費の中で、新しく中央福祉センターの改修をここに行いたいというものでございます。外、内装、浴槽、トイレ等の工事内容でございます。

なお214ページ、215ページでございます。目の消費生活向上推進費でございます。関連の経費が幾つかございますが、大きなところで申し上げますが、14節の使用料及び賃借料の中の一つ下でございます。消費者関係での相談事に対応する方のオンラインシステムの端末機を保健センターに導入する、消費センターに導入するというものでございます。相談事に即応できる、東京都からのシステムを活用するという事で工事請負費等もあるわけでございますが、こういった端末をつなぎ、都の情報を得ながら対応していきたいというものでございます。なお、その中の12目の婦人活動推進費でございます。1節の報酬、日野女性社会事業協会の準備委員会の委員ということで、新たに準備委員を、記載をここに設置するものでございます。

なお222ページ、223ページに移させていただきます。節の20の扶助費でございます。そのうち下の2行だけでございますが、ひとり親家庭医療費の助成、これは新たに都の制度、あるいは委任事務で市が昨年から準備をしておりますが、これを市の事業としてやるものでございます。都の制度を委任として続けて実施していくという予算でございます。なお仮称「日野市多子世帯児童養育手当」につきましては、条例も提案し、先ほど御質問等いろいろありますが、こういった予算を新たに計上させていただいております。

なお256ページ、57ページ、目の3の健康管理費でございます。1,724万5,000円ほどの増額になっておりますが、内容は具体的に申し上げますが、市民の健康のつどい、まあ総合相談、健康保健センターを利用してのそういった相談事に対応していくということで、需用費等の関連予算を計上しております。

なお新しい検診事で大腸がん検診をここをお願いするわけでございます。ページとしては263ページの中に、これは郵送代でございます。上から3番目大腸がん検診の関係の、郵送代が記載しております。検診の経費につきましては、267ページ委託料の上から3番目の中で、3,200人をやっというふうな事業の初年度でございます。

なお274ページ、75ページの関係でございますが、特に説明はございませんが、13の委託料の中に説明欄記載の4行目から、「工場排水分析」以降「臭気測定分析」まで、これは昨年まで、上段部分の12の役務費に経費を記載をしていました。やはり役務費でなくして、委託料にすべきだということで、組みかえをしておりますので、あえて御説明をしておきます。

なお292ページ、293ページにつきましては、目の1の病院費でございます。おのおの負担金、あるいは補助金、出資金につきましては、市立病院の事業費として、支出するも

のでございます。

なお296ページ、97ページ、目の勤労者福祉対策費でございます。節の13の委託料のうち、下から2番目、沼津「海の家」の事業ということで、全く新しい事業でございます。市民を対象として、年間を通して、1泊2,000円の補助を出して、この事業を新たに実施するものでございます。

なお306ページ、307ページでございます。節の19の負担金、補助及び交付金の中でございますが、補助金の中で上段部分で産業まつりの農業展の問題の、230万、前年よりは80万の増額をしております。なおこの中には一番下の部分で、「都市地域農業生産団地育成対策事業」、これは昨年新しく南農協が発足して旧南でやったわけでございますが、今回は日野の方で実施するという内容のものでございます。特にそれ以外ございません。

320ページ、321ページ、13の委託料でございます。説明欄の一番下の部分でございますが、壁面緑化作業ということで、市内にはかなりコンクリートの壁面もあるわけでございます。それを緑化の推進を図りたいというような予算を新たに計上させていただいております。

次に322ページ、323ページでございます。目の3の道路新設改良費、この中の13の委託料、これはこの説明欄記載のとおり、側溝新設、道路改良に伴う設計委託、具体的には15の工事請負費、おのおの道路改良、新設につきましては、吹上幹線1号線ほか、18路線。舗装改良につきましては多摩平7号線以下13路線というような形での予算をお願いするものでございます。

なお328ページ、29ページでございます。19の負担金、補助及び交付金の中で、特に東京都市交通災害共済制度がございます。その中で、大人、子供と記載をしておりますが、この子供の関係につきましては、日野市内の幼児のために、3歳から5歳児まで全員を加入させるということで、新規加入させる予算をここに新設したものでございます。

特に344ページ、45ページにつきましては、目の5の下水道費でございます。繰出金をここに記載をしておりますが、当然この率としては41.2%の伸びになっております。400ページ、401ページまで飛ばしていただきます。目の3の学校保健給食費でございます。11節の需用費の中で、これは消耗品というような説明欄記載をし、2,236万3,000円ということになっております。内容的には試行的に平成元年度、2校分の予算を計上しておりますが、具体的な問題としては、食器の購入でございます。残り分、18校分の全

校1学年を平成2年度にこの中で購入するという予算を計上させていただいております。

なお404ページ、405ページ、目の4の学校建設費でございます。15節の工事請負費、おのおのの改造でございます。七小につきましては校庭の整地、二小につきましては外壁の建具、あるいは暖房機械室の改造でございます。四小につきましても、外壁、窓枠等の改造をするものでございます。

なお412ページ、413ページでございます。目の2の教育振興費でございますが、7の賃金の中に説明欄のところに、下から2段目、学校図書館事務補助員雇い上げということで、人件費を計上してございます。

大変、中学校費の方まで来てしまったわけでございますが、同じようにちょっとこれは各学校の図書館にこういう方を雇って、1日5時間ぐらいの勤務をさせるということで、生徒、あるいは児童に対してのサービス、あるいは図書整理、そういった補助を行うというような予算も、小学校費の中でも同じように計上させていただいております。大変申しわけありません。

なお424ページ、25ページ、15節の工事請負費につきましては、ここに記載のとおりでございます。特に第三中学校の給食の完了ということでございます。その上の13の委託料の中で、一番下のところで、平山中学校の食堂の新築設計ということで、617万8,000円新たをお願いしております。食堂方式に至っていないのはこの1校でございますので、本年度は設計費を組み、計上をさせていただく予算でございます。

なお432ページ、433ページ、目の4の幼児教育援助費でございます。19の負担金、補助及び交付金の中で、おのおの私立幼稚園児の保護者の負担部分、3歳児部分につきましては、すべて市の単独として500円アップで6,000円の計上にさせていただいております。

なお438ページ、39ページ、目の社会教育総務費でございます。14節の使用料及び賃借料の中で、車の借り上げ等を含んでの予算でございます。安曇村少年交流ということで、その中に下、安曇村少年交流バスとございます。子供たちの安曇村との交流を深めるために、ここに予算をお願いするものでございます。

なお446ページ、447ページ、13の委託料でございます。上から4番目のところに、仮称、浅川公会堂の新築工事調査ということで、文化財に対する遺跡調査費の委託料でございます。

なお452、453、目の5の公民館費でございます。節では1の報酬の中で、新たに公民館事業の拡大と充実を図るために、この説明欄の下の部分で、コミュニティーワーカー

の雇い上げということで、ここに新たに計上をお願いし、事業の充実を図っていきたいというものでございます。

なお458、59でございます。図書館費の中で、8の報償費、報償費の中で仮称「百草図書館開設記念品」、あるいは下に需用費の中で2番目に「図書館資料」ということで、計上をさせていただいております。百草図書館の開設は年度後半にまたがりますが、後半には開設できますので、その準備の図書等の購入費等でございます。なおそれに関連する経費は、464ページ、65ページにまたがっての予算は、一部記載をしております。委託料の中で、465ページの中で、上から3行目、14の使用料の中では、下から4番目ということで、これは使用料、借上料という予算でございます。なお備品の購入につきましては、一番下のところに仮称、百草図書館の開設用ということで計上をさせていただいております。

なお484ページ、85ページにつきましては、公債費でございます。目の1の元金、あるいは利子、公債諸費等につきましては、おのおの説明欄記載のとおり、全協等でもお願いしたとおりでございます。

なお最後に486ページ、87ページにつきましても、特に説明はございませんが、ここに記載のとおりで、それ以降給与費明細書以下、参考資料にお手元に添付していただきます。大変長時間にわたりましたが、何分にもよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば、承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第22号、平成2年度日野市一般会計予算の件は、一般会計予算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一般会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第23号、平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第24号、平

成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第25号、平成2年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第26号、平成2年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第27号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第28号、平成2年度日野市老人保健特別会計予算、議案第29号、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程されました7議案について、提案理由を申し上げます。

議案第23号、平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算について。本議案は、平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の42億9,948万5,000円より、1億3,286万2,000円多い、44億3,234万7,000円とするものであります。

議案第24号、平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算。本議案は、平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の45億4,839万9,000円より、3億4,346万6,000円多い、48億9,186万5,000円とするものであります。

議案第25号、平成2年度日野市下水道事業特別会計予算。本議案は、平成2年度日野市下水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の52億8,409万8,000円より、11億638万円多い、63億9,047万8,000円とするものであります。

議案第26号、平成2年度日野市立総合病院事業会計予算。本議案は、平成2年度日野市立総合病院事業会計予算であります。収益的収支及び資本的収支の予定額を、前年度の28億5,594万3,000円より、2億2,259万9,000円多い、30億7,854万2,000円とするものであります。

議案第27号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算。本議案は、平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の16億4,569万3,000円より、2億8,630万7,000円多い、19億3,200万円とするものであります。

議案第28号、平成2年度日野市老人保健特別会計予算。本議案は、平成2年度日野市老人保健特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を前年度の40億5,385万7,000円より、4億2,154万3,000円多い、44億7,540万円とするものであります。

議案第29号、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算。本議案は、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算であります。歳入歳出予算の総額を、前年度の4,153万円より、538万円少ない3,615万円とするものであります。

以上、7議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から、詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） それでは議案第23号、平成2年度の国民健康保険特別会計につきまして、御説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思えます。本年度の予算額は44億3,234万7,000円でございます。前年対比では3.1%の増ということになっております。

歳入の2の国庫支出金、そして歳出の方に老人保健拠出金というのがございますが、双方とも減になっております。これにつきましては、老人保健に対します拠出金の案分率に変更されたものでございます。なおこの予算編成に当たりましては、加入世帯を1万6,280世帯、被保険者3万4,000人を基礎として計上しております。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと思えます。国民健康保険税でございますが、それぞれ所得の伸びは4.9%、資産税の伸びは3.5%と見込んでおります。次に下欄の国庫支出金でございますが、これにつきましては療養給付費等に対する国の負担40%でございます。

8ページ、9ページでございます。上段は前年同様でございます。下の療養給付費交付金につきましては、これは退職被保険者が260名ふえておりますので、増額になっております。

次の10ページ、11ページでございます。上段の都の補助金につきましては、まだ補助方式が不確定なところがございまして、前年の75%相当を計上いたしました。下の共同事業交付金につきましては、これは80万以上の高額医療の分でございます。前年度実績を見て、計上しております。

12ページ、13ページでございます。繰入金、これにつきましては一般会計繰入金ほかでございます。本年度は5億6,525万を一般会計からということになっております。繰越金につきましては、科目存置でございます。

14ページ、15ページ、16の17につきましては、前年と同内容でございます。以上が歳入でございます。

18ページ、19ページの歳出でございますが、ここにつきましてはほとんど変わってお

りません。ただ被保険者証の更新が2年に一度ございますので、その経費を計上してあります。

20、21は前年同様でございます。

22、23、24、25もほとんど前年と同じでございます。

26ページ、27ページ、保険給付費でございます。これが構成比、72.3%となっております。これは自己負担分を除く保険者の負担分でございます。これは前年の実績を見て、計上しております。

28、29、30、31ページ、これはほとんど前年と同じでございます。

32ページ、33ページでございますが、老人保健医療費拠出金、これにつきましては、老人保健の適用者に対しまして、7割を支払っておるわけでございます。これは拠出金の案分率が変わりましたので、減額になっております。

34ページ、35ページ、これにつきましては、委託料の中で大腸がんの検診を新しく入れました。これは市の健康課と同時に実施するものでございます。

36、37ページ、前年と同じでございます。

最後は予備費も前年と同額に計上しております。以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 引き続きまして、議案第24号、平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

49ページでございます。第1条でございますが、内容につきましては、市長が御説明を申し上げましたとおりでございます。前年対比7.5%の増でございます。

第2条でございますが、これは人件費の同一款内での流用をお願いでございます。

それでは事項別明細書によりまして、御説明を申し上げます。まず歳入でございます。52、53ページ、これは手数料でございます。次は54、55ページでございます。国庫負担金は、都市計画道路3・3・2号線にかかる公共施設管理者負担金でございます。要するに日野バイパスの用地を国に引き渡すものでございます。予定しております金額が2億5,000万円でございます。この金額を執行いたしますと、87.8%に相当いたします。それから次の国庫補助金でございますが、54ページで2億3,030万4,000円の減になっております。これは万願寺土地区画整理事業が原因してございまして、事業の前半につきましては、国・都の、それから市の繰入金を財源といたしまして、事業しておりますが、後半につきましては保留地処分金を充てまして、事業をしております。そのためにこの減額

が出てきたというものでございます。

それから都の支出金でございます56、57ページでございます。都の支出金の減につきましては、先ほど国の補助金で申し上げたとおりでございます。

繰入金金が58、59ページでございますが、これは記載のとおりでございます。繰越金が60、61ページでございます。これも記載のとおりでございます。

諸収入でございますが、62、63ページでございます。保留地処分金でございます。これは面積といたしまして、9,057平方メートルを予定をしております。歳入につきましては、以上でございます。

次は歳出でございますが、64、65ページの一般管理費の13節、委託料でございます。下から4行目でございます。東豊田・川辺堀之内地区まちづくり、1,100万円でございます。これは川崎街道から豊田南の区画整理の境まで、約1,500メートルあるわけでございます。この地域はまだ、いわゆる都市基盤整備がなされてないわけございまして、今後のまちづくりをどのようにするかという調査費でございます。

次が66、67ページでございます。19節の負担金、補助及び交付金の最下段でございますけれども、落川土地区画整理事業の補助金が計上してございます。これは現在、組合施行で5ヘクタール行うということで、準備が進んでいるものでございます。

次が少し飛びまして70、71ページでございます。万願寺区画整理費でございます。万願寺の区画整理の進捗状況でございますが、2年度予算を執行いたしますと、64.2%になる、進捗率がなります。それで3目の事業費でございますが、13節、委託料で、区画整理事業、業務委託とございます。これは新都市建設公社に委託をするものでございます。それから工事請負費につきましては、記載のとおりでございます。22節の補償、補填及び賠償金でございますが、この中で建物移転補償とございます。2年度執行いたしますと、進捗率が80.3%になります。

それから次が72、73ページでございます。これは2年度予算を執行いたしますと42.3%になります。これは毎回申し上げておりますが、交付金方式と称しまして、東京都から直接都の支出金が新都市建設公社に支出されまして、事業が執行されるものでございます。したがって予算規模は比較的少ないわけでございますけれども、新都市のこの経費を含めると、2年度に約10億円の支出をするようになるわけでございます。高幡につきましては、以上でございます。

それから76ページから77ページ以降、豊田南の区画整理事業費が計上しております。これは本年の秋に、換地設計を発表すべく準備中の事務費でございます。

それから80、81ページでございます。これは新たに項の新設を行いました。万願寺第二区画整理費でございます。先ほども施行規程の条例をお願いしたわけでございますが、平成2年度、事業認可を取りまして、事業を進めたいというその経費でございます。82、83ページは予備費でございます。以上で議案第24号の説明を終わります。

次は議案第25号、平成2年度日野市下水道事業特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。第1条の予算規模でございますが、市長が申し上げたとおりでございます。前年対比の伸び率を申し上げますと、20.9%の増でございます。地方債につきましては、第2表のとおりございまして、後ほど御説明を申し上げます。

第3条につきましては、人件費関係の同一款内での流用をお認めいただく条項でございます。

それでは事項別明細書によりまして、御説明を申し上げます。まず歳入でございますが、102、103ページでございます。これは下水道使用料でございまして、南多摩処理区、及び多摩平の下水道使用料でございます。

それから104、105ページでございます。これは国庫補助金でございますが、内容的にはもちろん全体で16.1%ふえておりますが、説明の内容のルール等については前年と同様でございますので、省略をいたします。

それから106、107ページの都の補助金も同様でございます。伸び率を申し上げますと、前年対比41.2%でございます。それから繰入金も前年対比41.2%の伸びでございます。繰越金につきましては、記載のとおりでございます。

110、111ページでございます。3項の雑入でございます。説明欄に還付金6,000万円とございます。これは下水道の事業会計がいわゆる消費税法に基づくところの納税義務者に該当するわけでございます。したがって消費税の申告をすることになっております。それでその申告によりまして、下水道事業につきましては、平成元年度分といたしまして、2年度に約6,000万円ぐらゐの還付金があるというものでございます。市債でございますが、これは公共下水道と都市下水路でございます。記載のとおりでございます。

次は歳出でございますが、総務費は一応省略いたしまして、116、117ページでございます。この19節の負担金、補助及び交付金の中の下から3行目でございますが、流域下水道維持管理5,745万6,000円でございます。これは南多摩処理区の汚水を、南多摩処理場に流しまして、処理をしております。その処理の管理負担金でございます。次の処理場費は、多摩平処理場の管理経費でございますので、内容につきましては、省略をいたします。

122、123ページでございます。下水道建設費でございますが、13節の委託料でございます。まず上から2行目の浅川処理区管きょ埋設実施設計、これは延長にいたしまして1万1,600メートルを予定しております。

それからその次の浅川処理区管きょ埋設でございます。下段に説明がありますけれども、万願寺土地区画整理区域内と、第2、第3、第6処理分区、これは浅川右岸でございますけれども、この2カ所をあわせて、7億135万4,000円になりますが、新都市建設公社に管渠の埋設工事を依頼するというものでございます。

それから15節の工事請負費の最下欄でございますけれども、旭が丘排水区管きょ埋設でございます。これは旭が丘一丁目6番地先でございますけれども、これは八王子教習所の西側の中央線沿いに大雨が降りまして、浸水をするわけでございます。この調査を平成元年度に行いまして、その結果に基づきまして、この線路沿いに延長220メートルの管を入れるというものでございます。

それから次に126、127ページでございます。都市下水路費の工事請負費でございます。これは神明上都市下水路の整備といたしまして、延長245.1メートルを予定しております。場所につきましては、立日橋の南側、約——手前、200メートルぐらいの地点でございますけれども、都道の用地の未買収の区域がございます。この区域にはどうしても今年度、東京都の用地買収をしていただきまして、この都市下水路を入れる、これが24.1メートルでございます。

それから川崎街道から水路沿いに東に下りまして、約221メートルになりますけれども、この区間を行うわけでございます。あと残るのがこの水路から甲州街道に曲がって、甲州街道を横断するまでということになるわけでございます。

それから次の128、129ページでございます。これは公債費でございますが、記載のとおりでございます。予備費につきましても、500万、前年と同様でございます。

100ページに戻っていただきまして、これは第2表の地方債でございます。歳入の中で申し上げましたけれども、総額で26億8,960万円の起債を予定しております、その起債発行の条件等でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（小山良悟君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） それでは議案第26号、平成2年度日野市立総合病院事業会計予算を御説明申し上げます。

145ページをお開き願いたい存じます。本予算は第2条に掲げました業務予定量に基

づきまして、予定額を積算したものでございます。患者数におきまして、外来分を前年度より1日当たり20人増と見込みました。

第3条では収益的収入及び支出をそれぞれ29億5,762万2,000円といたしました。前年と比較しますと2億3,921万1,000円の8.8%の増となります。

次のページの第4条の資本的収入及び支出につきましては、収入において6,987万2,000円を見込みまして、支出の1億2,092万円との差につきましては、内部留保資金によって補てんするものでございます。

5条以下は省略させていただきたいと思っております。

それから恐れ入りますが、150ページ、151ページをご覧いただきたいと思っております。収益的収入及び支出のうち、収入でございますが、医業収益でございますが、前年と比較いたしまして1億108万1,000円の、5.3%の増でございます。内訳の入院収益でございますが、前年と比較いたしましてはほぼ同額、0.5%の増としております。また外来収益につきましては、患者数及び1人当たりの診療収入が伸びておりますので、前年に比較いたしまして、9.9%の伸びを見込んでおります。

それから項の2の医業外収益でございますけれども、この中の目の2の他会計補助金でございますが、これは一般会計からの補助をいただくものでございまして、前年と比較いたしまして6,635万円の増となっております。下欄の都の補助金でございますけれども、備考欄にございます市町村公立病院運営費補助金につきましては、1ベッド当たり5万円増となりまして、90万円ということで、162ベッド分の額、1億4,580万円を計上させていただいております。

なお次のページの負担金交付金でございますけれども、これは救急指定、あるいは高度医療等に基づきます不採算部門にかかわります負担金でございますが、前年と比較いたしまして4,598万8,000円、29.7%の増となっております。目の患者外給食収益以下につきましては、ほぼ前年並みでございます。

次に154ページに移らせていただきます。支出の内容でございますけれども、医業費用が前年と比較いたしまして、2億3,897万4,000円の8.9%の増となっております。目の1は人件費でございますが、前年に比較しまして13.3%の増でございます。下欄の材料費でございますけれども、これも前年に比較しますと、2,534万7,000円、3.6%の増となっております。主に増の内容は薬品費でございます。

次に156、157でございますが、目の3、経費でございますが、前年に比較しまして4.7%の増となっております。この中では次のページの158、159の中で、賃借料がござい

すが、この説明欄の中にコンピューターということで、2,700万載っておりますが、コンピューターのレベルアップにより増額がございます。それから目の4の減価償却費から以下につきましては、ほぼ前年並みでございますけれども、160ページの中段やや下に、目の3消費税というのがございます。120万でございますが、これが前年、当初予算には計上されておりましたけれども、課税対象売上額を2億円と見まして、その簡易課税方式と申しまして、0.6%の率を掛けまして、120万円を見込んでおります。

次に資本的収入及び支出の説明に移らせていただきます。164、165ページでございます。資本的収入でございますけれども、前年と比較しますと818万の減となっております。内容といたしましては、支出の建設改良費分の一般会計からの支出金の減でございます。支出につきましては、前年と比較しますと、1,686万7,000円の減となっております。その内容といたしましては、建物の改良の減によるものでございます。節の中で工事請負費がございますけれども、建物といいますか、設備の老朽化の中でエレベーターをどうしても修理では間に合わないといいますか、修理が十分きかないということで、取りかえるということで、2,900万円をお願いしております。また人工透析を行いたいと思ひまして、病室といいますか、病院の建物の内部改造として、560万を工事請負費として見ております。なお病室の塗装については、前年度から3カ年計画で一応塗装がえをしていこうということで、病院塗装では500万。そのほか施設の内部改良を見込んでおります。それから目の2の有形固定資産購入費でございますが、6,000万は医療機械その他の備品でございますが、主には自動現像機、レントゲンフィルムの現像機760万。あるいは検査の自動分析装置、717万、それから高圧滅菌機、700万、手術台500万、患者監視モニター330万。ほぼほとんどが買いかえというような内容でございます。項の2、3番につきましては前年と変わりございません。資本的収入及び支出の、収入と支出の差でございますが、不足する5,104万8,000円については、内部留保資金で補てんするということでございます。

166ページ以降につきましては、参考資料と付属資料ということで、参考にさせていただければと思います。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） 水道部長。

○水道部長（高野 隆君） それでは議案第27号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

まず185ページをお開き願いたいと思います。185ページには、予算の決めが書いてあ

りますけれども、第1条につきましては、19億3,200万の予算、第2条におきましては、流用について規定しております。

次に187ページをお開き願いたいと思います。歳入歳出の総括表でございますけれども、歳入につきましては、都の支出金が19億216万3,000円、諸収入、これは市費でございます。下水道事業からの委託経費でございますが、2,983万7,000円、あわせて19億3,200万。昨年と比較しますと、17.39%の伸びということでございます。歳出も同額の計上となっております。

次に詳細について御説明申し上げます。188ページ、189ページでございますけれども、まず歳入でございます。まず都の支出金の委託金、これは都からの水道事業を市の職員が委託を受けておりますので、計上しております。また2の諸収入でございますが、これは下水道使用料の徴収事務委託金を市から委託を受けておりますので、計上しております。今回の下水道使用料につきましては、昨年と比較しますと30.48%の増加ということで、これは落川地区の供用開始のためでございます。

次に190、191ページの歳出について、御説明申し上げます。まず1項の水道管理費の1目、浄水費でございますが、昨年と比較しますと、ほぼ同額、1.36%の増加ということです。13節の委託料の中で、導水管の布設工事の設計委託がありますが、これが多摩平の導水管に伴うものでございます。これが昨年と比較しますと、増加しております。また、14節の電柱の共架料、これは昨年と比較しますと半減しておりますが、これは大阪上浄水場及び旭が丘浄水場の無人化に伴って、電柱共架料が半分になりました。その、合理化努力のための経費減でございます。

次に192、193ページ、2目の配水費でございます。これは昨年と比較しますと、36.61%の増加ということです。内容は15節の工事請負費が昨年と比較しますと、約2億1,650万ほど増加しております。これは総体的な工事料の増加ということで、特に第2武蔵台、それから鹿島台を集中的に工事を進めると同時に、京王平山台のビニール管を鉄鑄管に変える、このような工事のための増加でございます。

次に194、195ページの3目、給水費ですが、これは16.67%の増加。内容といたしましては、13節の委託料が増加しております。特にその中で二つ目の量水器の引きかえ、これは昨年と比較しますと、3倍ほどになっておりますけれども、これは8年前に量水器を入れまして、8年で耐久年度ということ、取りかえ年度があります。本年度は、平成2年度は8年目に当たりますので、この量水器の引きかえ予算が増加しております。4目の受託事業では、減額になっております。

次に196、197ページでございますが、これについては、特に御説明はありません。
次の198、199ページをお開き願いたいと思います。12節の役務費でございますけれども、今回ファクシミリを1台導入する、とこういうことでございます。手数料も口座振替がふえておりますので、昨年と比較しますと約2倍強にふえております。

次に201ページでございますが、1目の水道改良費、そのうち15節の工事請負費が伸びておりますが、これは多摩平等の配水管の新設に伴う増加でございます。約9,000メートルを予定しております。以上が歳出の御説明でございます。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） 211ページ、議案第28号、平成2年度日野市老人保健特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

事項別明細書で御説明いたしたいと思います。216ページ、217ページをお開きいただきたいと思います。歳入、款の1、支払基金交付金でございます。1の医療費交付金でございます。老人保健医療費総額44億6,023万2,000円の70%、この70%につきましては、それぞれ老人健康法に規定されております医療費の交付金としては、支払基金から70%、次の審査支払手数料につきましては、これは全額支払基金からの交付金でございます。前年に対しまして、それぞれ10.4%の増でございます。

次のページ、218ページ、219ページをお開きいただきたいと思います。款の2、国庫支出金でございます。医療費の負担金でございます。これにつきましても法律によりまして、20%の負担ということで、負担率が決められてございます。次の都の支出金でございます。民生費都負担金でございますが、これにつきましては負担率5%ということでございます。

次の220ページでございますが、一般会計からの繰入金でございます。これにつきましても負担率5%ということでございますが、若干予備費的といいますか、調整費相当分93万5,000円を加えた2億2,394万6,000円ということでございます。次の繰越金は説明省略いたします。

次のページ、222ページ、223ページ、省略いたします。

次の224ページ、225ページもこれも科目存置でございますので、省略させていただきます。

次に歳出でございます。226ページ、227ページでございます。医療費の給付でございますが、平成元年度実績見込みの11%を計上させていただきました。それから次に医療

費の支給費でございます。これはいわゆる補装具、あるいはマッサージ、つき添い看護料、こういうものでございます。これにつきましては前年の15%増を見込ませていただきました。次の3の審査手数料でございます。これにつきましては、前年の10.6%ということでございます。

次の228ページ、229ページは科目存置でございますので、省かせていただきたいと思っております。

230ページ、231ページ、予備費でございますので省略いたします。以上でございます。

次に議案第29号、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

事項別明細書につきまして、御説明いたします。236ページ、237ページでございます。会費でございます。これは前年対比で8.1%の増でございます。対象者といたしましては、前年の7,787人から436人増の8,223人ということで計上させていただきました。それから、2の繰入金でございます。一般会計からの繰入金でございますが、前年に対しまして、25.4%の減でございますが、これは先ほど御審議いただきました同じ老人見舞共済の繰入金の減額をさせていただいたものでございます。

それから次の238ページ、239ページでございますが、これも科目存置、あるいは預金利子ということでございます。

次の歳出でございます。240ページ、241ページでございます。事業費の1、一般管理費でございますが、昨年前年比較で、約27.6%の減でございます。これにつきましては、昨年も前年も臨時職員の雇い上げ、2人を予定して、1名を補正で減をさせていただいたわけでございますが、今年度は1人でやっていけるという見通しが立ちましたので、1名減をさせていただきました。それから共済見舞金でございます。これにつきましては前年度の実績を見込みまして、前年対比12%の減ということでございます。

次の242ページ、243ページは繰出金でございます。科目存置でございます。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 病院のことを簡単に聞いておきたいと思っております。市立病院の、昨日の病院事業会計の補正予算でもちょっとお聞きしようかと思ったんですが、いわゆる市立病院の赤字と考えられるものが資本的収入の一般会計からの出資金と、それから収益的収入、医業外収益を合計いたしましたものが、いわゆる赤字分だというふうに考えられますが、その金額について、間違っているかもわかりませんが、大体6億4,000万円

程度ではないかと思えます。63年度の数字を見てみますと、5億4,000万円ということになっておりますので、今回の平成2年度の予算を比較をしてみますと、さらに増加をしてきているということがわかります。この、大体毎年1億円以上ずつ赤字がふえているような感じがするんですが、この辺の事情について、どのように理解をすればいいのかですね。

それから平成2年度については、その金額はどうなるのか、わかれば今御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 病院の一般会計からの持ち出しは、御質問のとおり毎年増となっております。この内容でございますけれども、病院の収入の方から見てみますと、入院の収入が余り伸びておりません。横ばいか、やや微増ということでございます。それで、外来患者につきましては毎年、何と申しますか、一般的に伸びておりますが、その一方で支出の方でございますが、支出につきましては人件費がベースアップ、あるいは定期昇給ということで、5%以上毎年ふえてございます。そんな中で、特に収入につきましては、保険医療と申しまして、点数がもう決められてございますので、保険以外のものは1けた台でございまして、90%以上が保険医療を行っておりますので、ちなみにことしの3月に出了した診療報酬改正でおきますと、1%の保険診療、点数の伸びでございます。それに引きかえまして恐らくことしまた人件費が伸びるかと思えます。そんなような、収入が診療点数という中で、厚生省からある程度規制されてますというか、押さえられておりますことと、人件費との差が主な原因かと思えます。

なお特に診療の方で患者増があれば、若干その点はカバーされるようになるかと思えます。また患者サービスの中で、職員の増員ということも出ておりますので、ただ現員のベースアップのほかに、職員の増による人件費の増も恐らく加わっているというような中で、ここ数年1億ずつぐらい一般会計からの援助がふえておるとい状況であります。

平成2年度の数字につきましては、これを赤字補てんとそっくり見るかどうかということがありますが、救急医療とか、あるいは高度医療というようなことも全部込みにいたしますと、予算書にも書いてございますように、平成2年度は8億3,200万ほどの一般会計からの助成をあおがなければならないというような事情でございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 今の市立病院程度の規模の自治体病院でありますと、いろいろ

な経営努力といいますが、改善の措置を講じてみても、この程度の赤字というのは、どうしても生ずるのではないかと思うんです。

市長にお尋ねしたいんですが、市立病院の建てかえと、南部地域の医療施設を設けるということでの市長構想によれば、2カ所に市立病院が最終的には建設をされるということになるわけです。同程度の病院が日野市内に大体二つ誕生するということを仮定すると、現在のこの7億か8億の赤字のものがダブルで今度は日野市の財政を直撃をするということにもなりかねないわけです。先般私も、自治体病院の経営状況等を調べるといことで、小松市の市立病院など見学しました。ベッド数がはるかに日野を上回る立派な自治体病院でありまして、経営も日野のような赤字ではない。また全国の自治体病院を調べても、黒字の自治体病院もかなり現実にあるわけです。ですから市民の健康や、それから万一病気になった場合に、万全の支援を行政が行う、つまりできるだけ最高の医療を早期にその患者さんに施すといことで、採算を度外視しなければいけない部分はもちろんあるわけですが、だからといって無制限にそういった財政面での考慮を欠くといことは、不適切だと思うわけですね。

毎年大体1億円ずつ赤字がふえていくというのは、放置できない状態ではないかと思うんですが、市長の構想とも絡めてお考えがあれば、お聞かせをいただきたい。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 現在の市立総合病院は、赤字要因という要素は、分析すればいろいろ指摘ができる部分もあるのではないかと考えておりますが、ベッド数が少ないにかかわらずなおまた入院患者の占床率がどうも低位である。80%を切るときもある。まあこれは科目上のこともあるかもしれませんが、その当たりはかなり要因があるのではなからうか。したがって、もっと診療機能を充実をすとか、あるいは特色のある診療科目を設けることによつて、能率、いわゆる病院の効率も高めなければいけないし、また高めることが可能であるのではなからうか、こんなふうにも思っております。

したがって、今御指摘のとおり、同質の病院をダブルに持つと、赤字もダブルではないかという論理にもなりかねませんが、私はもっと経営努力もし、それから特色を持った、まあそれぞれに成人病専門でありますとか、あるいはがんに対する専門性が高いとか、そういう特色を持たせて、占床率をもっと高めること、このことが特に病院の性格としては重要になってくる、とこのようなふうにも思いますし、そういう、まあ一方の経営上の、総体的な努力、こういうことも打開をして、その打開をする材料にさせなければいけない、このように考えておるわけでありまして、赤字をダブルにふやすという

ようなことでは、公的病院の性格の上にも経営努力に難点があると言われても仕方がない。そういうことを本質的に打開をするという意味も込めて、これからの経営のあり方があるに違いない、こんなふうにも思っております。

それから一方にかなり人件費を、つまり人件費は、これは必要な人員は必要なわけですけれども、従業員にかなり高齢化の状況もある。つまり高級——高級というよりも、高齢化ということによつての、デメリットの部分もあるのではなからうかと思っておりますから、そういう要素を含めて、個々には経営努力、個々にはまた診療の市民要望にこたえる努力、そして特色を持つ、そういう形で活性化を可能ならしめなければならない、とこんなふうに考えております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 日野の市立病院の経営分析の内容を見ますと、今、市長ももうとくに御承知だと思いますが、医業収益に占める人件費の比率が日本一、ランクとして日本一の水準になっている。こういう状態を放置したまま、次の市立病院を構想するということでは、私どもは懸念を表明しているだけで、今後のことは十分見通しはもちろん立てられないわけですが、しかし現時点で予測できる危惧があれば、こういう場でやはり指摘をしておかなければ、同じような状態の病院がまたできてしまって、そこでまた何か対応するということでは手おくれになるわけで、その点をひとつ十分に、改善すべき点はこれからもどんどん手をつけていただきたいと思うわけです。全国の自治体病院の半分は黒字なんですね。自治体病院というのは、当然赤字だというふうにお考えの方もいらっしゃるかも知れませんが、もちろんいろいろ努力があつて、初めて黒字になるわけで、日野市の場合もそうした努力が行われれば、病院の規模が小さいという宿命的な要因はあるわけですが、いま少し改善が図られるのではないか。そういった努力を積み重ねる中で、次の病院の構想というものもよりよいものが明示できると思いますので、そういった点をぜひ御利用いただきたい、このように思います。

それから事務的なことでちょっとお尋ねをしたいんですが、この予算書の166ページ、167ページの都補助金の数字を見ますと、166ページは前年度決算見込み額、1億3,327万8,000円となっておりますが、右側の平成元年度日野市立総合病院事業予定損益計算書、これの数字は、この方の数字は1億1,327万8,000円ということで、同じ項目に、区分に差があるんですが、この理由は何か会計処理上の理由があると思うんですが、その点だけ最後に教えていただきたいと思つております。

○議長（小山良悟君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） 付属資料の内容のお問い合わせでございますが、東京都の補助金の1億3,327万8,000円、前年度決算見込みということと、平成2年度との差でございますでしょうか。ちょっと御質問の内容が……。もう一度すみません。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） ちょっと質問が十分伝わらなかったと思います。すみません。

166ページの病院事業会計資金計画の欄の一番左の、前年度決算見込額、これは前年度ですから、平成元年度ということになるわけです。ところがその隣の167ページの同じく平成元年度の日野市立病院事業予定損益計算書、こちらの方の金額は少なくなっているんですね。他会計からの補助金は全く同額で、これは平成元年度の分は問題ないと思うんですが、都の補助金についてのみ、金額が違うんですね。同じ年度の同じ項目でありながら、なぜ数字が違うのか、これを教えていただきたいと思つております。

○議長（小山良悟君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） ただいま御質問の点につきましては、ちょっと企業会計の損益計算書のこととございまして、私も十分承知してございませぬので、予算委員会には十分お答えしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（小山良悟君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第23号、平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第24号、平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第25号、平成2年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第26号、平成2年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第27号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第28号、平成2年度日野市老人保健特別会計予算、議案第29号、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は、特別会計予算特別委員会に付託したいと思つておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、特別会計予算特別委員会に付託いたします。

これより議案第30号、市道路線の一部廃止、議案第31号、市道路線の廃止、議案第32号、市道路線の認定、議案第33号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務

委託契約（その2）の締結、議案第34号、町区域の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 上程されました5議案、提案理由を申し述べます。

議案第30号、市道路線の一部廃止について。本議案は、現況が廃滅して公共の用に供されていない、南広間地8号線の一部を道路法第10条第3項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第31号、市道路線の廃止について。本議案は、現況が廃滅して公共の用に供されていない、南広間地9号線を道路法第10条第3項の規定に基づき、廃止するものであります。

議案第32号、市道路線の認定について。本議案は、寄付手続きが完了した百草6号線並びに開発行為の完了に伴い、市に帰属した西平山2号線及び西平山3号線を、道路法第8条第2項の規定に基づき、認定するものであります。

議案第33号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結について。本議案は、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）について、25億9,766万円で、財団法人東京都新都市建設公社と締結するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

議案第34号、町区域の変更について。本議案は、多摩平七丁目と東豊田三丁目の一部の町区域を変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、提案するものであります。

以上5議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 議案第30号の内容につきまして、御説明申し上げます。

ただいま提案理由の中でございましたように、南広間地の8号線でございます。これは一部廃止をお願いする路線でございます。2ページをお開き願います。略図の1に図示してあるとおりでございます。場所は日野市大字日野358番1地先でございます。本

路線はオリエント時計株式会社の敷地内にありまして、現況が廃滅して、公共の用に供されないの、今回市道路線を一部廃止するものでございます。延長は176.79メートルで、幅員が0.91メートルでございます。

続きまして議案第31号の内容につきまして、御説明申し上げます。提案理由はただいま市長の方から御説明したとおりでございます。南広間地の9号線でございます。廃止をお願いする路線でございますが、2ページをお開き願います。略図の1によりまして、図示してあるとおりでございます。日野市大字日野377番2地先の本路線はオリエント時計株式会社の敷地内にあり、現況が廃滅して、公共の用に供されていないものでございます。今回この路線を廃止するものでございます。延長は46.61メートルで、幅員が0.91メートルでございます。

続きまして議案第32号の内容につきまして、御説明いたします。ただいまの提案理由にもございましたように、市道路線の認定でございます。3路線でございます。番号1、百草6号線につきましては、道路用地の寄付受領により、道路認定をお願いするものでございます。

番号2、西平山2号線、番号の3、西平山3号線につきましては、開発行為の完了に伴いまして、帰属により市道路線の認定をお願いするものでございます。

2ページ、3ページをお開き願います。略図の1の百草6号線は、百草の159番2地先から、百草153番1地先までの延長、115.17メートルで、幅員が4メートルでございます。

3ページの略図の2でございます。西平山2号線については、西平山五丁目6番55地先から西平山五丁目6番50地先までです。延長が79.27メートルでございます。幅員は5メートルでございます。西平山3号線については、西平山五丁目6番41地先から、西平山五丁目6番46地先までです。延長が48.84メートルで、幅員が4.5メートルから5メートルまででございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは議案第33号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結につきまして、御説明申し上げます。

本契約は日野市の公共下水道の早期完成を図るために外部に委託をするものでございます。委託の件名につきましては、ただいま申し上げましたとおりでございます。契約金額は25億9,766万円でございます。契約の方法は随意契約でございます。工期は契約

の翌日から、平成6年3月31日まででございます。契約の相手方でございますが、財団法人 東京都新都市建設公社 理事長 横田政次でございます。

次の2ページでございますが、委託業務の概要でございますが、公共下水道事業建設工事、設計、監督及び調査業務でございます。施行箇所及び調査内容でございますが、多摩川流域下水道浅川処理区浅川右岸第二処理分区・第三処理分区・第六処理分区の各一部でございます。污水管の直径が250ミリから700ミリ、延長にいたしまして2万6,000メートルでございます。

この委託契約に基づく債務負担行為でございますが、これは平成元年度の下水道事業特別会計補正予算第2号によりまして、議決をいただいております。

次が議案第34号、町区域の変更についてでございます。これは次のページ、2ページでございますが、次の区域を多摩平七丁目に編入をするというものでございます。現在、東豊田三丁目の29番地の1、30番地の1から30番地の23まででございます。この地域の筆数でございますが、24筆、面積にしまして1万719平方メートルでございます。世帯数が16世帯でございます。具体的な位置でございますが、市立多摩平東地区センターがございますが、この地区センターに並ぶ地域でございます。変更の理由でございますが、この地域は吹上土地区画整理事業の完成を機に、昭和47年7月1日付で、町名地番整理を実施いたしまして、豊田三丁目といたしました。当地は地形上、緑地のがけ上にございまして、生活圏は多摩平七丁目の方に属してございます。市民生活の円滑を図るために、今回変更しようとするものでございます。今後の手続きでございますが、議決後、東京都知事に届け出をいたしまして、地図の告示をもちまして、効力が発生をするというものでございます。本年の6月1日を予定しております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 議案34号が、今、都市整備部長が説明したものでありますけど、これに関連して質問したいと思います。

この東豊田三丁目のこの地域は、前からおかしいことになっていると思ひまして、これを変更することは非常にいいことだと思ひますけれども、これと同じように、すでに町名地番が整理された地域で、非常におかしい地域がほかにもあるんじゃないかと思ひます。そういう点、特に意識しているものがあるかどうか、お伺いします。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 町名地番を実施してきまして、その後市民生活に不都合が生ずるといふ地域が実際にございました。例で申し上げますと、程久保の地域、そ

れから日野本町でもあったわけでございますけれども、これは客観的に見まして、変更した方がよいということであれば今後もそういう事例が出た段階で十分検討をし、前向きに処理をいたしたいというふうに考えております。

○議長（小山良悟君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） これと同じように市民生活に直接影響を与えるということではないかもしれませんが、私の住むすぐ近くにこういう例があるんで、あえて申し上げて、ぜひ検討していただきたいと思っておりますが、その点についてはどういうふうに把握しているかということ、ただしていききたいと思います。

多摩平五丁目には、1番地というのがあるんですけども、ちょっと来たところでは見当たりません。都道から離れたコニカのグラウンドになっています。あそこは一口に、一目見てさくら町ということになっていますけれども、多摩平五丁目の1番地がそこにあるということは全く不自然だ、と前から思っているところでありますけれども、その辺について検討したことがあるか、今後どう考えるかをただしておきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） そういう状態は承知をしております。ただ、この一帯がさくら町ということで、まあ一つの企業が全部使っておりますので、あえてそこに存在する会社の方からも訂正をしてほしい、修正をしてほしいという要望もなかったわけでございます。今後、その土地を所有する者等から、検討の要望があれば、あの一帯を十分また調査をしてみたいというふうに考えます。

○議長（小山良悟君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） あえてつけ加えておきます。

いまや桜の名所になっているわけですけども、そこがすべてさくら町ではなくて、多摩平五丁目1番地だということは、非常に不自然と思ひますので、ぜひ早急に検討していただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） ほかに御質疑ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本5件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を集結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第30号、市道路線の一部廃止、議案第31号、市道路線の廃止、議案第32号、市道路線の認定、議案第33号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結、議案第34号、町区域の変更の件は、

建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、建設委員会に付託いたします。

これより報告第1号、日野市日野本町三丁目8番地の4先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第1号、日野市日野本町三丁目8番地の4先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市日野本町三丁目8番地の4先路上における交通事故に係る相手方との和解、及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成元年12月28日付で、専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは報告第1号、日野市日野本町三丁目8番地の4先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分について、御報告をさせていただきます。

報告第1号の2ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分書でございますけれども事故名でございますが、日野市日野本町三丁目8番地の4先路上の事故、和解の相手方でございますが、東京都国分寺市高木町三丁目14番地の13 小河原順子さんでございます。

事故の発生状況でございますが、平成元年11月17日、午後4時15分ごろ、下水道課職員が運転する庁用車でございますが、日野本町三丁目8番地の4先の路上の信号のない十字路で一旦停止をいたしました。その後、右折しようとする際、右から来た進行車両に対する確認を十分しないまま、発進したため、右から来た進行車両と接触いたしました、相手車両の左後部バンパー等に損傷を与えたものでございます。

今度和解が成立いたしましたして、和解額は、損害賠償額は9万8,313円でございます。平成元年12月28日で専決処分をしたものでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第1号、日野市日野本町三丁目8番地の4先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告の件を終わります。

これより報告第2号、日野市神明一丁目12番地の1日野市役所本庁地下一般駐車場の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第2号、日野市神明一丁目12番地の1日野市役所本庁地下一般駐車場の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について。

本議案は日野市役所本庁地下一般駐車場における交通事故に係る相手方との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成元年12月28日付で、専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは報告第2号、日野市神明一丁目12番地の1日野市役所本庁地下一般駐車場の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告をさせていただきます。

報告第2号の2ページをお開きいただきたいと存じます。専決処分書でございますけれども、事故名は日野市神明一丁目12番地の1日野市役所本庁地下一般駐車場の事故でございます。和解の相手方でございますが、東京都町田市森野五丁目21番1号 渋谷ビル205号 厚信商事株式会社 代表取締役 村岡正稔さんでございます。

事故の発生状況でございますが、平成元年12月8日午後1時10分頃、土木課職員が運転する庁用車をバックさせようとしたところ、後方確認をよくしなかったため、駐車するため待機していた相手車両と接触いたしました。相手車両の右側、後部バンパー等に損傷を与えたものでございます。

損害賠償額14万698円で和解が成立いたしましたして、平成元年12月28日で専決処分をしたものでございます。御報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第2号、

日野市神明一丁目12番地の1日野市役所本庁地下一般駐車場の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告の件を終わります。

これより報告第3号、日野市豊田四丁目8番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 報告第3号、日野市豊田四丁目8番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、提案理由を申し上げます。

本議案は日野市豊田四丁目8番地先市道上で起きた事故に係る相手方との和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成2年1月30日付で専決処分したものであります。

詳細につきましては、担当部長に説明いたさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小山良悟君） 関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 報告第3号、日野市豊田四丁目8番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

2ページをお開き願います。事故名です。日野市豊田四丁目8番地先路上の事故でございます。和解の相手方です。日野市豊田四丁目32番地の7、山崎産業株式会社 代表取締役 山崎 篤様。車の運転をしていた方です。これ使用人でございます。日野市東豊田二丁目34番地の3 アネックス豊田101 唐沢昭夫様です。

事故の発生状況でございますが、平成元年12月の19日の午後の4時ごろ、市道豊田61号線、これは日本特殊農薬製造研究所の東側の道路でございます。そこを山崎産業株式会社の車両が、商品配達のため、JR豊田駅方向から走行してきました。一時停止線の30メートル手前で、対向車を避けるために、左により停止いたしました。その後徐行して走り出した際に、民有地の出入りの箇所の横断のグレーチングがあり、車両の左側を乗ったときに、そのグレーチングがはね上がりまして、軽トラックの左の後部のタイヤ、それからホイール、ボディの部分を破損したというものでございます。損害賠償額は2万8,531円でございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって報告第3号、

日野市豊田四丁目8番地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告の件を終わります。

これより請願第2-1号 生コン工場・資材置場の公害に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-1号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第2-2号、日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-2号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第2-3号、学習指導要領の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-3号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により、議長において文教委員会に付託いたします。

これより請願第2-4号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨はお手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-4号の常任委員会への付託は会議規則第138条の規定により、議長において建設委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

3月22日から始まります常任・特別委員会はお手元に配付しました日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき、御参集願います。

次回本会議は3月30日、金曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時29分 散会

3月30日 金曜日 (第9日)

平成2年 日野市議会会議録 (第9号)
第1回定例会

3月30日 金曜日 (第9日)

出席議員 (30名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 旗野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議事事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 大迫曄子君

議事日程

平成2年3月30日(金)
午前10時開議

日程第1議案第2号 日野市立総合病院改築基金条例の制定の訂正について
(議案審査報告) (総務委員会)
日程第2議案第3号 日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3議案第4号 日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定について
日程第4議案第5号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5議案第6号 日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
(厚生委員会)
日程第6議案第7号 日野市地域保健協議会設置条例の制定について
日程第7議案第8号 日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8議案第11号 日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9議案第12号 日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10議案第13号 日野市多子世帯児童養育手当条例の制定について
(建設委員会)
日程第11議案第9号 日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定について
日程第12議案第10号 日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13議案第30号 市道路線の一部廃止について
日程第14議案第31号 市道路線の廃止について
日程第15議案第32号 市道路線の認定について
日程第16議案第33号 日野市公共下水道事業(事業の一部)に関する業務委託契約(その2)の締結について
日程第17議案第34号 町区域の変更について
(一般会計予算特別委員会)
日程第18議案第22号 平成2年度日野市一般会計予算について
(特別会計予算特別委員会)
日程第19議案第23号 平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 20 議案 第 24 号 平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第 21 議案 第 25 号 平成2年度日野市下水道事業特別会計予算について
- 日程第 22 議案 第 26 号 平成2年度日野市立総合病院事業会計予算について
- 日程第 23 議案 第 27 号 平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算について
- 日程第 24 議案 第 28 号 平成2年度日野市老人保健特別会計予算について
- 日程第 25 議案 第 29 号 平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について
- (請願審査報告) (文教委員会)
- 日程第 26 請願 第 2-3 号 学習指導要項の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願
- (継続審査) (総務委員会)
- 日程第 27 請願 第 2-2 号 日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願 (厚生委員会)
- 日程第 28 請願 第 2-1 号 生コン工場・資材置場の公害に関する請願 (建設委員会)
- 日程第 29 請願 第 2-4 号 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願
- (議案上程)
- 日程第 30 議案 第 35 号 日野市監査委員の選任について
- 日程第 31 議案 第 36 号 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (議案審査報告) (総務委員会)
- 追加日程第1 議案 第 2 号 日野市立総合病院建設基金条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第1から第18及び追加日程第1まで

午後4時47分 開議

○議長(小山良悟君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員、29名であります。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時48分 休憩

午後8時3分 再開

○議長(小山良悟君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第2号、日野市立総合病院改築基金条例の制定の訂正の件を議題といたします。

理事者から訂正理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長(森田喜美男君) 議案第2号の日野市立総合病院改築基金条例の訂正について。すでに提案いたしております本議案について、条例の名称を日野市立総合病院建設基金条例に訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長(小山良悟君) お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって議案第2号、日野市立総合病院改築基金条例の訂正の件は、これを承認することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小山良悟君) 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後8時5分 休憩

午後9時43分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際議案第2号、日野市立総合病院建設基金条例の制定の件を日程に追加し、先議いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し、先議することに決しました。

これより議案第2号、日野市立総合病院建設基金条例の制定の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（谷 長一君） 総務委員会に付託されました議案第2号でございます。議案第2号は、日野市立総合病院建設基金条例の制定についてでございます。22日と30日、2日間にわたりまして慎重に審議をいたしました次第でございます。

部長の説明等もありました。その経過についてこれから申し上げますと、本条例は市立病院の建設基金を積み立てるためであり、その目標は約30億程度積み立てるものであるということでございます。期間は3カ年、本年は第1カ年目でございます。それでこの総合病院建設基金条例によりますと、この第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条とそれから付則からなっておるわけでございます。

多くの質問がなされたわけでございます。主な質問を申し上げますと、基金の管理についてはというようなこともありました。答弁といたしまして、基金の管理については、総務的な基金は市長、それから保管・運用は収入役、7月ごろ預け入れて、確実に有利な方法で行い、通常は三菱銀行ということでございます。

また次のような質問も行われました。改築に当たってはどのようなステップを踏むのかということでございます。まず初めに、この用地の見通しがつけば、仮病院を建設して行くだ、医療圏等もよく考えて進行させなければならない。なかなか大変で、よく協議していきたいということでもあります。またさらに、東京都等とも話し合って、これを煮詰めていきたいということもございます。

また次の質問も出されたわけでございます。幅広く市民の意見を聞け、さらに病院対策特別委員会の意見はどう取り入れるのか、また市民の負託にこたえられるような病院をつくれ等の質問もあったわけです。

答弁といたしましては、病院を中心に意見を取り入れる、また病院対策特別委員会の意見をも反映をさせ、これを取り入れていかなければならない。また市民要望にもこたえられる効率的な、よい病院をつくるというような答弁がなされたわけでございます。その他多くの質疑もございました。また意見等もあったわけでございますが、採決の結果、原案どおりこれを可決と決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第2号、日野市立総合病院建設基金条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第3号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定、議案第5号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（谷 長一君） これもやはり総務委員会に付託された議案でございます。

議案第3号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。委員会の経過と結果について申し上げます。

これは昨年の12月に市長を初め特別職の報酬の改定が行われたのでございます。そこで、その特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償をここで改正するものがあります。この職名等につきましては、この別表（第2条関係）で、ここに記載されておるわけでございます。これらの内容について非常によく部長より説明がございました。さらには資料等も提出されまして、説明がなされたわけでございます。それらにつきまして質疑応答もありましたが、意見等もいただきました。全会一致原案どおりこれを可

決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

それから議案第4号でございます。日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定についてでございます。これは条例によりますと、この1条から12条までであり、付則もございます。これは公務員が災害、特に職員ですね、地方公務災害補償法に基づいてということになっております。それで災害があった場合、この補償等を行うということでございます。この種類等はこの第3条に1項、2項、3項、4項ということになっております。

それからこの公務災害死亡弔慰金とか、通勤災害死亡弔慰金、これが5条でございます。それから遺族の範囲及び順位、または7条には公務災害障害見舞金となっており、また通勤のとき、さらには弔慰等の額の調整も8条、9条になされているわけでございます。そのようなことがあった場合には、また市長は速やかにこれを支給に応じなければならぬということが記載されている条例でございます。

また八王子、小金井は、非常勤が適用除外になっているが、どうしているかというようなことの質疑がなされました。それに対しましては、日野市では公務に携わる人に対し適用することになっているというような答弁もあったわけでございます。

また今年度中の公務の災害等はどのくらいあるかというような質問もあったわけでございます。これは資料によって出されておりました。その他何件かの質疑もあったわけでございます。意見はなく、採決の結果、全会一致原案どおり可決と決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

それから議案第5号でございます。日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは日野市の職員の給与が、民間の初任給と比較いたしまして、低いというような点もございまして、その格差の是正と、それから人材の確保を図るため、1号給を上げるというものでございます。

まずこの別表中というところで切りかえですね、それから付則で昇給の基準に関する特例等からなっておるわけでございます。慎重に審議をいたしました結果、全会一致原案どおり可決と決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本3件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本3件について採決いたします。本3件に対する委員長報告は原案可決であ

ります。本3件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第3号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第4号、日野市職員の公務災害等に伴う弔慰金等の支給に関する条例の制定、議案第5号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第6号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長 登壇〕

○総務委員長（谷 長一君） 議案第6号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

これはやはり審議が22日、30日の2日間にわたり、慎重に行われたのでございます。説明によりますと、昨年度は87名のところ、50名の定数増が行われ、さらに行政を推進するため、市民サービスの向上と発展を図るため、38名定数増をお願いするというような冒頭に部長の説明がなされたわけでございます。そこでこの職員定数条例の一部、819名を824名、214名を228名にということで、そうすると、この1,096名を今度は1,115名に改めるということになり、375名を394名に改めるということであり、結果としましては1,494名を1,532名に改めるということでございます。

内容につきまして非常に多くの委員の方々から、1条から——1条はもちろんのことですが、この第2条等におきましても、非常に詳細にしかも慎重なる審議が行われました。多くの資料等も提出がなされ——これは要求によって提出がなされたわけでございます。それらの結果、多くの質問がありました。主な質問を拾って申し上げますと、定数に対するこれからの考え方、さらには昨年3回定例会で87名の定員増を行ったが、50名だけ認められた。ここで38名職員数を増ということは何かと、また前年の定数増の職員配置と、今回の定数増、職員配置は一体どうなっているかというような質問もなされたわけでございます。

そこで、さきに述べました定数に対する今後の考え方に対しまする答弁は、定数は極力押さえる内部努力をしているんだ、基本計画に基づいて事業を進めるには、どうしても職員が必要であり、経営努力はしているんだ、それで効率的な行政運営も行っている。

市民サービス向上と発展を図らなければならないと考えられると、必要な人員なんだ、定数増については深い理解を願いたい等の答弁もあったのでございます。

さらに第2の質問でございますけれども、この答えといたしましては定数の推移表と、今後の定数増の計画案を今度出すとか、または都下26市の職員数の調べ、これは病院を除いて、またその資料を出せ、また出したわけです。さらにこの各課別の月別超過勤務の時間、これは元年のものですね。さらには今度はまた質問といたしまして、市民サービスを徹底的に向上させるための提案内容を詳細に聞きたい。これに対する答えといたしまして、部長とヒアリングをして配置をするかどうかを決めた。また少なかった部はヒアリングでさらにまた決めている。係長以上の残業手当等はつかないとか、区画整理、または市民会館等の残業等はどうなっているかと、非常に多くの質問もなされたわけでございます。

さらには部課長等の残業等はどうなっているかということの質問に対しまして、答えとしまして、部長・課長等は命令簿に記載されていないので、よくわからないということのような答弁があったが、やはりそれらの点につきましても、よく掌握をしていないといけないんじゃないかとの質問もあったわけです。非常にこの2日間にわたる質問は、多岐にわたったのでございます。が、しかしその結果、採決ということに相なったわけでございます。採決の結果は、原案に対し、賛成少数でございました。少数により、原案は否決すべきものと決しましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。福島敏雄君。

○10番（福島敏雄君） 職員の定数につきまして、市民の声を考えてみますれば、できるだけ少ない経費で、最大の市民サービスを施す、これが市民の声でありますから、できるだけそういう声は尊重すべきでありますけれども、今回、市側から提案されました定数の増につきまして、認めるという立場で意見を述べたいと思います。

今回の定数増につきましては、委員長報告にもありましたように、昨年87名の定数増の提案がなされて、50名認められた。数字からいけばその残りという感じがいたしまして、確かに議会というものについての、議会の意思というものについて、市側の努力というものについては、これは指摘せざるを得ない部分があるわけでありまして、中身をよく見てみますと、判断をいたしますと、今回の定数増については、大きく私自

身は四つに受けとめられると思います。

一つが昨年来、週休2日制というものが導入されまして、休日がふえている。こういうふえている休日に対しまして、やはりその——特に幼稚園の先生というような問題については週休2日が取れない、こういうような実態も知らされました。こういった今の情勢の中で、やはり定数増というものについては、考えていかざるを得ないんじゃないかという感じでございます。

それから二つ目がやはり緑と文化の市民都市という日野市のキャッチフレーズの中で、特に文化の香り高い町づくりという面で、図書館、さらには博物館、市民会館、公民館、こういった専門的な知識、あるいは資格を必要とする人をふやしていかざるを得ない、こういう市側の提案理由でありますけれども、私はやはり一般事務職員という立場でないだけにそうした方々の採用については、採用をしなければ、文化的な進展というか、そういうことについても市民のニーズにこたえ切れないのではないかという感触を持つところでございます。

それからさらには今回の定数増の要因の三つ目は、やっぱり市民の要望の強い健康・医療行政の充実というところにあると思います。特に健康管理センター、生活・保健センターですね。あるいは市立病院、こういったようなところに、専門職を配置する、これが定数増の内容でありますので、私もこの市民の健康・医療、こういったようなものに対する皆さん方の声を聞くという立場でいけば、これも認めていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。

それから四つ目が、今市内では幾つかの場所で遺跡調査が進められておりまして、さらにこれから区画整理事業が進展をしていく、あるいは場所がふえていくということの中では、この遺跡調査の迅速化ということが、この定数増の中に盛られているわけでございます。やはりこれも学芸員2名という、要するに調査を指導する立場の人間をふやす、このことが都市基盤整備に必要な、何といいますか、遺跡調査を早く実施をして、道路の建設、あるいは区画整理事業を進展させるということからいけば、このことがやはり必要なことだろうという感じがしてならないわけでありまして。

しかしながらこういったことで、私は今回の定数増は、主に専門職ということでありまして、そういう判断をするわけでありまして、今までも一般質問でも指摘をしてきましたけれども、やはり定数をしっかり管理をするというか、こういうことについては、今回の総務委員会の質疑を聞いておりまして、多少物足りない、こういうことは否めない事実でございます。したがって、今回はこういう形で認めていきたい

と思いますけれども、やはり組織機構の見直し、こういうところに焦点を絞りまして、定数の管理ということについて、庁内でやっぱり委員会等をつくって、いつも新しいチェックをしていく必要があるのではないかという感じがしております。

特に具体的には、今の定数の決め方、これがそれぞれの係、あるいは課、あるいは部の中で、仕事のピークにあわせたような形で定員が決まっていらないだろうかということと考えますと、やはりそれぞれの部長に、その部内での異動というものについては、権限をゆだねるといような、そういうことによりまして、仕事量の部内での繁閑の差を調整すると、こういうことも必要ではないかと思えます。

それから前回の組織機構の改変の中では、やはりダブっているような作業については、1カ所に集中するというようなことで、組織の改変も行われたわけでありましてけれども、まだそれはよく見直せばあるのではないかという感じがしております。一例を、詳しいことはわかりませんが、今回も納税課の職員を1名ふやすという話があるわけでありまして、これは国保税のところにも徴税、課税する部署もありますし、本来納税というところで一本にまとめて力を発揮させるということになれば、国保税の徴税率も上がるような気もいたしますし、そういったことも踏まえていけば、やはりもう少し組織・機構の見直しもしなくちゃいけないのではないかと。それからいま一つはやはり役所の職員の意識というものについて、もう少し意識を持ってもらう施策が必要だというふうに思います。そのためにはやはり専門家によりまして職場診断といいますか、今の仕事のやり方について、どういうところに問題点があるかというものを外部のそうした目で一回見てもらう。こういうことも必要でありますし、その結果については、全職員が聞くということも私は必要だろうというふうに思っております。

それからいま一つは新しい技術というものについて、果敢にチャレンジをしなくちゃいけないのではないかというふうに感じております。この機械を入れて、こういう仕事をすれば定数は減るといのは、もっと中で真剣に論議をされなければいけないと思えます。そういう意味では財務会計を早く定着させるというようなこと、あるいは会計制度というようなものについては、できるだけ機械、コンピューター管理をしていくというように早期にやるということによって、簡単な事務作業を機械に置きかえる、こういったようなことも考えていかなきゃいけないんじゃないかと思えます。

したがって今度の専門職の定数増については、認めざるを得ないという判断のもとに、引き続き、これから今言ったようなことを庁内の中で検討していただく、このことを強く要望して意見にかえさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 委員長の報告に反対の立場で意見を申し上げます。つまり原案賛成、今回の38人の定数増に賛成という立場でございます。

日本共産党市議団は一貫いたしまして日野市長に対しても、地方自治体の行政のあり方については、なるべく少ない人員で、しかも民主的、効率的な行財政を運営していくようにという政策提起を行ってきたのは、御承知のとおりでございます。そういう立場からでもございましてけれども、今回の38人の人員増の背景を見ますと、納得せざるを得ない、こういうふうに考えるわけでございます。

第1は、今回の38名の人員増のこの部署などが列記されております。これはほとんどすべてが市民要求に基づく施策の実施、それから本市議会における請願採択に基づく施策の実施、こういう部門の人員増が多いわけでございます。

さらに部長以下の各部における全職員による職場討議を積み上げてきた、そういう土台から出ている人員増の要求でございます。しかもこの職場討議の結果出されました要求の人員をさらに削減して、出したものが38名という数字になっているわけでございます。その中身を全部は例を挙げませんが、一部具体的に例記してみたいと思えます。例えば三中の学校給食開始、これに給食調理員という専門職が2名増員しなければいけない、これは差し迫った課題でございます。また百草園の図書館開設、ここに司書を2名配置するという人員増の提案でございます。また市立病院においては、夜間の看護婦の、勤務条件の今の大変な厳しさ、これを今、厚生省が指導している水準に取り戻す、しかも入院患者や外来患者に行き届いた看護ができる、そのために最低な看護婦さんの増員要求となっております。

また幼稚園のフリー教諭の問題も納得できる増員であると思えます。今、4歳児、30人学級、クラス、それから5歳児、40人クラスとなっております。この中で最近の子供たちの幼児の状況、なるべく広範な市民を幼稚園に入れるという立場から、先生たちの御苦勞は大変な状況でございます。これを最低各園に、先生の休暇が出て、すべてのクラスで行き届いた教育や保育ができるようにということからの、最低の4人の要求でございます。

また、生活・保健センターの方を見ましても、今、生活・保健センターが開設以来実行ができていないリハビリ、あるいは理学療法、こういうところの専門職を採用しようとする増員要求となっております。公民館においても、あるいは博物館においても専門職でございます学芸員、あるいは公民館活動に熟達した職員、こういうものを採用しよ

うとするものであるわけでございます。

本庁関係を見ましても、今、現場も含めてですけれども、日野市役所職員の残業時間、職制も含めまして、この1年間で約9万時間に及んでいるわけでございます。そして本庁を中心とする職員数が多いか少ないかという基準が発表されております。これは全議員に資料として配られたと思いますけれども、日野市は市民大体128名で1名の行政事務職を支えているという勘定になっております。これは三多摩26市の中で大体第9位、増員しても第10位、こういう状況にございまして、職員数を人口比で見た場合に、増員をしても市民から納得を得る、そういう増員の数であるというふうに考えるわけでございます。

以上のような理由に基づきまして、今回の38名、どうしてもこれは人員をふやす、そして人事管理、その他に不十分な点があれば、施策を前進させながら、職員一同が改善に努めていくということによって、いろいろと議会と行政の関係も私はうまく運営していくことができるというふうに確信をしているわけでございます。

以上のような立場から、原案に賛成をいたします。そして賛成するに当たりまして、一言、職員の皆さんに望むこともございます。それは現在、市民の皆さんがさらに一層職員の皆さんが、公務員として住民サービスに努めることを期待をしております。また職場にありましては、職制の方々がリーダーシップを発揮して、職場の団結のため、あるいは日野の市の行政の願うところを押し進めてほしいという期待も強まっているわけでございます。こういう市民や職場の期待にこたえる日野の市役所、こういうものをさらに一層前進させていただきたいというふうに思うわけでございます。

総務委員会においては残念ながら否決されました。今後の問題がございまして、残念ながら総務委員会、本日休憩がございまして、休憩の前は継続3名、可決1名、否決の方3名というようなあなばいでございましたが、休憩後、否決がふえまして、総務委員長報告のとおりになったわけでございます。しかし本会議におきましてこれを原案のとおり可決をしていただきたい。そしてもし、否決されるというようなことがあったとしても、市当局にお願いをしておきたいと思っております。それは市民の立場から考えまして、今、るる申し上げました具体的な施策が進まないということは、市民としても不満であろうかと思っております。そういう点をよく考えていただき、今後とも確信を持って、議会を説得できる準備をしていただきまして、必要な人員はやはり提案をしていく、こういうことを期待をいたしまして、私の意見を終わります。

○議長（小山良悟君） ほかに御意見ございませんか。なければこれをもって意見を終

結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（小山良悟君） 挙手少数であります。よって議案第6号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は否決されました。

これより議案第7号、日野市地域保健協議会設置条例の制定、議案第8号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市多子世帯児童養育手当条例の制定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長 登壇〕

○厚生委員長（鈴木美奈子君） 厚生委員会に付託されました議案について、審査経過並びに結果についての御報告を申し上げます。

議案第7号、日野市地域保健協議会設置条例の制定についてでございます。この目的は地域の実情に即する、総合保健体制を樹立整備し、健康と文化的な市民生活の確保に寄与することであり、その目的を達成するために必要な事項を調査、審議し、市長の諮問にこたえ、また提言を行うもので、委員18人以内で組織されるものでございます。

なお付則といたしまして、日野市立総合病院運営委員会設置条例を平成2年3月31日限りで廃止するものでございます。

主な質疑といたしましては、今まで要綱でやっていたものを条例化する理由、また市立総合病院の運営委員会はどのようなサイクルで活動していたか、現在の地域保健協議会委員の名簿の提出や選任の仕方などについてございました。答弁といたしましては、きめ細かな保健行政をやる上で条例化をした。また病院の運営委員会は43年設置いたしました。現在、病院の改築、増築などがない中で、61年の1月以来休止している、こういうことで今日を迎えているということでございました。また委員18名の名簿が資料として提出され、選任は第4条で市長が委嘱するというものでございました。

これに対しまして当委員会といたしましては、採決の結果、全員異議なく原案のとおり、可決するものと決した次第でございます。

次に、議案第8号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例は市立東光寺東地区センターを日野市栄町四丁目13番地の27につくったものであり、新たに地区センターとして加えられたものでございます。

この質疑の主なものといたしましては、日野市の中で何番目の地区センターか。また土地はどこ土地か。自治会館と地区センターとの違いは。地区センターを今後建てていく計画があるかなどでございました。

答弁といたしましては、日野市で55番目の地区センターである。また土地は公有地である。また自治会館は自治会が管理し、年間維持費、3万円が補助されていること。また地区センターは、市が建てたものであることなどが述べられました。また基本計画の中で、60館に達していきたいが、議会への請願などもあり、また緊急度や土地の問題など、総合的な判断の中でこれからやっていきたいという、こういう答弁でございました。

これにつきましても当委員会といたしましては採決の結果、全員異議なく、原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この条例改正は、第9条で寝たきり老人看護手当を毎年9月1日、養護者に対し、年額1万円を支給していたものを、月額5,000円を世帯主に支給するものと改めるものでございます。

質疑といたしましては、寝たきり老人看護手当を、年1万円を、今年度6万円にする理由。また寝たきり老人になる前の対策は必要なのではないか。また養護者に支給することと、世帯主に変えたこの理由などについてどうなのかという、こういう質問がございまして、答弁といたしましては、在宅ケアを充実させ、高齢化社会を迎える中で、お年寄りもふえているけれども、老人ホームに入所する人もおったり、また家庭で在宅のまま看護する、こういう方たちもおりますので、励ましの意味もあり、金額を増額したということでございます。

また二つ目の質問には敬老金の支給であるとか、理美容券の配付、健康管理手当など、また老人ホームの建設などで、老人対策を充実させてきたということでございます。また看護者に出すのが本当は当然であるけれども、寝たきりの方たちを見る方は奥様や、お嫁さんや娘さんで、ケースがまちまちなので、看護者に出すとトラブルが起きるので、世帯主と変更したと、こういうことでございます。

これに対しまして委員の方からいろいろ意見が出まして、この手当を支給する場合に、看護する人に出すと、今まで世帯主がこの支給されたものは自分のところに——ものだというこういうトラブルが起きたり、あるいはまた世帯主とまた妻と一緒に寝たきりという、こういう例などもあって、世帯主というこの幅をもっと広くした方がいいのではないかという、こういう意見なども出されまして、担当の方といたしましては、手当についてだれに支給するか、ケースも多く限定することが大変難しいけれども、そういう中で世帯主といたしましたが、世帯主も介護者である場合もあるので、実際に当たっては弾力的な運用を図っていく上で、世帯主「等」ということを入れさせていただいて、今後進めていきたいという、こういうことでもございました。そして本日、皆様のお手元のところに正誤表が届けられていると思いますが、ここの中に正しい方に、世帯主「等」ということで入れてございますので、このように訂正させていただきます。

このことにつきましても採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第12号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは日野市立日野児童館一小分室を、日野市日野本町二丁目14番地の1に置くものでございます。

質疑の主なものといたしましては、学童保育で今入所できないクラブの名前と、人数についてということと、まあ多少人数をオーバーした場合に、入所させた場合にはどんな問題が起きるかという、こういうことでもございました。答弁といたしましては、今まで一小学区の中で、1クラブ、一小学区一クラブでやってきておまして、仲田小、一小が過密になったので、今一小内の中につくったということと、高幡台と程久保については、今後検討をして、解消に努力していきたい、こういうことでもございました。

また現在ある19館中、東光寺が4人、旭が丘が11人、滝合18人、高幡台が9人、計42名の方が今保留になって、あき次第入れるようにしていきたいという、こういうことでもございました。また人数がオーバーした場合のことにつきましても、事故の心配、あるいはまたロッカーの配置とか窮屈な面も起きてくるのではないかとということでもございましたが、1年ごとに入所の人数の波などもあり、40名ぐらいが適当と思うけれども、2級、2クラス制なども考えていきたいという、こういう答弁もございました。

当委員会といたしましては、採決の結果、全員異議なく原案を可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第13号、日野市多子世帯児童養育手当条例の制定についてでございます。

これは多子世帯において、児童を養育している保護者に対し、養育手当を支給することにより、多子世帯の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的とし、4人以上の児童が18歳の年度の末日までのものに、月を単位として、1人につき5,000円を支給する、こういうものでございます。

質疑の主なものといたしましては、他の市ではどのように出ているのかという、こういうことでもございました。答弁といたしましては、三鷹市では1カ月1,000円、4子以上制限なく出しているということと、武蔵野市では月に1,300円、5歳まで上乗せして出しているということでもございました。

これ採決の結果、全員異議なく可決したものでございます。以上、5議案、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本5件について御意見があれば承ります。土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 一つ、今の議案第11号に関してのことと、先ほどの訂正の関係で、若干意見を申し述べさせていただきますけれども、今回の場合、今、委員長の報告の中で「世帯主」が「世帯主等」ということで、これについては、委員会の審議の過程の中で、要するにミスプリントなりというようなことで、処理がされたというふうに理解をいたしまして、この件については委員会の裁量のことですから、とやかく言うことではないかなというふうに思うところですが、特段に——実質的には修正ですね、字句の修正に入ってきているわけですね。当初、出てきたものが、「等」ということで含まれるということですから、委員の立場から強く出せば、実質修正で可決をするという形になろうかと思えます。まあ、これはとらえ方の問題ですけども。

それから先ほど市立総合病院の「改築」から「建設」というようなことで、これについては、市長側から訂正が出されました。今回内容が片方はタイトルの部分ですし、それからこちらの11号については、実質的にその対象となる、根幹をなす、要するにお金を出す対象者でありますので、どちらかという度合いはこちらの方が内容的に重要視をしなければいけない部分だというふうにとらえます。

そういう中から、この問題についてどうのこうのということありませんけれども、今後その手続き上、ミスプリントで処理をされる部分、あるいは訂正をされるというようなこと、また委員会の立場からすれば修正ということになるわけですから、ぜひこの機会に、こういったことのケースが二つ出ております。ぜひ、こういう重要な案件を、我々

の立場とすれば、真剣に取り組んだからこそ、そういった事態としてここに結果が出てきているわけであります。そういう中、今後議案の上程に当たって、こういったことを十分理事者側としては検討いただいて、対応方、お願いしたいということ意見を申し上げたいと思います、以上です。

○議長（小山良悟君） ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本5件について採決いたします。本5件に対する委員長報告は原案可決であります。本5件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第7号、日野市地域保健協議会設置条例の制定、議案第8号、日野市立地区センター条例の一部を改正する条例の制定、議案第11号、日野市高齢者福祉条例の一部を改正する条例の制定、議案第12号、日野市立児童館設置条例の一部を改正する条例の制定、議案第13号、日野市多子世帯児童養育手当条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第10号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第30号、市道路線の一部廃止、議案第31号、市道路線の廃止、議案第32号、市道路線の認定、議案第33号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結、議案第34号、町区域の変更の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長 登壇〕

○建設委員長（馬場繁夫君） 建設委員会の審査報告を申し上げます前に、改選後、初めての委員会の開催におきまして、私が委員長に任命されました。また副委員長には土方尚功委員が選出されました。正副委員長、力をあわせて委員会運営を図ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは建設委員会に付託されました案件につきまして、御報告させていただきます。まず議案第9号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定につきましての報告をいたします。市施行で、区域は日野本町一丁目、七丁目、

大字日野の各一部の区域で、面積が約46.4ヘクタールであります。事業費といたしましては202億円で、事業期間は平成2年度から、9年度までの8年間の事業であります。この万願寺第二土地区画整理事業に関しまして、法第53条第2項に規定する事項その他必要な事項を定めるための条例の制定であります。

主な質疑といたしましては、都市計画道路の名称について、区画整理事業の期間等についてであります。市の保留地が少ないため、用地確保を図るべきだ、というような意見もあり、全会一致可決すべきと決しました。

次に議案第10号であります。日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御報告申し上げます。固定資産税の評価替えに伴いまして、占用料等の徴収の改正をするものであります。

主な意見といたしましては、評価替えの年度につきまして、また三多摩地域の増額改正となるか、また電柱の移設等の補償についてであります。慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

次に議案第30号であります。市道路線の一部廃止についてであります。南広間地8号線で、大字日野358番1地先より370番2地先まで、延長176.79メートルで、幅員0.91メートルであります。オリエント時計株式会社敷地内で、現状が廃滅し、公共の用に供せないため、市道路線の一部廃止するものであります。

議案第31号、市道路線の廃止についてであります。南広間地9号線で、大字日野377番2地先より377番2地先まで、延長46.61メートル、幅員0.91メートルで、オリエント時計株式会社敷地内で、現況が廃滅し、公共の用に供されていないため、市道路線を廃止するものであります。

続きまして、議案第32号、市道路線の認定についての報告であります。百草6号線、百草159番2地先より、百草153番1地先まで、幅員4メートルで、延長115.17メートルであります。道路用地の寄付受領によるものであります。西平山2号線西平山五丁目6番55地先より、西平山五丁目6番50地先まで、幅員5メートルで、延長79.27メートルであります。開発行為の完了に伴い、道路の帰属によるものであります。西平山3号線につきましては、西平山五丁目6番41地先より、西平山五丁目6番46地先まで、延長48.84メートルであります。これも開発行為の完了に伴い、道路の帰属によるものであります。百草6号線、西平山2号線、3号線の3路線の現地調査を実施いたしまして、建設委員会で議案第30号、31号、32号は一括審査を行いました。

主な質疑といたしましては、オリエント時計の移転について、それから道路認定の場

合行きどまり路線が過去にありましたかどうか等であります。

慎重審議の結果、全会一致可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第33号であります。日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結についての御報告を申し上げます。浅川処理区浅川右岸第二処理分区・第三処理分区・第六処理分区の一部の污水管、約2万6,000平方メートルを、財団法人、東京都新都市建設公社に25億9,766万円で委託契約の締結するものであります。

主な質疑としましては、委託契約の区域に関する質問等がありまして、慎重審議の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第34号、町区域の変更について、御報告申し上げます。東豊田三丁目29番地の1、30番地の1から、30番地の23までの区域は、通学区域、自治会等の生活圏が多摩平七丁目にあるため、地域の偏り、多摩平七丁目に編入を求める念書によりまして、平成2年1月の町名地番審議会の承認を経まして、町区域を変更するものであります。

主な質疑としましては、町名の変更が延びた理由等の質問でございました。現地調査の結果、慎重審議を行いまして、全会一致、可決すべきものと決しました。以上7議案につきまして、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本7件について採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第9号、日野都市計画事業万願寺第二土地区画整理事業施行規程を定める条例の制定、議案第10号、日野市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定、議案第30号、市道路線の一部廃止、議案第31号、市道路線の廃止、議案第32号、市道路線の認定、議案第33号、日野市公共下水道事業（事業の一部）に関する業務委託契約（その2）の締結、議案第34号、町区域の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号、平成2年度日野市一般会計予算の件を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計予算特別委員長 登壇〕

○一般会計予算特別委員長（一ノ瀬 隆君） 一般会計予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

この委員会の委員長に選出されました日本社会党・市民連合の一ノ瀬 隆でございます。副委員長に自由民主クラブの天野輝男委員を選出し、全委員15名で審査に当たりました。

付託されました議案第22号、平成2年度・1990年度一般会計予算についての審査の経過と結果の報告であります。平成2年度日野市一般会計予算の原案は、第1表で示された歳入歳出予算が総額391億4,313万6,000円であり、四つの事項が盛り込まれて、第2表に示された債務負担行為、八つの目的を持ち、第3表で示された地方債、そして従来どおりの50億までの一時借入金と歳出予算の流用を定めたものであります。

この予算の審議に当たり、各委員の勤勉で、熱心な発言があり、これに答える市長を初めとする説明者側の真摯な答弁があったことを、まず報告させていただきます。

予算委員会はまず議会運営委員会で決められた日程で23日、26日、27日に行いました。それぞれ朝10時より開会し、23日は午後6時24分まで、26日は午後8時26分まで、27日は午後12時で終わらず、28日に突入し、午前1時23分まで行いました。そして本日30日午後8時33分より8時42分まで行いまして、予算委員会を終了いたしました。

審査は従来と同じように全体を六つに区分して、それぞれ部長の説明、各委員の質疑、理事者・部課長の答弁で行いました。最初は歳入歳出予算のうちの歳入全般、次は歳出のうち議会費・総務費を、3区分目は民生費を、4区分目は衛生費と労働費、5区分目は農業費・商工費・土木費・消防費、6区分目は教育費・公債費・諸支出金・予備費、歳入歳出予算以外の債務負担行為以下の条項を、そして最後に総括質疑を行ったところでありました。この予算委員会で延べ50人の委員が質疑に立ち、180件の質疑を行いました。

まず歳入のところでは、温水プールの使用についての割引券は考えないのか。法人市民税の今後をどのように考えているのか。高齢者民間アパート借上げ事業の補助金に差があるのはなぜか。総額7億円の滞納の整理をどのように行うのかなど、4人の委員による18件の質問があり、それぞれ答弁がありました。

議会費・総務費については都立美術館の誘致合戦はどんな状況か、平和祈念行事の参加の状況は。平和祈念行事に北方領土問題での根室は含めないのか。庁舎管理調査につ

いて、警備巡回は2人制にしてほしい、市立病院改築基金とあるが、この改築とは全面建てかえを含むのか。平和事業の総額は幾らか、歳出全般の何%か。平山駅前公共用地利用計画策定調査とは何をするのかなど9人の委員による26件の質問がありました。

次に民生費については、東部会館の地元の使用方法について。高齢者集合住宅について、この姿でいいのか。社会福祉団体補助はこれで十分なのか。女性社会事業協会準備会は、この規模で、女性の声の把握ができるのか。福祉制度の所得制限があるもの、ないものがあるが、その基本的な考え方は何なのか。老人理美容券の将来についてどう考えるか。かしの木荘の最近の利用状況はどうか。民生費の増加傾向をどのように考えるのか。福祉の見直しを第三者機関にゆだねるべきだが、どう思うかなど、10人、33件の質問がありました。

衛生費・労働費については、不燃ごみの週1回の回収を2回にできないか。インフルエンザの予防接種の現状はどうなっているか。公害対策で硫黄酸化物などの調査はやらないのか。市民健康のつどいは年間を通して、何をやるのかなど、7人21件の質疑がありました。

農業費・商工費・土木費・消防費については、下水道が他市におくれをとったのはなぜか。多摩川・浅川クリーンキャンペーンはどのように育てていくのか。緊急通信システムをどう考えているのか。放置自転車は撤去を繰り返し、撤去費用の実費徴収をすべきではないか。壁面緑化作業はどのように行うのか。土方歳三の生家の保存をしてほしいが、どうか。長沼橋かけかえに伴う負担金の内容はどうなっているのか。都有料集団農地保全育成事業の具体的内容は何か。モノレール事業の進捗状況はどうかなど、9人、41件の質疑がなされています。

歳出の中の教育費・公債費・諸支出金・予備費、そして債務負担行為・地方債・一時借入金、歳出予算の流用については教育費だけの質疑が行われ、総合体育館建設に向けては、どのような取り組みがなされているか。古民家の保存に対する取り組み。中央図書館の石綿改修について。大成荘の建てかえの内容。請願が採択されている旭が丘図書館はどうなっているのか。学校図書館臨時職員の仕事の内容など6人、20件の教育費について質疑がありました。

最後に総括質疑を行いました。その中で減税について。今後の予算の補正について。職員の増員要求について。企業公社の設置について。文化・スポーツ推進本部について。学習指導要綱についてなど6人、20件の質疑がありました。

なお特別会計の下水道、市立病院の質疑もあり、これも市長、病院事務長から詳細な

答弁があったことをつけ加えておきます。

質疑をすべて終了いたしましたのは、28日午前0時58分でありました。

意見については従来どおり、本会議で発言することを確認いたしまして、予算案の採決に入りました。採決に臨み委員長より、採決に当たっての賛否の意見を求めたところ、総務委員会に付託された議案第2号の市立総合病院改築基金条例の結論が出ていないことを理由に、予算案可否への態度保留が多数の委員より表明されました。過半数が態度保留で、議案可否の結論を出すことは不可能であると判断いたしまして、この日は採決せず延会として、本日30日まで第22号議案は継続といたしました。

本日第2号議案の結論を出しました総務委員会の後を受けて、先ほど午後8時33分、5日目の予算委員会を開会いたしました。採決の結果、議案第22号、平成2年度日野市一般会計予算の件は、原案のとおり全会一致可決すべきものと決しました。以上、審査報告といたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。夏井明男君。

〔22番議員 登壇〕

○22番（夏井明男君） 公明党を代表しまして、原案に賛成する立場で意見を申し上げます。

平成2年度一般会計予算、391億4,313万6,000円でございます。前年比9.8%の増であります。34億8,857万2,000円ということで、主に税収が順調に伸びた経緯、すなわち市税収入、14億6,000万円の増と、さらに公共施設建設基金と財政調整基金からの繰入金16億円で、財源補完の対応ということで、このような高い伸び率でございます。

主な事業につきましての内容でございますが、高齢化社会についての対策が、我が党を踏まえまして全党一致的な共通のこの悩みとして、さまざまな提言がなされたことが現在の主な事業内容として運営に入るわけであります。通称浅川苑の特養ホーム、さらに在宅サービスセンターの運営がこれから始まってくるということで、開始になるわけであります。

さらにそれほど大きくはございませんが、高齢者の居室確保ということで、高齢者対策についての一環が東京都の施策と連動しまして行われるわけであります。

さらに地域高齢者住宅計画策定ということで、将来高齢者の方の住宅対策が、基本的にここで確定する作業がこれから進みますが、これも十分注目をし成長させたい制度で

あります。さらに予算的には規模が小さいわけですが、非常に深刻な問題としまして、寝たきり老人の巡回の入浴サービス制度もここで計上されたわけでありまして、この制度におきましては、さらに巡回の内容につきまして、またやり方につきまして、さらにさまざまに問題がございますけれども、具体的な成果を期待したいところであります。

さらにこれは消費税対策ということの一環ともとらえることができますが、ひとり親家庭の医療費助成の問題、さらに今回条例制定であります多子家庭児童養育手当の対策も打ち立てられたところであります。

細かい話で恐縮ですけれども、学校給食の食器の問題につきましても、前年度は予算を計上された中で、執行は見なかったわけでありまして、本年度はさまざまな困難があると思っておりますけれども、ぜひ未執行で終わることのないように担当の方に強く要望したいところであります。

また百草台図書館の開館につきましては、職員定数条例の関係の、議案のときに聞きましたけれども、十分対応ができる対策というふうにお聞きをしておりますので、実現方、お願いしたいわけでありまして。

さらに青年の森の建設でございますが、これは計画の中では、伏線としてあるだけであって、突然降ってわいた制度であります。これも何とか取り上げてきたということでもあります。大成荘の少年の森につきましては、さまざまな経緯を踏まえて最終的には市民の方の憩いの荘ということで、林間的なものからの性格を脱皮したわけでありまして、ぜひこの運用につきましても成功をお願いするところであります。

そのほか都市計画事業につきましても、さまざまな施策が具体的に進められております。都市基盤整備の問題につきましては、下水道事業及び土地区画整理事業について、前年に引き続き投資的経費の大きい部分として対処したところが特色であろうかと思っております。

さらに緑地対策等さまざまな制度が具体的に日の目を見るわけでありまして。特に日野市も駐車場問題につきましても、これから対応策を迫られるということで、整備計画の策定を見まして、ぜひ将来的な駐車場対策についての有効な計画をここで作成をしていただきたいというふうに考えております。

そのほかレベルアップ事業といたしまして、24の項目がございますが、基本的には現在の中期計画に沿った事業として評価をしたいと考えております。

ただここで若干指摘をしておかなければならない点が数点ございます。一つは投資的な経費の伸び率が高くなっている状況が数字的にも明らかでございます。今回、基金か

らの繰入金での対応をしているわけですが、今後とも継続してそのような対応をしていくのかどうかということが、これからも残っている問題だろうというふうに考えております。さらに都市基盤整備につきましても視点であります、いわゆる日野市の緑と清流というこのスローガンが、実際には開発要綱の問題で指摘されますとおり、高層建築のラッシュがやはり日野市内にも続いておりまして、いわゆる緑というものがなくなっている現状がございます。この問題におきましてもやはり積極的な対策を——非常に難しい問題でありますけれども、ここで基本的に打ち立てていかなければ、緑と清流という言葉は最終的にはスローガン倒れに終わるということを危惧いたしております。この辺についての、都市基盤整備にあわせて、この問題を太く政策の中に真剣に取り組んでいただきたいということを思うわけであります。

さらに今回、非常に各委員の方から指摘をされている問題であります、市立総合病院の建設基金の10億円の計上の問題であります。この問題は、昨年春以降にさまざまな議員から、病院問題についての指摘がございました。本年の平成2年の予算に10億円の基金として計上されるということは、私どもは突然の対応のように映っております。この問題は日野市の長期的な運営に立った財政運営ということで、長期計画を定めているわけですが、その位置づけ的な性格がきちっとした形でない、あいまいな部分が残っているということを非常に危惧をする点であります。この点の、拙速にならない対応策をぜひともお願いしたいわけであります。

さらにここでは市長の所信表明の中身の中で、日野市はただ住みよい町ということでは、これからの市民の方の共感を得られない、そういう行政ではならないということで、人間性豊かに、質的にも高度なものを目指すということが市長の所信表明でありました。で、この基本的な考えをどのように、すなわち現在の政策立案の段階でありませんが、実施段階でも展開することができるのか、担当の予算執行に当たっての努力をお願いしたい次第でございます。

さらに数点要望を申し上げたいと思います。一つは高齢化社会につきまして、数点の新しい施策が取られておりますが、本年度を福祉の元年としまして、長期における福祉基本計画のスタートにしていただきたいということであります。さらに青少年の育成及び青少年問題対策につきまして、施策が取られておりますけれども、建物、すなわち少年の森、青年の森の建設だけではなくて、ソフトの面のきめの細かい青少年育成事業についての努力を今後引き続き進めていただきたいと思います。これは予算委員会の中で具体的な指摘もあるところでございますので、ぜひ強力な推進をお願いしたいと思いま

す。

さらに昨今の地価、住宅家賃の高騰に対する対策の問題でございます。これはやはり所信表明の中でも、日野市のこれからの事業内容に不透明な部分を与える性格のものであるというふうに指摘がなされておりますけれども、その中で市営住宅の建設、さらには都営住宅の誘致、確保ということで、日野市もその課題に向かっているところでございますが、今後さらにこのような住宅、高騰家賃の問題、地価対策の問題につきましても、政策的に練る段階である、また実施をしていく段階で、工夫をしていく段階ということで進めていただきたいところであります。具体的に申し上げます、豊田の南口の区画整理事業、いわゆる名称的には語弊がありますが、高層ビルの考え方等にその問題が出てくるかと思いますが、担当の御苦勞の中をお願いしたい次第であります。

さらに都市基盤整備の中の下水道事業、計画道路の道路整備事業につきましても、現場の個々の対応では非常に各市の中でも遜色のない仕事体制が取られていると思いますが、大きな事業として何点か東京都を経由しました計画道路の整備事業も入っているわけですが、その完成をお願いしたいわけであります。

以上何点か要望を申し上げます。ぜひ今回の平成2年の予算の中身につきまして、充実した対策を立てていただき、16万市民の方の生活の豊かさに向けての施策を進めていただきたいと思っております。以上です、終わります。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） 日本共産党日野市議団を代表いたしまして、意見を申し上げます。

議案第22号、1990年、平成2年度の一般会計予算に賛成でございます。日本共産党市議団は昨年11月、日野市長に対して予算要望書を提出いたしました。139項目、数百件にのぼるこの市民の声を網羅した予算要望のたくさんの部分が、新年度予算となってあらわれている次第でございます。

一言で言います、本年度の予算は「光る市民本位の革新市政」こういふふうに表現をすることができるかと存じます。予算書を見れば節ごとにきら星のごとくさまざまな新規施策が網羅されているわけでございます。市長並びに市職員の皆さんの、予算編成の御苦勞を多としたいものであります。

市長は所信表明の中でも述べております。日野市の町を生きる喜びをつくり出す、そういう方向、また豊かな人間性を育てる、もう一つは自然との調和を保持する、しかも

活気ある産業と消費者、勤労者の町づくりを進める。その方法としては市民自治を重視していく。この精神が今回の予算には72項目の新規施策、レベルアップ24項目となってあらわれているわけでございます。この中の数点につきまして特に評価し、意見を申し上げたいと思います。

第1点はいよいよ病院建設が本格化する建設基金10億円の積み立てでございます。市長はその具体的な方向として、七生地域、南部地域に市が持っている土地を集合させ、区画整理の中で病院用地をつくり出すという方向を打ち出しております。これは市議会が1万5,000人の市民の請願を受けて採択をいたしました請願の趣旨にも合う方向でございます。また東京都知事に日野市民の皆さんが「病院をつくる会」をつくりまして、さらに新たに1万5,000人陳情をされている。この方向にもそぐうものでございます。今、議会内には病院建設に向けまして、300ベッドからさらに500、600というような大規模な総合病院の建設という意見もございます。本年東京都が発表しました、多摩市落合にできる都立病院、これは建設費だけで約160億円でございます。規模は300ベッド。こういう点から見て、現実的に日野市で新たな土地を探し出し、このような多額な建設費を使って、新病院をつくっていくという方向は多分に実現困難な面を含んでいると思われれます。しかし市民の総意、そして専門家や医師の意見なども取り入れて、日野市が一刻も早く、住民が願う総合病院建設を促進していただけるように、心から期待をするものでございます。

次に高齢者居室を発足させることでございます。これも毎年市民が望んでいたものがあります。今後はこれに在宅福祉、あるいはケアつきの高齢者居室、そういう方向でさらに発展させていただけるように期待をいたしております。

もう一つは特別養護老人ホーム浅川苑でございます。これは東京三多摩26市、初めて東京都の補助制度を適用させてできる老人ホームでございます。国庫補助金の上に、東京都が初めて上乘せをする、この制度を実現するきっかけになった老人ホームという点でも、全般的に注目をされるものであると思います。今後さらに在宅福祉サービスの拠点としてここが人間味あふれる老人ホームになるように、心から期待をいたします。

次は寝たきり老人の看護手当のことでございます。これも1万円から6万円へ手当が引き上げられる画期的な政策でございます。もちろんこのことによって介護で悩む家庭の皆さんが、悩みが解決すべてしたということにはなりません。しかし今後、この方面のことを重視していく施策の第一歩として、大変積極的な施策であるというふうに存じるわけでございます。

次に小中学校の図書室への臨時職員の配置でございます。これも本来法律によって、すべての小中学校図書室には司書教諭を置くことが義務づけられております。東京都ではいまだにこれが実施されておられません。そういう中で、教職員の採用権のない日野市が、臨時職員の配置によって子供たちの読書意欲の向上、また教職員の皆さんの行き届いた教育への一助をなし遂げるということは画期的であり、東京でも初めての経験であるわけでございます。これが現場、あるいは父母にも歓迎されると存じますが、一層充実して進んでいくように心から期待をいたします。

次は百草園の図書館開館でございます。日野市が駅の至近の距離、最も便利なところに図書館をつくって、市民が読書に親しむ、いろいろの便利さを得る、この特色がさらに一層発揮されて、市内の一定の地域に完備してきたということになってまいります。百草園図書館を新しいケースとして、今後まだできていない地域へのさらなる図書館建設を期待をする次第でございます。

次に三中の自校方式、食堂方式、学校給食の本年度完成でございます。これに続き平山中学の食堂新築設計費が予算化をされました。この食堂方式の中学校給食も全国から注目をいただいております。これがさらに一層充実をしていくように、質の改善に向けて努力をお願いするものでございます。

さらに町づくり、区画整理、下水道事業の前進、そしてまた産業や消費者、勤労者への施策の前進などなど、今申し上げました新規事業72件、そしてレベルアップの事業24項目、これらが盛り込まれた予算として、日本共産党市議団、高く評価をいたすものでございます。

1点だけ要望がございます。それは市内で活発に活動している福祉団体への補助金については、今後改正していくように努力をお願いしたいわけでございます。

最後に予算委員会の質疑に関連して、日本共産党市議団からの意見を申し上げておきたいと存じます。第1点は消費税廃止をめぐる問題についてでございます。この消費税は公約違反であるという点、また圧倒的多数の国民が参議院選挙、衆議院選挙において、反対の意思を表明したという点、しかもNHKが総選挙後発表した世論調査によりますと、自民党に投票した7割の方々が消費税を認めたということで、自民党に投票したのではない。他の選択の基準で自民党に投票したと答えている点も、注目すべき世論でございます。しかもこの税制は、圧倒的多数の国民に負担をふやさせました。特に収入が低いほど、消費税の負担率は高くなる。最悪の不公平税制でございます。しかもこの財源がちっとも福祉に回らない、こういうこともだんだんと明らかになってきているわけ

でございます。

すでに御承知のように自民党の元政調会長渡辺さんが発表されております。「昭和65年までは年々5.4%ずつ実質的に防衛費を伸ばすというお約束がございますので、これは続けていかなければならない。そうするとますます財源は足らなくなるわけでありますから、どうするかということになってまいりますと、ヨーロッパなどでは所得税や法人税だけで国家が賄われているわけではない。やはり間接税というものをもう少し重視したらどうなんだという議論が出てくるのも当然のことでございます。」以下、売上税、消費税の必要性を説いております。「THIS IS」という1988年6月号に発表された論文でございます。こういう点からも裏づけられますが、このような消費税が結局は軍事費の膨張に使われる。しかも論点としてはお年寄りや障害者のために使うんだと宣伝がされております。お年寄りや障害者の方が言うております。消費税が我々のために使われるために国民が苦しんでいる。私たち自身が肩身が狭くなるではないか。こういうような宣伝の仕方というのは、許せないというふうに思うわけでございます。この点、予算委員会におきまして、市長があくまでも消費税の廃止を願う立場を表明されたことは立派であると言わざるを得ません。

そしてまた市長が、不公平税制の見直しが緊急の課題である、その後税制は国民的に論議せよという答弁を行われております。私も不公平税制の見直しということについては、市長の論議に大賛成でございます。今後垂れ幕でもかけて、不公平税制改正の先頭に立っていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

今回の消費税実施に関連しました税制改革によりまして、どういうふうに大企業や大金持ちはもうかったか、国会で論議になって、数字などが論議されました。法人3税の減税、1989年度、90年度と2段階により、法人税率が42%から37.5%になりました。この結果、一例を挙げれば、野村証券は225億5,000万円減税、N T Tは178億4,000万円減税、トヨタは171億3,000万円減税、第一勧銀は161億1,000万円減税、東京電力は145億5,000万円減税、何十億という大金持ちはどうなったか。松下幸之助、松下電機産業相談役、同じく2段階による最高税率、70%から50%になりました。このことによって2億1,000万円の減税を受けたわけでございます。上原大正製薬会長、同じく1億9,000万円の減税でございます。こういう点から今回の税制改革が勤労国民にとってどういうものであったかということが証明をされます。

私はそういう意味で不公平税制についてはどういう点を改正すべきか、一言だけ触れておきたいと思っております。今申し上げましたような減税のやり方をやめさせる、このこと

によって1兆4,000億円の不公平税制の是正ができるわけでございます。次に多国籍企業への課税の適正化、このことによって6,000億円の不公平税制の是正、新しい財源を生み出すことができます。その内訳といたしましては、外国税額控除の縮小、タックス・ヘイブンの税制の強化でございます。無税である国・地域に会社をつくって税金から逃れる、このことに税金をかけていくということでございます。海外投資と損失準備金、技術等海外所得特別控除の廃止、こういうことで6,000億の財源を生み出すことができます。

また3点目といたしましては、財テク、金ころがしへの課税の適正化、有価証券取引税の減税中止、そのほかがございます。3兆5,700億円の財源を生み出すことができます。

また4番目には大企業の高蓄積助成制度の圧縮でございます。引当準備金関係で見直すべきものがございます。これによって2兆7,400億円の大きな財源を生み出すことができます。そしてさらに今後研究する課題として、大企業の資産課税の導入を政府で検討してもらいたい。保有株式や遊休地の含み益、これが過去の時価で評価されておりますので、そういう差益についての課税はどうか。そのほかを考えていく、このことによっても、相当の財源を生み出していくことができるわけでございます。

日本共産党といたしましては、そのほか不要不急経費の削減として軍事費の削減、あるいは公安調査庁、その他不要不急経費の圧縮、こういうことによっても莫大な財源を生み出すことは可能でございます。こういうことをすれば私ども地方自治体が悩むことなく福祉・教育、町づくりの施策を進めていくことができるわけでございますので、この点で市長を先頭に市も各関係機関に働きかけをしていただくようお願いをいたします。

第2点目は福祉の今後についてでございます。福祉見直し、所得制限の導入、こういうことなども質疑がございました。もちろん見直しなどがその必要性が皆無であるというふうには、私も思っておりません。しかし現在政府が去年12月、新行革審の答申により、例えば不交付団体への独自財源にまで干渉してくる、地方交付税財源やあるいは補助金制度を見直して、地方自治体への財源の振り分けを制限して、やはり軍事費の方に財源を回そうとしている姿、あるいはまた福祉事務所、日野市で言えば社会福祉課でございます。こういうところの仕事を低所得者、こういうところに狭めていこうとする動きも顕著でございます。救貧的と言われておりますが、こういうところに狭まっていくことによって結果的には福祉事務所、社会福祉課が住民に対して管理的な取り締まり

的な福祉の行政をせざるを得ないところに追い込まれるという落とし穴がございます。こういうところに追い込まれることなく、福祉については住民本位で今後とも頑張っていたりすることを期待するものであります。

第3点目は国保財政についても質疑がございました。一般会計ではございますが、質疑がございましたので、私の見解を一言だけ申し上げておきたいと思っております。今国保の財政は大変です。札幌市などでは165億円の赤字だということでございます。こういうことに対して、市長が国庫負担の増額などで、解決を図っていききたいという答弁をされたわけでございます。私はその点についてはもっと進んで具体的に、今の国保財政について市民に明らかにしていただきたい。ある市の市民に公表した文章がございます。ほんの一部読み上げます。「現在国は、国保事業の抜本見直しの作業を急いでいるが、その基本は国の財政悪化のしわ寄せを地方自治体や、住民負担に肩がわりすることに置かれており、今後ますます国保制度の危機が進行し、そのことの影響が当市の国保にも直接及ぶものと思われる。そういう意味で現在ほど国民の健康と医療を守り、発展させるための被保険者、国民の自覚と全国的な統一した運動が重要になっている時はない。」これを保健衛生課が市民に配布しているというわけでございます。三重県尾鷲市の例でございませう。

このぐらいはっきりと国保財政の問題について位置づけをして、市民運動とともに、国保の制度を守り、より一層住民に対して医療制度が充実していくように、また被保険者の負担がふえないように頑張っていたらいい、こういうふうに考えるものでございませう。

最後に下水道事業についての評価の問題でございませう。日野市の現在の下水道事業を前進というふうに評価するのか、おくらしているというふうに評価するのか、この点やはり私は重要であると考えます。下水道事業については、市長が予算委員会で答弁されたような歴史で、日野市は進んでまいりました。日野市が東京都の当時革新都政、この協力も得て、下水道計画を着々と策定をしてまいった時期がございませう。この時期、昭和50年から53年、1975年から78年、3回にわたりまして自民党の市会議員の方が紹介議員となり、流域下水道計画反対の請願運動を組織されたのでございませう。こういう事情がある中で、日野市がいろいろと苦勞をして、市長、市の職員、そして東京都と力をあわせ、地元対策を含め、地元の了解を得ながら、促進をしてまいりました。そして財政規模といたしましても、現在の前期事業の中で、南多摩流域、17億円、秋川、63億円、浅川157億円、これだけの規模、合計いたしまして約238億、これだけの大々的な規模と

スピードで、今下水道事業を前進をさせております。このことを住民ともども我々支援をして、一刻も早く下水道事業の普及のため、完成を願うわけでございませう。そういうふうに見て、今後の下水道事業の前進に、市議会としても私は力を寄せていかななくてはいけないのではないかと考えた次第でございませう。今後とも下水道事業の前進を願ひまして、日本共産党市議団の意見を終わります。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君。

〔1番議員 登壇〕

○1番（沢田研二君） それでは市民クラブを代表いたしまして、沢田の方からごく簡単に市民クラブとしての賛成の立場からの意見を一言申し上げたいと思ひます。

新年度の予算、約400億、そしておおよそ10%アップという、まさに大型の予算と言える案が提示をされました。これは森田市長を中心とした市側の理事者、そして職員の皆さんのより一層の市民サービスと行政の充実を意識した意欲のあらわれというふうを受けとめ、評価をするところでございませう。しかし市民の意識はますます多様化の方向にありますし、かつまた行政に対する期待は高まるばかりでございませう。市長が所信表明の中でも触れておりますように、財源の多くは、市民の皆様からいただいた貴重な税金によるものでありますし、経費の節減はもとより、効率的な活用を行う努力とともに、市民ニーズ、市民の要望の強い病院の建設、あるいは下水道対策、福祉対策等々、市民の要望がどこにあるかということをも十分考える中で、そしてその市民のニーズにあう積極的な姿勢でこれらのものに臨んでいただきたいということでございませう。そしてこの市民の皆さんからいただいた税金が平成2年度の予算の中で、生き金として活用されることを付言をいたしまして、大変簡単ではございませうけれども、市民クラブ、賛成ということで態度をとらせていただきたいと思ひます。以上でございませう。

○議長（小山良悟君） 下村 功君。

〔8番議員 登壇〕

○8番（下村 功君） 私は日本社会党・市民連合を代表いたしまして、1990年度、一般会計予算に賛成の立場で意見を申し述べたいと思ひます。

1990年代の始まりの年を迎えて、世界の政治・経済の動きには目まぐるしいものがあります。東欧諸国では、市民の改革のエネルギーが共産主義政党の一党独裁体制を崩して、自由と平和、連帯を基調とする社会民主主義へと移行しつつあります。

また米ソ首脳のマルタ会談や、最近ではソ連と韓国の雪解けに見られるように平和・共存という目標を定めた世界的な緊張緩和が進んでおります。こうした世界情勢を踏ま

えて、我が国の政治を顧みますと、消費税の強行導入や、リクルート疑獄に代表されるように国民不在の自民党独裁政治では、政治三流国といった批判を返上できない状況にあり、そうした批判が昨年来の各種選挙で社会党の躍進となって示されていることは、明らかなこととございます。

このような政治不信を一掃して、政治を市民の側に取り戻すためには、今後は地方自治が先行して、平和・共存そして市民要求の実現に向けて、努力していかなければならないわけであり、その点で地方自治体としての日野市の果たさなければならない役割は、ますます大きいと言わざるを得ません。

さて、日野市の90年度の一般会計予算は、391億4,313万6,000円で、前年度に比べて34億8,857万2,000円増額、率にして9.8%の伸びとなっており、前年度の伸び率12.9%よりややダウンしてはおりますけれども、堅実な内需を想定した歳入予算の編成は、最近の為替相場における円安の影響に不安があるものの、大筋では妥当と判断されるものでございます。

また歳出面では、森田革新市政5期目の信託を市民より受けたことを反映した積極的な財政編成となっており、スローガンでもあります「緑と清流と文化の香り高い市民都市建設」に向けた施策を引き続きふんだんに盛り込んでおりますことは、十分に評価いたしますところとございます。

まず総務費でございますけれども、平和事業関係費の総額が1,561万1,000円と初めて1,000万円を超す計上となっており、予算総額に占める割合では0.04%と昨年度の0.025%を上回っています。世界的な緊張緩和の時代にあつて、また我が国では戦後生まれの世代が主流となった今こそ、平和とは与えられるものではなく、市民一人ひとりがつくっていくものであるとの認識を日野市が先頭に立って育んでいく必要があります、その意味で平和事業関係費の増額は歓迎すべきものでございます。

中野区議会では今月の26日に、平和条例を可決し、中野区の平和行政の基本を定めましたけれども、日野市の平和行政も早期に制度化、条例化するよう強く希望するものでございます。

次に民生費では、来るべき高齢化社会に備えた特養老人ホームや、高齢者在宅サービスセンター等の老人福祉事業の充実、とりわけ社会問題化しています寝たきり老人を抱える家族の負担軽減の一助となる、寝たきり老人看護手当の大幅引き上げは、高く評価いたしております。ただしこうした福祉行政では、行政側がとかく独善的になり、福祉を受ける側の真の要求を結果的に無視する傾向もあるようですので、高齢者実態意識調

査等を活用されて、高齢者が何を望んでいるのかを的確に把握して、高齢者の側に立った事業を推進されるよう要望いたします。

また女性の活動については、社会党では昨年の都議会議員選挙、参議院議員選挙、衆議院議員選挙で多くの女性議員を誕生させましたが、そうした女性の本来的な社会的地位の普及を踏まえて、日野女性社会事業協会の運営には、多くの女性の参加を前提として、ぜひとも内容あるカリキュラムで臨んでもらいますようお願い申し上げます。

衛生費では大腸がん検診や、日野市民健康のつどいの実施等、市民の健康管理のさらなる向上が見られる内容となっており、評価いたしますけれども、市立総合病院の建てかえにつきましては、行政の独断先行によることなく、多くの市民や実際に病院で働いておられる方々、そして議会の声もよく反映していただきますよう、強く要望いたします。

また清掃事業につきましては、ふえ続けるじんかい量に対し、現在の処理体制では近年中に能力を上回る日が確実に到来することを念頭に置いていただいて、早期の対策を講ずる必要があることを指摘しておきたいと思っております。

次に土木費は昨年度比で21.3%の増額となっており、「自然と調和する安全快適な町づくり」を主眼とした積極的な予算編成が見られます。例えば市内38カ所での道路改良新設、舗装改良、溝側改良の実施、都市計画道路3・4・14号線築造、90年、91年度の2カ年にわたる駐車場整備計画の着手と、一方では駒形公園基本設計、神明上の緑化や緑地用地の確保等、ハードとソフトがよくバランスした内容となっていると思っております。

最後に教育費でございますけれども、第五小学校の改築、第三中学校の給食室、食堂の新築という事業に引き続く第二小学校大規模改造や、平山中学校の食堂設計等に見られる学校施設の充実、また青年の森、少年の森の建設や、百草図書館の開館には市民からも大きな期待が寄せられております。そのほか学校給食への磁器食器の試験的導入にも市民の声を配慮した心づかいが見られ、豊かな人間性を育てる教育と、文化の町づくりとして評価するものでございます。

私たち日本社会党・市民連合は、90年代の政治の方向を生活に根差した、幅広い市民参加の政治であると位置づけており、まさに生活者の政治を日野市に反映させるために邁進してまいります。これは利益誘導型の従来の自民党政治にかわる新たな政治をまず地方自治、地方政治から創造しようというものでございます。その視点から日本社会党・市民連合は日野市議会、与党第一党として日野革新市政を支えていく所存でありますことを表明し、90年度予算に対する意見の陳述を終わらせていただきます。どうもありが

とうございました。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

〔7番議員 登壇〕

○7番（天野輝男君） 自由民主クラブを代表いたしまして、平成2年度日野市一般会計特別委員会の消極的賛成の立場をとりまして、意見を述べさせていただきます。

平成2年度日野市一般会計予算委員会の審議をいたしまして、革新森田市政の議会で軽視が指摘されたところでもあります。その第1点といたしまして、下水道の早期実現の件であります。多くの委員の中からこれらの点で指摘をされました。そして日野市の公共下水道の本管につきまして、都道・国道の中に埋設することが一番の近道であります。にもかかわらず多摩川中央幹線浅川から掘之内の付近につきまして、用水を利用したところの計画等を考えているようであります。私はこれらの問題につきましても、この都道・国道を早期促進をするよう努力するということが、私は下水道の問題を解決するためにも一番日野市にとりまして、必要なことであるということを申し述べたところでもあります。そして市長初め助役も一丸となって、これらの下水道事業のために取り組んでいただけるということを私も要請いたしまして、そしてそのようにしてくださることを期待をしております。

2点目であります。2点目は4年前に市民の森・スポーツ公園に建設したところのモニュメントの計画の件でございます。このモニュメントは4年前に予算が修正案と出されたところの事業でありまして、モニュメントのこの事業は5,000万でありました。そしてモニュメントの検討委員会から出されたところの野外美術像に変わったところの案件でありました。そして今回この野外美術像が2,060万円の形で計上されてまいりました。私は4年前の議会の質疑を、この議会で出されたところの質疑を考えた場合には、やはり私はここにつくったところの美術像は当然議会で審議するなり、私はしていただきたかった。そしてもし議会の意見を生かすという立場でとるならば、私は——この私たちが修正案を出しました、こういう案件でありましたから、当然重要視していただきたかった。そして議会制民主主義の大原則は、やはり議会を尊重していただきたい、これらのところを強く要望しておくところであります。

3点目であります。清掃費のし尿収集運搬車の件でございます。数年前は、トイレがくみ取りから浄化槽に変わってまいりました。そして廃車をいたしました、3台分廃車いたしました。そしてその3台分の負担金を3,000万払い続けております。現在は13台あったものが、8台になったそうであります。私はこれらの面につきましても、このよ

うな仕事をなさっている方々を、私、軽視するわけではありません。しかしながら、実際13台あったものが8台に下がっている、こういうところをやはり他の職場に移っていただくとか、また予算の中ではっきりと私たちが納得できるような形の説明がいただきたかったわけであります。そういう面で私は一般財源の中から、そんなに負担がないというような、甘えるような考え方は改めていただきたい、そしてこれらの面につきましても、やはりしっかりしたところの将来的な計画を立てながら、財政面で生かしていただけることを強く要請するものであります。

4点目は総合市立病院の建てかえまたは建設の件でございます。市立総合病院建設基金が10億円持たれたことは大変、積み立てられたことは大変喜ばしいことでもあります。この議案につきましても、多くの方々の委員の意見が出てまいりました。そしてよく聞いてみますと、市長とまた病院を代表するところの事務長との意見が多少食い違っているようなところがあるわけであります。と申しますのは、市長は入院患者を、そして中核病院的機能を強く訴えているわけであります。しかしながら、病院サイドではやはり医師や、そこで働いている方々の代表として述べなけりゃならない、そして外来の患者も多少こう確保しておくというような、まあそういう食い違いがあったわけであります。私は本来、この市立病院、こういう病院の建設を、また維持を考えた場合には、どうしても地域の開業医との関係をはっきりと区分しておく必要があると思うのであります。そして検査や、入院するときには当然市立病院の方に患者を送っていただいて、そして入院の必要がなくなった、そして検査の必要がなくなった患者に対しては、やはり地域の開業医の先生方にお返しするというような人間関係ができていくなれば、毎年5億円も赤字を出すような病院ではなくなってくる、と私は思うのであります。そういう面で確かに医療設備が、まだ建てかえしなければ、解決できない問題がございますけれども、やはり病院を初め、そして開業医の先生方ともよくお話をしながら、そして市立病院を支えていただけるような体制こそ、今後私は日野市におきまして、一番必要なことではないか、とこのように考えておるところであります。

それにはどうしても今後は道路や、道路網の整備というものは、一番ネックになってくるわけであります。都道や国道の早期促進ができるように東京都の方に、また国の方に働きかけていただき、そしてこれらの病院問題に対しても、日野市の総合的な土地利用計画の策定をことしに予算化したしてまいりました。これらの中に生かしていただいて、そして日野市の市立病院の基金の中でも強く生かしていただけるように要望するところであります。

5点目は緊急通信システム導入計画調査の件であります。日野市民の生命・財産を守るためには、これらの事業には1日も早く施設を確保し、管理するということが大切であります。そして非常時に備えたところの訓練が必要であります。市長の説明の中では、庁舎の中の床面積が少ないために、東京都で現在新庁舎のもとに、緊急通信システム導入計画がなされております。そしてこの傘下に、この事業には日野市においてはまだ取り組めないというような質疑がございました。そして日野市では独自に、この緊急システムを考えているというようなやり取りがあったようであります。私は、やはり東京都の事業にやはり参加をいたしまして、そして日野市の緊急時に備えたところの通信システムを導入していただきたい、このように強く要請をするものであります。「災害は忘れたころにやってくる」と、このような教訓を生かしていただいて、1日も早く早期に解決していただくことを、要請するものであります。

6点目でございます。市長は消費税の導入を反対して、垂れ幕を昨年度からずっと掲げておるわけであります。そして税制改革を通して、今回の平成2年度予算の中には納税者の負担金が変わってきています。日野市の納税者は個人が5万9,400人になります。法人が2,121社であります。そして個人分では4億4,200万円が私たちに還元、減税いたしました。私たちにその利益が、恩典があったわけであります。そして法人税の中には7,900万円がありました。私はこの中で、税制改革を通して、そして先ほど共産党さんの方から、この福祉税じゃなくて、軍事費の方にこの税制改革をしたものを使ってしまうようなことが、まあ言われたわけでありましてけれども、私はこの税制改革を通して、そして将来的な蓄えをしていかなきゃならない、そういう面ではやむを得なかったものである、このように思い続けておるところであります。そして私は消費税の導入ですから、日野市の消費者の実態を調べてまいりました。悲しいかな、分類されていないものですから、一部、市内の産業別分類というところですね、これで計算してみました。日野市の商店数というのは、商店の数は、1,603店舗であります。そして卸事業の方が177店、小売業の方が1,060店、飲食店の方が366店であります。そしてこれらの事業者数を調べてみますと、事業者数は1,148名であります。卸事業の方は1,709人です。小売業の方は4,481人です。飲食店の方は1,958人です。そして年間販売額は、2,511億1,200万です。そして卸売業の方々の総額というのは、1,680億7,700万です。そして小売業の方々が733億2,600万円です。飲食店の方が9億1,600万です。そうしますと、小売業以下の方々は、いずれにしても3,000万以下なんです。この方々は3%分の消費税を払う必要ないんです。そして卸売業のこの方々だ

けが9,000万を超えておりますから、払う方になるんです。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。3月31日は休会の日であります。議事の都合により特に会議を開くことにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって3月31日は、特に会議を開くことに決しました。

お諮りいたします。3月31日の会議は議事の都合により、特に午前0時に繰り上げて開くことにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって3月31日の会議時間は、午前0時に繰り上げることに決定いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前0時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時59分 延会

3月31日 土曜日 (第10日)

平成2年 日野市議会会議録 (第10号)
第1回定例会

3月31日 土曜日 (第10日)

出席議員 (30名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 旗野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員 (なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 大迫曄子君

議事日程

平成2年3月31日(土)
 午前0時開議

(議案審査報告)

(一般会計予算特別委員会)

| | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 議案 第 22 号 | 平成2年度日野市一般会計予算について (特別会計予算特別委員会) |
| 日程第 2 議案 第 23 号 | 平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 3 議案 第 24 号 | 平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算 |

について

| | |
|-----------------|----------------------------|
| 日程第 4 議案 第 25 号 | 平成2年度日野市下水道事業特別会計予算について |
| 日程第 5 議案 第 26 号 | 平成2年度日野市立総合病院事業会計予算について |
| 日程第 6 議案 第 27 号 | 平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算について |
| 日程第 7 議案 第 28 号 | 平成2年度日野市老人保健特別会計予算について |
| 日程第 8 議案 第 29 号 | 平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について |

(請願審査報告)

(文教委員会)

| | |
|------------------|--------------------------------|
| 日程第 9 請願 第 2-3 号 | 学習指導要項の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願 |
|------------------|--------------------------------|

(継続審査)

(総務委員会)

| | |
|-------------------|---------------------------------|
| 日程第 10 請願 第 2-2 号 | 日野台五丁目への都市ガス敷設に関する請願 (厚生委員会) |
|-------------------|---------------------------------|

| | |
|-------------------|--------------------------------|
| 日程第 11 請願 第 2-1 号 | 生コン工場・資材置場の公害に関する請願 (建設委員会) |
|-------------------|--------------------------------|

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 日程第 12 請願 第 2-4 号 | 京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願 |
|-------------------|-------------------------|

(議案上程)

| | |
|------------------|-------------------------|
| 日程第 13 議案 第 35 号 | 日野市監査委員の選任について |
| 日程第 14 議案 第 36 号 | 日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について |

本日の会議に付した事件

日程第1から第14まで

○議長（小山良悟君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員30名であります。

昨日に引き続き、議案第22号、平成2年度日野市一般会計予算の意見表明を続けます。

天野輝男君。

〔7番議員 登壇〕

○7番（天野輝男君） 私はあえて消費税のことを申しますのは、今後日野市の財政の中でも、この商工業の方々の奮起というものは大変必要になってくると思うのであります。そういう面であえてこのようなことを申し上げておるわけであります。この消費税の件でも、市長は昨年度から市長の独自の考え方を言っていました。そして私どもはやはり市民の税収を有効に生かすということが、私たちの役目である、とこのように思うわけであります。ぜひ私どもの考え方を市政の中に生かしていただいて、そして私が今、6点に対して申し上げました。どうぞ議会を軽視することなく、そしてだれもが協力して日野市を支えていかないことにはなかなか解決のできない大きな問題がたくさんあると思うわけであります。

そういう面で私は平成2年度一般会計予算を消極的に賛成する立場から意見を述べさせていただきます。

○議長（小山良悟君） ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第22号、平成2年度日野市一般会計予算の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前0時4分 休憩

午前0時48分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第23号、平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第24号、平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第25号、平成2年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第26号、平成2年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第27号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算、議案第28号、平成2年度日野市老人保健特別会計予算、議案第29号、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め、一括議題といたします。

特別会計予算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計予算特別委員長 登壇〕

○特別会計予算特別委員長（福島盛之助君） それでは平成2年度特別会計予算特別委員会に付託されました7議案について、委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

本委員会は3月28日に開催し、議長より私、福島盛之助が委員長に指名をされました。そしてその後副委員長の選出に入りまして、副委員長には鈴木美奈子委員を指名をさせていただきます。延べ8時間にわたり慎重審議を進めてまいりましたので、順次報告をさせていただきます。

まず議案第23号、平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算について報告いたします。本会計の予算総額は歳入歳出それぞれ44億3,234万7,000円で前年対比で3.1%の伸び率となっております。ここでの主な質疑を申し上げますと、委託料として一般検診が挙げられているが、赤字である国保会計でやらなくとも、健康課で行う一般市民のヘルス事業で行えないのか。また老人保健医療費拠出金10億3,595万5,000円の財源の内訳はどうか。また歳入の老人保健医療費拠出金負担金の基本額を歳出の老人保健拠出金と2,000円違うが、これでよいのか。市の単独事業である老人検診をやってもらえないのか等々の意見などにより、質疑がありましたが、採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第24号、平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算について報告いたします。本会計は万願寺・高幡・豊田南・万願寺第二の各区画整理事業にかかわるものでありまして、予算総額は歳入歳出それぞれ48億9,186万5,000円で前年対比7.6%の伸び率となっております。ここでの主な質疑を申し上げますと、万願寺区画整理事業の歳入で、都市計画道路3・3・2号線にかかわる公共施設管理者負担金2億5,000万円の面積と、

1平方メートル当たりの単価はどうなっているのか。地価が上がると保留地処分が少なくてもよいと思うがどうなのか。東豊田・川辺堀之内地区の町づくり調査業務の詳しい内容を知りたい。落川土地区画整理事業5ヘクタールの位置はどこなのか。使用料及び賃借料の土地借上料は平米当たり単価は幾らなのか。万願寺第二区画整理事業が始まるが、現状はどうか。万願寺保留地は居住者の移転先確保のためにも、公共で確保しやすいと思うが、どういう人が手に入れるのか。また豊田駅前開発の地元の合意状況はどうか。西豊田駅の現状と決意を伺いたいなどの質疑のほか、農業者、商業者など、地元の方とよく話し合い配慮をしてもらいたい。豊田南の開発は魅力を感じるような開発をもらいたいなどの質疑・要望等がありましたが、採決の結果、本件は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

続きまして議案第25号、平成2年度日野市下水道事業特別会計予算について報告をいたします。本会計の予算総額は歳入歳出それぞれ63億9,047万8,000円で、前年対比で20.9%の伸び率となっております。ここでの主な質疑を申し上げますと、浅川左岸の下水道路について、都市計画変更はどのように変更をするのか。ある代議士の話で、下水道計画が早まると、数億円得をすると言っていたが、その理由は何なのか。神明上都市下水道の川崎街道北側の完了はいつごろになるのか。中央線西の方はどのような計画になっているのかなどの質疑がされました。そして要望といたしましては、ぜひ中央線以西も早く着手してほしいなどの要望・意見がありましたが、採決の結果、本件は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第26号、平成2年度日野市立総合病院事業会計予算について報告いたします。本会計は収益的収入及び支出の予定額は、29億5,762万2,000円で、前年度対比8.8%の伸び率となっております。ここでの主な質疑を申し上げますと、IDカード磁気とはどういうものか。病院経営で黒字に転換できるのは何ベッドぐらいか。職員221名となっているが、臨時職員は何名なのか。市長の病院構想はどのようなものか。人工透析の対応はどうか。職員221名と定数外との関係はどうか。一般会計の持ち出し総額の過去5年間はどのようになっているのか。前受金の現在額の対応はどうか。本院と分院にした場合、5診療科目にしないと、公立病院としての認可がされないと聞くがどうかというような質疑が行われましたが、採決の結果、本件は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に議案第27号、平成2年度日野市受託水道事業特別会計予算について報告いたします。本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ19億3,200万円で、前年対比で17.4%の伸

び率となっております。ここでの主な質疑は、石綿管の撤去状況はどうか。暴力対策協議金はどのようなものなのかなどの質疑がありましたが、採決の結果、本件は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に議案第28号、平成2年度日野市老人保健特別会計予算について報告いたします。本会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ44億7,540万円で、前年対比で10.4%の伸び率となっております。質疑を申し上げますと、マル福扱いの状況はどうか。これについては、市で医療券は発行していますが、都が直接行っているのを、把握していないとのことでございます。そのほか特にございませんでした。以上の結果、本件全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

続きまして議案第29号、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算について報告いたします。本会計は老人入院共済会費と一般会計繰入金が主な財源となっているもので、予算総額は歳入歳出それぞれ3,615万円で、前年対比で14.9%の減となっております。ここでの主な質疑を申し上げますと、老人入院見舞金の該当者は全員申請しているか。見舞金の導入のときの人数の把握はどうしたか。見舞いに該当する方が申請しない前に亡くなったというケースを聞いているか。弔慰金の検討はなされたかというような質疑が行われました。採決の結果、本件は全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上7件よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本7件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本7件について採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第23号、平成2年度日野市国民健康保険特別会計予算、議案第24号、平成2年度日野市土地区画整理事業特別会計予算、議案第25号、平成2年度日野市下水道事業特別会計予算、議案第26号、平成2年度日野市立総合病院事業会計予算、議案第27号、平成2年度日野市受託下水道事業特別会計予算、議案第28号、平成2年度日野市老人保健特別会計予算、議案第29号、平成2年度日野市老人入院共済事業特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

これより請願第2-3号、学習指導要領の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長 登壇〕

○文教委員長（福島盛之助君） それでは3月22日行われました文教委員会の報告をさせていただきます。

まず議長より、委員長の指名がございました。私、福島盛之助、その任に当たったわけでございます。そして副委員長には夏井明男委員を指名をさせていただきます、審議に入ったわけでございます。

それでは3月20日、文教委員会に付託をされました請願第2-3号、学習指導要領の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願についての審査の経過並びにその結果を報告申し上げます。

本請願は、3月定例会において付託された新学習指導要領の白紙撤回、再検討を求める意見書の採択を求めるものであります。

請願の要旨は、各議員さん、お手元に配付されております要旨のとおりであります。全委員より2時間30分にわたり、活発な質疑が行われました。その主なものを申し上げますと、まず前回までの審査の過程はどうなっているのかという問いがございました。これに対します答えといたしましては、平成元年12月8日、文教委員会に付託をされ、継続審査となり、平成2年3月8日、審議未了となっているとのことでありました。またこの指導要領の実施は、小学校が平成4年、中学校が平成5年、移行措置として特別活動等の一部が平成2年、本年度より実施されるとのことでございます。

また卒業式などにおける小中学校の「日の丸」「君が代」の扱いはどうかという問いがございました。これに対しまして、小学校からの報告はないが、中学校は全校の8校が国旗の掲揚をするが、国歌「君が代」はなしとの答弁がございました。そして教育委員会は、各学校に調査や報告を求めているのかという問いもありましたが、これに対しましては日常の報告活動はされていないとのことございました。

この指導要領発表当時、文部省はこれに従わなければ、処分もあると言われておりましたが、学校が行わないとき、処分の対象になるのかとの質問もありましたが、職務命令で行うものではないと考える。学習指導要領は10年に一度ぐらいで改正が行われ、今回は戦後5回目で、委員の中に問題のある人がいたが、委員は全国で大勢いるので、直接問題のあった人がかかわったとは思いたくないという答弁がございました。

また「日の丸」を国旗、「君が代」を国歌と考えているのかという問いに対しまして、これに対しましては、指導要領の中にあるので、そう思っている。それでは憲法の中に定まっているのかという問いに対しましては、定まっていないとの答えでございました。

この指導要領の伝達・講習会はやっているのか、また移行措置の中止はできるのかとの問いに対しましては、伝達・講習会はやっていないが、手引書の作成を行う予定はあり、また移行の拒否はできないとのこと。今まで「日の丸」、「君が代」にしても望ましいとあったが、今度は指導する形になったので、子供たちに指導する立場で対応したい。また改正された内容に従い、理解してもらおうよう努力をしたいとの答弁もございました。

以上の質疑を経まして、意見に入りました。それではその意見を申し上げさせていただけますと、「日の丸」「君が代」はすでに諸外国でも認められているのではないかという意見を申した方もございます。そして新指導要領の実施に当たり、請願者の不安もあるという願意に賛成し、教育委員会に考えていただければいいという意見もございました。また長い年月を経て打ち出したものですから、すぐに結論が出ないにしても、慎重に取り扱わなければならないという意見もございました。また小中学校は12年ぶり、高校は11年、幼稚園は25年ぶりの改正の内容が深くなっていると指摘される人も多い、試案となったと聞いていたが、差別的な教育が助長されている。「日の丸」国歌が慣習になっている裏づけがあって初めてできることではないかという意見もございました。また即採択、意見書提出という方もございました。

また日本の国歌、世界の中の日本を見るに当たり、長期的展望に立ち、国際的視野に立った教育が望ましいという方もございました。また意見の違い、反するという物の見方があるというふうに認識した。職務命令でやるということは、教育の現場に混乱を招くという意見、望ましいとしたものを義務づけた。中身についての批判もある。また請願の中身に行き過ぎがあると思うという方もございました。等々の意見を踏まえまして、採決に入りましたが、賛成少数で不採択と決した次第であります。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。執印真知子君。

○2番（執印真知子君） この学習指導要領につきましては、小学校の詰め込み、これはいろいろ問題になっておりますけれども、さらに落ちこぼれを助長すると思います。

また中学校で、できるクラス、できないクラスというふうに分けるということ、それから高校に行きましては単位がなくても卒業できるというようになっておりますので、全体的に見ていきますと、一部のエリートをつくれればいい、あとは素直な子供であれば、人の言うことを聞く素直な子供であればいいという、そういう教育をしようとしているのではないかと思います。

また600人からの方が、今回の指導要領つくるに当たって、参加されているということですが、その中に母親の意見は入っていないだろうと思います。フランスではミッテラン大統領がフランスの教育改革が失敗したのは、普通の母親の意見を取り入れなかったからだということを行っているそうです。普通の母親の意見を入れるということが、今、どこの党でも言ってらっしゃる生活者の政治ということではないかと思いますが、ぜひそういう観点でもう一度学習指導要領はどうあるべきかという基本的な議論も必要であると思います。

また「日の丸」「君が代」に関しましては、まず教育の現場に判断を押しつけないでくださいということ、私は考えております。大人の間でよく話をしてから、それを教育の現場に持っていくというのが筋ではないかと思えます。

先ほども申しましたように学習指導要領がどうあるべきかという基本的な議論も必要であると思いますが、100歩譲りまして、一律の学力を子供に与えていきたいというのが学習指導要領だといたしましたらば、法律でも定まっていない「日の丸」「君が代」の扱い方、教え方がそれぞれの学校、または地域の判断に任せるというのでは、非常に矛盾があるのではないかと思います。それは大人の逃げではないかと思えます。

そのような理由によりまして、私は良識ある日野市議会として、ぜひこの請願を採択すべきであると考えます。以上です。

○議長（小山良悟君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 私は採択に反対の立場から意見を述べさせていただきます。21世紀に向かって、わが国が創造的で、活力ある文化国家として、世界に貢献していく基礎をつくるのは、間違いなく教育であります。豊かな郷土、この日野と、日本をつくる原動力は、まさに人づくりにあるわけであります。礼儀正しさ、思いやりと助け合い、学力・体育・創造、市民としての道徳、これらには教育こそがその根本になります。今や教育の現状や、時代の変化、進展を踏まえ、日本人としての自覚に立って、国際社会の中でたくましく活動ができる、個性豊かな青少年の育成を目指して、教育改革を積極的に押し進めなければならないと考えるわけであります。今回の学習指導要領の実施に

当たり、豊かな心と個性を育てるためには、特に自己教育の必要性を重視、人間形成の重要な役割を持つ道徳教育については、地域と学校の連携を図らなければ、そしてそれを押し進める必要があると思うわけであります。

しかしまた学校教育の場においては、国旗と国歌の意義をよく理解し、尊重する心を育てる指導を徹底していただきたいわけであります。さらに教育熱心で、使命感を持った情熱的な教師を育てることの必要性を痛感いたしております。学校では校長を中心とする責任体制を確立し、学校運営の日教組などの不当介入は健全な教育を阻害するので、今後は父母の教育の協力のもとに、こうした事態の是正にも努める必要があるというふうに考えるわけであります。この新学習指導要領を徹底的に推進していくには、親と子の、さらには教師が信頼の絆でしっかりと結ばれていることが絶対条件であろうかと思われまます。

今後さらに市教育委員会、教育長におかれましては、世界的な視野に立った日本と、日本人としての気概を持った人づくりに、さらなる情熱を注いでいただきたく思います。以上、請願採択反対の意見といたします。以上です。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 請願第2-3号、学習指導要領の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願に採択の立場で、意見を申し上げたいと思います。

この学習指導要領が昨年3月、文部省によって告示されました。新しく改定されたものでありますが、この改定は小中学校では、12年ぶりであり、高校では11年ぶり、幼稚園では25年ぶりの改定であります。その規模と内容においては、戦後最も大がかりなものである、ところ指摘されているわけでございます。

指導要領が、今後の日本の教育の方向を左右するという事はもちろんでありますけれど、また重大な中身を持っているということも指摘せざるを得ないわけであります。本来指導要領は、教科書の作成と、教育活動の一定の目安であったとされておりました。1947年、文部省は指導要領を示したときには、表紙に「試案」というふうに書きまして、これを教師が現場の教育で研究していくべきとして書かれたものである、こういうふうを示されちゃったものでございます。あくまでも教師の参考書というものであったわけでございます。

ところが1958年の改定の際には、この「試案」という文字を削って、法的に拘束するという主張を行い、文部省が官報で告知するという、こういう内容に変えてきているわけでございます。いわば教育内容の国家的な統制が強まったということが、このときか

ら言われてまいりまして、今なお論議が行われているというものでもあるわけであります。しかも重大なことには、今回の改定に当たりまして、当時の文部大臣でありました西岡文部大臣が、これに従わない場合は処分の対象にするということの発言がございまして、一層、事を重大にしたと言われていただいているわけでございます。

今回のこの指導要領の内容がマスコミなどによっても大きく取り上げられたことは、御承知のとおりであります。例えば天皇賛美教育を推進するということであるとか、あるいは国旗や国歌の義務づけによって、道徳教育に力点を置く内容、というようなことなどが、いろいろとマスコミでも報道されたとおりでございます。

従わなければ処分するなどというようなことは、もともと教育にはなじまないものでもあることは、もう御承知のとおりであります。強圧的な権力的な姿勢によって、国の教育内容に介入するという姿勢が露骨にあらわれてきたといってもいいと思うわけであります。

今回の指導要領の改悪、改定案の一つの大きな特徴として、人間の力を超えたものを敬う、宗教的な心情の注入がと言われております。天皇への敬愛の念を深める賛美教育、「日の丸」「君が代」教育の強要、あるいは戦前の軍国教材の一人でありました日露戦争のときの連合艦隊指令長官東郷平八郎を、日本の国際的地位を向上させた代表的人物として教えることによって、日本人としての自覚を育成するというものであります。

このような自覚はまさに戦前の教育勅語の教育が求めたものであったと言わざるを得ないわけであります。戦前型のこの軍国主義的な教育を、すべての青少年に教育する、児童・生徒に強制するという事は、まさに戦後の憲法や教育基本法の理念に反することは明らかではないでしょうか。

イギリスの週刊誌に「エコノミスト」がありますが、この新学習指導要領によって、日本の文部省は学校の時計を1930年代に戻そうとしている。こう紹介した、と日本のマスコミも伝えているところでございます。

この請願書の内容にございますように、指導要領の改定案の特徴といたしまして、一つに小学校の低学年から、難しい内容がふやされ、一層の詰め込み教育になっているということ。二つ目には、中学校ではできる子、できない子のクラスや、コースに分ける差別的な教育が一層強まるということを指摘しているわけでございます。東京都の調査によってもこれは明らかになっているのでありますが、東京の小中学生の学年が進むにつれまして、勉強に自信がなくなっていくということ、自分自身がだめだと思ひ込む、

こういう傾向が非常に増加しているということを明らかにしているわけでございます。ここに今日の教育問題の大きな問題点、学力の根本的な問題があると指摘されているわけでございます。基礎的な部分を易しくして、しっかりと身につくようにすれば、子供は自分に自信を持つようになり、それが学力を伸ばす、人格的な土台になる、と先生方は指摘しているわけでありまして。今日の教育がその方向とは逆の方向を強めていることであり、新指導要領によって一層それが拡大されているということが言われているわけでございます。

そして天皇賛美の問題とあわせて、これまで「日の丸」「君が代」の扱いは、祝日などにおいて掲揚して、斉唱させることが望ましい、こういうふうになっていたものであります。それ自体今日まで全国的にもいろいろと混乱を引き起こしてまいってきたわけでありまして、それが今回の改定によってその意義を踏まえ、掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする、とこうなっているわけでございます。このことは従わなければ処分するなどというようなことにもなっていないかと思っておりますけれども、「日の丸」「君が代」の問題について、国民的な世論が大きく分かれているということは、私が詳しく申し上げるまでもないことでございます。

この「日の丸」「君が代」問題は、詳しくは申しませんが（「詳しく言ってみろ」と呼ぶ者あり）「君が代」、あるいは「日の丸」を日本の国歌やあるいは国旗とする法的な根拠は何もないことは、これもまた広く知られているところでございます。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）これは国会でも、自民党政府も認めるところでございます。慣習として定着するというを、唯一の根拠にしているわけでありまして、このことは、このことを理由にする以外、ほかには何もないということをお知らせしているわけございまして、これは明治以来の絶対主義的天皇制が国民支配のために上から強制したものであるということも広く知られているところであります。

国民みずからの自由な意思によってこの慣習とも、あるいは定着とも言えるものではないことは明らかであります。もともと「君が代」は明治の初めに、天皇への礼式曲として行われたということがございます。歌詞に明白なように、主権在君の天皇と天皇制を賛美して、その永続化を願望したものでございます。国民主権の現在の憲法に大きく反することは明らかであります。

「日の丸」についてもいろいろと説はあるわけでございますが、「日の丸」を掲げて推進を行いましたあの悲惨な侵略戦争の思い出、そして戦後になって、保守反動勢力による軍国主復活の御旗とされたということなどを考えてみますと、その扱いをめぐって

はいろいろと論議のあるところでもあり、意見の分かれるところでもございます。これを国民に強制する、児童・生徒に押しつけるということになりますと、まさに思想・信条の自由をも侵害するということにもなってくるわけでございます。こうした意味においても、「日の丸」「君が代」の押しつけをとうてい認めることはできないわけでございます。

最後にこの請願書の要旨の中にも述べられてありますように「この学習指導要領の改定のための論議や作業をすすめたのは、リクルート疑獄で逮捕された江副浩正リクルート前会長（教育課程審議会委員）や高石前文部次官、そして、その責任を問われて辞任させられた文部省の初等・中等教育局長たち」であったと、こういうふうにかかれてあるわけでございます。まさにそのとおりでございますが、高石前文部次官は、御承知のように文部省の初・中局長のときに、学校現場で「日の丸」「君が代」の指導徹底を求める通達を初めて出した人物であります。「日の丸男」という異名をとったほどでございますが、まさに道徳教育推進の中心的な位置にあった人でございます。リクルート事件の発覚によって、みずからこれに関与したことが明らかになったとき、「それは妻がやった」とうそを言って、言い逃れしようとした人物でもあることは広く知られているところでございます。こうした人物が、うそをついたり、ごまかしをしてはいけないなどというような道徳を国民に教えるなどというようなことは、全くその資格に欠けた人物だと言わなければなりません。こうした人々たちによって進められました今回の新指導要領の改定は、まさに白紙撤回以外何もものもない、こう指摘せざるを得ないわけでございます。よって本議会がこの請願第2-3号を速やかに採択し、意見書を関係機関に上げるよう強く意見を述べまして、私の採択の立場での意見といたします。

○議長（小山良悟君） ほかに御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件は委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者 挙手〕

○議長（小山良悟君） 挙手多数であります。よって請願第2-3号、学習指導要領の白紙撤回を求める意見書の採択・具申を求める請願の件は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

これより請願第2-2号、日野台5丁目への都市ガス敷設に関する請願の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、総務委員長から、目下委員会において、審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-1号、生コン工場・資材置場の公害に関する請願の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-4号、京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって建設委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第35号、日野市監査委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第35号、日野市監査委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れいりますが、空欄に住所、日野市百草999番地、百草団地268号館206、氏名、竹ノ上武俊さん、生年月日、昭和10年7月10日と記入くださいますようお願いいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

本件については、竹ノ上武俊君の一身上に関する事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定により、退席していただきます。竹ノ上武俊君の退席を求めます。

〔29番議員 退席〕

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。竹ノ上武俊君を日野市監査委員に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって竹ノ上武俊君を同意することに決しました。

竹ノ上武俊君の除斥を解きます。

〔29番議員 着席〕

○議長（小山良悟君） よって議案第35号、日野市監査委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議案第36号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 登壇〕

○市長（森田喜美男君） 議案第36号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

恐れいりますが、空欄に住所、日野市百草871番地、氏名、石坂勝雄さん、生年月日、大正14年8月23日と記入くださるよう、お願いいたします。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（小山良悟君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって議案第36号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

4月2日に行われます特別委員会は、すでに配付されております日程表のとおりです。委員の皆様には日程表に基づき、御参集願います。

次回本会議は4月3日、火曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午前1時36分 散会

4月3日 火曜日 （第11日）

平成2年 日野市議会会議録 （第11号）
第1回定例会

4月3日 火曜日 （第11日）

出席議員 （30名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 旗野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員 （なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橘達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 川久保友子君

議事日程

平成2年4月3日(火)
 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件
 日程第1

○議長(小山良悟君) おはようございます。

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問1の1、平成2年度予算編成について、財政環境と重点課題について問うの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔27番議員 登壇〕

○27番(谷長一君) 通告に従いまして質問をいたします。

平成2年度予算編成について、財政環境と重点課題についてお伺いいたします。

この平成2年度の第1回定例会は、原案どおりこれを決したわけでございますけれども、この予算規模につきましてはよく審議されているわけです。が、しかし、質問が後回しになりましたので、やはり通告ですから、またわかっているようなことですが、質問をさせていただくわけでございます。

一般会計が391億4,300万、前年度と対比いたしまして9.8%の伸びということになっているわけでございます。また、この特別会計は7会計でありまして、643億7,900万というふうになり、前年度と比較いたしまして10.3%の伸びということになっているわけでございます。

そのような中におきまして、特にこの注目をしなければならないのはですね、この新年度予算の中で、やはり日野市が土地基盤整備に重点を置いているというようなことが、この特別会計の中でもうかがわれるわけでございます。特にこの下水道63億9,000万につきましては著しい伸びを示し、さらに土地区画整理事業におきましても7.6%の伸びを見ているわけでございます。

このような中におきまして、やはり予算編成というのを見るとですね、いかに大変であるかということもまたうかがわれるわけでございます。平成2年度の所信表明、これを見ましてもですね、またこれに反映するような形の予算編成であったということも、またよく判明した次第でございます。

この市税収入等を見ますと6%の増であり、地方譲与税は27.4、また利子割交付金につきましては、この積算の案分等によって8.3%というような減を来しているわけでございますけれども、この自動車取得税交付金、これらについては20%台の伸びということになっているわけでございます。さらに国庫支出金、それから都支出金等を見まし

でもですね、これは平均しまして6.1ですかね、そのような伸びになっているわけです。また財産収入等もですね、著しく伸びているということになるわけでございます。

これらの中におきまして、やはりどのような款が伸びたかということも、また比較してみるとですね、この編成を行うに当たっての苦勞等もよくわかるわけでございます。特に、この財産収入については、これは基金がふえております関係上ですね、この利子の運用ですね、基金の運用によって利子が5億8,200万も出ていると。これは前年に比較いたしまして非常に多くの伸び、2億4,200万も伸びているわけでございます。このような関係があるけれども、やはりこれらと関連をしまして、公共施設建設基金、または財政調整基金等からの取り崩し等も行われているというふうになるわけでございますけれども、やはりそのための積立金であり基金であるということを考えれば、これまたやむを得ないというように考えてもよろしいのではないかと考えております。

が、しかし一方ですね、またさらにこの基金の運用等を見てみると、この果たす役割というのがいかに大きいかということを考えてみるとですね、またここで積立金に16億400万というのがなされているということも重要な要素に、また来年度の要素になるのではないかと思うんです。これは運用面においてのですね。それらを考えまして、さらに現在のこの景気の動向、これらもまた大きく影響するものであるということも見逃してはならないところではないかと思うわけです。

それらを総合的に勘案してみますと、景気等を見ますと、株等は非常にここで暴落をしておりますけれども、陰はあるけれども、やはりまだ年内ぐらいはもつのではないかというような声もささやかれているのが現状であろうと思われまます。特にこの円安、またはドル高ということになるわけですが、それらを考えると、これは不安材料がないとは言えないわけでありまます。

特にこの不安の材料ということになると、日米構造改善協議、これらが非常に大きな役割を果たすのではないかと考えています。特にこの大店法ですね、それからあと一つは公共投資をGNPの10%までしろとか、さらには独禁法の改正ですか、これはいろいろな問題がありますけれども、やはりこれらをあわせ考えてみると、ああ、日本という国はどうしてもアメリカに従属している国じゃないかなというようなことも考えられないわけではないんです。私の場合は、個人的に考えてみるとですね、こんなのは非常に日本に対する内政干渉だと、幾ら海部が何だかんだ申し上げましてもですね、申しても、やはりアメリカの属国なんだと私は思うわけです。やはり前に大東亜戦争のときを考えるとですね、A・B・Cラインといまして、日本をアメリカ、フランス、イ

ギリス、オランダ等が経済封鎖をすると、こういうふうになったわけですね。そうなるそうですね、今のような環境を考えると、まずそれに近い環境にあると言っても過言ではないなというようなことが書かれてある雑誌等も見受けられるようになっているわけです。やはり一つの日本は独立国であるということもしっかりと自覚すると同時に、毅然たる態度をとらないから政治が弱い、経済が弱い、さらには外交も何だというふうになってしまうのではないかということも、またこの予算編成の上からも、これは必要だと。やはり市長または理事者側は毅然たる態度をもって、行政運営にはしっかりと根差したものををもって進んでいかなければならないということ、私はこの際、改めて自覚をする必要があるんじゃないかと考えております。

これからの、そうすると先行きというのは非常に難しいんではありますけれども、歳入面等を日野市の場合見てみますと、前年度、63年、それから平成元年度、それから今年度と比較してみますと、非常にまあまあという状態が保たれているのではないかということになるわけです。多くの不安材料はあるけれども、日野市の場合はそうですね、これからの展望というのを見てみると、不透明な材料はあるけれども、予算上のこの事業を推進していくということになるとですね、先ほども申しましたように財政調整基金、さらには公共建設基金等の取り崩し等も行いながらやっていくと同時にですね、余裕があった場合には必ず節約をしまして、財源の確保ということで基金の積み立てということも行うということが、これからの諸事業を計画どおりに進めていく上において必要なことではないかと思ひます。

さらには、今議会におきまして、職員の定数の増というのが行われなかった。これは38名です。理事者側にとっては非常に痛いかわかりませんが、やはり職員増ということになると給与を当然払わなければならない。そうなりますとですね、この給与は義務的経費でありますから、いかにこの義務的経費を抑制する、そうなりますと、この次の平成2年度一般会計節別経費構成というところで、給料、職員手当等のこの構成比というのを見ると、やはり19.1、これをやはり十五、六%ぐらいいまでに下げるといふことも、次の事業を行う上において必要ではないかということになるわけです。やはりこれらの義務的経費の抑制ということを考慮しての議会での38名の定員増を認めなかったというものも、中には秘められているということも忘れてはならないところだと私は考えております。

それらの経費は、当然これからの社会、特に教育、それから福祉、さらには特に10億の基金の取り崩しをしまして、また積み立てを行った病院の10億円等を考えると

すね、それらの各分野の施策の充実に振り向けるということも非常に大切な施策の一つであるというふうに考えているわけでございます。

また、特に本年のこの重点課題ということになりますとですね、この予算編成ということは、それらのものは目標はあるにしても、財源を重点的に、しかも効率的に配分をし、これを具体化する、やはり具体化すると申しまして日野には基本計画等もありますので、基本計画に基づきまして着実な前進を図ると同時に、基本計画はやはり何年か前につくったものでございますので、現代の社会情勢をよく見きわめまして、路線の変更等もやはりしていかなければならないというのが私は大切ではないかと考えているわけでございます。

そこで、それらの事業の中に組み込まれた事業というのはどのようになっているかということをお尋ねしたいんですけれども、終わりました関係上、何となく聞くというのも質問しにくいところもあるんですよ。なぜかという、やはり市長がいつも5項目ですかね、いうのを見ますと、平成2年度の所信表明というところに、ここにあるわけです。確かにこれが五つの柱ということになると思いますけれども、一つとしては市民憲章ですから、よく皆さん御存じのとおりだと思います。「生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち」というところですね、この特養老人ホームの関係とか、または在宅サービス、福祉センターを含めた運営の充実に努めるというようなことですね。そして、さらには高齢者向けに配慮された集合住宅、それから入浴サービス、これは巡回ですね、これは自宅で入浴ができるよう、さらに緊急通報システム、それから、これは検診ですけども、新たに大腸がん検診を加えるとか、人工透析、それで先ほど申しました市立病院の改築に充てるための基金として10億円を積み立てると、それから第五小学校に学童クラブと、このようなことがたくさん書いてあるわけでございます。

また、その2項に、「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」ということを見ましても、やはり第五小学校の改築、第三中学校の給食棟がことし完成するというようなことも言われているわけです。それらの中におきまして、さらに今度は「豊かな人間性を育てる教育と文化のまち」ということになると、土地区画整理をした中に浅川公会堂等の建設、これは仮称でありますけれども、するということになるわけです。それで、これらの公会堂はこれからの区画整理事業の中に必ず一つずつ、1個ずつつくっていくというようなことも言われているわけでございます。

さらには豊かさをさらに増すために青年の森安曇荘の新築は2年がかり、さらには少年の森大成荘の実施設計というふうになっているわけでございます。

あとと言っても、もうよくわかっていますから申し上げませんが、これらの5項が一つの柱になっているのではないかと考えております。それらの点につきまして、予算編成について、財政環境と重点課題ということにつきまして質問をいたします。

○議長（小山良悟君） 谷 長一君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 平成2年度の予算編成に当たっての財政環境と重点施策と、重点課題ということで御質問があるわけでございます。もちろん平成2年度の予算編成に当たっては一つの方針、五つの柱を基本とした「予算編成に臨んで」ということで昨年の11月に一定の方針を確立いたしました。もちろんこの方針につきましては庁議等を踏まえまして2回の議論、庁議の中でも議論し、最終的に11月の2日に決定するというような段階に至ったわけでございます。その決定後、庁議、あるいは課長会議、あるいは職員に対して、この「予算編成に臨んで」ということを全職員に理解をしていただくことを前提として編成に当たったわけでございます。

もちろんこの予算編成に当たっては基本的な姿勢を明確にしているわけでございます。その内容としては自主財源の確保、あるいは経常経費の節減、財源の効率的な配分、当然時代に即応する行政サービスの積極的な展開、こういった大きなものを基本姿勢として確立しております。そういう中で、あるいは国、都の状況等も一定のものを判断し、そういった方向を出したわけでございます。

もちろんこの一般会計の歳入部分でも、今議員さんからも幾つかの内容が告示いただきました。一般会計の歳入部分では、市税収入の前年比が6%、14億6,000万というような増額でございます。

そのうちを見ますと、市民税の個人では6.1%、法人では7.6%というような伸び率を示しているわけでございます。特に一般会計の総額に占める市税割合が65.9であるということでございます。これは最近の状況としては62年、63年の市税割合が69.2%でございますので、本年はかなり市税収入の割合が高いということはあるわけでございます。

地方譲与税につきましても2億9,000万、63年に創設された利子割交付金については予算編成時に増収をかなり期待しておりました。結果的には1億2,000万の減というような予算計上をさせていただいたわけでございます。

国庫の支出金につきましても前年比では2億4,000万の増と、収益事業につきましても1億円の増収というような試算をしまして、予算に計上をさせていただきました。

議員さんからも繰入金を除く歳入全体、約20億円の増収を見込みながら、不足分の16億円を基金として繰り入れをさせてもらったというような経過が歳入面ではあるわけで

ございます。

それでは、その中の重点課題の中で、歳出面の予算編成にどのような施策を考えたかというようなこととございます。もちろん事業の重点項目については日野市基本計画の五つの柱を立てました事業の予算化に努力したということとございます。

その内容としては、大きな重点課題だけ申し上げますが、当面の重点課題であります都市基盤整備の問題、あるいは下水道事業、土地区画整理事業等の整備の促進が大きな問題でございます。それ以外としては当然時代に即応する施策としての高齢化社会対策というような考え方の中では、当然特養ホーム浅川苑の充実運営というものが大きな内容でございます。当然高齢者に対する居室確保事業、あるいは寝たきり老人の巡回入浴サービスなどは挙げられるわけでございます。

こういう大きな大綱を示しながら、市長からの所信表明、議会の冒頭具体的に記して、またこの議会の場で御報告も申し上げております。歳入分の考え方、あるいは歳出分の重点課題という中での大きな課題を今申し上げます。もちろんこれは基本計画を基本とした五つの柱に沿ってまだまだ数多くあるわけでございますが、積極的な予算化に努めたということとございます。

こういう大きな重点課題ということとございますので、予算の計上部分としてはこのような内容に至っていることを御説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 谷 長一君。

○27番（谷 長一君） ただいまの部長の答弁によりますと、非常に積極的な予算編成を行ったということとございます。この予算編成ということを考えてみると、非常に私は多くの職員からいろいろな苦情等も聞いておるわけでございます。が、しかしですね、先ほどの部長の答弁によりますと、庁議を開き、さらに課長以下全職員にその旨を理解してもらうようよく説明をしたと、話をしたということとありますので、さらにそのあたりの件につきましても上から下までよく通るような形においてのこれからの予算編成、特にこの補正予算等につきましても課内でのいろいろなやりとりが相互にあると思えます。これは縦の関係も大切ですが、横の関係をさらに大切にしながらしていただくということが私は結構なことではないかと考えておるわけでございます。

そこです、このような中におきまして、やはり市長の予算編成における果たす役割、特に先ほど部長が説明いたしました、答弁をした中を見ますと、ほとんどが平成2年度の所信表明、これは市長の所信表明というのとダブるわけでございます。これ

はダブるのが当然ですけれども、やはりこのような大切なことになると、どうしても市長のお考えをお聞きしなければならないということとありますので、市長に編成に対してのお考えとですね、さらにこれからの施策、重点課題等についてもお伺いしたいわけとございます。お願いします。

○議長（小山良悟君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 平成元年度という年度の最終日にあたりました去る3月31日の未明という時点で、今回の議会に提案申し上げております平成2年度一般会計予算並びに特別会計予算、それぞれ議会の全会派一致によって可決成立をしていただきましたことは、今年度の、新しい年度をスタートさせることに對しましてまことに円滑、順調に年度を越えることができると、こういうありがたい条件をいただくことになりまして、私ども執行機関のものとしたしましては、きのうも庁内スピーチで伝えたところでありますが、新たな決意を持って新しい年度の事業に取り組むと、そのような新たな情熱と決意を持ってスタートさせていただくことになりました。本当にありがたいことでもありますし、また市民の方々に対しましても新年度予算を、立派にこれからその執行に取り組むということとございますので、責任を果たすことが十分可能である、このようにも考え、意欲を高めておるところとございます。

今、本来ならば谷議員さんの通告質問は、議案の上程をし、また、その時点で通例の議会の場合、一般質問に入る順序になったわけとありますが、今回は例外として予算可決後の質問になりましたために、まことに御意見のとおり、前後の質問としての脈絡には御苦勞の多いことだと、このように思っております。

先ほど企画財政部長が一応のお答えはいたしました。そして、例年の例ではございますが、11月のころ、11月の初めのころ、毎年国の予算編成が進み、都の予算がまた並行して進み、そして我々単位自治体の予算編成を進める、こういう順序になっているわけとありますが、庁内には、先ほど説明しておりましたとおり、平成2年度予算編成に臨んで、その方針を庁内に大綱として示し、それに準じて各組織、所管部課がいろいろの肉づけをする、こういう形で予算編成がだんだんと進行し、まとまってまいりてあります。結果、所信表明で申し上げておりますとおり、また昨年は特に市長選挙の年でもありましたのにあわせ、私もまた市民に多くの公約を申し上げておる、その公約を具体化する予算案を組んだと、こういうことにも並行してなっておるわけとありまして、ちょうど日野市が当面をする諸課題に真正面から取り組んだ、そして、また将来の社会の展望の中で日野市民にいかにいまちをつくることと、それから健康で文化的な生活

を推進していただくために必要な条件を整える、こういうことが主要な内容になっていることは申すまでもありません。

所信表明につきまして、重ねてお答えの材料に使うことは必要ないとは思っておりますが、御承知のとおり、日野市の現在置かれております当面の課題は、ハードな面では都市基盤の整備であります。その都市基盤の整備を今都市計画事業として、その中の公共下水道、並びに区画整理の手法によります道路や公園、並びに排水や生活環境の整備を進めつつあることは最大の重点課題だという位置づけでありまして、下水道並びに公共下水道、並びに区画整理事業に、特別会計におきまして、合わせれば約100億に近い予算編成を行わせていただきました。

それから五つの柱と日野市基本構想に定められております、その柱に沿って福祉、教育、それから生活環境、それに産業並びに消費、また地域の自治と、こういう観点から数多くの新規事業をスタートさせたり、またルールに乗ったものを進行させたり、こういう事業が当面の課題にこたえる意味で、事業として取り組む姿勢を具体的に予算化をもって審議をいただいたわけでありまして、それぞれが議会で積極的に御承認をいただき、いよいよきのうから新年度の執行段階に打ち進むという状況に進んでおります。そのような経過と次第、並びに予算編成の、質問いただいております平成2年度の予算編成について、その財政環境と重点課題という内容になっておりますことをお答えをして、御理解を賜りたいと願っております。

○議長（小山良悟君） 谷 長一君。

○27番（谷 長一君） ただいま市長の答弁によりますとですね、本当に気概たっぷりというところでありますけれども、やはり市長のみが意気軒高であっても、職員がこれについていけないというようなことではいけないので、その点は特に市長、慎んでやってください。お願いいたします。

そのようなことで、もう聞いていればよくわかると思いますけれども、市長は新たな決意を持って新たな事業に真剣に取り組む、そして責任を果たすことは必ずできると、その意欲を明確にここで申しているわけでございます。また、この予算編成につきましては、このもう審議の過程でもよくわかりましたけれども、具体化した、具体的な予算を組んで、しかも、よいまち、健康で文化的な生活を営むことのできる必要な条件のものまでも整備していく、特に今強調されたのは公共下水道と土地区画整理事業、これはトータルで112億にもなるわけですから、本当に積極的に組んだということは言をまたないわけでございます。

このようなことをあわせ考えてみますと、この平成2年度の予算、これは基本計画の策定は80年代につくられ、今度は90年代という新しい時代をしっかりと認識をした予算であるということを考えてみると、一層に飛躍することのできる日野市ではないかということになるわけでございます。市民一人一人が豊かさを実感し、ゆとりある生活ができる、この願いはすべて同じだろうと思うわけでございます。

これらを目指しての予算編成ということでありましたので、特に議会の過程におきましてもそのようなこともあり、全議員が積極的または消極的賛成はあっても認められた予算であるということを考えてみると、これからしっかりと、先ほど市長が言われました新たな決意を持って新たな事業に取り組む、そして完全にその責任を果たすということを申し上げましてですね、ぜひしっかりとこれからやっていっていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって1の1、平成2年度予算編成について、財政環境と重点課題について問うの質問を終わります。

一般質問1の2、第一小学校校庭を早急に整備せよの通告質問者、谷 長一君の質問を許します。

○27番（谷 長一君） この第一小学校校庭を至急整備せよという問題につきましては、昨年の6月の議会でも通告をしているわけでございます。それですから、今回の質問は2回目ということに相なるわけでございます。

私たちが小さいときは、学校ということになりますと非常に神聖な場所であった、侵すべからざる場所でもあったと。が、しかし、戦後はそうではなく、教育の民主化または独立化が進められてきまして、大きく変化をしまいいり、現在では学校は社会と連帯をし、これを基調にしましての教育の場ということに変わりつつあるわけでございます。特に生徒児童に限られた教育の場所ということではなくなっているわけでございます。社会共有の場としての社会教育、これを大きく推進するための現場でもあるというふうに考えてもよろしいのではないかと私は考えています。そうすると、当然社会教育的考えから物を思惟していかなければならないというふうに相なるわけでございます。学校開放ということも、そうすると当然と言わざるを得なくなるのでございます。なぜならば、背景が社会と連帯と、これを基調にしてということになるとですね、どうしてもそのように履行しなければいけないというのが現在の学校の、また果たす役割でもないかと考えております。

特に日野市の場合は急速に人口が増加をし、都市化してきた、または都市化していけ

ば当然過密化もしてくる、そうすると子供の安全な遊び場等も確保は難しくなる、さらには青少年のスポーツ、地域住民の文化活動等、多くの活動の場としてもこれまた学校開放というのは必要になってくるのであります。

そうすると、地域住民は教育委員会に対して、または個々に校長に対して体育館を貸してくださいとか、校庭を貸してください、または文化活動等を行うので教室の一部を貸していただきたいという要求度は当然出てくる、その要求度は必ず上がってくるということは私が申すまでもないわけでございます。

特に、このきょうのタイトルは校庭を至急整備せよということになっておりますので、公園とか、または児童館、児童公園等が近くにない場合には、特にその必要性が高くなるわけでございます。先ほども申しましたように、学校は生涯教育の上からも学校内、校庭の開放を行うということが必要になってくるわけでございます。

そうすると、当然今のような形態の学校ではまた難しい、管理上難しいということも言えるわけでございます。整備された学校と、一口に言えばそのようになるわけでございます。そのような整備がなされないと管理上好ましくないと、学校の校長さんが学校開放は非常に嫌がるわけです。このようなことのないようにするには一体何かということになると、当然教育委員会等において、これらの問題を慎重に検討し、どのようにして学校並びにその施設等も、附属するまでもよみますけれども、どのように管理する上においての整備を行ったらよろしいかということになるのは当然でございます。

特にこの第一小学校の校庭の整備につきましては、前回の質問のときにもこの答えとしてですね、第一小学校の校庭の下には埋蔵文化財があるんだと、この文化財の調査をしなければ校庭の整備は難しいんだというようなことも言っておったのをただいま記憶しております。それらも含めましてですね、やはり第一小学校の校庭の整備ということが必要で、早くそのような調査も行わなければならない。特に私は今回の選挙のときは非常に雨が多かったわけです。それで学校のそばを放送しないで通ってみますと、学校の校庭は本当に水たまりばかり、第一小学校は。それで今度第二小学校の方へ行ったり、または七小の方へ行きますと水たまりがない。やはり整備された校庭と、整備されない校庭との差はかくも多くの差があるのか、2日たってもまだ児童は校庭では遊べない、これが現状ではないかと思うわけでございます。

やはり小学校、中学校等は、これは義務教育ですから、どうしても行政がそれらの施設の整備を行わなければならない場所でもあるわけでございます。確かにこの基本計画によればですね、学校の整備を計画的に進められているということは私もよく承知して

おります。が、しかし、この現状というのをいかに把握するかということは、これまた大切ではないかと思うわけでございます。ぜひともこれらの現状をよく把握しまして、来年度にはぜひとも第一小学校の校庭の整備、これだけはやってほしいということを強くお願いをするわけでありませう。

この学校開放ということを行うにしましても、やはり校庭等の管理ということを考えてみると、つつい校長としましてはできなくなってしまうわけですね。なぜできないかということになると、学校教育の上に支障を来す、体育をやる上においての支障と、義務教育を行う上においての支障ということになってしまうから、私は当然だと思っております。そのあたりも踏まえまして、ぜひこの第一小学校の校庭の整備について、必ず来年度はやっていかなければならないというように私は考えておりますので、ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（小山良悟君） 谷 長一君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君） お答えいたします。

小・中学校の校庭の整備事業につきましては、今おっしゃられましたように、日野市の基本計画に基づきまして、実施計画で計画的に実施しておるところでございます。現在校舎の整備事業とあわせて実施しております。校舎の工事で車の搬入、いろいろなことがございますので、それらの終わった後に校庭の整備というような計画を立てているところでございます。今現在、シンダー舗装といまして、校庭の中に水が引いていく形の舗装でございますが、まだそれがやっていない学校が小学校で5校、中学校で3校ございます。これを計画的に進めているところでございます。

また第一小学校につきましては、今おっしゃられましたように埋蔵文化財という問題がございます。このことをいろいろ今社会教育課、または建築課の方、相談をしているところでございます。計画では、この第一小学校につきましては平成元年度で校舎をいたしました。そして平成3年度で校庭の整備という予定になっております。来年度予算の中でこれを進めるに当たりまして、この埋蔵文化財との関係をどういうふうにやるかというようなことが一番の大きな課題でございます。一定の以下の地下以上は掘るとこれに当たるというようなことから、土を盛る方法と、削れる部分とをかね合わせた中で、このシンダー舗装ができるかどうかというようなことを中心に考えて進めているところでございます。埋蔵文化財の校庭全部の調査ということになりますと相当の時間がかかります。その間、校庭が使えないというような問題も起こりますので、今申し上げたような方法で実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小山良悟君） 谷 長一君。

○27番（谷 長一君） 学校教育部長の答弁によりますと、来年ということになるようでございますけれども、確かにこの問題点ということになるとですね、この校庭の下に埋蔵されておる文化財ということになるわけでございます。この文化財の調査は非常に期間を要するわけでございます。前に体育館をつくる时候にも、3カ月ぐらいで終わるといっておったのが6カ月も7カ月もかかってしまうと、このような状況であったということは承知していることと思います。

そのようなこともあわせ考えてみると、やはり事前に土を盛る方法と削るシンダーというんですか、その方法のどちらかということをはっきりしておりますので、やはり先ほども予算編成の中における発言からいきますとですね、やはり効率的で、しかも効率的ということになるとすべてに効率的でなきゃいけないわけですね。時間もまたは金もかからない、ましてや義務教育ですから、これをなるべく早くということになるわけですから、そのあたりも踏まえまして、必ず平成3年には早々にも着手できるように強く要望して終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって1の2、第一小学校校庭を早急に整備せよの質問を終わります。

一般質問2の1、市内の食品の安全性についての通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔2番議員 登壇〕

○2番（執印真智子君） それでは通告に従いまして、市内の食品の安全性について質問いたします。

私たち市民の食卓にのぼる食べ物で、何も不安がらずに食べられるものがあるでしょうか。防腐剤、着色料などの食品添加物、農産物、食肉の残留農薬、ポストハーベスト、チェルノブイリ事故で不安が増大した放射能汚染食品など、食品の安全を脅かすさまざまな問題が私たちの周りで不安となって広がっています。

昨年9月の都議会に出された「食品安全条例の制定を求める直接請求」で55万人の人が署名したことで、食品に対する不安を多くの人が感じていることは明らかであります。

国内では、食品の安全確保のためにさまざまな施策が施されていますが、私たちの食卓には輸入食品が7割を占めており、食品に対しての安全面の強化が重要視されているが、食品衛生法に沿った検査は十分とは言えない状態にあります。輸入食品の行政検

査率は6%で、ほとんどがフリーパスです。国は放射能汚染に対して特別な検査体制をしていますが、特定国に限定しています。ここで問題なのは、原産国が輸入時にわからないことです。輸入国イコール原産国ではありません。

放射能汚染の場合、トルコ、アイルランド、イタリアなどでチェルノブイリ原発事故の影響があるとわかっているのに、検査を決定する判断材料になるはずが、他国を回り、そこで加工されれば輸入国は加工国になってしまうわけです。加工国が監視対象以外の国であれば検査の対象とならずに、書類パスの対象になってしまいます。

現に、1987年香港から輸入され、大阪港に着いた「ビーフエキストラクト」という食品が、国の基準である370ベクレルを大幅に超える622ベクレルの放射能が検出され、積み戻しがありました。これは加工国が香港だったのですが、原産国であるアイルランドまで丁寧に記載してあったため、たまたま発見されたわけです。原産国表示イコール加工国となっている今、こんなふうに発見されることはめったにあることではありません。

また、輸入食品にはポストハーベストによる汚染の問題があります。アメリカからのサクランボは臭化メチルという農薬で消毒し、輸入されます。この臭化メチルは短時間で中毒症状を起こす殺虫剤で、発がん性も指摘されています。このように収穫後の農産物に薬剤を使用することをポストハーベストと言います。

殺虫剤以外にもカビ防止、保存料の添加、薫蒸があり、アメリカ国内では全面禁止になっているEDB（二臭化エチレン）は発がん性の疑いが強いにもかかわらず、日本向けのオレンジに使用されています。その他、カビ防止のために使用しているOPPは発がん性、TBZは催奇形性の疑いがあるとされています。輸入食品の薫蒸にはこれほど恐ろしい薬品が使用されているのです。まさに毒物による消毒なのです。

さらに添加物の問題は改めて指摘するまでもなく、さまざまな問題があります。例えば人工甘味料のサッカリンナトリウムはみそや清涼飲料水などに含有していて、染色体異常、膀胱がんの問題があったり、保存料としてのソルビン酸は表示義務があっても肝臓肥大、亜硝酸と反応して発がん物質に変わるとみなされています。そして、これらの表示は改善されつつあるとはいえ、消費者がその危険性を認識できるまでにはなっていません。

このように私たちの日本では、食べ物の基準が消費者の立場になってつくられていないことがわかります。

さて、日野市における食品に関する行政対応はどのようになされているのでしょうか。都への直接請求と同様に、日野市でも「食品安全条例の制定を求める請願」が1987

年12月に市議会に提出されました。その後、「食品安全委員会の設置を求める請願」に切りかわり、1988年9月の議会で採択され、業務委託という形で1年後の1989年9月に「食品安全研究グループ」として発足しました。テーマは放射能汚染食品についての研究で、その報告会が3月17日に市民会館小ホールで開かれました。これがそのときの報告会の資料ですが、このような厚いものが出されております。

このことは他市には例のないことで、市民が中心になり、自由な目で食品に対する疑問を投げかけ、消費者自身が情報を得るための足がかりともなり、大変大きな成果を上げました。この市民みずからの調査研究内容をぜひ日野市の食品行政に生かすべきだと考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

また、一部の学校給食や市役所の食堂においては地場野菜を食材に取り入れているとのことで、日野の農業を守り続ける上でも大変喜ぶべきことですが、農薬の散布回数などの検査が行われているのかをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本享一君） 学校給食の現場での地場野菜の問題でございますが、昭和58年度より学校給食では2校から開始いたしまして、現在は小学校7、中学校7の合計14校でこの野菜を地元から購入しております。60戸の農家が協力してくれておまして、平山地区で26戸、東光寺地区で24戸、堀之内地区で10戸の農家の方が、私ども栄養士と連絡をとりながら日野でとれた野菜を学校に入れていただいております。学校の栄養士会で会議を重ねる中で、加工食品は使わない手づくり給食をモットーという形で進めてきておまして、昭和63年度では420万ほど、それから平成元年度では660万円ほどのこの野菜の購入を進めておるところでございます。

それから、この農薬の検査は、実は実施できないんでございますが、できるだけ低農薬で栽培をお願いし、協力を得ているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 市役所内の食堂の件でございますけれども、御案内のとおり、食堂につきましてはここで委託業者が変更になりまして、現在準備中ということで1週間ほど休業をいたしております。ここで新しい業者に切りかわるわけでございますけれども、大手の業者でございますので、効率的な、野菜等の仕入れは効率的なということで、地場野菜等についてはちょっと十分にはいかないのではないかなと、こういうふうに考えております。

それから農薬の検査でございますけれども、できるだけ低農薬の野菜等を使用するようお願いはしてございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 最後の課題でございます、先般の研究グループによります報告書、それをどう生かしていくかということでございます。最近の何といいましょるか、研究グループ発足、そして、それに対する業務委託という形で進んでまいっております食品安全につきましては、最近の我が国の経済、あるいは社会の急速な変化、すなわち国際化、あるいは情報化、あるいはサービス化といいましょるか、また長寿化といった、そういった流れの中におきまして、消費者問題の多くはこのような経済社会の変化に関連した内容を持っておると言えると思います。こうした新しい消費者問題への対応は、消費者、あるいはその事業者、その他、また行政が協力し合って事に当たっていく必要があろうかというふうに考えておるところでございます。とりわけ消費者におきましては自分自身の問題として、一人一人が確かな目で物を見分け、主体的にみずからの力で生活の質を高めていく努力が、一方要求されておるといこともございます。

このような観点からも、新しい消費者啓発の方法といたしまして、あるいは消費者の身の安全ということにおきましても、この食品安全確保及び適正化事業を当分の間、今後も継続いたしまして、事業効果を見守っていききたいというふうに考えております。

こういう中で先般作成されました報告書、つまびらかに見させていただきます中で、逐次、市行政といたしまして行うべきところを進めていきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 市長へという質問もございましたので、一言お答えしたいと思います。

私どもの自治体行政の市民運動に対します基本姿勢としては、なるべく行政側は事務局の立場で市民運動を活発にやっていただく、このような関係でありたいと思っております。幸いにも日野市の消費者運動、特にその中の食品安全性に対しますいろんな関心の高まり、また運動が組織化されつつあることに対しましては敬意を表するとともに、その活動のより先導性といいましょるか、いろんな意味で大きな役割を果たしていただきたい、このように願っております。

先般、委託という形で調査活動をしていただきました。そのまとめられた資料につきましては、これから生かせるところを地域社会になるべく生きる方法で展開をしたいと、このように期待をいたしております。

今日、特に食品の安全性ということにつきましては、消費者の側に立ったというよりも、むしろ供給者側に立った形で、防腐のために、防腐や保存のために、あるいは鮮度を維持するという血色のためにといいたしでしょうか、いろいろな形で未知の薬剤が、我々の未知の薬剤が使われ、そのことがいろいろな生物の発生のある部分にまで影響すると、こういう、がんを含めてであります。こういう状況を我々もしばしば情報として見るわけでありまして、国の法律としての一定の安全基準、あるいは補てん行政としての、また食品安全監視の機能、いろいろの制度は一見施されているやに見えますけれど、何となく後手後手となって、つまり、信用できない、果たしてそれでいいだろうか、こういう消費者の側の心配があるわけでありまして、これは非常に専門的な知識と研究、実験を要する領域もありますので、自治体行政のなかなか届くところにはないわけでありまして、市民、消費者自身が幅広く関心を持たれて、そして、その安全性の不安を指摘されるということから、安全性に対する行政のまた対応が一步前進をすると、後手ではあっても前進をさせなければならない、こういう今の食品の供給と消費の関係にあるように思います。

我々の子供のころは、カビが出るとか、それからにおいが出るとか、腐敗ということがはっきりわかったんですが、近ごろは腐敗という状況が子供の目にもわかりにくいと、しかも発がん性でありますとか、何か他の、他を侵す、このような物質につきましては本当に目で明らかにすることもできませんし、しかも何年後、何十年後にそれらが蓄積されて、だんだん濃縮をして、そして健康を害する、こういうことも十分見通せる状況にもあるわけでありまして、いろんな情報を運動していただく方々とともに学びながら、先手先手の対応をしていく、それが一つの啓発、警鐘の手段として消費者運動、特に食品安全運動にはそういう活動が必要だと、このように考えておりますので、その活動をなるべく効果が上がるようにと申しませうか、役立つように努力をしていきたいと、このように考えております。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） どうもありがとうございました。消費者運動の活動を効果が上がるように手助けして下さるということで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。食べ物といえますのは主義主張に関係なく、だれでもがなければ暮らせないものです

ので、食べ物の安全性についての活動を育てるとともに、地場野菜を食材に取り入れることをぜひ守り、進めていくべきだと考えております。

現在のところ、農薬の検査をしていないけれども、低農薬で協力してもらっているということで、日野市の農業を守り、生産者の健康を守り、土を守り、食品の安全確保に心がけ、つくる人、食べる人がともに安全性を考えていける方向で、給食、市役所の食堂などの食材確保をお願いしたいと思いますが、食堂の方は今回業者が変わるということで、十分にはいかないというふうな御答弁がありましたけれども、積極的に進める方向で考えていただけるかどうか、再度質問させていただきたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 食堂の地場野菜につきましては、できるだけ地場野菜を仕入れするように指導してまいりたいと、このように考えております。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） わかりました。それでは、私たちが学校に子供を預けているわけですが、農薬がかかっているから食べさせないということではなくて、食べながらかえる、それが今の農業にとって大切なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で食品の安全に関する質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって2の1、市内の食品の安全性についての質問を終わります。

一般質問2の2、ゴミの減量化と資源化、有害ゴミの分別収集についての通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○2番（執印真智子君） それでは、ごみの問題について質問いたします。

ごみというと、何となく汚いもの、臭いものというイメージがあるせいか、何とか早く処分したい、目の前から消してしまいたいということから、ごみの収集回数をふやしてほしいとか、収集ボックスの増設を求める方向に議論が及びがちです。しかし、ふえ続けるごみに対処するために、収集回数をふやすことがごみ問題の解決にならないことは、実際に収集業務をしておられる清掃課の皆さんが一番よく知っていらっしゃると思います。

人が生活すれば必ずごみが出ます。そして、さらにふえ続けると思われれます。それは、ちり紙交換車による回収が減ったために、今までちり紙交換に出していた古新聞、ダン

ボール、ぼろ布などがごみ箱に入れられる傾向にあるためです。なぜちり紙交換車が以前ほど来なくなったかということ、輸入古紙が大量に安く手に入るようになり、古紙の引き取り価格が暴落したために、廃品業者の採算が取れなくなったからだということは既に周知のことと思います。ちなみに61年4月に古新聞1キログラム4円だったのが、現在では2円にまで下がっているのです。

また、生ごみの部分は余りふえず、ふえているのは容器や包装であり、特に、現在不燃物として収集されているプラスチック類がふえ続ける一方です。スーパーなどで売られている食品に使われるトレー類、持ち帰り弁当屋さんのプラスチック容器など、簡単便利のツケはごみとして私たちに回ってきているように思います。そして、このプラスチック類の中には、燃やすと焼却炉で猛毒性のダイオキシンを発生させるものがあります。ダイオキシンはベトナム戦争の際、枯れ葉作戦に使われ、催奇性、発がん性がある物質として知られています。

1983年の厚生省の「廃棄物処理にかかわるダイオキシン等専門家会議」では、「現段階では健康への影響が見出せないレベルであった」と安全宣言が出ておりますが、1987年度環境庁が発表した有害化学物質汚染実態追跡調査によりますと、20都道府県と3指定都市の海域、湖沼、河川など、全国28水域のうち、14水域のスズキ、ボラ、ウグイ、ベラなど37の標本のうち49%に当たる18からダイオキシン類が検出されたそうです。さまざまな影響を考え、どこの水域で検出されたかということは発表されておりましたが、食物連鎖など考え合わせると大変恐いことではないでしょうか。

私は、日野市が現在行っている4分別収集、すなわち可燃物、不燃物、粗大ごみ、有害ごみを必ずしも否定するものではありませんが、ふえ続けるごみの問題を消費者も含めて、よりよい方向を模索したいと考え、幾つかの質問をし、ごみ行政に対する日野市のお考えを伺いたいと思います。

昨年11月に行われました89年度日野市消費生活展におきまして、日野市消費者運動連絡会のメンバーが、ごみ問題についてアンケート調査をなさいました。これがそのときの報告書です。その中の「日野市ではごみを何種類に分別して出すことになっているでしょうか」という設問に対して、約半数の方が誤った答えを出しています。また紙おむつや大量の庭木、あるいは電機製品の捨て方などもわからなかったり、間違った回答をしているものがあります。これらは市のPRの徹底や工夫があれば、ある程度は解決できるのではないかと思います。この点いかがお考えでしょうか。

また、焼却炉でのダイオキシンの検査体制はどのようになっているのでしょうか。御

答弁をよろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答えさせていただきたいと思います。

ごみ清掃に関する私たちのPRの件でございますけれども、現実には一番主になるのが市の広報を使って市民の皆さんに理解を、啓発という形をお願いしているところでございます。1年間、大体ごみ関係の記事を広報に載せていただいているのが約10回ぐらいあるわけです。その中にはいろんな形がございますけれども、やはり今議員さんがおっしゃった減量化、また資源化についての市民の皆さんの理解を得たいというための特集記事もあるわけでございます。ですから、これから今後ですね、できるだけ市の広報を通じてPRをやっていききたいというのが基本的な考えでございます。

また、広報だけではなかなか一面的なものになってしまいますので、できればごみの流れとか、それから分別の姿をわかりやすく図解したパンフレット等もつくっていききたいと思っています。

日野市では、今分別についての、「ごみは正しく出しましょう」というパンフレットを年1回、各家庭にお渡ししているわけでございますけれども、できれば今後はもっと分別でなくて、ごみの流れというものを、収集から最終処分地までどういうふうに行っているんだと、ごみはどうなっているんだということとですね、できればパンフレット等も作成できたら作成して各家庭に配布できればと今考えているところでございます。

また、ごみ問題は大人だけの理解でなくて、子供のときから理解していただくのが一番いいという考えを一応持っているわけです。学校、小学校も社会科副読本の中で施設見学を、小学校3年ですけれども、日野市クリーンセンターを3年生の子供が毎年来てくれております。そして、備えつけのビデオを見て、また施設を現実に見て理解してもらっている。それにもう一步入れてもらってですね、社会科副読本の中に、ごみ関係の記事も副読本の中に入れてもらうように今教育委員会ともお願いしているところでございます。できればそういう中でごみについてのわかりやすい記事を入れていくことも大事だと思っています。

それから一般の方の見学というのはそう多くはございませんけれども、自治会の方や消費者グループの方が施設を直に見て、また職員の話聞いていただいているということもありますので、この点もできれば定期的に施設見学等を踏まえて、現実にクリーンセンターに来てもらえる方策も考えていかなきゃいけないんじゃないかと、今やっていますけれどもまだ不十分ですから、もう少し身を入れていききたいと考えているところで

ございます。

それからダイオキシンの問題でございますけれども、現在、今議員さんがおっしゃいましたように、ダイオキシンの検査については、これは御存じのように昭和58年に日本で初めて検出された猛毒の化合物であるということは聞いております。それで、今現在は国が中心になりまして、東京都においても国の検討を踏まえた中で、59年度から予備調査を開始しました。そして、60年度から3カ年ほどかけまして、清掃工場から出されるダイオキシンに関する調査を実施していらっしゃいます。その中では、年度を追って廃棄ガスの中のダイオキシンの分析方法、また排出物の中のダイオキシンの分析等、それから発生メカニズムの解明、それから抑制技術の研究、またはモニター方法の確立なんかを、そういう調査をやりながら都としても調査研究をしているという段階でございます。

そして、私たちに報告があった東京都のその検査内容でございますけれども、東京の区ですね、区の8清掃工場で実施した排出物のダイオキシン等の分析結果があるわけですが、ダイオキシンの濃度は排ガス1ノルマル立方メートル当たり1.9内外であると出ております。この結果ですね、今のところ、調査の中では人体へ影響を与えるほどの濃度でないということが私たちに報告されております。

実際、そういう今議員さんがおっしゃったように猛毒を発生するものですから、市でも何らかの形で取り組んではいかなきゃならない問題があると思っています。ですけれども今ちょっと申しましたように、いろいろここで分析したり調査するには難しい問題もあるということを聞いておりますし、厚生省の方も各自治体で調査するときは厚生省また東京都とも密接な連携を持った上、調査に当たってはほしいという指導がなされております。その辺をクリアして、できれば日野市1市でなくて、各自治体がやっぱり清掃工場を持っているわけですから、できればそういう形で実施できたら一番スムーズじゃないかと。社会に与える影響が大きいわけですから、そういう形でもっと広範囲な中で実施するならしていかなきゃいけないんじゃないかなと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） それでは、PRの方から再質問させていただきますが、ここに持ってきましたのは保谷市市民部清掃課が発行している「ごみ情報」という刊行物です。平成元年7月が第1号となっております、3号まで現在のところ発行されているようですが、ごく最近発行されたものですが、読んでみると大変わかりやすく、

後ろの方の方も大きな字で書いてありますので見えるのじゃないかと思えますけれども、内容も市民にごみの現状を知らせ、また市民を啓蒙する形のものになっています。先ほどおっしゃいましたごみの流れ、それからリサイクルの方法ですとか、いろんなものが書いてあります。こういうものを日野市としても発行してはいかがでしょうか。

○議長（小山良悟君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答え申し上げます。

今、保谷市でやっている、それは市でやっているごみ情報ですか、清掃部でやっている——後で議員さんにそれを見せていただいて、できれば参考にさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） 積極的な方向で考えていただけるのでしょうか。

○議長（小山良悟君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） はい、前向きに考えていきます。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） それでは、資源ごみの回収に行政が積極的に関与して全国的に有名な「沼津方式」を定着された元沼津市長の井手敏彦氏のお話の中に、沼津市がこの収集方式を実現する際に、現場の労働者、具体的には清掃収集課の人が自治会などの説明会に直接出かけて、説明して歩いたそうです。それでも20万沼津市民すべてに説明して回るのに半年かかったそうです。もちろん沼津は埋立地の寿命があと半年しかもないという危機意識が市民の側にもあったので、資源ごみの回収に成功したということはあるのですが、それをもっと早く始めればよいにこしたことはないと思います。

日野市としては、このような出向いて行った活動をどのように行っているのでしょうか。そして、我が日野市においては埋立地やごみ問題に危機感を持ち、少しでもごみを減量しようと地道な努力を重ねている数多くの市民団体、消費者運動があります。こういう団体に対して、当市においても今年度からごみ減量に協力したということで、資源ごみ回収団体に対して奨励金を交付するようになったことは喜ばしいことです。この利用状況をお知らせいただきたいと思います。

また、私の知るある子供会では、廃品回収の収益金よりも奨励金の方が上回り、例年より収益が多かったために、地域の地区センターにプロの人形劇団を呼んで、みんなで楽しんだそうです。今までにないユニークな活動ができ、また地域にも利益還元ができ

たことなど、奨励金はごみ減量と地域の活性化の両方に役立つものと考えます。

ただ瓶や缶の回収など、資源ごみの回収は地域のボランティアの活動としては限界もあるのではないかと思います。奨励金だけでいいのか、回収業者を育成するような方策をどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答えいたします。

清掃部の職員が現場に出て、市民と一緒にいろいろごみ問題に積極的に取り組んでいるかということでございますけれども、清掃部の中のサービス課の職員が、何かこちらから提案をして出て行くということはまだちょっとできておりません。ただ、いろんな問題があったときには、いち早く駆けつけて、これは担当が決まっていますから、その住民の方といろいろお話し合いをして、ごみ問題について意見交換をしているというのが今のところ現状でございます。

ただ、平成元年度に予算をいただきまして、新しくわかりやすいビデオを作成させていただきました。それがようやくここで完成してまいりましたので、できればそういうのを持ち寄って、何かのグループがあったときに、そのビデオを見ていただいて、そして、それを参考にお話し合いができる、そういう形で住民の中に入れていけるのも一つの大事な方策だという受けとめ方はしてございます。

それからごみの資源回収の件でございますけれども、御存じのように平成元年度から収集の種類をふやしていただいて、それに対する奨励費をつけていただくようになりました。今までは生き瓶にだけ3円という形で、キロ3円という形で奨励費を出していたのを、平成元年度から紙類、それから布類、鉄類等ですね、種類を広げさせていただきました。ちなみにここに数値があるわけで申し上げますけれども、63年度と平成元年度の違いでございます。63年度は紙、布、鉄、瓶を合わせた総量が991トンです。それがですね、こういう奨励費をふやしたことによりまして、平成元年度は約2,000トンになりました。それから金額からしても奨励費が1,000万近くになっております。ですから量もこれだけふえておりますけれども、金額も——だから、今議員さんがおっしゃるように、何かそういう集団収集した方が多少なりとも自分たちの活動にそれが使われるということであろうと思っております。

ですから、今後も——ただ、今議員さんがおっしゃいますように、私たち市民が収集するのはふえてきましたけれども、御存じのように経営が成り立たないという形で、年々回収業者が減っているのが現状でございます。今、大体日野支部に入っている回収ごみ

社は11から12団体でございます。その方に、その業者の方については、その支部に年間11業者当たり1万円ですか、の補助というんですか、そういうものを差し上げております。ですから、その補助といえますか、そういうものも回収業者の方が市に資源化、減量化に貢献していただいている点があるんで、市としてもこの辺の補助をもう少しふやせないかということは、やっぱり検討していかなきゃいけないんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。ただいまお話を伺いまして、積極的なその市の姿勢がわかったわけですが、ごみ問題につきましては行政の市民に対する働きかけとともに、私たち市民が今の暮らし方を見直すという二つの力が車の両輪となり進んでいくものと思いますが、より多くの情報量を持つ行政側として、ごみ減量の方向で善処願いたいと強く望みます。ぜひPRにつきましても積極的に出向いて行く活動もお願いしたいと思います。

またダイオキシンにつきましても、こんなに大切な問題が検査されていないということに大変大きな驚きを感じましたが、現在国とか都と一緒に調査中とのことですので、その中間報告というのをもらっていただきたいと思っております。

それでは、これでごみについての問題を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって2の2、ゴミの減量化と資源化、有害ゴミの分別収集についての質問を終わります。

一般質問2の3、日野市の福祉についての通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○2番（執印真智子君） それでは、日野市の福祉について一般質問をさせていただきます。

日本では現在高齢化が急速に進んでおります。この高齢化の危機は政府によって必要以上に強調され、消費税の強行導入にもつながったわけですが、その消費税が本当に福祉に使われるかどうかは別として、21世紀に高齢者の大量存在が社会の構成を大きく変えることは間違いないと思っております。

日野市では在宅の寝たきり老人が198人、痴呆性老人が480人いらっしゃるということです。また昭和60年にはひとり暮らし老人が1,209人、高齢者夫婦世帯数が2,449世帯となっております。

寝たきり老人については、「寝たきり」というよりは「寝かされっ放し」ではないかとも言われておりますが、政府は予想される高齢社会のコスト負担を「自立、互助」の名分のもとに、個人の負担にゆだねようとしております。そして、その労働負担は家族愛の名において、主に女性に押しつけられようとしています。

評論家の樋口恵子さんの調査によりますと、介護される側の7人に1人が90歳以上であり、介護する側の5人に1人が70歳以上の高齢者であったそうです。日野市の状況はどうか大変心配なところです。

もちろん私は日野市の革新市政、福祉に対する姿勢を高く評価しております。寝たきり老人を抱える家族に対する月額5,000円の補助、寝たきり老人巡回入浴サービス、高齢者集合住宅の新規事業、特養老人ホーム浅川苑を公的施設として建設するなど、大変立派な施策だと考えております。

政府は従来の福祉の基本であった「施設ケア」を「在宅ケア」へと大転換させようとしているわけですが、在宅介護を支える公的ホームヘルパーは現在2万7,000人しかいません。これは老人18人に1人の割合でヘルパーのいるデンマークに対し、日本は実に650人に1人という割合であり、またスウェーデン並みにするにも120万人のホームヘルパーの確保が必要だと言われております。

しかし、現在日野市では老人介護に対するホームヘルパーが3人しかいないと聞いております。国の政策が一貫して福祉予算削減、保険縮小に傾く中で、一地方自治体としてどのような基本姿勢で、この老人福祉に取り組んでいかれるのでしょうか、ぜひ市長のお考えをお伺いしたいと思います。またホームヘルパーについて、どのような計画でふやす予定を立てていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

国では、平成元年の12月に高齢者の保健福祉推進10カ年戦略というものを策定いたしました。これにつきましては、今後11年間にわたります、いわゆる高齢化社会に向けて、特に在宅福祉サービスの大幅な拡充を重点的に整備し、強力に推進するというものでございます。

日野市におきましても、現在在宅福祉の3本の柱といたしまして、家庭奉仕員の派遣事業、デイサービス事業及びショートステイ事業を実施しているところでございます。

ただいま御質問の公的ホームヘルパーをふやす用意があるかという御質問でございます。家庭奉仕員の派遣事業につきましては、3名の市の職員によるサービスのほかに、

家政婦協会を通じての家事援助事業、それから日野市の独自の福祉事業団で行っております在宅ケア事業と、きめ細かな施策を実施しているところでございます。これら3事業は互いにその制度の独自性を発揮しながら、また補いつつ市民要望にこたえているところでございます。

しかしながら、高齢化社会に向け、今後ますますその需要は高まるものと考えておりますので、公的ヘルパーの確保、増員につきましても今後とも努力していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 高齢化社会が現実に進んでまいっておりますし、その間、一人一人健康で一生を全うできると、そのための幼いときからの健康施策が本当の基本的な福祉政策になるものだというふうには考えております。当面、しかし急ぎの現象も多々いろんな形で出ておるわけでありまして。その具体的な状況が寝たきりという方、あるいは家族構成上、ひとり暮らしという日常生活の形、いろいろなその複合性もございまして、いわゆる福祉施策というものは当面の、今までもやってみましたが、これからむしろ専門的、あるいは本格的に取り組む必要がある。そのことから日野市では他にまだ例が少ないわけでありまして、福祉事業団という社会福祉法人を議会の承認のもとに制定し、また事業を進めつつあります。

今回の特別養護老人ホーム浅川苑もその福祉事業団に、市の行政からその管理について委託をするという形を既にとっておるところであります。特別養護老人ホームが、しかも定員50名というごく、基準規模でありますので、またそこを拠点として給食、宅配の給食事業も始めたいと思っておりますし、それから出向いて行って在宅のまま入浴でありますとか、あるいはケアのお手伝いをする、あるいはショートステイの形でお迎えをして、浅川苑の中で一定のケアサービスをする、このようなことが可能になってまいります。経験を積みながら、これらをまだ市内にも何軒かをつくる、そのことも今まで申し上げておりますが、その場所並びに用地を確保するというのもまた一つの前提になってまいります。新しく当面をする事業でありますので、いろいろこれから経験を積みながら、具体的に高齢化社会に直接役立つといえますか、そういう形をだんだんと積み上げていかなければなりません。

在宅福祉という形は、数が多くなるために、国なり社会としてもやむを得ないという面はありますけれど、また一方に、その福祉を給付を受けるといいますでしょうか、福祉を

求めておられる方にもなるべく遠隔の地でなくて、今まで生活をされたその地域、お知り合いの周辺の中で老後が過ごせるということも大切な福祉の条件だというふうにも言えるわけでありますので、施設福祉あるいは在宅福祉をともにうまく機能させながら取り組んでいく重要な課題だと、このように考えております。

いろいろとことしも事業を始める予定になっておりますし、時代の一番大切な施策の領域であると、そういう認識で取り組んでまいります。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） ありがとうございます。ハード面だけではなくて、運用の面でも柔軟できめ細かな対応をお願いして質問を終わりにしたいと思います。

○議長（小山良悟君） これをもって2の3、日野市の福祉についての質問を終わります。

一般質問2の4、公共施設での石けん利用についての通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○2番（執印真智子君） それでは、市内公共施設での石けん利用について御質問いたします。

合成洗剤の害、恐ろしさについては既に皆様御存じのことと思います。合成洗剤は第二次大戦後につくられた石油製品であり、その害は人体に影響を与えるばかりでなく、川を汚し、ひいては海の汚染、すなわち赤潮や魚介類の異常となってあらわれています。

一方、石せんは2,000年余りの歴史を持ち、安全で、しかも最終的に成分が自然に還元されるという点で、合成洗剤よりはるかにすぐれています。

皆さん、御存じだと思いますが、御参考までに石けんを持ってまいりました。石けんというのは、粉石けんと聞くとどういふふうに思われるのでしょうか。石けんというと大体こういう石けんを想像されると思うんですけれども、粉石けんというと、粉であればみんな粉石けんと思うかもしれませんが、粉状ですけれども、これは合成洗剤です。粉状でこれは粉石けんです。

石けんというのは石けんと他の添加物、天然の油脂が原料となっています。ですから川に流したときに速く分解されるわけです。これが合成洗剤、合成界面活性剤と助剤、その他の添加物でできています。製造過程でも劇薬を使いますので、大変体に害があるわけですが、それからこれが——これはきょう生活課で借りてきたんですけれども、SKというところにつくっている台所用の石けんです。これは液状ですが石けんです。普通よくスーパーなどで売っていますのは液状の合成洗剤です。それから、これは漂白剤

です。それとクレンザーというのがありますが、市販のクレンザーは、大体ああいうのは砂、岩を細かくしてつくってありますけれども合成洗剤が入っています。石けんが入っているクレンザーというのもあります。

それから、これはシャンプーです。石けんでできたシャンプーです。合成洗剤でできたシャンプーというのがありますが、今若い女性の間で朝シャンというのがはやっておりますけれども、大変髪の毛の薄い女性がふえていると聞きます。（「夜シャンにすればいい」と呼ぶ者あり）夜洗っても危ないんです。それは合成洗剤がたんぱく質を溶かすので、毛根が弱まって薄毛になるんだろろうと言われてます。

そんなわけで、皆様当然御存じだとは思いますが、粉石けんといっても粉状の合成洗剤、それから液体状の合成洗剤もあるわけです。

日野市におきましてはこのことを十分に認識されまして、昭和57年に助役の依命通達という形で、公共施設において石けんを使うよう指導されていることは大変評価できることと考えます。

しかしながら、私どもの調査によりますと、25カ所の地区センターを調査したのですが、完全に石けんのみというのは新井、多摩平東、宮南部の3カ所、石けんも置いてあるけれども他の合成洗剤も置いてあるところが11カ所、残り10カ所はすべて合成洗剤が置いてありました。

この結果から、通達を出しただけでは大変効果が薄いことは明らかです。市は公共施設における石けんの使用実態を調査すべきではないかと考えます。また通達の徹底を図るように、改めて公共機関への指導が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） それでは今、特に地区センターということでお話ございましたが、公共施設での石けん使用状況、どうなっているかというところからお話し申し上げたいと思います。

当市は、皆さん既に御承知のとおり、都内各市に先駆けて積極的に取り組んだ経過がございます。それも行政組織と市職員組合が共同した形で推進してきておるところでございます。

経過的に見ますと、職員組合では56年、昭和56年に合成洗剤追放委員会ができて、組織としての取り組みが行われたわけでございます。行政組織といたしましても、相まって昭和57年、今お話のありました8月30日付の助役名によります「合成洗剤の使用自粛

について」と題しましての依命通達が出されまして、その取り組みが実行されてきておるところでございます。その通達の方針の中で、合成洗剤が人体または環境に与える悪影響のこの危惧と不安を指摘いたしまして、長い歴史の上で安全性が確かめられてきております石けんの使用を推進するとされております。

公共施設におきます石けん使用の状況でございますが、日野市用品調達基金運用がございます。この基金運用の中で調達いたします貯蔵に適する消耗器材といたしましての洗剤につきましては、すべて石けんを購入している実情でございます。

市役所——庁舎ですね、それから生活・保健センター、東部会館、婦人センター、勤労青年会館、豊田市民ギャラリー、児童館、公民館、図書館、さらには給食が行われております小学校、中学校、また保育園、病院等、合成洗剤の使用自粛についての依命通達の趣旨の徹底が図られておるところでございます。

ところで、地区センターにつきましてでございます。今、実例をもってお話のありましたとおり、現在地区センターは55館、市内にございますが、その管理は地元へ委任しておる関係もございまして、残念ながらお示しのごさいましたとおり、石けんの使用が必ずしも図られておりません。そこで、今後市民への石けん使用への啓発を、市内消費者団体等と連携しながらさらに進めるとともに、地区センターで使用する台所用洗剤等の石けんについて、現在、先ほどお話ししましたとおり、地元の方に委任しているところではございますが、何らかこの啓発とあわせて、その購入方法について何らかの方法を講じてみたいと、そのように既に検討に入っているところでございます。

以上、回答申し上げます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 執印真智子君。

○2番（執印真智子君） どうもありがとうございました。地区センターの使用についても既に方策を講じているということですので、ぜひよろしくお願いいたします。

合成洗剤の害というのは、おむつかぶれとか主婦湿疹のような皮膚障害、または内臓障害などさまざま指摘されております。食器に残った合成洗剤の成分が食べ物に付着して口に入ったり、洗濯物に残った合成洗剤の成分が汗腺を通して体内に入るわけですから、たかが台所や洗濯に主婦が使うものと軽んじることなく、水も汚すわけですし、農業に与える影響も大きいですので、病院の建設など、ハード面も大切ですが、基本的な面での健康政策の一環として、市民への働きかけを強く望み、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって2の4、公共施設での石けん利用についての質問

を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後0時9分 休憩

午後1時24分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長、午後所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をよろしくお願い申し上げます。

一般質問3の1、市職員などの福利厚生についての通告質問者、名古屋史郎君の質問を許します。

〔28番議員 登壇〕

○28番（名古屋史郎君） それでは、市職員などの福利についてと題して質問いたします。

市民生活の向上ということの観点からは、市職員など、市の職員の方あるいは清掃、印刷、その他、市の行政に関する、関係する人々の生活の安定があってこそ、初めて市民生活の向上が実現するものだという事は言うをまたないことだと思います。その根本は、給与が安定していること、これが最大の必要な要件だと思います。第2は仕事ができる環境にあるかということ、これも大事なことです。その福利厚生という言葉がよく使われますが、それらはこの給与だとか、快適な仕事ができるような環境整備とか、そういったものを補完すると言えらると思います。大変これも大事なことです。

私は、62年の第4回の一般質問、あるいは平成元年度の第2回の一般質問で、清掃労働者といいますが、清掃に従事する市の職員、あるいはそれと一緒に仕事をしている委託先の労働者の福利の問題、そして、さらにはいわゆる市の職員の福利、これをもっと向上させる必要があるんじゃないかという観点から質問いたしました。したがって、「市職員など」という言葉がついているのはそういうわけでありまして、市の職員だけでなく、それに関連する人々の福利という意味であります。

それで、その二度の質問です、坂本現社会教育部長、元清掃部長、元総務部長を経験された方、それから、今総務部長でいらっしゃる藤浪元清掃部長から、それぞれ職

員の福利についてのいろいろな問題についての質問にお答えをいただきました。そして市長からも清掃労働者、あるいは市の職員に対する福利の問題について、それぞれ答弁をいただいたわけであります。

私はここで、その後、今申し上げた3人の方からそれぞれ職員の福利などについてお答えがあったわけですが、その後、具体化されている施策といえますか、そのことについて若干伺いたいと思います。

まず総務部長に伺いたいのは、要するに福利施策といえますか、そういうことで御答弁の中にもありましたように、鋭意前向きで検討するということでしたが、その後どんなふうに職員の福利について施策を進められているかということです。これは、いわゆる公民館ですとか、支所ですとか、病院ですとか、いわゆる出先の職員なども含めて互助組合の関係するところが多いと思いますが、御答弁をいただいた後ですね、いわゆる職員の福利について、福利厚生について、どんなふうな施策を進められているかという点を伺いたいと思います。

さらに総務部長に伺いたいのは、先ほど申し上げました互助組合ですか、の交付金が昨年度より1,000万、969万6,000円ふえているようであります。で、この内訳は山中湖の山の家というんですか、の契約の350万を含めて969万の増額だと聞いておりますが、これについて、聞くところによると互助会の方では掛金といえますか、負担金を4%という、給料の4%ということだったのを、1,000円で頭打ちという形の負担だったのを何かふやされて、会費を増額されるというふうに、予定だというふうに聞いておりますが、この1,000万、969万ふえた内訳はですね、そして会費の増額分を合わせますと1,500万ばかり、いわゆる互助会費がアップになる予定であります。どんなふうにこれを使われるつもりなのか。大変増額されてきたということはいいことだと思いますが、どんな計画があるのかですね、伺いたいと思います。

それから清掃部長に伺いたいんですが、先ほど申し上げましたように、2回の一般質問の中で市長も、同じ職場というか、同じ仕事で働く人に差別があってはならない、不平等があってはならない、こういうお答えをいただきました。そして、清掃部で鋭意検討して、例えば食事の問題だとか、あるいは休息の問題、休憩室といえますか、休養施設といえますか、そういうことも清掃部に検討させると、こういう御返事がありました。このあたりですね、その後、清掃部としてどんなふうな前進がされているか、いうあたりを清掃部長からお答えをいただきたいと思います。

以上、前半、これまでの質問のお答え、それから、その後の動きといえますか、取り

組みといえますか、それを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは、職員の福利厚生につきまして御答弁をさせていただきます。

職員の福利厚生でございますけれども、この福利厚生につきましては地方公務員法第42条におきまして、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業について計画を樹立し、これを実施しなければならないと、職員の福利制度に関する規定がございます。これを実施することを地方公共団体に義務づけた規定でございます。この規定に基づきまして昭和40年に互助会に関する条例を設置いただきまして、互助会が40年4月から発足したわけでございます。当時は少ない給付事業、それから厚生事業でございましたけれども、25年を経過してございまして、その内容につきましても充実をしているところでございます。

福利の、当然職員が健康の保持、それから増進、それから生活の内容の向上ということで、物的にも制度的にも施設を、実施するということは、直接的には職員の勤務意欲の向上につながることでございますし、ひいては地方公共団体の行政の能率化ももたらすという性質がございますので、今年度につきましては、十分職員の福利厚生につきましては今後とも充実を図っていききたいと、このように考えております。

それから福利厚生につきましては、互助会にその事業をお願いをしているところでございますけれども、平成2年の事業計画につきましては、まだ4月末の評議委員会に諮っておりますので、まだ承認を受けておりませんので、案ということで御説明をさせていただきます。

2点目の御質問のお答えになるわけでございますけれども、平成2年度で互助会に対します交付金の増額を認めていただきました。この中では会員の会費の1,000分の4というのがございまして、1,000円の頭打ちということでございましたけれども、この枠を取り払いまして、給料の1,000分の4ということで増額がしてございます。これにつきましては前年の会費では600万ほどの増になっております。それから、それに加えて、それをもとにいたしました互助会に対する交付金も算定をされております。それから先ほど御質問の中にございました山梨県の山中湖畔の福利厚生施設、これに対しまして350万ほどの増加を入れまして、交付金につきましては2,899万ということでございます。これらを、会費の増と、それから互助会からの交付金をもとにいたしまして、平成2年度の互助会の事業運営計画がここでつくられたわけでございますけれども、こと

しといえますか、平成元年度の事業でございますけれども、前年の福利厚生事業、この中では縮小あるいは中止をしたものがございます。これらを復活し、または縮小したものをレベルアップするというような形で現在考えてございます。

この中でちょっと申し上げますと、教養普及事業関係でございますけれども、観劇会、それから教養講座、それから夏休みの写真コンクールというようなものが縮小になったわけでございます。保健体育事業関係につきましても職員の親睦スポーツ事業、それから保養施設の補助というものが縮小になっております。こういった関係につきまして、平成2年度につきましてはレベルアップを、あるいは事業の復活をということで考えてございます。

この中で教養普及事業でございますけれども、観劇会、これについては4回であったものを5回というようなもの、それから先ほど申し上げました山中湖畔の施設の利用、これは新設でございますけれども、そういったものとか、それからナイター観戦等の、これについては増額と、それから保養所施設の利用補助、これについても1人2泊を限度としておりましたけれども、これを4泊まで認めるというようなもの、それから映画鑑賞の助成というものも復活をしたいと。

それから、さらには保険料でございますけれども、福祉団体定期保険というのがございます。職員が死亡時に100万ということでございますけれども、この保険料についても80万から100万ということで増額になってございます。

それから、今貸付事業をしておりますけれども、1人10万円の貸し付けでございますけれども、これについては20万までいいということで、予算の中では繰出金ということで100万ほど計上をしております。

ただいま申し上げましたとおり、互助会の事業の内容でございますけれども、前年に縮小した関係もございまして、繰越金が450万円ほどございます。これら合わせて有効に職員の福利厚生に役立つ事業を今後とも組んでいきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答えします。

清掃部に、クリーンセンターに従事している職員に光を当てていただいてありがたく思っております。

市の職員は現在59人おります。それから「など」という中には関連職員がいるという

ことでございますけれども、環境保全が約43人ばかり、それから市の衛生公社の職員が18人おります。ですから六十数人、全体で100人を超える職員がいつもクリーンセンターで働いておるわけでございますけれども、市の職員はその中の15名ほどは、20名のうち班編成をやっておりますので、いつも15人ぐらいは少なくなっておりますけれども、大勢の職員が働いていることは確実でございます。

御質問の福利厚生に関する件でございますけれども、60年に新しい施設を建てていただきまして、職員の、2階部分が畳と、それから机、いすを入れた広い休憩室がございます。ですから職員の、いつも大現場の職員はその2階で食事をとったり、畳で休んだりしているわけでございます。

ただ、先ほどちょっとおっしゃいました食事の関係ですけれども、これは前議会で、前の総務部長さんが、将来市の食堂が充実したならば、出前制度も考えられるんじゃないかというような御答弁を聞いた記憶がございます。現在まで、まだそういう制度はなっておりませんが、我々出先の職員としては、それができればと期待しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） どうもありがとうございます。総務部長のお答えで、互助会の会費なり交付金がふえて、総花的に福利厚生にいろいろ利用するということはよくわかったんですけれども、前回、2回の質問でも、きょうも若干申し上げましたけれども、市職員などの方は互助会員ではないわけですから、今言ったような清掃部長のお答えのような市の施策といえますか、そういったものが、その同じ仕事に従事する人、あるいはそうでなくとも病院ですとか、出先機関の職員の数というのは相当大きい数だと思います。そういったところでどういう市の施策というか、互助会の恩恵というか、自分たちも出しているわけですから恩恵とばかり言い切れないんですが、そこらですね、御質問して、最初62年ですから、もうかなりの年月がたっているわけで、具体的に総花的に予算、交付金もふえた、掛金もふえた、全体でこんなふうにレベルアップするんだということはわかるんですけれども、私が特に伺いたいのは、今言った出先の者といえますか、その者に対して互助会の平等性というか、職場環境というか、場所が全然違うわけですから、それからクリーンセンターは非常に快適な条件に整備されつつありますから、不平等だとか、不利益だとかということまでは申し上げないんですが、まだ改善しなければならない職場環境というものもあるんじゃないかと思います。そういう中で営々

として働いていらっしゃる方々に、例えば市の職員の休息室は畳で20畳余りあります。真新しいきれいなものです。食堂といますか、食事をすると、くつろげるところも立派にあります。

それで、清掃部長に伺いたいんですが、現在の敷地の中でですね、今の環境保全、衛生公社に貸与している場所、人数と作業量というか、そういうことからすると、今申し上げた20畳の真新しい畳の休息室と比較しますと、大変劣悪というところとちょっと言い過ぎですけども、大分格差があるように思うんですが、そういうあたり改善というか、何か前進的にお考えを持っていらっしゃるかどうか、清掃部長に伺いたいと思います。

それから総務部長には全体的なレベルアップのことはわかったんですけども、特にいわゆる出先の職場に対する対策というか、これなどは検討されていないのかどうかですね、さらにもう一回伺いたいと思います。大体総花的なレベルアップの件はわかりましたけれども、前2回御質問したときのように、同じ職員、職場が違うということで、例えば食堂の利用だけとってみても、毎年のように全職場が、全く職場が変わるという状況なら、これはある意味では平等なわけですけども、同じ職場以外には移らない職員も現にいるわけですから、そういう者にとっては福利厚生面で格差というか、不平等があるんじゃないかと思うんですが、そういう点については総務部長の今のお答えの中にはなかったものですから、どんなことを考えていらっしゃるのか、また考えていないのかということですね。

それから清掃部については休息室ですとかね、食事の問題は何か前向きな検討がされるというふうに聞いたんで大変うれしく思っているわけですけども、もう一度両部長から御答弁をいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 大変失礼しました。大事な点を落としまして申しわけございません。

出先職員等の福利厚生でございますけれども、特に出先の職員からの要望につきましては食事の問題が多く出されてきております。名古屋議員さんからも再三御指摘があったとおりでございます。職員の福利厚生の一環として食堂があるわけでございますけれども、現在食堂の業者がここで交代をするわけでございます。今までの業者につきましては、やはり能力的にもできなかったわけでございますけれども、この時点で新しい業者との、経営者がかわったわけでございますけれども、この機会をとらえまして、現在新しい業者と交渉を、交渉といますか、お願いをしております、要望をしているとこ

ろでございます。新しい業者につきましては、この件につきまして出先の配達ということも十分検討をしていただけるという返事をいただいておりますので、その実現につきまして今期待を私どももしているところでございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、新しい管理棟等の施設はですね、62年に完成させていただいたんで、我々市の職員は快適な施設で仕事をしているわけでございます。それと比較するという形じゃないんですけども、今あそこの一角におります委託業者は、環境保全と、それから衛生公社でございます。市が建てて、そしてお貸ししているという建物でございまして、大部分がプレハブの継ぎ足しになっている建物です。人数も、公社の方は人数が少なく、そして中もそれに対応できているようですけども、環境保全の方は人数が多いわけで、ちょっとそのスペースが狭いという感じは私も受けております。それからやっぱり老朽化しているのは、ちょっと建てた年代がわからないんですけど私、ま、古くなっていることは確かだと思います。

ただ、あそこの土地は国から借りている土地でございまして、もしも建てかえとかにかすることになるとですね、国の了解等も必要になってくるのではないかと考えております。

私の方からそういう現状だけをお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） お答え、それぞれありがとうございます。

62年からもうかなりの年月がたっているわけで、ちょっとここに62年のときの市長の答弁をちょっと読んでみますが、「特に休養の場所などにつきましては、これは差別的に現状があるならば、できるだけ改善は図らなければならない、そう思います。食事でありますとか、多少本庁との差がある、こうおっしゃっておりますが、それはないとは申しませんが、どう改善の方法が可能であるか、それはその程度の員数で食堂を開くということはちょっと無理かなという感じがいたしております」、こういう御返事があるわけで、後半の方は今やりとりの中ではっきりしてきたことは、そういうところにも光を当てていただくということですから、職員も、それから委託先の業者にも潤うのかなあというふうに思っております。

ただ、互助会員じゃありませんので、その辺がどんなふうな扱いをされるのか、ちょっと心配ですけども、その後半の食事の面についてはそういうことですが、休養の場所については部長も今おっしゃっておりますように、四十何人が18人と同じような、同じ建物の2階に休息なり食事なりしているわけで、先ほど申し上げたように、劣悪とは申しませんが、市の職員のそれと比べると大分違いがある、差別という、差別的な、差別というんじゃない、格差といいたいでしょうか、言いかえれば、それは歴然と私はあるんじゃないかと思えます。

そういう点で、委託料を払っているんだから、委託料の範囲の中でということもあると思いますが、その辺ですね、御答弁はこういうふうにいただいているわけで、ようやく食事の件が若干前進をしたということのほかに余り前進面が見られないんですが、特に市長に伺いたいんですが、この今の清掃部長のお答えの中にありましたように、休養といえますか、くつろげるというか、そういった場所などについては、私は大分格差があるんじゃないかというふうに見ておりますが、この点について特に市長のお考え方を伺いたいと思えます。

私も市会議員になって25年になりますが、自分の提案なりアイデアなりが生かされることに無上の喜びを感じて今回もまた出てまいりました。そういう点では私ども30人の、30倍くらいの市長は何といいますか、生きがいを感じてやっていらっしゃるんじゃないかと思えますが、我々議員も真剣に市の行政の効率化、あるいは市民から喜ばれる行政、こういうことについて真剣に考えているわけで、これらの提案が2年、3年、4年、5年たたないと実現しないということでは大変悲しい状態だと思えますが、特にこの休養室といえますか、そういう点についてぜひ市長のこれからの考え方、伺いたいと思えます。

さらに、休養とか食事とかいうことと関係は別ですが、総務部長のお話にありましたように、総花的に福利厚生を充実していくということは大変結構なんですが、私はここでもう一つ新しい提案といえますか、考え方を市長の考え方もあわせて聞いておきたいと思うんですが、八王子、その他、各何市かで、いわゆる職員会館というようなものが市庁舎のわきにあるようです。これは市の職員だけという利用じゃなくて、市の職員が使っていないときは市民も使うといったような施設らしいんですが、そんなものを福利厚生のお殿堂という形でお持ちになるような考え方、あるいはそういう余裕といえますか、そういったものはどうかなと思えますが、その点についても市長の今現在のお考え方をこの際伺っておきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 自治体行政の事務事業を遂行する、いわゆる自治体職員、この場合にも労働法規としては一定の使用側に対します義務事項があるというふうに思っております。それは労働安全行政、労働安全にかかわることが義務として存在をし、一方には福利厚生という施策による労働力の再生産、あるいは能率をより高める、こういう意味での施策がともにバランスよく存在するというのが一番望ましいと、このようには考えるわけであります。

直接、自治体の場合は企業と違って、市民の納税による、つまり公費によってそれらの施策が行われることとなりますので、市民の見られる感覚というものをおのずから配慮もしなきゃならないということがありますので、どちらかという市民サービス優先、そういう形に今までも考えてまいりました。

今日、日野市の自治体職員としても相当数を占めておりますし、また直接業務委託をする業者機関、これらも数少なくはありません。とりわけ清掃業務に従事する、いわゆるクリーンセンターに働く職員、これは市の職員と、それから委託業者の職員が共同の活動の場になっておるわけでありまして、そういう意味では特殊な職場ということで、我々も関心を持って気持ちよく働ける状態をつくりたいと、このようには考えております。

特に労働をもって業とする人たちは、やっぱり休養ということが大切な労働安全衛生にかかわる範囲と、それから精神的に福利厚生という手段による意欲をつくり出す手段、これらが先ほど言いましたごとく、バランスよく必要だということには特に配慮する必要があると思っております。

今までなし得ている部分と、これから取り組んで、解決ということではないにせよ、改善をしていく課題も少なくないと、このようには思っております。しかし、全く同様にというわけにもなかなかいかない、このこともやむを得ない事情があるように思います。

そこで、一定のこの順序といいたいでしょうか、あるいは期間を要することになると思いますが、現在のクリーンセンターはスペースとしても手狭の状況でありまして、そのあたりで物理的に休養の場を建物として提供するという事は、直ちには困難があると。だんだん今のし尿施設部分が将来遊休施設に、下水道に置きかわって遊休施設になってまいりますので、それに伴って、またクリーンセンター全体の配置増が新たに考えられると、このようには見通しを持っております。今は現段階の可能性の中で、それらを

なるべく気分よく、また納得のされるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

職員全体といたしまして、いわゆる社会労働環境の水準を高めるということは日本の経済水準の向上に伴って必要な、また必要である可能な施策でなければならないと思います。

そこで、今言われる、また八王子に例があると言われる職員会館的なもの、これも将来展望の中には市民の御理解をいただく形で発展をさせたいという考えは持っているわけでありまして。

とりあえず今やっておりますのが、職員農園というのを開きました。日野市の信用においてある土地をお借りいたしまして、ある面積の土地をお借りいたしまして希望者に職員農園として開放してある、こういうことが多分昨年か一昨年あたりからの施策の一つになっておると思っております。これからの確な、適当な場所があれば、それらの拡張も図っていききたいと思います。

それから、市民施策がまだ求められておるこの日野市の行政事情の中で、職員対策を優先させるというわけにはちょっといかないだろうと思っておりますので、いろいろ工夫をしながら、市民に理解をしていただける手立てをとりながらやっていくことだと、このように感じております。

職員が高い意欲を持って、そして労働環境も安全であり、執務環境も快適とまではいなくても満足できると、こういう水準を維持することがとりもなおさず市民サービスにも十分活動できると、こういうことと相俟う課題でありますので、そのような努力は今後もいろいろ工夫しながら、また意見も聞きながらやっていきたいと、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君） 名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君） 市長のお答えですが、私は一緒に働いている人たちは、特に市長の答弁の中にも、前の答弁にもあるんですが、業者とは呼びたくない、呼ばないよといったような考え方と、全く休養の場などは同様とまではいかないというのとちょっと矛盾するような感じもいたしますが、その辺も理解できないわけじゃありませんけれども、とにかく格差というか、差別というところから申し上げませんが、格差は、一見業者とか市の職員とか呼びたくないといった状況からはかけ離れた状況が、市民がひょっと見た場合だって、また働いている人たちの気持ちの中にあって私はあるんじゃないかと思うんですね、あの現状は。ですから、なかなか敷地の問題や

建物の問題で、いろいろ手狭の状況だということは私も部長さんあたりから伺っておりますのでわかりますけれども、鋭意考えていただくという、前向きに考えていただくということをぜひお願いしたいと思います。

それから職員会館の問題については、たしか市民要望のある中で、その職員会館の優先ということは私も無理に申し上げませんが、先ほど申し上げましたように、市民も職員の使っていないときには使えるような方法とか、いろいろ知恵は出していけば職員の勤労意欲というか、福利厚生に役立つものができるんじゃないかと思っておりますので、その辺の検討も何年かかかるとは思いますけれども御努力をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、行政の能率の向上、また喜んで働いていただけるという状況をつくっていくために、さらに鋭意努力をしていただきたいということを心からお願いを申し上げます。質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって3の1、市職員などの福利厚生についての質問を終わります。

一般質問4の1、高幡駅周辺の区画整理事業及び総合病院建設について問うの通告質問者、市川資信君の質問を許します。

〔26番議員 登壇〕

○26番（市川資信君） 副議長から通告質問のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。引き続きの質問ということでお疲れかと思っておりますが、よろしく御協力をお願いいたします。

ちょうど3年目、丸2年間、壇上に立つことがなかったわけで、幾分緊張しておりますし、なおかつ今定例議会でこの議場での発言は今初めてでございます。本当に何だか今まで議長という職と、一般質問する攻めの職とは随分違うものだなあと、しみじみ感じました。

さて、通告質問でございますが、高幡駅周辺の区画整理事業と総合病院建設について問う、こういう課題で質問させていただきたいと、かように存じます。

あかすの踏切として異名を持つ高幡駅東踏切は、一地域の問題としてではなく、日野市の問題、あるいは近隣自治体にも影響を及ぼす問題として昭和40年代から取り上げられてまいりました。日野市議会においても昭和55年度に「高幡踏切対策特別委員会」の設置を決め、この問題を真向から一地域の問題ではなく、取り組む姿勢を示したわけでございます。その初代委員長に不肖私が指名を受けたわけでありまして、早速委員会と

して京王帝都電鉄、東京都との直接交渉にまいったわけでございます。

まず東京都との交渉の中で、この踏切の実態はよく承知しておるとのことで理解を示していただきました。実態調査によりますと昭和55年当時、朝7時から夜7時までの12時間の間に何と6時間29分と、半分以上が閉まっているという実態もわかったわけでございます。

しかし、東京都としても、この踏切の立体化工事を始めるには地域周辺の開発整備などとの整合を図りながら本計画を遂行する旨、既に日野市側に数年前に回答をしておる、このようなことがお答えをいただきました。

それらを踏まえて高幡区画整理事業計画策定を促し、今日の事業が施行されたわけでございます。言うならば高幡区画整理事業は地域住民の先導よりも、踏切立体化工事の中から急浮上してきた経過があるわけであります。

もちろんこれまでも駅前開発計画は何度かありました。いずれ早晚、この問題は取り組まなければならない問題ではありますが、既に御存じのように高幡駅前周辺は各商店が張りつき、それぞれ隆昌に商店経営を営んでおることは御承知のとおりでございます。

もう一つ知っておいていただきたいことは、この駅前周辺の経営者の借り店舗者というんでしょうか、自分の家でない、お店でない、いわゆる借りている経営者が8割近くを占めているのが特徴でございます。にもかかわらず、この事業がこれまで進行しているながら、これらの人たちとの話し合いが通り一遍の説明会程度で、具体的話し合いは現在までなされておられません。私がここで申し上げたいのは、急浮上してきたこの事業だけに、地主にも動揺がありましたが、商業経営者にはより一層の動揺があったのは無理からぬことであろうと思うのであります。市当局並びに担当職員は十分この点認識の上に立って、これからの言動をしていただきたい、かように申し上げておきます。

さて、そこで区画整理が順調に遂行できるかつまずくかは、一つにいかに不平不満者を出さずに完遂することができるかどうかにかかっているものと思います。私は、以前から申し上げておりますように、それは一つに市がいかに保有地を、市の保有地を確保できているか否かによるんだということを何度も指摘してまいりました。これは近隣自治体のスムーズに運んだ成功例、遅滞し工期を大幅に延ばした失敗例等を見れば、ここで説明を今さら要しないと思います。

さて、そこで市立総合病院問題に少し触れさせていただきたいと思います。

平成2年度当初予算に市立総合病院建設積立基金10億円の行政姿勢を示された努力は評価するものでございます。森田革新市政17年間、ソフト面の施策にはきめ細かい行政

の手が、特に福祉関連につきましては評価するものでございます。しかし、ハードの面、いわゆる道路、下水道、これらの大幅な立ちおくれは多くの議員が指摘されているように、まことにお粗末な数値であります。特に市内道路整備などは地価の異常な暴騰と相まって、整備を完了した自治体と、これから建設する自治体との財政的の損失ははかり知れない格差が生じたと、あえて指摘しておきます。

しかし、まだ高くともこれからでもお金を出せば道路はできるわけでありますから、仕方がないと我慢いたしますが、こと病人、病院についてはそうはまいりません。森田市長は17年間に市立総合病院のベッドを10ベッド増床しただけだということは、私はかつて何度も指摘してまいりました。それも日野市内に大学附属病院等があつて、基準値数のベッドが確保されておるならば理解を示すところでありますが、昭和62年3月、日野市立総合病院整備基本計画報告書によれば、一般的医療基準として、人口1万人当たり70ベッド数が必要だと書かれております。ところが、市内のすべての一般病床数を合計しても現在538床と、日野市の人口を16万人といたしますと1,120ベッド余が基準数値に当たるわけであります。現状が半数にも満たないのが日野市の医療の実態の数値であります。

森田市長は、医療行政に関しては17年間、現在の市立病院の10床、今申し上げましたように増床したのみであります。命と健康を守る最高の責任者として、どのような指摘を受けてもやむを得ないと思いますが、ましてや先般の一般会計特別委員会において、名前を出して恐縮でございますが、馬場繁夫議員も質疑されておりましたように、市立病院増築についても、強い駐車場確保についても、用途地域等の関係から難しい面もありますが、以前、隣接地の市への売却交渉がありましたときに、多くの議員また識者は、その買収の意向を示していたのにもかかわらず断った責任者としての見通しの甘さ、今日になってみれば一層重くのしかかってくるわけであります。

また、さらに南部地域に総合病院計画にいたしましても、私に言わせればお粗末な、本当に市長は本気で総合病院建設の心意気を疑いたくなるような経過を繰り返してきたわけであります。

まず、南部に総合病院建設計画を持ったのは南平でありました。その最初は寺沢利雄さんの用地、現在ダイクマ出店の場所であります。この用地は、既に寺沢利雄さんとダイクマとは賃貸借の契約も既に終わり、3条申請も済み、商調協も進行中の中で、もう5条申請直前の段階で、まちの中はダイクマ出店反対の声が大きく響き渡るさなかの市当局の病院建設へのくらがえ交渉ですから、私どもはそれを側面から聞いておまして、

一般常識では到底無理な不可能に近い交渉を行っていたわけだと、こう思います。もしこれを本気で交渉するんならば、少なくともそのうわさはその数年前にあったわけでございますので、その当時から交渉を始めておれば、私は理解を示すわけでございますが、しかし、この問題がだめだという見通しになった後、次は寺沢秀男さんと交渉が持たれたわけでありまして。この方がむしろ私は現実味が強く、なぜこの件は市当局は積極的に推進を図らなかったのか、今でも疑問に思っております。すなわち丘陵地の用地取得交渉であります、寺沢さんは、秀男さんですね、先祖伝来の土地だから売却することはたとえ市であってもできないんです。しかし、南部地域に総合病院を建設してほしいとの市民の声が強いので、私もできる範囲の協力はいたしましょう。それで、私は——寺沢さんですね——市の仕様に合わせた病院の建物をつくりますから、市は賃貸で借りて病院経営をされたらいかがですかと、こういう御回答であったわけでありまして。ところが、市はこの交渉を断ったわけでありまして。私にとりましてはまことに結構な話だと、先ほども申し上げたわけでありまして、当初、この話を聞いたときには、市当局はもっと条件の整った建設計画があるものと思って私はおりました。ところが、現在この病院建設場所が高幡区画整理地内に急浮上してきたわけでありまして。

御存じのように、高幡区画整理事業は減歩も仮換地も既に決定され、事業はどんどん順調に進んでおります。平成4年、事業計画案どおり進むならば完成を目途に今日までまいっております。

ところが平成元年3月、市当局は突如として病院建設用地として300坪以上保有する地主、一般地主が4%、役員地主が8%の減歩——減歩といいましょうか、市への有償提供を申し入れてきたわけでありまして。地主会は早速臨時総会を開いた結果、病院建設には協力することにやぶさかではないが、当初計画の中に参入し、我々の理解あつての申し入れならばまだしも、位置一次指定まで決定後に、また大きな減歩により大きな代償を払ってやっとならば事業の緒についたときに、たとえ有償とはいえこの申し入れに協力することは不可能である旨の結論を市長に申し入れたわけでありまして。

この計画は、市有地を1カ所に集め、さらに提供土地をプラスし、保健所東側の準工業、いわゆる用途地域は準工業地帯に2,000坪の用地を確保しようとの計画であります。一度決定された仮換地も御破算になり、道路設計も変更する、減歩の見直しも図る、大混乱となり、事業はその時点でストップされております。

たまりかねた地主さん方は3月17日、先ほどの森田市長、森田喜美男あてに要望書が提出され、さらに平成元年11月9日、東京都知事鈴木俊一あてに陳情書が提出されたわ

けでございます。これは原本であります。ちょっと読ませていただきますと、「日野市高幡土地区画整理事業につきましては感謝を申し上げます。先般、森田喜美男日野市長より日野市南部地区に総合病院誘致の発表があり、その用地を高幡土地区画整理に求めております。しかし、仮換地計画の発表された後でありますため、地権者は全員絶対反対を叫んでおります。最初からの計画ならばともかく、既に仮換地決定発表後、日時も大分経過している今日において、従前より不利になる変更を押しつけられては地権者としては賛成できません。したがって、一方、道路、上下水道等の工事もストップ状態で一向に進捗しておりません。区画整理審議会委員においても委員一同反対しておりますが、市長は病院建設用地を同地区内に確保する意思を持ち続けている模様であります。かかる状態が続きますと、いつ区画整理の工事が完成するかわかりません。最初の計画どおり工事が施行し、1日も早いよいまちづくりができますよう都の御指導のほどよろしくお願い申し上げます」、平成元年11月9日、東京都日野市程久保区画整理審議会代表、須崎仙次郎さん外36名。

次の要望書は、これは、先ほど申し上げた市長に対するものは昨年3月に出されているわけでありまして。

これら一連の相互の働きの中で、これは私の推測ではあります、恐らく都の指導等があったものではないかと想像いたしますが、いわゆる先ほどの市提供の4%、8%ですね、一般の地主、役員地主の用地提供が変更され、平成2年、ことしです、初頭より、今度は高幡区画整理事業南側部分の市保有地700平米余りの、200坪ちょっとなんです、用地を北側、保健所東側に等価交換を図って市有地を集合し、2,000坪余の用地を確保しようという案が出されたわけでありまして。確かにこの案は市側対地主個々の交渉の件でありますので、相対で決定を見たのならば我々は何も口を挟む筋合いのものではありません。決定されれば私は仕方がないと思うのであります、区画整理とは一体何なのか、これを市長にお聞きしたいのであります。

私は、この一般質問をするについて区画整理法を一通り読ませていただきました。これですね、もう冒頭にそれが書いてあるんですね。第1条から触れておりますが、特に、ちょっと一、二分ですから読ませていただきますと、第2条において、この法律において土地区画整理事業とは、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、この法律で定めるところに従って行われる土地の区画形質及び変更及び公共施設新設または変更に関する事業をいうと。その第5項にですね、この法律において、公共施設とは道路、公園、広場、河川、その他、政令で定める公共

の用に供する施設をいうと、このようにはっきりとうたわれておるわけでありませう。

かねてから私は申し上げてきたように、市施行の区画整理事業が円滑に遂行するためには、市の保有地をいかにより多く確保できるかどうかにかかっていることは再三進言しているとおりでございますが、ちなみに日野市の、いわゆる既存の区画整理事業の市のいわゆる保有地というんでしょうか、一番いい例がやはり平山台区画整理、市長さんもお住まいですから、自分自身で区画整理事業審議委員までもされて、大変すばらしい住宅区画を確保し、今日に至っているわけでございますが、あの64ブロックの広大な用地を市が持っていたために、学校建設あるいは福祉ゾーン、それらの公共事業が私は円滑に進み、なおかつ犠牲者も出すことなく、みんながやってよかったということが言えるのではないかと思います。

さらに万願寺区画事業においても計画決定をして二十数年経過した後、今事業が進んでいるわけでございますけれども、やはりこの区画整理事業につきましても先人の先行取得というんですか、市の保有地を大幅に持っておる。ちなみに平山台区画整理は約1万2,000坪、4万1,874平米、万願寺が1万978平米、8,530平米、二つあるわけですが、これを合計しますと大変な大きな坪数になるかと思うんですが、対照的にも私が言えるのは、やはり高幡駅に、駅周辺ですから共通があるかもしれませんが、失敗例の最たるものは立川駅の南口の区画整理だということも申し上げてまいりました。

これは、例の桜井市長が、まだ当時区画整理事業というものが、終戦直後でどういふものかわからなかったという、いわゆる未経験から生じたものと思うんですが、ほとんど市があつた地域に市の保有地というものを持っていなかった。で、住宅は既に相当張りついておるといふ実態でありました。戦後四十数年たって、ようやくこの10年、15年ほど前から市がどんどん空き地、空き地を先行取得、買収しまして、やっと最近になって区画整理らしい動きが生じておる。これがこの付近では区画整理事業の最も代表的な失敗例の一つであろうと私は思います。

それが、もし今回提案の等価交換が実現されたとしたならば、高幡駅南側市有地は全くゼロであります。全く一つもない、これが実態であります。

市長はかねてから、高幡駅は日野市にとって南口の玄関であると再三発言されておるわけですが、昭和56年11月発行の日野市の「高幡土地区画整理事業調査報告書」によれば、ここに立派なこういう調査報告書が出されておるわけなんです。事業計画決定をする前に調査報告書が出されている。この中にも、まずこの冒頭にもですね、「歩くことが楽しいまち」、「散歩しながら楽しいショッピングができるまち」というようなう

たい方で、整備課題について計画的住宅地の整備、商業地域の拡充と整備、都市計画道路と京王線の立体化及び駅前広場の整備、前提条件として、まずテーマが「歩くことが楽しいまち」、東京のベッドタウンであること、日野市南部地域の中心地であるということ、そして、それらを前提条件として具体的テーマに入るわけですが、「歩くことが楽しいまち」とは健康で快適な生活が営める環境のよいまち、郷土の文化財や自然、緑と清流に親しめる、散策する楽しみがあるまち、利便で安全で楽しくショッピングができるまち、日常生活サービス施設まで徒歩で安全にできるまちと、それらがですね、この中にびっしりと夢のようなことがいっぱい書いてあるわけですが、商店の方々もこの本を見たときに、あ、これは多少我々がこの事業に、うちは損することがあっても、でき上がったならばきっともっとすばらしいまちになるであろうという、一つの望みというか希望、夢を持って商店の方々も協力してくださったと思うのであります。もし南側に、市が保有するわずかな200坪余りの保有地を失うことになったときに、私が今言った区画整理法、あるいは調査報告書等に抵触しないだろうか、かように思うわけですが、改めて質問の箇所は申し上げますが、お聞きになっていただきたいと思ひます。

せっかくこれだけ、現状でも冒頭に申し上げましたように、大変今隆昌に商業経営が営まれているところが、現在では今個人から借りている民有の子供広場とか、そういうものがあるわけですが、今度区画整理をすると公園もなくなってしまう、もちろん駐車場のできる見通しもない、もちろん文化施設など望むべくもない、これが今行われている高幡の区画整理事業の実態だと私は指摘いたします。

そして、この病院建設に用地が見当たらないのならば、このような手段をとっても理解を示すわけでございますが、私が知る範囲だけでも、この周辺だけで3ないし4カ所は見受けられます。私もこの2月、日野市議会選挙に当たりまして、もう一つの市立病院建設の公約を大きな柱としてまいりました。特に南部地域の市民は切実な問題であります。そこで、用地の具体例を申し上げますので御見解をお示しいただきたい、かように存じます。

まず1点は農水省跡地であります。万願寺です。2番目、全農のグラウンドであります。3番目、二番橋浅川右岸、今特養ホームの建設地の隣は川久保さんの用地であります。その隣、いわゆる大蔵省の官地であります。4番目、多摩動物公園駅付近調整区域であります。

この指摘しました4候補地は、いずれも交通の弁がよく、広範な用地を取得できるこ

と、したがって、区画整理事業地内の駐車場も満足に確保できないところとはだんちの差があると思いますが、なぜこれらの候補地と交渉をされないのか、お伺いしたいと思います。

以上、これまでの高幡区画整理事業の沿革を申し上げ、また、その中に病院建設計画の突如の浮上を私なりに申し上げてまいったわけですが、これらですと質問点について概略御理解はいただけたかと存じますが、問題点をさらにはっきりと鮮明にするために、改めてこれから質問点を申し上げる次第でございます。

この2月日野市議会選挙に、「明るい日野」という2月号外を拝見いたしました。この新聞でございます。この新聞をちょっと私読みながら質問を続けさせていただきますが、「日本共産党は3万人を超す市民が参加する大運動とともに、一貫して総合病院実現のため頑張っています。街頭での署名活動はもちろん、森田市長と協力して、これ以上病院の新增設を認めないとする東京都と6回以上交渉をし認めさせるなど、成果をおさめました。この結果、市は2,000坪の用地を確保し、この3月までにはベッド数200の市立病院分院の実施計画ができる見通しです」、まずこの冒頭に書いてあります。きょうは既に4月3日ですが、2,000坪用地の確保の見通しが3月までに実施できる見通しですと、実施計画ができる見通しですということですから、まず、この見通しは今、いわゆる等価交換の見通しはどうなっておるのか、これを1点まずお尋ねいたします。

次に、この新聞の指摘する、「市立病院の分院実施計画ができる見通しです」とありますが、本当にこの仮設病院は市立病院の病院の分院となることに間違いはないのかどうか、その点、2点目としてお尋ねいたします。

それから、この新聞にもあるんですが、「自民党は、市立病院の建てかえも南部病院建設も中途半端だとか高度医療ができないなどと攻撃、かわりに国有地を利用した一大病院をつくると言っています。でも、自民党の構想は用地を買うのに100億円もお金がかかる上、この場所は既に学校用地に予定されているところ、とても実現のできない、見込みのない空論にすぎません。市民は何よりも地域に密着した身近な総合病院こそ願っています。また二つの病院で分担すれば救急医療の充実や高度医療をという市民の願いにもこたえられます」とあるんですが、100億円以上もかかるということなんですが、これ100億円以上という数値は一体、一般会計予算特別委員会でも市長、同じことを申していました、この新聞と同じことを、ですから、何か基礎算定があろうかと思うのですが、この試算根拠を教えてください、かように存じます。

次に、ちょっとこれを具体的にちょっと私お答えいただく前に、今質問した箇所をさらに続けたいわけですが、農水省跡地は将来学校用地と言っておりますが、多少の現在人口増はあるのは御存じのとおりなんですが、児童は急激に減少しているきょうこのごろ、万願寺に将来中学校を建設する必要性が生じるのかどうか、この点については教育長の方だと思うんですが、後ほどお答えいただきたいと思ひます。

そして、これらの交渉をなぜしなかったのかということは冒頭に申し上げてあるんですが、これらは多目的グラウンドに今回借用を受けた。この場所に、グラウンドも私は大いに必要性を認めるものでありますが、市民の命という、健康という見地から考えるならば、優先順位は今さら申し上げるまでもなく当然病院建設がなされなければならないのに、なぜグラウンドに決定されたのか、その理由についてもお尋ねいたします。

市長は、「明るい日野」、新聞の中で写真入りで、「病院建設の促進へ、日本共産党の活躍に期待します。日野市長、森田喜美男」、この新聞でございます。先ほどの新聞なんですが、写真入りでこんな大きく一番下段なんですが、このところに、「6名の日本共産党市議団は市長の私を支え頑張ってきました。実現の見通しが固まってきた病院建設でも際立った働きをしてくれました。日野市の医療体制を大きく発展させるために日本共産党市議団の一層の活躍に期待します」、このように書かれております。

病院建設でも際立った働きをしてくれた日本共産党の日野市議団と、際立った働きがあったと、本当にそうなんですか、市長。私ども市議団から見ればですね、与党第一党の日本共産党日野市議団は、森田革新市政を17年間支えてきたわけでありまして。市立病院問題、17年間、たった10ベッドの増床を図ったのみで、本来1,120以上のベッド数を確保できなければならないものを、いわゆる基準値の半数程度のいわゆる値にある現状をですね、私どもから見れば情けない医療行政を放置してきた責任は、日本共産党日野市議団、森田市長の次にあると、かように私は思うのであります。

昭和63年、日野市議会に、これ以上病院建設をおくらすことにでも、事態にでもなれば16万市民の命と健康に危険信号がともるのではないかという、行政の怠慢に議会は危機感を感じて日野市議会に「日野市立病院対策特別委員会」を設置したわけでありまして、この特別委員会設置に反対したのは日本共産党日野市議団であります。にもかかわらず今市長が言った、病院建設でも際立った働きをしてくれました、日野市の医療体制を大きく発展させるためにと、日本共産党市議団と、こうまた書いてあるわけです。

私どもからいたしますと、平成2年度一般会計予算に一般財調基金から10億円の病院建設積立基金が予算計上された、先ほどもその点については高く評価するということを

申し上げましたが、私どもは特別委員会設置のために、市長もようやく重い腰を上げて我々の意向をくみ上げてくれたな、こう思っているのは私一人じゃないと思っているんです。

そこで、南部地区に建設する病院計画に市民の間からいろいろとお話を聞くわけがありますが、今度高幡地域に建設する病院は、ある政党に偏向した病院を、ある政党とつながりのある病院を建設するらしいとのうわさが流れているわけですが、先ほど「明るい日野」の新聞では市立病院の分院と明記してありますが、その点市長、明確な答弁をお答えいただきたいと、かように存じます。

次にもう1点、病院建設用地を私は4カ所指定いたしました。これらについて先ほどちょっと説明申し上げましたが、先ほどもちょっと一連の中でも書いてありますが、この件についてはひとつぜひ4カ所お答えいただきたい。

それからもう一つは、寺沢秀男さんとの、いわゆる賃貸病院建設構想はなぜお断りになったのか、その点についてもお答えいただきたい。

それから日野市医師会と、これらの病院建設構想について了解をとられているかどうか。

病院問題については大体10点——9点かな、あろうかと思しますので、ひとつよろしくお願いします。

それから、次に区画整理事業について質問をちょっとさせていただきます。

それも先ほど私、沿革のところでお話し申し上げましたから、今あえてもう一度言わなくても御理解いただけるものと思いますが、もう一度鮮明にするために申し上げておきます。

位置一次指定確定後、さらに仮換地、道路変更等は区画整理法に抵触しないかどうか。

それから2点目であります。等価交換で南側用地700平米余りを全部なくした場合、いわゆる公共施設、先ほど申し上げた子供広場、分館、あるいは駐車場確保はほぼ不可能となるかと思いますが、これも区画整理法に抵触しないか、その点について、あるいは抵触しなくても、いわゆる区画整理事業を行うについての基本的な都市整備から大きく逸脱しているわけですが、その辺の市の指導する区画整理に反していないかどうか、公共の用に、公序良俗に反しないかどうか、そこら辺のところをお答え願いたい。

それから、この調査報告書であります。これにも一連の夢のようなことがいっぱい書いてあるわけですが、もしそうなったときに、この調査報告書は虚偽の報告書になるんじゃないかと、こういうふうにも受け取れるわけですが、そういうことがあるか

ないか。なければならないで結構なんです。

それから4点目であります。この病院問題で区画整理事業の工期のおくれはどのくらいになるのかどうか、それらをお答えいただきたい、かように存じます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 市川資信君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、都市整備部の関係につきましてもまずお答えをいたします。

質問の第1点の2,000坪、約6,600平方メートルになるわけですが、この用地の確保の見通しということでございます。高幡地区の区画整理事業につきましては、ただいまお話にございましたように、事業認可を取りまして換地設計を進めてまいりました。一昨年春、この原案を権利者の皆様に公開をいたしまして、意見をいただき、修正をし、換地設計を固めたわけでございます。

一昨年夏以降でございますけれども、高幡地区に病院用地の確保ができないかということいろいろ検討をいたしました。また議会の方からも一つのまとめる上での手法の助言といいますか、意見も出されたわけでございます。いろいろ検討した結果、換地設計の変更を行い病院用地の確保をしたいということで、昨年春でございますけれども、市が持っている、いわゆる市有地、それから保留地、これをまとめまして不足するところを権利者の一部の方から時価有償で一定の割合で譲ってほしいと、そういう原案をつくりまして地元へ提示をしたということでございます。

この提示の中で、大きく二つぐらい意味が、理由があったと思います。一つは、貴重な土地であり、今後の生活設計の源でございますので、たとえわずかでありましても土地を処分するわけにはいかないということが一つ。それから病院の位置でございますけれども、保健所の東側でございます。非常にあの地域の権利者からしますと高幡不動駅に近い土地でございます。将来その土地利用をするときに非常に不都合が生ずるということで、ほかの位置にセットができないかということでございました。

以降、いろいろ役所内で検討すると同時に審議会とも話し合いを進めてまいりました。

本年の2月でございますけれども、現在この区画整理の区域内に市有地がございます。それからこの市有地のほかに事業費に充てるべく保留地もあるわけでございます。これを合わせますと約7,600平方メートルあるわけでございます。この特に市有地を1カ所にできるだけ集め、どうしても不足する分についてはこの保留地を充てるという、そういう考え方で現在換地設計の検討をしております。ある程度の考え方等も整理がつきま

したので、近いうちにまた審議会に御相談をいたしたいというふうに考えているところでございます。

それからあと後段で区画整理関係の質問が出ましたので、引き続きお答えをさせていただきます。

まず、この病院用地をとるに当たって、一部道路の廃止、変更等が伴う、あるいは換地設計の変更を行う、そういったものが出てくるわけでございます。これらの業務は区画整理法に抵触をするか否かということでございます。これは、区画整理法といいますのは権利者の大事な財産をですね、区画形質の変更を行いまして、いわゆる基盤整備を行うわけでございますので、非常に権利者との手続が明確になっております。要するに市民、いわゆる権利者等の意見を公平に聞き、また反映できるようになっているということでございます。これが審議会であり、あるいは事業計画の変更等を行う場合には公告、縦覧等を行い、この意見が反映されるということになっております。道路一本変更いたすにいたしましても、こういう手続をとりますので、これは法律に違反をするというものでは全くございません。

それから等価交換という言葉が2点目に出てまいりました。これは、今考えておりますのは区画整理法の中で換地という、いわゆる換地設計の中で南北の土地の入れかえができないかというような、そういう検討をしているということでございます。

それから3点目の報告書との整合でございますが、高幡の特に南側の区画整理につきましては、区画整理法に基づくところのいわゆる基盤整備と、それからいわゆる区画整理の完了後の土地利用をどうするかということが非常に大事になるわけでございます。今後地元の権利者、それからさっきお話のございました多くのテナントの方、こういったいわゆる権利者の方と十分話し合いながら高幡地域の活性化に努めてまいりたいと。

それから駐車場の問題にいたしましても、一般会計の2年度の予算の中でも御審議をいただいたわけでございますが、駐車場法に基づくところの基本計画を立て、高幡地域もその一つに位置づけまして、今後進めていきたいという考えでございます。

それから、工期のおくれでございますが、これは私ども十分意を注いでいるところでございます。この病院の集合換地が工期のおくれ、事業の遅延になってはいけないということでいろいろ努力をいたしまして、現在事業のおくれは全体としてはございません。参考までに申し上げますと、これは事業費ベースでございますけれども、63年度末、進捗率が13.2%、元年度末が23.8%、2年度末で42.3%を目標にいたしまして、現在取り組んでいるということでございます。

○副議長（福島敏雄君） 答弁をお願いします。市長。

○市長（森田喜美男君） 南部地域に大変医療機関が、不足というよりも希薄な状況にある、日野市民の医療需要に対して、ある水準まではぜひおこたえをしなければならない、こういう考えのもとにいろいろ工夫を押し進めて、でき得べくは高幡の区画整理事業地にある規模の用地を確保し、そこを使って市立病院の建てかえの順序を開いていきたい、その後を、またでき得れば南部の地域病院に適切な方法で適用をしていきたい、このようなことを目指しておることは、既に今までの表明の中である程度御理解がいただけておる部分もあると、このように考えております。

今、市川議員の区画整理、日野市が施行しました区画整理の前後の関係において、あるいは市立病院の内部改善、あるいは増床という経過において、御質問という形の御指摘がありましたが、符号するものもあるし、符号しないものもあると、こういうふうな私の感じであります。

区画整理事業におきましては、一例を挙げますならば、お話の中の一例を挙げますならば、現在の旭が丘、当時の平山台区画整理事業において、日野市があらかじめ土地を持って区画整理に臨んだという事実はありません。区画整理の結果、64ブロックが保留地と定められ、その保留地を特に私に強い指摘がまいりましたが、市が公有地として買ったということでありまして、区画整理の前段に日野市が土地をあらかじめ保有をしていて、区画整理事業の遂行を都合よく計らったという材料ではなかったということははっきり申し上げておかなければなりません。

それから市立病院の増床の経過であります。私が初期に議員活動をさせていただいておりました当時、つまり第1次の増床を行いました。20ベッドから100ベッドに発展をさせたと、こういう時期であります。それから第2期の増床のときには、私は市長として建物の改築に当たったように記憶をしておりますが、そのときはたしか42ベッドであったと、このように思っております。

その後、増築をしたという形で20ベッドふやし、あるいはその20ベッドが産科のベッドとして確保できたと、こういう経過を思い出しております。よく言われております森田市長は10ベッド以上は増床した努力の跡はないと、こういう御指摘であります。どうもそのあたりちょっと腑に落ちかねる感じを持っております。

それから南平に南部地域病院を何とか具体化したいと、寺沢利雄さんというお話も出ましたが、（「秀男さんと利雄さん、両方です」と呼ぶ者あり）山寄りの丘陵地に近い素封家主さんでいらっしゃるが、たしか2,000平米ほど活用する条件を示された

ことがありますけれど、どうも地籍として狭い、それから今後老人病床として、老人病院の病床として、当時の申し出にこたえ得る方法がないかということで配慮はしてまいりましたが、ついに成就、達成ということにはなりませんので、この意味でまさに空振りということでは御指摘を甘んじて受けなければならないと、このようにも感じております。

いろいろの工夫を凝らすという一応の結論の中で、今高幡区画整理事業の中、39ヘクタールだと思っておりますが、その中に市があらかじめ持っております、いわゆる市有地、公有地であります。そして日野市もまた同様に区画整理権利者の中では一地主の立場であります。そういう、こういう公に持っている状態にあるものを、最善の目的といたします施策に活用するということは、区画整理を行う際の、また一番重要なことになるわけですので、説明のまだ不十分な点、あるいは誤解を多少招いておる点、そのあたりで問題の残っておることも事実だというふうに承知をしております。これからいろいろその問題を解く御説明を地域にも申し上げて、御理解をいただきたいものだと、このことを大きな課題に考えております。

それから、病院が必要であるということは、あるいは病床の確保が重要であるということほどなたも御異論はない。今、いわゆる南部と言われる方向に国有地があり、あるいは日野市の計画があり、あるいは民有地があり、それらについてどういう計画、推移の中で点検をしたかと、そういう御質問だと思うんですが、まず程久保の動物園に接続する、いわゆる程久保緑地は、これは調整区域として開発をしない区域であるということは今もう言うまでもありませんし、日野市の中核的緑地として今後子孫のために、まちづくりの中の大切な緑の拠点として残していきたい、こういう施策はもう伝統的に日野市民の理解の中で固まっておるというふうに感じております。現状はいろんな形の計画がございますけれど、また進入路という部分につきましては、今のところ市有地として若干確保することはできましたが、東京都でも動物園の拡張用地として目されており、また我々がその地域の一部を目指して都立美術館の誘致の予定に当てておると、こういうことも御承知のとおりだというふうに思っております。したがって、病院予定地には該当できないと、こういう結論であります。

それから、その次に御指摘のとおり、淡水圏、かつて農林省淡水魚試験場だと思いますが、そういう用地が万願寺区画整理地域の浅川に面する民地として、あるいは（仮称）二番橋の北側の取り付け場所として存在することはもう周知の事実であります。面積は換地後も約2ヘクタール、2万平米です。この用地はもう十数年以前から将来の日野市

に、日野市の東部に将来の人口増に合わせて必要を生じてくる中学校用地としたい、このことも議会でもよく説明をしたり、御了承をいただいているというふうに思っております。つまり、第一中学校は、これは多摩川に近い甲州街道以北に位置するわけでありまして、この万願寺地域の浅川に近い中学生たちも、今のところ一中が学区となっております。距離としても遠隔でありますし、日野市の将来の発展を、特に万願寺は区画整理を行うということによって、一応の人口の定着は8,000人ぐらいというふうに予測はされておりますけれど、私は場所がよいだけでもっともっと人口の定着もあり得ると、またそういう条件に今の建物が高度化するような環境からいっても、人口は大きくふえるというふうに将来を予測すべきだと思っております。

したがって、学校の需要は、現在はずぐというわけではありませんが、将来、10年、20年たつと必ず大きな需要になってくるに違いありません。そのときに学校用地をあらかじめ持っているか、持っていないかは、大きな日野市の教育行政の中でも問題になる性格のことですので、従来どおり学校用地として、かなり先には見通しを持つべきだと、こう考え、感じております。

ただ、せっかくの国有地を区画整理換地も行いまして、大きい区画として残っておりますし、国有地のまた管理に置かれておりますので、当面の用途として複合、多目的の市民グラウンドということに用途を変えて、管理当局、つまり国有財産を管理される御当局と具体的な借地、あるいは長期の買い取りというような形で話が進めば適切であるというふうに感じております。特にスポーツグラウンドは、スポーツの施設はこれからの市民要望に大変高い位置を持つものでありますので、なるべく早く日野市内にある国有地を、淡水区跡の国有地をぜひ確保したいということ先般の行政報告の中にも申し上げた記憶がございます。

あと全農の土地、これは御承知のとおり、高幡駅北側の面積8,000平米ぐらいだと思っておりますが、これは全農の所有地として古くからグラウンドに使われておりましたが、ここ10年ぐらいは南平高校の建設中の、仮開設をした位置として、あるいは潤徳小学校の隣に当たりますので、全農からは借りて地元開放していると、こういうような性格の土地であります。

全農は、この土地の利用を一時不動産事業、つまり高層建築をして、一部を社宅に使い、一部を賃貸だか処分だか販売だかは知りませんが、そういうことを考えておられましたが、そのことはお断りをいたしましたことがあります。つまり、社宅でお使いになるということはちょっと社内事情でやむを得ないものがあるかもしれませんが、事業と

して高層建築をつくり、不動産事業をなさるといことは本来の性格ではないのではないのでしょうか、全農という公共機関の性格ではないのではないのでしょうかということも申し上げて、その考えは断念をしていただきました。その際の向こうの言い分としては、しかるべきかえ地があれば日野市さんの協議に応じると、こういうことになっております。

いずれにいたしましても1万平米近い用地を確保するということは今日の土地価格にしてみれば大きい金額を要するというはもう言うまでもありませんし、先ほど100億の試算は何かと言われましたが、これは全農の場所ではなくて、淡水跡の国有地は2ヘクタールでありますから6,000坪、仮に百数十万という単価を坪で計算すれば100億に近い、あるいは100億を出る、そういう価格になるということも試算の根拠としたものであります。

もう1カ所、民地のこともおっしゃっておりますが、とにかく私どもが考えますと財政上の理由から、もう既に日野市が持ち得ているものをまず使えるわけですから、また日野市は区画整理の場合は地主として、一地主として公共事業に当てる用地を確保するというは行政といたしましても大切な施策であると、このように考えておるわけがあります。

結論といたしましては、他の国有地にせよ、民有地にせよ、一定規模のある用地はとも確保することが困難ないしは不可能に近いと、こういう結論であります。御意見なり何なり御指摘にこれから十分いろんな形でお知恵をいただいたり、提言を受けたりしたいとは思っておりますが、今までの考え方の推移はそういう経過でございまして、選挙のときに、ある共産党の「明るい日野」に書かれておったという記事は、私の与党で活躍をされているということももう言うまでもありませんし、私が日常用いた言葉や数字を用いられた表現ではなかろうかと、こんなふうに思うわけでありまして、協議を合ってつくったという文書ではございませんが、そう荒唐無稽だということでもないだろうと思っております。

お答えがまだふしている部分があるかもしれませんが、一応お答えをさせていただきました。

○副議長（福島敏雄君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） それでは、万願寺に将来中学校が必要となるのかと、こういう御質問でございますけれど、先ほど市長答弁がありましたように、万願寺地区は現在日野一中の学区域と、こういうことになっておりまして、日野一中の現在の生徒数が75

5と。これが平成7年までの推計はできているわけですが、平成7年には日野一中の生徒数が640と、約100名ほど減るとい、そういう見通しは持っております。

ただ小学校が平成5年あたりを底といたしまして、それから後はほぼ小学校の今度児童数の方は横ばいをしばらく続けていくというような状況が見えておりますので、先ほどの話にもございましたように、万願寺の区画整理、これが完成した暁に、あの場所に住宅がずっと張りついていく、こういう状況を想定した時点では、相当数の児童生徒数の増というものは見込んでおかななくてはいけないのではないかと、こんなようにとらえております。特に都心と違いまして多摩地区はまだベッドタウン化の傾向というものは、これはないがしろにできませんし、あれだけ大規模な区画整理事業を進めているという状況でございますので、そういう面では10年、15年というような長期の単位で問題をとらえた場合には、ぜひひとつその学校用地の確保だけをお願いしますということも市長部局の方には要請していると、こんなような現状でございます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） まだ答弁漏れも大分あるわけですが、時間も大分切迫しておりますので、再質問に少し入らせていただきます。

今、市長——飛び飛びになりますけれども、もう一度ちょっと考えていただきたいという点等がありますので、メモしていただきたいんでございますが、私が先ほど申し上げた、いわゆる農水省跡地を買々と試算した場合、100億かかるということは、市長は全部の土地のことを指しておっしゃっているんだろうと思うんですが、この病院建設に今日野市が求めている用地は2,000坪であるわけですね。2,000坪国有地から払い下げた例を最近の日野市でものを見ると、市民のスポーツ公園の買収価格が坪で約49万円なんですね、14万8,975円で平米買っているわけですから。それから、ごく至近ではふるさと博物館が18万2,660円、坪60万円です。二、三年たっていますから、地価も高騰しておりますから、100万まではならないとは思いますが、よしんば100万と仮定しても2,000坪ならば20億円なんですね、病院建設用地は。100億というとな、何を指して——今、聞いたらあの全農のいわゆる2万平米を全部のことを指して市長はおっしゃられる。それじゃ当然のことだろうと思うんですけれども、今高幡で病院建設用地が当面必要なのは2,000坪なわけですから、そうでしょう、2,000坪のところへ仮設病院をつくらうとしているわけでしょう。私はそういうふうに承っておりますけれども、100億という数字を、ちょっと余りにもそれはおかしい、市長のお答えの答弁にしては少し

おかしいんじゃないかと思うんですが、それが1点と。

それからもう一つは、大蔵省の潤徳小の裏側のところに五、六千坪とか、七、八千坪あるんだということがあるんですが、あれなんかいわゆる、今、特養ホームの隣接地なんです、今、あのスーパー堤防を隣接すれば、十分堤防を利用した進入路もできるはずだし、いずれ二番橋もかかっていることですから潤徳小のわきから、いわゆる南新井の通過道路の貴重な地点にもなろうかと思えますし、この辺のところは私はちょっといま少し勉強というか、有効利用を図ってもいいんじゃないか、ほとんど今の区画整理事業とそれほど遠い、1キロも2キロも離れているわけじゃない、むしろ駅から歩いた場合にはそちらの方が近いんじゃないか、こう思うわけですが、そういったところを勉強されているのかどうか、今お答えいただかなかったんでね。

それから、教育長に私申し上げるんですけれども、例えば全部今、市内の一部の例外区を除いては、ほとんど全校の小学校がですね、惨めというか、無残な児童減で、もうちょっと活力を失われていると、潤徳小等を例にとれば、かつて1,500人からいたものが、ことしの新入生が70名切るといような、もう信じられないような深刻事態、このまままいったならば小学校の統廃合もやむを得ないんじゃないかと。こういうときに、いかに先行取得かどうか知りませんが、中学校用地を確保するんだ。

で、私が先ほど冒頭申し上げましたように、日野市の16万の命と健康ということはあすの問題なんです、もうきょうの問題なんです、10年、20年先の問題を言っているわけじゃないんですよ。ですから、もし場所がないんならば、2万平米ということですから、その半分でもいいじゃないですか、あとまた買い足すとか、あるいは今言ったように、そこがどうしてもだめだと、多目的グラウンドが優先なんだというんならば、本当に欲しいんならば、私は全農のグラウンドの一部を譲ってもらってもいいでしょう。今言った大蔵省の官地などは、私は道路をつけさえすれば、いつでも有効利用が図れる場所じゃないかと思えますし、また私なんかの発想にすれば、多摩動物園のところは貴重な緑地として保存するんだと、それは市長のその気持ちはよく理解できますし、あえてそこへ無理につくれというわけじゃございませんが、やはりそれとてもですね、16万市民の命と健康が危ういんだと、あすの問題なんだ、きょうの問題なんだといったら、これはそんなことを言っている状態じゃなくて、特に今申し上げた緑地保全地域の、いわゆる道路の南側、私は2,000坪か3,000坪、病院、駐車場もどうしても欲しいんでね、3,000坪、4,000坪欲しいと思うんですが、その程度のものでしたら、あの山際のところにも現在でも十分確保できるんじゃないかろうか、いわゆる明星大学と中央大学の中間地帯

を私はさっきから言っているわけですが、動物園の方じゃなくてですね、あの辺にどうだろうと。

ということは、考えてみればですね、窮すれば通ずるという言葉もごございますけれども、どうしても10年先、20年先の学校用地のために確保するんだ、これもやっぱり立派なんですけれども、あす、あさっての命と健康ということを考えたら、その二番橋はできるし駅から至近、それで交通の舟もそれほど渋滞しなくて行けるようなところ、どこの駅からも降りて行けるようなところですから、決して農水省跡地でも私はよかつたのではなかろうか、こう思うわけですが、いわゆる100億もかかるということ、農水省跡地の問題、あるいは今教育長のおっしゃられた生徒増の見込み等が、それは徐々にまた底辺まで行ったときには徐々にふえていくということは考えられますけれども、むしろその前に小学校の統廃合が切実な問題として浮上してくると思うんですよ。そういったものを場合によったら統廃合して、その一つを中学校へもっていくとか、やはり一つの臨機応変といいますか、行政の柔軟性といいますか、そういったものが私は必要ではなかろうか。

そういった、私は最後にちょっと申し上げたいんですけれども、こういう病院問題は、一番よく象徴的にあらわれているのはやはり日野市に長期計画、基本計画というものを持たずに十余年間ですか、過ごしてきて、毎年の予算編成の時期、あるいは来年度の計画決定するときと、私どもも議会で質問するし、また部課長も答弁するときに、市長の来年の意向がわからないから、こういった問題は話を承っているだけで、どうも正確な答弁ができないとか、お答えすることができないということが余りにも私は10年近く続いたんで、長期計画を早くつくりなさい、そして、そういったことを再三申し上げて、昭和62年に長期計画はようやく全国の自治体でも珍しい、初めてだと思うんですけれども、長期計画を持たない自治体なんていうのは。そういうものができている中にですね、残念ながら、あればもちろん病院の、いわゆる何年度計画というものはきちっとレールの上に乗っていたから、こんなことはなかったと思うんです。そういうツケというものが今日あるわけですから、ある意味では、やはり私はもし、もしもですよ、ま、これからまたちょっと時間があれば都市整備部長に聞きたいんですが、今、いわゆる2,000坪の用地の第1段階の面は御破算にして、第2段階の方法で今、これから地主さんと交渉を詰めるということを行っているわけですが、これは相当これからも難航しようとは私は推定します。部長はそういった経過といったことはよく御存じだと思いますので、もしこれが長引くようなことになった場合にはですよ、病院建設はあっさり、区画整理事業

もおくれますけれど、それ以上に必要な病院建設がおくれてくるということも考えたときに、市長、整備部長、どちら、どういうふうな方向というか、あくまでもこれは区画整理で何十年かかたって、もうあそこへつくるんだということなのか、あそこへ柔軟姿勢で、じゃあ潤徳小の裏に、農水省の一部を、あるいは淡水試験場、あ、全農グラウンドですか、等を、場合によったら動物園というような発想の転換をする可能性はあるのかどうかということをお答えいただきたいということと。

もう1点はどうも先ほどの市長のお答えがむじゅむじゅむじゅでわからなかったのは、寺沢さんの病院病床というような言葉で私に責められても仕方がない点があるのかなにかというんで、私にははっきりよく聞こえなかったんですが、もう一回きちっと言っていて、それから、もう一つはある偏向した病院かどうかというのを聞いていたんです、それもうやむやで全然、いやもうちゃんとどこどこ大学何々附属病院ですよ、いやどここの中央病院の附属のこういう病院が来るんですよ、というような、どうもあろうかと思うんですが、なかなかそこら辺をお聞きできなかったんで、時間が余りありませんので簡単で結構ですから、さっさささとお答えいただきたい、かように思います。

○副議長（福島敏雄君） 市川資信君の質問時間は残り5分であります。したがって、答弁大変厳しいかと思えますけれども、5分でございますので、一応5分ですから、その5分を自覚して答弁をお願いします。市長。

○市長（森田喜美男君） 南平の寺沢さんの土地というのは、わからなかったとおっしゃいますけれども、私ははっきりお答えしたつもりであります。つまり関与する限りのことはお答えをいたしました。面積が狭いということでもあります。

それから何々病院の附属病院というような話は、公的な場所で話したこともありませぬし、私自身も知らないことであります。照会があったということは別の病院で承知しております。

それから、今いろいろ御質問いただいております、私も別段討論をしたり反対論をしたりするつもりは全くありません。何とか状況を好転させる方向に誠心誠意努力をしよう、という気持ちで尽きるわけであります。国有地のこともおっしゃいましたが、どうもその国有地というのも淡水区の跡地の6,000坪、2万平米のことは先ほど申し上げましたとおりで、将来の学校を目指した、中学校用地を目指した、その手前では多目的グラウンドに活用したいと、こういう考えを申し上げます。

それから特養老人ホームの東方に、河川に面する場所でわずかの国有地が存在いたし

ます。そこが何かの事業の対象になるなんていう面積では全くございません。したがって、ちょっとそのあたりにもう一遍意見交換をしてみる必要を感じておりますけれども、御指摘にあいまいなことを申し上げるつもりもありませんし、十分いろんな判断と御意見もお伺いしながら、なるべく迅速に方向を明らかにしていきたいと、こういうふうにお答えをするつむりの今の心境でございます。

○副議長（福島敏雄君） あと2分でございます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 4点目の問題でございますが、都市整備部の立場といたしますと、現在課せられた、いわゆる病院用地の確保につきまして最大限の努力をするという以外にはお答えはございません。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 教育長、1分。

○教育長（長沢三郎君） 学区検討委員会の中でもいろいろ検討しておりますけれど、日野市の学区域の場合、中央線沿線と京王線沿線に若干相違が見られていると、そういう状況で、将来の京王線沿線の問題をやはり頭に入れながら対応していく必要があるんじゃないかと、こう考えています。

○副議長（福島敏雄君） 市川資信君。

○26番（市川資信君） まだまだ理解、納得できない点、多々あるんですが、もうあと1分となりましたので、結びにさせていただきますけれども、都立美術館の件で一ノ瀬隆議員からも一般質問が出されておりますが、それも同じように、私は今限られた日野市内の国有地を、また民間から買収するといってもなかなか大変な作業、お金がですね、大変なことだろうと。国有地をいかに有効利用するかという件について、病院問題もそうです、都立美術館についてもそうです、これは議会には超党派、いわゆる政党が全部あるわけですね。私どもも何も市長に因縁、文句を決して言っているばかりじゃなくて、市長が、要請があれば議事を挙げて、我々もみずから国へなり、東京都のパイプを持っているわけですから使ってもらいたい。余りにも我々にむしろ内緒で事が進み過ぎていくというのが私は実態だろうと。知らないですよ、私は地主のところへ行って全部聞いてきた話です、これは。知らなかったんです、寺沢さんの件にしても何もしても、我々に話してくれないじゃないですか。そんなことで、もっとそれじゃあ用地が狭かったら隣の隣接地はどうなのかとか、特に国の問題、都の問題に関しては我々を十分にひとつ今後使っていただいて、本当に真剣に私は申し上げております。そういったことを申し上げ、特に今度長期計画ができましたので、それにのっとって病院問題も、このレー

ルの上に乗せてですね、日野市の16万市民の命と健康が間違いなく守れるよう、その施策をできますことを心からお願い申し上げまして一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって4の1、高幡駅周辺の区画整理事業及び総合病院建設について問うの質問を終わります。

お諮りをいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。
午後3時40分 休憩
午後4時15分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより一般質問5の1、日野市内で余暇を過ごすとの観点から質問するの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員 登壇〕

○22番（夏井明男君） それでは、日野市内で余暇を過ごすとの観点から質問を数点させていただきます。この問題につきましては前に3回ほどさせていただいております。さらに今回、一般質問が予算成立後の期間になりましたので、主に行政報告、予算委員会の中で質問をさせていただいたものも既にありますので、その点を前提にして質問をさせていただきます。

前に日野市内で余暇、自由時間という考え方がありますが、どういうふうに過ごすか、お金のかからない、また日野市内の中でもかなりさまざまな案内書が出ておりますので、親子で過ごせるにはどうかという観点からの質問であります。

第1点は浅川、多摩川利用計画がございまして、毎回の予算の中にも遊歩道の整備、サイクリングロードの整備がなされております。また駒形公園を周辺にした河川整備構想についても報告書が出ております。

第1点、お尋ねいたしたいのは、多摩川、浅川のこれは土手の上でございまして、こう実際に歩いてみて気がついた点を何点かお話をさせていただきました。一つ、一番問題になっているのはサンクリングロード、遊歩道といわゆる車の車道との兼用のところが一番問題であるというお話をさせていただきました。さらにもう一つは、霞堤の問題がやはりありまして、その問題の解決もあるというお話もさせていただきました。

具体的に歩いた中での要望としましては、例えば案内板の表示ですとか、バードウォッチングのできるような体制ですとか、さらには遊歩道の整備網とすればトイレ等の設置ですとか、いわゆるこの流域の公園化構想から考えますと、そのような設備等も十分将来的には考えていく必要があるだろうという観点で質問をさせていただきました。

そのときの答弁としましては、浅川、多摩川の河川管理の責任者であります建設省の考え方を前提にいたしますと、いわゆる治水的な観点から物事を出発しているの、非常に細かいことでもかなり協議の上でないと進められないというふうな状況もございました。すなわち河川敷外のところでこのような対応が考えられるのではないかというお話がありましたが、その辺のお話を承りたい。特に水辺活用計画等のアンケート調査もなされているようでございますので、その辺の中間報告を踏まえてお話を承りたいと思います。

さらに、多摩川、浅川利用計画の一端になると思っておりますが、いわゆる浅川の下水処理場の上の利用計画の件でございます。この件につきましては特別委員会でも御報告いただいた件でございますが、長期的には下水処理場が完成した後の利用計画、すなわち昭和54年の1月に計画決定を受けまして、いわゆる都市基幹公園、総合公園として、この内容の中では市民全体の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合利用に供するという内容でございますが、具体的には事業認可を受けました、面積にして1.4ヘクタール、いわゆる根川以南の部分につきましては、現在平成4年の完成を目指して進んでいる報告は承知しておりますが、それ以外の部分、すなわち約8ヘクタールほどの部分につきましては正確に聞いておりませんので、その将来構想についてお話をさせていただければありがたいと思っております。

さらに駒形公園を周辺にしました整備計画のための予算が本年度も計上されております。既に予算委員会、さらには特別委員会でも具体的なお話も受けているところですが、特に159号線、都道159号線との関連で、どういうふうな利用計画になるのかを承りたい。いわゆる利用者の立場として、どのような配慮がなされることになるのか、駐車場、歩行者、都道を渡る場合の地形形態等についてのお話も承りたいと思っております。

さらに具体的な問題として前に、一番橋の市役所に抜ける道路が完成いたしますと吹上、黒川地域の交通網の再調査をして、対策が必要な地域の状況が生まれるというお話をさせていただきました。その一つとしまして、いわゆる黒川公園内に生活道路がございまして。具体的には長期的に見ますと、この生活道路の整備はやはり重要な施策になってまいるので、この辺の見通し等をお尋ねをしたいと思っております。

さらに農業用水路の利用を踏まえて2回ほど過去にお話をさせていただきました。特に農業用水の将来における構想ですが、その対策としては、市長の答弁ですが、なるべく農業用水路を残していく形態をとるといってお話がありますが、実際にはそのような形態でとられていない状況が出てきております。市長の最近の「清流ニュース」ですか、水路清流課で第3号として発行されておりますが、その中で市長の話として、新入生、小学1年生の話として、学校の登校下校の状況が書かれています。「野原や水路沿いで道草が始まりますと、春の小川や野の自然のすばらしさを通して、一人の一生を大きく左右するとまで言われるようなふるさとの原体験はこのような道草や遊びから始まる」とあります。

また40年代の中ごろの状況が書かれておりますが、その中では多摩川、浅川の遊泳が禁止になるほど汚れ、さらには農業用水路はどぶと化し、最近では日野用水の上流地域がきれいになってきたという状況がありますが、記述がありますけれども、依然として農業用水路はどぶ化と化しているという状況は現実にあるわけであります。

緑化協会の発行の発行誌によりますと、その中に小学生の感想文が書かれておりますが、緑についての感想文ですけれども、その中では、都市化が進んで緑がいかになくなっていくかということ赤裸々に子供の目を通して訴えている文面があります。これは農業用水直接には関係はないことですが、こういうふうな現象が実際にあります。

この農業用水路の整備につきましては、南平方面の水路計画、また新町等の水路計画等さまざまな市の計画書の中には農業用水路を残していくということを視点において、水辺空間ということで遊歩道を整備していくという話が個々に出てまいりますけれども、実際にはそのような計画が進んでいるとは思えない状況であります。水路網の図面はあるけれども、それが具体的にどういうふうに展開しているかわからない状況がございます。

日野市におきましては特に多摩テック、多摩動物園、さらには浅川全域の流域、多摩川の日野の部分、これをとりますと意外に緑の面積は少ないということがわかります。日野市として基本的にそれ以外のことについては、緑というものはなくなっていった構わないというふうに原則をとられているのか。そうではなくて、できるだけ農業用水の水利面を使っていくんだということが、言葉ではうたわれておりますが、実際の施策の中では具体的な展開を通して予算上にもそのような角度が薄いように思いますが、実際にはどういうふうな状況なのか、お話を承りたいと思います。

特に構想としましては、農業用水路にこだわりますのは交通事故等の防止対策にもな

りますが、歩行者の視点から立って、空間をつくるということが時代的に言われております。具体的に申し上げますと、例えば東海道五十三次のコースをサイクリングとして設定するようなアイデアも出ておりますし、さらには歩行者としてのものをそれに擬して市内に展開をしている場面もあります。これからもこのような状況が生まれてまいりますが、どうしても現在の日野市のまちづくりを見ますと、車の利用者の視点から立った面の方が強く出ているように感じます。子供の視点、特に子供でも特に自転車を利用し、さらには歩くという視点から見て、将来的な安全道路の対策はどうかということ踏まえますと、農業用水路の活用ということが大事になってくると思います。

特に通学路につきましては、各学校、PTA等で丁寧に議論をして、慎重に決めている経緯もございますが、この通学路とて非常に危険な交差をする場面をやむを得ずとするようなところもあります。そういう観点もありますので、その解消に向けての努力を、単なる用水路の確保という視点だけではなくて、つくる必要があると思います。

特に浅川、多摩川へ安心して小学校2年、3年の子供を親の手元から離して行かせても、安心して行けるというようなものが何点コースとしてつくれるものか、そういう点もぜひ検討していただきたいというふうに思います。

さらに農業用水路に関連して駒形公園内の——要望になるわけですが、一つは、今ふるさと博物館がございますけれども、その分館というふうな位置づけでなくても結構だと思うんですが、水族館と言わないまでも、木造のブラック小屋でも結構ですから、いわゆる浅川、多摩川水系にどういうふうな生物がいるのか、そういうものを展示するような場面があってもよろしいかと思うわけであります。

特に東京都の都立の葛西臨海水族園というのが最近でき上がりました。JR京葉線の沿線沿いにありますけれども、ここはいわゆる東京湾を埋め立てた地域を使っての利用計画であります。この水族園には、いわゆる海洋生物を集めて水族園としているわけですが、非常にお金を使ってやっております。率直に申し上げて23区内の都市空間の中で、いわゆる余暇利用的な発想の空間がないために、かなり自由な余暇を過ごせるような空間を巨大につくらざるを得なかったのかというふうな感想を持ちましたけれども、かなり大きな予算を投入して、ぜいたくにできております。

日野市の場合におきましては、水族館の分館というふうな形でないまでも、そのような構想があっても私はよろしいかと思っております。さらに多摩川、浅川水系の中では植物園的なものと、水族館的なものと、昆虫館的なものというふうな構想があってもよろしいかと思っております。

さらに具体的に指摘をさせていただきますが、南平の丘陵公園が完成をいたしまして、現在一通りの利用が終わったというふうに思うわけですが、特に丘陵公園という名前の示すとおり、お年寄りの方にとっては非常に不適當な公園というふうな声も伺っております。具体的には現在まで、この公園を利用されてきてさまざまな要望、意見等、見直し等、担当の方には来ているかと思えます。具体的な利用の中で、市の対応として今後改良すべき点があるかどうか、どういう点について対応していかなければいけないのか、お年寄りにもふさわしいような整備構想が、整備的なものがあるかどうか、その辺のお話を承りたいと思えます。

さらにこれに隣接をいたしまして、今回の予算審議の中でも議論があったところですが、多摩動物公園の裏門の開設の話でございます。この件につきましては予算書の中に具体的な形として調査費として計上を見ておりますが、市長の判断では1年の調査をかけて、次年度には完成をさせるという目的なのかどうか、目標なのかどうか、その辺、時間的な点を中心にしてお話をさせていただければありがたいと思えます。

さらに、これも既に議論がなされているところですが、東京都立美術館の誘致の問題が現在どういうふうな状況になっているかという点であります。

最後に、自由時間の活用という中で、一軒一軒の住宅状況、また地域によっては自由時間の活用が室内の中でできないという状況があります。今回予算委員会の中でも、日野市立の図書館の開館時間の問題を質問させていただきましたが、いわゆる実際に利用したい祭日また夜等についての時間延長の問題でしたが、来年の次期にはぜひ実現方を考えていきたいというふうな館長のお話でしたけれども、今の市立図書館は本を貸し出しを受けて、物を調べるという形態であります。そうではなくて、東京都内にも既に有料的なもので構想があるわけですが、実際に見ておりますが、自分の好きな時間に静かに研究ができる、社会の方が家ではなくて、書斎的なところで静かに研究ができる、さらには読書ができるというふうな構想のものがあってよいのではないかというお話をさせていただきました。小学、中学、高校、大学、さらには浪人生も含めますが、さまざまな住宅事情の中で存分に読書をする環境もないということもありますので、その辺どのように考えているか、日野市の構想の中で検討する余地があるというふうに思っておりますが、どのようにお考えになっているか、再度この点については他市の状況もお話をし、この構想についてはお話をした経緯がございますので、その後の状況をお尋ねしたいと思えます。

以上です。

○副議長（福島敏雄君） 夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 建設部関係について、大きく分けると7点の御質問になりますけれども、先ほど御質問のありました順序がちょっと変わりますけれども、7点一括いたしましてお答えを申し上げます。

まず1点目でございますけれども、浅川下水処理場の上部の利用の計画でございますけれども、これにつきましてお答えいたします。

浅川下水処理場の上部は、北川原公園として位置づけられております。全体の面積は9.6ヘクタールの日野都市計画北川原公園でございます。この公園の基本計画は、昭和56年に日野都市計画北川原公園基本設計報告書によって明らかにされております。

簡単に御紹介いたしますと、まず運動施設を中心とした総合公園でございます。その特徴は、下水道処理場を覆蓋して利用するものでございます。それから都市緑地として今後ますます稀少となる多摩川及び浅川を都の公園を有機的に結合させるためと言えるものでございます。約8ヘクタールの面積をなす覆蓋部分でございますけれども、これを4分割にいたしまして、まず東側からお話をさせていただきますと、東側についてはスポーツの場として野球場、テニスコートの設置を図ります。それから南側については遊戯場の場として幼児、児童等の利用を主体とした児童公園的なものをつくります。それから覆蓋部分の中央部分でございますけれども、ここについては軽スポーツ、観賞、休養の場として多目的に利用する芝生の広場を考えております。覆蓋部分の西側でございますけれども、これは入口の広場として機能を果たすと同時に、当公園の中央広場としての性格を備えるものでございます。

現在、流域下水道の方の工事でございますけれども、第1期の覆蓋工事に入ろうとしております。この段階では今御説明を申しました計画のものの実施については、物理的に不可能でございますので、今後この処理場建設の進捗状況を見ながら計画を進めていきたいということになります。

それから2点目でございます。浅川、多摩川利用計画についてでございます。

多摩川、浅川の遊歩道につきましては、全延長が約20キロでございます。このうち自動車兼用道路が3.7キロ含まれております。もう既に13キロ、パーセンテージにいたしますと完成率が66%がもう整備済みになっております。今後の整備を行う部分につきましては、一つ問題があるわけでございますけれども、堤防の高さが建設省が定めた計画の高さより低い部分があるわけでございます。こういう難しい問題が出てまいりますもので、我々としてもなるべく事業費のかからない方法で整備をできるように今現在建設省

と協議をいたしております。実現に向かって、これからも努力していきたいと思っております。

河川敷につきましても、自然観察を兼ねた散策路を設置したいと考えております。これにつきましても動植物の調査や建設省との協議が問題がありますもので、しばらく時間をいただきたいと思っております。

なお、担当課でございます水路清流課でございますけれども、平成2年度に遊水や用水を含めました水辺のガイドマップを作成する予定になっております。このガイドマップでございますけれども、市民の方々が身近に自然を親しめる散策コースなどをかなり御紹介できると思っておりますので、でき上がりましたらぜひごらんになっていただきたいと思っております。

それから河川敷の活用につきましては、建設省の土地利用政策なども見定めながら、100年先の人々が多摩川、浅川に何を求めるかというようなことを考えまして、慎重に計画を立てることが我々の義務になっております。現在行っております水辺に関する市民アンケートの中間報告によりますと、多摩川、浅川につきましては自然をそのまま残したいというふうなタイトルで、これに対しての御意見は、大人が40%残していただきたい、子供は54%残していただきたいというような結果が出ております。それからまたスポーツ等に施設の利用でございますけれども、これも大人は23%つくっていただきたいと、それから子供については4%という結果がアンケートの中で中間で出ております。

川を最もよく活用して、子供たちが自然志向が強くあることは注目に値しますが、豊かな自然を幼児からお年寄りまで、さまざまな方法で享受できるような活用計画を少し時間をかけて考えていきたいと思っております。

3番目になりますけれども、多摩動物公園の裏門の開設でございます。この件につきましては引き続き多摩動物公園の管理課と現在協議を進めております。財産処理の担当の窓口については、今東京都の内部で検討中でございます。決定次第、この財産処理を含め、裏門の開設の交渉を進めていきたいというふうに考えております。

なお、先ほども御質問ございましたように、平成2年度予算においては、多摩動物公園の北門の開設に伴う導入路調査費を1,545万円を計上させていただきました。内容につきましては、ボーリングの調査とか測量、導入路の橋の企画設計とか、取りつけ導入路の基本設計等を平成2年度で基本計画をつくりたいということで予算を計上させていただきました。

次に4番目になりますけれども、農業用水路の利用でございます。これについては、今現在余暇と高齢化の時代を迎えまして、潤いのまちづくりをする上で農業用水路の存

在価値が今後ますます高まることは御指摘のとおりでございます。これまで市といたしましては水と緑のネットワークの構想を軸にいたしまして取り組んでまいりました。今後、この考え方を基本として用水路の利用を図っていきたく思っております。

御承知のとおり、日野市の用水はそのほとんどが市街化区域の中にあります。そして、急激な都市化による浸水対策のための水路の拡幅や、また道路の拡幅などにより、幹線や、それから必要の枝線の土上げの部分がほとんどなくなっておるとというのが現状でございます。こういう関係上、ネットワークづくりそのものも実はかなりの困難を伴いますが、一方、最近は身近に自然と接することのできるまちづくりの必要性が強主張されておりますので、いわゆるエコロジカルなまちづくりでございますけれども、これによって山や海へ出かけることが、交通渋滞とか頻繁する状態の中で、高齢化社会を迎えることとなりますけれども、このエコロジカルなまちづくりも大変な切実な問題でございますので、現在所管課、水路清流課では平成4年度を目標に水辺基本計画の策定のための準備に取り組んでおるということでございます。

御質問の点につきましては、気楽に散歩ができる、身近な自然を親しめるネットワークのテーマに十分意を入れまして、この作成に当たりたく思っております。

それから5番目でございます。駒形公園の周辺整備の計画についてということでございます。

駒形公園の整備計画については平成元年度から取り組んでおります。引き続き平成2年度も関係予算を計上してあります。整備の内容については、建設省所管である浅川の河川敷を占用する関係上、現段階ではまだ結論は出ておりませんが、実施の手順としては建設省が施行する築堤にあわせて事業を進めていきたいというふうに考えております。

現在、建設省では公園の施設については親水性豊かな河川自然公園としての機能を持つと同時に、プールを主体としたスポーツレクリエーションの一環として施設の整備について協議をしている段階でございます。具体的に申し上げますと、水辺の休息のスペースとしては護岸に階段護岸をつくったり、また親水護岸の設置をしたりということでございます。また市民のプール開設期間中でございますけれども、これについては渡し船で対岸を結ぶようなことと、さらに植栽については低木等の植栽を積極的に行い、豊かな緑を創出するように考えております。

この中で、次にスポーツレクリエーションの施設でございますけれども、プールについては現在の市民プールを改築いたしまして、スタンド付きの50メートルの競泳プールとか、または子供さんの25メートルのプール、その他では今考えている中では流れるプー

ルとか、スライダー等の設置も考えております。

また、その他では少年野球場も計画もしております。

駐車場については建設省が駒形公園の上下流の側に、災害時に使用する防災基点としてスペースを2カ所、建設省が設けてあるわけでございます。そこを自由に使用できるように今建設省と話し合いを進めているところでございます。

それから御質問の中でミニ水族館についてでございますけれども、この問題についても今計画プランの中で一応検討をしてみたいと思います。

それから歩道の問題でございます。都道の159号線でございますけれども、この問題についても駒形公園内の園路ですね、利用できるように計画しているとともに、他の関連ルートについても今後関係者と協議し、検討していきたいと思っております。

それから6番目になりますけれども、南平丘陵公園でございます。当公園については平成元年の5月に開園して以来、平成2年の末までに延べ人員約1万1,200人、月に平均いたしますと1,240人の御来園をいただいております。そういう中、公園管理者としても、大変これだけの人が来ていただいたということについては感謝を申し上げる次第でございます。

その中で、来園者の中から要望も何点か出ております。例えば散策路の中においても安全対策とか、それから炭焼きに対する問題、それから樹木による日陰のこととか、それから管理事務所のない、東側になりますけれどもトイレの設置を、こういうものが要望で出てきております。したがって、今御質問を受けましたような問題についてもあわせて検討して、できるものは早急に対処したいというふうに考えております。

それから7番目の黒川公園の生活道路でございます。これについては黒川公園を含む一帯は昭和50年の12月の26日に、東京都における自然の保護と回復に関する条例に基づき指定されました6ヘクタールの東豊田緑地保全地域でございます。当区域の土地所有権の状況は、東京都が0.8ヘクタール、日野市が約3ヘクタール、民有地が2.2ヘクタールあるわけでございます。

御質問の生活道路については、人が歩いているうちに自然にできたものでございまして、黒川清流公園から民地を通り抜け多摩平第1緑地に通ずるものでございます。実際には相当数の利用者があることはもう既に確認しております。そこを遊歩道的に整備することにより、安全に東豊田3丁目と多摩平地域を近道で結ぶ歩道になることは御指摘のとおりでございます。しかし、ここにおいては、民有地の利用については土地所有者の了解を得なければならないという問題がございます。また緑地保全区域でございます

もので、関係当局との協議をする必要がありますもので、もう少し時間をいただき、多くの角度から関係者と検討し、調整を図っていききたいと思います。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 美術館誘致に関する美術館問題でお答えしたいと思います。

既に御承知のとおり、62年におきましては議会の意見、あるいは市長名をもって東京都知事を初め教育長と関係部長に対して文書をもって要請した経緯があるわけでございます。

その後、昨年、63年にはこの美術館の建設に関する要望として各大学の、日野市内に在住する大学の校長さんをお願いしたり、あるいは議長初め市長も教育長名をもって、連名をもっての三度目の要望書を提出している経緯がございます。

現状としての御質問でございますが、昨年は都立美術館の日野市誘致期成会が設立されております。これを中心として運動を展開しているところでございますが、昨年度はこの期成会において、日野市内の在住者、在勤者も含めまして8,000人の署名を期成会でまとめております。これを教育庁の担当部に誘致運動の一環として提出もしております。もちろんその間、文書だけでなくして、市のレベルの中で、市長を初めとして事務レベルでも折衝を進めているところでございます。

なお、新年度予算の中でも同じような積極的な運動展開のために予算化も一部お願いしたわけでございます。特に一般会計予算の中で、既にこの誘致が他市に決まったような意向の御意見等もあったわけでございますが、私の方も一般会計予算終了後、関係部長に尋ねました。これにつきましては、もちろん多摩美術館の開館につきましては平成7年が開館予定でございます。御承知のとおり、区内では既に決定し、今、区の建設あるいは計画に対する問題で手いっぱいであると、26市の場所についての要望が七つほどあるわけでございますが、その場所については今後の検討課題であるということで回答も得ております。

なお一層私の方も平成2年度に向けて勢力的にこの運動を展開していく考え方でおります。

以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 市営の学習室のお尋ねについてお答えを申し上げます。

市営の学習室に類似した施設を首都圏、あるいは東京都内でこう探しましたら幾つかございました。その一つは横浜市にございまして、横浜市は各区に青少年図書館という名称で、図書館とは別組織でございますけれども、こういった施設を設置しておるようでございます。この青少年図書館は若干の図書も備えて貸し出し業務も行っている、そういうことではございますが、内容は学習室でございます。

それから都内に目を転じますと、墨田区の青年館でやはりこれに類似した施設がございますけれども、ここは余り評判がよろしくないようございまして、なぜよろしくないかということ、ムードに欠けるといような声が伝わってまいります。学習室でございますが、机といすをぽつんと置くだけではやはり利用者が利用しにくい、したくないという気持ちの方が先に働いてしまって、ムードづくりも大事だなどいようなことが感じられました。

それから府中の図書館では閲覧室の中にある一定の席数を受験勉強者に提供していると、こういうことではございまして、その数も最初は300席あったようでございますけれども、それからだんだんだんだん数が減ってまいりまして、現在は50席を受験勉強者用に学習室として提供している。

さらに東村山の図書館では多目的の部屋という名称で、やはりこの学習室に類似した施設を置いているということではございます。

日野の市立図書館におきましては、御案内のとおり、資料の貸し出しを第一といたしまして、32席のレファレンス室以外には閲覧室は持っておりません。こういう状態でございますので、御質問のその学習室はほかの施設の中につくるようになりますけれども、私どもなお一層都内、あるいはこの近郊の類似の学習室の施設を実際に見聞をするなど、しばらく研究調査をする時間をいただきたいと思っております。

そして、将来的にはコミュニティー施設でございますか、文化施設あるいは複合施設、そういった施設の中に多目的な部屋のような形で、総合的な検討を加えていかなければいけないんじゃないか、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君） お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって、会議時間を延長することに決しました。

夏井明男君。

○22番（夏井明男君） それでは、要望と再質問を含めまして質問をさせていただきます。

水辺空間の利用ということ、さらには平成4年の農業用水路のあり方についての立案ということも、今具体的に建設部長からお話を受けました。広報課の方でも市内施設の案内図を本年度の予算で計上いたしております。具体的にそこで私も要望いたしました、そこに至る具体的な過程、道路、歩行者の利用を考えたような案内図ということをお願いいたしましたけれども、ここではまさにガイドマップということでお話がありますが、具体的にはやはり多摩では小学生以下の交通事故死亡がふえている状況があります。これから減るとい状況の客観条件がありません。むしろふえる状況にありますので、そういう点から通学路においてはメイン道路を通らないで、多少不便でも裏道的なものを使って利用しているわけですが、それを視点を変えまして、そのような道路網を整備していただいて、なるべく車との交差のないような角度のものを多くつくっていただくということが、やはり浅川、多摩川の自然公園化にはやはり必須条件ではないかというふうに考えております。

日野市外から、日野市を散策する方のコースが新聞に報道されますと、見えることがありますけれども、そういう方の状況を見ていますと、狭い道路の中をかなりのスピードで車が入ってくるのを避けながら散策をするという場面の場所も随分ありますので、これからの将来的な形とすれば、今お話し申し上げている点というのは、視点というのは大事だろうというふうに思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

さらに農業用水路の将来的な利用につきましては、具体的には土盛りの部分については現況が使われていないと、空間としてないというふうな状況も今お聞きをいたしました。大蔵省の管財等の管理下にある状況ですとか、各官庁にまたがるような領域のものというふうに思いますが、そうであればこそ日野市の具体的な基本姿勢として、堅固なものを隔離していただかないと、具体的な実現は何もなかったと、残ったのは浅川と多摩川だったというふうになりますので、その点を市長の方から基本構想の中の具体的な予算の裏づけの中でどういうふうに対応していくか、お話を承りたい点であります。

黒川公園内の生活道路につきましては、今具体的に状況も見えてございまして、承知をしていただいているところですが、これからも工夫をしていただいて、実現方お願いをいたします。

南平丘陵公園につきましては、今状況的なお話がありましたが、私の方では具体的には御老人が来られたときのベンチの数が少ないですとか、ごみ箱がないですとかという

ふうな話も受けておりますので、この要望もぜひ検討していただいて、今建設部で状況把握している点に織り込んで、対策を立てていただきたいというふうに希望いたします。

それから都立の美術館の問題につきましては、企画財政部長の方から平成7年の完成ということで、努力方を追求していきたいということで、ぜひお願いをしたいと思えます。

最後ですが、学習室のお話を坂本部長からお話を受けましたが、大変に横浜市、府中市、東村山、墨田区ということで、具体的な情報をいただきまして感謝いたします。

地域によりましては、今のお話にありましておおり、いすと机を置いておくだけでは具体的には使われにくいと、雰囲気的なものが必要であるというお話がありました。具体的にはこの点も確かにありまして、長いすのところ、ただいすを何脚か並べてやっている例もあるんですが、そういうところだと人が集まってきて談話をするという場所もありませんし、殺風景な、ただ場所だけの提供ということで実際に利用はありません。具体的に利用について工夫をしているところがあります。例えば専用のロッカーを1カ月交代に置くとか、さらには下の階に談話室等を設けるとか、工夫をしているところではかなり希望者が多くてうれしい悲鳴を上げているという状況もあります。ぜひこれからの研究課題ということで、引き続き取り組んでいただければ幸いです。

最後に少し細かくなりますが、ふるさと博物館につきましては、御承知のとおり、すべてのものを展示するだけのスペースがない状況であります。季節的に企画を変えて展示をするという意欲的なお考えのようではございますけれども、やはり私は南平丘陵公園に管理室の木造でできた建物がありますけれども、あれほど立派でなくてもいいわけです。実際お金をかけなくも結構ですから、そういうものを、名称的にはふるさと博物館の分館というふうになりますと立派なものになります。出張所でもいいですし、展示室というふうな名目でも結構ですから、多摩川、浅川を散策していたときにそういうものにぶつかったと、ちょっと入ってみたというふうな程度のもので十分楽しめるわけですから、その辺の対策をとっていただきたいというふうに要望いたします。よろしく願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 再質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 市内の農業用水路は過去の遠い時代から、水辺を活用して生活文化が作り上げられた農業の動脈であった水路であります。都市化するに伴いまして、田んぼがなくなりますと、小さなかんがい水路は廃滅をしたり、それから住宅が立ち並んだ排水によってどぶ化した状況がありまして、これが一番痛ましい状況にもなっ

ておるわけでありまして。これからのまちづくりに、特に市内に潤いをつくる意味で水辺空間は大切だと思っておるわけでありまして。

ただ区画整理をやりますと、どうしても水路を積極的に残す部分はやっておりますけれども、もちろん全部残すわけにもまいりませんし、ごらんになる目によっては水路がだんだんと消滅をしているというふうに見られるわけでありまして、万願寺の区画整理では、一定の水路は計画的に残しておるわけですが、今一部田んぼがあるものですから、その水位が非常に、新しくつくった水路の水位が非常に低くなっておりまして、底が深くなっておりまして、将来はあれをもっと下を埋めて高い水位にして、流れが見える、こういう状態にすべきものだと、このようには考えております。

その他、各地の用水、日野市内には7系統、延長しますと100キロ以上にも相当するわけでありまして、毛細管的な部分まで合わせると非常に面積としても、距離としても大きなものになるわけでありまして、できるだけ、特に将来は遊水を導水する、あるいは取水を導水する、こういう形で可能なものをなるべく生かしていきたい、こういうことを基本的にこれからも計画の中に積極的に取り入れていきたいと、こう考えております。

それから、一つの発想として市内の水辺、あるいは小川や、それから用水路に生息しております生物の展示手段といたしまししょうか、展示場といたしまししょうか、今、多摩平の下水処理場は数年後には廃業になる、そういう見通しであります。あの場所を水の、黒川の源流にも当たりますので、清流公園の源に位置づけるわけでありまして、あの場所にうまく水族館などとは到底言えませんが、何か生物や、それから植物等の保存源をつくる必要があるということも自然保護団体からも申し入れを受けておると、こういう状況がございます。

○副議長（福島敏雄君） 夏井明男君。

○22番（夏井明男君） 農業用水路というのは一つの例として出させていただいたんですが、いわゆる長期的に考えますと、車がどうしても交通の弁ということを考えまして、狭い道路を利用せざるを得ない場面もありますし、そうしますと一般の生活、要するに歩行者の視点から立った道の中にまで車が入ってきてしまっていて、さまざまな障害が出ているという現状があります。長期的には歩道と車道の区別ということが十分行われればいいわけですが、そういうふうな状況がむしろ少なくなっているというのが状況だと思えます。

日野市内の中でも、そういうふうな状況というのは避けられないというふうな形が通

るとすれば、積極的に農業用水路等の歩行者用の空間を積極的につくっていただいて、使っていただいて、車の通る面と歩行者の歩く面との区分を基本的には構造的にもっていくことがやはりこの余暇の時代の中には必須要件ではないかというふうに考えます。その点では、この角度をもう少し考えていただきたいと思います。

さらに要望でございますが、浅川、多摩川の自然公園化ということで、かなり日野市におきましても力を入れているところですが、実際に歩いてみた人の角度、また自転車で歩いてみた角度を、その視点からのものを具体的に組み込んでいきませんと、一回もう散歩すればもう十分だということで、また行ってみようということが言えなくなります。意外に土手堤を歩いてみますと変化がそれほど見られない。春、夏、秋、冬の中でも変化を非常に演出するような空間というものがどうしても少なくなる状況がありますので、その辺の角度からも、何遍行っても、冬行くと冬の違う状況が生まれる、また春では全然違う状況がある、場所によってはそういう場所がありますが、一概にそういうふうには言えません。実際に何遍歩いてみてもかなり充実感があるというふうなことも、実際に歩いた中での調査で施策を打っていただければ、多摩川、浅川の自然公園化についての構想が充実をいたすと思いますので、ぜひその視点から今後とも努力をお願いしたいというふうに思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって5の1、日野市内で余暇を過ごすとの観点から質問するの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時15分 散会

4月4日 水曜日 (第12日)

平成2年 日野市議会会議録 (第12号)
第1回定例会

4月4日 水曜日 (第12日)

出席議員 (29名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 17番 | 高橋徳次君 |
| 18番 | 一ノ瀬隆君 | 19番 | 板垣正男君 |
| 20番 | 鈴木美奈子君 | 21番 | 奥住日出男君 |
| 22番 | 夏井明男君 | 23番 | 黒川重憲君 |
| 24番 | 旗野行雄君 | 25番 | 古賀俊昭君 |
| 26番 | 市川資信君 | 27番 | 谷長一君 |
| 28番 | 名古屋史郎君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

欠席議員 (1名)

16番 小山良悟君

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 川久保友子君

議事日程

平成2年4月4日(水)
午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時10分 開議

○副議長(福島敏雄君) おはようございます。本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員25名であります。

本日、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問6の1、安全なまちづくりは、その後どのように推進されているかの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

[21番議員 登壇]

○21番(奥住日出男君) おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただきます内容につきましては、昨年の第3回定例会でもって、安全で安心して暮らせるまちの実現についてに問い、というテーマで一般質問をさせていただきました。その内容のフォローがメインでございます。簡単に質問をさせていただきたいというふうに思います。具体的には、通告に従いまして2点についてお聞きをしていきたいというふうに思います。

まず1点目でございますけれども、前回、交通事故という問題を取り上げさせていただきました。安全なまちづくりを推進するためには、現状の組織体制では若干無理があるんじゃないか、あるいは限界が来ているんじゃないか、そういう観点から庁内に機構改革を進めながら専門的な組織をつくっていただきたい、こんなことを訴えながら、あわせて要望をしまりました。

その理由としましては、私の方で御指摘をさせていただいた市内の不安全な箇所、これが数多くあったわけですが、それを解決するためには四つの部と八つの課、さらに九つの係、これが協同作業をしないと解決が難しいという、こういう背景もあったわけでございます。したがって、その後、具体的に検討されたようでございますけれども、どんな形になって現在推進をされてきているのか、これを1点お聞きしたいというふうに思います。

それから2点目につきましては、危険箇所のチェックでございます。

前回、市内の危険箇所、私がずっと見て歩きましてチェックした結果を御指摘をさせていただきました。具体的には8項目で約70点、こういう数値を申し上げたわけでございます。これだけ不安全箇所がありますと。その後、行政側としてフォローアップされ

たのかどうか、ということと、その結果、特に危険な箇所については何らかの対策が講じられているのかどうか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

現在、私が特に危険であるというふうに感じている点が二つばかりございます。

まず1点は、状況として違法駐車の問題、それから危険箇所として栄町五丁目の交差点、あの信号のところですね。この2点を非常に危険である、早急に何とかしなければならぬ、こんなふうに感じているところでございます。

違法駐車については、御案内のように、いろんなところで大きな社会問題になっておりますけれども、警察あたりに聞いても恒常的である。しかも違法駐車をされてる車はほとんど、いってみればこういう言い方はないんですけれども、ほとんど決まったような感じ、いってみれば常習者、こんな言い方がされるかと思うんですけれども、イタチごっこであるという。過日も日野警察の方に行って、ミニパトを運転している婦人警官と40分ばかり話をしたんですけれども、1台しかない、ミニパトが。それで私たちも一生懸命やっているんですけれども、どうしても現行犯逮捕ということがなかなかできないので非常に難しい。何かその場でやるらしいんですけれども、実際にはチョークで印をつけて30分たたないと現在の法律ではだめだ。いわゆる指摘をして警告をして、それでぐるっと回って来てやるということでございます。

裏話としては、違法駐車をレッカーで移動するだけで大変大きな商売になりますという、それだけで食っていけるという、こんな話もなされまして、そのときはちょっと笑い話になったんですけれども、実際に、ある年度を基準にとりますと、車の台数が約7倍にふえたのに対して、駐車場は1.5倍しかふえてない。

こういう実情もあるわけでございますけれども、内容をよく分析しますと、道路のあり方一つとっても非常に問題になっている。例えば幅員を広くすると、逆にそれが車庫がわりになって、深夜に行きますと大型トラックがとまっているとか、いろんな乗用車がとまっているとか車庫がわりにしているという、こういう一面もありまして、これは一考を要する大きな問題でありますけれども、理事者としても市営駐車場の早期実現、基本設計等々があるようでございますけれども、この辺を真剣に考えていただきたい。もちろんドライバー側のマナー、こういうものもございまして、それぞれが感じているところがございますので余り多くは言う必要はないと思いますので、この点についてお考えをお聞きしたいということでございます。

それから栄町の五丁目の交差点、あそこはもう一年じゅう事故が起こっても不思議でないような感じがします。昨年死亡事故がありまして、あの辺の住民は本当に神経を

とがらせている。ちょうどあの角に消防小屋第2分団第4部の消防小屋がございまして、坂の上からおりてくるときにはいいんですけれども、逆に下から行く場合に、あれが死角になってしまふ。特に昭島方面から日野方面に向かって来る車というのは、私もときどきやるんですけれども、信号を見ながらももちろん走るんですけれども、信号が黄色から赤に変わる寸前になると、右を走らないで左に行く。それで反対側の信号を使って行くという、こういうことをやるんです。ところが、昭島の方から来て日野の方に行くときに、裏側を通りますと一時停止の標識もない。したがって、勢いよくそのままのスピードでもってぐっと上がってくる。上から来たのがちゃんとやるという、こういう事故も頻繁に発生をしているわけでございます。

もちろん、これはドライバーの責任と言ってしまうとそうなんですけれども、構造的にあそこは何か問題があるんじゃないか。したがって、あの消防小屋をどこかに移転するとか、あるいは、こういうことができるのかどうかわかりませんが、交差点にカーブミラーということはないんでしょうけれども、何らかの対策を講じないと一年じゅう事故が絶えない。交差点があって信号があるからいいんだという、もうそういうところじゃないわけです。

非常に一例ですけれども、大変私はあそこが危険な交差点であるというふうにとらえておりますので、事例を挙げてこの2点だけを今お訴えをしたわけなんですけれども、以上の点について御回答をお願いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えをいたします。

まず1点目の組織の機構についてお答えをさせていただきたいと思います。

交通安全の推進は関係機関の連携と住民の安全意識の高揚が不可欠でございます。交通安全を所管する課だけでは対応には限界があるのは言うまでもありません。そこで、すべての市民を交通事故から守り、安全で安心して暮らせるまちづくりを総合的に進めることを目的といたしまして、庁内の機構として日野市交通安全推進本部を設けました。この本部は、交通安全の所管部長であります建設部長が本部長となりまして、庁内の8部、13課の課長職を本部員に指名いたしまして組織を横断的の機構づくりに、本年早々にこの推進本部が発足いたしました。

この交通安全に関する施策の充実とか安全教育その他事業の推進を初心事項といたしまして、実践的な機能を持つ機構であり、今後、この本部が精力的に進めていきたいということで今現在進んでおります。

それから2番目の問題でございますけれども、危険箇所のチェックということでございますけれども、この件についてお答えいたします。

市内の交通事故の多発地点や危険箇所等については、交通管理者としての日野警察署と道路管理者の市と十分な連絡をとり、それぞれの役割分担の中で現在対応しております。

道路管理者としては、道路の整備、維持管理が中心で、交通安全対策としては道路反射鏡とか防護さくの整備と、また案内標識、危険標識の整備を行ってきております。今後、市の道路特性に配慮し、特に坂道の急なところや、また道路の曲線のところ、交差点などの危険箇所の改善に今後努力していきたいと思っております。また既設の安全施設の維持管理についても、今まで以上に万全を期していきたいということでございます。

それから、特に御質問の中で危険な場所ということで具体的な例がございました。その点についてお答えをいたします。

この場所は柴町五丁目の16番地先のところでございます。交差点の安全対策ということでございますけれども、この交差点は都道169号線と市道東光寺一松山線で構成されているところでございます。さらに、北側には都市計画道路3・4・8号線と絡み、車両通行上、複雑な要素を持つ交差点でございます。交通管理者との協議では、信号機が設置している交差点の場合は、信号機が最善の安全施設であり、他の安全施設の併設は交通管理上、望ましくないという判断が出ております。基本的には信号の厳守と交差点での徐行義務の励行があるわけでございます。

これに対しての補足的の措置でございますけれども、道路管理者の立場からは、都市計画道路3・4・8号線からの迂回の車両に対しては、ミラー等の設置それから危険な徐行等については標識等の設置をして各道路管理者と今後は協議をいたしていきたいというふうに考えております。

それから3点目の違法駐車の問題でございますけれども、確かに日野市内でも数カ所、違法の場所がございます。この取り締まりについては、先ほど質問者からもお話があったように、交通管理者である日野警察署の方でそういう取り締まりを行っているわけでございますけれども、市の方としてもいろいろの住民苦情のようなものに対して即日野警察の方にもそういう申し入れをしております。

日野警察の方についても、この問題について、どのようにしていったらいいか、というようなことで頭を悩ませておりましたけれども、ことしの3月でございますけれども、日野駐車対策協議会というのが設立いたしました。これは事務局は日野警察署の交通課

でございますけれども、この中のメンバーに建設部の方の管理課長と土木課長がメンバーとして入っております。初会合が行われましたけれども、主にこの駐車対策に対する意見の交換というふうな、また情報交換というふうな中で相互の理解を深めていこうということを目的にいたしましてスタートしたわけでございますけれども、いずれにしても、この駐車問題というのは避けて通れない問題でございますもので、今後、こういう協議会を利用して委員の方から強く問題点についても指摘し、改善に努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。1点目の推進本部の発足、これは実践的機能でもって積極的に進めたいということでございますので、今後に期待をしていきたいというふうに思います。ぜひ全市を挙げてひとつ一大交通キャンペーンでも張っていただいて、日野市内から交通事故を1件でも少なくするために御努力を願いたいというふうにお願しておきます。1点目は結構です。

2点目の柴町五丁目の交差点、ただいまの3・4・8号線にミラーの設置とか、あるいは標識等の設置を考えていくということですが、具体的にどこへ、どんなふうにやっていくのか、もう少しお聞きしたいんですね。

例えばミラーをどういうところに設置するとか、あるいはどんな標識、多分一時ストップの標識になると思うんですけども、それをどこへつけるとか、もう少し具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。これはもう待たなしの状況でございますから、これから検討していきましょうとか、考えます、という、そんな状況下でございますので、一刻も早く何らかの手を打っていただきたい、こんなふうに思うわけでございます。

もちろん、ただいま部長がおっしゃられたような信号の遵守とか、あるいは交差点での徐行、当然これはドライバーの義務として当たり前のことなんですけれども、やはり車を乗る方、ハンドルを握ると、ふだんおとなしい方ほど横暴な運転をして人が変わったふうですね。そういう狂気になりますから、乗るときは、わかりました、もう絶対そういうことはやりません、と言って、いざ乗ると全く変身する、こういう人間の本能がございまして、こういうことを言うと怒られますけれども、やっぱり信号というのは、一番事故の中で信号無視の事故が多いというのはどうもそこにあらわれているんじゃないかな、こんなふうに受けとめてますので、もう少し、申しわけないですけども、具体的にどこへ、どんな物を設置するか、いつごろやるのか、それだけちょっとお

答えいただきたいんですが……。

○副議長（福島敏雄君） 再質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 2点の再質問でございますけれども、まず場所でございますけれども、これはあくまでも市の今の考え方でございまして、先ほどお答えをさせていただきました各道路管理者がおりますもので、若干位置のずれ等もあると思っておりますけれども、一応今考えているのは、169号線の都道のところに信号機がございまして、あそこが先ほど御質問のように非常に消防小屋があって見にくい、というようなことでございまして、その都道部分に停止線のあるそばに一応ミラーを設置したいという考えを持っています。

これも原則的には先ほど述べたように、警察の方では信号機ということがあるわけですから、設置というのは交通管理者の方では考えておりませんが、こういう市の考え方として、今後各道路管理者と打ち合わせをして実現できるようにしたいということをお答えさせていただいたわけでございます。位置については今お答えをしたとおりでございます。

それから、その他の標識の問題でございますけれども、これもやはり道路管理者と、ほとんどが市道でございせんもので、特に手前の方から取りつけをするというふうなことになりますと、ここは道路管理者が東京都でございせんもので、東京都の方とよく打ち合わせをして実現をしていきたいというように考えております。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。確かに都道との関係で東京都が管理しますので、市の方ではなかなか難しいと思うんですけれども、いずれにしましても交通事故の問題、昨年最悪の状態になったわけです。国も都も市も、もちろん近代ない大変残念な結果に終わっておりますので、ひとつ異常なほどのひとつ積極性を見せていただいて、これだけは文字どおり精力的に改善をしていただきたいというふうに思います。

あさって4月6日から、また春の全国交通安全運動が実施されます。実施されるわけですが、いつもこれが昨年も言ったんですけれども、週間で終わらせて、本当の身につく習慣になってない、こんな気がしますので、ひとつ今回は何か日野市でも一日所長に神田正輝さんという方を呼ぶようでございますけれども、タレントを呼んで事故が減れば安いものでございますので、どうなるかわかりませんが、ひとつ市を挙げて積極的にこの問題を解決をしていっていただきたい、このように思うわけござ

います。

いずれにしましても、これ以上お聞きしても今の部長の御答弁で尽きると思いますので、市民が非常に安全でないまちの中を憂慮されておりますので、自分たちも注意をすると同時に、行政側としても格段の御配慮をいただきたい、このように要望しましてこの質問を終わらせていただきます。

○副議長（福島敏雄君） これをもって6の1、安全なまちづくりは、その後どのように推進されているかの質問を終わります。

一般質問6の2、住民本位の行政はどのように推進されているかの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

○21番（奥住日出男君） 住民本位の行政、これは常々市長の方からもよく言われているとおりでございまして、今さら私が声を大にして言うことではないわけでございますけれども、あくまでも主権者は日野市民であるという、こういうことを原点に置きながら2点について御質問させていただきたいというふうに思います。

まず1点目は、地区センターの活用についてでございます。

この基本計画の中の第6節に「市民自治創造の場となる施設」というタイトルでもって、それぞれ書かれておるわけでございます。この中に地区センターのことが現状の課題ということである述べられております。ここで言っているのは、コミュニティセンターとしてのそういう施設を市の方で用意をする。あとは住民の方が主役でありますから、管理運営も含めて使いやすい施設になるように行政としても努力をしたいという、こういう趣旨でございます。

さらに言うのであれば、その主体性、創造性、自発性が尊重されなければならないというふうに加えられております。御案内のように、今、市民の考え方あるいは生活、こういうことを見ますと、それぞれが心の豊かさを求めているいろんな面で御活躍をされ、また地域社会において大事にされている。当然これはもう人間の本能として、物が豊かになって満たされると当然そこに行くという、こういうパターンでありますから、ごく自然のことであるけれども、市民各層のニーズにこたえるために市がお手伝いをしますよ、というふうなことになっておるわけでございます。

質問いたします地区センターの活用、これは具体的には3年か4年前ですか、議員の方がたしか質問をされておりましたけれども、葬祭時の、冠婚葬祭の葬祭ですね、葬祭時の使用許可という、こういうことでございます。

具体的には、今、向川原の市営住宅、あそこがことし完成しますと264戸という戸数

があそこに持つ、こういう状況になるわけです。そうなりますと、一大拠点になった一つのまちですから、市営住宅といってもかなり大きな団地になるわけです。したがって、そういう団地の方にこういうコミュニティーづくりの場所あるいはそれぞれそこにお住まいの方々のお考え、こういうことを市の方でも積極的に取り上げていただきたいということでございます。

ちょうど向川原市営住宅のすぐそばに新川辺堀之内地区センターがございます。昨年12月だったか、11月だったか12月だと思うんですけども、たまたまあそこの住民が私どもの企業に勤めている社員だったんです。その方が、朝出勤途中で泉塚の交差点でもって右折をしようとしたところ、単車だったんですけども、右折をしようとしたところ、直進車、若い人の車にはねられて即死をしたという、こういう痛ましい事故があったわけでございます。当然のごとく通夜が営まれ告別式があったわけですけども、たまたま通夜の場所がその市営住宅からかなり遠い。あそこの自治会でもってお通夜に行きたいので皆さんひとつお願いします、と言ったところが、車もないし、タクシーで行くといってもかなり遠い。行きたいんだけども行けないんですという、こういう住民の訴えが数多く出されたんです。結果的には代表の方が数名来たわけでございますけれども、そこで出たのが、何とかこの地区センターでもって葬祭時にそういうものをやっちゃあいけないのか、どうか使わせていただきたい、特例でもいいから認めていただきたい、こんな要望が出されてきました。聞くところによりますと、ことしの2月2日に185名の署名を添えて要望書が出されたという、こんなことも職員の方からお聞きをいたしました。数多くの方が何とか地区センターをそんなふうに活用していきたいんですけども、ならないでしょうかねという、こんなことでございます。

前回の御質問のときの市長の答弁は、時期尚早であるという、こういうことで終わっているわけでございますけれども、時代も大分変わってまいりました。そういう場所がない。特にこれから市営住宅が平屋から高層化にどんどんどんどん進む、市長の構想では、400何がある市営住宅を1,000戸ぐらいにしたいという、こういうお考えも述べられておりますし大変期待をしているわけでございます。そうなったときに、余計こういう問題が高齢化社会と同時にふえてくるんじゃないかな。もうそろそろこの辺のところも考えてもいい時期ではないか、こんなことから、現時点の御見解をお伺いしたい。これが1点目でございます。

それからもう1点は、私もこの場で何回も何回も言って、おまえ、まだそれまで言ってもわからないのか、というふうにおしかりを受けるかもしれませんが、市内の

循環バスの運行でございます。

今年度1,700万という予算が計上されておりますけれども、平成2年度の計画はどうなっているのか、これを具体的にお聞きをしていきたいというふうに思います。この交通体系の問題、バス路線の拡充ということで市民生活の利便性、向上を図るという意味から、道路の拡幅整備と並行してバス路線の運行を整備していきたいという、こういうことが以前企画財政部長から御答弁がされております。道路がきちっと整備をされている地域でもまだそういう循環バスの運行がなされていない。今3路線が、聞くところによりますと候補が上がっていると聞いております。すなわち高幡から三沢、百草方面、豊田から南平を通って高幡方面、さらには日野台、豊田方面、この3本でございます。そのうちの三沢、百草方面は、何か一自治会の反対があってなかなか実現が難しい、豊田、南平の方は区画整理との関係で道路が狭いために、これもだめだ。そうなりますと残る日野台地域の方は十分に道路は整備をされ、十分過ぎるほどの幅員がございます。

今年度の計画、具体的にどんなふうに進めようとしているのか、お考えをお聞きしたいというふうに思います。以上2点でございます。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 地区センターの使用につきまして、特に葬祭の点での御質問でございます。

確かに最近では大変宅地の細分化ということで居住面積の縮小に絡みまして、いわゆるお棺を出し入れするというにも事欠く実態というものがございます。私もこの点につきまして、それなりの憂慮する点というものは感じております。住宅公団等でございますと、そこに居住者の集会施設がございまして、その方で葬祭を取り行うこともできるわけでございますが、一般住宅あるいは市営住宅といったようなことになりますと、そのような施設は現在ないわけでございます。

そこで当然おっしゃられるとおり地区センターの使用ということが思い浮かぶわけでございます。私の方といたしましても、この点につきまして、なかなか地区センターの使用運営につきましてはいろいろ難しい利害、相反する実情がございまして苦慮しているところでございます。

特に葬祭でございますと、やはり地区センターという一つの施設内の点につきまして衛生的な見地あるいは、そこをお使いになられる方々の感情的な面から、どなたでもこういった事態には遭遇するわけで、遭遇いたしますれば大変なことが十分わかるんで

ございますが、他者の点になりますと、どうしてもやはりそういった感情面等で受け入れられない実態がございます。また、そういう葬祭を行いますと、どうしても日本の習慣からいたしまして花輪の列ができる、そうしますと近隣への影響というものも出てまいりますし、隣近所にいたしますと、なかなか日常生活行動におきましても制約を受けるといようなものもでございます。そんなようなことから、現在地区センターでの葬祭挙行ということについては御遠慮いただいている点がございます。

ただ、先ほども申しましたとおり、私どもといたしましては、この問題、現実という宅地の細分化に伴いまして避けて通れぬ問題であるというふうに感じております。そこで、現在、おくれればながら私どもとしてはその打開策といたしまして、まず考えられるのは斎場の設置ということだと思います。ただ斎場の設置と申しましてなかなかどこにでも建てられるということでもございませぬし、先ほども申した近隣の絡みから来るものもでございます。そういう点での難しさはございますが、ひとつ打開策の一つとしてそういったこともひとつ考えられる。

また第2点として考えられますのが、寺院等の提供といいたしましうか、寺院の施設をお借りする形での挙行ということも、これは第2点として考えられるかと思えます。これにいたしましても、やはり寺院が基本的に檀家ということもございませぬし、その他いろいろ制約される部分というものも一応想定はされますが、そういった第2点としての考え方が出てまいります。

第3点といたしまして、今問題になっております地区センターでございます。これについて地域住民の共通の理解が得られるのであれば、これも一つの解決策ということでございます。これらについては早速ながら地区センター管理者会議におきましての議題として上げていきたいというふうには考えております。

これら3点あるいはまたそのほかの方法あるいは考えられるものが出てくるかという期待を持ちながら、現在、健康課を中心に生活課ともども検討に取り組んでおるといのが実情でございます。今この時点でどうこうしますというお答えができないのが残念でございますが、現在検討しておりますということでお答えさせていただきます。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 2点目のバス運行に対する平成2年度の具体的な考え方という御質問でございます。

御承知のとおり、議会の中でも各バスの関係につきましては多くの議員さんから要望、

いろいろな条件等の問題を提起されていることは言うまでもないこととでございます。

市内のバス交通対策につきましては、61年に交通対策検討委員会の中で答申をいただきました。その中では、日野市内には不便地域が7地域だということはもう申し上げるまでもないこととでございます。しかし、その時点の踏まえ方としても、現在、隣接市を結んで日野市内に関係する路線として21路線、現状ではあるわけとでございます。具体的には、そのうち3路線が市役所を経由する路線がそのうち3路線でございます。これにつきましては、当然市民の利便性を目的とした中での考え方をもっての不便地域の中での解消でございます。交通対策特別委員会等にも既に御意見も求めた経緯もありますが、今議員さんの具体的な質問の中で3カ所の問題が出ております。

一つは日野台地域の問題、百草、三沢地域の問題、高幡、豊田駅間の問題、これを御意見を伺って、これを積極的に取り組むというふうなお約束もしているわけとでございますが、なかなか京王帝都との交渉の中あるいは自主路線運行、財政負担の問題含んで協議を重ねております。昨年度は平成元年8月には第三セクターで、もっと積極的に取り組む方法がないかというふうな考え方の中で、設立の研究会も設置したところとでございます。

しかし、その席には当然市内の関連タクシー会社あるいは京王帝都、自動車関連の3者等を集めて御意見等も伺いました。しかし、この路線経路につきましては、京王がかなりのすべての路線開発を持っているわけとございますので、全くこの研究会の意見の中では、積極的に第三セクターで、というふうな意見ではまともになかったというのが状況とございます。

しかし、かなり京王側に対しても、こういう研究会を開いたことによって刺激があり、また考え方を新たにしてもらった部分もございませぬし、よって、具体的な問題としては、先ほど本年度予算の1,700万につきましては従来の高幡不動から市役所経由の、平山城址公園駅の、これは市内循環バスの財政負担とございます。従来と変わってないわけとございます。

そういう中で、具体的には日野台地域につきましても既に何回かお話ししておりますが、採算の問題等があって、京王帝都では自主路線では開発できない。しかし、道路上の問題は今議員さんからのお話のあるとおり、かなり整備されている状況があるわけとございます。私の方も既に財政負担をしてでもこれを開発してくれ、ということをお願いしております。具体的には、財政負担の問題だけでなくして、また京王側も改めて乗降客の問題を再度調査をするということで現状調査に入っていると思っております。よって、

その結論の出次第、財政負担の問題を含んで協議をしていって実現に努力していきたい。

また、他の場所につきましては、百草、三沢地域の問題につきましても、7自治会に話を出しまして開発をしているところでございますが、1地区のちょっと合意が得られない問題があります。これは交通上の問題、自主路線でございますので京王サイドで考えた路線を変更すれば可能な部分がありますので、その辺を含んで今後協議していく考え方でございます。

高幡、豊田駅につきましては何回かその内容もお話ししましたが、やはり区画整理との関連で、都道等の幅員等の問題がありますので、ちょっと私の方に提示されている問題を庁内でも議論をしておりますが、なかなか開発が進まないというのが実態でございます。

よって、日野台地区と百草、三沢地区につきましては、平成2年度に実現方にできるだけ早く京王と交渉を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。1点目の問題について再質問をしたいと思うんですが、今の生活環境部長の御答弁で理解をするところでございますけれども、1点だけお聞きします。

市営斎場の設置の問題ですけれども、他市の状況ですね、もし、おわかりになったら教えていただきたいんです。市営斎場がどんなふうに、各市26市が持っているのか、もし、資料がありましたら教えていただきたいというふうに思います。あとは結構です。

それから2点目のバスの問題、これはもう御答弁は結構でございます。いろいろと御努力されていることも重々承知をしておりますし、採算との問題もございまして、企業ですから。

とはいっても、前段の質問の違法駐車の問題ともこれは関連が出てきますので、何としましても、そういう市民の足を確保することによって、こういう駐車場問題のない現状ですね、駐車違反とかそういうことも解決するんじゃないかな、この一助にもなるんじゃないかな、こんなふうな気がしますので、ぜひ今後タイムリーな報告を要望しておきます。

1点目の再質問だけ、もし資料がありましたら……。

○副議長（福島敏雄君） 答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お答えいたします。

資料の点でございますが、ちょっと今ここに持ち合わせておりませんので、その点に

ついては御容赦いただきたいんでございます。

ただ、旧南多摩の範囲におきまして、現在斎場組合を持っておりまして、町田の上小山田といいましょうか、に実は南多摩斎場というものはございます。それには私どもの日野市も加盟しておるという状況でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。南多摩斎場の件は承知をしているところでございますけれども、やっぱりこれからなかなか斎場をつくるということも非常に難しい問題もありますし、日野市としてどうするかということにも今後なってくるんじゃないかというふうに思います。現在、多摩平にある斎場と、もう一つ町田にあるあの斎場、両方使っているわけですが、なかなか市民の足が確保されない状況の中でこういったものもいろんな面が出てくる。さらには市民のそういう要望もどんどん多様化の一途であるという、こんな感じもいたします。

地区センターの活用の問題、確かに住民感情というのが一番大きなネックだと思えますけれども、部長の御答弁で、この問題も避けて通れないという、こういうことでございますから、ぜひ今後十分なる御検討をお願いをしておきたいというふうに思います。

最後に市長にこの問題、これから高齢化社会に向けて、当然避けて通れない問題の一つになると思えますけれども、何らかのお考えがありましたらお聞きをしたいと思えます。なければ結構です。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 地区センターを葬祭の場に当面使えないかということは、確かにその場面に遭遇した関係者の方の切なる願望だろうというふうに承知しております。

今、担当部長がお答えをした内容でございますが、一般地区センターと、それから市営住宅に付設した、条例上では地区センター並みの位置づけでありますけれども、固有の施設とも言える部分があるわけでありまして、他の公営住宅の集会所は葬祭の場にも使っているという現実もありますので、了解事項の中で、というふうに諮らなければなりません、私は使用を認めるべきだ、このようにも考えております。

その際に固有な範囲にはいいんですが、周辺もじゃあ同様に使わせろ、ということになるとちょっと問題の拡大になってしまうのではなかろうかというところに歯切れの悪い点が伴っております。

多摩平の施設を、火葬場でありまして葬祭場とは言えないわけでありまして、あの建物を何とかお坊さんも入っていただけるような場所に改造をできないものだろうか

ということは今、都市計画的なサイドと、それから許可の面のサイドで検討しております。

市民要望は、これはそれこそだれも避けて通れない大切な人生の出来事というよりも必至の出来事になりますので、尊厳を全うできる、そういう施策を今後確立したい、このように考えております。なお、若干の検討期間をいただきたいと思っております。

それから質問の範囲ではないかもしれませんが、私がお答えしなくてもいいかもしれませんが、循環バスにつきましても、もっと日野市が第三セクターの主役として入れるような仕組みを一步前進をさせたい。企業公社というような発想はそういうことを含んでおるといふふうに御理解していただきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君） ありがとうございます。今、市長が地区センターのそういう葬祭の場として認めるべきである、という発言がございました。市の最高責任者であります森田市長が認めるべきである、というふうに今感じているようでございますから、近々のうちに何らかの解決策が出てくるというふうに期待をしております。

いずれにしましても、この問題、確かに場所的には日野市内、余り広くないところですから、ちょっと車があれば行けるわけですが、なかなか突発的なことでございますから準備等々もございまして難しい状況下にある、そんなことからこの向川原市営住宅の住民の方からそういう要望書も出されているところでございます。

ただいま火葬場を葬祭場としても使えるように考えているという、こんなこともいただきました。それはそれなりに評価もしますし期待もしますけれども、できるだけ市内の身近なところに、不慮の場合のそういう施設も準備をしていただきたい、こんなふうに思うわけでございます。

いずれにしましても、切実な市民の願いでございますので、ひとつ特段の御配慮をお願いいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって6の2、住民本位の行政はどのように推進されているかの質問を終わります。

一般質問7の1、住みよい街づくりをめざしての通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔15番議員 登壇〕

○15番（藤林理一郎君） ただいま議長さんより一般質問についてのお許しをいただき

ましたので、表題に基づきまして一般質問をさせていただきます。

花粉にちょっとかかりまして、のど、鼻を痛めておりますものですから、皆さん方聞きづらいところがあるかと思えますけれども、御理解いただきましてお願いいたします。

表題に基づいて質問させていただきます。日野駅を根本的に改良する駅ビル建設に当たり、日野駅の乗客は既に1日当たり約5万人に達しているように聞いております。現在の乗客の安全と利便を考慮していただくために一般市民、通勤、通学の方々より十数年間の間、旧国鉄当時の現在JRとしております。そういう中から市当局を通じ、また市民からの要望にこたえまして国鉄時代に何回か陳情させていただいております。そういう中から、この一般質問させていただくわけでございますけれども、皆さん方御存じのとおり、日野駅を皆さん方がお使いになっておられる方が一番よくわかると思えますけれども、冬になりますと、ちょうどホームには立ってられないというような現状でございます。それと同時に嵐等があった場合、これにつきましてもホームに上がっておられない。こういうようなことが約100年近く利用者が困りながら現在まで来ておられるということでございます。

そういうような中から、私も積極的に取り組みをさせていただきますと、市長さんとも何回かこの件につきましてお話させていただいております。そういう中から申し上げますと、市長さんが、住民運動を起こしていただけるならば一番よろしいんじゃないか、こういうような御意見等がございましたものですから、早速私の方で今年の9月だったと思います。市議会に請願させていただきました。ちょうど9月の定例会だったと思います。そのときに一応皆さん方で、この請願につきましても審議をしていただきましたけれども、継続審議というふうな御返事をいただきました。市議会議長・市川資信さんから回答をいただいております。これは平成元年10月の2日あてでございます。そして9月の29日の会議において委員会で閉会中にも引き続き審議を、というふうなことで回答をいただいております。

その次、平成元年の12月の25日あてでございますけれども、同じく市議会議長の市川資信さんから、請願処理結果について、ということで回答をいただきました。これは採択ということで決定させていただきました、と通知をいただいております。

そういう議会の中でも皆さん方が審議をしていただきまして、そして、これはどうしても市民要望であるから、というような関係の中から採択していただいたと思います。その当時、議員さんたちに、この席をおかりしまして私の方から感謝とお礼を申し上げ

たいと思います。どうも皆さん、ありがとうございました。

そういうような中から今度、議会の中から平成2年1月の19日ということから、東日本旅客鉄道株式会社取締役社長、住田正二さんの方に、同じく市議会議長の市川資信さんから、日野駅ビル建設促進についての要望、というようなことで東日本旅客鉄道株式会社代表取締役の方に文書を通じて送っていただいております。

そういうような中から、私はどうしてもこれは市民要望として取り組んでまいりたい、また30名の議員さん、または理事者側、積極的にこれに取り組んでまいりたい、やっていただきたい、こういうようなところから一般質問をさせていただいておるわけでございます。

こういうような運び方になっておりますことから、どうしてもこの問題に全員が、議会また理事者側というような形で全員の方が取り組んで、また市民のために解決してやってもらいたい、こういうふうに私も考えております。

そういうような中から市長さんにお尋ねするわけなんでございますけれども、議会と、それから理事者側と、こういう結果が出ておりますので、これにつきまして一応駅周辺の北側でございますか、このところに八王子寄りですね、この何階かホームがこちらの方につくっていいんじゃないかというようなことも聞き、そしてもとの旧駅、今現在の駅から西の方ですね、南、西ですか、そのところの方にも駅をつくりながら、というふうなことも聞かされておりました。そういうような中から考えてみますと、どうしてもこの問題は不可能じゃないんじゃないか、こういうふうに私は考えております。

今現在の駅でございますけれども、大体高さは、建物にして4階建てぐらいの高さになっております。そのちょうど3階ないし4階建ての上の方にホームがございまして、そういうところから考えてみますと、防災的に考えても非常にまずいんじゃないか。今5万人という乗客が頻繁に乗りおりしているということから、改札口が一つ。それでは何か大震災のようなものがあつたときに、どういうふうな考え方で処理していくのか、というようなことも私は市議会そしてまた理事者側等に検討していただく必要があるんじゃないかな、こういうふうに考えております。

そこでひとつ私の方から、この問題について市長がどのような考え方をしているのかお尋ねしたいと思っております。これが1点。

それと同時に、今、町名が変わりまして本町四丁目北側の方向に、旧名でございますけれども、森町、北原、この周辺につきましても区画整理を、というようなことが何年前かに請願も出されまして、そしてそういう市民の方から要望が出されております。こ

ういう件につきまして、市長自体がどのようにお考えになっているのか、この点についても1点お聞かせを願いたいと思っております。

次に公共下水道の問題についてお尋ねさせていただきます。

秋川処理区、八王子第4小宮処理場区分。現在、終末処理場の状況をお知らせしていただけたと思います。これは私は今現在どのようになっているのかわかりませんので、簡単にお聞きをして、そして答弁によってまた私の方で考えさせていただきたいと思っております。

その次に日野台処理区でございますけれども、これは今日野台一丁目から五丁目までの間は道路下に埋設されたヒューム管が入っておりますけれども、こういう中で本体がどのようになっているのか。石川町に今建設中でございますけれども、このことにつきましてひとつお尋ねさせていただきたいと思っております。

それから浅川処理場のところに今入るまでの場所ですね、旭が丘、あの周辺が非常に道路工事ともにやっておられる。これがどのような形でやっておられるのか、これもひとつお知らせをしていただければよろしいんじゃないかな、こういうふうに考えております。

4点目でございますけれども、4点目につきましては、先ほど奥住議員がバスの件につきましていろいろと提案もし、そしてお聞きしておりましたけれども、このことにつきましてよくわかりました。

そこで、私の方でお聞きさせていただきたいのは、この日野駅から発着ですね、この時間がどのようになっているのか、これをひとつ聞かせていただきたいと思います。なぜかと申し上げますと、今の発着の時間帯で、夕方遅く都内からお帰りになる、この方たちがせっかくバス路線がありながら、バスが通っていないながら、実は時間がおくれて、それに利用できないという客が非常に多く耳にしております。そういうようなところから、これについての質問でございます。できましたら発着の時間帯をひとつお聞かせ願いたい。

どうしても今現在この場所で回答ができないというならば、後でも結構でございます。文書によってお知らせしていただければよろしいんじゃないかな、このように思います。

それともう1点、日野駅周辺に災害が起きた場合に、避難する場所がございません。通勤、通学の方たち、また歩行者等を踏まえまして約5万からの人たちが何しておるといふことで、その辺のところ防災上、この「ひの市民読本」という中で、生きる喜び

を創り出す健康と福祉のまち、ということで、これはいただきました。

この中でちょっと目を通してみましたところが、44ページですか、ここに「環境・防災」ということをうたっておりますけれども、この駅周辺についての防災関係のことが一向にうたわれていない、また避難場所としてもうたわれていない。そして50ページでございますけれども、50ページの中に「防災」という名目で、そしてこの皆さん方の災害があったときの避難場所として提起されておりますけれども、この中でも駅周辺の避難場所というのはうたわれておりません。ここにちょっとうたっているのは、6のところに第七小学校、日野中央公園、実践女子大、こういうようになりたい方はしておりますけれども、この駅周辺で災害が起こったときに、ここまで行くのはとても大変な、鉄道もでございますし、そのところを伝いながら行くということは、よっぽどじゃないと時間的にいっても距離があり過ぎる。そういうようなところから、ひとつ私はこれをお聞きするわけでございます。

そういうような中から市長さん、ひとつ御回答をいただければよろしいんじゃないかな、こういう5点でございます。ひとつよろしく御回答をお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の第1点について私から考え方と、それから今までの運動経過をお答えをし、これからのまた積極的な要請運動に取り組む考えをお答えしておきたいと思っております。

日野市に古くから一時交通体系の拠点になります日野駅、現在、一日の昇降客が約5万ということでありまして、この日野市の行政範囲の交通を含めた玄関の一つであるということは、もうどなたも異論のないところでございます。そして、その中央線が古くは甲武鉄道というんでしょうか、そういう名称の時代を経て国鉄に編入をされ、昔からある陸路の甲州街道にあわせて大きな役目を果たしてきたということはもう明らかであります。

その駅舎がなかなか趣のある駅舎ではありますけれども、今日の駅機能としては、いろいろな意味で不便がある、あるいは不十分があるということも伴っておりますので、駅舎の改造、その駅舎の改造手段を駅ビルにつくり直して近代化と利便化を図ってほしい、ということを国鉄当局の時代から、あるいは今日のJR東日本になってからも、いろいろな機会をとらえて当局にも要請をしまっておりまして。市民運動もお願いして署名運動にあわせて議会にも請願をしていただき、議会もまた審議の経過をもって採択をしてあるということでもありますから、日野市の将来の発展のためにぜひ実現をしなければな

らない一つの課題であるということはもう明らかであります。

そこで同じ中央線の系統で、JR株式会社の当局に対しては、西平山地区の区画整理にあわせて、いわゆる仮称ではありますが、西豊田駅の開設をしてください、そのための駅前広場を区画整理によって確保しておきますから、こういうことを申し出て、日野市としては申し出ておるわけであります。

御質問は、今日野駅にかかわっておるわけではありますが、日野市内で、日野市内でいいですか、駅という一番交通利便のいいところ、したがって駅ビル化して、下層部分はもちろん駅舎の用途、それからあるいは金融機関でありますとか大型の店舗でありますとか、そういう設備も、設備といいますが、機能もあしらって、場合によったら高層の部分には住宅をつくる。このことをたしか東上線だったと思うんですけど、日本住宅公団がかかわった例を承知しております。

そこで我々といたしましては、日野市は日野駅のいわゆる改造、駅ビル化に伴いまして、今の駅舎を解体することになりますから、その際には文化財として日野市が譲り受けたい。それから、あの跡地の数百平米ぐらいの土地を、もし資金として日野市が買い取る形をとり、その上に設計をする、あるいは南北を込めた設計をするという際には、日野市も土地代ということで応分の負担をする用意があります、というようなことを国鉄当局にはその形で申し出ておったわけですが、JRに変わりましたら、そのことを言いましたら、かなりJR当局は、いや、そういう仕事はうちがこれからやるんです、つまり利益採算のとれる仕事はうちがやるんです、それなら大変結構です、ぜひそうしてください、というようなことを話した経過がございます。今の野駅を改造するといたしますと、駅舎を改造するといたしますと、両面から改札口に入ることができる、また両面を通じてそれぞれの交通系統に戻っていただく。

それから、いろんな意味で野駅の機能を能率化することができる、こういう内容をもって改造してほしいわけですから、これからも努めて市民運動、また行政側の要請、ある意味では政治的なお願いも加えて、ぜひ実現を図る大きな課題だということには一層状況が進みつつあるというふうに思っております。

今、JR当局は、西豊田駅にいたしましても野駅の改造にいたしましても、まだ企業側としての、つまり投資の段階にまで踏み切っていない。投資の段階になるべく早く踏み切りたいというふうな様子は見受けられるわけですから、多分これも運輸省の認可とか、いろいろなことも伴っておると思っておりますけれども、投資をかり取る、そういう運動に発展をさせるべきだと思っております。JR当局との関係では、野駅の坂の

上の方の部分、元駅長さんの住んでおられた社宅用地があるわけですが、この取得につきましてもかなり具体的な譲渡の話題を進めております。

それから西平山区画整理事業の豊田小学校の西に新たに開校する小学校の用地、これは国鉄当時からのやはり社宅用地を計画しておるわけでありますので、そのことにつきましても優先譲渡をお願いをするということもあわせ申し出ておまして、そのような三つないし四つのプロジェクトを国鉄当局——JR当局と今並列的に、あるいはそれぞれの条件にこたえながら対応をしている、こういう状況でございます。

日野駅の改造問題は、これからなるべく早くクローズアップさせる課題である、このように認識をし、また努力を進めよう、こういう状況でございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは都市整備部関係につきましてお答えをいたします。

まず森町地域の市街地の整備の件でございますが、確かに請願とか、あるいは地元の方から整備の陳情もございました。地元との話し合いも過去から続けてまいりましたけれども、御存じのように、あの地域はもう空き地が全くございません。したがって市街地の整備をする場合には北海道拓殖銀行の周辺は再開発の手法が必要になりますし、また後背地につきましても、ほとんど全部が宅地のいわゆる家が建てついておりますので、日野市内で行っております区画整理の手法では実際には不可能でございます。

具体的に申し上げますと、区画整理の中で立体換地の方法もあるわけでございますので、そういうものも考えなきゃいけないし、それから、減歩も今のまちの状況では公共保留地減歩をとるといってもなかなか不可能だというふうに考えているわけでございます。そのほかに地元権利者の意識のいわゆる高揚といえますか、認識が非常に大事でございます。いまして時間をかけ準備をすべきだろうというふうに考えているところでございます。

それから2点目は、下水道の関係でございます。

日野市は3地区に分けて下水道整備をしております。処理場及び流域幹線につきましては東京都が建設をし、その処理区の幹線及び枝管については日野市が行うという、そういう形で現在取り組んでいるということでございます。

御質問のありました区域は秋川処理区でございます、これは八王子処理場に、八王子処理場を東京都がつくりまして、この処理場に流入をさせる計画でございます。現在、東京都は処理場及び東京都が建設する流域幹線を含めまして、平成4年度に供用させた

いということで準備を進めているということでございます。

秋川処理区でございますが、面積にいたしまして397ヘクタールでございます。この地域は、日野台から多摩平、旭が丘地域でございます。現在の事業の予定といたしましては、平成4年度中にはほぼ施設整備を完了させたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 市内バスの関係でございますが、先ほど奥住議員さんの方にもお答えしたとおりで、日野台の路線バスの開発につきましては、今後、今年度のうちに乗降客の問題あるいはいろんな停留所、路線等の経路について今後協議をしていくということで、当然、日野駅の発着等につきましては今後の課題とさせていただきますというふうに思います。

ただ、恐らく御質問の中では現行の日野駅の最終のバス時間は、ということだろうと思っておりますので、お答えしたいと思います。

先ほども日野市内の発着点とした経路する部分として21路線、日野市内にはございます。そのうちの3路線は市と協議をした中での日野駅—豊田間あるいは日野駅から高幡不動駅、高幡不動駅経由平山城址公園、すべて市役所経由の3路線がございます。それ以外に日野駅の関係では4路線ということになるわけでございますが、市と協議した部分を含んで7路線でございます。

市の分につきましては、市役所の公共施設を結ぶということで、最終の日野駅の発着は8時が最後でございます。これは豊田駅前の関係でございます。なお、具体的に今自主路線として日野駅を発着にしている4路線、八王子駅方面を申し上げますと、駅の方角に行く部分につきましては日野駅最終22時30分、豊田駅方面につきましては22時、立川駅行きがありますので、これは19時51分、高幡不動駅行きが22時というような状況に最終となっております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君） 1点目の市長さんの答弁で、ちょうど日野駅改良ということにつきまして答弁がございましたけれども、何か豊田の駅のことにも触れているようで、私、聞いているのは日野駅だけのことでしたんですが、豊田の方もよくわかりました。区画整理をしてやらなきゃいけないというようなことから申し上げているんだろと思えますけれども、私の方は日野駅の方ですね、重点に答弁していただければよろしいんですから、ということですね。

こういうところで日野駅の場合、JRと今後これらの理事者側の方で交渉していただけるようになってまいると思いますが、積極的にこの問題に取り組んでいただきまして、これは何ですね、5,349名ですか、署名していただいておりますから、こういう人たちのためにも、これはほとんどの方がぜひ実現していただきたいという要望がございますので、積極的に取り組んでいただきたいと思っております。これはまた機会を見て質問させていただきたいと思っております。

2点目でございますけれども、この駅周辺の請願を出してあります、これは仲町と北原なんです、密集しておりますので、空き地がないからできない、というような答弁がございましたけれども、その中で時間を少しいただいて、そしてこれにできれば取り組んでいきたいという答弁の中から、これもひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思っております。これは天野議員も再三この問題について質問等なされているようでございますから、このことにつきましても私の方からは積極的に取り組んでいただきたいということを要望いたします。

次に秋川の処理区の問題でございますけれども、これにつきましても今前田部長が事細かく説明していただきました。日野台地域につきまして、日野台それから多摩平、旭が丘、これが石川のところの流域下水道の本体に入っていくんだ、それは平成4年に開始する予定の、という答弁がございました。

これは恐らく間違いがないと思っておりますけれども、これは何ですか、部長さん、平成4年には開始するというは間違いはないですか。これを1点だけ再質問させていただきます。

それとバスの問題でございますけれども、今企画財政部長の方から発着の時間帯を8時それから21時30分、それから22時30分というような八王子経由ですね、これは高幡方面、8時は高幡方面ですか。

するともう1点、私は忘れましてですが、西東京路線バスの宇津木台に行っている、これの発着時間をちょっと教えていただければよろしいんじゃないかなと思うんですが、この宇津木台の方からお客さんがたびたび私の方に参って、もう少し時間的にいって延ばしていただきたい、こういうような要望を再三に聞いておりますので、この点につきましてはもう一度教えていただきたいと思っております。1点、2点、3点ですね。

○副議長（福島敏雄君） 再質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは2点目の八王子処理場の稼働が平成4年度で間違いはないかということでございますが、これは先ほど申し上げましたように、東京都が建設をしておるわけでございます。浅川処理場とあわせて平成4年度に供用開始をし

たい、そういうことで交渉している、それを私が申し上げたというものでございます。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 宇津木台の発着の時間ということでございますが、この宇津木台につきましては、西東京バスが現在運行しております。発着については後ほどお答えしたいと思います。今確実に時間を細かく持っておりません。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 藤林理一郎君。

○15番（藤林理一郎君） 浅川、秋川処理場ですね、これにつきましては平成4年に開始するのかどうかということ再質問させていただきましたけれども、これは東京都の方から、ということでございますので、はっきりとした答弁ができなかったというふうに私の方でさせていただきます。

これにつきまして、できましたら後日でも結構ですから、開始する時期をはっきりと教えていただきたい、こう思います。

次にバスの件でございますけれども、宇津木台の方を再質問させていただきましたけれども、これにつきましては時間がわからないということですね、西東京なものですから。これにつきましても、ひとつ文書で結構でございますから、後で教えていただきたいと思っております。

これに今再質問させていただきましたと了解を得た部分と、了解は得なかった部分がございますけれども、後日ひとつ教えていただきたいと思っております。

再度要望だけしておきますけれども、日野駅の改良につきましては、ぜひ実現させていただくように努力していただきたい、このように考えておりますので、ぜひお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。これで終わらせていただきます。どうも皆さん、ありがとうございました。（拍手）

○副議長（福島敏雄君） これをもって7の1、住みよい街づくりをめざしての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午後1時19分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問8の1、美術館建設のための一層の努力をの通告質問者、一ノ瀬 隆君の質問を許します。

〔18番議員 登壇〕

○18番（一ノ瀬 隆君） 昨年の7月3日は、日野市にとっての大きな出来事のあった日でした。東京都議会議員選挙の開票日です。東京都議会への日野市からの代表としてただ1人の代表として渡辺みづゑさんが選ばれたのでした。ただ1人の市の代表として女性が選ばれたのは、日野市始まって以来のことであり、全国的にも数少ないことでもあります。社会党としては、日野市から都議を送るのは30年ぶりでもあります。9カ月たちましたが、この間、渡辺都議は、日野市の発展を中心に据えての都政の推進に体当たりし、勤勉を重ねてきました。もともと有能な人ですので、今や押しも押されもしない東京都議会議員へと成長いたしました。社会党の女性の中でも土井委員長に次いで実力ナンバー2とのうわさもあります。

その渡辺みづゑ東京都議会議員が、この3月8日、初めて一般質問を行いました。下村 功市議会議員を初め多くの日野市民の傍聴する中での渡辺都議の質問は、日野市内を通る都道のこと、子供の人権のこと、女性施策の推進についての質問と並べて、メインな質問として、都立美術館の建設を取り上げています。この質問によって、競い合っている多摩7市の中で、都立美術館は日野市へ、日野市へと大きく近づいたように感じられたところです。

この価値ある質問は、こんなものでした。そんなに長くないので原稿を朗読してみます。「第2次東京都長期計画に盛り込まれています多摩地域の美術館建設について伺います。「緑と文化の市民都市」をスローガンに、まちづくりを進めております日野市といたしましては、程久保地区にあります都立多摩自然動物公園に隣接する緑地は16ヘクタールを候補地として要望を繰り返してきました。この地は、新美術館計画委員会の答申にあります立地条件をすべて満たしていると言えます。答申では、相当規模の大きい美術館をイメージされているようですが、考えられている施設規模の建設は可能であることはもちろんのこと、緩やかな南傾斜地で自然林を含むこの緑地は、彫刻の野外展示に最適ではないでしょうか。また美術品の修復工房建設も上っているようですが、近くに大学も多く人的交流もスムーズにいき、博物館実習生の受け入れも容易です。多摩都市モノレールの駅が目の前に計画され、駐車場も広くとれることなど、利用者にとりま

して交通の便も非常によく、美術館に最適の環境であります。ぜひ、この地に美術館建設を決定されますよう強く要請いたしますが、知事の所見をお尋ねします。上野の都美術館は上野動物園の隣、多摩美術館は多摩動物公園の隣接地とお決めください。また、決定の時期的めどは、どのように考えられるかお伺いいたします。」以上が渡辺都議の質問の中の多摩地域への美術館建設についての部分であります。

確かに渡辺都議の言うように、森田市長が程久保に考えているところは美術館としてうってつけだと言えらると思います。

新美術館の建設計画について都知事から諮問を受けた東京都新美術館建設計画委員会は、その答申の中で、多摩地域の美術館について、こんなふうに書いています。「多摩地域の美術館は、都民のための展示ギャラリーの設置や地域と密接した実技講座やワークショップ等の事業を行うことにより、都民の創造活動の発表の場としての役割や、創造活動を援助する機能を持つものとする。そして、広い土地を利用し、彫刻公園的な野外彫刻等の展示ができる野外展示の機能を持つものとする。次に、十分なスペースを持った立地条件を利用し、都立美術館の美術品を保管する収蔵センター機能を持つものとする。また、美術作品の修復や、修復の研究を行う修復センター機能を持つものとする。」都知事への答申の中には、多摩地域への新美術館について以上のようなことが盛り込まれています。

彫刻公園的な野外彫刻等の展示ができる野外展示の機能を持つことが、この美術館の大きな特徴として考えられていると思います。それには、あそこが最適だと思います。箱根の彫刻の森美術館がすぐ思い浮かびますが、あの彫刻の美術館が単に平地にあったのではおもしろさは半減してしまいます。起伏に富んだ立体的な土地だからこそ趣を増していると思います。ぜひとも、あのような彫刻の森を日野市に実現したいものだと思います。

先日、一般会計予算特別委員会が5日間行われましたが、その中で、多摩地域への都立美術館の建設地はもう決まっている。公然の秘密であり、知らないのは森田市長や渡辺都議ぐらいで、今さらの誘致運動なんかばかげているといった発言がありました。

3月8日の渡辺都議の質問に対する答弁は、水上 忠教育長のものでした。教育長は、このように答弁しています。「新しい美術館の建設場所についてのお尋ねでございますが、昨年3月、新美術館建設計画委員会の答申を受けまして、その趣旨、内容を踏まえながら、現在、計画の具体化に向けて準備を進めているところでございます。多摩地区の美術館につきましては、御指摘の土地も含めまして現在7市から熱心な御要望を

へと成功しても、加えて日野市民のための日野市立美術館が必要ではないかと考えているところではあります。

以上申し上げて質問を終わります。誘致合戦勝利に向けての市長の決意をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 我が国が、戦後、国民の勤勉と努力によって一応経済国においては、今日見方によっては指導的地位にもあるというぐらいに力を整えてまいりました。そして各自治体におきましても、ハードなまちづくりにこれまで一生懸命に計画をつくり努力をしておる状況ではありますが、その一面にまたソフトな面の条件整備あるいは市民みずから文化運動の展開の場を求められるという状況になっております。

そこで我々、自治体行政の立場からいたしましても、日野市の特性は何であるか、ということからいろいろな形で市民運動を組織し「憲法を市政に生かそう」というメインのスローガンにあわせて、まちづくりは緑と清流を大切にしながら、人間生活と自然の調和のできる、こういうまちづくりをしたい、ということをも市民合意のもとに今まで進めていることはもう御承知のとおりであります。

そのまた大きな施策として、今御指摘のありました東京都の長期計画の中で、新美術館に取り組もう、という構想が具体化してまいりました。今、多摩地域の東京都における実力といえますか、地位といえますか、全人口の3分の1に近い、こういう状況でありますし、また関係各市それぞれの創意工夫を重ねながら、一方には、都市間の連携も保ちつつ、いわゆる多摩地域として自然環境を十分残す中で、また快適な都市環境をつくっていかうという努力が、東京都を中心に進められておることも指摘できる事実があります。

そこで、たまたま美術館構想に対応いたしまして、日野市の特に程久保地域のことを考えてみますと、交通条件といい、文化環境の条件といい、将来の大きな多摩全体の代表する、そういう素質や資格を持つ条件である、ということをつくづく考えるわけでありまして、目のある人なら必ずそのことは同感されるというふうに思っております。これまで行政がある程度の用意をして、要請運動もやりましたし、また一方に、誘致運動の期成会を市民の方々におつくりいただきまして、日野市内の美術団体が中核となって多くの署名も集めていただきました。

そういう広範な行政と、また美術団体、しかもそれを市民参加の形を進めながら、周辺の大学の学長さんや大きい例えば高幡不動の管長と言われるような方々にも積極的な

運動参加をいただいて、この地域の意思を都の当局にお伝えをしておるということでもあります。

今、日野市から選出されておられます渡辺みづゑ都議会議員が、近ごろ市の運動の的確に補足されて、そうして都議会で発言をされたということも承知をいたしております。別段、既に決定という状況ではないようでありまして、日野市の環境、条件それからいろいろな事業と市民運動の熱意を伝えて、ぜひ実現を図る、そういう運動展開を精力的に進めたい、そのように感じておるところであります。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） ありがとうございます。ぜひ最大限努力して、美術館を日野市に誘致していただきたいと思っております。

森田市長は市政全般について何でも自信があるが、ただ文化行政については少しだけ弱い。これを補うのに砂川助役が必要なのだと言われました。文化行政に強い助役から、この美術館誘致についての決意をお聞かせいただければ幸いです。

○副議長（福島敏雄君） 助役。

○助役（砂川雄一君） ただいま御質問がございましたのでお答えを申し上げたいと思っております。

ただいま市長の方からお話がありまして、その基本線で、この都立美術館の誘致については、市それから市民挙げて一丸となって進めていきたいというふうに考えておりますので、その方向に向かって私も全力を尽くしていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） ありがとうございます。教育委員会事務局が充実し、新しく社会教育部ができました。今、ふるさと博物館がそうであるように、もし美術館を市でつくったとしたら、これも社会教育部の所管になると思います。美術館について、誘致について今まで何をしてきたか、これからどう考えていくかを社会教育部長にお聞きしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） 御質問の中にもございましたように、市の段階で美術館を持つ市は町田、青梅などでございます。日野市におきましても、都立の美術館の誘致につきましては社会教育関係団体の中にございます美術連盟などがこの誘致の運動に多大の力を割いてやってまいりました。

私どもは美術館をつくっていただく方でございますので、市で美術館をつくる場合には一定の調査をいたしまして、その調査をもとに検討ができるように、スムーズに検討ができるような方向で考えております。

○副議長（福島敏雄君） 一ノ瀬 隆君。

○18番（一ノ瀬 隆君） 最初に申し上げました昨年の東京都議会議員選挙、私たちが勝てるわけがない、と自民党の皆さんなどから冷笑されました。私たちは全力を尽くしました。そして自民党の中でも一番強いと言われた現職を破り、見事当選させていただきました。この美術館誘致合戦にも都議選のときと同じような空気を感じます。しかし、全力を尽くすことで道が開ける可能性は十分あると思います。全力を尽くしていただきたいと思います。

私たち社会党は、この三多摩で16名の都議会議員を有しています。自民党は11名のみ、社会党都民会議が第1党です。渡辺みづゑ都議会議員を先頭に美術館誘致のために日本社会党は全力を尽くすことをお約束いたしまして、この質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって8の1、美術館建設のための一層の努力をの質問を終わります。

一般質問9の1、学校給食の自校制度の堅持等についての通告質問者、下村 功君の質問を許します。

〔8番議員 登壇〕

○8番（下村 功君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

議員になりまして初めての一般質問ということでお聞き苦しい点もあるかと思いますが、事前に御容赦いただきたいと存じます。

まず学校給食の自校方式の堅持ということでございますけれども、学校給食の自校方式の堅持という問題につきましては、以前より幾つかの御質問がこの議会でもなされておりますが、きょう私は、これを食品公害との関連の問題で御質問いたしたいと思っております。

今、私たちの生活環境を見てみますと、例えば車の排気ガスとか二酸化炭素等による温暖化現象、フロンガスの使用によるオゾン層の破壊等々、地球的規模での環境破壊が進んでいるところでございますけれども、そうした地球を見つめ直そうという趣旨で、今月22日を「アースデー」と名づけまして、そして世界100カ国余りの国々でさまざまな催しが実施されることになっております。

このアースデーは1970年にアメリカで約2,000万人が参加して行われた反公害の運動が始まりでありまして、日本では当時は水俣病やイタイタイ病といった4大公害訴訟が連日新聞紙上で取りざたされていたということは私たちの記憶に新しいところではないかと思えます。

こうした反公害運動というものは、初めは特定の企業対特定の地域という図式でありましたけれども、今ではもっと広い概念で、地球的規模での環境破壊に対する取り組みというように変わってきておるのが現状でございます。

しかしながら、その内容というものは、むしろ私たちの身近な問題、身近な物事にと具体化してきているのではないかと思います。特に食品につきましては、私たちの日常に最も関係が深いということで、この日野市でも多くの消費者団体そして市民団体が食品の安全ということで、そうしたテーマにさまざまな角度から取り組んでおられます。また行政サイドにおかれましても、食品安全研究グループや消費生活展への助成等々に力を注いできておりますことは、まさに歓迎すべきことだと考えます。

ただ有害食品の影響というものは、遺伝子への作用という問題もありますから、特に後の世代にあらわれてくるという場合が多いわけでございます。したがって、次の日野市を担うべき児童の健全な発育という面では、家庭ではもちろん私たち親が子供に対して責任を持っているわけですから、なるべく安全な食品を食べさせるように心がける。そして行政は、学校給食への安全食品の導入の積極的な推進という責務を負っているのではないかと思います。

ところで、日野市の小・中学校の給食というものは自校方式をとっておりまして、近年、他の自治体では共同調理方式すなわちセンター方式とも呼ばれておりますけれども、そうした方式を採用するところが次第に増加してきており、現在では、完全学校給食の食数、食べる数ですけれども、その50%にそうしたセンター方式の食数が近づこうとしています。

このセンター方式は、文部省が「学校給食の運営の効率化及び人件費等のコストの縮減を図る」との観点から推進しているところでございますけれども、この視点からは児童・生徒の健康に留意する姿勢はみじんも見られません。むしろ、さまざまな弊害がPTAや現場の調理員さんの方々から指摘されているのが現状でございます。

例えばセンター給食によく使用されている、ハムやソーセージ等の食肉加工品には、亜硝酸ナトリウムという発色剤が添加されており、これが食品自体に含まれるアミンと反応して発ガン性の強いニトロソ化合物を生成すると言われております。また、化学調味

料に用いられておりますグルタミン酸ナトリウムも急性中毒症状を引き起こすことで知られています。そのほかの有害な食品の使用も考慮しますと、コストの低廉のみを求めたセンター方式、実際には、コストの低廉には必ずしもなっていないという指摘もありますけれども、そうしたセンター方式では児童の健全な発育を望むことは到底困難ではないかと思われるわけです。

したがって、やはり学校給食の自校方式を今後とも堅持していただいて、児童への安全な給食の提供を行政の、この日野市の責任で積極的に保障していくことがぜひとも必要ではないでしょうか。

そこでお尋ねいたしますけれども、今こうしたセンター方式というものが各市でとられている中で、日野市は将来にわたって、現在の自校方式を堅持していかれる所存かどうか。まず、それについてお尋ねいたします。

またもう一つ、現在、学校給食の購入材料というものについて、それが安全かどうかチェックなさっているのかどうか。

以上の2点についてぜひお聞かせ願いたいと存じます。お願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） お答えいたします。

今おっしゃられましたように日野市の学校給食の特徴でございますが、各学校に栄養士を配置し、全校が自校単独方式という方法で行っております。平成2年の2学期からは第三中学校の給食が開始できるという見込みでございます。今後も自校方式を堅持しつつ環境の改善、内容の充実に努力したいと考えております。

日野市の学校給食のモットーは、加工食品を使わない手づくり給食であります。したがって冷凍食品はできるだけ使用せず、無添加、無着色食品、低農薬栽培の農産物を利用するように努めているところでございます。

賄い材料の購入におきましては、各校において市内の業者、大手の間屋、学校給食会等からそれぞれ必要の都度購入しているところでございます。また地域に根差した学校教育の一環として、60戸の農家の協力を得まして地元野菜を小中合わせて14校が使用しているところでございます。また、この納入に際しましては、取り入れ前、1週間とか10日は農薬を使わないようお願いしたり、また八百屋さん、お肉屋さんそれぞれ栄養士が一丸となっていろいろの事情を聞いたりして害のない物を選んでいただいております。

それから賄い材料の安全チェックでございますが、多品目でございます。今言ったよ

うな状況で事情聴取等しておりますが、購入先もまちまちということで、完全なチェックということは大変難しい状況でございます。今後のさらに検討課題となっているところでございます。

また、なおでき上がった食品につきましては、衛生面では食品の検査を昨年より実施しているところでございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） 手づくり給食ということで、特に日野市の60軒の農家の方から地場野菜をお買いになっているということはまことに結構なことだと思いますし、そうしたことは地元の農業を守るという意味からも、もっと広げてやっていただきたいと思っております。

今、食品ができてしまってから調べておるといってお話でございますけれども、ちょっとお伺いしたいんですが、その頻度とですね、どういう検査をしているのかをお答え願います。

○副議長（福島敏雄君） 再質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） お答えいたします。

でき上がった食品につきましては、何かの原因が将来ないかということを目星を付けて、それぞれ毎食分を保管してあると同時に、細菌の検査を中心とした検査を委託して行っております。一般細菌、大腸菌それから黄色ブドウ球菌、こういうようなものの検査でございます。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） 主に食中毒関係の検査が主だと思っておりますけれども、それはもちろん重要だと思いますけれども、やはり先ほど言いましたように、添加物だとかという問題については、最近非常に市民感情としても不安を持っているわけで、ですから何も過度な測定をしろというつもりは毛頭ございませんので、ぜひとも、そうした受け入れの購入材料等についての検査についても、今後御検討なさるようお願いしたいと思っております。

また低農薬だといっても、地場野菜だけで日野市すべての小・中学校の給食材料というものを賄っていくというのは少し無理があろうかと思われまので、安全な食品を供給している場所というものを、より積極的にお探しいただいて、ますます学校給食を安全なものにしていくという努力をしていただきたいと思います。

学校給食法第1条に、学校給食の理念として「児童及び生徒の心身の健全な発達に資

し、かつ国民の食生活の改善に寄与する」と書かれておりますとおり、学校給食から有害な食品を締め出していく方向こそ、この理念に沿っているということを強く申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって9の1、学校給食の自校制度の堅持等についての質問を終わります。

一般質問9の2、コンポストの普及についての通告質問者、下村 功君の質問を許します。

○8番（下村 功君） コンポストという問題なんです、コンポストというの聞きなれない名前でも知らない方も多いかと思いますが、これは単に肥料という意味でございますので、まずそれを申しておきたいと思っております。

きょうの東京新聞なんです、囲みの記事で、千葉県松戸市で「ごみを減らす課」というのをつくりまして、この4月1日から新しくスタートしたそうでございます。今、都市で、ごみ問題というのは自治体として取り組む環境問題の最も重要な一つとなっていて、ごみを制する者は都市をも制する」とまで言われておまして、日野市でも1988年——昭和63年ですけれども、ごみの収集量が5万1,299トンにも上り、その5年前の1983年——昭和58年ですけれども、それが3万7,880トンであったのに比べますと、この5年間で約35%ものごみの収集量の増加があったということになるわけです。

これを日野市民1人当たりが出した年間のごみ量として見てみますと、253キログラムであったものが323キログラムと約27%増加しており、単に日野市の人口が増加したからごみがふえたというものだけではなく、市民一人一人が発生させるごみの量の増加といった問題もこのごみ問題に拍車をかけていることになるわけでございます。

ところで、ごみというものはたとえ全部が焼却できたとしても、結局その残灰は埋め立て処分せざるを得ないわけで、現在、日野市で確保しております日の出町の廃棄物処理場もあと4年ほどで寿命が来ることは、これはもう避けられない事実でございます。したがって、ごみ対策というのは、いかに最終処分量を減らしていくのか、一日でも処理場の寿命を延ばしていくのかということに尽きるのではないかと考えられます。

それにつきましては、日野市のし尿処理の方では一部をコンポスト化し、すなわち肥料としてしまって「みどり」という名称で既に販売いたしておるところでございますけれども、昨年、昭島の下水処理場を見学する機会に恵まれて行ってまいりましたが、や

はり活性汚泥という形でコンポストの研究を進めておることを見学できました。これらは、たとえし尿といえども貴重な資源であるという、これからの環境問題を考える上でも、また省資源という問題を考える上でも非常に大切な思想だと思います。

ですから、収集されるごみのうち、生ごみでもコンポスト化を推進することができれば、かなりのごみ対策となるのではないかと考えられます。もちろん、そのためには、ごみの分別やコンポスト生産のコストがどうかという問題もありませんけれども、とにかく土地の稀少性、土地というものには限りがあるという考えに立脚すれば、やはりごみのコンポスト化というのは、一度は考えていかなければならないのではないかと思います。

私が交流しておりますある山村では、毎年の有機肥料を賄うのに大変苦勞しておりまして、ワラや家畜のふん、枯れ葉、樹木の皮といったものを一生懸命集めてきても、どうしても不足がちとなるのだそうで、近隣の都市の生ごみは、のどから手が出るほど欲しい、と語ってくれましたけれども、そうした一面からも、ぜひ生ごみのコンポスト化の研究を日野市でも積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

そこで御質問いたしますけれども、今私が述べてまいりましたコンポストの研究について、日野市で今後も積極的に進めていかれる御所存かどうかということ、また量としてのごみ対策に、その他の有効な方法があるのかどうかについてお答え願います。お願いします。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答え申し上げます。

ただいま下村議員からコンポスト化という御質問がございました。確かに、今第2次ごみ戦争と言われているように、年々ごみの量がふえております。

日野市においても61年からふえ出しまして、今後ずっと見通しを立てていくと、平均年5%ぐらいの増加になるだろうと、ふえていくだろうと予測しております。また、最終処分地であります日の出町の谷戸沢広域処分場も、あそこには25市2町が参加しているわけですが、これの25市2町の集計をとっても、また将来推計をしたときに4.5%ぐらい年々増加する、というふうな数値を推測しております。

ですから、あそこの日の出町は平成9年3月まで埋め立てることができるようになっておりますけれども、将来のことを見越して去年あたりから調査に入っているという報告も聞いております。

そういうわけで、最終処分地は一番問題になるわけですから、我々各自治体でも自分

のところでは減量化できればやるにこしたことはない、そういう中での今の御提言じゃないかと思っているわけでございます。

現実には汚泥の方は燃焼乾燥して「みどり」という名目で有機肥料にして販売させていただいているわけですが、今お話の中では、分別とかコストを考えたらできないだろうというようなお話でございまして、ですから、そういうことを抜きにして考えれば、生ごみのコンポスト化は、これは昭和30年代から40年代にかけては日本の各都市でも積極的にやってきた経過があるわけです。

ところが、やっぱり化学肥料の普及によりまして、これが急速に減少してきたという事実がございまして、一方では、専門家から見れば、土地の化学肥料だけでは土地がやせてしまうのであるから、有機肥料質のこういうごみをコンポスト化する、また汚泥をコンポスト化する肥料は大切な分野であるから見直すべきであるという論もあるわけでございます。

そのような観点から、いろいろ難しい点があると思っておりますけれども、最終処分地の延命のために、また減量化のために、私たち清掃部の部内でも今の下村議員さんの御発言を受けて研究させていただきたいと思っております。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。先日、日野市のごみ処理場を見学させていただく機会に恵まれて行ってまいりましたが、まだガスが残っている危険性のあるプロパンガスのボンベ等も平気で捨ててあったり、商品の過剰包装の末路であると思われましてパッケージくずが多量にあって、明らかにすべてを行政の側だけに私は押しつけるということではできないなという感を強くしたわけですが、それでもなお、ごみを根本から減らす努力を行政側がしなくていい、ということにはならないかと思っております。

昨日、執印議員のお話、御質問の中にもあったと思いますが、やはり積極的な市から市民へのアピールといったものも一つの対策になろうかと思っております。

またもう一つ、やはり出す側、すなわち市民の側のごみ問題の理解、そういったものももちろん今言ったとおりでございますけれども、さらに消費される物をつくり出す側、すなわち生産側への対応、対策といったものも重要ではないかと思っております。

最近では、瓶類、缶類、古紙、ぼろきれ、プラスチックはリサイクルが実際に実施されており、あとはそういった物をどう分別していくのかといった問題だけだと聞いておられるわけですが、生ごみについてもコンポスト、肥料として自然に土に戻していく

ことが可能となれば、将来のごみ問題というのはかなり明るくなるのではないかと考えておりますので、ぜひともそうした高い見地に立って、今度は市長にそのごみ問題について将来展望も含めてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 去る3月1日号の広報に、ごみに対するちょっとキャンペーンを載せております。私も、ごみ問題に、ごみ問題解決への考え方、ということで小論説を掲げました。つまり、ごみ問題、つまり解決を要する問題ということです。

一応、日野市内としての各生活から出される廃棄物のごみとしての集荷、運搬それから若干の分別、それから燃える物の焼却、燃えない物の破碎、そして最終処分場への灰や、燃えないごみの排出という、一つのごみ処理サイクルは一応成り立っております。今、日野市の場合、そうごみがまちに堆積するという状況もなく、ボックス方式をとることによって市民からも大変気に入られておる。ごみ問題については都市自治体としては優等生の地位だというふうなことを手前みそを書いたりしたわけですが、まだ問題が残ります。というのは、要するに、地球規模でいえば資源をむちゃくちゃに集めて、それを浪費して、恐らく浪費という言葉がますます盛んになるような状況、外国から見てもいろんな問題で日本の経済の、あるいは消費生活のありようが問われている、こういう情勢下にあるのがつまり問題であります。

そして、その問題解決の一方式としてコンポストの視点を、つまり再利用を考えたらどうか、この提言は意義は大いにあるというふうに思っております。自治体によりましては、多少それに取り組んだ自治体もあるわけですが、方法としては、ごみとして出される、いわゆる有機質の生ごみを、これをなるべく短時間に醗酵させて、醗酵分解をさせて、そして土壌に肥料として還元をする。そこに農家があり農業があつてうまく需要供給が成り立てば大変結構な一つの方式であります。

日野市の場合を考えますと、農家の戸数は減り、耕地面積も減り、まだ農業の営農の手段がなかなか有機肥料を積極的に使えるという状況ではないところに問題があります。

今、一つの例としてクリーンセンターで汚泥、くみ取りし尿の処理の過程で出てくる汚泥を乾燥させて肥料化しているわけですが、この生産ですら日野市では消化し切れず、かなり遠隔なところに販路を求めている、こういう状況もあるわけでありまして、よく農業団体の方と私どもも話し合っていますが、いわゆるごみの中の有機物、これのコンポスト化をやれば大いに使いたいという方は、残念ながら全くありません。

かつては多摩動物園の動物のふん尿、これは相当大量なものなんですが、日野市内で

ある程度消費されておりましたが、今日ではもう全く取りに行く人もない。ひどい話は、お豆腐屋さんのおからも肥料化することもできないで、クリーンセンターに搬出、搬出というか、送るから無料で焼いてくれ、というようなことも言われる状況でありまして、いかに日本の農業が有機肥料に依存をしない、かたわの農業であるかということを中心に物語っている背景があります。

御提案は大いに意味があると考えながら、その一方の需要供給、リサイクルの一方式であることは間違いないんですけど、何です、堆積、醗酵それから不熟、その先をどうするか、要するに土壌に還元をする、農業という手段にそれに依存をするということにならざるを得ないんですけど、そのサイクルが成り立ちません。それから、そういう一つの工場的な処理をするために相当な面積が必要であります、うちのクリーンセンターの場合はその面積を確保することもできません。

したがって、残念ながらコンポスト化ということは、都市自治体のごみの減量化には役立つ機能が成り立っていない、こういうことでありまして、私は愛知県の豊田——ちょっと名前を今失言しておりますけれども、そこの処理場を見に行っていたことがありますが、「豊橋」と呼ぶ者あり——豊橋。豊橋では、すぐ清掃工場の隣に広大な農地があって、その農地の一番近いところにはガラス室、つまり温室が設けてありまして、その焼却熱をどんどん熱利用で温室栽培なんかやれる。また土壌にも有機質が使える、こういう能率的な条件を持っておるところを見たことがあるわけでありまして、残念ながら、日野市にそれを応用するというのも、条件的に今までのところ不可能であります。

何か農家にも大いに啓発をし、そういった循環の一つのリサイクルルートを確立して、ごみの減量に貢献できれば間違いなく一つの解決に役立つわけでありまして、今のところ、そこまで到達し得ないということが現状であります。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） ありがとうございます。かなり消極的な市長の御意見だったように受けとめるわけですけども、やはり今ごみなどはお金をつけてでも遠くに捨てるという市町村もあるわけですから、そうしたことを考えれば、もちろん日野市の中でそうしたコンポストを、つまり生ごみを肥料化したものを消費していれば一番リサイクルとしてはいいんでしょうけれども、たとえそれが遠隔地であっても、それを運ぶということ、すなわち、ごみをなくすということには十分効果があるわけですから、そういう点からもぜひとも追究していただきたいと思いますようお願い申し上げます。

やはり、ごみをなくすということが都市にとって大きな課題ですので、ぜひとも夢を持ってごみをなくすという研究を日野市もしていただきたいと思いますということを要望いたします、この質問終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって9の2、コンポストの普及についての質問を終わります。

一般質問9の3、東豊田、神明への地区センターの新設についての通告質問者、下村功君の質問を許します。

○8番（下村 功君） 本件地区センターの問題につきまして、東豊田三丁目の件につきましては、昨年12月議会におきまして夏井議員が質問されており、重複いたすわけですが、その後も地元から強い要望がありまして、コミュニティー施設の充実をうたう日野市政の立場からも重要であると判断しまして、あえて質問させていただきます。

まず今申しました東豊田三丁目の問題ですけども、ここには現在吹上地区センターがあって、1988年——昭和63年には267件の使用実績があったわけですが、この地区センターというのは都民生協売店の3階に位置しておりまして、2階は一般の住居となっている関係から、騒音や振動といった問題が生じておって、適当な場所への移転の声が上がっているというのが現状でございます。

このことについては既に1986年——昭和61年12月に請願番号61-21の請願がなされ、翌1987年——昭和62年3月に採択となっていると聞いておりますけれども、いまだに実行されておられません。そうしたことから、地元住民は大変不満を抱いているところでございます。

また同じ東豊田三丁目には地区広場というものがなく、地元自治会が行う盆踊り等の催しについても近隣の公園を借りて実施しているという実情でありますので、地区センターの建てかえとあわせてコミュニティー施設の充実といった観点からぜひ御検討をお願いいたします。

次に東豊田四丁目ですけども、ここには現在地区センターがありません。先ほど申しました一番近い東豊田三丁目の吹上地区センターを中心とする半径おおむね300メートルといった地区センター設置基準からも大部分が外れておりまして、また東豊田三丁目とはJR中央線の線路によって明確に分断され、かつ小学校区も違うという状況もあります。したがって、ぜひとも東豊田四丁目地区への地区センター新設もお願いする所存でございます。

また最後に、この市役所周辺、すなわち神明地区にも地区センターがない点に言及しておきたいと思えます。

聞くところによりますと、この問題にも地元から2度にわたり請願が出されているのに対し、市は、市役所1階の会議室を使用してほしい旨の願いを地元にしておられるようですが、やはり市役所を使用するというのでは、市の施策としての地区センター設置の基本的目的からは外れるのではないかとも思いますので、何とか設置に向けての御検討を、これについてもお願いいたします。

とかく地区センターの設置という問題は地域エゴというようにとられがちですが、今申しましたように、東豊田三丁目同じく四丁目、そして神明と、かなりの地続きの一带の中に地区センターの整備がなされていないということは問題もあるというところで、やはりコミュニティー施設の充実というのは、全市にわたってかなり公平に平等にあるべきだという立場から御質問させていただくわけでございます。どうか前進した御回答をお願いいたします所存でございます。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） それでは東豊田それから神明地区におきます地区センターの設置についてでございますが、今お話のありましたとおり、全市的にも地区センターの設置要望というものは、請願あるいは陳情等々で寄せられておるところでございます。

やはり地区センターが地区におけますコミュニティー施設としてのその重要性というものが大きいのがゆえの要求でございます。

私ども事務サイドといたしましても、特に今御指摘をいただいております東豊田、神明地区に対しましての設置については、一応先ほどお話に入っております地区センター設置基準の一つでございます半径300メートルという範囲からの割り出しにいたしましても、この地域においてはそれが満たされてない実情でございます。したがって、私どもも積極的にこれらに対する設置方の努力を重ねてまいっておりますが、また今後におきましても、その努力を重ねてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それともう1点、広場の点でございます。

現在、私どもの所轄しております広場としましては地区広場と称しまして、住民の交流を高め、新しい地域の連帯意識を培うために気軽に使用していただく、こういうことで設置しておるものでございます。

現在、市域には10カ所ございます。内訳から申し上げますと借地が5カ所、市有地が5カ所ということで、借地の5カ所につきましても、民有地が4の国有地1でございます。また市有地についての5カ所の中の2カ所については、開発行為による寄附というような形の中で、従来持っていた公有地等用いての設置でございます。現在その用地を買収しての地区広場設置ということは大変難しい面もございます。

先ほど御披露申し上げましたとおり、民有地の借り上げという手法もございますところから、当該地内におきますこの件につきましても、借地等の方法で確保が可能かどうか、働きかけをしていってみたい、そのように考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 下村 功君。

○8番（下村 功君） 今お答えになりました、その地元の交流を図っていくという意味での帰属意識、これはそこに住んでよかった、というまちづくりにつながっていくのかと思えますけれども、今申しました東豊田三丁目、四丁目そして神明というのは、割合比較的新しい家が多いわけで、またアパートも多いので、そうした帰属意識が非常に希薄であると、私は自分の選挙を通じて思っております。

したがって、やはり市が目指していくそうした地域的な交流を図っていくためには、そうした帰属意識を高めていく、すなわち、コミュニティー施設を充実させていくという観点で積極的に取り組んでいく必要があるのではないかと申し上げたいわけでございます。

また土地の手当てという問題につきましても、最近では落ちついてきたとは言いますものの、日野市の地価の上昇、高騰といったものはすさまじいものがまだまだありまして、したがって、この点を特に考慮いただいて早期に地区センター用地を確保される、そういうことを要望いたします。まず、とにかく用地を確保されること、それをまず考えていただきたいと思うわけです。

どうか以上述べました東豊田三丁目の地区センターの移転、そして地区広場の設置、東豊田四丁目の地区センターの新設、また神明の地区センターの新設といったことについて、今後もぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思うわけです。

これにつきましては私のみならず、夏井議員も今後も注目しておられると思っておりますので、再三またこの場で御質問していきたいと思っております。以上で質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって9の3、東豊田、神明への地区センターの新設についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時32分 休憩

午後3時4分 再開

○副議長（福島敏雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問10の1、固定資産税評価替えの凍結についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員 登壇〕

○30番（米沢照男君） 固定資産税評価替えの凍結について質問をいたします。

3年に1度の固定資産税評価替えの作業が、ことし秋ごろから全国一斉に行われ、来年4月1日から新しく評価替えした固定資産税が課税されることになっております。しかし、3年前、中曽根内閣の、いわゆる民活による大企業、大銀行の投機的な土地の買い占めで、東京都から始まった地価高騰は全国に波及し、これが、そのまま固定資産税評価替えに反映されると、地価高騰に何らの責任も持たない庶民に大增税を押しつけるとともに、地代や家賃の大幅な値上げにもつながり、住民の追い出し税ともなりかねない重大な影響を与えるものとなっております。

土地の評価替えの作業は、今回の場合でいえば、標準値及び基準値価格の設定に当たっては1986年7月2日から1989年7月1日までの3年間の売買実例価格が評価の基準になっているために、地価が上昇すれば自動的に固定資産税が増税となり、地価高騰のもとでは大增税になる仕組みになっております。

また都市計画税も固定資産税の評価額が課税標準であるために、評価額が上がれば連動して増税になることが懸念をされております。

国税庁が1月19日に発表した全国の最高路線価は3年前と比べて、東京都が1.87倍、大阪、横浜、札幌で3.14倍、京都、4.74倍、神戸で4.44倍、全国平均でも2倍にはね上がっています。東京都の調査によりますと、固定資産税の評価替えの有力な根拠となる公示価格の上昇率は、過去3年間に23区で平均135%、前回の対象期間、1984年から1986年の間は26%ですから、実に5倍以上にもなっています。

以下3点質問をいたします。

まず1点は、予定どおり固定資産税の評価替えが行われた場合、日野市における固定資産税、都市計画税の上昇率はどの程度のものが予測されているのか。まず1点伺います。

2点目は、昨年、10月25日、大都市税制研究会が発足をしております。固定資産税の評価制度のあり方や都民の税負担の軽減策などが検討されております。その経過と現状はどうなっているかお伺いをいたします。

3点目は、1967年、評価替えを見送った前例がありますけれども、評価替えの凍結を要求をして、積極的に市当局としても国に働きかけていく必要があるのではないかと思いますが、この点についての市長のお考えを伺いたいと思います。

以上3点質問をいたします。

○副議長（福島敏雄君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） 固定資産税の評価替えにつきましては、ただいま仰せのとおり、平成3年度を基準年度といたしまして実施することになっております。

現在の段階ではまだ国から正式な具体的な基準が示されておられませんので、まだ準備の段階には入っておりません。10月ごろには日野市としても具体的な方針を決めていきたい、このように思っております。

評価替えにつきましては、家屋と土地が同時に行われますけれども、家屋にありましては評価替え後の額が前年度の額を上回る場合には、ここ例年評価替えといいますが、負担増はしていないということでございます。

問題は土地の方でございますが、今議員さんがおっしゃられましたように、昭和61年7月2日から平成元年7月1日までの土地の価格の動向をとらえてこれが反映される、ということになるわけでございます。御指摘のとおり、予想もしない異常な高騰でありまして、日野市内の28ポイントの宅地の地価公示価格も2.11倍になっております。都心で3年前に非常に大きな高騰があったわけでございますが、それが3年後に都市の方にまいったというのが如実にあらわれておる、このように思っております。

評価替えにつきましては、従来から公示価格が上昇すれば、それに連動しまして評価額を上げていくというのが通例でございました。したがって、今回、御質問のように、評価替えをすれば上限で2.11倍の評価替えということになるわけでございます。

そうしますと、現在の日野市の平均の宅地の価格が1平方メートル当たり3万3,987

円でございますので、これが7万1,814円というふうに非常に高くなるということでございます。したがって、上昇率を1番で聞かれましたけれども、その上昇率は上限で21.1%、今までのとおりにやれば、そういう形になるということでございます。

ただ、今回の土地の上昇につきましては、適正な価格に加えて非常に不正常要素が入っておるのではないかと。例えば買い急ぎであるとか、売り急ぎであるとか、あるいは、また将来における期待価格が含まれている等ですね。非常に大きな不正常要素があるというふうに考えております。

東京都が63年に評価替えいたしましたときには、これは基準値で2.78倍の増加でございました。そのときに、それを直ちに評価の上で反映することは非常に納税者の負担が大きくなるということがありまして、46%の不正常要素を取り除いた経過がございます。したがって、それを日野市に2.11倍のところには当てはめてみますと、大体宅地平均で十五、六%の評価替えが、最低ですね。低い方ではその程度である。高い方では21.1である、こういうことでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、これから7月から10月ごろにかけて行うという、作業を行うということになっておりますので御理解いただきたいと思います。

なお、2番目の問題でございますが、私非常に不勉強でちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほどでよろしかったら御勘弁いただきたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 質問の固定資産税評価替えの凍結について、ということで意見を伺っておるわけですが、事務的には今担当部長がお答えをした手順を経て、今年度、評価替えの年に当たる。もう一つは、日野市独自の税であります日野市の市税であります都市計画税のまた改定のときである、ということが大きな何か政治問題となって、間もなくいろいろな論議が始まるに違いない、このように受けとめております。

地価の異常高騰はいろいろと多くの問題をつくり出してありますし、百害あって一利ないと言われるほどの、だれしも容認しがたい、いわゆる暴騰の経過がここ数年、3年ほど続いたわけがあります。

市といたしまして、今どういう態度で、ということは直ちには申し上げられませんが、いわゆる小規模宅地に居住をしておられる方が、その負担のためにその土地をまた維持できない、これはもう大変重大な政治問題でもありますから、日野市もまた独自の態度も打ち出していかなければならない、そのような問題である、こういう認識でおりますことは間違いありません。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 市長に再質問いたします。

昨年の10月12日の読売新聞に、この固定資産税の評価替えの問題で大きく取り上げられております。税負担の大幅増必至、都評価替え対応に苦慮、こういう見出しですが、この記事の中でこういうことが書かれています。「東京都は新たな軽減措置の検討を迫られているが、自治体としての裁量には限界があるのが実情、地価高騰は全国の大都市にも波及しているため、国に大都市特有の評価制度を確立するよう求めることにしている」という東京都の今後の取り組みと申しますか、方向が示されております。

そこで、先ほど私は質問で触れましたけれども、昨年の10月25日に大都市税制研究会が発足をしまして、評価制度のあり方や都民の税負担の軽減について、どういふ対策を講じていくかなどが検討されている、こういうことと申します。

したがって、私は市町村の固定資産税に対する裁量権というのは直接には及ばない側面が多いわけでありまして、東京都だけにその対応を任せると申すのではなくて、都の市長会でも積極的にこの問題が重視をされて、下からも積極的に働きかけていくということが必要だし、求められているのではないかと、こう思います。ぜひ、そういう立場で今後取り組んでいただきたいというふうに要望したいと思いますし、この点についてもう一度市長から御答弁を求めたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日本の地方税制といたしまして、固有の自治体に対し、市民税それから固定資産税、それに大都市圏では都市計画税というものが税制として制度化されて長いわけでありまして。そうして固有の税制そのものが財源となって予算編成並びに施策の大きな背景になるわけでありまして、つまり税源を国の制度が地方自治体に提供しているといえますか、供給している、こういう中の固定資産税であります。

その評価を戦前ないし戦争直後のころは大きく動くということはなかったように記憶をするわけでありまして、特に数年来、経済に伴って一定の割合で土地価格が評価が改まる、つまり価値がだんだん広がるということは経済発展の一つの手法とも言えるはずでありますけれども、都市銀行、東京都が源になったわけでありまして、御指摘のとおり中曽根内閣の民活ということで、国有地を不動産資本に売り渡すというような政策がとられ、だんだんそれが波動して、そして、すべての土地に都市の中心から異常な土地の暴騰が始まった。いろいろな社会問題をつくり出し、つまり都市の中心部には、もう個人としては居住できない、どんどんどんどん地価の暴騰が段階を追いながら

周辺に波及していった、こういう経過がありまして、近ごろの新聞の報道するところでは、特に関西、大阪を中心とする関西に異常な波及が及んでおるといふふうに発表されております。

多摩の地域でも、昨年ここ3年間の中で、早い時期ほど値上げ幅が多かったわけですが、一応安静をしたと言われる今日でもなおかなりの変動が起きておる、こういうことでありまして、制度としての3年置きの評価替えというのは、経済原則に適切に沿っていった当時にはそれなりの理解ができたわけでありまして、今日、いわゆる今回の数年に及ぶ異常高騰というのは、まさにこれは予期をしないぐらいの異常暴騰でありますので、それなりの政治対応がなされることは当然である。これが我々の一般的理解であります。

見直しの年にちょうど当たる本年でありますので、これまでの各見直し期に東京都の市長会等におきましていろいろな意見を当局に提言をいたしました。つまり市民の生活や居住をおどかすような、そういう変動があってはならないことが、政治上にも、また行政の上でも極めて関心度の高い大きなことしの課題であります。

したがって、そのような政府に向けての地方自治体の意思表示というようなことにつきましても、機会を逃さず提言をしていく、このようにこれから努めていくという考えでございます。当面のところ、そういう認識であります、ということをお答えをして、今後の対応をより積極的に連絡をとりながら進めてまいりたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） ありがとうございます。この問題、先ほど部長の方からも答弁がありましたけれども、このまま推移すればかなり大幅な増税が市民に押しつけられるという大きな問題であります。今、市長の答弁にもありましたけれども、今後、積極的に国に対して評価替えの凍結ないし中止を働きかけて取り組んでいくということが大きな課題であります。一市民の立場から、あるいは議員という立場からも積極的にこうした問題の対応に取り組んでいきたいと思っております。

市長の今後の取り組みに大いに期待をしながら、この質問を終わりたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） これをもって10の1、固定資産税評価替えの凍結についての質問を終わります。

一般質問10の2、消費税廃止への取り組みについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 消費税廃止への取り組みについて質問をいたします。

公約違反である消費税が実施をされてちょうど1年が経過をいたしました。1年前、税率3%の消費税実施を前にしてデパートやスーパーのレジでは、家具、衣料品、食料品、日用雑貨などを買い込むお客でごった返したこともあります。これは庶民のささやかな抵抗でありました。

消費税の生みの親である当時の竹下首相は「消費税の導入に当たって、今日まだなじみの薄いことは当然であります、やがて消費税を導入してよかったと感じていただける日が来ることを信じております」と首相談話を当時発表いたしております。1年がたち、導入してよかったと感じている庶民はどれだけいるのでしょうか。

自民党が安定多数を占めた2月の総選挙の直後に行われたNHKの番組、徹底討論、政治は変わるか、の中で世論調査が実施をされました。今回の選挙で自民党が過半数を大きく上回ったことで消費税が認められたと思うかどうかという質問に対して、認められたと思うのは、わずか25%でありました。認められたと思わないが74%という結果が示されております。

消費税実施に伴う最大の問題は、何といたっても物価投機が進んだ点であります。ことし1月の消費者物価指数は、対前年比で3.3%上昇しております。このような上昇率は過去8年間かかったものが、とりわけ医療5.7%、住居4.1%、食料3.7%など、平均を上回る投機をしていることは明らかに消費税の影響が大きかったことが数字の上で示されております。消費税による物価投機によって、昨年の実質賃金は、対前年比で2.4%の上昇にとどまっております。これは'88年の対前年比3.3%増をも下回る数値となっております。

日本生活協同組合連合会の調査によりますと、4月から12月までの9カ月間の消費税額は7万6,683円、月平均8,520円、年に直しますと10万1,432円という試算がされております。この調査による税額を収入別に見てみますと、当初、予想されていたとおり、逆進性の強い低所得者にはより重い税金であることが裏づけられております。月の収入が100万円以上の世帯では消費税額の割合は0.5ないし1.3%であるのに対して、30万未満の世帯では1.8から2.6%と倍以上にもなっております。毎日が納税日となったこの1年、中小業者にとっても苦痛の多い、つらい1年でもありました。

消費税が転嫁できない、税金をごまかしていると疑われて困る、売り上げが減ったなどなど中小業者の悩みも深刻であります。

また消費税は、業者間、業種間そして大企業と中小企業の間不公平、不公正を一層拡大をしてきております。大企業や大金持ちにとっては、消費税はむしろ金もうけの種

になってきております。総選挙後、円安や人手不足を口実にぼろもうけをしている大企業は値上げラッシュの火をつけてきたことは御承知のとおりであります。大企業は、消費税を円滑に上乘せするため、という口実で2年間認められた転嫁カルテルによってお互いに価格を決める話し合いが自由にできるようになっております。

今、海部内閣は消費税の存続、定着に躍起となっていますけれども、最悪の大衆課税である消費税が存続する限り、国民との矛盾は一層激化することは明らかであります。

政府——自民党が公約を踏みにじて消費税導入を強行して1年、もたらした結果について簡単に触れましたけれども、以下2点について質問をいたします。

一つは、消費税廃止に向けて市民の暮らしを守る立場から、引き続き森田市長初め市当局が積極的な役割を果たしていただきたい、こう要望をいたします。これについて一言市長から答弁をいただきたいと思っております。

2点目は、これまでも何回か議会で取り上げられてまいりましたが、年金生活者など、低所得者層の実態調査、この時点で改めて調査することが必要だと思っておりますし、あわせて、そのマイナス影響に対する行政側の対策も求められているところだろうと思っております。その点についてもお答えをいただきたいと思っております。

以上2点について質問をいたします。

○副議長（福島敏雄君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 消費税が昨年の新年度以降採用されてきたわけでありまして、その間、いろいろ状況の移り変わりもあるわけでありまして。参議院選挙あるいは衆議院選挙という、国民の税に対する政治感覚の選択の意思表示もされたということがあります。参議院におきましては、特に消費税を支持をする立場の自民党勢力が過半数を失ったということで大きな批判がはっきりしたということにもなったわけでありまして。私、日野市長としての立場におきましても、初めから一貫して、この消費税には自治体の長として、あるいは市民生活の守り役として、反対という決意と意思表示を行ってまいっております。

今日、これからの動向が極めて国民の注目するところではありますが、もし仮に定着するという事になれば、これは弱者に対するいろいろの単価アップを、給付や措置の単価アップを伴わなければならないはずでもありますし、今御指摘の年金生活者等の生活の実態調査ということも、消費税に対します地方自治体としての今後の対応として、そういう資料を正確に持つということは重要だというふうに考えております。

たまたま昨年度、予備費の残されてある、計上されてある事情もありまして、弱者に

対する日野市としての特別給付を行った、こういうこともあるわけでありまして、これを何回も繰り返すわけにはちょっといかない性格もあります。したがって、給付なり措置なりの単価そのものに必要な見直しをすることになる、こういうことになりかねない考えでおります。

いろいろな面に十分配慮いたしまして、市民生活を守る自治体の本来の任務に努めていきたい、このように考えております。

○副議長（福島敏雄君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） ありがとうございます。この消費税については引き続き市民生活にとって大変大きな影響をもたらす側面を持っております。今後とも引き続き積極的に対応されるよう強く要望して、この質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって10の2、消費税廃止へのとり組みについての質問を終わります。

一般質問10の3、農地の宅地なみ課税に反対せよの通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君） 農地の宅地なみ課税に反対せよの一般質問を行います。

昨年の12月の日野市議会で、長期営農継続農地制度、相続税等納税猶予制度の堅持並びに都市農業確立施策の実施に関する意見書を採択をし、総理大臣を初め関係機関に送付をしてまいりました。この意見書では、農地に対する宅地並み課税の強化はその意図に反し、むしろ無秩序な虫食い開発による土地利用のいたずらな混乱を招くことになり、健全なまちづくりにとって重大な障害となるものである、と指摘をいたしております。

御承知のように、世界第2位の経済大国と言われながら、国民が暮らしに豊かさを実感できない大きな原因として、長時間、超過密労働とともに異常な地価の高騰、深刻な住宅問題があると指摘をされております。1987年の時点でのアメリカ全土の地価総額は403兆円なのに対し、東京の民有地の地価総額は544兆円、東京の地価総額でアメリカ全土が買え、しかも141兆円のおつりがくという全く異常な地価の高騰であります。

地価暴騰の中で、土地、住宅問題に対する国民の不満が高まり、社会的な矛盾が拡大される中で、自民党・政府は、公共の福祉優先などの基本理念を掲げながら、土地基本法を前国会で成立をさせ、同時に、その具体策として市街地区域内農地の宅地並み課税の強化による農地の宅地化を切り札であるかのように宣伝をしながら、農民と都市住民を分断しながら国民の不満をそらそうといたしております。

政府は昨年の12月、土地基本法の成立を受けて緊急土地対策として、一つは大都市地

域での住宅宅地供給の促進、第2として、土地税制の総合的な見直し、第3として、借地・借家法の見直し、第4として、投機的土地取引の抑制、第5として、公的土地評価の適正化などの方針を決定いたしております。焦点とされた市街化区域内農地の宅地並み課税については、1993年度から東京23区だけでなく、3大都市圏の市街化農地のすべてに対して宅地並み課税を実施する方針を打ち出しております。

土地基本法は地価対策も含め、何らの具体的な施策も事業もなく、地価高騰を追認する一方、土地の所有や利用を規制する治権制限の名で、零細な土地所有者を圧迫するものとなっております。また、借地・借家法を改悪し、借地人や借家人の権利を大幅に制限しようともいたしております。

地価高騰の原因に何ら規制することなく、宅地並み課税によって農家が土地を手放しても、東京の土地問題は全く解決することはできません。大企業に土地投機機を保障し、地価高騰をより一層広げることにはかならないことは明らかであります。

今日、東京の農業は、生鮮野菜で120万人分を賄う生産をしているのを初め、大都市の良好な居住環境にとって貴重な緑地やオープンスペースとなっております。

したがって宅地並み課税は都市農業が果たしている役割を否定し、住みよい環境づくりに逆行するものとなっております。

以下3点について質問をいたします。

まず第1に、宅地並み課税について1993年度から東京23区だけでなく、3大都市圏の市街化農地のすべてに対して宅地並み課税を実施するという方針が打ち出されておりますけれども、その後、国、都の動きがどうなっているのか、掌握されている範囲で結構ですでお答えをいただきたいと思っております。

2点目は、日野市内の農地に対する課税はどのようになるのか、その見通しと申しますか、わかったらお答えいただきたいと思っております。

それから3点目は、営農意思を無視した宅地並み課税には反対をするという立場から、市長初め市当局も積極的に対応すべきだと思っておりますが、これについて市長からお答えをいただきたいと思っております。

以上3点質問をいたします。

○副議長（福島敏雄君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 御質問の1点、2点についてお答え申し上げたいと思っております。

まだ情報が、大変申しわけございませんが、情報がつかみ切れれておりませんので、直

接の答えになるかどうか大変疑わしいわけでございます。総合的な形でのお答えになるかと思っております。

今お話のありした12月14日、土地基本法が成立いたしまして、続いて21日には土地対策関係閣僚会議におきまして、お話のあった今後の土地対策の重点実施方針が決定されたことは既に御承知のとおりでございます。

重点実施方針で10項目が挙がっておりますが、そのうちの2項目、大都市地域における住宅、宅地供給の促進の中に関係いたします市街化区域農地がございます。また第2点目の土地税制の総合的な見直しにおきましても関係制度の整備充実等のあわせての見直しということが入っておるわけでございますが、大都市地域におきます住宅、宅地供給の促進を図る中で市街化区域内農地につきまして、都市計画において保全するものと宅地化するものと明確に区分いたしまして、計画的な保全と宅地化するため、生産緑地制度の指定要件を見直しや、また転用制度の強化、地区計画制度の充実等、関係制度の整備充実等を行おうとするものでございます。

また土地税制の総合的な見直しとしまして、第1点としましては、適正な利用の確保、第2点としては、投機的取引の抑制、第3点としまして、利益に応じた適切な負担の基本理念にのっとっての土地に関する施策を踏まえて、税負担の公平の確保を図りつつ、土地の取得、保有、譲渡等の各段階における適切な課税のあり方について総合的な見直しを行うこととしております。

税制調査会の検討を踏まえつつ、平成2年度中に成案を経て所用の法律案の提出を図ろうということ。なお、大都市地域の市街化区域内農地に関する税制につきましては、総合土地対策要綱に沿って関係制度の整備充実等あわせ見直しを行い、平成4年度からの円滑な実施を図るとされております。

この方針を受けまして、農業サイドといたしましては、全国農業会議、全国農協中央会を初めといたしまして、現行の長期営農継続農地制度また相続税納税猶予制度を堅持いたしまして、あわせて都市農業確立施策の実施に向け運動を続けることとしております。

また日野市の農業委員会では、去る2月28日より、市内7地区に分けて7日間を要しての市内農業者との座談会を開催しております。最近の都市農業をめぐる情勢並びに今後の運動方針について協議を行った次第でございます。

本協議におきまして現行制度を維持することを確認するとともに、農業者みずから都市農業を位置づけ、農業のあるまちづくりを訴えていくことを確認しておるところで

ざいます。

いずれにいたしましても、農地保全とその宅地化するものとの明文化されていないこの時点におきましては、今後の方針が定まり得ないものでございます。つまりは農地保全と宅地化する基準がまだ不透明でございます。

そういう中で第1点目のお尋ねでございました課税の点でございますが、大変そういう状況下でございますので、概念的な申し上げようになりますが、現在、市街化区域農地は345.6ヘクタール、それに対しまして長期営農継続農地は335.9ヘクタールという割合になってございます。筆数にいたしまして8,142筆に対しまして7,429、こういうことでございまして、対象人員1,221人おります。多分そういう中で実際その時点に立ちまして、営農者がどのように判断いたしますか、多分そういうことでは、現在の、先ほど上げました長期営農継続農地、これはそのまま農地としての、生産緑地としての線引きの中に入っていくものというふうな推測を立てておるところでございます。

大変雑駁でございますが、以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） またぞろという感じですが、農地の宅地並み課税を復活させて、そうして宅地の吐き出せをさせ、それで地価の抑制だとか需要に対する供給だとかいう、政策に果たしてこれはなるかということはどうも実験済みですから、またぞろという感じがしております。

我々、回顧いたしますと、この庁舎に來ない旧庁舎の時代で、いわゆる農地税制に対して還元をするという措置を行ったことがあります。10分の8還元をするというふうに提案をいたしましたところ、議会で10分の10の修正を受けたことをよく記憶をしております。

その後、農地税制が、つまり営農の意思のある人たちにはその選択によって10年間のいわゆる農地としての猶予制度をする、農地として認めるかわりに、税制は宅地並み課税を行わない、こういう税制施策が、今現行の農地法政であります。それをつまみ東京都の区部をまず第一にして、その区部の中には多分三鷹でありますとか武蔵野でありますとか、その西がいつも区部並みに扱われる、こういう経過もございまして、だんだんそれを拡大をして多摩地域を対象に、つまり現在の農地を宅地並み課税によって農業を不可能にさせよう、営農を採算的に根本から不可能にさせよう、こういうことになる政策でありますから、これが問題なしに済むはずはないということは明らかであります。

私どもは、農地は都市に必要な施策であるとともに施設である。生鮮野菜を供給した

り、それから都市に緑を提供する、災害時には空間を提供する、緑と清流を取り戻す一番身近なふるさとの姿であります。これを、これまで申し上げてきたとおりであります。意欲のある方は、しっかりとそれは守っていただくとともに、行政においてもそれを守る、これが日野市の恐らく将来も通じての土地政策になるに違いない、このように思っております。

したがって、成り行きはしっかりと見定めなければなりません。そう簡単に宅地並み課税が承認されるはずもありませんし、都市自治体としても了承するわけにもありません。こういう基本的な考え方のもとに、宅地並み課税には反対をし、農地を守っていくというのを日野市の市是といたしたい、こう考えております。議会でもちろん御異論はないというふうに判断をしております。これまでもそうでありました。これからもそうありたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 1点、部長に確認をしたいと思っておりますけれども、昨年12月に自民党・政府が当面の方針ということで確認したわけですが、その中で、宅地並み課税については1993年度から東京23区だけではなく、3大都市圏の市街化農地のすべてに対して宅地並み課税を実施する、こういう方針を打ち出したということです。

そこで、この23区だけではなくて、3大都市圏の市街化農地のすべてに対して、こういう表現ですけれども、この3大都市圏の中に三多摩、特にこの日野市の農地が含まれるのか。つまり、課税の対象という理解でいいのかどうか、この点、1点、確認の意味で御質問をいたします。

○副議長（福島敏雄君） 市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君） これは3大都市圏の中に入るということでございます。首都圏、近畿圏、中部圏、これの付近の市町村ということでございます。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 米沢照男君。

○30番（米沢照男君） 最後に要望を申し上げて、この質問を終わります。

昨年12月の市議会で採択をした意見書の要求の中心部分は、こういうことであります。「一つ、現行の長期営農継続農地制度、相続税等の納税猶予制度堅持すること」これが1点です。2点は「農業のあるまちづくりを進め、都市の中の農地を積極的に位置づけ都市農業の確立、発展のための施策を導入充実すること」意見書の中心はこの2点であります。

先ほどの市長の答弁、大変はっきりした御答弁をいただきましたので、つけ加えるこ

とは何もありませんが、ひとつこの昨年、政府に提出をした意見書の立場で引き続き積極的に取り組んでいただきたいということを最後につけ加えて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（福島敏雄君） これをもって10の3、農地の宅地なみ課税に反対せよの質問を終わります。

一般質問11の1、地区幹線道路整備計画の策定をの通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔6番議員 登壇〕

○6番（土方尚功君） 2期目の挑戦という大変厳しい戦いとともに、少数激戦の戦いを勝ち抜きまして、再びこの市政の場に、壇上に立たせていただきまして、実は私を支持していただける人が明日10時からのスタートだろうということで、大体二、三％ですからせいぜい50人かそこらなんですけれども、来る予定で計画は立てておりました。しかし、スムーズに一般質問が進んでいるようで、こういった見込み違いも当然起きてくるであろうということで、やむなく申し上げてありました地区幹線道路整備計画の策定ということで質問に入らせていただきます。

大変市議選のときも訴えとしてはそうなんですけれども、日野へ入ると、どこのドライバーも地図を見なくたってわかるよ、というぐらい大変日野の道路がどこをとっても狭い、こういう現状のあらわれがそういうふうに出てきているわけなんですけれども、やはり地域の懇談なんかをやりましても道路の点が大変訴えられる部分であります。そんなことから今回の質問として取り上げさせていただきました。ただ、準備の方が、明日の予定でありましたのでしっかりできておりませんが、一生懸命やりますからよろしくをお願いします。

日野の中に60年に日野市幹線道路網見直し調査報告書というふうなことで大変立派な報告書ができてますし、また都市計画道路の基本計画調査ということで、これも63年の3月に、私の持っているのは概要版ですけども、こういったことができておまして、この中には大変道路の持つ機能面あるいは都市における首都の道路に向けた視点あるいは機能で都市機能面、それから防災面あるいは都市空間面、地域環境面というようなことで大変いい資料としてはあるわけであります。

特に今回一般質問でも、歩行者の安全性でありますとか歩道の関係、道路の整備、拡張あるいはバスを含めて足の確保、取りつけの計画、取りつけ道路ですね、それから交

通渋滞、こういうようなことで大変道路関係に質問が多いわけです。そういう中で私は、タイトルにもありますとおり、地区の幹線道路の整備計画、こういったものを早急に立てるべきだろう、ということで質問をさせていただきますけれども、早速余り細かいことを言わないで入っていきたいと思います。

日野市の都市計画道路の整備ということでは多摩地域全体としての比較ではおけているんじゃないかなというふうに思われます。もっと積極的に進めるべきではないか。また市道の幹線道路の整備状況はどうなっているか、こういったことをまず1点。

それから道路整備と管理のためには、道路の区域あるいは権限、埋設物の把握等、市道の現状把握が肝要と考えられます。それからしても道路台帳の整備状況といいますが、大変おけている現実には承知をしているところですけども、また、これに向け今後の見通しはどうか。

それと昭和63年度から認定路線、再編成ということで予算化され、大分費用がすぎ込まれていますけれども、その成果ということでまだ見えていない、そういった点、どのようになっているか。

一応その3点に絞ってとりあえずお伺いをしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 土方尚功君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 御質問の3点についてお答えを申し上げます。

まず1点目でございますけれども、日野市都市計画道路の整備は、多摩地域の全体に比較して整備がおこなわれているんじゃないかという御質問でございます。また市道の幹線道路の整備はどうなっているかということでございます。お答え申し上げます。

日野市の都市計画道路の整備率は35.4％でございます。多摩の地区の平均をやや下回っております。整備はおくれがちになっております。都市計画道路の整備のおくれは、まず理由は、生活道路への通過交通の進入の原因ともなっており、歩行者交通の安全性等において生活環境の保全上、好ましくない状況になっているためでございます。また、安全な居住空間を確保する上では、緻密な道路網整備が重要な課題ということになっております。そのためにも市内の道路の機能に応じた整備水準を設ける必要があるわけでございます。今後の課題として、この点については進めていきたいと思っております。

日野市の幹線道路の指定でございますけれども、昭和46年に建設省の指導に基づき指定を行っております。その後、昭和54年に再指定を行っております。先ほど御質問があったように、昭和60年にはこの幹線道路の見直し調査を行ったというのが現状でございます。

御質問の整備状況でございますけれども、一級幹線道路は17路線ございます。そのうち約70%がもう整備をされております。それから二級幹線道路でございますけれども、59路線指定されております。そのうち約40%がもう整備がされております。また現在指定されている路線ですが、市街地整備によりルートが変わってきているため、昭和60年の見直しで調査結果の問題箇所を含めて再指定等行いたいと今担当の方では考えております。

なお、差し当たっては緊急性の多い路線の拡幅整備については、その都度市内で調整を行いまして、他の関連事業に支障なく、支障性の高い路線については積極的に整備を行っていききたいというふうに考えております。今後もこの地域の特性を考慮しまして対応する予定でございます。

それから2点目の御質問でございます。道路台帳の整備状況でございます。

道路台帳の整備状況については、神明上の区域から西側の区域並びに民間の大規模に開発された区域はもう既に整備がされております。この整備されたのは市全体から申し上げますと、約33%が完了しております。

また今後の見通しでございますけれども、これは測量の仕方でございますけれども、現在は、今までは平板測量を実施しておりましたが、平成2年度からは、これを変えまして高精度で観測された図根点の利用によるトータルステーションシステムを採用していきたい、これによって測量を実施したいという考えでございます。またコンピューターのマッピングシステムにより、これを図画処理をし、早期に台帳整備を図りたいということで、担当の方でも今頑張っておっております。

それから3点目でございますけれども、日野市の認定路線でございます。

日野市の認定路線については大正時代の旧道路法のものはまだ残っております。当時は認定手続が規定されておらず、また現在で言う指数的な判断がなされていなかったために、その路線名においては近くに住む人たちがわかればよい、というようなものが相当あるわけでございます。昭和27年に新道路法の制定以後、現在に至るまでの間でございますけれども、再編成もしくはそれに準じた形で整理がまだなされておらなかったわけでございます。また、そのほかにおきましては、旧日野町と旧七生村との昭和33年に合併をされた当時に、道路管理図書というのをそのまま引き継いできたわけでございますけれども、現在、日常業務にこれらの問題については支障を来しているために、市といたしまして、担当といたしましては昭和63年度より3カ年計画でこの編成作業をしてきているわけでございます。間もなく完了いたします。

なお、今後の予定でございますけれども、平成2年度中に議会の方に御提案をいたしまして、一括認定、それから一括の廃止というものをお願いしていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 私の方の質問にかかわることについては大体回答を得たと思っておりますけれども、ですが、道路の整備ということでは今の回答の中では大変進んで、40%なり、一級では70%ということでお話がありましたが、整備されているというふうにおっしゃっておりました。

しかし、我々としては、例えば生活の道路、4メートルなら4メートルという範囲では確かに整備をされているというふうに解釈ができるんですけども、これを一歩進んで、幅を、拡幅の関係になりますけれども、やっぱりそれがないと現実、区画整理と、例えば事例として万願寺の今の1期の区画整理あたりに入る道路とすれば、宮の郵便局のところから入りますけれども、確かにオリエントの部分までは拡幅ができて、それから先に行って区画整理の中は徐々に今広まってきていますけれども、やっぱりこういった中間の道路、それから、この神明上についても下から上がって、こちらの日野の甲州街道の方から上がってくる場合には2本の道路はいいとしても、やっぱり同じ宮の郵便局から上がってこちらへ上がってくる道路、こういったものは今までの道路幅でいえば、それで完全に整備できているかもしれませんが、やっぱりこういったところですね、いかに早い時点でとらえて、いつの時点かに、もうこういったものを早い時点で市側としてもとらえて、それで、そこについては少なくとも、あと5年後なりには整備は持ってくるんだというような考え方をひとつ出してほしいというのが今回の私の質問の趣旨になるわけですが、ぜひそこら辺の考え方です。

今まで確かに市長の方は、住民側なり所有者から提供を受けたものの手法によって広めていこうという姿勢であったと思うんです。ぜひ今後は寄附とかそういったものに頼らない——当然寄附があるのは受けるとしても、当然買取方式、こういったものを積極的に取り込んでいただいて、そしてやはり拡幅整備を、たまたま今事例としてそんなことを挙げましたけれども、これは、ほかの地域についても言えることだと思うし、それから、特に区画整理の手法に頼っている部分というのは相当大きいわけで、確かにそのところはいいわけですが、やっぱりそこについても、これはいろいろ家屋が動いたりなんかということがあってもいい面はありますけれども、積極的に道路の関係の構築については区画整理の中でも早い時点でどんどん取り込んでいく。

そしてまた一定の計画がある場合に、ある程度もう区画整理が将来的に見えるという
ようなところについては、土地の所有者にやはり積極的に市長あたり働きかけをして、
早めに借り上げというような形も、手法としてはとれると思うんです。

ぜひ、そんなことを総合的に私が今申し上げたような点を、ぜひ市長の方から考え方
の中に積極的に——先ほどの米沢議員のときには、はっきりした答弁、というようなこ
とでお褒めをしてたようですけども、ぜひ私のこういう段階の考え方についても市長
の方からちょっと考え方をお示しをいただいて、ぜひ私の方も褒めたいということもあ
りますので、ひとつお話をいただければと思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 幹線道路の整備計画ということで御質問なんですが、日野市
の道路整備率、その道路整備率の分母になる古くからの赤道という非常に長い、延長の
長い道があるわけですから、それを入れると一見整備率が低いというふうにも出てくる
わけでありまして。しかし、赤道は現実には既に廃滅をしたり使われなかったりしている
部分もあるわけですが、機会をとらえて公道につけかえる、ということでその赤道の整
理には時間をかけながらも整理をしていく、こういう考え方でありまして。

それから、明らかに区画整理を行う地域、これは市施行において、あるいは組合施行
において、区画整理を行う地域は、いずれは道路幅を保ち、区画街路の整備を行うこと
になるわけでありまして、これに拡幅の際に金を払ってでもということ、ちょっと
古い区画整理との均衡性が保てない。区画整理の地域では地権者という、いわゆる土地
を持っておられる方々から一定の割合で供出をしていただき、それを道路幅にし、公園
の面積にする、こういう仕組みでありますので、そのあたりの整合を図るところに踏み
切り得ない問題が今まであったというふうに御理解いただきたいと思います。

もう明らかに行わない地域には、ある程度の地代を払う、いわゆる買取方式でやって
いく、こういうことにやりたいと思いますし、それからセットバックという問題もある
わけでありまして、セットバックして早く拡幅することを待っておられる持ち主の方には
なるべくその意図に早く沿わなきゃなりませんし、隣は買った、隣は買わなかったと
いうわけにもいきませんので、そのあたりにごく理解のいただける価格を設定をして、
保障しながらなるべく解決のできることを考えている、こういう考え方を最近では原則と
してとっていることを御理解しておられると思っておりますけれど、重ねて申し上げて
おきたいと思っております。

○副議長（福島敏雄君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 市長の考え方、最後の一言がちょっと気になったんですけども、
私もそれは理解をしているところですが、現実、口ではそういうこととおっしゃっ
ていることはわかります。しかし、現実、日野の状況というものの、革新市政がもうずつ
と続いていますけれども、こういう中に本当にその道路がおくれている、これは現実の
問題であります。

ぜひ今区画整理の中については、やっぱり当然先に借りる程度のことで、これは買え
なんていうことは毛頭申しません。ぜひ、ほかのところの連携、取りつけに当たるよう
な部分、それから赤い道の昔の小さい道ということよりは、私の今回取り上げている大
きな点は、やっぱり地区と地区を結んでいくような大きな幹線道路ということで視点を
当てております。そんな中で積極的に家の買取を取り組みを図っていただきたい。

それから、先ほど申し上げませんでしたけれども、例えばコンピューターでの取り組
みもあるようですけども、やっぱり基本にはあと境界査定の問題ですとか、相当残っ
てくると思うんです。大いにそういった面を進めていただきたい。

それから、いずれにしても議会の方に上程されるということですけども、今の見る
路線の名称等は大変複雑、いろいろ地域を中心にとらえていますから、やむを得ないかも
しれませんけれども、この見直しの際、積極的に整理をいただいてわかりやすい道路に
していただきたいというようなことを希望いたしておきます。

それから、せっかくここに立っているあれなんで、若干、まるで関係はありません、
ということではないんですが、たまたま旧2・2号線、それから1・3・1号線、新しい路線
番号でいきますと、3・3・2号線と3・4・12の交わる地点の76ブロックの、要するに公会堂
を建設するようなこともあります。今の時点ではまだ道路は通っていないからあれなん
ですが、いずれにしても一番道路の通るような、道路というか交通量の多い道路に一つは
なると思いますし、それから3・4・12号線についてもやはり日野橋から高幡に抜ける道路
というようなことで、今の時点ですれば大変少ないんですけど、まだまだこれから開
通ですから。その角地に建物が立ち上がるということなんですけれども、路上駐車とい
うようなこと、施設ができると、そういった問題も出てくるかと思うんです。

これがたまたま文化スポーツ施設の検討委員会等ですか、検討に入ってきたかと思
うんですけども、特段に限られた面積の中に、市長の構想とする建物を建てると駐車場
の問題ということが一つ出てくると思うんですが、ここについては駐車場をどの程度考
えて、五、六百席の人が来るとなると相当の車は見込まなきゃいけないと思うんです。
そういったところの手だてといいますか考え方を、この際、道路にかかわる問題ですの

で、若干ちょっと視点が離れますけれども、考え方をちょっと伺っておきたいと思いません。

○副議長（福島敏雄君） 再質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 万願寺区画整理地域の複合文化施設、何ブロック——76ブロックであります、約3,000平米余であります。つまり1,000坪ということであります。頭の中で概念的に考えられますのは、いわゆる建ぺい率を50に抑えると500坪ほど用地が残る。500坪あれば100台ぐらゐは駐車できるのではなからうか、こんなふうにも考えておりますが、より具体的な建物の位置とか面積を、建物の面積、占める面積を減らして、それで、できるだけ高層化するという方法で余積を残して駐車場用地にも当てたい、こういう原則的な考えは持っております。私は、まだ具体的にお答えするだけの検討報告を持ち得ておりませんので、またこれから機会を見てお答えをしていきたいと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 土方尚功君。

○6番（土方尚功君） 今の市長の回答からしますと、同一敷地内で駐車場も確保して建物を建てるというようなことが出てまいりました。私の場合は、ほかのところへでも求めるのかな、という感覚もあったものですから、そんな質問をしたわけですが、一応そういう回答がありましたので、また今後、特に市民会館なんかにしても駐車場が離れるというようなことは、その施設に向けて寄りが悪いというような点も出てきます。ぜひ本来の主体の質問と若干離れましたけれども、こういった機会でしたので質問させていただきます。

いずれにいたしましても、大変おこなっている日野の道路の整備状況ということがあるわけですので、積極的に行政側で取り組んでいただきまして、よりよいまちづくりに努めていただくようお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって11の1、地区幹線道路整備計画の策定をの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時25分 散会

4月5日 木曜日 (第13日)

平成2年 日野市議会会議録 (第13号)
第1回定例会

4月5日 木曜日 (第13日)

出席議員 (29名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 23番 | 黒川重憲君 |
| 24番 | 旗野行雄君 | 25番 | 古賀俊昭君 |
| 26番 | 市川資信君 | 27番 | 谷長一君 |
| 28番 | 名古屋史郎君 | 29番 | 竹ノ上武俊君 |
| 30番 | 米沢照男君 | | |

欠席議員 (1名)

22番 夏井明男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
 立川速記者養成所 所長 関根福次
 速記者 大迫嘩子君

議事日程

平成2年4月5日(木)
 午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1

午前10時13分 開議

○副議長(福島敏雄君) 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員26名であります。

午前中、議長所用のため、私副議長がその任を務めます。特段の御協力をお願いいたします。

これより日程第1、一般質問を行います。一般質問12の1、特別養護老人ホーム(仮)浅川苑への緊急車両等の取り付け道路建設は一日も早く完成させよ!の通告質問者、高橋徹君の質問を許します。

[5番議員 登壇]

○5番(高橋徹君) おはようございます。それでは質問をさせていただきます。

まず質問の最初の答えといたしまして、森田市長に回答をいただきたいと思っております。平成2年の4月に高幡橋下流にあります特別養護老人ホーム浅川苑が、開苑の運びとなったわけですが、今、現在、そこで仕事をされる方の、いろいろな準備が進んでおります。聞くところによりますと5月の8日ごろには、入苑をされる方がもうすでに決まり、入苑をされると、このようなことではあります、今回その浅川苑周辺の環境整備について、お伺いするわけではあります。

日野市でこの浅川苑の建築を計画いたしましたときに、建築基準法の中での建物をつくられたと言いますが、そのときに関係機関から、日野市に対していろんな形での行政指導が行われたと思っております。日野市としては、その関係機関に対してどのような回答と申しますか、そういうものを出されたのか、まず市長にお伺いをいたします。これは消防法にかかわる点でございます。

○副議長(福島敏雄君) 高橋徹君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長(森田喜美男君) 特別養護老人ホーム浅川苑の開設が間近になってまいりました。諸準備を進めて、5月の上旬には実質的開苑を図りたい、こういう目途のもとにいろいろと関係職員が準備を進めております。特別養護老人ホーム浅川苑の開設の経過につきましても、御承知のとおりであります、地元の了解を得る手順、それから建設省の京浜工事事務所から特別にいろんな意味で御指導いただいた面もあります。つまり堤防を道路として、通路として使用してよろしいということ。あるいは、まあスーパー堤防と敷地のかかわりがありますので、それらの調整につきましてもいろいろ協議と、便宜をいただいたというふうに思っております。

それから、多分建築確認事務の際に、まあ消防署に対する意見照会があるわけであり

まして、その際には消防署から通路について整備をするようにという指導もいただいたと、こういうふうに承知しております。文書でどういうものを扱うか、私も詳しくは存じませんが、建築確認事務の一貫の流れの中で、そういう経過が一つ一つ指摘をされ、解決をしていくと、こういうことだと思っております。

周辺の通路等につきましては、建築確認は一定の通路、道路によっておろされてありますし、それから防災上の配慮も大切でありますので、消防車等が通行できる、そういう道路を用意してほしいというのが、当然の関連事項だと思っております。今年度もスタートいたしましたから、早速それぞれの仕事にかかわって、そして——いろいろの条件や指導等につきましては、すべてをクリアさせるということで進みつつあるという状況であります。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 今、市長のお話を伺いまして、まあクリアをさせるということですけども、その時期にならうかと思えます。もうすでに来月の8日には入所をされると、こういうことになってきているわけですけども、恐らく消防署からの指摘は、その浅川苑に通ずる道路が、6メートル道路であり、その道路が抜けてないので、それを道路をつくり、抜けるようにしなさいということではないかなと思えます。その道路についてでありますけども、市として今どういう対応をとられているのか、現時点の進みぐあいについて再度お尋ねいたします。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えいたします。

進みぐあいでございますけども、御質問のとおり今、現在この場所においては私有地と、それから大蔵省の土地がございますけども、その土地の交渉に現段階では入っております。それから路線にいたしますと、御質問のように行きどまりのところから、その道路を延伸いたしまして、潤徳小学校の西側を通りまして、現在ある道路に接続するというルートで今計画をしております、先ほど申したようにその一部にそういう用地がございますもんで、それを現在交渉中であるということでございます。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 今もう、既存の6メートル道路があるわけですけども、そこで消防署から指摘を受け、その是正を求められている中で、万が一緊急車両等が入ってこなければならぬような事態が生じたとき、既存の道路の中で、市としてはどういう今対応を考えておられるか、再度お伺いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えいたします。

実際はこの場所における消防の活動でございますけど、まずはしご車は、基本的には道路の幅員の問題がございまして、入りませんが、通常のはしご車以外の消防自動車については、この場所へ入れるという状態になっております。なお消防署の方のこの活動の基点としては、潤徳小学校の方から消防自動車が入りまして、この全農の土地をまず基点として消防活動をしたいというような考え方もございます。

それから先ほど市長がお答えしたように、なお緊急の場合においては、堤防上を利用して、堤防の上から消防活動なりをします。それからまた今現在ある進入路になってます市営住宅の方の道路についても、消防自動車が活動できるという幅員になっておりますもんで、そういうルートで、この活動をするということになっております。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） はしご車が入れない施設だということは、皆さんもよくわかりになったことと思えます。

今、緊急時にはその堤防の上を車が通れるということなんですけども、私、見てまして、あの建物を建てるときに、大きな車が入り出す中で、堤防を使って、資材の搬入をしたりしてできた建物なわけです。堤防の上で消火活動をやるといいましても、浅川苑がどのぐらいの貯水タンクを有して、消火栓が何本あって——堤防の上からですと、その消火栓まで、車の吸管が果たしてつながるかどうか。そしてまたさらには、浅川苑の周辺に消火栓がどのぐらい用意されているのか、その点がまだ明確でないわけですけども、その点を再度お尋ねいたします。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えします。

まず施設の中で、消火設備をちょっとお答えさせていただきますけども、またあの建物の中には、1階の部分に地下式の貯水槽がございます。容量は40トンでございます。それからあと一つはスプリンクラーとか、そういうものに使う貯水槽がございます。これは16トンでございます。40トンに対しては、送水口が2カ所ございます。それからスプリンクラーの方の関係の先ほど言いました16トンについては、一口送水口が、これは西側の方についております。その他においては、消防活動としては、まず浅川の水を使用するというような考え方であります。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 浅川の水を利用するといっても、堤防も高く、簡単に吸管が果たして、その水面まで、私は届かないのではなかなかというふうに理解はするんですけども、ですからもう一点、その消火栓が今、現況でどの辺にあるのかお伺いします。生活環境部長さんですか。

○副議長（福島敏雄君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 大変申しわけございません、今、これまでの御質問でございます、ちょっと今資料を取り寄せ中でございますので、しばらくお時間をちょうだいしたいと思います。申しわけございません。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） わかりました。

ここでそれではひとまず特養ホームにつきましては置かせていただきまして、また再度質問させていただきます。

あわせて、今度二番橋が今年度の工事で完了するわけでありまして、その二番橋が完成をいたしますと、またこれ道路が必要になってくるわけでありまして。先ほど建設部長から潤徳小学校の敷地の西側の道路等を拡幅してというお話があったわけでありまして、当初の市の計画で、新井橋から高幡橋に向かって、堤防の南側のところに道路を新設をしていきたいという案の一つあったように記憶しております。

それからまた二番橋を渡って、民地を譲り受けるなりの方法で、また水路を使い、都道に抜ける、このような道路計画を考えているということでありまして、その計画の進捗状況について、お伺いをいたしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 仮称二番橋についての取り付け道路というのは、基本的には今は、先ほど私がお答えをいたしました潤徳小学校の西側の方に取り付けをするというのが、基本になっております。これについては、先ほどのお答えのように、その道路の中で、歩道を確保いたしまして、そこを利用していただくということに基本的にはなっております。

それからただいま御質問の中で2点ばかり出ておりましたけど、まずルートについての、二つのルートがございましたけども、一つのルートについては、あの一帯が現況と公図が非常に違っているというようなことございまして、まあそういう整理がありますもので、相当時間がかかるということで、その問題については一応保留というんです

か、そういう形をとらしていただいております。

それから2点目の新井橋の方に行く問題でございますけど、あそこは建設省の河川用地もございまして、すでに人家が張りついているということの中で、非常に買取等に困難を来しているというようなことの問題がございまして、その点についても一応保留という形で置いております。基本的には先ほど述べたような方法で、一応二番橋については道路としてはそういう形で将来もいきたいというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 道路の2系統について、今、保留にしているというお話ですけども、新井橋でなくして、あの二番橋を渡りまして、一番最初に緊急車両の抜け道として潤徳小学校のところに抜ける道路しか、今考えてられないということでありまして、あそこの場所が水路があって、大蔵省の国の国有地があって、浅川が今の川よりも、何かこう動いてあるということで、民地がさらに中に入って、またその水路が民地の中に入っていたりして、そういうつけかえというものが、果たして今現在きちっとなされているのか。そしてまたなされていないとするならば、それをどのような方法で整理をされていくのか、そしてまたさらに整理をする上において、まず国や地権者の方に対して、どのような方法で話を進めていくのか、そんなことをちょっとお伺いしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 今現在、作業中でございますけども、まずこの境界の査定でございますけども、まず一つは建設省の方の堤防の法線、これの決定、それからここに属している水路と、それから全農の土地、それから大蔵の土地という問題がございまして、まず建設省の立ち合いして、その線を決めてからそれぞれの関係の方にまた立ち合いをしていただくというような形で、現在作業中でございます。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 私が先ほどお尋ねした中で、2系統について今保留だというお話なんですね。今、建設省のいろいろ話を聞きますと、浅川の河床を下げるという話が出てまして、すでに平成2年度の一般会計の予算書等見ましても、長沼橋の掛けかえをするのに、すでに日野市においても負担金を計上して出しているわけです。そうしますと上流が河床を下げて、必然的にまた高幡橋、新井橋の方まで来ますと、河床がこう下がってくるわけですね。そうしますと、堤防そのものの果たして既存の幅員で、その側道のところに道路を新設してつくっていくことが果たしてできるかどうかということの、

ちょっと私は疑問視をするわけですが、その点どのようにお考えになっていられますか。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 今、ちょっと私も、今の御質問、ちょっとわからない点あるんですけど、河床を下げた場合について、現在の堤防の高さ、それが変わるのかどうかという御質問ですか。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 高さというのは、堤防の幅ですね、幅。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 河床の、要するに掘削においては、基本的には幅は変わりません。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） ありがとうございます。

今、いろいろ説明を伺ったわけですが、大変にまだまだこれ時間が要する問題ではないかなというふうに思うわけがあります。私、思いますに、例えばこのような、あそこに高幡、まあ浅川苑を建築するに当たり、これ民間の方があその場所に、浅川苑を特養ホームをつくりたいと、こういう申請を出したときに、果たして周りの行政官庁が許可を出してくれただろうかと、そういうところを考えるわけがあります。よく政治というものは、人によって左右されず、やはり法によって運用されるという言葉があるわけですが、私が指摘したいのは、行政だからどんな場所に何をつくってもこれはいいということでは、私はないんじゃないかと思えます。やはり建物をつくるに当たって、現況のこんがらがった内容がその周辺に落ちてるわけです。それを先に整理をして、そしていろんな関係——行政機関から指摘を受けたくない形で、これからいろんな建物、こうできてくると思うんですね、まあ日野市ではつくっていく計画が、そのようなときには、そのように私はしていただくことが一番よろしいのではないかと思います。

特に浅川苑といいますと、特別養護老人ホームで、みずからは歩けずに、また寝たきりのお年寄りの方が入苑されるわけがあります。どんなに最新鋭の防火設備をその中に備えて、東京都の中でも、一番のそういう防火対策は施されているとは思いますが、やはりそこに入所、いろいろな身の周りの世話をさせていただくその依頼をするのはやっぱり家族だろうと思えます。それでその家族の方は、やはり安心をして生

活をしていただけるやはり場所でなければ、私はいけないんじゃないかと思えます。そのような意味におきまして、道路整備がこれからまだ時間を要する中で、今、市側の答弁の中で明確に何月ごろ、そのめどとしたいというふうな話はないわけですが、再度、これは大変に安全、そしてイコール安心ということにも変わってまいりますので、何月ごろめどにそれを実施していきたいということをお答えいただきたいと思えます。といいますのは、恐らく消防署の方からも、その建物ができ上がるまでにそのようなことはクリアしなさいというような行政指導が行われているんじゃないかなと思うんですね。5月8日ですと、もうあと1カ月で入所が始まるわけですが、その1カ月間の中では、今のお話ですと、まだまだ時間を要するようなことでありますので、具体的に二番橋との、そしてまた浅川苑北側の堤防沿いの道路と、そしてそこから交わったものは、全農のグラウンドのところを通過して、高幡不動駅の方に通ずる道路だと。まあこの道路ができましても、はしご車が入ってこれないと思うんですね。非常に鋭角になってまして、90度の曲がり角を有するところがその間数カ所ありまして、4トン車の消防自動車が入っては来れるような話です。しかし万が一火災が発生したときに、自治体消防の車が先に現場に到着しますと、あとから来ます本署の車というのは、一番現場に近いところが到達できず、まして堤防の上から来るはしご車等々についても、そういう混乱を引き起こすんじゃないかなということが、改めて想像できるわけですが、その万が一に備えて、時期をいつごろに持っていきたいか、その目安とするところをお示しいただきたいと思えます。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 御質問の中で、議員さんの方で、特に開苑してからの御心配がございましたけど、実は4月の17日に消防署の方で全農の土地を利用いたしまして、実際の防火の訓練が行われるわけがございます。そういうところを指しても、現状においては全く消防自動車が入れないとか、活動ができないということは、私はないと思えます。そういう訓練ができるということをしては、まず先ほどの御質問の中で、じゃ、そのかわる道路がいつできるかと、期日、その他の問題がございましたけど、とりあえずその作業を進め、完了するまでの間は、先ほど申したような形で消防署の方も活動できるというふうにお答えをしていきたいと思えます。

それから先ほどの中でも、建設省の用地の境界の確定とか、または全農の土地の問題、それから大蔵省の問題、これについてはやはり交渉して御理解をしてもらわなければならない問題でございますから、時間的にも多少かかるのではなかろうかと、こういう整

理ができましたらば、この築造についてはまた議会の方へ補正とか、そういう予算で、御提案させていただきたいと思っております。今の段階ではいつというようなお答えはできません。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） ありがとうございます。

それでは再度の確認をさせていただきたいんですけども、二番橋を渡って、民地を通って、そして水路にぶつかり、都道に抜けるその申請については、今保留中であるということ、浅川から新井橋から、道路にずっと向かって、堤防下の道路の開設も、それも保留中であると。その保留中であっても、そのめどがつけば、その間道路の新設をされるのかどうか、その点いかがでしょうか。

○副議長（福島敏雄君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えいたします。

先ほどちょっとお答えして回答の内容がちょっとわかりにくかったと思いますが、基本的には今の考え方は、ここの潤徳小学校の西側へつける道路に歩道として、二番橋の歩道として設置をするというのは基本的でございます。

先ほどの2点については非常に難しい問題が残っておりますもんで、かなりの時間を要すということでございますから、とりあえずこの基本はここであるということでひとつ御理解をさせていただきたいと思っております。以上です。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 市長、ちょっとお尋ねいたしますけども、今、関係部長からいろいろな具体的な対応策といいますか、そういうものについて回答いただいたわけですけども、16万2,000人等々の市民の先頭に立つ市長として、このような重要な問題、そして取り組む課題についてどのようにこれから対応していかれるのか。市長の決意というものを伺いたしたいと思います。

○副議長（福島敏雄君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 安心をしていただくためにといいますか、我々自身も安心をしたいわけですから、そのための安全確保ということは、大切だということは、もういうまでもありません。その安全確保のための手段として、道路でありますとか、水利でありますとか、非常時の消防活動等に支障のない状態を確保しておくということも、これも当然な順序であります。たまたま浅川苑の開設、それから二番橋の架橋、まあ時を同じくして関係位置に一つの新しい市民活動の状況が生まれております。必ずし

も道路整備が完了しているということではありませんが、部長もお答えしておりますとおり、なるべく手順を経て、暫定的なことから基本的なことへと解決を図っていこうと、こういう立場であります。

堤防の上を建設省で、日野市が将来、市民活動等にも開放していただこうと、やろうと、こういう話もいただいておりますし、またせっかくの架橋でありますから、二つの堤防をつないだという、南北の堤防をつないだという大きな意義はありますが、なおまたそれに伴う道路を整えていくという仕事も、今後の当然の順序になってまいります。その際に潤徳の西方の通路としては、まあ通路と水路があるわけですから、うまく活用をして当面の通行に充てる、こういうことを考えておるわけでありまして、もっとその次には——私、かねがね指摘しておりますのは、堤防のまた側道というべきもの、新井橋から高幡橋までつないでいくと、こういうことが当然の周辺が一番大きい解決に相当し、また日野市民の将来の諸活動に寄与できる、このように考えておりますので、そのこともぜひあわせて促進を図りたい、こう考えております。

○副議長（福島敏雄君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） 大変、お答えがおくれてまして、申しわけございませんでした。

お尋ねの水利、現有の水利でございますが、現有といたしましては高幡駅にございます検車区の裏手といいたしまししょうか、浅川と検車区との間という意味でございますが、そこに水路が流れております。この用水、庭に一つ貯水槽を1基保有しております。また潤徳小学校、プール、これが水利として指定されておるところでございますが、現段階としましては、先ほどの市長、また建設部長のお答えにもありまして、この二つの水利のほかに浅川を利用しての水利という、防災という現在の考え方でございますが、今後につきましてはこの老人ホームができあがった段階といいたしまししょうか、活動が始まった段階で消防署の査察をいただく中で、実態にあわせた中での指導を頂戴していくと、そういった対応の仕方を一応考えておるところでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 高橋 徹君。

○5番（高橋 徹君） 今、この特養ホームが三多摩地区でも初めての施設であり、その建物の——言葉を返しますと、京王線の百草園のすぐ近くに、市が民間が建てた建物を借りて、そこに図書館として入ると、こういうことがあるわけですけども、この建物につきましては、今度逆に、日野市が見方によりますと、オーナーなわけですね。ですからこの建物の所有者でもあるというところを考えると、少し私はそれを取り巻く環

環境整備というものが少しお粗末ではないかなというふうに考えるわけです。しかしそのお粗末さをいろいろと指摘させていただきましたので、順次どの自治体から行政視察に見えましても、建物とあわせてそういう環境整備がきちんと行き届いているなというのを認識いただけるような、そのような浅川苑に私はしていただきたいと思いますというのが、市長並びに関係部局に対しての要望でございます。1日も早くその道路が開通することを望んで、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（福島敏雄君） これをもって12の1、特別養護老人ホーム（仮）浅川苑への緊急車両等の取り付け道路建設は一日も早く完成させよ！の質問を終わります。

一般質問13の1、市内循環バス路線と運行についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔9番議員 登壇〕

○9番（佐藤洋二君） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまから通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

市内の循環バス路線と運行についての質問をいたしますが、実は昨日、奥住、藤林両議員より表題につきましての関連質問がございました。したがって、重複する意見、考え方もありましたので、私はその分を割愛しまして、生活上身近な要望としての交通問題について一般質問を行わせていただきますので、市長、理事者側の前向きな回答を期待するものでございます。

現在、市内の交通網、交通体系を見ると、便利さとそして不便さがまさに一体となっていると言えます。東西を走るJRの中央線と京王線によりまして、東西に抜ける流動は、まことに便利であります。またJR豊田駅の存在は、始発列車の拠点駅として、私たちはその恩恵に浴しております。しかしこの東西の便利さとは逆に、南北を結ぶ交通網は全くといってよいほど確立がされておられません。

今から17年前、1973年当時、中央線と京王線を結ぶ交通手段は高幡不動と日野駅、そして高幡不動、日野橋、立川の2路線バスしかありませんでした。そのため南北方向の交通手段を整備確立してほしいという、いわば市内循環バスのはしりというべき市民の声が上がってきたと、私は聞いております。もちろん革新市政がこの声にこたえて、バス会社の赤字補填など財政的手段を講じまして、バス路線の新設、そして延長に努力をし、実現してきたことは周知のとおりでございます。

本年度も1,700万の補助が行っております。そして同時にもう一つの側面は、市内循環バスの運行につきましては、本庁舎が現在の場所に移転、新築されるに当たり、当時

の市議会で庁舎建築問題を巡りまして、さまざまな賛成・反対の意見がございまして、数々の諸条件が出たと聞いております。特に旧日野市であります本町、栄町、新町、東町、万願荘、下田、石田などなど、旧庁舎に親しんでこられた方々より不平・不満が相次いだと聞いております。その主な理由は、庁舎が山の上になると、市役所を利用する際坂が急で、徒歩、自転車では簡単に登れない。またお年寄りや体の不自由な方々には非常に不便だなど、多くの難問を抱え、新庁舎を巡る意見は各方面に様々な角度で波紋を投げかけたと言われております。議会側も住民の足をどう図るのか、どう確保するのか、意見が出されました。その結果公共施設と公共施設を結ぶ庁舎を軸とした運行がまず試験的に実施されましたのが、現在のバス路線の出発であると考えます。

あれから約15年が経過をいたしました。この15年の中で人口がふえました。道路も拡幅・整備されてきました。今こそ英断を持って、時代の変化に応じた交通網の整備を押し進めていかなければなりません。

国勢調査によりますと、通勤・通学者利用の代表交通手段で、バス利用者はわずか4.5%でございます。これは日野市民がバスを利用しないのではなく、バス路線の弱さにバスを利用できないことに起因しているのではないのでしょうか。一例をお示しいたします。豊田駅発着の路線バスの運行本数は234本でございます。隣の八王子、この八王子の駅の発着路線バスの運行本数は588本と言われております。16万市民日野にとって、余りにわびしいバスの運行実態であります。常に市民サービス、住民本位市政をモットーといたします市長に、市内循環バスの拡充をさらに期待をいたしまして、次の質問をいたしたいと思います。

一つは循環バス利用者が利用しやすくするために、広報で循環バスの路線と、そしてその路線の時刻表を知らせるべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えをお願いいたします。

続きまして路線によりまして、運行間隔の極端に長いものがあると聞いております。最低でも1時間に1本ぐらいの運行が必要と考えますが、増発の意思はあるのでしょうか。

三つ目には、現運行中のJR豊田駅北口から京王平山城址公園、駅間中の平山保育園、東平山三丁目間にバス停がなく、東平山、西平山の住民は大変です。少なくともバス停をこの中間、あるいはJR豊田、アパート前に設置が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

またこのバスはJRの豊田駅近くを通り、遠く迂回して駅に向かっております。豊田三丁目から旭が丘の間に、駅への乗り入れ、または駅に近い富士電機あたりに停留所が

必要と思われます。最後に、先ほども発言しましたが、東西の交通網に比し、南北の交通網が大変不備でございます。今後の新路線の計画がありましたらば、お示し願いたいと思っています。以上4点、御回答お願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 御質問の問題につきましては、多くの議員さんから今議会の中でも質問をいただいているところでございます。この市内の循環バスの問題につきましては、今、質問者の中にもありましたとおり、市内バス交通対策検討委員会の中での考え方が3本の柱として出ております。その中には現時点での実現可能なものであるというのが1点目でございます。これを踏まえた中で、過去の議会の中、あるいは特別委員会の中で、日野市の試案を出しまして、特別委員会の中でも御意見、あるいは要望を伺った経緯があります。よって現実的にはこの運行が当初4往復というような形で実現したのが、循環バスでございます。

その後8往復になっているという現状でございます。前段はそういう状況の中で、現状運行を進めているということの前段で申し上げ、御質問の1点目の御回答をしたいと思っております。まあ循環バス利用者が利用しやすいように、広報で路線の時刻等のPRということの御質問でございます。御承知のとおり時刻表等につきましては、また路線につきましては循環バスを初めとして、市が協議した3路線、これにつきましてはすべての公共施設に図面と時刻表をいつも置いております。これは一般市民が自由に持っていけるというようなものを整えております。しかし、今御質問のようにそれだけでは済まないということでの広報の掲載でございます。過去にはこの路線の開発をした、運行開始した昭和61年の9月、まあ増便したときの63年の5月には、この市の広報でPRした経緯がございます。なお御質問の趣旨を踏まえて、今後も対応していきたいというふうに考えております。

2点目の関係でございます。循環バスの路線につきましては増発の意思ということでございます。本年度、平成2年度の予算の中でも財政負担1,700万を御承認いただいております。そういう中で、63年の5月から8便の現状やっているわけでございますが、増発についてはなかなか個々の課題であろうというふうに思っております。ただ御指摘のように運行間隔は最低1時間、できるだけ運行間隔はないような方法が、やはり市民の利便に供するということだろうと思っておりますが、現実的に非常に当初少ない乗り方、乗る場所によってはというような問題もあります。絶えず実情をよくつかんだ中で、今後京王帝都との交渉に当たっていくという考え方であります。

なお3点目でございます。3点目の具体的な場所も指定がありました。すでに循環バスを運行する時点で、この2カ所につきましても、各議員さんからも御質問を受けました。私の方も現実の問題として、この場所について京王側、警察、立ち合いの中で、いろいろ協議した経緯があります。特に駅に近い富士電機の停留所の問題、これは全く信号、あるいは交差点等の問題、陸橋等の問題を含んで、あの周辺につくることが不可能だというような状況もあります。今後不便地域の解消の中、停留所の設置の問題、数多く停留所の設置の問題につきましては、位置の問題でかなり新設路線を開発するについても問題が出てきております。この辺も踏まえながら、今の御意見を尊重していきたいというふうに思っております。

なお4点目でございます。東西の交通網の問題でございますが、南北をつなぐ交通網の弱いことは、我々も痛感しておりますが、そのためにとりあえず循環バス、平山駅までの前段として開発を重ねたところでございます。なお今後の計画ということでございますが、すでにお話、一番橋を結んだ七生中学、豊田のバス路線から、南平台に向けた路線の開発も一時協議を重ねましたが、現在豊田第二小学校周辺地域のいろんな道路網の条件がありますので、この辺の整備を進めないと、この新路線が開発できないという問題があります。いずれにしても現時点では日野台の問題、あるいは高幡から百草経由の聖蹟桜ヶ丘の新路線に本年度は全力投球をしながら、多くの議員さんからまだ数多くの質問をいただいております。それらに並行しながら今後対応していく考え方でございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 御回答ありがとうございました。

最初に広報の関係でございますけれども、できれば各家庭で保存がきくような次期のバスのダイヤ改正まで十分に耐えられるような形の、そういった時刻表ということで、前向きに御検討願えれば、幸せに思います。

それから2番目の関係でございますけれども、先ほども私が述べました日野の市民は4.5%しかバスを利用していないという実績がございます。やはりバスの不便さに起因をしていると思っております。このバス間隔が短縮することによって、バスを利用される方が非常に多くなっていくのではないかと、このように思っております。逆にバスの間隔が長いことによって、バスを敬遠する方が多いのではないのでしょうか。そういう意味ではぜひバスの間隔が短くなるように京王との折衝をさらに煮詰めていただきたいと思います。思っております。

それから3番目の関係でございますけれども、これは新規に運行するというのではなく、バス路線の一部修正ということでございます。何とか豊田の駅に行くなり、あるいはあの近所にバス停ができるように特段の御配慮を京王との中でしていただきたいところ思っております。

それから4番目の問題につきましては、昨日の本会議でもいろいろと議論がございましたので、これについては差し控えたいと思っております。以上です。

○副議長（福島敏雄君） これをもって13の1、市内循環バス路線と運行についての質問を終わります。

一般質問13の2、仮称JR中央線西豊田駅誘致についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○9番（佐藤洋二君） 続きまして、仮称JR中央線西豊田駅誘致についての一般質問をいたしますが、以下私が述べる理由と根拠によりまして、今後も西豊田駅開業に向けて、市長初め市側が御尽力されることを要請し、何点か質問させていただきます。

御承知のとおりJRの中央線は高尾・東京間、全長53.1キロで結ばれております。ここでちょっとしました数字と統計を拾ってみました。まず全長に32の駅がございます。この駅間を運転する平均所要キロは1.71キロ、つまり駅と駅間の距離は平均しますと約1.7キロになるということでございます。また駅と駅間で一番短い距離を走っておりますのが、信濃町と千駄ヶ谷、新宿と大久保の0.7キロ、次いで四谷・市ヶ谷・御茶の水・水道橋の間が0.8キロ、そして水道橋・飯田橋の間が0.9の順になっております。これをエリアで比較してみますと、三多摩、これは吉祥寺から高尾間となりますが、平均の駅間距離は2.35キロになります。そして東京都区内、これは西荻窪と東京の間となりますが、1.21キロとなります。問題の豊田・八王子間といいますと、4.3キロとなります。これは全長の駅間平均距離の約2.5倍となり、三多摩エリアの駅間距離の約2倍になることがわかります。

また最短駅距離の信濃町と千駄ヶ谷、新宿・大久保駅間におきかえますと、豊田・八王子間には5駅が設置できる距離になります。ちなみに立川と川崎を走っております南武線の駅間平均距離は、1.47キロ、そして八王子・東神奈川間の横浜線は2.36キロでございます。立川と奥多摩を結んでおります青梅線は1.55キロ、また臨調・行革で当時の中央線と比較をしました京王線といいますと、1.16キロで、近隣しますJR各線区と比較し、一番短い駅間平均距離となります。

私がなぜ駅間平均距離をくどくどと申したかといいますと、後ほど述べます既設駅と

駅間距離に関する基準、これは駅新設にかかわるJRの概要に関係するからであります。

さて新駅予定地域は豊田駅の西方、約2キロ地点、浅川の左岸付近と想定されております。この2キロ地点は三多摩エリアの駅間平均距離にほぼ匹敵するものでありまして、決して新駅開業に無理な距離、地点ではありません。国勢調査による日野市における通勤・通学流動の発着地は日野自市内が約35%、23区の都内が約28%、他市町村が約34%、都外約4%となっており、日野市の都内23区、他市町村の占める割合が約60%になりますが、こういう多いことから日野市は都心のベッドタウン的性格が強いことが想定されます。またアンケートの結果からの通勤・通学先の内訳は、八王子を含む自市内が約45%、そして都内23区、これが約30%、都内・他市町村約19%、都外が7%となり、国勢調査による内訳とはほぼ平均的な比率を示しております。

次にこれらの通勤・通学の交通手段についてであります。これまた国勢調査によりますと、流出者、出ていく方につきましては約60%が鉄道を利用しております。また入ってくる方、流入者の約45%が鉄道を利用していることがわかります。また、これは当然のことですが、方向別につきましては、遠距離旅行ほど鉄道利用率が高くなる一般的な傾向を示しております。このことはアンケートの結果にも同様の数値があらわれております。

次に乗客等の輸送量にかかわる人口問題についてであります。さきに述べましたとおり、日野市は都心のベッドタウン的性格が強い指摘をいたしました。夜間人口の年平均伸び率は1.4%で、東京都の26市の年平均伸び率1.2%を上回っております。また産業構造から見ます人口も、第2次、第3次就業者の増加を背景とし、全産業人口は順調な伸びを示しております。日野市緑のマスタープランによりますと、西暦2000年の日野市人口を21万1,000人と推計をしております。

さて新駅を設置するには、大変難しい問題をクリアしなければなりません。その新駅設置基準であります。新駅開業については、二つの基準があると聞いております。一つはJRがみずからの費用負担において設置する場合、これがあります。これは用地費、工事費など初期投資の元利返済額及び開業後の増加経費を上回る、新規増加収入が見込まれること、いわゆる採算制に関する基準でございます。そして東京・大阪付近の電車区間にあつては、2キロ以上の一貫距離を保つこと。それには地形・線形上の問題がないことなどなどでございます。

そしてもう一つの基準は、第三者の費用負担において設置する駅の基準であります。この内容がみずからの費用負担において設置することとした場合の増加費用から、投資

資金の元利返済額及び人件費を除く増加費用を上回る新規増加収入が見込まれること。ただし収入状況によっては、人件費は第三者の負担としないとなっております。いずれもこれからの日野市にとってクリアできる内容でございます。

今から3年前に国鉄が民営に移行されました。国鉄という公共性を強く押し出した輸送体系から、営利を第1にスタートした民鉄となりまして、新駅設置には難しい条件が山積していることは明らかでございます。しかし先ほど述べました幾つかの客観的、科学的な好材料を背景に、行政が不退転の決意を示し、地元住民の皆さんを中心に新駅設置運動を進めていくなれば、必ず明るい兆しが見えてくるはずでございます。

私はJRに勤務をいたしております。組合は国鉄労働組合に属しております。国労といえますとすぐにストライキ、そして自分たちのことだけと思われがちでございますが、国労は国鉄・JR労働者の労働条件の向上ばかりに力を注いでいるわけではありません。国民的な課題であります年金、健保、時短、物価問題、反戦平和、こういった制度・政策要求、そして地域住民要求実現に積極的に取り組んできております。JR中央線西豊田駅問題は国労が取り組んで、既に十数年を経過をいたしました。昨日、藤林議員より日野駅改良問題の発言がございました。日野駅改良工事も国労が取り組む中で、部分的な改良がされました。ホームの一部の防風壁はそのあらわれでございます。西豊田駅開業という目的で、一致できますすべての団体・組織に市は積極的に呼びかける中で大願成就を一日も早くなし遂げたいものでございます。

1987年4月1日、JRが発足をいたしました。JRが発足後でも全国で17の新駅が誕生いたしました。ここ東京圏では横浜線の小淵駅、町田と淵野辺の間に小淵駅が88年3月に開業いたしました。あの赤字の王国と言われました北海道でも、新駅が誕生しております。九州でも新駅が開業されております。

最後に駅名称呼について若干触れさせていただきたいと思っております。本来、地名からいきますと、西豊田というよりは西平山と呼ぶ方があるいは適切かと考えております。今日までの議会等の決議や、あるいは一般的に仮称西豊田駅ということで、今日に至っておりますので、その点につきましては駅舎が建設になるめどがついた際に、住民投票やあるいはJR当局の意向を含め、考慮していただきたいことを意見として述べ、以下の質問をさせていただきたいと思っております。

一つは仮称JR西豊田駅早期開業の件、JR・東京都、そして運輸省に陳情していると伺っておりますが、現在の進捗状況をお示し願いたいと思っております。

二つ目には、地元におきます用地確保はどのような方法で行うのか、お示しを願いた

いと思っております。そして駅前広場を含めた用地の広さについてもお示し願いたいと思っております。以上で質問終わります。

○副議長（福島敏雄君） 佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 御質問の仮称JR西豊田駅の早期開業に向けてという進行状況の御質問でございます。

御承知のとおり新駅の仮称西豊田駅の計画につきましては、大変古い経過があるわけでございます。昭和60年の7月にこの駅設置に関する要望について、国鉄東京西鉄道管理局に要望したのが最初でございます。その後、もちろん議会の意見、あるいは関連の要請等を行ってきました。具体的にはそういった経過を踏まえながら、今日に至りまして63年の7月にJRに対して、当時この設置について具体的な予備調査を行い、その中で報告書をまとめて資料として提出したのがこの時期でございます。よってそれに対して再三市長を先頭とし、いろんな要請活動も行ってきましたが、JRの中で、この予備調査に対して、内容について再検討をというような要請がありました。その2、3点の要請でございますが、それを再度検討いたしまして、昨年7月、平成元年の7月でございます、追加資料として提出し、すべての資料提出が完了しているところでございます。現在、市としても当然西平山の区画整理等の関連もありますので、JRに対してできるだけ早い時期に結論、方向、そういったものについての一定の方向づけをしてほしいということで、現在交渉を進めているところでございます。事業本部長との折衝を再々進めまして、近いうちにJR本社にも再度改めて行くというような約束もしております。簡単に経過を申し上げますと、現状としてはそういう形で一定の市の方向づけもした中で、JRと折衝しているということでございます。以上でございます。

○副議長（福島敏雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは2点目につきまして、お答えをいたします。

用地確保の関係でございますけれども、この駅の設置にかかる用地といたしまして、駅前広場を考えております。現在の計画ですと、南側に約3,000平方メートル、北側に約2,000平方メートル、あわせまして5,000平方メートルの用地を確保するというところでございます。

南側の駅前広場の3,000平方メートルでございますけれども、これは西平山の土地区画整理事業の中から生み出すということでございます。要するに公共減歩で出しまして、駅広とすると。そうしますと、この公共減歩によりまして、一般の権利者の減歩負担がふえるのではないかということになるわけでございますけれども、これはこの駅の位置

等が決まった段階で、都市計画決定をいたしまして、この用地費等にかかる経費につきましては、国及び都から補助金で100%もらうということで考えております。したがってこの100%の用地費が区画整理の事業費、すなわち道路の築造でありますとか、家屋の移転の経費に向く。したがって保留地減歩が、この駅の広場に相当する分だけ減ると、そういうこととございます。

北側につきましては、もうすでに区画整理が完了している区域でございます。どういう形でこの用地を確保するかということは、今後の課題になるわけでございますけれども、いずれにしても現状からしますと、直接買収で確保をせざるを得ないというふうに考えております。

○副議長（福島敏雄君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 最初の質問の中で、すでにJRの会社に何度か足を運びまして、要請をしてきている、このような話を伺いました。63年の7月に、JRに行った際に再検討してほしいということで、3点ほど返された、このようなニュアンスでございましたが、もし差し支えなければ、その再検討ということで3項目返ってきた中身についてお知らせ願いたいと思います。

それから間もなくJRの本社に行くという話でございますが、今度行かれる目的は、もちろん開業に向けての目的には間違いございませんけれども、当面どのことを中心にJRに赴いていくのか、これも差し支えなかったらばお知らせ願いたいと思っております。

それから用地の確保につきまして、北側については今後の課題と、このような話がございますが、この問題が発生してすでに十何年、今だに確保のめどはついていないと思っておりますが、確定がされていないということは、いまだ行政として積極的な部分が必要ではないのでしょうか。この3点、再質問としてお願いいたします。

○副議長（福島敏雄君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） JRに対して当然東日本東京圏運行本部ということで、現在交渉しているわけでございますが、今経過の中で抜粋だけさせていただきますが、昨年の7月に最終の資料を出しているわけでございます。その点についての再調査の3点の状況でございますが、一つとしては予備調査を提出した時点の内容から、まあ再度、ちょうど曲線部分がありますので、曲線部分についても検討をお願いしたい。また私の方が予備調査で提出した乗降客の問題として、提出資料についての再検討をということで、それが2点目でございます。その後周囲の環境も変わっておるということで、その変化の調査ということで、3点を調査いたしまして、平成元年の7月にすべてを提

出していると、よってその間、それだけでJRに、交渉等の問題ありますが、昨年の18日以降、7月でございますが、7月以降、私の方でも本社に対して6回の要請行動も既にやっているところでございます。

なお質問の中での、ごく最近、再度要請に行くというのは、やはりすべての書類を提出しておりますので、それに対する回答を求めにいくということでございます。方向づけをしてほしいという要請をしていきたいということでございます、以上です。

○副議長（福島敏雄君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 2点目の駅北側の用地確保について、お答えをいたします。

現在、この駅の位置につきましては、企画財政部長からもるるお答えをしたとおり、JRとの交渉の最中でございます。位置がまだ決定がなされないわけでございますので、北側の具体的な計画ができないという状況でございます。

○副議長（福島敏雄君） 佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君） 御回答ありがとうございます。

いずれにしましても、このJR中央線の西豊田駅の開業につきましては、地元の皆様の御要望が大変強いわけございまして、1日も早い開業に向けて行政の努力をさせていただきたいと思っておりますが、やはり行政なり、あるいは地元の方々だけの力ではなかなか前進ができないと思っております。そういう意味では先ほども述べましたが、このJRの西豊田駅をつくるということで、目的が一緒になっている団体、あるいは機関があれば、そういった方々とともに運動を進めていっていただきたいと、最後に要請いたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（福島敏雄君） これをもって13の2、仮称JR中央線西豊田駅誘致についての質問をおわります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（福島敏雄君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時9分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問14の1、国民の間に意見の大きな違いがある「新学習指導要領」を学校教育

に押しつけてよいかと問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員 登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

いよいよ4月の新学期がやってまいりました。子供たちも親もことしこそはいろいろと希望や決意に胸をふくらませる新学期、あるいは入学式がやってくるわけでございます。学校もまた教職員の皆さんもこの子供たちや親たちの願いをしっかりと受けとめていただきたいと思う次第です。

しかしこの新学期に当たりまして、これらの願いを踏みにじりかねない、文部省の「新学習指導要領」が段階的に強行導入されようとしております。今度の「新学習指導要領」は、小学校1年生が習う文字は今の親たちの小学生のころの倍、算数も難しい事項が一層低学年におろされてきております。小学校に入学したとたんに、勉強ぎらいや、落ちこぼれ、こういうものが生まれてきててもふしぎではないというような詰め込みが、要求されている内容となっております。

また中学におきましても、能力別による事実上のコースの振り分けが、あるいは将来の進路までが中学段階で固定化されかねない、こういう内容になっているわけでございます。

そしてさらに国民の間で大きく意見が分かれている、「日の丸」「君が代」を一方向的に国旗、国歌として押しつけようとしております。またそのような指導に従わない教師を処分するということまで言い出してきているわけでございます。これらの時に当たりまして、通告いたしましたように、国民の間に意見の大きな違いがある「新学習指導要領」を学校教育に押しつけてよいかという立場から質問を行います。

去年の文教委員会等におきまして、国語、算数の問題、あるいは中学の能力別のこの固定化の問題、あるいは東郷平八郎を教科書に載せようとの動きなどについては、私、教育委員会に質疑を行いましたので、この点については今回省略をいたしたいと思いません。また教育の最終的ねらいは天皇美化論、天皇敬愛教育ということに進んでまいります。この点につきましても昨年、一般質問において取り上げましたので、今回は省略をしたいと思いません。「君が代」「日の丸」、この強制がどういふふうに進んでいくか、この点に絞って質問を行いたいと思いません。

「日の丸」「君が代」と言いますと、やはり私は自分で体験をした第2次世界大戦中の生活や勉強のことを思い出します。今、戦争の体験がない市民の方が多く中でございます。自分のことではございますけれども、私の体験について若干記憶を呼び戻し、発

言をしまいにしたいと思います。

戦争中、私は2家族の従兄弟の子供たちとともに、祖父の家で生活することになりました。ここでまず朝は早く起きまして、外で顔を洗い、氏神様というのに拝み、次は座敷に入りまして、「天照皇大神」の掛け軸の前で拝む。次は仏壇に拝む。もう一カ所何かございましたが、大体その3カ所に拝んだ後、食事ということになるしつけでございました。「天照皇大神」の床の間には、刀が五、六本飾ってある、そういううちでございました。そして食事が終わると庭に出まして、木を庭に埋めまして、それを木刀でたたき、このことを数十回やって、小学校に通う毎日でございました。この木はアメリカ兵に例えて殴る、突くの練習をさせられたわけでございます。そして小学校にはほとんどはだし、時々草履、こういふことで通学をいたしました。通学するときも、霜が降っていても、それを踏んで歩く。そして朝礼ではやはりはだして長時間立つ。このことが強い日本人として戦争に行っても戦えるということ、小学生のときから仕込まれたわけでございます。

そしてまた行事の際には、小学校の中に奉安殿というのがございました。木造校舎でしたが、この奉安殿だけはコンクリでつくってあったわけでございます。ここから校長先生が教育勅語というものをうやうやしく校庭を通りまして講堂まで入ってくる。そしてそれを読み上げるというならわしであったわけでございます。その間児童は下をうつむいて、頭を上げてはいけません。天皇の姿を直接見てはいけません、こういふことを仕込まれてまいったわけでございます。そして小学3年、これは昭和で言いますと、昭和19年でございます。クラスが小隊編成ということになりました。小隊長以下、子供に決めまして、担任の女の先生と、小学校の周りを流れている川に飛び込む訓練、そこからは上がる訓練、こういうものもやらされてきたわけでございます。そして作文はというと、いかに我慢をして、粗食に耐え、当時の兵隊さんのためにいろいろなものを供出するか、それを文章化するという作文を何回も書かされたものでございます。

こういふ中で、私はアメリカ人、これは鬼であるというふうに教わりました。「鬼畜米英」というのを毎回教わったわけでございます。また発行されている漫画なども、そういう漫画が多かったわけでございます。そして当時支那、朝鮮と呼ばれていた国民に対しては、どういふことをしてもいい、差別の精神を教え込まれました。もちろん女性についても差別教育が行われまして、見下していい。こういふふうには24時間の暮らしの中でしみ込むまで、当時の社会は教育を続けたわけでございます。

そういう教育を受けまして私は終戦の日まで、小学生ではございましたけれども、私

の友達もそうでした。小学校の休み時間などにはアメリカ兵が上陸してきたら、どういふふうにして我々が殺すか。竹やりを持ってどういふふうにして殺すか、こういうことを話し合う小学生になっていたわけでございます。そして戦争に行ったら、天皇のために死ぬ、これを当たり前のことと考える小学生になっていました。そして自分の机の前には、親父の日記帳から切り取りました天皇・皇后の写真、そして当時宮城と呼んでおりました二重橋ですか、これの含まれました写真を貼りまして、勉強の前には每日一礼してやるような格好で日々を過ごしていたわけでございます。

今、「日の丸」「君が代」「学習指導要領」の問題で、またマスコミの記事で見るとつけ、私の小学時代のことを思い出さずにはおられないわけでございます。

それでは当時どういふふう具体的に我々が教育をさせられていたか、私が昭和で言えば17年に小学校に入学いたしました。国民学校と呼ばれていたわけでございます。この2年生の修身の教科書、「ヨイコドモ 下」巻から一部抜粋してみます。

「 17 天皇陛下

天皇陛下ハ、宮城ニ オイデニ ナリマス。

宮城ノ 松ノ ミドリハ、イツ ナガメテモ カハリマセン。

天皇陛下ノ オヲサメニナル ワガ 日本ハ、世界中デ 一番 リッパナ 國 デス。

天皇陛下ヲ イタダイテ キル 日本國民ハ、ホンタウニ シアハセ デス。

私たちノ ソセンハ、ダイダイノ 天皇ニ チュウギヲ ツクシマシタ。私たちモ、ミンナ 天皇陛下ニ チュウギヲ ツクサナケレバ ナリマセン。」

ということなどが各節に繰り返し出されております。紀元節についてもいろいろと教育があったわけでございます。そして日本の国はどういふ国か、同じく国民学校2年生、

「 19 日本ノ 國

明カルイ タノシイ 春ガ來マシタ。

日本ハ、春 夏 秋 冬ノ ナガメノ 美シイ 國 デス。

山ヤ 川ヤ 海ノ キレイナ 國 デス。

コノ ヨイ 國ニ、私たちハ 生マレマシタ。

(中略)

日本 ヨイ 國、キヨイ 國。

世界ニ 一ツノ 神ノ 國。

日本 ヨイ 國、強イ 國。

世界ニ カガヤク エライ 國。」

そしてまた、3年生の教科書、

「三、日本の子ども

世界に、國はたくさんありますが、神様の御ちすちをおうけになった天皇陛下が、おをさめになり、かぎりなくさかえて行く國は、日本のほかにはありません。いま日本は、遠い昔、神様が國をおはじめになった時の大きなみ心にしたがって、世界の人々を正しくみちびかうとしてゐます。——これは太平洋戦争のことを指しているわけでございます。

私たちのおとうさん、にいさん、をぢさんなどが、みんな勇ましくたたかっているから、戦場に出ない人も、みんな力をあはせ、心をつたへて、國をまもらなければならない時です。

正しいことのおこなはれるやうにするのが、日本人のつとめであります。私たちは、神様のみをしへにしたがって、世界の人人がしあはせになるやうに、しなければなりません。」こういうことを、もうほとんどが教科書の内容がこういうものになっております。

「日の丸」「君が代」には、どういふことが教科書に書いてあったか。私の国民学校一年生、

「テキノ タマガ、雨ノ ヤウニ トンデ 來ル 中ヲ、

日本グンハ、イキホイヨク ススミマシタ。

テキノ シロニ、日ノマルノ ハタガ タカク ヒルガエリマシタ。

『バンザイ。バンザイ。バンザイ。』

勇マシイ コエガ ヒビキワタリマシタ。」

こういうふうにならされたわけでございます。

また「君が代」のことについての教育もいろいろあったわけでございます。

「君が代は、

千代に 八千代に、

さざれ石の いはほとなりて、

こけの むすまで。」

「『君が代』の歌は、『我が天皇陛下のお治めになる此の御代は、千年も萬年も、いやいつまでもいつまでも續いてお榮えになるやうに。』という意味で、まことにめでたい歌であります。私たち臣民が『君が代』を歌ふときには、天皇陛下の萬歳を祝ひ奉り、皇室の御榮を祈り奉る心で一ぱいになります。外國で『君が代』の奏樂を聞くときにも、

ありがたい皇室をいただいてある日本人と生まれた嬉しさに、思はず涙が出るといひます。」こういうことを繰り返し、毎日のように小学生に教えてきたわけでございます。そして当時はやった歌、「日の丸行進曲」これを国ははやらせました。

「母の背中にちさい手で
振ったあの日の日の丸の
遠いほのかな思い出が
胸に燃え立つ愛国の
血潮のなかにまだ残る」

こういうふうにしてマスコミや芸能界でも国民に教育があったわけでございます。

| | |
|-------------|-------------|
| 「ひとりの姉が嫁ぐ宵 | 「永久に栄える日本の |
| 買ったばかりの日の丸を | 国の章の日の丸が |
| 運ぶ筆筒の抽斗へ | 光そそげば果てもない |
| 母が納めた感激を | 地球の上に朝がくる |
| 今も思えば眼がうるむ」 | 平和かがやく朝がくる」 |

こういうふうに教わってまいりました。

そしてこれらの教育内容については、戦後すべてが法律の上でも、またその中身の点でも、否定をされて新しい憲法ができ、新しい教育基本法ができたわけでございます。現在、日本共産党は「日の丸」「君が代」についてどういうふうに考えているか、正式の見解を最初に述べておきたいと思ひます。

「日の丸」についての見解、「『日の丸』は古くから扇に使われたり、江戸幕府も外国船と区別する船印として使うなどしており、デザイン自体も主権在君とか、天皇制を意味するものではなく、その点では『君が代』とちがいます。しかし、『日の丸』に対する国民感情は、大きくわかれてもいます。戦後、沖縄がアメリカ軍の占領下に長年置かれたとき、『日の丸』が沖縄県民の祖国復帰運動のシンボルに使われたことなどに示されるような面があるいっぽうで、『日の丸』をかかげて推進されたあの悲惨な戦争の思い出や、右翼団体が『日の丸』をふりかざして、騒音をまきちらして『天皇制復活』を叫んだりしていることなどから、『日の丸』に軍国主義的イメージを強く感じ、反対する人たちも少なくありません。このような歴史的経過や国民感情からも『日の丸』を国旗としてふさわしいとは言えないと考えます。

また「君が代」についての見解でございます。「現在の『君が代』は明治の初めに、天皇に対する礼式曲として定められ、その歌詞は主権在君の天皇制の永続を願望する内

容のものである。例えば太平洋戦争を前にした小学校修身用教科書には、『君が代』の歌は我が天皇陛下のお治めになるこの御代は千年も万年もいやいつまでも、いつまでも続いてお栄えになるようにという意味で、まことにめでたい歌であります。私たち臣民が『君が代』を歌うときには、天皇陛下の万歳を祝い奉り、皇室の御栄えを祈り奉る心でいっばいになります」と記述されている。このように「君が代」は国民主権の民主主義国家に全くふさわしくないものである。我が党は「『君が代』を国歌とすることにも、それを学校教育に押しつけることにも、絶対に反対する。民主主義の日本にふさわしい国歌は、名実ともに主権在民の原則を生かした、日本を国民の手でつくり上げていく歴史的事業の中で、国民の中から必ず生み出されるであろう」こういふ見解を発表をしております。

そして現在、「新学習指導要領」が出た後の見解も、日本共産党は一貫してこの立場をとっているわけでございます。

参考までにその他の政党のことも一言ずつ触れておきたいと思ひます。「新学習指導要領」についてのアンケート調査に対する回答でございます。

自由民主党、これは簡略にいたしますが、「国旗を掲揚し、国歌を斉唱することは、適切なことである。」「『日の丸』が国旗であり、『君が代』が国歌であるということとは広く国民の認識として定着していることなどを教えることが必要であろう。」こういふふうにご回答をしております。

日本社会党、「文部省は『日の丸・君が代』を『国旗・国歌』として義務づけている。しかし『日の丸・君が代』を『国旗・国歌』と定める法律はない。政府は慣習法だと言ひ出しているが、国民の中には強く反発する者も少なくないので、慣習法とは言えない。国民合意を欠く『国旗・国歌の強制』はやめるべきである。」「2、『日の丸・君が代』を教えることは反対。あえて教えるなら、明治以降『日の丸・君が代』がどういう役割を果たしたのかを教えるべきである。にもかかわらず文部省は、オリンピックでも『国旗があげられる』とか（オリンピックであげられるのは団旗であります）『君が代の君とは国民のことだ』とか、ウソを教えようとしている。許されないことである」と回答をしております。

公明党「我が国では国旗、国歌は法的に定められていませんが、完全な国民合意とはいかないまでも、『日の丸』『君が代』を国旗、国歌として広く定着していることは事実です。公明党は特に『日の丸』は使用されてきた歴史的経緯、また形態の上から検討して、日本の国旗として、ふさわしいものと考えています。また『君が代』についても、

国民の間に定着しており国歌として位置づけられてよいと考えます。ただし、これらを義務づけ強制することは、好ましくないとの立場を明らかにしています。

国旗については、これを尊重させ、それにふさわしい行動を子どもたちに取りらせることができたとしても、それは形式的なものになることは避けられません。また、国歌『君が代』を斉唱させることは、思想・良心の自由に抵触する懸念もあり、「君が代」を国歌として認める人たちも必ずしも義務・強制までは望んでいないと思います。しかも、このことにより象徴天皇について理解し、『敬愛の念』を深められるかどうか、きわめて疑問が残ります。」以下、省略をいたします。

民社党は、自民党に近い見解を示されているわけでございます。

こういう中でそれでは国民はどういうふうに思っているか。1974年の総理府世論調査の結果がございまして。「『日の丸』の旗が国旗としてふさわしいと思っている者（84％）、に『国民の大多数は国旗として認めているのだから、法律で決めなくとも、いままでどおりでよい』」71％。「法律ではっきりと国旗として決めた方がよい」20％。こういうふうになっております。つまり一定の慣習を認める国民の世論はございまして。しかし法律で決めることには反対の人が圧倒的に多い。こういうことが総理府の世論調査でも出たわけでございます。「君が代」も同じでございます。大体似た数字でございます。

そして最近ではどうか。3月30日だったと思いますが、朝日新聞が発表をいたしております。「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱の義務づけは賛成、39％、全体平均。義務づけは行き過ぎ、50％。反対8％。こういうことになっております。20代では義務づけに賛成、15％。行き過ぎが73％。反対が9％、こういう多数が義務づけに行き過ぎ、あるいは反対を示しているわけでございます。

こういう状況の中で、「学習指導要領」が、私の見方から言えば強行をされようとしてきております。入学式における義務化、三つの点では強制しないという方針を出しております。しかし他はいろいろと強力な指導をしようとしているわけでございます。これも毎日新聞の3月30日の調査結果でございます。それを受けまして学校の先生や国民はどう思っているか。4月4日、東京新聞、これによりますと、教職員・市民が反発を強めているという記事も出されております。こういう中で、校長が板挟みになる複雑な思いをしている、こういう見出しで、大きな記事が出ている状況にあるわけでございます。

そしてもちろん日本ペンクラブを初め、いろいろの団体が「日の丸」「君が代」の強制には反対する声明を発表をされております。日野市におきましても各小中学校、父母

の皆さんが連署によりまして、校長先生に義務化に反対する要望をされているわけでございます。市内の小中学校で多いところは数百名の児童数の中で、数百名の父母の皆さんが連署して学校に文書を出された地域もございまして。また100名前後で出されたところもございまして。これを受けて卒業式では「君が代」の演奏、斉唱は一切しない、そういう学校なども出ました。しかし明日から行われる入学式については、学校当局もいろいろと悩んでいらっしゃるに違いありません。私はこういう状況を踏まえまして、具体的な質問をさせていただきたいわけでございます。

第1点は、「日の丸」「君が代」は国旗・国歌としての法的根拠があるというふうには私には思わないわけですが、日野市教育委員会はどうか考えているか。この点についてお答えいただきたいと思っております。

第2点は、「日の丸」「君が代」の強制、義務化に反対の世論が、特に日野市では強くあるわけでございます。このことに対して教育委員会は、学校に対し、あるいは教職員に対し、父母に対し、どういう指導をしようとしているか、あるいはどういう対応をしようとしているのか、お話をいただきたいと思っております。

三つ目は、教育委員会の本来の責務についてでございます。法律などによりましても、教育委員会が政府や、特定の政治勢力などからの圧力に対しては、これを拒否して、国民全体に対して直接に責任を負って、不偏不党の立場で教育を行うという本来の任務もあるわけでございます。また、むしろ今最も国民が期待をしている基礎学力・体力・民主的な市民道徳、こういうものを子供たちに身につけさせる。そのために父母や学校、現場の先生方がこのことが自由に、創意的にやれるように環境を整える、これが教育委員会の務めであると思っております。そういう点から今度の「学習指導要領」について教育委員会が、もし見解を述べることでございますならば、いただきたいと思っております。

最後に今度の「新学習指導要領」、これについては国民の中で今後とも重要問題として大いに活発な討論、論議が起こっていくべきであるというふうに考えるわけでございます。日野市の教育委員会としても、私はその中心として地域の中に入っていき、押しつける立場ではなく、民主的な討論の中心として頑張るといふ役割もあるのではないかとと思っておりますが、そういうことについてのお気持ちがあれば、お答えをいただきたいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。教育長。

○教育長（長沢三郎君） お答えいたします。

まず第1点の「日の丸」「君が代」に法律的根拠ありやという御質問でございますけ

れど、この問題につきましては、法律的な根拠というものは全くございません。ただ国会答弁みたいな形になりますけれど、慣習法という形の「君が代」「日の丸」の問題、そういうような形の指導、こういうものが行われているということも事実でございます。

それから2番目の「日の丸」「君が代」に対して、どういう指導をしていくのかという問題でございますけれど、これも何回か答弁さしていただきましたけれど、「学習指導要領」、「学習指導要領」というものにつきましてはこれは法的な拘束性を持っていると、こういうような認識に立っております。「日の丸」「君が代」の問題等につきましては、今回の「学習指導要領」の中でも改定されているわけでございますけれど、この内容そのものにつきましては、強制すべき問題ではないということにつきましては、全く同見解でございます。ただ法的拘束力があるというその状況の中で、学校では十分教職員の共通理解を得ながら、対応して行ってほしいと、こういうことで学校は指導しております。

さらに3番目の教育委員会の責務でございますけれど、この「学習指導要領」にかかわるその問題につきましては、率直に申し上げまして、地方教育委員会でこれを撤回するとか、そういうような形での権限はございません。というのは、この「学習指導要領」という問題につきましては、これは全国的な基準の維持と申しますか、教育水準の全国的な維持向上ということの一つの目途に示しながら、学校が教育課程を編成する際の一定の基準という形で示されております内容でございます、教育委員会がこの問題を撤回するとか、あるいは拒否するとか、そういう権限はございません。ただ最後に今後、こういう問題について教育委員会は地域の中に入って、いろいろ中心的に行動を取る必要があるのではないかと、こういう御質問でございます。この問題につきましては、確かに「学習指導要領」というのが戦後大体10年単位ぐらいでそのとき、そのときの社会状況の変化とか、あるいは科学技術の進歩とか、そういうものに合わせながら「学習指導要領」というものが改定されてきている、そういう見地に立てば、これはできるだけ国民の総意が上の方に吸収されていくような方向での手立て、こういうものが当然必要なことでございますし、できるだけそういう意味では学校現場、あるいは市民の方々の話し合いの場には、積極的に出かけて行って対応したいと、こう考えておりますし、現に学校段階は、教育委員さん全員で、足しげく出かけて行って、先生方との話し合いをしていると、そういう現状でございます。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） それでは少し再質問をいたします。

本会議一般質問の場でございます。まあ文書に残ることになりますので、なかなか答弁も慎重になっていると推測するわけでございます。しかしもっともっと民主的な立場で、教育委員会がこの問題に対応されるように望んでおりますので、もし再質問について答弁がある場合はぜひ個人的な見解も含めて、前向きに発言をしていただければと、願う次第でございます。

第1番の質問につきましては、法的な根拠はないと言われたわけでございます。しかし慣習法という意味で国会答弁などによる、そういう意味で言えば、法的な面を感じるというような趣旨の答弁だったというふうに承りました。この点で日野市の教育委員会が国旗・国歌については法的な根拠がないという見解をはっきりと持っていらっしゃることは当然の常識とはいえ、せめてもの救いというふうに、市民の立場で感じるわけでございます。

そもそも「日の丸」についても日章旗論ということではいろいろの本が戦争中には出ました。私たちもいろいろ勉強もしたわけでございます。「日の丸」についてはなぜ国旗なのか、明治年間から出されましたいろいろの意見の中で、あるいは我々が小学時代に教えられた内容ではこうなっているわけでございます。「日の丸」というのは、日章である。「日章ハ畏多クモ我皇祖ノ玉影ナリ天照太神ノ玉影即チ日輪ニシテ天照ノ御名アル所以ナリ」。こういうふうに位置づけているわけでございます。そして「日の丸」が丸いという点について、「日章ハ圓滿ナリ缺クル所ナキ統一ナリ以テ我國ノ世界無比ノ統一國ナルヲ證ス」。アメリカの星条旗は州をふやすごとに星の数をふやす。これに比べて日章旗はなぜ丸がふえないか。「日章国旗は宏大無辺で何物をも含み込むので、台湾を併合しようとも、朝鮮を併合しようとも、樺太を併合しようともかえる必要が無い」。また白は純潔だそうでございます。そして平和。「赤色は熱誠奮闘の徴」忠魂の印である、こういうふうにいろいろと戦争中は教えを受けたわけでございます。

このようにいたしまして、「日の丸」そのものについても、科学的な根拠はなく、思想信条にも関するようなものであり、これを押しつけることはもともとこういう理念からもできないわけでございます。法的に決めてないというのは当然です。やはり国民に押しつける以上は、憲法学者も数多くの方が発言されておりますように、国旗・国歌というものは、憲法において、あるいはそれに準ずるといって決めるべきものである。これが学説の通例になっているようでございます。したがって内閣の告示とか、そういうような手段で国民に押しつけることはできない、こういうことであると私も確信をいたしております。

そしてまた政府答弁などにおきましては、自衛隊法、あるいは商標に関する法律、そういう中に国旗・国歌という語句が出てくるので、法律になっているという答弁などがあったこともございます。しかしこれも憲法として、国民全体に関する法律の文章の中にはないわけであって、国の一部の法律の中に言葉として見えるという範囲に過ぎません。このようなことから法律的根拠はない、国会においてもこのことは日本共産党が繰り返し質問をいたしておりますが、政府が法的根拠はない、こういうことを答えております。

それではまた慣習法という面からそれでは法的根拠があるのか、これもないわけでございます。私がる自分の体験から申し上げましたように、慣習とは何ぞやというものを歴史的に考えてみる必要があると思います。結局、天皇を中心とする戦前の支配体制、この中で押しつけることによって国民に国旗・国歌として慣習化させたものでございます。したがってこの慣習化されているその土台、そのものについて戦後は否定がされたわけです。そして学校行事につきましても戦後、数年後これがすべて法律上も規則上も禁止をされたわけでございます。ですから慣習というものも戦争中の押しつけによって国民の中に慣習化したものであり、何も理論的な根拠はないわけであります。ですから理論的には一切国民に強制するということはできない、私はこのように考えるわけでございます。

そしてそういう法律がないものですから、自民党は盛んに国歌・国旗を法律化しようとしております。1985年だったと思いますが「祝日国旗掲揚法」、こういうものを提案しようとしたりいたしました。このこと自体が今まで法律がないということを示しているわけでございます。

そして世論はどうか、これも総理府の統計によっても、最近の各新聞社の調査によっても法制化、義務化については否定した国民の意見が多数になっているわけでございます。世論としても定着をしていない、このことに私は教育委員会が確信を持つことが必要であるというふうに思います。

そういう立場で慣習法という点についても教育委員会がよく研究をされて、その根拠は理論的ではない、そういうふうに論破できる力を教育委員会自身が持っていただくことが必要であるというふうに考えます。そのあたりのことについても一つもし再答弁があればいただきたいと思っております。

次は「学習指導要領」、新指導要領の強制の問題でございます。このことにつきましてもいろいろの判例が出ております。昭和で言いますと39年3月16日、福岡地裁小倉支

所判決、司法の判断として学習指導要領は「指導・助言文書」であるという判決がなされております。その後昭和42年福岡高裁の判決もそういうふうになっているわけでございます。また教科書裁判もそうです。「告示は法令等行政措置の公示形式に過ぎず、この形式が取られたことから学習指導要領に法的拘束力が付けられたとは解されない」、これは高津判決として出されたものでございます。

また旭川の学力テストの判決でもそのような趣旨の判決が出されています。「個人の基本的自由への国家の介入をきびしくいまして」いるわけでございます。

最近の伝習館訴訟、これは最高裁小法廷でことし1月30日に判決が下されました。しかしこれの法的拘束力も今までの例記いたしましたとおりの判決がすでに出ているわけございまして、多くの憲法学者・教育学者が、あるいは教育法に関する学者の大多数の方々が、「学習指導要領」は現在でも「指導・助言文書」である。大綱的な基準にとどめるべきであるというふうに主張をされております。こういうことから今後も国民がこの問題を争う場合、伝習館訴訟はございましたけれども、さまざまな判決が方々で出てくる可能性はあるわけでございます。まだ最高裁大法廷において最終的に確定したという国民世論の状況にはないわけでありますので、この点も教育委員会がよく研究をして、私は今後の教育行政に生かしていただきたい。

特に処分をする場合、「学習指導要領」に違反して処分をする場合、これは教育委員会が職務命令を出さなければ、処分ということは出ないのではないかと思います。そして処分の審査に当たっては、教育委員会がタッチしていくわけでございます。そういう点で現在の憲法並びに教育基本法にのっとるならば、教育長も答弁いただきましたように、あくまでもこれは説得、話し合い、こういう中で解決していくべきテーマではないか、こういうふうに私は確信をしております。そういう点で日野市教育委員会が現在、公選法下でないこういう中で、撤回の意見を出していくというのは、並み大抵の決意ではできないと思います。しかし今申し上げましたような柔軟な運用、これはできるわけでございます。また、終戦直後、公選制であった教育委員、こういうときでありますならば、市町村の教育委員会が大きく政府に反対の意見を出していく、こういうことがもっともっと自由であったわけでございます。これをサンフランシスコ平和条約、そのほかのアメリカとの軍事協定の中で、さまざまな日本の国内法の改悪がございました。こういう中で教育委員会の制約も生じてきているわけです。しかし戦後の憲法・教育基本法にのっとるならば、教育委員会は不偏不党、市民が選ぶ、これが当初の理念であるというふうに思います。私はその初心を忘れずに、今後も日野市の教育委員会が進

んでいくことが必要ではないかと考える次第です。

そういう意味で都の教育委員会や文部省に対して撤回の意見を出さないまでも、「新学習指導要領」の運営に当たっては民主的な精神を忘れずに、行うべきではないかと確信をいたしておりますので、この点についての再答弁をお願いをしたいと思うわけでございます。

そして最後の質問を4点目にいたしました、答弁の中で説明がございましたが、私もまた市内の状況を調査しようという気持ちはございません。しかし教育委員会として、教育現場、あるいはまた父母の中に今回の「学習指導要領」の義務化に対して、また強制的な指導について反対の気持ちや意見が充満しているのではないかというふうに感じるわけでございます。こういう点については御理解いただいているのかどうか、あわせ御答弁いただければ幸いです。以上です、再質問をお願いします。

○議長（小山良悟君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） まず最初の「君が代」「日の丸」の慣習法という立場に立つてのとらえ方、この問題につきまして、確かに世界じゅう独立国というか、国家はたくさんあるわけで、その中では法的に規定されている国、あるいは国歌・国旗をそういう法的な形で規制されていない国、さまざまでございますけれども、世界各国の——これ資本主義国家であれ、社会主義国家であれ、一応国旗、あるいは国歌というものをどこの国でも持っている、そういう状況の中で、「日の丸」「君が代」そのものをどうこう言うわけでございませぬけれど、現実問題としてこれから先、21世紀に育っていくその子供たちが、国際理解という形の中で、国際的な形で行動をする場合に、自分の国の国旗、あるいは国歌というもの、こういうものが存在しないということは、極めて問題もございませぬし、現行でこの「日の丸」「君が代」を国民のコンセンサスが完全に得られていないという形の中での対応の難しさはありますけれども、ぜひそういう意味での国旗、あるいは国歌、こういうものの定着というものについてはやはりこれからも必要としていく存在ではないかと、こういうように考えております。

それから2番目のこの処分の問題、「君が代」「日の丸」等に関する処分等の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、「学習指導要領」の法的拘束性という問題の上で、実は処分というものを地方教育委員会が実施するというこれはあり得ません。ただ東京都の教育委員会、任命権者が東京都の教育委員会であるという仮定からいけば、東京都の教育委員会には処分権というものを持っております。ただ今回のこの「日の丸」「君が代」問題等につきましては、東京都の教育委員会も、この問

題についての指示通達というものは出されていないということですね。そのことはやはり今、国民の大多数が法制化すべき性格のものではないと、あるいは「日の丸」「君が代」を肯定している方たちの中でも、強制すべき性格のものではないと、こういう大多数の平均的な国民、あるいは都民の感情というものを解釈の中に入れて、この問題に対する指示通達というような形の通達がおろされていないということは、このことに関する処分というものはあり得ないと、こういうようにとらえております。

それから3番目の教育現場におけるところの父母、あるいは教師、こういう者との話の中の問題でございますけれども、今回の問題を通しまして、これは予算委員会の席にも申し上げましたけれども、議会に対しても、それから市民団体に対しても、あるいは学校長、それから職員組合、こういうものに対しましても、私の方では一貫して同じ趣旨の形でこの問題については答弁させていただいております。ということは「学習指導要領」には、法的拘束力がございませぬと、ただし「日の丸」「君が代」を強制して実施すべき性格のものではないと、あくまでも職場の共通理解を得た中で、対応していただきたい、こういうような形で各団体等については同じような形の答弁を繰り返しております。以上です。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） 不十分な点もございませぬけれども、教育委員会の一定の努力というのも評価もしなければいけないかなというふうには考えるわけでございます。まあ日野市の教育委員会は率先して40人学級の実践、あるいはまた今回はすべての市内小中学校に東京で初めて図書室に職員を配置する、行き届いた教育を行う、あるいは全国に誇る食堂方式の自校方式、給食の質も改善する、学校給食を守ろうと頑張っていられる、そういう点も含めまして評価をしているわけでございます。

しかし私は今、教育長が答弁された中でも、国際的な問題が一つありました。国際感覚の問題です。これも少し文部省や都教委の指導のままをしゃべっていらっしゃるという気が少しするんですね。やっぱり、例えば「日の丸」の問題が起こるたびに、あるいは「君が代」の問題が起こるたびに、今、中国を初め特にアジア地域では各国の新聞が日本のそういう政府の動きに対して、あるいは国会での政府委員答弁などに対して、敏感な反応があるわけです。「日の丸」「君が代」を、そういう歴史の繰り返しという形で、持ち上げてはいけないという世論が次々に報道されるわけです。そういう点をよく理解し、日本の国が外国を侵略した、「日の丸」「君が代」の名前でアジアでは2,000万人を殺した。日本でも300万人以上の犠牲者を出した。こういうことからくる長い歴

史があるわけでございます。そういう点で日本国民が国際感覚を養う、こういう面での子供たちへの教育も非常に重要である。むしろその方が重要だというふうに、戦後、戦前の教育を反省して、そういうふうになってきているわけでありませう。

そういう点について私は、配慮というものが教育長には若干今の答弁の範囲では欠けているのではないかと。ですから国際的にも定着をされ、評価されているというふうに判断してしまうのも、私はちょっと短絡過ぎるというふうに思います。これは意見として申し上げておきますが、教育長から答弁があれば、またお願いしても結構でございます。

それからもちろん処分はしないということで結構なわけでございます。東京都も都教組の追及などに遭いまして、処分はしないという方向に傾いてきたわけでございます。当時の西岡文相は処分するということを記者会見などで発表したわけでございますので、そういう点からいけば、東京都民や全国の世論、こういう中で都教委が後退をしたということは、評価すべきことであるというふうに私は思います。しかしそういう範囲であっても、さらに私は民主的な立場で教育委員会が学校などを指導される必要があると思うわけですね。

今回の卒業式でも、一切「君が代」の演奏もしない、テープも流さない、もちろん歌わせもしないというところもございました。しかし教頭先生が「君が代」を歌うように指導したところが歌わない、ほとんど声が出ない小学校があったそうでございます。ここではもう一度教頭先生が歌わせるということをした学校もあるわけですね。父母や子供たちが歌わない、声が出ないのに、これを繰り返しやっばり歌わせるという中には、教育委員会の指導の中で、やはりこの説得ということよりも、行政的指導、圧迫の中でやるということを受けた教頭さんが誠実さの余り、そういう努力をされたのではないかと、こういうふうに判断するわけでございますので、そういう無理をしてまで、私はするものではないと、特にこれはいろいろな識者が言うておりますように思想の問題、信条の問題、宗教の問題まで入ってくる問題でございます。こういうものを強制するというのは、憲法上も許されないわけでございますので、その辺も配慮した本当に民主的な日野市教育委員会の指導というものを、私は心からまた期待をしているわけでございます。

またこの「君が代」という言葉についても私、辞書を引いてみました。戦争中の「君が代」に対する位置づけは、私が教科書で読み上げたとおりに教わったわけでございます。しかし戦後の、特に最近の「君が代」に対する解釈は変わってきているわけですね。「君」というのは「国民」のことを示す。「君が代」とは日本の現在の国の状況を指す。

これが発展することを祈る。これこそ国語の勉強をさせる上でも、また文化論といいませうか、そういう上でも私は認められない問題ではないかと思うわけですね。大体、歌の文句が戦前と戦後で解釈が違うというのは、これは世界じゅうにないのではないかと思うんです。戦争中は「君が代」というのは天皇と、天皇が統括する日本と、こういうふうに決めてあったわけですね。これが主権在民のことだというふうに急に変わるということとは、極めてナンセンスな話ではないかと思ひます。

そして「君が代」の「君」という字を、私市議会からいただきました、全議員に配付されましたある出版社の参考書から引いてみました。「君」、「君」というのは主君、一国の君主、天皇、主、こういうことだということですね。あるいは友達の「君」とかそういうものにも使われる。ですからこれは「君」というのは、英語で説明するまでもなく、「I」とか、「HE」とか、そういう格があるわけですね。ですから「君」というのは、「君」から「自分」になってしまうということは、これはないわけでございます。「I、MY、ME」になるわけはないわけでございます。これは「君が」「が」というのはもちろん助詞でありまして、所有とか所属をあらわす、そういうことになりますよね。「代」というのは、もちろん当時の治世であるとか、治める世の中、治世、まあ天皇という解釈、いろんな解釈があります。世間とか時世、そういうのがございますが、「君の世の中」というのは、「我々の世の中」というふうに解釈をさせるというのは私は文部省として、これは国語を教える上でも、文法上も大きな間違いではないかというふうに思ひます。そういう点も含めまして、今、文部省が強行しようとしている「新学習指導要領」の中身は、国民には通用しない。もちろん、国会でもですから、国民一般にはこれをいたしません。そのためには法律をつくる必要がありますという答弁を高石当時の政府委員も答弁したいきさつもござひます。ですから文部省の管轄下でこれは行っていることであるというふうにへりくつをつけまして、道理に合わないことを押しつけるという答弁に、国会でもならざるを得ないわけでございます。

このようないきさつをよく考えていただいて、教育委員会の今後に期待したいわけでございます。一言あれば教育長にももう一度答弁をお願いいたします。

そして最後に市長からも、この件について所感があれば、述べていただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 竹ノ上議員と、大体こう年代的に、まあ私の方が四、五年先に生まれたかもしれませうけれど、同じような世代を経て、今日に来ていると。ですか

ら戦時中のいろいろな経験、そういうものについては私も十分認識をしながら、対応しております。

ただ先ほどから申し上げておりますように、とにかく国歌とか国旗とかいうものにつきましては、やはり日本人全体のコンセンサスが得られるような方向、こういうものに努力をしていくべき時代といえますか、そういうものが来ているのではないか。今回の「学習指導要領」の問題等につきましても、これはある意味では現場で、今までどちらかと言いますと、プライベートの形で、こう何か奥歯に物が挟まったような形で、いろいろ先生も校長さんも対応していた問題を、それぞれいろいろな角度から話を表に出して、国歌、あるいは国旗というものに対する認識というもの、こういうのをとらえてきている現状ではないか。私は戦後、実は国民歌ということで、一時「みどりの山河」という歌が、これは別に労働組合がつくったとか何とかという歌ではないんです。率直に申し上げまして、「戦い越えて立ち上がる 緑の山河 雲晴れて 今 蘇る民族の」というのは、これを国民歌ということで定着させようと、政府が一時期相当努力した時期もあったということを聞いております。それが労働組合の歌みたいになりました。ただいずれにしてもそれがやはり国民全体の中に定着しなかったという問題ですね。そういう問題含めながら、やはりこの国歌、あるいは国旗というものについて本当に日本民族として真剣に、やっぱり考えるべき時期が来ていると、こういうようにとらえております。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私も人生の前半、明治憲法のもとに教育を受け、成長したことから、それから戦争の——15年間の日本が世界を相手にして戦ったその戦の大義名分と、戦後の新しい憲法を本当に国民が喜び信頼をして、国の再建に努力をしてきた、こういう三つの時代に分けて、個人的にも、あるいは歴史的にも批判のできる立場を持っておると、このように考えております。

確かに15年間の世界を相手に戦った戦争は侵略戦争であると、世界の審判のもとに、また我々もまさにそのとおりであったということを感じざるを得ません。そして海外に、みずからの国民のみならず、海外の国や人々に大変な迷惑をかけた。このことを日本国民として十分反省をしない限り、日本の将来の発展も期しがたい。まあここでしっかりと反省をし、意思をみずからの心によく認識をして、そして世界の一員として伍していく、こういう民族の姿勢こそ、極めて重要であると思います。またそのことを教育の場におきましても、はっきりと教える、これが重要だと思っております。つまり過

ちを繰り返さない。また今後の日本人の発展の期待は、子供たちの成長にあり、またその成長する人たちが世界の人々と相交わって、どのような評価を受けるかというところに期するわけでありますから、問題は極めて大切だと、こう認識をいたしております。

そこで近ごろ新聞紙上等でまた「君が代」、あるいは「日の丸」の問題が論議をされておる事情と経過を多少承知をしております。不幸なことだったなと思っております。もっとも時間をかけて、そしてせっかく今持ち得ております主権在民の民主主義の中で、お互いがよく学びあって、そして一定の定着を図る、この時間を経ずして一方的に結論を急ぐ必要はない。このようにも思っております。歴史は幸いにも多くのことを審判をいたします。その歴史の審判にもっとも長い時間をかけていられるということが、当面の日本人の置かれておる立場だろうと、このように思っております。感想としては以上であります。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

確かに、私のちょっとした記憶だけでございますけれども、戦後国民歌というものを起こそうという運動があったようでございます。サントリーの佐治敬三などという資本家の方々も含めまして、今でいう日野の「緑と清流」ですね、この「緑と清流」を守っていこうというような趣旨の歌詞だったというふうに記憶いたしております。こういう日本の自然を守っていこうという趣旨の歌が、大分全国で普及活動がされたようでございました。しかしこういう動きが教育委員会の公選問題を初め、いろいろとやっぱりつぶされていったということも、さまざまな動きの中であったというふうに思うわけでございます。そして結局日本の政府、財界、あるいは文部省が目指しているもの、それは現在の日米関係、こういう状況の中で、そういう状況の中で財界の気に入るような子供たちを育てよう、私はそこに持っていこうとすることがあると思います。その点のいろいろな仕組みのことにつきましては、また時間を改めて教育委員会と話し合いをしていきたいというふうに考えております。

特に最近の文部省の動きは日米安保条約の関係の強化、今言われているのは、農業つぶしから、中小業者つぶし、こういう方向に事が進んできております。そして大企業では過労死、こういうことが国際語になってきている。こういう状況に文句も言わない青少年をつくろうというにおいを極めて激しく感じるわけでございますので、こういう動きだということも自覚して、私たち市民、政府の動きに警戒を強めていきたいというふうに思うわけでございます。

そして今父母の皆さんが一番心配していらっしゃる、それは小学校からの落ちこぼれの問題、いじめ・非行の問題、不登校の問題、高校中退問題などでございます。こういうことを解決するために、国民が教育基本法の精神をよくひもとして、普及して頑張っていくべき時だと思います。そしてその環境づくりが行政であると思いますので、市長初め教育委員会に期待をいたしまして、この件の質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって14の1、国民の間に意見の大きな違いがある「新学習指導要領」を学校教育に押しつけてよいかと問うの質問を終わります。

一般質問14の2、高幡踏切りの立体交差促進など交通渋滞解消について問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

○29番（竹ノ上武俊君） 高幡踏切の立体交差などを初めといたしまして、今市民が市内交通の問題について高い関心を持っております。本議会におきましても、私と同じテーマでの取り上げ方が各地でなされました。的を絞りましてこの点について質問をいたします。具体的には4カ所の交通渋滞解決策に関する市の取り組みの進捗状況、これを教えていただきたいと思っております。

第1は、高幡踏切の立体交差でございます。この促進状況。

第2点は高幡不動駅に入る七生交差点からのバイパス、この道路の建設状況、これについてでございます。

第3点は、多摩動物園の南平門、この開設の今後の見通しでございます。そしてこのことが、多摩動物園どおりの日曜などの渋滞解消に幾らかでもつながるということも含んで、市の今後の対応があるのかどうか、その点もお答えいただければ幸いです。

四つ目は、立日橋の完成、この見通しということについてでございます。以上、四つの箇所につきまして、できれば具体的に日程のめどを含めまして、御回答をいただきたい、このように思います。お願いします。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

第1点目の高幡不動駅東の踏切の立体化の問題でございます。これは高幡の交差点から、新井橋の南詰めまで、延長にいたしまして、約950メートルでございます。平成元年度から、東京都で用地買収に着手をいたしました。東京都の計画は用地買収、それから立体交差の工事、これを平成5年度までに終了いたしたいということで、現在努力をしているということでございます。

それから高幡不動駅の南側のバイパスの件でございます。これは平成2年度の計画といたしまして、駅南側の区画整理の事業として、3本の区画街路をつくる予定でございます。この区画街路の位置は、駅前から川崎街道に通ずる都市計画道路3・4・9号線というのがございます。この都市計画道路の東側に位置する区画街路でございます。この完成を待ちまして、歩行者、それから車をどう通すか、日野警察とも協議をいたしたいというふうに考えております。

それから4点目の立日橋関連道路でございます。これは現在用地買収が若干残っております。現在東京都が努力しているところでございますが、東京都の計画によりまして、全面開通を平成3年の4月1日ということに目標を置きまして、事業を進めているというところでございます。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 3点目になりますけれども、お答え申し上げます。

南平の裏門の関係でございますけれども、現在の仕事の進捗状況でございますけれども、前にもお答えをさせていただきましたように、この動物園の財産処理によって、その周囲につけかえをして道路として裏口に接続したいということで、すでに東京都の方にもお話を持っていっているわけでございます。東京都の方では、この窓口を決めていただけるということに、今待っているわけでございますが、窓口が決定次第、そこを交渉して、実現を図っていききたいと思います。

それから御質問の中で、交通の渋滞を解消というふうな、裏門についてのことがちょっと出ましたものですが、やっぱりこの南平口の開設についての基本的な考え方は、この多摩動物公園を利用しているマイカーによる交通渋滞を、少しでも緩和できるようにということで、この裏門については電車利用を促進する手段として模索しているということでございます。これがそういう形で少しでも交通渋滞を解消しようということで、裏門については積極的に進めていきたいということでございます。以上です。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

確認の意味でもう一度ちょっと答弁していただくことがあるかもしれません。

第1の高幡踏切の立体交差の点でございます。これは用地買収の問題などもございすけれども、大体めども立っているというふうに思います。あらゆる手段を講じていただきまして、一刻も早くこの立体交差を優先的に解決をしていただく。このことを心からお願いをいたします。

それから第2点の高幡不動駅の入口の道路開設でございます。名称としては3・4・9という道路が今のあの田んぼ付近の真ん中に、13メートルぐらいでしょうか、の幅で通ることになるわけでございます。そして今田んぼのあぜ道を舗装していただいたり、街路灯つけていただいたりいたしました。通勤路、買い物道路になっております。この付近にあと2本ほどの道路が通るということで、これをまた関係先とよく協議していただきまして、一刻も早く開通をさせていただきたいと、住民が願っているわけでございます。その際、いろいろ時間帯を分けたり、バスと人道と分けたり、さまざまな形を交通問題の関係機関とも協議していただきまして、区画整理完了前にも、そういう市の努力ということでございますけれども、臨時的にでも通行が可能になったら、使用開始という形で早めていただきたい。そのことによって七生交差点の渋滞、あるいは踏切の渋滞が1歩、2歩と解決が早まるわけでございます。このことをぜひ留意していただきたいというふうに思います。

それから多摩動物園南門でございます。これは私もほかの件でも東京都に何回か交渉に伺いました。南門開設についても日本共産党の茶山都議らと交渉に行ったわけでございます。いろいろやり取りをしていましたところ、あそこは高低差が大変あります。最高百六、七十メートルの高さから川崎街道の方に下ってきております。そしてまた住宅も密集しているという地域でもあるわけでございます。茶山都議が「南門」という言葉に引っかかまして、これはなかなか「ナン門」だねと言いましたら、東京都の部長、課長さんたちも笑っていらっしゃいましたが、確かに難しい点はございます。住民とよく話し合ってくださいまして、もし住民の人たちが許すのであれば、ここに車でも、南平門の下まで、近くまで行く方法があるかどうか、これはもちろん住民の方々が反対であれば無理をすることはできないわけでございます。そうすれば今後の川崎街道、そのほかの道路条件の改善ということと、関連をいたしまして、少しでも日曜日・祝祭日の多摩動物園通りの車が流動的になるのではないかとということも考えるわけでございます。しかしこれは多摩動物園裏門、私は南門と言っておりますが、この地域の地元の皆さんとの話し合い、あるいは設計上、技術上の問題がございます。また駐車場にできるだけ面積があるかどうかという問題も大きな問題でございます。しかし、こういう点もいろいろと調査の際には研究をしていただきたいということを私からは希望をしているわけでございます。

以上で質問は終わりますが、もう一度具体的に日程を示して——完成の日時を示していただいたんですけれども、1問、2問、4問についても一度、ちょっと見通しを聞

かせていただきたいと思います。3問については、平成で言えば3年4月1日、全面開通を目指すということでございましたので、これはそういうつもりでいたいと思いますが、特に1点目と2点目についてはちょっと再確認の意味で、目標の開通日程というものが今決まっているものがあれば、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） 高幡踏切の立体化でございますが、東京都は平成5年度を完成目標にして努力をしているということでございます。

それから駅前の区画街路でございますが、これは平成2年度の事業として、区画街路を3本施行するというところでございます。

4点目のいわゆる前の名称で言いますと、2・2・10号線になりますけれども、この道路につきましては平成3年の4月開通の予定ということで努力をしているということで申し上げます。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） ありがとうございます。

2点目のこの高幡不動バイパス道路についてでございます。これは平成2年ですから本年度ということになります。大変急いでいただいてありがたいというふうに住民としては思うわけでございます。繰り返しになりますが、臨時的にでも使える状況ができれば、すでに土地の形が変わってきておりますので、住民の皆さんはもうすぐに通るような気持ちの方もいらっしゃいます。急いでいただくようお願いをいたしたいと思います。

残る時間が数分間しかございません。もし交通渋滞解消について市長の方でお気持ちがあれば、一言いただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市内の交通渋滞はなかなかその解消の決め手ということとは困難なわけでありますが、今まで高幡踏切の立体化、それから立川の日野ロータリー、まああすこの五差路をもう一本道路を追加して、都市計画道路がありますが、それをつくり、あわせて立体化を図ることが大きな解決点になると思って、すでに東京都、建設局当局には文書をもって、あるいは口頭の機会をもって、お願いをしておりますし、東京都もそのことについてはよく承知をしているところであります。立川の道路は国道にかかわるわけでありますから、国道当局としてはやはり旧線3・3・3……、東京・八王子バイパスを先行させる（「1・3・1か」と呼ぶ者あり）そういう状況であります。市内の、つまり小規模の渋滞解消、いろいろ工夫の余地はあろうと思っておりますが、とり

わけ動物園、並びに高幡不動の縁日の日などが、特に渋滞が激しいわけでありますから、一方にそれらの動物園や、それから高幡不動の参詣客は、できるだけ電車でおいでいただきたい。そしてまあ日野市内で何か観光的な意味を含めて、時間を過ごす楽しみを持ってもらえる、こういう条件をつくることである、このような考えも出てくるわけでありまして、まあいろいろな部分改造も必要でありますし、全体の回遊路、それから大きくは、大きい通過道路を早く道路整備によって解消させるといいますか、通過交通が地元被害を残さない形で、できる仕組みをつくっていかうと、これが今の道路交通体系の都市計画事業であります。相当年月はかかるわけでありますけど、すぐできること、あるいは次々と手順よく仕事を並べていくということだと思っております。

○議長（小山良悟君） 竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君） どうもありがとうございます。今後の市の努力を期待いたしまして、この件についての質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（小山良悟君） これをもって14の2、高幡踏切りの立体交差促進など交通渋滞解消について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時36分 休憩

午後3時7分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問15の1、住都公団の多摩平団地建て替え調査開始をむかえ住民の声をいかせと再度問うの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員 登壇〕

○20番（鈴木美奈子君） ただいまから一般質問を行います。

住都公団の多摩平団地建て替え調査開始をむかえ住民の声をいかせと再度問うということでございます。私は多摩平団地のこの建て替え問題については、今回で3回目を迎えますので、今までの新しい進展の方向が迎えられる中での質問でございますので、前回何回かやっておりますので、その点は省きまして、今多摩平団地で起きている問題、またこれからどういうふうに対応していくかなどをぜひ私は理事者の方にも聞いていただいて、その中で住都公団との対応をしていただきたいというふうに思います。

多摩平団地の建て替え問題についても、建て替え対策委員会はつくられましたのが、1987年の11月28日に第1回の委員会が開かれ、それからもう2年半たっておりますので、この間ほかの団地が指定されて、あわてて対応を図るというそういうことでなくて、今まさにその対応を、住都公団がどのように持ってくるかということで、私どもは自治会にも結集しながら、皆さんと一緒にこれからの住みやすい団地をつくるために、今やっているところでございます。そういう中で多摩平団地でも、昨年2月から3月にかけて、大学の研究室に依頼いたしまして、団地の中のアンケートを行いました。そしてその結果は建て替え対策委員会にも示されておりますので、後ほど私はこの資料をぜひ理事者にも見ていただいて、団地の方たちの生活状況、また建て替え問題、緑の問題、いろんな問題についての皆さんの意見がここに入っておりますので、ぜひ見ていただきたいというふうに思います。

このアンケートによりまして、やはり三十数年たちますと、年齢の高い方たちが住んでいらっしゃる。そしてまたそれに伴い、年金暮らしの方が多いわけですから、収入も少ないのは当然でございます。そして家賃にかかる比重も大きくて、家賃が今大変重いかどうか、あるいは重い、やや重いという方の比率が約37.4%の方が現在の家賃がとんでも高い、生活に影響を及ぼしている、あるいはまた普通であるという方も48.9%というこういう状況が出されております。そしてまた団地に住んで、何年お住まいですかという中では、1年から10年の方が34.1%、そして21年から26年以上、まあ30年過ぎておりますが、それまでの間が43.2%ということで、半分近い方が、多摩平にもう30年近く住んでいらっしゃるわけです。そしてこれら、またテラス、中層住宅、どういうところにお住まいかということについては、テラスが41.2%、中層が58.3%、私ども多摩平団地においては、この中高層については建てかえないだろうというふうに最初のうちは判断しておりましたが、公団はそうではありません。すべて全部建てかえるわけですが、やはりこのテラス41%とある、こういう中ではやはり今住都公団が民活のこの影響を受けて、建てかえをやり、もうけ本位のこういうことをやるわけですが、やっぱり多摩平はもうけの対象になる、こういう形式の住宅だということもこの中でも見るわけでございます。

また多摩平団地に入居した理由についてどうかといいますと、今までよりも住宅が広くなるという方が、やっぱり42.8%、そして公団の住宅だと安心して長く住み続けられる、こういう方が71.2%もあるんです。ですから多摩平団地が建てかえがあっても、また戻ってきたい、さらには建てかえてもいいという、こういうさまざまな意見の方があ

るわけでございますから、こういうこともぜひ参考にさせていただきたいというふうに思います。

それから多摩平団地の改善を考えるとしたら、どのようにすべきだというふうに思いますかという、こういう問いに対しても、建てかえをするとしたら、希望する人の人数にあわせ、数棟ずつ建てかえを行っていただきたいという方も34.0%、こういうふうにおりますし、このままでいいという方もいらっしゃるわけです。現在の住宅で古くなったり、傷んだ部分の修繕や設備の改善で十分、こういう方も33.6%もいらっしゃいます。また建てかえ問題についてよく知っていたかという、こういう問いについては、よく知っていたという方、あるいはまあまあ知っていたという方があわせて約70%、これは自治会のニュース、あるいは建てかえ対策委員会のニュースなどを見る中で、約72.1%の方がやっぱり建てかえ問題についての関心の高さを物語っているというふうに思います。さらにはこのことを何で知ったかということについても、一番ならやはり自治会のニュースで、ですからやっぱり自治会が今この問題に取り組んでいることについては、多くの方が関心があるところでございます。

こういう中で私はぜひ公団の方とこれから建てかえ対策の問題について話し合われるというふうに思いますが、この多摩平のこのアンケート、これを取っている中で今年の8月、住宅都市整備公団の府中団地で、71歳のひとり暮らしのおばあさんが、自殺するという、こういう事件がございました。私どもこれを聞きましたときには、多摩平でもこういうことが起きなければいいがという、そういう思いもいたしましたし、やはりここまで進んだかというこういうつらい気持ちを持ったことでございます。

この府中団地は新宿まで特急で20分ということで、大変便利のいい、緑もある静かな4階建ての団地で、そしてこの4階建ての団地が、9階建てに建てかえられて、家賃が3倍、1DKが6万8,000円、2DKが9万7,000、こういうふうになっていきますと、年金で暮らしていらっしゃる方にとっては、とても家賃が払えないんです。ですから結局は追い出されて、2度と——今まで長く私たちが培ってきたコミュニティーであるとか、友人や、あるいは子供たちの本当に関係のあるいいこういう友人たちを失うという、こういうことになるわけです。亡くなったおばあさんは、毎日友人に電話して、工事中の移転先の生活の不安や、建てかえ後の高い家賃では年金暮らしの中では支払えない、こういうことを嘆いていたということで、自治会代表委員の飯沢泰子さんがおっしゃっておられます。府中団地に住んでいるからこそ、子供の学校や職場などで、生活が成り立って、公団は我が家の生活を破壊する権利があるのかと、このようにおっしゃる方も

ありますし、また金のないものは出ていけなやり方は我慢できない、このようにおっしゃっている方もいらっしゃるわけです。

私はこのことは本当に多摩平団地のことにも当てはまりますし、建てかえを望む人もいらっしゃる、あるいはこのまま望まないでいいという、いろんな方たちがいらっしゃるわけですから、その点をぜひ市の方は汲み取っていただきたいというふうに思います。

こういう中で多摩平団地自治会長尾立宣源さんの名前で、日野市の方にも申し出を行いました。「多摩平団地建てかえ問題に対する要望書」ということで。さらには3月の5日付で、住宅都市整備公団東京支社支社長 橋 晴二さん、この方に対しましても、多摩平団地の建てかえ問題に対する要望書ということで、団地に、「貴公団が私たち多摩平団地の建てかえ問題に対し、日野市へ調査の申し出を行う旨を聞き及びました。当団地では、高齢者の住民も多いことから、建てかえについては大いに関心を持っております。自治会では先般公団の建てかえ事情についてのアンケートを実施しましたところ、現在の当団地の住環境について、さまざまな改善要望があるものの、当団地に住み続けたいと思っている人が大多数を占めております。また建てかえに伴い、家賃の大幅な上昇が見込まれているようでありますが、現在の家賃でも重いと感じている人が過半数近くに達しています。こうしたことから、住み続けたいと思っている人が、引き続き住み続けられるように、今後あらゆる可能性を徹していくことが必要だと考えます。以上のことから、次の2点を申し入れます」ということで、「建てかえについては、貴公団と市と住民代表の自治会との3者による事前の話し合い及び合意で進めていただきたいこと。今回の調査申し入れの内容については、3者会議の中で明らかにしてほしい」こういう2点について東京支社交渉に行き、私も御一緒に会長と事務局長と建てかえ対策委員の方と御一緒に行きまいりました。

そういう中で私どもは建てかえ問題が非常に今、多摩平に住んでいらっしゃる方たちの大きな関心にもなり、またさらには今年の4月、森田喜美男市長が5期を当選されて、そのときにも大変大きな、この建てかえ問題が市長選挙にもあるんじゃないかということで、2人の候補者にも公開質問状を出したというふうに、私聞いております。その中で、森田候補の方からは、回答が寄せられましたが、山口候補からは回答が寄せられなかったということを私は聞き及んでおります。これは共産党のアンケートではなくて、多摩平自治会が出したアンケートでございますので、ぜひその点については、私どもは本当にどうの方がこの市政に携わり、そしてどういう立場で私たちの暮らしを守っていくかという、こういう大事なアンケートでございました。このことを踏まえまして、

私どもは現在の森田喜美男市長に大変期待をしているわけでございます。

それで質問に入らせていただきますが、これから市の方から住都公団の、市の方に住都公団が建てかえ問題について調査に入りたい、こういうことが伝えられておりますが、市の方としてはこういうことを私たちの今、言っただけで済ませたい、この点を1点お聞きいたします。

それから次に団地住民の声をどのような形で聞き、住都公団にその声を反映させていくのか、まずこの2点について質問を行います。よろしく。

○議長（小山良悟君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） 一般論といたしまして、住宅都市整備公団の、昭和30年代に建築をした団地については、建てかえ構想がある、その戸数は約17万でしょうか、そういう数字であるということを知っております。ただし多摩平にあります公団住宅を具体的に計画なり、あるいは年次なりの考え方で日野市に相談がもたらされたという事実はまだありません。地元の自治会でいろいろ御心配をされ、伴っていろんな調査がみずから行われているということは、今発言によってほぼ見当がつかます。そしてこれまで私の問われましたことは、いわゆる多摩平公団住宅の建てかえが現実に進もうとする際には、市といたしましては、当然日野市に大きな都市計画上の施設でもありますから、相談があるはずであります。こちらからどうなっていますかという質問はいたしません。向こうからきちんとした手順であいさつをなさるのが当然だと、このように考えたり、また付されたりした記憶がございます。

地元でいろいろとあるべき予想に対応して、いかに動揺がなく建てかえ問題が持ち込まれた際に対応なさるかということも重要でありますし、また市の行政といたしましては、大きな問題でもございますから、主人公である住民の立場ということを尊重するとともに、市としても将来の日野市のいろいろな問題にかかわってまいりますので——まあ事態を将来どのように発展し、その建てかえ問題に対応するかということと、それから住んでおられる方々が不安や、それから心配なく応じられる部分、応じられない部分があると思いますから、これらの見解に立ちまして、市民にかかわって大きな問題はすべて解決をする、その上で建てかえの前進をしていただくと、このようなことが当然の対応すべき姿だろうと思っております。

そしてまた我々の市の行政でも、市営住宅の建てかえという経験をすでに持っているわけでありまして、御承知のとおりほぼ住まわれている方が続けて住みたいという方は全員受け入れるようにいたしておりますし、まあ建てかえの際の仮住まいでありますと

か、あるいは再入居後の家賃等につきましては、何年かかけた傾斜家賃方式を取りまして、一応完全に理解をされる形で建てかえが行われておるわけでありまして、その経験はこれからの公団の対応にも極めて重要な役割を果たす、このようにも考えております。こちら側の解説に向かう今の時期でもございませぬが、大騒ぎとそう言っちゃ失礼かもしれませんが、何かあらぬ、あり得ない心配をされて、そうして老齢の方々が余り心配をし過ぎられるということは、我々も望まないことでありますので、もし説明の必要があれば、そのような今申し上げておるようなこととお話をし、安心して、毎日の生活を送っていただく、こういう努力はしなければならないと思っております。大きく申し上げますと、以上のようなことであります。

それからこれまで申し上げておるところと、ほとんど変わりはないと思っております。

○議長（小山良悟君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

今の市長の答弁で、主人公の住民を尊重するということと、市民にかかわってすべて解決するという、こういうことや、しかし最後のところであらぬ、あり得ない心配をされないようにと、大変ありがたい言葉でございますけれども、住んでおりますととても不安なんです。ですから私は多摩平出身の議員といたしましては、皆さんの声が届くわけですので、取り上げたことでございます。こういう姿勢でやっていただければ、本当に安心すると思うんです。

私は最後にちょっとお聞き、担当の企画財政部長の方にお尋ねしたいんですが、東京支社交渉を行ったときに、私の方から言ったのではなくて、あちらの担当の部長の方から、市議選も終わって一段落して、議会も3月過ぎれば終わるでしょうから、そうしましたら、支社長の方が日野市の方に出向いて、市長と話をしたいと思っております。このようにおっしゃいました。それでお尋ねしたいんですけども、議会が明日で終わります。東京支社と支社長が日野市の方にいらっしゃるということですから、まあいらっしゃるんだから、中身についてはどういふことで来るのか、建てかえ問題で協力していただきたいということで来るんだと思いますが、そういう日程についてももう煮詰まっているのかどうか、その点だけお尋ねいたします。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） お答えしたいと思います。

確かに都市整備公団からは、電話ではございますが、内容はわかりませんが、申し入れは正式にありました。しかしこれは議会中でもあり、当然理事者も対応できない問題

でございますので、日程等についていつ会うというようなことは定めておりません。恐らく今後再度電話があるかどうかわかりませんが、申し入れはあろうかと思いますが、現状では日程等は決めておりません。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは私、これで3回目の質問ですので、この多摩平団地の問題については終わりますが、ぜひ今市長が述べられましたこういう方針のもとで、担当の方たちもこれからの対応と一緒にやっていただきたいと思います。

先ほどの私が読み上げました資料については、後ほどお届けしたいと思いますので、この点について住都公団の多摩平団地建て替え調査開始をむかえ住民の声をいかせと再度問うのこの質問は、これで終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって15の1、住都公団の多摩平団地建て替え調査開始をむかえ住民の声をいかせと再度問うの質問を終わります。

一般質問15の2、学童クラブ全員入所対策と「さくら第二学童クラブ」の施設拡充についての通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君） それでは2問目、学童クラブ全員入所対策と「さくら第二学童クラブ」の施設拡充について質問を行います。

学童クラブの歴史、非常に長い運動によって今日があるわけでございます。私も日野市の中で初めて学童クラブができましたさくら学童クラブ、私の長女が保育園に入っていたときに、卒園する、そういう中で子供たちが小学校に入ったら、お母さんたちがもう仕事をやめようかという、どうしようかという、そういう当時は時代でございました。そういう中で運動をやり、そしてさくら学童クラブができたわけでございますが、全国でも今6,100を超える、こういう学童クラブが全国727の自治体で、本当に困難な状況の中で、共働き家庭や、また母子家庭や父子家庭が非常に今ふえております。先日私、統計が出ましたので見ましたところ、母子世帯が85万、父子世帯が17万ということで、そしてまた母子世帯の場合では、一般の家庭の513万の収入に対して、世帯平均202万という、本当に少ない収入の中でお子さんを育てる、そのために学童クラブに入らなければならないという、こういう状況。ですから父子家庭や母子家庭の働くお母さんたちの親の権利を守って、そして家族がどのように暮らしていくかということや、またそういうお子さんたちの放課後の生活を守る、こういうことで学童クラブというのが、大変必要な場所だというふうに思います。

しかし、今全国にあるこの学童クラブも、開設の場所、専用の独立した建物があると

ころや、あるいはまた学校の教室を借りていたり、あるいは児童館というこういうところにあったり、また時間についても下校時から6時までとか、指導員の雇用の問題でも身分の保障がしっかりしていない囑託であるとか、あるいは臨時職員、こういう中で今学童クラブが行われているわけでございます。私は全国のこういう状況を見ますと、日野の学童クラブが最初のころやってきたこういう運動が今全国的に広がって、そして入れない子供たちのために2クラスの学童クラブをつくるか、あるいはまだ全くないところでは、御自身たちの手によって学童クラブがつけられるという、こういう実態もあるわけでございます。

1年生が、今桜の本当に満開の中で、新しく入学を迎え、そしてまた学童クラブに入れないという、こういうことが現実的に日野の中でも起きているわけでございます。子供たちが健やかに成長し、放課後の生活と、そしてまた発達を保障する場とし、同時に働くお母さんたちの労働保障する場ではならなければならないというふうに、私は思います。

日野市においては42年の7月に学童クラブをつくるという、こういう促進会ができて、請願をやりました。その後1年後にはさくら学童クラブができ、このさくら学童クラブというこの名前も、桜の花の木のところまで遊んでいるクラブの子供たちが、桜がいっぱいあるから「さくら学童クラブ」という名前にしようという、こういうことで「さくら」という名前がつけられました。

その4年後に多摩平にありました第二さくら学童クラブ、これは「さくら」から分れましたので、第二という名前をつけて「さくら第二クラブ」ができて、それ以降本当に19のところ、学童クラブが今できているわけでございますけれども、毎年、毎年私は繰り返される、このことをどうしても解決していかなければならないと思うんです。それは定員が45人、そして運用で50名というところもございまして、毎年入れない学童クラブがあるわけです。ことし1990年の2月20日現在ですから、その後のことで、私はまた後で質問したいと思いますが、旭が丘では11名、東光寺で3名、滝合で18名、高幡台では7名というこういう入れない児童がいるわけですから、この方たちのお父さんやお母さんたちのこの気持ちを思いますと、私はこれは何としても行政の責任において解決していかなければならない問題だというふうに思います。

毎年2月になりますと、あるいはまた3月に入りますと、それぞれの父母会とそして日野市学童保育連絡協議会、この会が一緒になって、市への交渉が行われます。ことしすでに滝合では、私ども議員のところにも陳情がございましたので、皆様も御承知だと思いますが、この要請書についても、今回90年度では68名という希望者があり、入所

できない児童が相当出る、このことによってぜひ1人も保留児を出さないように、今3,000名の署名を集めて、6月の議会に出していきたいが、ぜひこの要請にこたえていただきたいというこういうことが、各会派の皆様の代表のところに寄せられていると思います。そして滝合では希望者が全員入所できるように、定数を拡大してください。二つ目には、施設を70名規模に増改築するか、もう一カ所新築していただきたいということ。

そして3番目には、プレハブや空き教室授業などの施設を講じてください。4番目には、指導者を児童の増加に伴いふやしていただきたいというこういう要請が寄せられております。また旭が丘学童クラブにおいては、入所希望の子供たちを全員入所させてください。2番目には、その際職員体制を十分に整えてください。3番目には、長期的展望に立った定数配分をお願いいたします。このように述べられております。

そして父母会ニュースでも、8クラブで定員がオーバーして交渉をやった、この中身についても、ぜひ参加していただきたいというこういうことが寄せられております。

また日吉学童保育連絡協議会は、全体のこの会のまとめ役でございますが、この会からは三つございまして、三多摩の過半数の市、町で小学校の数と同じ数の学童保育所が存在する現状から、入所希望の子供が62名の、高幡台学童クラブについては程久保と高幡台小のそれぞれに対応するクラブを早急につくるか、運用上2クラブと解釈して、全員入所できるようにしてください。

2番目には、毎年入所希望の多い滝合学童クラブ、入所希望は68名と、旭が丘学童クラブ、入所希望61名については、従来の定員制ではとても対応できるものではないので、2クラスあるいは2クラブ運用してください。三多摩の中では、清瀬市が1クラブ2クラス制の経験があります。また小金井のように60名定員のところもあります。

3番目に入所希望が53名の東光寺学童クラブにつきましても、定員枠の弾力的運用をしてください。このような要請がことしの3月の7日に森田喜美男市長あて要請書が届いております。この全員入所と、そのほかにも第五小学校を学区といたしますさくら第二クラブ父母会からも、今度建てる市の施設の面では、建物の面積を拡大していただきたいということで、昨年12月の議会に請願を出し、この請願が採択された中で、これから予算化されて、建てるわけでございますが、その五小の施設の中には、敷地の中にぜひ敷地・建て坪はそのまま、2階建てとすること。二つ目には200平米の敷地のままで、建て坪49坪以上に広げていただきたい。そしてこの請願については第五小学校の在籍の全世帯を訪問したというふうに言ってらっしゃいます。しかし357名の世帯、523のうち、これだけいただいたということで、御不在の方についても、また会った方につ

いてはほとんど快く署名していただいたということで、いかに多くの方たちが第五小学校の中の施設の中に建てる建物については、もう少し大きい建物を建てていただきたいという、こういう要請があるわけでございます。

また私はぜひ多摩平のこうした学童クラブ、それにあわせて全員入所を図るには、ここで働く指導員の問題もあるというふうに思います。指導員が正職でない、こういう中で、指導員全員が正職でないわけですね、一部正職、そして臨時職員であるとか、あるいは嘱託職員であるというこの3段階に分けられている中で、いろいろ子供たちにも影響が出ている。こういうことも私は聞いております。そういう中では職員の身分をしっかり保障することも必要であるというふうに思います。

今、私どもは日野の中においては、保育園については、ほとんど何とか入れるという、こういう状況の中で、学童クラブだけが毎年、毎年、もう数年来です。去年、こととしてなくて、数年来、毎年2月、3月になりますと、このような運動と行動が起きて、それはやはりほかの自治体が全員入所をやっているところや、あるいはまた定員の枠をうんと広げて、すべての子供たちが入れるというこういう学童クラブに、今日野市の中においてないからこそ、こういう運動が起きているわけです。

私はこの責任はやはり政府にあると思うんです。国がきちっと制度化をして、そして補助金も出していく、そして東京都もこれに対して、もっと対応していけば、こういうことは起きないわけでございますが、ぜひこういう点についてまず最初の質問といたしましては、全員入所対策、これを立てよということで、先ほど私が2月20日現在の入所の希望者の保留児の数字を言いましたけれども、その後まだこの数字が変化があるかどうかということがまず第1点と、それから今言いました滝合と旭が丘、これについての対応ですね、入れない子供たちにどのような対応をしていくか、この点と、またほかのところでも入所対策、このことについてお尋ねいたします。

それから2番目には、職員の配置について、職員の雇用問題、またいろいろと休んだところに職員をまた配置するという、いろんなやり方があるようでございますけれども、この職員配置がこのままでいいのかどうか、この点についてお尋ねいたします。

3番目にさくら学童クラブのことについて、もっと施設を拡充していただきたいということ。これを私は滝合小学校の学童クラブ、見てまいりましたけれども、やはり狭いというふうに感じます。あの中で、滝合で、現在運用が50名ということでございますけれども、申請が68名で、まあ18名が入れないということで、どのようにこれから対応するのか、今、市の方は考えているようでございますが、50名の運用でも私は大変狭い。

これはほかのところでも同じだというふうに思うんですね。ですからぜひ今までの事例が狭いところだということで、このままかもしれませんけれども、ぜひこれから新しく建てる多摩平のさくら学童クラブについては、施設を広げていただきたい、このことについて3点を質問をいたします。

○議長（小山良悟君） 鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

学童保育事業につきましては既に長い歴史、経過があるにもかかわらず、いまだ公的に制度が確立されていないということで、したがってその運営に当たりましては多くの問題点等を抱えておりまして、非常に苦慮するところが多いわけでございます。

第1点目の全員入所の対策ということでございますが、学童クラブの設置に当たりましては、小学生の低学年を対象とすることから、つき添いなくして、徒歩で安全に通える行動半径に1カ所設置するのが好ましいという考えからいたしまして、1小学校区に1クラブの設置基準により整備を進めてまいりました。

児童数の減少して行く中で、反比例いたしまして、学童保育児だけが増加してきています。また年度によっても、また地域によっても大きな差が生じてきておるのが最近の傾向でございます。

平成2年度の入会状況でございますが、19クラブございます、1クラブ45名の定員でございますので、高幡につきましては50名ということでございますが、定員865名の定員に対しまして、入会申請者771名の89%でございます。定員に満たないわけでございますが、先ほど申し上げましたとおり、地域的なことからクラブによっては定員を超えているところもございます。このため定員を40名ふやしまして、509名でスタートしたところでございます。しかし4月1日現在なお38名の入所保留が出ているのが実態でございます。特に御指摘のありました滝合、旭が丘では10名を超える入所保留が出ています。これらにつきましては、臨時的な措置になる部分もあろうかと思いますが、全員が入所できるよう、現状解消に向けて努力していきたいというふうに考えております。

それから2点目の職員の配置でございます。職員の配置につきましては、明確なこれも規定がございません。市においては、東京都の指導要綱、こういうところを準じまして、児童の危険防止、あるいは——1年生から3年生が対象でございますので、その辺の集団指導的な見地から、概ね児童20名に対しまして、指導員1名の割りで配置しております。したがって、1クラブ定員45名で欠席率等考慮した中で、職員1名、嘱託職員1名、これにつきましては当然資格のある職員でございます。この2名を配置し

ております。また定員45名を超えて、50名までという場合には、さらに1名の臨時職員を配置して、3名で対応することになっております。

また2名配置で体制を組んでいるところで、休み等で職員の欠が生じた場合には、各児童館にそれぞれフリーの職員1名を正職員でございますが、1名を配置しておりますので、その職員で対応するというをとっております。

それから3点目でございますが、さくら第二児童クラブでございます、この設備の拡充でございますが、現在第五小学校の改築工事に伴いまして、本年度校庭内に建築することは決定しております。旧校舎の取り壊しと整合を持たせるために、建設が急がれているところでございます。できれば夏休みに入る前までに建設いたしたいというふうに考えております。

クラブの規模でございますが、軽量鉄骨造の平屋建てで、概ね100平米ということにしております。これらは昨年建設いたしました潤徳小学校並びに第一小学校のクラブ、これと同一規模でございます。学校内の校庭をお借りするわけでございますので、学校教育の方に支障のない範囲で土地をお借りいたしまして、独立した学童クラブを設置していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 再質問いたします。

定員が70名以上の学童クラブ、これもかなり三多摩ではあるんですね。三鷹75人、府中76人から70人、東村山75人、国立70人、清瀬80人、東久留米82人、多摩80人、こういうふうに70名以上の定員のところありますし、そして定員に関係なく全員入所になっている市、これも三鷹、国分寺、こういうふうに狛江、小金井、ここもそうです。その中で、保留児童数が入所申請者だけでも、225名になっているというところもありますし、希望者が多く、入所申請をあきらめた人を抱えていることもあるなどということで、10人以上の保留児を抱えている市、去年の例でございますけれど、八王子とか日野、日野は昨年33人も保留児がいたわけでございます。ですから私は毎年、毎年このような繰り返して、場当たりにプレハブを建てて、子供たちをそこに入れるという、そういうことでなくて、やはり定員の枠を広げていかなければ、学童保育のこの事業を本当にやっているんだというふうにはならないと思うんです。今までの運動によって、本当にお母さんたちが御自身たちの働く場も保障するためにも、そして子供たちの放課後を豊かに伸ばしていくためにもということで、働きながら夜は担当の部と交渉したりして、このように弾力的な対応を立てていただいておりますけれども、私はぜひこの定員の枠を広

げる、このことを真剣に考えていただきたいと思います。その点についてまずお尋ねすること、それから具体的には滝合の問題でございますが、現状解決していきいたいということでございますが、どのような解決をしていくのか、もう新学期、明日が入学式というふうにちょっと聞いているようでございますが、もう子供たちはすぐ入学をしていきますと、ランドセルを担いで、学童保育に行かなければならないわけでございますが、入れた子供たちはいいわけですけれども、入れない子供たちはどこに行ったらいいのか、おうちにおばあちゃんがいらっしゃる、おじいちゃんがいらっしゃるおうちではいいですけれども、そうでない共働きのうちやあるいは母子世帯、父子世帯の家族もいらっしゃるかもしれないんです。そういう方たちがどのような対応をしていくかということで、私も大変心を痛めております。この滝合について具体的にどういう方向で市は考えているのか。私は市ではプレハブを建てるかもしれませんが、その際も予備費でも回してすぐにもこれは対応していかないと、6月を待っては間に合わないという、こういうふうに思います。ですからこの具体的な中身をぜひお知らせいただきたいと思います。

それから五小の問題ですが、潤徳、一小で同じ規模の建物を建てたから、多摩平もさくら第二もだめであるという、こういうことではなくて、これから次に建てる、あと一つ建てればすべての小学校区で学童クラブができるんです。これは今その全部の小学校区で学童クラブを実施している自治体が非常に多くなってきておりますね。私は日野市も大変誇りに思っておりました。あと一つあれば、すべての小学校区に学童保育やっているなどということ、大変喜んでおりましたけれども、今全部の学校でやっているところは多いわけですから、ぜひこういうことで、前例があるからということではなくて、さくら第二についてももう少し広い建物を建てていただきたい。それが父母の要請でもあるし、また子供たちがその中でこれから毎日過ごすわけですから、その検討をお願いしたいということと、教育委員会に質問いたしますが、その建物を、もし100平米以上のものを校庭に建てた場合、私も現地を見てまいりました。かなり広い敷地の中に建てるわけですから、それほどちょっと広げても大丈夫じゃないかなというふうに思いますけれども、まあ学校の考え方もあるわけですし、校長先生並びにそこで働いていらっしゃる先生方の意向もあるわけですから、一概にはそのことは言いませんけれども、教育委員会としては、第五小学校のさくら学童クラブの敷地の中に、もう少し広い建物を建てたら、困るのかどうか。その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

第1点目の定員枠の拡大でございます。これにつきましてはただいま御指摘のように、現状のままでは1クラブ1クラスということでございますが、全員の方を、入会希望の方すべてを入所させるということになりますと、当然2クラスですか、1クラブ2クラスというようなことになろうかと思います。もちろんそれに伴いまして、職員の配置等の問題も出てまいります。また先ほど申し上げましたように、入会する学童クラブそのものの制度、これが明確でないということで、非常に我々としても苦慮するところは多いんですけども、一応私どもとしては、これまあ措置という言葉は適切ではないと思いますけども、一応その基準に従いまして、またその基準、それから年齢の問題ですね、そういう順位をつけまして、入所させております。そういうような関係で、とにかくお母さんがお勤めで、どうしても子供を預けなくちゃならないという、すべて必ずしも同じ条件ではございません。中には家庭でおばあちゃん、おじいちゃんがいらっしゃる方もいますが、おじいちゃん、おばあちゃんじゃおぼつかないんで、入れてくださいという方もいらっしゃいます。たまたまあいていればそういう方も入れるんですけども、そういう方当然入所の資格としては下の方にランクされるというようなこともございます。

これからは恐らくどこの市においても、これ以上働くお母さん方が増加する中では、当然2クラス制度も考えていかなければならないのではないかと感じをしております。

また2点目の滝合小学校の解消対策でございますけども、すでに現在の施設では、これ以上の入所は運営上、また管理上も非常に困難でございます。そんなことでできればプレハブを建てまして、入所させていただくというような方法も取りたいと思っております。それ以外に解決の方法はないんじゃないかというふうに考えております。しかしそのプレハブ、まあリースになろうかと思いますけども、いますぐというわけにいきません。予算措置等もしてございませんで、できれば予算を計上させていただいて、6月当たりの補正で、早く設置していきいたいというふうに考えております。

その間どうするかということでございますが、もちろん父母会等の御理解、御協力もいただきながら、その解決策としては、私どもとしては現在つくし、あるいは平山小の学童クラブはこれ非常に定員に満たないわけでございますので、そちらの方へ入会していただく。またこの場合通う行程が長いわけでございますので、また道路の危険もございますので、その場合には職員を1人配置して送り迎えをするというような方法も考えるわけでございます。いずれにしてもその解消には努めていきいたいというふうに考えて

おります。

それから五小の施設の拡充でございますが、100平米じゃなくもっと大きな施設というところでございますが、今までは1学童クラブ、1クラスという基本できております。そのようなことで定員45名、この定員45名も基本的には40名を定員ということで、出席率等勘案いたしまして、45名の定員ということにしております。そういうようなことからいたしますと、大体100平米が十分とは言えませんが、適正規模だというふうに考えております。

ちなみに東京都の現在の平均面積は、大体98平米というふうに聞いております。また市内の学童クラブを比較いたしましても、空き教室等利用しているところは、これ教室の関係で1教室60平米ということで、2教室使っておりますので、125平米ぐらいになっておりますが、そのほかの学童クラブにおきましては、大体100平米未満、あるいは100平米、概ね100平米というところでございますので、さくら第二につきましても、昨年同様同規模の学童クラブを建設していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） 五小の校庭の中への学童クラブの建設で、面積の問題でございますが、従来学校の教育目的のために学校の敷地を使うということであるわけですけれども、今までのいきさつで空き教室を使うのと、それから校庭の一部の面積を使いまして、学童クラブを建てているのと同じでございます。

学校の空き教室以外でつくるところにおきましては、従来学校現場と協議をいたしまして、そして学校によっては非常に面積の小さいところ、やや大きいところというふうにあるところがございますが、先生方の御理解を得て、そして最小限度ということで現在のものをつくって続けてきているところでございます。

五小の建てかえに当たりまして、その従来のおりの考えをもちまして、学校に話をよくして、そしてこの面積を決めて、五小の建てかえにつきましてもこの面積を除外して、申請をして計画を進めているところでございます。これからわかにかまたこの面積を変更するということができるかどうかというようなこと、ちょっと今ここでわかりません。計画の中では、このお貸しする面積を福祉部の方にお話をし、そしてこの予定が今まで進んできているところでございます。

五小につきましても、空き教室がこれから新たにつくるものですから余裕がないのが実情でございます。それから面積につきましても、そういうことで決めてありますので、

協議会等を通しまして、建設の補助の関係、いろんなことにかかわりが出てくるのではないかとと思いますが、現状ではそういう状況でございます。

○議長（小山良悟君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） ありがとうございます。

それではもう少し質問いたします。滝合の問題については対応するというところでございますが、やはり1年生が遠い、学区以外のところに通うということは、職員をつけても私は大変だというふうに思うんです。ですからこの点については、ぜひ父母会もございまして、また入れなかったお母さんたちもいらっしゃるので、その方たちとも十分話し合いを進める中で、早急に対策を立てていただきたいというふうに思います。

それから旭が丘の問題でございますが、旭が丘学童クラブも11名入れなかった、まあ人数がちょっとまた変わったかもしれませんが、これに対する対応をどのように考えているかということが1点と、それからもう一回多摩平のさくら学童についてお聞きいたしますが、父母会の要求では、敷地はそのままにして2階建てをという、こういう要求があるわけですが、2階建てについてはどうなのか、これをお尋ねいたします。

それから、私はやはりこれは自治体の責任として、保育園の入所と同じように学童クラブもやはり保育に欠ける児童として見ていかなければならないという法律的な解釈が通じるのではないかというふうに思うのです。ですがやはり私はこれは国の本当に大きな責任がまず第1あるわけですけれども、自治体としても現在の児童福祉法の中で、24条で私も保育園の運動やっておりますときに、このこと随分引用いたしましたが「市町村は政令で定める基準に従い、条例で定めるところによって、保護者の労働、または疾病などの事由により、その看護すべき乳児・幼児、または第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがあると認めるときは、それらの児童を保育所に入所させて、保育する措置を取らなければならない。」この中の第39条第2項、このところができたいきさつ、これは1949年の6月の児童福祉法第3次改正、これによってこの法令が決めたわけでございますけれども、このことについてもこの趣旨、これをつくった趣旨ということが述べられておりますが、「この目的、保育所は日々保護者の委託を受けて、その乳児、または幼児を保育することを目的とする施設であることは、第1項に規定する。しかし現在の社会情勢のもとでは、主として勤労者の家庭、特に両親が共に労働に従事している家庭の就学児童は、放課後帰宅しても、両親及び兄弟が家庭に残っていないために、おのずから好ましくない環境に出入りするようになり、その不良化の道をたどる可能性が多分にある。かかる児童に対しては、学校においては放課後、余暇指導

をすることが最も望ましいものであるが、その点が十分行き届かない児童を保育所に放課後入所させて、良好な環境で学習指導等の余暇指導を行う必要がある場合があるのである。」こういうふうに述べております。

ですから私は学童保育も、この保育所の入所措置を受けるようにしよう、これがこのできたいきさつであるわけですから、乳幼児と同じように私は児童福祉法24条によって、このことはやっぱりすべての子供たちがその生活を保障されて、愛護されていかなければならない、あるいはまたすべての国民が児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならないという、こういうことの中で、私はこの児童福祉法24条、これをぜひ日野市においても、学童保育にも適用させて、このことが本当にやっていけば、私は全員入所、このことに道は開けるといふふうに思うんです。これをやらないからこそ、毎年、毎年こうした形で学童クラブのお母さんたちが運動をやって、そしてとりあえずは何とかしなければならぬということ、プレハブを建てたり、また自主的な保育をやっていく、こういう状況ですので、この、今私が述べました児童福祉法第24条、このことについて見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

1点目の旭が丘の対応でございますが、幸いにもここにつきましてはプレハブがございますので、その中で職員を配置いたしまして、対応していきたいというふうに考えております。

それから2点目のさくら第二クラブでございますが、さくら第二クラブの現在の入会者は、49名でございます。50名をオーバーしないで、49名にとどまっております。面積の関係でございますけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、市内のほかのクラブとのバランスもでございます。さくらだけ特別扱いということもいかかと思っておりますので、これらについては100平米ということで御理解賜りたいというふうに考えております。

それから3点目の児童福祉法の24条でございますが、これは保育に欠ける児童の保育でございます。これはもちろん法律で規定されているわけでございます。これまた公共団体の固有の事務であり、義務でございます。幸いにも最近には保育園児童の保留児は出ておりません。今年度も大体入所ができております。たまたま——場所を特に指定される場合には入所ができない場合もございますが、これらについても十数年前までは保育所であっても保留児が出ているというような厳しい状況、ございました。そのようなことで小学就学児童の低学年についても、これから同じ精神でやはり対応していかなければ

いけないのではないかというふうに、担当といたしましては感じているところでございます。今後とも努力はしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小山良悟君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） それでは最後に市長から、私が今まで述べてまいりましたことに対しての市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 学童クラブのことで多少——保留児という言葉が使われておりますけど、機構どおりにならないというところがあるということで、今いろいろと工夫をいたしております。まあ学童クラブというこの事業であります。先ほど児童福祉法に基づいた保育園のこと、つまり措置児とは違うわけでありまして、措置児が残っているということは、これはまさに地方自治にも自治体にも非常に解決の苦慮する時期がございました。今何軒か、春に間近になって、こういう状況が生まれるわけでありまして、保育児が、つまり5歳児が就学時になって、まあ最寄りの学校にそれぞれ入学いたします。幼齢でありますから、3年生ぐらまでは何とかこれは——よく私も保護者の方にも言うんですが、保護者のためにやっているんじゃないやありません。子供をほうっておけないからやっているんですということを時々申し上げるわけでありまして。本来制度として確立しておれば、もっともっと制度化が可能なのですが、国も無関心、東京都もほぼ無関心、自治体が工夫と知恵を絞りながら、何とか間に合わせてやってきたという経過で、日野市の場合はクラブの数におきましても多いわけでありまして、たまたま学校の余裕教室が生まれる時代に入りましたので、本来は学校は教育制度の場ですから、文部省の見解では学校に学童クラブを置くということは、はっきりわかれば行政指導をされると、こういうような事情もないわけではございません。

そういうことですから土地を借りたり、プレハブをつくったりしてとにかく応急に対応してきたという経過でございますから、ある程度理解もしてもらわなければなりません。

そして定員という言葉は本来ないわけでありまして、基準の数というふうに言うべきかと思っておりますし、それから非常にギリギリに追い詰めると、それじゃ3年生の方はひとつ一段繰り返して、一年生、二年生を完全に入れていかなきゃならないというような論理になりかねません。ですから余りギリギリに詰めないで、いろんな工夫をしながら、なるべく希望者をお受けするそういう工夫、努力をするということで解決をしていきたいと思っております。

3件、今いわゆる過剰な、これも保留児という言葉は当たらないわけですが、希望に添えない員数がある。プレハブを増築をしたり、それから今ある施設をより拡張して使ったり、いろいろ工夫を今してほぼ受け入れが可能だというふうに聞いております。

それからさくら学童の場合、つまり第五小学校に建てる建物の場合、これは議論すると非常に厳しいものになってまいります、若干工夫をして、控えの部屋というか、そういう形のものも用意して、余り公表できない部分もあるというふうに御承知しておいていただきたいと思います。ですから大きくは問題は解決しているというふうにお答えをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君） 今、市長から答弁いただきましたけれども、やっぱり国の問題が私はネックにあるというふうに思います。やはり国も東京都も積極的な姿勢の中でやらないから、日野市が、日野市だけでなくほかの自治体も同じでございすけれど、それぞれの自治体が苦勞しながら子供たちを入所させるために学童クラブをつくり、対応しているわけです。ですから私はほかのところでも制度化を求める意見書などを最近は大分上がってきております。こういう制度化を行う意見書を議会で一致して、国の方に上げるとか、また児童福祉法を改正して、先ほど私が述べましたところに、やっぱり学童保育の問題もきちっと法律の中に入れていく、このことも必要です。それから財政的にも国の方は、今一施設69万円出しているということになっておりますけれども、この中身も3分の1は県、まあ東京都になりますけれども、とか日野市、そういう形で全部が69万円出るわけじゃないわけですから、この財政的な面でもきちっとした国の方が特別会計の方から出ている、こういうことでなくて、一般会計の中からきちっと出していく、このこともやはりやっていく必要があると思います。

それから学童保育の施設の設置基準、これも小学校の施設の設置基準と参照して、これとあわせるような形で、児童1人当たりの面積をきちっと決めていったもの、そして子供のこれからの生活と、発達を保障するにふさわしいような施設と、そしてまたそこで働けるきちっとした指導員を配置する。このことが私はこれからの学童クラブの運動においては、私たち自身も一緒にやっていく必要があるというふうに思います。これからも——先ほど滝合小学校、それから旭が丘小学校の入れない人たちが大量に出ている問題についての対応については、プレハブを建てたり、また現在あるプレハブで対応していくということでもございましたけれども、この場合も1人のきちっとした職員を配置するのではないということになると思うんです。ですからきちっとした専門の職員をつ

けて、今行っている学童クラブの児童と、それから入れなかった子供を仮にそこに入っていたと、そういう子供たちとの間に差別がないような形で対応していただきたいというふうに思います。

またさくら学童クラブについても、このさくらについては本当にあちらに行ったり、こちらに行ったりという長い年月の歴史を私もよく承知しておりますので、ぜひ何らかの形でさくら学童クラブの方たちの期待にこたえられるような形で、市の行政として責任をもってやっていただきたいというふうに思っております。今後とも皆さんと一緒に運動をさらに進めて、国の制度に向けての私たち自身のこれからの方向も一緒にやってまいりたいと思います。長時間ありがとうございました、終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって15の2、学童クラブ全員入所対策と「さくら第二学童クラブ」の施設拡充についての質問を終わります。

一般質問16の1、日野台経由バス路線新設についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員 登壇〕

○19番（板垣正男君） 日野台経由バス路線新設についてと題しまして、一般質問を行ってまいります。

今議会、循環バスを望む声は大変多かった議会だと思います。昨年の12月議会でありましたけれど、私はこの問題について取り上げました。従来からも議会では多くの議員から論議が行われてきたところでもありますし、市側もそれにこたえて数々の努力を行ってまいってきたあとが、この間ずっと続いてまいっているわけでありまして。

私は本当に住民の方々が強く望んでいるということの一つに、このバス路線の市内全域にわたる新設が行われるということの必要性の中でも、特に日野台の住民の方々の切実な声というのは一層強まってまいっている、このように考えているわけでありまして。それゆえ今回の議会でもこのテーマで質問をするわけでありまして。これまでの論議で市側の考え、現在までの取り組みの状況などが細かに報告されてまいりました。私も問題点をずばり伺ってまいりたいと思います。

日野台にはかつて市役所の出張所がございました。住民は出張所で大方の手続きを済ませるといっていただけていたわけでありまして、それが廃止されたという経過をたどっているわけでありまして。さらに動く窓口の運行も行われておったわけでありまして、これも廃止をされて今日まで来たわけでありまして。これらのことで住民の方々が不便を感ずるといっては当然あるわけでもございまして、従来から動く窓口の廃止な

どによって、それにかわる交通というようなことなども考えられてまいってきていたわけであり、恐らく市長の頭の中にも何とかして日野台経由バス路線の新設ということをいろいろと検討されておられることと思うわけであり、私達も当然この動く窓口の廃止に伴う代替という意味においても、新しい路線の設置というものが必要だということを繰り返し強調してまいってきたわけでございます。そしてこれまでの企画財政部長の説明にありましたように、バス路線検討委員会が設置されまして、この答申も出てまいってきているわけであり、この答申に基づいて、市側の具体的な京王帝都との協議、あるいは独自の検討も進められてまいりました。そして市役所経由の現行運行バスの発足というようなことも見てきたわけでございますし、そういう点では一部地域の足の利便というものが解消されつつある現在でございます。しかしこうしたもとも、現在多少なりともこのバス運行が新しくさらにふえていくという点で、ちょっと停滞しているのではないだろうか、こういう気もするわけでございます。たしか昨年度でありましたけれど、京王帝都との協議の中で、当面する路線として三つの、まあ路線の早急なる対応を要求したことがあるわけでございます。これは一つは高幡不動から聖蹟桜ヶ丘へ抜けるコースと、もう一つは高幡・豊田間のコース、もう一つは日野台経由の路線であります。高幡、桜ヶ丘の経路については現在、関係住民との協議が進められておりますし、高幡・豊田間のコースにつきましては、道路の事情等によって非常に困難な現状であるということも説明されてまいりました。

日野台のコースにつきましては、京王帝都が採算が取れないということを理由に、一たんはできないと、こういう回答を行ったところであります。しかし市側が一層努力いたしまして京王帝都に再調査を行うよう強く要望を行ったことに基づいて、現在京王帝都が再調査を行っているところであります。こういう経過を踏まえまして、私は日野台経由のバス路線というのは、実現可能な方向に今進んでいるのではないかという気がするわけであり、京王側の調査の結果が出てこなければ、これは何とも言えないわけであり、京王側の再調査とあわせまして、市側もこれまで市の財政負担を行ってでもこの路線の新設ということについて、強く申し入れを行ってまいってきているということも報告されているところであります。

ですから市側、そして京王側ともこの問題が取り組みつつあるわけであり、採算の面などを理由として、私は、やっぱりだめだったということにならないように、調査結果を待つまでもなく、繰り返し京王帝都に要望を行っていくということが、大切ではないかと思うわけでございます。そのことを基本に置きながら、とりあえず日野台経

由のバス路線を新設するということに力を注いでいただきたい、こう強く要望する次第であります。

日野台経由の路線といっても、日野駅から日野台二丁目、四丁目を經由いたしまして、多摩平を通り、豊田の駅へ抜ける。また逆のコースもあるということになるわけでございます。この間市立病院や市役所へ接続するコースも当然考えられるわけであり、また昨年の12月に私が一般質問で取り上げた際にも、例えば日野駅から日野台を經由して、豊田の駅へと抜けるコースが一つのコースとしてでき上がった際にも、始発・終点ということで、そこで一たん終わってしまうというのではなくて、他の路線へと通ずる、つなげると、こういうコースが必要なんではないかと思うんです。

例えば豊田の駅前で、バスを下りると、ほかの方に接続をするというようなことで、短時間で接続できれば、それはよろしいわけであり、例えば1時間待つとか、1時間半待たなければ他の路線に接続できない、利用できないということになりますと、これは非常に不便になるといいますか、利用が半減してくるのではないかという危惧もあるわけであり、住民の方々の駅方面、あるいは市の公共施設への利用ということを考えて、最も利便の方法を市側の要望として京王帝都に伝えておくということが必要だと思っております。

さらに今議会、企業公社の設立ということが市長から提案されてまいりました。必要な予算も議会で承認されたわけであり、この企業公社の設立の趣旨には、市内循環バスを走らせるということも含んでいるんだということが、再三にわたって市長から説明されてまいったところであります。このように考えてまいりますと、いよいよ循環バスの路線の新たな延長ということが具体性を帯びましてきたというふうにも考えられるわけであり、新しい市の独自のこうした施策の前進のためにもいろいろと創意工夫が展開されて、新しい路線の延長というものが姿をあらわそうとしている、こう私は受けとめているわけでございます。

そこで私はこの問題について、これまでの答弁でももちろんあるわけであり、新しい事態の展開等がこの間あったかどうか分かりませんが、もしあるとすればそういう部分も踏まえて、路線バス、延長、あるいは新しい地域の新設ということについての考えをお聞かせいただきたいと思うわけでございます。もし仮に市側はこういう点での具体的な要望を京王帝都に行っているんだ。例えば停留所はこういうところか、何か所かというようなところまであれば、お答えしていただきたいと思うわけであり、まだそこまで至っていないということであれば、これはやむを得ないところだと思わ

けでございます。

市内全体の路線バスを走らせる、あるいは循環バスを走らせるということを踏まえつつ、日野台経由について現在まで至っている到達点、市側の考え、お示ししたいと思うわけでありませう。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 循環バス、あるいは具体的に日野台の地域のバス路線の御質問でございます。前にもお答えしたとおりでございますが、この地域の問題につきましても、すでに質問の中にもありましたとおり、3カ所の問題を早急に実現するために努力してきた経緯でございますが、高幡から豊田間の問題につきましても、現状保留の形になっております。よって先行して高幡から三沢を経由し、百草、聖蹟桜ヶ丘の折り返しでございます、これを具体的に題にかけて推進を進めてきました。これにつきましても、現在なお地域の住民の方と交渉中でございますので、できるだけ早い時期に努力していきたい。また路線の変更も多少あり得るといような考え方でございます。

なお日野台地域の問題につきましても、現在京王に申し入れをしている中で、1度は2種路線での開発は困難であるといような回答をもらった経緯につきましても、御報告したとおりでございます。しかし再度市としてもどうしてもこの路線については、住民の立場を考えれば必要であるとい強い要請を、長い経過の中で続けてまいりました。よって現在は、約束している時点では早急にこの乗降客につきましても調査をやるということで、ただこの路線につきましても、今議員さんからの質問の路線、あるいは他の路線等を含んで2路線等を考えながら、調査をするということでございます。よって具体的な停留所等の問題につきましても、現状ではその調査の上で確定するといような考え方でおります。今の時点では決めておりません。これにつきましても一層その調査の結果を踏まえ、財政負担の問題、あるいは自主路線になるのか、これは明確ではありませんが、できるだけ自主路線の方向を市は強く打ち出して、運行を実現していきたいといふふうに考えております。調査の結果によって、今後協議する問題になろうかと思ひます。

なお全体的な路線バスの関係では、特別委員会、あるいは議会の中で乗降客の多いところについての雨天の場合の屋根の問題、あるいはお年寄りが待ち合はするのためのいすの問題等も幾つか要望を出されているわけでございます。おのおのその調査等も進める中で、京王側にもできるだけ早い時期に設置要請をしているところでございます。今の

御質問の趣旨踏まえまして、十分対応し、路線の開発に努力するつもりでございます、以上でございます。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 市側の再度の京王帝都への申し入れによって、京王帝都が1路線の調査だけではなくて、日野台経由を含めて、2路線の調査・検討を行っているということでございます。これは一歩前進した方向での検討が行われているといふふうに私は受けとめているわけでありませうが、これらが住民にもおっしゃった形で調査結果が出るよう私たちは期待するものでありませうが、そうした方向を出していくということにも、やはり市側の積極的な今後の対応といものが求められるんではないかと思ひます。なお私たちも一層努力はしてまいりますが、こうした住民の声、実態などをよく京王帝都に反映させまして、1日も早く住民要望にこたえていただきたい、このように思ひわけでありませう。

市長の今後の取り組みの決意のほどをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 御承知のとおり日野市域は京王バスが運行の独占免許を持っておる、したがって京王がその気になってくれないと、バス運行すらできない、まことに情けない状況にあります。また京王は、よく議論といたしましては、採算の取れない仕事は企業としてはできないんだということでありませうから、それじゃ公費負担をしてもやってくれ。まあ大企業になりますと、バス1台を運行する運行単位といものがあるそうですが、これは我々の素人計算とは大変差があるわけでありませうして、説得力がないと、よく私は自動車会社には奮起を求めるといわけでありませう。

まあ近ごろ聞くところによりますと、陸運局の当局も自治体が関与すれば、何か独占免許はまた特別の考え方をいれ得るといふふうにも聞きますので、そういうことでひとつ市民の足を守る手段としていろいろな工夫をしてみたいと思ひます。確かに採算が取れないからやらないといものも一つの論理でありませうが、やってみないとわからないでしょう、場合によってはたくさん子供やお年寄りまでバス券でも配って、採算が取れるようにしてもいいんですよといような議論にもなってくるわけでありませうして、苦勞のほどはひとつ議会でもよく理解していただけるとい思ひます。

もう一つは、確かにバス路線は、住民の立場としますると、いわゆる小回りの足としてあればいいに決まっていますけど、数を数えてみるとなかなか利用者がまとまらないといいませうか、かつて豊田の南口から高幡駅にあった同じく京王バスの運行線が今廃

止したのではなくて、休止しております。当時、いろいろ交渉してみますと、とにかく定域圏で通学・通勤の固定客といいたいでしょうか、これが七十何人しかない。こういうもつとあるに違いないとは思いますが、なかなかいざ運行してみても乗客が乗ってくれないといえますか、これは不便だから乗らないというのがありますし、役に立たないから乗らないというのもあるわけでありますから、きちんとした運行回数を保ち、時間も30分に1回くらい来ればだんだん乗るお客さんが、固定客ができてくる、これをつまり踏ん切りをさせないと、やらないということですから、それだったらひとつ自前でやってみたいというようなことにもならざるを得ないわけでありまして、市内循環バス公社というようなことをひとつ大きく考えてみたらどうだろうかというふうな状況もあります。まあ努力をするということで、当面のお答えにしておきたいと思えます。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 市長もなかなか強い決意でこの問題に取り組むという姿勢を示したものと私は受けとめております。京王帝都への踏ん切りを迫るということで、一層の努力をお願い申し上げたいと思えます。

先ほど私は市役所日野台支所と申し上げましたが、日野台出張所のことでございしますので、そのようにお聞きおいていただきたいと思えます。以上をもちましてこの質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって16の1、日野台経由バス路線新設についての質問を終わります。

一般質問、16の2、矢頭橋歩道整備の見直しについての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 矢頭橋の歩道整備につきましては、すでに議会でも取り上げてきたところでございます。その際の市側の答弁は、東京ガス、都の水道局、まあ水道部と申しますか、水道局等の協議が必要だ、早速協議を開始したい、こういう答弁でございました。端的にその後の経過をお尋ねしたいと思えます。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えします。

東京ガス及び水道部には昨年の12月に文書をもって、この移設についての検討をお願いしてあります。既に東京ガスの方から中間的に回答があった件について御説明いたしますと、東京ガスについては現在の供給ルートは、このJR中央線の西側、実践女子大学がございまして。その方から市役所の方に供給をしているところでございます。これ

については、ガス会社の方については、JR中央線を横断をしないで、JRの西側と南側で供給ができないかどうかということで、今現在その供給ルートについて検討していただいております。

水道については、現在の供給管は旭が丘の浄水場から送水されておまして、先ほどのガスと同じようにJR中央線を横断いたしまして、主に神明上、それから大坂上地域を給水をしているというルートでございます。これについてもこれにかわるルートを現在水道部の方で検討していただいているということでございます。

いずれにしてもこういう幹線的なルートを変えるというのは、非常に難しい問題でございますもんで、時間がかかると思いますが、これからも引き続きこの交渉について、市の方も一緒になりまして検討していきたいということで、進んでおります、以上です。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） その後の経過についてはわかりました。今、検討の途中のことでもありますので、説明のあった方向で今後の検討を強く望んでおきたいと思っております。歩行者の安全、特に児童の通学路にもなっておるところでございますだけに、速やかな対応が行われて、歩行者の安全ががちとられますよう再度要望いたしまして、この質問を終わりたいと思えます。

○議長（小山良悟君） これをもって16の2、矢頭橋歩道整備の見直しについての質問を終わります。

一般質問16の3、下水道の促進についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

○19番（板垣正男君） 下水道の促進についても、これまた論議の多くあったところでございます。取り組みの現状等につきましても説明がございました。森田市長、下水道問題には、下水道調査会から出発しての取り組みなどについても、詳しく説明のあったところでございます。

一口に言って、下水道は急ピッチで今進められていると、こう私はとらえることができると考えているわけでございます。今年度も約64億円の下水道費を計上いたしまして、平成4年度利用開始に向けての工事等が進められていくところでございます。そこで私は平成4年度以降の促進方、どのように進めていくかということに焦点をあわせて質問を行ってまいりたいと思えます。

関係職員の皆さんや市長を初め、下水道事業の促進のために多大な努力を費やしまして、いよいよ2年後処理場の開始というところまで事業を進めてまいりました。浅川の

処理場、八王子の処理場とも建設現場に行ってみますと、大変な勢いで今工事が行われているということもうかがえるわけであります。市内の下水管の埋設工事も各地域で行われているところがございます。

ところが平成4年度の利用開始に間に合わないという地域がまだかなりあるわけがございます。公共下水道で言えば、多摩川中央幹線の区域、そして浅川中央幹線の区域ということになるわけがございます。そのほか流域の浅川幹線にかかわる区域や、旭が丘、多摩平、日野台の地域は平成4年度に間に合うわけがございます。

そこで1点目の質問といたしまして、秋川の処理区域でございます日野台、多摩平、旭が丘、この平成4年度利用に向けまして、処理場につなぐ流域幹線ができないと、これは利用できないということになるわけであります。八王子の処理場現場を見学してみますと、4年度を間に合わせるための工事が、これも急ピッチで行われているという説明でございます。そこで今年度と来年度2カ年かけまして、日野台と処理場をつなぎます石川幹線の工事が東京都によって行われるという予定でございました。大和田幹線の工事と同様だろうと思っっているんですが、この幹線の工事の予定が計画どおり、ことしと来年度2カ年で完了する見通しにあるかどうかということをご1点目として伺いたいと思います。

2点目は平成4年度に間に合わない多摩川中央幹線区域と浅川中央幹線区域の工事を促進するという点で、市側もいろいろと検討を重ねておられるわけでありまして、一部区域を変更して工事の促進を行うということも説明されてまいりました。この幹線にかかわる区域の一部変更は、これまで、現在検討中という答弁もあったかと思うんですが、この検討中というのはどういう内容を指しているのかということを含めまして、改めて簡潔で結構ですから、変更も含めた現在の検討状況を説明していただきたいと思っております。これが2点目の質問であります。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

まず第1点目の秋川幹線の建設でございます。これは正式な名称で申し上げますと、多摩川右岸秋川流域下水道石川幹線と称しております。管の直径は900から1,000ミリ、延長にいたしまして1,080メートルでございます。これは八王子処理場から秋川幹線が走っております。その途中から分岐をいたしまして、八王子市との行政界、これは日野市で言いますと、日野台二丁目の付近でございますが、そのところに日野市の汚水を迎えにくるというものでございます。お話がございましたようにこの幹線は施行は東京都

でございます。

現在東京都はこの幹線の発注を、平成2年度として準備をしている、したがって八王子処理場の供用開始にはもちろん整合させるということで進めているということでございます。

それから2点目の浅川左岸の件でございます。これは現在未認可の部分が805ヘクタールでございます。平成2年から3年度にかけまして、都市計画法、あるいは下水道法に基づく手続きを行いまして、平成4年度から本格的に着工する予定でございます。

特にこの中で、多摩川中央幹線でございますが、浅川処理場から都市計画道路3・4・8号線でございますが、この道路を東光寺方面、新町、柴町方面に来るわけでございますが、JRのところまでは区画整理、あるいは既に完了した区域を通りまして、このルートをまず通ってまいります。JR以西の柴町の区域でございます。都市計画道路の延長で言いますと、約1,350メートルでございますけれども、この区間をどうするかということになるわけでございます。

先ほど申し上げました平成2年度に、この部分の計画変更をするかいなか、その辺を今鋭意検討しているということでございます。いずれにいたしましても、下水道の早期完成といえますのは、市民の多くの強い要望でございます。したがってこういった見直しにつきましては、日野市全体の公共下水道の早期完成と、それからあと一つはできる限り財政負担が少なく済むような、そういう視点に立ちまして、現在検討をしていると、そういうことでございます。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 日野市の区域で秋川処理区に処理いたします日野台、多摩平、旭が丘の利用を行うためにはどうしても石川幹線や大和田幹線が完成しなければならないわけでございます。東京都の責任で今後行うという予定などもはっきりされているようでございます。ぜひとも4年度利用開始というところに間に合うように、工事が予定どおり完了するよう、今後も市側の、東京都との連絡・要望等行っていただきたいことをお願い申し上げたいと思っております。

それから公共下水道の多摩川中央幹線のことでございますが、これは今部長がお話ありましたように費用がかからないという点、早期に実用できるということなどの観点で、検討進めているということでございますが、私の一つの案として、意見として聞いていただきたいと思うのでありますけれども、この変更ということを進めるということは、今後の下水道事業を進める上で大変重要なポイントにもなっているんじゃないかと思うん

ですが、例えばこの計画線というのは大体都道になる幹線に埋設されるということが一つあると思うんです。で、旧の都市計画道路名で言えば、2・2・11になるわけでありまして、今、部長の話にありましたように、新しい計画道路線で言えば、3・4・8号線に埋設される中央幹線ということになるわけでありまして。ですから東京都の協力などを得て、この中央幹線の埋設を東京都によって行うということができないかどうかということが一つあるわけでございます。

それからもう一つは例えば多摩市の流域幹線を見てまいりますと、多摩市内を二つ、流域幹線が走っているわけですね。その1本の大栗幹線というのが日野の行政境である一の宮のところから、日野の排水を通して処理場に流すということがあるわけでございます。これは非常に重要な意味を持っておりますから、当然ここにも1本幹線を引いたんだらうと思うんです。ところがこのところから、一の宮のところからさらに多摩市内をかなりさかのぼって幹線があるわけですね。単に日野の下水を迎えるということだけじゃなくて、そこからかなり多摩のものを迎えるために延びているというのが、一つあります。

それから八王子の市内を見てみますと、大きな秋川幹線というのが一つございます。そして八王子幹線というのものもあるんですね。これは日野の石川幹線や、大和田幹線と接続する、まあ大事なまた線でもあるわけです。ところが大和田幹線を接続する基点から、さらにやっぱり八王子市内にずっと延びているわけですね。これは日野の排水を迎えるということだけではなくて、八王子市民のものも当然ここに含めるためにかなり延長をされているということがあると思うんです。従来、流域下水道の幹線は二つの市町村にまたがる幹線で、しかも1本だと、その区域は1本だと、こういうふうに伺っていたわけでありまして、まあこれも一つの意見として参考にしていただきたいと思うんですが、まあ多摩市にしても、あるいは八王子にしても、幹線のルートはかなり市内にも延びているというようなことなどを考えあわせて、東京都にも意見として、これも一つ述べるということの理由になるのではないかとこのように思うんです。

それから3点目は……。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

○19番（板垣正男君） 3点目はですね、東京都の流域下水道もかなり進んでまいりました。ですから、例えば下水道にかかわる費用をまだなかなか進んでいないとなっておりますこの秋川処理区と、浅川処理区の下水道事業に、予算をかなり振り向けることができるようになりつつあるのではないかと、私は考えるわけでありまして。

例えば野川の処理区域で言いますと、流域の幹線の延長計画は18.9キロメートルありますけれど、このうち88%がもう幹線でできているんですね。それから北多摩1号につきましても、幹線の計画に対して、91%幹線がもう進んでいるということがございます。例えば荒川右岸で言いますと、これも97%幹線の工事は進んでいる。63年度末の数字でありますけれど、このように東京都が発行しておりますパンフレットの中にもちゃんと書いてありますから、ご覧になっていただければわかるとおりにございます。

今後処理場の維持管理というものも、当然それなりに費用はかかってまいりますけれど、東京都が示しております第2次東京都長期計画では、平成10年代前半のできるだけ早い時期に公共下水道を100%普及させるために、流域下水道の建設を推進する、こういう目標を掲げているわけでありまして。平成10年度前半の早い時期ということですから、11年ぐらいになるのか、12年ぐらいになるのかわかりませんが、要するに10年代前半早い時期に完成したいんだ、こういう考えを持っておりますから、従来の計画を推進すると同時に市町村の負担を軽くするというような意味合いでも、東京都の英断によって、幹線の工事など進めるということがあってもいいんじゃないだろうかということをお私に御意見として申し上げておきたいと思うわけでございます。ということに基づきまして、公共下水道多摩川中央幹線の流域幹線に計画変更して、東京都の財政負担なども大幅に投入して、そして日野市の財政負担を軽くすれば、その分ほかに振り向けることもできるわけでありまして、これらを並行して事業を進めるということなどができるのではないだろうかということをお私に御意見として申し上げておきたいと思うわけでございます。

市長にこれらの意見も含めて、今後の促進方について考えを伺っておきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市の場合、予算委員会のときも申し上げましたとおり、流域下水道方式で東京都の処理場と、それから幹線の整備促進をやっていただくその間にあわせて、日野市としては公共下水道の管渠埋設になるべく広く対応していこうと、こういうことでございます。

なおこれからの東京都との協議の中で、いろいろ工夫をしたり、それから時期を早める、あるいは経費を節減する、そういう可能性もあるというふうに考えておりますし、今御指摘のとおりだというふうに聞いたところであります。

○議長（小山良悟君） 板垣正男君。

○19番（板垣正男君） 今年度公共下水道の計画が検討され、そして来年度は事業認可を取る、平成4年度には工事の着工が行われるという予定のようでございます。ぜひとも市側の引き続き鋭意努力を要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって16の3、下水道の促進についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後5時6分 散会

4月6日 金曜日（第14日）

平成2年 日野市議会会議録（第14号）
第1回定例会

4月6日 金曜日（第14日）

出席議員（30名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 沢田研二君 | 2番 | 執印真智子君 |
| 3番 | 田原茂君 | 4番 | 小川友一君 |
| 5番 | 高橋徹君 | 6番 | 土方尚功君 |
| 7番 | 天野輝男君 | 8番 | 下村功君 |
| 9番 | 佐藤洋二君 | 10番 | 福島敏雄君 |
| 11番 | 内田勲君 | 12番 | 宮沢清子君 |
| 13番 | 馬場繁夫君 | 14番 | 福島盛之助君 |
| 15番 | 藤林理一郎君 | 16番 | 小山良悟君 |
| 17番 | 高橋徳次君 | 18番 | 一ノ瀬隆君 |
| 19番 | 板垣正男君 | 20番 | 鈴木美奈子君 |
| 21番 | 奥住日出男君 | 22番 | 夏井明男君 |
| 23番 | 黒川重憲君 | 24番 | 旗野行雄君 |
| 25番 | 古賀俊昭君 | 26番 | 市川資信君 |
| 27番 | 谷長一君 | 28番 | 名古屋史郎君 |
| 29番 | 竹ノ上武俊君 | 30番 | 米沢照男君 |

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|--------|--------|-------|
| 市長 | 森田喜美男君 | 収入役 | 佐藤智春君 |
| 助役 | 砂川雄一君 | 総務部長 | 藤浪竜徳君 |
| 企画財政部長 | 長谷川暢男君 | 生活環境部長 | 糸川滋君 |
| 市民部長 | 永瀬誠一君 | 都市整備部長 | 前田雅夫君 |
| 清掃部長 | 小林修君 | 福祉部長 | 坂口泰雄君 |
| 建設部長 | 橋本栄萬君 | 病院事務長 | 大崎茂男君 |
| 水道部長 | 高野隆君 | 学校教育部長 | 藤本亨一君 |
| 教育長 | 長沢三郎君 | | |
| 社会教育部長 | 坂本金雄君 | | |

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

| | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 落合豊君 | 次長 | 土方留春君 |
| 書記 | 宮岸一馬君 | 書記 | 濃沼哲夫君 |
| 書記 | 小林章雄君 | 書記 | 斉藤令吉君 |
| 書記 | 橋達雄君 | | |

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所 所長 関根福次
速記者 小野口純子君

議事日程

平成2年4月6日(金)

午前10時開議

日程第1 一般質問

(継続審査議決)

日程第2 下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第3 スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第4 交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第5 市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

(請願上程)

日程第6 請願第2-5号 帝人高層独身寮建設反対に関する請願

本日の会議に付した事件

日程第1から第6まで

○議長（小山良悟君） 本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員24名であります。

これより日程第1、一般質問を行います。

一般質問17の1、日野市全域の道路整備・拡張及び下水道整備について問うの通告質問者、内田 勲君の質問を許します。

〔11番議員 登壇〕

○11番（内田 勲君） それでは、ただいま議長より通告質問の時間をいただきましたので、御案内の通告質問に沿いまして、一般質問をさせていただきます。

既に関連質問がこれまでの会議の中でたくさん出されておりました、重複する面があるかと思いますが、あえてお聞きしたい点がございますので、よろしく願いいたします。

私がお聞きしたい点は、日野市全域の道路整備・拡張及び下水道の整備についてでございます。

御承知のように、昨年からことしにかけて、市長選挙を初めとする各種の選挙が実施されましたが、これらのどの選挙においても、必ずといっていいほど問題提起されましたのが、道路問題と下水道の問題でございました。このことは、とりもなおさず市民の関心が非常に高い、ということのあらわれであると考えます。日野市が実施しました日野市市民意識調査の結果でございますが、皆さんもお手元に資料をお持ちかと思いますが、この「日野市基本計画」でございますが、この中にも意識調査の結果が載っておりますように、その第1位を占めておりますのが、下水道の問題でございます。また、第2に占めておりますのが、道路交通網の整備でございます。このことから、市民の関心が非常に高いということが明らかでございます。

このようにアンケートをとるまでもなく、日常の生活の中で、私たちが実感することでありまして、例えば、道路について申し上げますと、国道20号線は八王子市から日野市に入った途端に、片側が1車線になっております。そして日野橋を渡って立川に入りますと、2車線道路に戻っているわけでございます。

そのほかの道路につきましても、日野市から近隣の多摩市、八王子市、昭島市、こういったような都市に出ますと、道路幅が急に広がっている、とこういう状況がございます。したがって、市内には歩道もなく、曲がりくねった細い生活道路がたくさん残っているわけでございます。したがって、危険箇所もたくさんあるわけでございます。な

日野市は、他市と比べてこのように道路整備の点についておこなっているのか、疑問に思うものでございます。

次に、下水道の問題でございますが、道路の整備のおくれと同時に、時代は昭和から平成に変わった今もなお、生活排水が吸い込みであったり、あるいはトイレがくみ取り式であったりする地域が、随所に残っているわけでございます。しかもJR日野駅及び豊田駅のすぐ近辺でありながらも、同じような状況であるわけでございます。

したがって、街を歩いていても、生活排水やトイレのにおいが漂っている、とこんな地域もあるわけでございます。これは一般会計特別委員会の中でも、夏井議員から指摘があったとおりでございます。

最近の子供たちは、私たちの子供のころと違いまして、例えば幼稚園に行っても、小学校に行っても、中学校に行っても、また図書館に行っても、トイレへ行けば水洗トイレがあるわけでございます。こういった環境の中で育ってきているのが実態ではないでしょうか。

そして自分の家に帰りますと、未だに水洗トイレになっていない。したくてもできない、とこういうような環境に育っているわけでございます。こういった子供たちが不満を持っていないわけがないわけでございます。この子供たちに、私たち大人はどう説明したらいいのでしょうか。もちろん不満を持っているのは、子供たちだけでございません。大人についても、同様な不満を持っているわけでございます。

私の聞いている限りでは、日野市の下水道の普及率は、多摩地域では最低のレベルというふうに聞いております。なぜ日野市民は、このように日常生活の中で、一番かかわり合いの深い問題にもかかわらず、都市基盤の整備がおくれ、多摩地域において最低のレベルの現状で、我慢しなければならぬのでしょうか。

まず、この点について、市長に御質問いたします。過去15年間の計画と、その計画に対する実施状況がどうであったのか。

そして、その計画に対して、恐らくおこなわれていると思われましますので、その計画遅延の根本的な理由と対策について、お伺いしたいと思います。

2点目は、今後の都市基盤の整備、この計画に対して本当に私たちが期待してよいのかどうか。期待できるものなのかどうか。今後の計画について、お伺いしたいと思います。

まず、この2点について、市長に答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 内田 勲君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君） ことしの春早々、日野市では市議会議員の選挙が行われて、多くの新しい議員さんを市政の場に迎えることになりました。いろいろな新しい感覚と新しい情報が持ち込まれて、将来の日野の自治の発展のために、有益に活躍をしていただくものと期待をしているというふうに、所信表明の暴騰にも申し上げております。

また、同じ所信表明の中で、急激な人口増加と都市化が進む中で、小・中学校の教育施設を初め、福祉事業の充実と治山治水を含む都市整備の推進を図って、今日の市勢水準に到達できておりますことを、市民の皆さんにも深く感謝を申し上げておる、というふうに表明をいたしました。

日野市は日野市のおのずからの歴史があるわけでありまして、これから、その歴史の中で、かつての水田を主流とする農業経営が、この地域の生活文化の支えとなってきた、とこういう歴史があります。

そして、街道としては、国道に位置する甲州街道、それから現在は都道に位置する川崎街道とか北野街道から行くといわれる南部の街道、中央線、甲武鉄道当時から、今日のJRの線に至るまで、中央線があり、それから京王線が東西に走る。いろんな意味で、日野市は、また現在の日野市域は、農村当時からかなり東西交通には利便に恵まれた地域である、とこういうことであつたわけでありまして。

そして、昭和30年代の、つまり戦後の新しい経済復興、国民の熱意によって、都市化現象が経済成長に伴って、人口の都市集中が始まり、その必要のために都市化現象が起こつたという経過は、ほんの30年前後の前からの日野の発展の経過、ということになると思ひます。

そして、東京都圏に集中する人口は、まず都心部から始まって、だんだんと周辺地域、つまり北多摩に集中した時代。また、それより広がって南多摩地域、つまり我々の地域に広がった期間、とこういう経過を経たわけでありまして、特に南多摩地域は、都心の一番外周にあるという点、それから河川の、多摩川の流域に当たりますので、水田地帯として発展をしてきたという長い期間の歴史、そしてまた、その農業形態の地域性といひましようか、その地位をいろんな形で宅地化をし、開発という形が進められた、とこういうことでもあります。日野市が地方の市にも見られるような、何世紀もの長い歴史を持った城下町とか、そういう位置づけではないわけでありまして。

ですから、ここ数十年の間に、30年前後の間に人口がふえ出して、それに伴って都市化が必要となり、その当時以来の日野の合併を行い、市政をしき、だんだんと整ってき

ているという状況は、どなたも御承知のとおりであると思います。

生活環境の整備をおくれと取るか、いろいろその取り方はあろうかと思えますけれど、私自身は、おくれというふうには把握いたしておりません。市の発展に合わせて、順序を図りつつ計画をつくり、地方自治を行うということで、今日に到達し得ておるわけがあります。当初、一番人口がふえて急がれるのは、学校とか幼児施設、それから当面の福祉施策、これらが先行することは、もう言うまでもありません。

日野市には、昭和30年代、38年当時になると思いますが、日野市都市計画というのが、そのころようやく定められました。日野都市計画です。日野都市計画に、将来あるべき街路の姿、そのことは一定の行政手法を得て、確定をしております。計画でありますから、その地域に都市整備を進める際には、その計画に沿って行うようにという、一つの指針であります。

それで、日野都市計画ができたころから、日野市でも多摩平の団地造成を一つの大きいきっかけとして、そうして市施行で区画整理事業を次々と行ってきた、とこういう発展の経過があると思います。

今日、なおその都市計画に沿って、区画整理手法を大きく取り入れつつ、都市整備を進めておる。その都市整備の一環に、50年代の調査から始めて、下水道計画を取り入れてきた、とこういうことでありまして、計画を実施するには、当然、国の法律とか、都の施策に沿う整合性を保たなければなりません。

確かに、南多摩地域は水田地帯であったという理由のために、つまり排水に困らなかった、ということが理由になるわけではありますが、いわゆる下水道事業は、排水路の持たない北多摩地域に比べると、どうしても一歩おくれた、とこういう現実には明らかであります。

それで、今日、いわゆる流域下水道という方式で、関係3市、あるいは西多摩になるわけですが、秋川の上流という地域も含めて、東京都の流域下水道事業として組まれてきた経過であります。

したがいまして、これも人口の急激な増加による、また都市化ということについては、整備がおくれているというふうにも言えるわけではありますが、一定の手順を経て事業化を図りつつ、今日、本格的な着工をする、とこういう状況になっております。

一見、客観的に、過去とは切り離して事態を見る場合に、人口のふえている状況、それから市民意識の状況、この立場からする場合に、おくれというふうに見られるのは、やむを得ない事情でありまして、そのおくれと見られないように、なるべく早く住民要

望、並びに計画の実施という形で、将来を見詰めながら前進を図りつつあるというのが、日野市の私は近代の、つまり戦後の発展の経過である、とこのように思っております。

したがいまして、教育に現実に沿わない状況があれば、これはおくれといわなければならないかもしれませんが、ハードなまちづくりにおいては、一定のテンポと時間を要するということは、やむを得ない現実でありますので、努めておくれと見られないように御理解をいただきながら、営々と事業に取り組み、今日の課題の本格的取り組みの時期に入った、とこういう状況になっておるものだと認識をしております。

それから市内の道路、これは古くから赤道の形、あるいは通過交通の形でつくられてまいっております、たくさんの路線があるわけでありまして、これらの優先順位を定めながら、都市計画道路と、それから従来の道路交通のためのそれぞれの段階の道路、都道もありますし、市道もあるわけでありまして。また、離道といわれる古い道路も、今は行政が管理をするという立場にあることは、言うまでもありません。これらを市民要望になるべく一方には沿いつつ、一方にはまたそれを先行させつつ、道路整備等に年々と一定の規模のある仕事を進めていきつつあるわけでありまして。

執行能力ということも、あるいは財政能力ということもありますので、それらを最善に駆使しながら市民要望にこたえていく。あるいは、時代の要請にこたえていく。これが行政のそのままの姿である、というふうに御理解をいただきたいものだと思っております。

総括的な冒頭の質問に対して、以上のとおりお答えをいたします。

○議長（小山良悟君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） 私、まず初めに質問した内容の中で、あえて15年間の計画といいましたのは、おわかりかと思えますけれども、森田市長体制になってから、という意味でお聞きしたわけでございます。

また、道路を先に持ってきて、下水道を後にしたということにも、私なりの考えがございまして、したわけでございますけれども、やはり道路を整備して、その道路に下水を埋めていく。これがやはり進めていく上では大事なことだろう、というふうに思うわけで、あえてそういう順番に書いたわけでございますけれども、ただいまの市長の答弁を聞いておると、下水道の問題からお答えをいただきました。恐らく、市長は遅れてない、といっておりますけれども、気持ちのどこかに下水道が遅れている、という気持ちがあるんじゃないでしょうか。質問に対して、答え方の順番が違うというあたり、意図してやったんならともかくとしまして、自然に出てくるとすれば、そういうのもあ

るんじゃないか、というような感じも、1点、するわけでございます。

15年間の計画に対して、市長はおくれているといっておりましたけれども、仮におくれているとすれば、現状を見たときに、三多摩の中で、再三申し上げていますように、最低のレベルでございますから、計画どおりやって最低ということであれば、計画に問題があったのではないかと、こんなふうに思うわけでございます。僕は立派な計画があって努力したけれども、種々の理由でできなかったというのであれば、それはそれとして理由は認められるんですけれども、計画どおり進めてきて、現在の段階で遅れていないといわれちゃいますと、では今後はどうなんだろうかと、という疑問が思うわけでございます。

過去のいきさつをいろいろ言えば、物事は何でもできないという立場で考えれば、それなりの理由は幾らでも出てくるわけでございます。そういった厳しい状況の中で、いかにそれを乗り越えていくかというのが、やはり私たちの知恵ではないか、と思うんです。そういった面にどの程度努力されたか、ということが市民から問われるんじゃないかと思えます。市民は、立派な計画よりも、その結果を期待しているわけでございます。思いがけなくまくいってしまった、これでもいいと思うんです。残念ながら、結果は御存じのとおりでございますから、市民が不満を持つのも当たり前でございます。

この市民に対して、市長がおくれている、とこういうふうに言っているわけでございますので、それは認めるとしましても、それでは、その都市計画道路の実施状況を見たときに、先般、都市整備部長がお答えしていましたけれども、整備率35.4%である。多摩地域におきましては、36.3%。三多摩の中で平均である、とこう言われています。これをどういう意図で言われたのか、本当のところはわかりませんが、この数字を見る限り、確かに多摩地域では「まあ平均的だな」と思うわけでございますけれども、しかし、この数字もよく見てみますと、やはり疑問があるわけでございます。この数字は、あくまでもこの25路線に対しての整備率でございますので、この計画を立てたときに、日野市が近隣の都市と比べてどういう状況であったのか。その時点でおくれているのであれば、やはりもっと、25ではなくて30とか35と、こういう計画を立てるべきだったのではないかと。ですから、その同じように、この計画路線に対して遂行されても、スタートの時点のハンディーがあれば、それをそのまましょってしまうわけでございます。ですから、三多摩では、恐らく平均的な見方をすれば、そのときの状況が残っているんじゃないか、とこういうふうに見るわけでございます。

さらに、この整備率の中について、私は調べてみましたけれども、35.4%を遂行され

ました。まあまあ市はよくやったな、と思うわけでございますけれども、その中身を見ますと、国が13.8%遂行しているわけでございます。都が29.2%。残りが日野市が行ったわけでございます。これを見ても「まあ日野市は良くやっているな。国と都と比べて良くやっているじゃないか」という見方もあろうかと思えますけれども、あえて申し上げますと、なぜ国と都がこんなに低いんだろうか。ましてや、この都市計画は日野市だけの問題でなくて、東京都あるいは三多摩をにらんで、広い地域にわたって計画した内容でございますので、その遂行率の中で、国と都が全く進めていない。ここはやはり日野市としましては、強く都に対して申し入れをする必要があるんじゃないか、と思うわけでございます。

しかし、だれも、御承知のとおり、日野市は革新市政でございますので、森田市長さんに都庁へ足を運べといっても、恐らく、回数とはまかしくとしましても、相手がそういう状況じゃないと思えます。

ですから、日野市の場合には、下水道の管も太くしなきゃいけないかと思えますけれども、日野市と都あるいは国と、このパイプをまず太くしない限り、この問題は解決しないんじゃないか。私はこの議会に出てくる前に、一般市民としても、常日ごろから考えた点でございます。このパイプを太くする努力をしなければ、今後、どんな立派な計画を立てても、恐らく過去の10年、15年と同じような状況が今後も続くんじゃないか、とそういう心配があるわけでございます。

したがいまして、過去にはいろんな状況があってできなかった、あるいはこんな状況であった、しかし、これからの10年は違うんだ、これこれこういう対策をとったんだ、と、もしそういう点がございましたら、再度お聞きしたいと思います。

先ほど、今後の計画についてもお聞きしたわけでございますけれども、余り明確でなかったようでしたので、この計画も含めて、それでは過去の15年、あるいは10年でも結構です。そういうところと比較して、今後、こういうところに手を打った。それなら今後は期待できるぞ、というようなお答えをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、私の方からお答えをいたします。

市内の都市計画道路の整備の状況でございます。今、議員さんも質問の中でおっしゃってましたとおり、既に完成をし、供用を開始しているものの都市計画道路、これが多摩地域で、平均でございますが36.3%。日野市が35.4%ということで、ほぼ平均に近い

数字でございます。

現在、そのほかの都市計画道路をどう取り組んでいるか、ということになるわけですが、そもそも都市計画道路といいますのは、都市計画法上、日野市の都市計画で言いますれば、日野市が原則的には建設をする、という建前になっております。

しかしながら、道路の性格等からいきまして、国または東京都が建設することですが妥当である、また適当である、というものにつきましては、市にかわって国及び東京都が建設をする、ということになっております。したがって、建設の、いわゆる着手の段階で、道路管理者をどこに置くか、ということで協議がなされる。

例えば、東京——八王子線というのがございます。3・3・2号線でございますけれども、これは東から申し上げますと、万願寺から宮、上田、堀之内、豊田を通りまして、西平山をさらに通り、八王子市の北野に通ずる道路でございます。これは、常識的には国道20号線のバイパスとしての機能を備えるということで考えるわけでございますけれども、現在、国が正式に道路として、国道として行うということの決定をしておりますのは、万願寺の区画整理区域内から堀之内の地点で、多摩平の方向に行く道路がございます。このルートの日野バイパスと称しております。この日野バイパスについては国が行うというような、そういう考えの道路になっております。

しかしながら、ごく常識的に、国が道路をつくり管理するもの、東京都が道路をつくり管理するもの、そのほかにつきましては、日野市が道路をつくり管理するという、そういうことになるわけでございますが、こういうものを整理をいたしまして、現在、国、東京都、それから日野市がどう取り組んでいるか、ということをお願いしたいと思います。

内容的には、まとめて申し上げますが、現在、東京都が、国、東京都、それから日野市、この三者で事業を既に実施しているもの、それから事業をすべく調査・検討に入っているもの、こういうものを含めると、延長にいたしまして1万9,662メートルでございます。全体の34.2%に相当するわけでございます。これを、さっき申し上げました現在の完成——いわゆる整備率35.4%に合わせると、69.6%になるということでございます。

これらは、それぞれの国及び都、それから日野市が努力することはもちろんでございますが、関係機関、関係権利者の協力が得られれば、平成7年ないし平成10年までには完了するだろう、というふうに考えております。

そのほかの道路につきましても、当然、今後、国及び都と協議をいたしまして整備に

取り組んでいく、ということになるわけでございます。

現在事業中のもの、それから現在事業化するよう取り組んでいる、こういった路線を考えますと、決して他市に比較いたしまして低い数字ではない。かなり高い数字になっている、というふうに私どもは考えております。この点については、いま少し時間をいただければ、かなりの日野市のまちづくりは理想な形で表現されてくるだろう、というふうに考えております。

次が下水道でございますけれども、下水道の関係で申し上げますと、現状と今後の計画でございますが、南多摩処理区につきましては、昭和57年に着工いたしまして、昭和63年にほぼ完成をしております。浅川処理区でございますが、これは既に認可をとってございます806ヘクタールでございますが、これは万願寺の区画整理の区域がこの中にあるわけでございますが、区画整理の区域は、区画整理と整合して行いますので、区画整理の完成と同時に完成をする。残る地域につきましては、平成5年度にはほぼ完成をする、ということになります。

この浅川処理区のうち、残る未認可の部分の805ヘクタールでございますが、これは現在の計画では、平成13年という計画になっております。今までも議会の中でお答えをしておりますが、これはできる限り事業期間を短縮する。いわゆる前倒しをするような形で、現在、計画に取り組んでいる、ということでございます。

それから秋川処理区でございますけれども、これは平成4年度にはほぼ整備が終わる、ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） どうもありがとうございます。

ただいま部長の方から、今後の計画についてお伺いしましたけれども、この計画については、特に申し上げることはございませんので、計画に沿って早期実現をしていただきたい。できれば、計画を前倒しにするような形での実施を、強く要望したいと思います。

先ほど申し上げましたように、市民は立派な計画を期待するのではなくて、その計画の結果、将来、まちがどういう状況になるんだろうか、というところに期待をするわけでございますので、立派な計画があるわけでございますから、その計画に沿って、本当に市民の皆さんが、本当に日野市に住んでよかった、期待してよかった、と言えるような施策をどんどん打っていただきたい、とこういうふうに思うわけでございます。

それから、どうしてもまだ気になるといいますか、すっきりしない点があるわけでございますけれども、私は、本日の一般質問をさせていただくに当たりまして、決して森田体制なり、森田市長を責めるつもりは全くありませんで、日野市長としまして、現状を正確につかんでいただきまして、真剣に過去5年、10年を振り返っていただきまして、そこから手落ちがなかっただろうか、あるいは今後に向けて参考になるものはないだろうか、ということを考えていただいて、その打つべき手を今後の計画の中にぜひ生かしていただきたい。そのときに、根本的に基本に置くべき現在の状況の分析が違っていたんでは、全く反省の上に立った実施ができないと思うから、僕はあえて言ったわけでございますけれども、この考え方について市長がどうとるかは別としまして、少なからずとも、こういうふうに見ている市民もいるわけでございますので、確かに市長が言われましたように、環境的には難しい環境があったと思います。しかし、長となるべく市長は、こういうことを羅列して、できなかった状況を説明つけちゃおう、ということは私は反対なわけでございます。

これが民間であれば、会社が赤字になってしまった、レートが120円になってしまった、だからしょうがないんだ、という経営者はいないわけでございます。我々も現在、円安の方向に進んできていますけれども、私のように民間に働く者からしますと、経済環境が変われば、それなりにどんどん対応していかなきゃいけない状況があるわけでございます。予算が180円で組んだときに、どんどん円高にいきまして、150円、130円、120円と円高の方向に進んでいけば、その中で、その体制についていけるように体質改善をどんどんしていくわけでございます。それは、本当に期間のない中で体質を変えていくのが、我々民間企業でございます。

過去のオイル・ショックのときにもそうでございます。そうして、いろんな難しい環境を乗り越えて今日の日本経済の発展があったんじゃないか、と思うわけでございます。この市庁舎の中におきましても、やはりそういった民間のいろんな状況を乗り越える施策を参考にしながら、今後の計画の中では実施を進めていただきたい。

そして道路を整備し、下水道を整備し、そして振り返ってみたときに「あのときには日野市は最低のレベルだった。ようやくこの多摩の中でも日野市はよくなった。変わったな」といわれるような市にさせていただきたいわけでございます。そのためには、私も市長の施策に対してできるだけバックアップをする気持ちは、持っているわけでございます。

先般、市川議員の方からも、できることがあったらやりますから言ってくださいよ、

という意見も出たじゃありませんか。やはり長としましては、1人で全部やろうと思ってもできないと思うんです。やはり人間には得意な分野と、不得意な分野があるわけでございますので、この15年を振り返りますと、市長は本当にいろんな施策を打ちまして、例えば福祉についても立派な成果を上げているわけでございます。特に御老人には本当に喜ばれている現状があるわけでございますから、そういったいい面は今後も伸ばしまして、残念ながら、この生活環境の面では問題も残っているように見受けますので、これをいかにして乗り越えるか、ということを実際に考えていただきたい。こんなふうに思うわけでございます。

それから私も、そのためにはどういった改善をしたらいいのか。例えば、現在の都市整備、企画部長さんのところの組織があれでいいのかどうか。人数があれでいいのかどうか。場合によっては増員をしなきゃいけないんじゃないか、とこういうことも考えられると思いますので、やはりそういった計画に合った人員増というものを考えながら、必要なら人を入れて実施をしていきたい、とそういうことであれば、市庁舎の中の人員の検討をするに当たっても、恐らくいろんな会派の方も賛同してくれるんじゃないか、とこう思いますので、この問題につきましては、今後も私なりにいろんな方と相談しながら、また私なりの意見を申し上げたいと思います。

今後の計画に向けまして、さらなる努力をお願いいたしまして、1点目の問題については終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小山良悟君） これをもって17の1、日野市全域の道路整備・拡張及び下水道整備について問うの質問を終わります。

一般質問17の2、日野7773番地区及び高幡地区住民の足確保について問うの通告質問者、内田 勲君の質問を許します。

○11番（内田 勲君） それでは、1問目の質問に大分時間がかかりましたので、これ以降の問題につきましては、できるだけ簡単にしていきたい、とこんなふうに思っております。

質問の2番目でございますが、バス路線につきましては、恐らくこの日野市内全域に網の目のようにバス路線を配置しないと、次から次へと市民からの要望が出てくるのは、目に見えているわけでございます。この市民生活の向上の見地から考えた場合にも、この問題は地道に解決していく必要があるんじゃないか、とこんなふうに思うわけでございます。

現在、既に3路線について検討をしている、とのことでございますが、この3路線に

ついても、ぜひ積極的に進めていただきたいということ、冒頭お願いしたいと思いません。

さらに、この問題が解決しましたら、次の計画に入るときに、次の点について、ぜひ御検討をお願いしたい、というふうに思うわけでございます。

1点目は、日野市7773番地区でございます。これは通称万願荘といわれているところでございますけれども、その一带と日野駅とを結ぶバス路線ができないだろうか。あるいは、バス路線が難しければ、それにかわる何か手はないだろうか、ということをお伺いしたいわけでございます。

御承知のように、この地域は、現在、高幡から立川市に行くバスが走っているわけでございますけれども、1時間に1本ないし3本通っているわけでございます。しかし、このバスの利用者は本当に少なく、住民が日野駅の方に行くバスができないかと思っているところへ、本当にがらがらのバスが立川の方へ行っているわけでございます。したがって、あのバスを廃止しても、こちらの路線をつくってくれないか、というのが住民の声でございます。

特に困っているのが、車のある方、あるいは車で出られる場合は、例えば日野駅の近くの病院へ行きたいというときに、車で行ける人はいいんですけども、ふだんは車に乗っても本人が病気になってしまったということになりますと、どうしてもバスなりタクシーで行かなくちゃいけない、ということでございますので、そういったときにもバスが利用できるように、という願いだと思えます。

現在ですと、元気なときには甲州街道まで歩いてバスを拾えばいいわけでございますけれども、病気のときにはそれができないということで、タクシーを使っている人が多いそうでございます。ですから、この地域について、何らかの形を考えていただきたい。確かにこの地域は非常に交通が混雑しておりますので、その道を外したところで小型バスを走らせるとか、何かいい方法があるんじゃないかと思えますので、この点について、まずお聞きしたいと思えます。

2点目につきましては、高幡地区から市役所へということなんです、いろんなバスを乗り継げば来れるわけでございますが、東豊田の地区の足確保も含めまして、できれば高幡から南平を経由して一番橋を渡りまして、東豊田を通り抜けまして、市役所へ来るようなバスができないだろうか。現在、この地域は道が狭いわけでございますから、バスが通らない、とこういふ話になろうかと思えますけれども、小型なら通れないこともないし、あと2年待てば3・4・14路線もできますので、この道路が開通した時点でも結

構でございますので、ぜひ検討をお願いしたい。

一般的に、このバス路線は道が狭い。バスのUターンする場所がないということで、都市整備が遅れているところ。区画整理がやられていないところについては、バスが入ってこないという状況があるわけでございますけれども、日ごろから下水も通っていない、道路も狭いということで、非常に困っている人が、さらにバスもない。このようにトリプルできいてくるわけでございます。せめて下水道の問題、道路の問題がおくられているのであれば、バスだけは通すとか、逆な発想で考えていただければ、なおありがたいんじゃないか。こんなふうに思うわけでございます。

この2点について、ぜひお考えをお聞きしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 内田 勲君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 2点の御質問に対してお答えしたいと思います。

1点目の質問でございますが、日野の7773番地地区と日野駅を結ぶ路線バスの確保ということでございます。具体的に自治会名まで提示した中での御質問でございますが、御承知のとおり、この地域につきましては、日野駅との連絡につきましては、大変不便な地域だということは認識しているわけでございます。

ただ、現在走らせている循環バスの中で、この停留所の確保についての議論を、かなり議論した経緯がございます。現在の路線を、高架下の道路を走らせている意味の中で、万願寺、下田、日野万の地区センターの停留所を現在設けております。しかし、そこまでも多少は遠いということについては、十分理解しておりますが、現状の中では、日野駅から国道20号線を通っての立川駅に結ぶ2路線だけしかない、ということでございます。この本数も割合少ないということで、日野駅まで結ぶのにも、なかなか出にくいということがあろうかと思えます。

いろんな経過はあるわけでございますが、この具体的な問題としては、過去には都営バスもかなり運行されていた経緯もございます。現状はありませんが、いずれにしても、万願荘地域の解消となりますと、甲州街道、あるいは今の循環バス等の利用をどう考えるか、ということになろうかと思えます。

なお、この問題につきましては、なかなか困難な問題がありますが、今後、京王に対しての現状の走らせている路線部分の要請等を検討するように、お願いしていきたいというふうに思っております。

ただ、これは循環バスということでなくして、立川、日野を結ぶ、その2路線の増発

ということで、当面、交渉をしていきたい、というふうに思っております。

2点目の問題でございます。高幡地区と市役所を結ぶ路線バスの確保、ということでございます。御承知のとおり、高幡地区から市役所の結ぶ路線バスにつきましては、現在、2系統しか運行されていないことは、御承知のとおりでございます。

一つは、日野駅と高幡不動を結んで、停留所を、実践女子大のところではございますが、この1路線。

もう1路線が、市の財政負担をしている部分としての循環バスの問題でございます。実践女子大の停留所の問題については、これは市役所の入口ということで、これはできるだけ市役所経由の中で、今後、要請はしていくつもりでございます。よって、いずれにしても、両方の路線を考えても、17往復というような状況でございます。今、御質問者の中にもありましたが、今後の課題等もありますが、当然、乗客数の問題等も考慮の上、これは今後の調査、あるいは対応を考えるべきだろう、というふうに思っております。

そういう状況下の中で、当面の課題に全力投球をしながら、今後なお一層検討を進めていきたい、というふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） どうもありがとうございました。

たしか今、お答えいただきましたように、この地域の対策としましては、非常に難しい点があるかと思っておりますので、私も無理に、すぐには言いませんけれども、今後、区画整理等進む中で、また状況が変わりましたら検討をする余地もあろうかと思っておりますので、何とか、この地域の方の足を確保する方向で今後も検討をお願いしたい、ということで、この質問については終わらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） これをもって17の2、日野7773番地区及び高幡地区住民の足確保について問うの質問を終わります。

一般質問17の3、市民の森スポーツ公園の運用と維持管理について問うの通告質問者、内田 勲君の質問を許します。

○11番（内田 勲君） それでは、3番目の質問に入らせていただきます。

市民の森スポーツ公園、大変すばらしい名前だと思うんです。非常に明るくて、今後の日野市の発展を本当に期待するというようなイメージも込めました名前でございます

て、まず、こういった近代的な名前をつけたことに対して、敬意を表したいと、こんなふうに思うわけでございます。

私だけでなく、こういった市民の森スポーツ公園という名前からするイメージはどんなものだろうか、ということ考えたわけですが、子供からお年寄りまでが、自由にして伸び伸びと公園の中を散歩したり、あるいはジョギングをしたり、本当に市民から親しまれる公園である、とこんなイメージを持つわけでございます。

しかし、残念ながら現状の施設は、特にスポーツ施設でございますけれども、冷たい感じのする柵がめぐらされているわけでございます。非常にきれいな公園と、きれいなグラウンドのある一面でございますけれども、そんな感じがするわけでございます。したがって、一般市民が気軽にスポーツを楽しむという状況に、若干、欠けているんじゃないか、とこんな気がするわけでございます。

管理の問題、その他でやむを得ない面もあろうかと思いますが、いま少し開放していただいてもよろしいんじゃないか、とこんなふうに思うわけでございます。

先日、現地に行きまして、るる見させていただいておりましたら、お年寄りの方に会って、おばあちゃんでしたけれども、このお年寄りのお話によりますと、この公園の近くのお年寄りの方は、毎朝夜が明けるとともに、この公園に集まってくるんですよ、とこんな話をしていました。毎朝、散歩をしたり、軽い運動をすることを楽しみに集まってくる、ということでした。

しかし、だれも使用していないトラックを横目に、運動をしているようでありますけれども、このおばあちゃんが言うには、私たちも若い人たちと同じようにあのグラウンドを使ってみたい。しかし、一々申し込んで使うのは、そこまではなかなかできないんですよ、とこんなふうに言っておられました。申し込めば使えるんですよ、ということで片づけてしまえばそれまでなんですけれども、やはり人間、つまるところ面倒くさがってやらない面もあるわけでございまして、それだったらこちらの公園の方を駆けていけばいいや、ということになるんじゃないかと思うんでございます。

そこで、要望でございますが、現在の使用状況を見ますと、午前9時以降が申し込み制になっている、というふうに聞いております。したがって、9時前につきましては、使用貸し出しをしていないわけでございます。しかし、フェンスに閉ざされておりますので、空いているからといって使うわけにいかないわけでございます。何とか9時以前、恐らく9時までは使わないと思います。朝方5時半とか6時ごろ集まって、7時とか8時ごろまでの間にまた家に戻るんじゃないか。そのほか、ふだんは全く運動し

ていない人でも、たまたま公園に朝出てきたらトラックが空いていたということで、ではちょっと走ってみようか、とこんなような人もいるんじゃないかと思しますので、何とかこの時間帯を有効に使えるような方法がないだろうか。

それからもう1点は、非常にこのスポーツ公園全体を見たときに、きれいに管理されて、どこか問題がないか、とこんな目でわざわざ見てみたんですけれども、全くといっていいほど問題は、僕としては気がつきませんでした。そのくらいきれいに管理されて、非常に市当局の日常の管理について、敬意を表するわけでございますけれども、この日野市のいろんな場所にこういう大小さまざまな公園があるわけでございますけれども、砂のない砂場とか、あるいは鎖が切れたブランコ、乗れないブランコ、板が割れて滑れない滑り台等々、日常の管理が大変ずさんな公園も見かけるわけでございます。

そういう状況の中で、この市民の森スポーツ公園だけは、本当に管理がされておりました。この状態を今後もぜひ維持していただきたいと思います。こんなふうに願うわけでございます。今後も、この状態を保つためにどんな日常管理をしているのか、お聞きしたいと思えます。時間も余りございませんので、本当に簡単でございますが、むしろお伺いするというよりも、現在の状況を保っていただきたい、という要望にかえてもいろいろでございますので、非常に簡単でございますので、答弁をお願いしたいというように思えます。

○議長（小山良悟君） 内田 勲君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（坂本金雄君） お答えをいたします。

市民の森スポーツ公園の中にございます、日野市民陸上競技場の件でございますが、この競技場は年末年始、それから毎月の第1月曜日、さらに国民の祝日の翌日、利用の多い土日を外しまして休場日としておりますけれども、そのほかの日は、すべて市民の皆さんの使用に供しております。

御質問の中にもございましたけれども、使用の形は一般使用と申しまして、個人の使用と、貸し切り使用——団体の使用でございますが、この二つの形で貸し出しが行われております。

個人使用の一般使用につきましては、団体貸し切りのない場合に限りまして、行われております。

この貸し切りの使用の時間の区分でございますが、午前の部が9時から12時まで。午後が13時から17時まで。全日については、これを足しまして9時から17時まで。こういう時間帯でございます。

御質問の趣旨は、9時以前の早朝利用ができないか、ということでございます。この管理をする者が、毎朝9時から勤務をしております。したがって、9時以降については問題ないわけでございますけれども、その9時以前の早朝利用については、管理者がいないわけでございまして、そういう理由もございまして、今まで早朝の対応がなされていなかったわけでございます。

ただ、この管理者にかわるような形で早朝利用の皆さんが競技会ですとか、愛好会ですとか、そういったグループをおつくりになりまして、管理者のかわりに何らかの形で御協力がいただけるようでございますれば、この早朝利用についてもそんな難しい問題ではない、と思っております。むしろこういった施設の効率的な利用として歓迎すべきではないか、と思っておりますけれども、現在、既に体育課の部内で、具体的な方法につきまして、内部で検討をいたしております。早朝利用については前向きな姿勢で対応してまいりたい、と思っております。

2点目でございますけれども、市民の森スポーツ公園のうち、この陸上競技場に当たる部分は、400メートルのトラックと管理棟がございますけれども、管理棟の周辺をスポーツ施設に位置づけまして、市民陸上競技場として、体育課が所管をしていくものでございます。外周部には園路がございまして、植栽も豊富にございます。この公園は開放型の公園というんだそうですけれども、その開放型の公園にある陸上競技場ゾーンでございますので、当初はやはり開放型の形態をとっていたわけでございます。

この陸上競技場も、私ども管理をする側といたしましては、本来的な利用に——陸上競技場でございますから、本来的な利用に期待を当初寄せていたんでございますが、開園後、陸上競技とは、その目的を異にするようなことに利用する方が大変ふえたわけでございます。

例えば自転車を乗り入れるとか、バイクを乗り入れる。この辺でも問題はございますけれども、さらに四つ車を乗り入れる。自動車を乗り入れる。さらに馬に乗って駆けめぐ。そういうようなことも出てまいりました。目的に沿わない利用で、一時は大変トラックも荒れたのでございます。管理上、困る問題が起きましたので、大変残念ではございましたけれども、1メートル20センチ程度の柵を設けまして、ここからトラックです、というような目印のつもりで管理をしたわけでございます。こうしますと、自転車、バイク、自動車、馬、こういったものの入りがなくなりました。グラウンドも、大変、本来の目的に沿った整備されたものになってきたわけでございます。

先般お認めいただきました2年度予算の中には委託料といたしまして、除草の経費

でございますとか、それから工事請負費の中には、走路、走る道の工事費用でございますとか、あるいは利用者のコインロッカー、こういった予算をお認めいただきまして、これらの予算を有効に使いまして、今後とも市民の皆様に安全で、しかも快適な競技場のグラウンドを提供してまいりたい、とこのように考えているところでございます。

○議長（小山良悟君） 内田 勲君。

○11番（内田 勲君） どうもありがとうございました。

聞いてみれば、やむを得ない面も数々あるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたようなことで、余り面倒な手続もしないで使わせていただきたい、というお年寄りの方もおりますので、何とかその希望がかなえられるような方向で、御検討をお願いしたい。

あわせて、管理の面につきましても、現在の状況が保っていただけますように、今後も日常管理を十分お願いしたい、とこういうことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうも長時間ありがとうございました。

○議長（小山良悟君） これをもって17の3、市民の森スポーツ公園の運用と維持管理について問うの質問を終わります。

一般質問18の1、市内用水の清流を取りもどすためには、下水道の完備が急務である。具体的な計画がない今日、用水の徹底した清掃を要望するの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔7番議員 登壇〕

○7番（天野輝男君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の質問は、日野市の市議会議員の選挙に当たりまして、多くの市民の皆さんとお話しする機会の中から、ぜひこういう問題を取り上げていただきたい、という問題を取り上げさせていただきます。

下水道の進捗が大幅におくれておる中で、市民要望は一日も早く下水道の事業に取り組んで解決していただきたい。そういう願いが、今回の議会で、多くの議員の皆様方から指摘されたところであります。

そこで、まだ事業認可を受けられない、また、見通しがようやく来年ぐらいに立たないと、事業認可を受けられない、この地域の方々の不安な気持ちを、私にぶちまけてきておるのが事実であります。

私は、そこで、どうしてもこれらの事業を一日も早く解決していただきたい。それに

は、内田議員の方からも指摘がありましたように、やはり私は処理場は東京都でつくるわけですから、処理場は東京都に任せるとしても、それに付随してついてまいります公共下水道の本管につきましては、やはり前もって努力をしていただきたかった、ということ強く感じておるわけであります。

そういう面で、私は大幅におくれておる、これは、このままではなかなか見通しが立たないのではないか、とこのように心配もしておるわけです。そして、市長の説明の中にもございましたように、市長の前にやっていた市長の方が、日野市の用水を利用したら——日野市の下水は用水を利用したらいいんだ、というような考え方でいたという回答があったわけであります。そして、現実には、用水の中に下水、浄化槽の水、そして雑排水を流し込んでおるのが、今、現状であります。

そして、今日では、下水道、用水を利用しておるその中で、用水組合、そして農家の人の水田をつくっている方々が大変少なくなってまいりました。そして、かつては年に一度は堀さらいをしながら、そしてこの水田をつくるための準備をいたしました。ところが、今日では水田が少なくなってしまったために、恐らくもう何10年も日野用水、また大きい本管、太い用水の中は堀さらいをしていないんじゃないか、と思うようなところがあるわけです。

そして、この事実の中で、私はたまたまその地域を通ったわけであります。そうしたら、ごみがたくさんあるし、大変用水は水が少なくなっている時期であったものですから、雑排水、そういうものだけが流れ込んでおる。大変、臭気が漂っておるんであります。私は、その中から、これらのところのごみだけは、一応取っていただいたんです。しかしながら、もっとこれは根本的に解決をしないことには、この用水の臭気、そして地域のお困りになっている方々の問題は解決しない、とこのように私は考えたわけであります。

そういう面で、今後、私は、この日野市においては、用水組合が現在あるわけです。そして、用水は用水組合に管理を、ある一時期は、水田を利用するというその時期には任せておるようであります。そういう面で、私は、もっと実際、もう水田をつくっている方が限られてきておるわけですから、用水を利用して、そういう水田をつくっている方々のところは、当然、清掃をすると思うんです。そして、清掃をしていないところは、恐らくもう水田をそんなにつくっていない方々の地域である、とこのように思うんです。そういうところに、私は、今後は日野市の森田市長の基本構想の中にもありますように、やはり緑と清流ということをうたっている限り、私はこの用水の清掃を徹底してやって

いただきたい。このように思うんです。

そして、この用水の予算というものが大変今、限られた少ない予算でありますもんで、ぜひ、用水の清掃方法と、今後の予算をもう少しつけていただきまして、もう少し清掃をしていただきまして、地域の皆様方から苦情が出ないようにしていただきたい。このように思うんですから、この2点について、お答えをしていただきたいと思います。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） お答えいたします。

今の問題点でございますけれども、主幹課につきましては、限られた体制で一生懸命努力しております。平成2年度の予算でも御審議いただきましたけれども、対前年度比の中でも25%の増ということで、前向きな姿勢で取り組んでおります。今後も、このようにすることについても努力をしていきたい、と思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） もう一つ、予算の増加をしていただけないか。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 今、1点、2点は含めた中でお答えをさせていただいた、ということでございます。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） そこで私は、日野市においては、浅川の水辺の計画とか、そういう計画を、基本計画が盛られた事業が策定されております。

そして私は、この用水です。また、川の働きというものは人間にとって欠かせないものである、とこのように思うのであります。そして、自然を通しながら、自然に親しみながら子供たちが体験をしておくということが、子供たちの情操教育にも大変役に立つ、とこのように思うのです。

しかしながら、今の日野市の用水を考えた場合には、それこそどぶに等しいわけがあります。これらのことを、私は今、この時期に位置づけをしておくということが、日野市にとりましても必要なことではないか、とこのように思うのであります。

そして、これらのことにつきまして、市長から何かお考えがありましたら、教えていただきたいと思うんです。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市内の一つの特徴といたしまして、かつての灌漑水路、

いわゆる用水の質、発達状況がある。このことが市内の景観にいろんな形で潤いを加え、また子供たちの情操教育にも、また自然を身近に感じる意識にも大変有効だ、とこのように、かねがね考えておるところであります。今、御指摘の点は、全く市の行政も同感でございます。

ただ、用水の場合、用水組合の管理をされる、つまり水利権、灌漑水利の期間、それから、その他の水を要しない期間があるわけでありまして、市内の8系統といわれております下水路の幹線は年間通水をするということで、なるべく河川からの導水を図っておるわけでありまして、冬になると工事をよくやるんですから、その導水がなかなかうまくいかない、というようなこともありまして、バイパスをつくって、そうして水を流すようにということ、特に督励をしておるわけでありまして。

毛細管的にある1枚1枚の田んぼに入る水路にまでは届かないわけでありまして、特に生活排水の流入によってどぶ状の地域があることは、もう明らかに、我々も一番頭を悩ませておるところでありますので、もっと予算をふやすとか、あるいは起動力を入れて業者に依存をする面も、改善のためには必要だろうと思っておりますので、特にその視点についても、御指摘のとおり取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） あえてこれらのことを申し上げましたのは、用水組合の方々を、何人かにお聞きしたんです。そして、実際、水田をつくらない時期があります。そういうときにも、ある程度委託して、委託料を払っていただいて、そういう形で任せていただければやってもいい、という方が、たしかいたんです。私、お話の中で。だから、そういう面で、あえてこれらのことを一般質問に取り上げたわけでありまして。

これからもやはり日野市のまちづくりの中では、何でもお金で解決したらいいという問題では、私はないと思うんです。そして、現在、あるところの用水組合、そして日野市の中にいて長くこういう水系を守りながら日野市の中の水田を、そして農地の守ってきてくださった方々のこの事業を守るためにも、私は少なくともこの用水組合の方々の意見を、用水を確保する、そして水をきれいに守る、清流にしておくという面からも、ぜひ考え方を取り入れていただきたい。このように要請しておきまして、この種の質問は終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君） これをもって18の1、市内用水の清流を取りもどすためには下水道の完備が急務である。具体的な計画がない今日、用水の徹底した清掃を要望するの

質問を終わります。

一般質問18の2、ゴミ収集は公平に市民サービスに徹せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○7番（天野輝男君） 第2の質問に移させていただきます。

ごみ収集の件でございます。粗大ごみの取り扱いにつきましては、現在では日野市の清掃課にお願いしまして、要請しますと来ていただけるようであります。

ところが、市内の植木屋さんとか民間の業者たちが、日野市の中で作業をして出たごみにつきましては、日野市においては受け取っていただけない、とそういう面がありました。そして、そのごみを町田や八王子市にお願いをして焼却していただいております。ということで、大変困っておるんだ、何とかしていただけないか、という私に要請がありました。私は、あえてこれらの問題を取り上げたわけでありまして。そしてどうぞ、他市ではやっていて、どうして日野市でできないのか。そのできない理由がありましたら、そして今後、どのような形で取り組んでいただけるかを、まずこの1点、お答え願いたいと思います。

そして、また、日野市内のごみ収集につきましては、ある程度見直しをするべきときが来ているんじゃないか、とこのように思うのであります。私も、ごみについては余り詳しくはありませんけれども、この日野市内に、私、本町周辺では、生ごみについても2回来ていると思うんです。そして危険物につきましても、週に2回来っていたように、私は議会に出る前まで、4年ぐらい前まではそう思っておったんですが、そういう面で、うちの場合には2回ずつたしか、生ごみも危険物も2回取りに来ていると思うんです。

ところが、川向こうに行きますと、生ごみは何回取りに行っているか知りませんが、たまたま危険物は週1回で、そして地主に借りてこの危険物を、ボックスを置かせていただいております。ところが、その地域は宅地造成をしまして、住宅地が30軒近くふえてきたんだらうと思うんです。そうしたら危険物のボックスに入り切れないものですから、上の方に並べてしまう。そうすると、そこが坂なものですから、ごみがコロコロ下に落ちていって、その危険物のごみを絶えず掃除をしないと解決ができない。そして、これをぜひ何とかしていただけないでしょうかという、そういうお話があったわけでありまして。

そこで、このごみ収集につきましては、私が先ほど申し上げましたように、生ごみについては2回来ていると思うんです。そして、うちの方には危険物にも2回たしか来ていたと思うんですが、今は1回になっちゃっているのか知りませんが、私はそう

いう面で、こういうごみの収集につきましては、そんなに差があってはいけないんじゃないか、とこのように思うのです。この点につきまして、お答えを願いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。清掃部長。

○清掃部長（小林 修君） お答えいたします。

1点目の、植木屋さんが請け負って枝葉を刈ったそのものは、日野市は取りに来てくれないんじゃないか、ということでございます。現状は、自分のうちの木とか枝、そういうものは自分で処理した場合は、私のところは可燃物。量が多ければ粗大のごみという形で受け入れをしております。

今、議員さんがおっしゃいました、業者が請け負うというものは、廃棄物の中の事業系の廃棄物という種類になります。ですから、御存じのように、事業系の廃棄物というのは、事業者が自分で適切に処理をなささい、というのが法律上の大前提でございます。

まあ、そういう固いことを言っていると、ごみがあふれてしまったり、不法投棄ということになりかねないものですから、今議員さんがおっしゃったように、よその市をちょっと調べてみたら、事業系の一般廃棄物という形で、その施設が受け入れられるところは受け入れるということで、受けている市があります。それは調べてみました。

ところが、日野市は、今までは業者からのそれは受け入れておりません。これは昔からの慣例で、一応施設の問題もあったんでしょ。古い施設でしたから。ですから受け入れていなかったと思いますけれども、業者の方からも「日野市も何とかしてほしい」という要請を受けまして、日野市の部内で今検討をさせて、施設に余裕ができ、またその受け入れる期間等もうまく調整をする中で、受け入れる方向で、今、内部で検討をしているというのが現状でございます。

それから、ごみの収集法、回数を見直さなきゃいけないんじゃないか、という御質問でございますけれども、今、可燃ごみは週3回収集しております。月水金コースと、火木土コースという形で、一日置きにやっております。ですから、2回ということはございません。

不燃のごみについてでございますけれども、これは週1回が原則になっております。ところが、この不燃ごみについては、いろいろの議員さんからも何度も、少し量が多くてあふれていることが多いんじゃないか、という御指摘がございました。現実、調べてみますと、ボックスの置き場のばらつきも多少あるかもしれませんし、また、その地域によって不燃物が多い、少ないもあります。そういうことで、いつかも御答弁申し上げましたけれども、業者の努力によって、週1回が原則でございますけれども、金曜、土曜

日あたりの前取りをずっとしてあって、業者が、いつもここは多い地域だ、というところは2回取るように努力しているのが現状でございます。

もう一つは、そうして努力を業者がしておりますけれども、不燃物においては、将来的には1回でなく、やはり2回収集がベターでなかろうか、と思います。それには幾つかの問題点をクリアーしていかなくちゃいけませんので、やはりこれも検討していかなくちゃいけないものだ、と今、考えているところでございます。

蛇足になりますけれども、私たちはPRしておりますけれども、不燃物と粗大ごみの区分がつかなくて、不燃物のそばへ粗大ごみを置くというようなことが、まだちょくちょく見られます。さっき議員さんがおっしゃいましたように、粗大ごみは電話をいただければ業者が取りに行くシステムになっておりますので、その辺も今後も指導していきたい、と思っているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 前向きで、植木屋さんの生ごみ、植木屋のごみにつきましても、前向きに考えていただけるということでありますけれども、特に受け入れ体制につきましても、業者がクリーンセンターの方へ持って行くわけですから、そんなに私は難しい問題はないと思うんです。そして、どういふところを改めるのか知りませんが、やはりごみを、植木屋のごみぐらい置けるところは回りにいっぱい土地が余っておるわけですから、直ちに私は置いていただきたい、とこのように思うわけでありまして、ぜひ、そのような形で、何カ月もかけて解決するというのではなくして、直ちに私はやっていただきたい。このように要請をしておきたいと思っております。

そして私は、先日、クリーンセンターに行って大変驚いたんです。どういふ問題に驚いたかと申しますと、ちょうど私は時計を見ましたら、3時30分でごみの収集車が全部帰っておったんです。そういう面で、私は3回か4回、また同じ時間に見に行ったんです。またあるんです。車があるわけですから、だから私は、あえて見直していただくことによって、この運行を、人員をうまく、車の運行を考えていただけるならば、今の体制でも十分に不燃物の週1回というのは2回にすることができる、と私は考えたわけでありまして。

そういう面で、私は、これらの車の運行状態も考えていただきながら、そして私はこういう仕事をやっていただいている方々を、とやかく私は言う必要はないわけですが、しかしながら、やはり少しずつでも内部に努力をすることによって、問題を解決する方

法があるということでありましたら、ぜひこれらの問題にも取り組んでいただきたいということ、強く感じたわけでありまして。

そして、今後は、多少改めていただけるように今言われたものから、私もたびたびクリーンセンターの方にお伺いしまして、仕事を一生懸命やっていただいておりますので、この問題についてはとやかく言う必要はないと思いますが、ぜひ役所の方で、清掃課の方で努力をすることによって解決できる面が、多分、私はあると思っておりますので、ぜひそのようなところを解決できるように努力をいただきたい。このように要請をして、この種の質問も終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君） これをもって18の2、ゴミ収集は公平に市民サービスに徹せよの質問を終わります。

一般質問18の3、区画整理事業は市民の声を反映させることに徹せよの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

○7番（天野輝男君） 第3番目の質問をさせていただきます。

日野市内の都市計画事業の進捗の中で、再開発を必要とする地域、また、事業認可を受けていながらも、市民への説明不足のために市民の多くの方々の不安感を抱いておる。そういう中で事業が進まないという地域があるようであります。

私がその中で、この地域の区画整理事業の説明会の中で、私はどうしたら地域の方々の御協力をいただけるかということが、今後のまちづくりの中では一番かぎをにぎっている部分である、とこのように思うのであります。

そして、市長が再三申しておりますように、日野市のまちづくりというものの中には、やはり大きな、大枠としては三つに大体分けられると思うのであります。高幡不動の周辺、豊田駅周辺、そして日野駅周辺であります。そして、この三つの柱の中の特性を生かすということが、今後は必ず必要になってくる、と私は思うのであります。そして、これらの計画が、そして実行したいまちづくりを進める中には、やはり50年先、そして100年先に至っても「ああここへ来てよかったな」というようなまちづくりこそ、これからは私は必要だ、とこのように思うのであります。

それで今回は、豊田周辺の区画整理事業の中で、反対しておりました方々の意見を聞く機会を与えていただきました。そして、その中で私は、彼らの言っているのも一理あると思うのであります。と申しますのは、この日野自動車の社宅でありました第一、第二豊田荘の件であります。この地域は、地域の方々の要望が強かったのか、わかりませんが、この交差点の一部を角切りをした程度で、この地域の地盤をそのまま生か

したようなまちづくりを進めておる、というところに私は問題があると思うのであります。

そして、商業地域も少し、それこそ50メートルも行ったら反対側は商業地域。そういうバランスの中で、果たして市民が協力していただけるまちづくりができるだろうか。そして、特に私は、まちづくりをする以上、その地域の協力して下さった方々が商業を営みながら、また事業用として、その土地を有効に生かすためにも、まず一番考えることが、採算が合うかどうか。区画整理が終わったけれども、果たしてこのような状態で採算が合うかどうか。こういうところに、一番心配している部分があるわけでありませぬ。

それで私も、そんな専門家ではありません。しかしながら、特に豊田の特性というものを生かす場合には、私は少なくとも豊田というのは、最終電車が、車庫がありますから、たくさんとまると思うんです。そして、この地域の特性を生かすということになりますと、日野市内においては、大手企業もありますけれども、宿泊設備を持っているのは富士電機だけで、そしてあとはみんな八王子の方のビジネスホテルを借りて、年間契約をして確保をしておく、というのが現状であります。

そういう面から見ましたならば、私は、あの地域の中には、そういう特性を生かしたところの、日野市の中では、その地域に行けばビジネスホテル、そしてだれもが利用できる場所の宿泊施設があるというようなものを、私は取り入れることが必要じゃないか、とこのように考えたわけでありませぬ。

そして、もっとよく言うならば、結婚式場なんか日野にはないんで、そして、この結婚式場を確保して、日野市で経営をすとしても、こういうものも取り入れておかならば、私は地域の皆様方の協力をいただきながら、そして日野市の財源も潤うようになるのではないかと、このように思うんです。

そのためには、財源をどうしたらいいか、ということが問題になってくると思うんです。その財源の確保につきましては、やはりこのビジネスホテル、こういうものは民間活力を動員しまして、そしてこういう施設を持って来るならば、民間企業がそんなもうからない仕事はやりませぬから、私は活力が必ず生まれてくるのではないかと、私なりに考えているところであります。

それと、日野市には、特に多摩丘陵地域の平山城址公園、これは八王子部分であります。この開発も、何か位置づけがやがて出てくると思うんです、東京都で。そして多摩動物公園、そして今、緑地信託制度を設けておるこの地域には、日野市の市長を初め

都立の美術館を誘致したいという、そういう動きがあるわけでありませぬ。

そういう面から見まして、私もあの地域の緑地の開発というものは、日野市の将来の財産になる、とこのように思うんです。そして、浅川の水辺の構想、こういうものを考えましたときには、必ず多くの都民が、また東京都からも、この地域の周辺から人がたくさん集まってくるような計画こそ、私はあの豊田の区画整理事業の中には取り入れていただきたい、ということを考えているわけでありませぬ。

そういう面でも、私が今申し上げたことが、すぐ生かしていただけるとは思いませんけれども、やはり50年先、100年先の将来的な計画というものが、今後はどうしても日野市の中で必要なんです。そういう面でも私は、これらのものを考えていただきたい。そして、特に住宅地に住みたい、ここに住宅地を確保しておきたい、という方には、やはりそれなりの配慮が必要だと思ふんです。

と申しますのは、やはり公園や、そして緑地、そういう住居環境に最もふさわしいようなものをつくっておる。そういうところに住宅地として一番いい場所に移すようなことを考えていくならば、ちょっと駅から遠くなってしまいか、わかりませぬけれども、そのような考え方で進めていただくと、大変、今、反対している方々の気持ちも、協力して下さる方向になってくるのではないかと、私には感じましたわけでありませぬ。

どうぞ、そういう面でも、ぜひ私が今申し上げましたようなところを十二分に取り入れていただきまして、そして豊田の区画整理に協力して下さる方々が協力できるような体制をぜひとっていただきたい、とこのように考えております。何か御意見がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思ふます。

そしてもう1点は、東町の区画整理事業の中で、今朝島から南側が、分譲住宅がございます。このところは、今、阿川自転車屋さんのところから北に向かって入ってまいります。靴屋さんができましたが、あそこに道路ができて、あその道路がずっと延びてくるものですから、この道路にかかってしまう方が、大変、いきなり凶面が出てきたものですから、びっくりしちゃっておるようなんです。だから、そういう面に対しましても、やはりちょっと日野市の設備が、配慮がちょっと足りないんじゃないか、ということを感じたんです、そのお話の中で。だからそういう面でも、ぜひそういう道路予定地にかかわって来る場所の、そういう方々の、せつかく高いお金を出して、ようやく買ったところを、もうそこは移転だということになると、大変お困りになって、なにかあそこの委員会みたいなものができているということを知っておりますけれども、

そういうようなことでは、私はいけないと思うんです。だから、ぜひそういう面でも、これらの道路の予定に入っておる方々の心配を取り除くためにも、ぜひ十分なる日野市の配慮が必要である、ということを感じておりますもんで、この2点について、お答え願いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えをいたします。

まず第1点目の、豊田駅前の活性化の問題でございます。ただいま、豊田南区画整理事業に対しまして、換地の作業をしております。本年の秋に換地設計を権利者の皆さんに発表し、意見を聞き、それに内容を詰めていく、とそういう予定でおります。

再開発につきましては、この区画整理に合わせまして、特定の街区を定め、権利者の皆さんと協議をしながら、その内容を相談をしていく、ということになるわけでございます。

ただいま御提言のありましたホテルの問題もございました。貴重な御意見として、今後とも参考にして検討をしていきたい、というふうに考えております。

2点目の、東町地区の区画整理の件でございます。これは、今お話がございましたように、日野警察の少し立川寄りでございますけれども、スカイラークがございまして、その付近に開発行為で宅地造成をし、家を建てた部分のことでございます。この区域につきましては、既に関係権利者との話も進めております。今後とも市の考え方を十分説明し、御理解をいただくよう努力をする予定でございます。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 特に、豊田の第一、第二豊田荘の件で、もう一度お聞きしていきたいと思うんですが、これは大体、位置づけが、現在ではできてしまっておると思うんです。そういう面で、そういう形で今までは事業説明をしてきておるんでしょから、そう簡単には話し合いの中で解決できないんじゃないか、とこのように思うんです。

そして、私は一番心配をしておりますことは、豊田の北口は多摩平の団地が昭和30年ごろからできまして、あそこもどっかかという、もう建物が古くなってきておりますもんで、そして大変人口が少なくなってきたのかどうかわかりませんが、商店街も結構入れかわっているようなんです。

そういう面から見ました時に、この豊田の北口、多摩平の方向の商店街と南口の商店街との皆さんの商売関係、競合するような事業、商店でありますれば、当然、そんなに消費者は変わらないわけですから、今度はむしろ二分されてしまうわけですから、私は

当然この商店街の方々が不信感を抱いて、どうしてもこれに反対しなきゃいけない、というような気持ちが募るのは無理もないと私は思うんです。だからそういう面で、私は、確かにこの駅の近くに住んで、そして交通の便利が大変よろしい、というような考え方でありますれば、これはもう市にとってこの上もない立地条件だと思うんです。

そういう面から見まして、私は今までのこの区画整理事業の再開発の進め方について、多少問題があったのではないかとこのように思うんです。だからそういう面で、私はぜひ商店街の皆さんの意見をしっかり聞きながら進めていただきたい、とこのように思うんです。それで私はこれらの質問を取り上げたもんですから、ぜひ、この件につきまして、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（小山良悟君） 都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） お答えいたします。

豊田南口の商店会の方が反対を、というお話でございますが、私も今まで地域の皆さんとお話をしておりますけれども、豊田南口の商店会の方が区画整理に反対している、という理解は全くしておりません。

南口の一帯でございますけれども、一部の権利者が、今お話がございました第一豊田荘、第二豊田荘の扱いについてのいろんな意見が出た、という事実はございます。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 私は、先ほどから申し上げておりますように、この区画整理事業というものは、やはり地域の一部の反対する人がいても、こういう方々の協力もお聞きいただかなければならない、ということをお願いしておるわけです。

そして商店街、あそこは一部ですね。大した面積じゃないと思うんです。商業地域として位置づけしておる地域はです。そして、あの程度の商店街、商業地域に十分採算ベースが合うかということになると、私は、先ほどから申し上げているように、50年先、また不便さを感じて、100年先に行ったときに、またやらなきゃならない。そういう経過が出てきたときは、もうまずできないと私は思うんです。だから、あえて、これらのものをもう少し慎重に取り入れていただければ、もっといい豊田のまちができるな、ということを感じておるから言っておるわけでありまして。

そういう面で、これらの問題で、多少考え方を取り入れてくれるということでありまして、市長、今後、やはり21世紀も10年後に来ておるわけでありまして、そして、その先の日野市の快適なまちをつくっていくということが、私たちにとっても重要なテーマだと思うんです。そういう面で、市長のお考え方をちょっとお聞きしたいと思うんで

す。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日野市内で、都市整備事業という事業をあらかじめ、これまでも行ってまいりましたが、その中で、区画整理手法を採用して、地域に理解を求め、一人ひとりの合意をいただきながら、新しい生活環境の整備と、それに合わせて道路や公園の整備を図る、とこういうことを幾事業もやってきたわけでありまして、御指摘の、区画整理は市民合意でということ、全くそのとおりでありまして、また、合意なしにはできないのが、この区画整理事業の性格であります。これぐらい完全合意を行うということによって成り立つ事業はない、と言っていいぐらいでありまして、区画整理換地という行政処分になるわけでありまして、その行政処分は、不服審査法が適用できて、不服申し立てが行われた場合には、そういった法的な解決手段もとりますし、一般論といたしまして、努めて説明会を行い、合意をいただく。この努力の集積で事業ができる性格であります。ですから、その御指摘には、どこの区画整理を問わず全く当然であり、また、一番大事にする部分であります。

それから、豊田南の駅前地域を、反対運動に対する意見を聞かれた、とこういうことでもございまして、この反対、たまたま第一豊田荘、第二豊田荘という、既に一応、今日の市街地としてたえられる、とこういう地域なものですから、区域の中には入っておりますけれど、大きな変更を持ち込まない。このことをとらえて、不公平だという言い方があつわけでありまして、今では理論的には合意をされたといえますか、理解された、ということになっておりますが、感情的にはまだ調整すべきことが残っておるに違いない、とこのようにも思っております。

それから、駅前のある街区を再開発をしたい、とこういう考え方も既に、地元にも打ち出しておるわけでありまして、二段階ぐらいの調査も行っております。その際に、御指摘の、市内には大手企業が数多くあるわけでありまして、いろんな引き合いのお客も見えるに違いありませんから、学生のことあわせ考えて、会議ができる、あるいはパーティーもできる、そして宿泊もできる——これをホテルとってよろしいと思えますが、そういう要素が、この地域には開発発展のために極めて重要だ。こういう位置づけであります。

とりわけ中央線の豊田と京王線の南平は、両線の一番至近距離の領域の関係がありますし、間に歩道橋をかけることによって、両地域間の、つまり橋を渡って行き来のできる、とこういう関係と、それから環境をつくりたい。これも既に日野市のまちづくり政策

の中にものぼっておる考え方でありまして、それらを結ぶことによって、モール街風な商店街に仕立て直していくということも、一つの調査に報告をされておる要素であります。

なかなかしかし、当事者にそれだけのイメージを、利害抜きに構想をするということ、これは大変無理なことでありまして、つまり大きな変化は不安だから、なかなか積極的な賛成が早々とは出てこない、ということでもありますので、これらのことにつきましても十分にそれらのことを地元にも説明をし、理解をしていただく。こういう手順が極めて重要であるということは、もう論をまたないところであります。

先ほどのお言葉の中で、つまり採算が合うかと。採算が合うかという判断は、要するに将来の生活ができるか、ということと同じ言葉でありますから、将来の生活ができるという判断もできる、そういう条件をつくっていく。こういうことだと思っておりますので、今、区画整理の換地を先行させ、その換地のある程度固まったところで、もう一遍、範囲を限って再開発手法の、つまり今度は高層化するという建物を中心に建てることとなります。駐車場等の配置もしなければなりません。これらのことを基本構想、あるいは基本計画という形で、今度は実施計画をつくる。そういう段階で、ここ一、二年がとらえられる、とこのような考え方でございます。

東町の場合も全く同様でありまして、豊田の駅南とは趣を異にするわけですが、とりわけ南北の新しい交通体系として、モノレールが入ってくる地域でもありますし、現在、市民の森スポーツ公園、あと3.2ヘクタールの国有地が残っております。この公有地にも2分の1程度は緑地とし、他の部分をまた買い受けて、将来の体育館構想というものが予定をされておる、というところであります。

地域の住民の方々の生活環境を整えるとともに、まちの発展の要素をそれぞれ埋めていく必要がある。このようにも考えておりますので、御意見を十分承って構想を具体化させていきたい。こういうことでもございます。

○議長（小山良悟君） 天野輝男君。

○7番（天野輝男君） 市長の答弁の中で、区画整理事業は一人ひとりの意見を生かして、強引にしていくという、とこういう面は、私も同感であります。そして、ぜひ、一番不安感を抱いておるといことは、やはりその地域に生まれ育って、そしてその地域で商売をやってきた、そういう方は、そこを移って、ここがだめだからほかに移るといことは考えていけないし、また、考えさせるような方針であってはならない、と私はこのように思うわけです。

そういう面から、私はこれらのものを取り上げさせていただいておるわけですが、し

かしながら、今のこの段階におきましては、豊田の周辺の人口というものは、平山の方の区画整理事業が進んでこないことには、また、豊田の今行っております豊田南の区画整理事業が完成しないことには、そんなに大幅にふえるということはないわけです。そういう中から、この消費者の数は限られて、現在ではおると思うんです。

そういう面から見ましたときに、どうしても豊田の北口、多摩平の周辺の商店街の、この商売の状況を見たときに、やはり私は南口の商店街の商売をやっている方々が不安と、やはりおくれをとってならない、という気持ちが作動しながら、不信感を抱いておるといふのは、否めない事実だと私も思うのであります。

そういう面で、私は、ぜひそういう不安感、不信感を、そして取り除くためにも、やはりもっと私は大幅な開発をしておきながら、していくということが、そして人口がその地域に消費者が集まってくるような、もっとまちづくりを進めていくことが絶対私は必要だ、とこのように思うわけでありまして。

そして、これらの実施計画が一、二年の間にできる、ということでありまして。その中には、ぜひ豊田に住んでいる皆様方の意見が十二分に生かしていただけるようにしていただきたい。このように思うわけでありまして。

また、東町の件でも、実際、市民の森スポーツ公園に位置づけをしております、要するに仲田の利用地がございます。こういう面も、日野市においては体育館を位置づけるといふのは、総合体育館をもうつくるというの、あそこ以外にないわけですから、ぜひ、その地域の特性を生かしたところのまちづくりを進めていただきたい、ということをお願いしておきまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（小山良悟君） これをもって18の3、区画整理事業は市民の声を反映させることに徹せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時6分 休憩

午後3時33分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の1、当面する行政的課題についての通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔1番議員 登壇〕

○1番（沢田研二君） それでは、当面する行政的課題について、ということの基本としまして、以下、3項目について、通告質問書にそっての質問をさせていただきます。

1点目は、公共下水道の整備計画と促進の件でございます。

2点目は、医療体制の充実と福祉行政の効率的運用に関する件でございます。

3点目は、勤労者住宅のより拡充と計画的都市づくりの件。

以上の3点でございます。

ただ、各項目とも、既にこれまでの議会の中で、さらには今回の平成2年度の第1回定例会の中でも、いろんな場で話題となり、かつまた一般質問で多くの皆さんから関連した質問が、既に何度か出されている項目ばかりかというふうに思います。

しかし、私は、あえてそうであったとしても、あるいは、そうであるがゆえに、それだけ関心の高い項目である、という認識に立ちまして、あえて質問をさせていただきたい、というふうに思います。

私は、今回、初めて市議会議員選挙を取り組むに当たりまして、もっともっと住みよい日野のまちづくりのためにということで、まちづくりアンケートなるものを独自に行いましたが、何百という驚くほどの回答が寄せられました。このことは、一面では政治に対しての無関心さが言われている反面で、一方では、自分たちの生活の場である日野市の行政に対しまして、市民の多くの皆さんが大きな関心を持っているということであり、かつまた、もっと住みよいまちづくりに期待をしている人が大勢いるということのあかしでもあり、日野市の行政に対して、あきらめよりもむしろ期待の方が上回っているということとなり、うれしくもあり、また、これから初めて政治の道に足を踏み入れようとする、そういう立場からしますと、責任の重さもあわせて感じ取ったところでございます。

加えて、市民の皆さんが期待感を失っていないということは、森田市長を先頭とした部課長の皆さん、さらには職員の皆さんの、日ごろのこれまでの努力の成果ということでもあり、高く評価をし、かつ敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

よく、近隣のまちに住む人が、そして日野に通勤をしてくる人たちが、あるいは、日野市からよその市に転居をした人たち、そういった人たちから、日野市は非常にいいまちだ、と、うらやましがられることが、たびたびございます。その背景には、先ほど申し上げたような、市の幹部職員が一体となって緑と文化の市民都市を目指してのまちづくりに努力をされていることや、あるいは、きめ細かく配慮された福祉政策の浸透など

によるものと思われます。

が、しかし、何といっても忘れてならないのは、良識ある多くの市民の皆さんの日ごろからの協力あってのことであり、加えて、多くの有力、優良な企業を有し、恵まれた財政力を持っているということが、主たる要因として考えられるところかと思われます。

このような背景の中で発展してきた日野市のまちづくりが、ではパーフェクトかという、残念ながらイエスとは言いがたい面が多々ございます。それは、言うまでもなく、個々に見たとき、極めてアンバランスなまちづくりになっている、という点でございます。福祉政策、あるいは図書館行政等々、実にすばらしい優れた面も多くありますが、しかし、一方においては、下水道問題、道路整備、スポーツ施策等々、これまでもいろんな方から指摘をされているように、多くの面では、現在の16万都市、そしてやがては20万都市を目指していこうとする日野市としては、いささか見劣りをする一面もある、といわざるを得ません。

そのような背景の中で行った私なりのまちづくりアンケートでございますが、関心度の高い項目の中から、今回は初めてということでもございますので、3点に絞って質問をさせていただきますので、1点ずつ分けて質問をさせていただきますので、ひとつ御回答のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最初の、公共下水道の整備計画と促進の件でございますが、これは既に多くの皆さんから質問がされているということでありますし、また、重複部分については、極力避けたいというふうに思います。

また、一方、今回、下水道対策の委員会のメンバーということで指名をされていますし、そんなことで若干、質問しにくい部分もありますけれども、既に通告質問で手元から矢は放れておりますので、そんなこととあわせて、この問題は極めて市民の要求が強いという観点から、質問をさせていただきたいと思っております。

日野の市民の皆さんと下水道の問題を語る時、必ず出てくるのは、何でこんなにほかの市と比べて差があるのか、ということでございます。府中が100%、あるいは立川、昭島が90%台、青梅が70%台といった軒並み高い数字を示す中で、日野は25%にも満たないという現実でございます。

こういった背景をベースとしまして、三つの点からさらに確認をしたいわけですが、その中の一つ目は、おこなっている現状のどこに問題があるのか、ということでありま

2点目は、今後の整備計画と進め方について、という点でございます。

そして3点目は、処理場の活用計画という、以上の3点でございます。

これは、先ほど同じ会派の内田議員の方からもかなり突っ込んだ質問が、市長あるいは部局に向けて行われておりますので、かなり重複する部分があるわけでございますけれども、その部分は避けまして質問をさせていただきます。

これまでのいろんな説明の中でも、この間、この十数年来、非常に人口が急増していた。あるいは、その対策、また処理場の兼ね合いも含めてということで、必ずしも現状、おこなっている状況とは思っていない、というような先ほどの回答もございました。

しかし、そういった人口の急増問題なり、そういったことは、日野市だけの問題ではなくて、他市もやはり同じような状況、背景があったのではないかと、いうふうに思います。そういった面からは、やはりこの同じような条件下の中で、何を最優先していくかという、いわゆる政策的な問題はなかったのかどうかということ、ぜひ後ほど市長にお伺いしたい、というふうに思います。

それから、整備計画との兼ね合いでございますが、昭和62年から平成13年までの15カ年計画で現状進められている、ということをお聞きわけですが、これについては、過去はともかくとしても、現状まで何年かを経過はしているわけでございますけれども、これが計画どおり進行しているのかどうか。この辺について、もう1回、お伺いをしたいというふうに思います。

もう1点、関連しまして、当然、一斉にできるわけではございませんので、地域ごとにいつごろ完成するかという、かなりギャップが出てくるわけでございますけれども、こういったことについて、その時期ごとのマップといいますか、このまちはいつごろ完成するか、見込みだとか、そういったようなものは提出できないものかどうか。こんなことも含めて回答していただければ、なおありがたいと思っております。

それから、処理場の活用に関する件でございますが、日野には3カ所の処理場があるわけで、その中の浅川処理区が日野の行政区に入るわけでございます。これまでの説明の中で、野球場あるいは公園等々、いろいろ計画をされているようでもありますけれども、具体的に何をどの程度の広さで計画をされているのか。もう、そこまで計画図はでき上がっているのかどうか。この辺の内容について、お伺いしたいと思っております。

まず、1点目の公共下水道に関する質問をさせていただきます。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（前田雅夫君） それでは、お答えをいたします。

第1点目の御質問でございますが、昭和51年1月でございますけれども、下水道調査会を日野市で発足をさせました。同年10月に下水道調査会の答申がございまして、日野市の下水道事業のあり方につきまして、流域下水道の方式をもって整備を行う、とそういう方向が打ち出されたわけでございます。

流域下水道の方式ということは、先ほど来も御説明申し上げましたけれども、東京都が下水道を、処理場をつくり、それから流域幹線もあわせて施行する、ということになるわけでございます。

一方、建設省は、国内の公共下水道の促進を図るために、単独の下水道のほかに、流域下水道方式をもって早急に整備しようということで、進めてきているわけでございます。東京都は、日野市の方向を踏まえまして、多摩川右岸でございますけれども、公共下水道をどう進めるか、具体的な検討に入ったわけでございます。

昭和55年でございますけれども、東京都におきまして「多摩川、荒川等流域下水道基本計画」というものを策定いたしました。これは、日野で申し上げますと、日野市を三つの処理分区に分けて処理をする、というものでございます。

御承知のように、一つは南多摩処理区、それから浅川処理区、それから秋川処理区、とそういう形になったわけでございます。

南多摩処理区につきましては、稲城市内に、多分、ニュータウン地域の汚水を処理する南多摩処理場を建設し、その処理場で処理をする。

それから、浅川処理区につきましては、日野市と八王子市の汚水を処理をする。この処理場につきましては、多摩川と浅川の合流点、日野市の新井、石田地区につくる、ということでございます。

秋川処理区につきましては、多摩川右岸、谷地川の上流でございますけれども、八王子処理場をつくりまして、日野、八王子、それから多摩川の左岸の地域の汚水を処理をする、という計画になりまして、事業が進展をしていったということでございます。

昭和56年でございますけれども、日野都市計画によりまして、汚水につきましては、浅川南多摩処理区の計画決定を、決定をしたわけでございます。その後、一部、秋川の地域も変更いたしまして、認可を取りました面積が2,240ヘクタールということでございます。

このような全体の計画の中で、南多摩処理区につきましては、昭和57年から63年度まで、約7カ年になりますけれども、公共下水道の管の敷設を行ったわけでございます。現在、既に管の敷設は終了しております。

次が浅川処理区でございますが、59年度から施行を開始いたしまして、平成5年度には終了をさせたい。この区域は、ちょっと前後いたしますけれども、806ヘクタールでございます。この浅川処理区につきましては、残る805ヘクタールがまだ未認可でございます。この未認可につきましては、平成13年を目途に事業を実施する。これも先ほど申し上げましたとおり、前倒しになるよう、現在、計画を練り直しているということでございます。

最後に、秋川処理区でございますが、これは平成4年度にほぼ公共下水道の施設は完了をする、ということになっております。下水道の計画につきましては、現在、一応計画どおり進んでいるということでございます。

くどいようでございますが、市全域の整備計画をできるだけ短期間で行うよう、現在、計画の見直しをしているということでございます。

一、二、まとめて御説明を申し上げた次第でございます。

それから3点目の覆蓋の件でございますが、今、建設部長が資料を取りに行っておりますので、後ほどお答えをいたしますので、よろしく願いをいたします。

一つ、おくれた理由ということで、御指摘も再三あるわけでございますけれども、今、沿革の中で大体おわかりかと思っておりますけれども、一番大きな、他の地域と日野市が違うところでございますけれども、特に北多摩地域と、それから日野市を比較いたしますと、一番大きな相違点は、市域の地形の問題だ、というふうに考えております。

これは、御承知のように、日野市は中央に浅川が流れ、北側に多摩川が流れまして、いわゆる低地、それから台地。台地の方は二段階になっておりますけれども、そういう地勢でございます。低地には水田、それから畑、それから宅地、そういうものがあるわけでございまして、概略、日野市の河川を除く面積の半分を占めている。要するに、今まで農業水利として使われていたものが、今度は住宅の排水として転用されてきている、ということでございます。

北多摩地域は、市の名前を言うのはちょっと恐縮でございますけれども、日野市に非常に市として類似している小平市を例にとりますと、河川なり、いわゆる排水施設が全くない。市が道路をつくりましても、道路の中央に吸い込み槽をつくらなければ、道路の雨水排水ができないという、そういう状況でございます。

さらには、家庭で家をつくりましても、浄化槽の水、あるいは厨房、お風呂の水、こういったものを10メートルから掘りまして、吸い込みにしなければいけないという、そういう状況もあるわけでございます。

特にこの地域は、市民からの要望として、公共下水道の汚水の問題もさることながら、雨水排水の要望が非常に強かった、ということが言えると思います。御承知のように、北多摩地域も流域下水道方式で処理をしております。北多摩第一、第二という処理場がございますけれども、この処理場が扱っております処理の方式は合流式でございます。合流式をあえて説明するまでもございませぬが、これはいわゆる晴天時、雨が降っていないときには汚水だけを流して、それを終末処理場で処理をし、多摩川に放流をする。大雨が降りまして、処理場で処理能力がもうないということになりますと、全部それを公共河川にストレートで流してしまうという、そういう方式でございます。まさにそういう公共下水道の中で、雨水のいわゆる排除というものが、かなり市民要望の中で強かった、ということでございます。

日野市につきましては、水田の地域は、さっき申し上げましたけれども、台地にいたしましても、比較的早い時期に旭が丘の都市下水路、あるいは多摩平地域の整備、それから地域によりましては、企業が排水施設をつくりまして、一定の地域の住民の排水もその施設に流したり、それから、道路等の排水施設を使って、各家庭の排水を流す、とそういうようなこともございまして、若干、他の地域と違いまして、日野市民の皆さんの意識が変わっていたのではないかと、というふうに考察をするわけでございます。

○議長（小山良悟君） 建設部長。

○建設部長（橋本栄萬君） 3点目の、処理場内の公園の関係の面積でございますけれども、お答え申し上げます。

北川原公園の全体の面積は9.6ヘクタールでございます。そのうちの下水道の覆蓋部分の面積が8ヘクタールでございます。

夏井議員さんのときもちょっとお答えしますが、重複いたしますけれども、まず、この日野市都市計画北川原公園の基本計画は、昭和56年に作成いたしております。その中で、処理場の8ヘクタールについては、4分割でこの施設をつくっていく、というふうな計画になっております。

それから、お尋ねの面積でございますけれども、全体的な面積は今出ておりますけれども、細かい、これからお話をさせていただく面積は、まだ出ておりません。

何をつくるかということでございますけれども、この中では、まず東側については、スポーツの場所といたしまして、まず野球場、公式の野球ができるような野球場をつくる。その他では、テニスコートをつくる、ということでございます。

南側については、幼児と児童を主体とした児童公園をつくる、ということでござい

す。

覆蓋部分の中央部分のところになりますけれども、ここが軽スポーツということで、鑑賞とか休息の場というようなことで、多目的な広場というものを考えております。

覆蓋部分の西側でございますけれども、これがちょうど入口部分になるわけでございますけれども、ここについては、中央広場というような位置づけで整備をしていく、ということでございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 今、現状おけている状況の一つに、地形の問題というのが初めて出てきたわけでございます。これまでは市長の答弁の中では、地形的なことは余り強調されなかったような感があるわけですが、地形のことを言うと、日野よりももっともついろんな面で困難な場所があるのではないかと、思います。

そういったことを含めまして、もう1回、市長の方に、政策的な面で、特段問題がなかったのかどうか。その辺をもう一度、確認をさせていただきたいと思っております。

もう一つ、覆蓋施設の活用でございますが、これは意見という形で受けとめておいていただければありがたいわけですが、今まで日野の中に、こういったいろんな公共施設を含めたものができる場合に、あれもこれも一緒につくる、というようなことが非常に多いわけですが、例えば、今回のような広い場所というのは、なかなか今後、簡単には確保しにくいような状況にあらうかと思っております。

そういったとき、例えば、野球もテニスも公園もといえ、これはいいわけですが、野球なら野球ひとつ取りましても、今、多摩川の川沿いに2面だけ、あれが唯一、しかも非常に整備状況がよくないグラウンド。これが将来20万、あるいはそれ以上を目指す都市としてはちょっと残念だなと思う、その一つでございまして、野球の人口、あるいは関係したソフトボールの人口、これは連盟だけに加盟されている野球のチームも80チーム登録されていますし、ソフトボールなども五、六十チームある。潜在的なチーム数なんかを含めると、恐らく200チームぐらいいはあるのではないのか。我が誇る日野の議会チームを入れなくとも、それだけのたくさんの野球人口、スポーツ人口がいるわけございまして、そういうことからしますと、こういう場所を思い切って、野球なら野球、ソフトも、あるいは多目的の広場としても構わないわけですが、何面か一緒につくる、とこんなようなこともぜひ検討していただきたいものだと、これは一つ要望としてつけ加えさせていただきたいと思っております。市長の方の答弁をお願いしたいと

思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 新しい視点に立って、日野市の当面する課題をごらんになると、また、いろいろな見方があり得ると思っ、大変感心と、それから我々の今までの議会とともにやってまいりました日野市政の、また新しい取り組みも可能だということで、ありがたく思っております。

公共下水道のことにつきまして、いろいろと論議があるわけですが、確かに市民感情として見れば、これはまさに下水道の整備されていない地域に住むということは、当市に住んだという気持ちはしないだろうと思います。そういう意味において、都市としてはおくれであるということは、当然、我々も理解するところであります。

また、我々の行政手順といたしまして、これもいろいろな手順があるものですから、一生懸命にやった立場といたしましては、言い方はちょっとおかしいわけですが、都市化が早くて整備が後になった、とこういう順序が違っておる。こういう感じも事実であります。

そういうことで、一番、下水道事業として大きな進捗の経過ということにつきましては、資料もありますので、またごらんになっていただくと、より年次的な経過もお示しできるわけであります。

東京に、要するに人口が集中し、都市がだんだん周辺に膨張してきた。それらを受け入れる都市は、都市整備をやって受け入れたということではなくて、人口がふえるので、もう将来の都市化は避けられない。その都市化のために、将来あるべき都市像をそれぞれに目指して、都市整備に後手の形で取り組んでいった。これが、どこの市も共通の事情だと思っております。

それから、国も、建設省は第何次下水道整備計画というのをもちまして、全国を対象に年次年次に、むしろ都県を合わせて大きく指導していった面、また、都県が傾聴した面、両面を整合させた経過があります。今は、たしか第6次のその時期に入っておると思いますが、第5次から6次にわたるあたりで、補助金の、つまり管渠に対します補助率が落とされました。これらも財源が、補助率の切り下げということに遭遇したということは不幸だ、というふうに言えると思います。

それから、東京都が、要するに南多摩地域に流域下水道の方式で、下水道計画を進めようということが、ちょうど先ほどお答えに申し上げておりますとおり、昭和56年のころであります。ところが、そのころから具体的に、いわゆる年次計画が持ち得たわけで

ありまして、その中でといたしますか、それに関連いたしまして、八王子と、それから八王子より上流地域、つまり秋川の流域、それから多摩川の流域では、南多摩地域は——南多摩地域というよりも南多摩ニュータウンです、これは東京都の直轄事業ですから、ニュータウンを建設するために、むしろ南多摩の全体の下水道計画が検討をされた、とそういう関連があります。

その南多摩ニュータウンの処理区は、今、御承知のとおり、いわゆる南多摩処理区として、稲城市に処理場が建設をされ、多摩市もそれに合流をし、また、上流が日野市にも及んで、日野市のつまり東部地域、いわゆる南多摩処理区の管渠の敷設ができた、とこういうことであります。

それから、八王子と日野市の相互乗り入れの流域下水道方式、その下流の処理場が浅川処理場として日野市域に定まり、上流の処理場が八王子の小宮に所在をいたします「浅川処理区八王子処理場」であります。

処理場の位置は、都市計画決定を進めながら、だんだん固まったわけではあります、日野市の場合は、特にその地域では、非常に大きい反対がありました。つまり、処理場建設絶対反対であります。これも理由があるわけでありまして、思いがけないものが自分たちの地域に大きく——広い地籍を占める。そうして、言葉そのものが、下水道処理場という、あたかも、なにか汚物が見えるような迷惑施設という感じが出るのは、当初は当然だと思えます。

そういう問題に遭遇いたしまして、この間も予算特別委員会でもかなりのことをお話をさせていただきましたが、地元の大変な反対がありました。議会にも請願が出され採択があった、ということも計画の中の現実であります。

それをいかに理解をいただくかという努力が、当然また我々行政側にかかってくるわけですから、そのころは「日夜を問わず」というとちょっと大げさになるかもしれませんが、地域に出向きまして、個々のおうちを回って、この下水道が都市生活になくはない理由、それから、この施設がまた下流に予定せざるを得ない理由、そういうことをお話をして回った期間が、2年ぐらいあったと思っております。

ようやく、あわせて区画整理事業を行う。現在の万願寺区画整理事業であります。区画整理事業を1年ほど先行させて、つまり将来の都市像を描きながら、処理場のことも説明ができる。これでようやく、だんだんと理解が得られてきたきっかけになるわけでありまして、なお、地元で、住民の方には受け入れられるといたしましても、この間もお話ししましたとおり、採石業から始まって、コンクリート、アスファルト、これらの

中規模の工場です。製造業が五つないし六つ——一つは途中で、何と申しますか、企業としてはなくなりましたが、五つの処理場については、行き先をあっせんをし、補償を行い、完全な営業補償を行ってよそに移転をさせる。こういう大事業がありました。

それから、地主さんには、かつて河川のはんらん地でありますから、公図はあるけれど地境は定かでない、こういう事情もまたあったわけでありまして、それらのことをいろいろと手だてを経て解決、それから対策を講じつつ、ようやく処理場地域が買収という形で、だんだんと具体化することになった。これが東京都の事業ではありますけれど、日野市があわせてお手伝いをしながらやってまいった経過であります。

初めて処理場が何年計画で建設をされ、第1次処理が可能であるということが明らかになったのは、たしか一昨年あたりであります。我々は、その1年も早からんことを都に対して、いろいろお願いをしてまいりました。

一方に、八王子の事情もあります。八王子の小宮に所在します秋川処理区、八王子処理場であります。これも似たりよったりの、地元で大きな反対もありましたが、それぞれの市で適切に理解をお願いをして、今、東京都がともに、いわゆる処理場としての建設工事を進めておる。そして、その第1次稼働のできる部分が、平成4年、つまり明後年に稼働を開始できる。その間に、つまり市内の公共下水道を順序を経ていかに広くすべての道路に、それぞれの設計によって敷設をしていくかという仕事が、ちょうど3年ほど前から始まったということでありまして、もう既にかなりの埋設をした地域は、できたわけであります。こういう、かなり困難な事業を経てまいりました。

もう一つ言うべきことは、日野市は、かつて水田地帯でありましただけに、河川、水路が多くて、ちょっと集中豪雨がありますと、河川のはんらんが、またあちこちにありました。つまり、浸水地帯であります。浸水地帯に対しましては、それぞれ根川を開削して準用河川に今日の位置づけによって、日野市の一番大きな汚水排水を担当しておる。表流水を担当しておる、とこういうことになりまして、この事業にもほぼ10年を要しました。

現在、日野市内には、雨水、ちょっとした雨で浸水をするというところは、もう完全にはないといっている状況になっております。つまり、所信表明の中で、過去の期間に治山治水を含めて、都市整備の状況を現在の水準まで持ってきた、というふうに申し上げておりますのは、そういう意味であります。つまり、雨水の処理ができていない限り、分流式は成り立ちません。日野市の下水道が、この間も申し上げましたとおり、流域下水道方式であること、それから汚水と雨水の分流方式であること、それから自然流下方

式であること、つまりポンプアップの場所を設けなくて、自然流下ですべて処理場に流入をする、とこういう仕組みであります。

それから、3次処理方式という、つまり既存の先進地とはかく2次処理で終わっておるわけでありまして、我々の処理は3次方式という、ほとんど完全に自然水に戻る。こういう状況で河川に放流をする、とこういうことになるわけでありまして、後のカラスが先になるという言い方で、我々の感じを申し上げたこともあるわけでありまして、

こういう経過を経て、今日のいよいよ具体的な公共下水道事業と、それから処理場事業が、東京都と日野市のそれぞれの事業分担によって進んでおる、とこのように御理解をいただきたいと思っております。

ただ、都市計画道路が先行しなければ、いわゆる下水幹線を敷設できない、とこういう地域が大きくまだ浅川右岸にあるわけでありまして、これを何とか、浅川右岸、多摩川左岸にあるわけでありまして、これらをルートを新たにしても、なるべく早期に前倒しで実施したい。これが現実の状況であります。多分、平成元年には——稼働開始の、供用開始の平成4年には、目標として65%ぐらいな普及率でできれば、極めて幸いであるということをお願いして、年次年次の仕事に取り組んでおるわけでありまして。後の部分を、なるべく都市計画をあわせ先行させて、それで大きくルート幹線を開いていく。これが仕事として大きく残っておることも、事実であります。

以上のような状況でございまして、今度、年次的ないろいろな資料をもって、これからも御理解をお願いする機会を持ちたい、とこのように考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 大変ありがとうございました。

いずれにしましても、下水道というのは、言うまでもなく毎日の生活に本当にだれもが密着をする、非常に大事な事業の一つでございますので、最優先でこれからも進めていただきたい、ということをお願いしておきたいと思っております。

また、この事業、日野市だけでは促進できない部分もありますし、また、先ほども内田議員からも出ておりましたように、日野市が革新市政という体制の中で、都なり国との連携もなかなか難しい部分も確かにある、というふうに思いますが、これもすべて市民のためということで、より密着して、この事業を推進させていただきたい、というふうに思います。

それから、先ほどちょっとお答えいただけなかったんですが、時間の関係で、要望と

いうことで、もう1回触れさせていただきますが、これから平成13年まで、まだまだ時間がかかる事業でございまして、地域によっては、自分の地域はいつ完成するのか、というようなことを、やはり相当気にされている部分もございまして、そういったものを地図でも、あるいは表でも構いませんが、そんなもので市民の皆さんにPRかたがた、こういう事業を一生懸命やっているんだよ、ということを広めていくのも、一つの、市民が関心を持つ手段ではないかと思っておりますので、これは要望ということで、改めてお願いをしておきたいと思っております。

2番目の、医療体制の充実と福祉行政の効率的運用に関する件でございます。これは、二つの点から質問をさせていただきたいと思っておりますが、市立総合病院の拡充、それから南部地域病院計画の進捗及び現状での問題点、というのが一つでございます。もう1点は、分散化された福祉行政のより効率的運用を考慮する必要性はないか。この2点でございます。

最初の医療に関する病院の問題でございますが、これまでもいろんな場で一眼レフ、あるいは二眼レフといった、要するに総合病院を一つにして大きなものをつくるか、あるいは二院方式にするか、ということでございますが、初めて議会の中に参加をし、それを聞いている限りでは、現状、構想段階で足踏みをしているのか、とそんなような感覚で受けとめております。

仮に二つの構想が考えられるなら、これは二つがあるのか、一つしかないのか、ということで、いろいろ論議があったところでございますが、仮に二つの構想があるとするならば、それぞれの構想に長所なり欠点なりといったものが、必ずあるはずでございます。であるならば、その長所、欠点をいろんな角度から拾い出して、それをその中でお互いに論議をしていく。そういうことが必要ではないのか。何となく、今の論議、過程を聞いておりますと、感情論的な感じで、なかなか話し合いがまとまっていけない、構想がまとまっていけないというような、そんな感じすら、率直に言って受ける部分がございます。そんなような二つの構想を比較するようなことは、やられているのか。あるいは、全くそういうことは考えていないのかどうか。その辺をひとつお聞きしたい。

もう一つ、仮に構想が決まったとしても、実現までには、あるいは完成までには、3年あるいは5年、もっとかかるかもしれませんが、そういうスパンで日数を要するわけでございますが、そうなれば、現在の混雑対策をどうするか、ということでございます。別な会議の中でも申し上げたんですが、特に現在の市立病院、3時間、4時間待つのは当然というか、当たり前のような感じになり、これは今に始まったことではない、とい

う答弁もあったわけですが、その中でも、初診者の場合、初めて病院に足を運ばれる場合、自分の病気が内科に該当するのか、外科に該当するのか、わからないというような部分も出てくる。内科で待っていて4時間かかって、ようやく自分の順番が来た。行ってみたら、あなたのは外科ですよ、と結局一日時間をつぶしてしまった。こんなようなことも現実の話としてあるわけでございますが、そういうことからすると、せめて初診者用の相談窓口といいますか、インフォメーションセンターといいますか、そういったものをつくるのも、当面のわずかな策でございますけれども、そんなこともぜひ必要なことではないのか。そんなことを考えられないかどうか、ということの確認をぜひ行いたいと思っております。

それから、内科が特に込んでいるという状況のようでございますので、内科の医師をふやすということは考えておられるのかどうか。特に日野の場合、1,000人の人口に対しての医者比率が0.72ということで、これは府中とか立川が1.8幾つというようなことで、半分以下という、極めて医療体制そのものに非常に問題があるわけでございますが、そういう観点から、当面の問題と、それから将来にわたっての基本的な対策をどう進めていくのか、ということを含めてお伺いしたい、というふうに思います。

それから、分散された福祉行政の中での効率的運用に関する件でございますが、日野市の福祉事業、極めて近隣他市と比べましても進んでいるというふうに、だれもが認めるところでございます。しかし、福祉の名のもとにあるがために、非常にむだな経費があるのではないかと。あるいは、そういうことが、福祉ということで、ついつい見過ごしてしまう面もあるのではないかと、というふうに感じております。

例えば、未認可の福祉施設などの運営の一本化はできないか、ということでございます。福祉施策につきましては、行政で行っている法的な施策と、それから俗に言う日社協や、あるいは民間の福祉施設など、多くの施設で事業を行っているわけでございますが、事業が余りにも分散化をしているために、諸経費の面で非常にむだがあるのではないだろうか、ということでございます。

例えば、福祉そのものの末端では、それぞれ違うわけですが、事務的な面では共通、共用できるような部分というのは、たくさんあるのではないかと、というふうに思います。そういったことで、これらを解決するために、例えば日社協のようなところに運営を一本化させる。もちろんスタッフをそれなりに配置をしていく必要があるわけですが、そういうことをすれば経費のむだもなくなるというようなことで、せっかくかけた投資といいますか、資金がむだなく使われていくんではないか、ということ

ございます。

それからもう一つ、事業の分散化という欠点としまして、例えば市民の皆さんなり、あるいは会社なり、団体なりから、福祉に対してなにがしかの寄付をしたい、というようなことがあっても、なかなか今のような分散化をしていると、やりにくいといいますが、非常に協力しにくいという面がございます。そういうことで、一本化することができないのかどうか、ということでございます。市内には、たくさんの福祉団体があるがために、例えば、ある福祉団体になにがしかのカンパ、協力をしようとしても、それをうけた窓口なり事務局が喜ぶわけですが、ほかの窓口からすれば、日野の市民の人たちはちっとも理解がない。協力が無い。あるいは民間企業としても協力をしてくれない。こんなような、一生懸命やっている人たちの間で、お互いにジレンマが起きてくる。そんなような背景があるのではないかと、いうふうに思います。

そんなことを含めまして、安心して市民なり、団体、会社なりが協力しやすいようにするために、窓口を一本化をして、そして、その一本化されたところから、関係するところに必要に応じて配分をするということは、結果として地域の人たち、そしてそれぞれの福祉に携わっている人たちのやりがいにもつながっていくのではないかと、そんなような観点から、このあたりをどのようにとらえているか、お伺いしたいというふうに思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 前段の市立病院の近代化、建てかえ計画のことについて、私から大筋の考え方を申し上げておきたいとします。

市民の医療を保障する手だてとして、日野市には市立病院を経営してまいっております。その市立病院が、現状、建物としては老朽化しておりますので、近代化を図る必要があるということは、もう数年来、その必要性をどのように解決するかということで、苦心を払っておるところであります。

また、一方に、市立病院そのものの規模も小さいわけでありまして、病床数は162ベッド。そして日野の人口規模から言いますと、一般病床が1,000近くあってほしいわけがありますけれど、そのこととはるかに遠い状況にある。ちょうどまたこのときに、国の医療行政においては、病床規制という形で、地域保健整備計画、とこういうものが進められている状況であります。たまたま、東京全体のことを言うこともないと思いますが、南多摩医療圏におきましては、つまり5市の範囲ですけれど、病床数は人口数にほぼ見合っている、とこういう評価であります。

しかし、我々日野市民にとってみますと、1,000ベッドぐらい欲しいところ、現状600ベッド前後だと。そのベッドの大部分はといひましようか、老人病床であり、それから精神病院の病床である。実質一般病床として入院をする用意がありますのは、その中のまた半分あるなしである、とこういう状況なものですから、どうしても、特にまた市域的に言えば、川南の地域の旧七生ということになるわけですが、病床、それから医療機関が極めて希薄である。老人病院、あるいは精神病院は、旧七生地域にあるわけですが、申し上げましたとおり、一般の需要にははるかに数が少ない、とこういう実情があります。

そこで、日野市の市民に保障のできる医療行政ということを考えました場合に、何とかして病床の確保も図りたい。南の方の希薄な地域に、一応安心のしてもらえ医療機関も必要である、とこういう事情にあるのが、今の日野市の医療行政の事情であります。

そこで、病院の建てかえ計画ということとあわせ考えて、一番最短距離で可能性のある方法ということ、現実問題として考えるわけであります。規模の大きい、二次診療以上の能力を持つ、しかもベッド数は300以上のあるような、そういう近代病院ができれば、これは一つの理想像としては、市民の安心を得る手段として極めて適切だ、とこのように思うわけであります。その言われるところの大規模病院を統一してつくる、その場所が、我々の頭には確かな形で描くことができないということが、現状であります。

そこで、今言われる理想計画か、それとも現実計画かという、そういう選択というわけじゃありませんが、現実計画の方で、実際に可能な方法を模索する、構想するということは、行政をまた責任を持つ者の立場として当然であり、また、やむを得ない事情もあるというふうに御理解をいただきたい、と思うわけであります。

そこで、具体化を示して、市民の御理解をいただくというふうに、今回の所信表明には申し上げておるところでありまして、御質問の趣旨であります、どちらも可能であって、その二者択一だということではないわけでありまして、今現実には描き得るのは、確保し得る土地に可能性の高い手段で、少しでも内容のいい状況をつくり出したい。こういうことを念願をしておる、というところあります。

○議長（小山良悟君） 福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君） お答えいたします。

ただいま分散化された福祉行政のよりよい効率的運用を考慮する必要性はないかということで、むだな経費が使われているのではないかと。例えば、未認可施設等を、これら運営を日野市の社会福祉協議会で運営したらどうか、一本化したらどうか、というよ

うな御指摘でございます。

現状の福祉行政は、ただいま御指摘がありましたとおり、非常に多岐にわたっております。このため、保健医療・福祉が、一体となりまして取り組んでいるところでございます。市では、これら事業を日野市の福祉事業団、あるいは日野市の社会福祉協議会、また、法人格を有する福祉施設、また、法人格を持たない未認可の福祉施設、また、ボランティア、これらが一体となりまして、互いにそれぞれの役割を分担して事業を進めているところでございます。

福祉事業の性格と、また福祉の対象となる方々の形態の多様化ということで、非常に役割分担がオーバーラップするところが、多々あるわけでございます。また、当然、出てくることは否めないところでございます。

しかし、また、このオーバーラップする、競合することによって、逆にきめ細かなサービスの提供ができていくという部分も、多いわけでございます。その役割分担を明確にできない部分については、市民側から見た場合には、やはりわかりにくい部分もあろうかと思われそうですが、これらについても行政が中心になりまして、それぞれの団体等における自主事業が円滑に進められるよう、協議、調整の役割を果たしていく必要があろうか、というふうに考えております。

未認可施設の運営につきましては、これ、非常に設置の時点から、いろいろ経緯がございます。現在、日野市内にあります身体障害者、あるいは精神薄弱者の更生訓練施設、あるいは共同作業所等、これ、非常に歴史があるわけでございます。

また、この設置に当たりましては、それぞれの父母会等が中心になりまして設置して、現在、都、市で援助いたしておるわけでございますので、これらが果たして社会福祉協議会で運営できるかどうか、ということにつきましては、非常に難しさがあろうかと思っておりますが、いずれにしても今後の検討課題といたしたいと思っております。

また、これから、これら行政に当たりまして、常に効率的運用を念頭に置きまして福祉行政に取り組んでいきたい、というふうに考えております。

2点目の、寄付の窓口の一本化の件でございます。市民、あるいは団体、企業からの寄付の申し出、これにつきましては、直接、社会福祉協議会への申し出、また、市の方へ申し出る場合もございます。特に市の方に申し出の場合につきましては、その趣旨、あるいは目的等を十分確認いたしまして、趣旨、目的に沿った団体、あるいは施設に紹介いたし、場合によっては市の方でも立ち会って寄付をお受けする、ということでございます。

社会福祉協議会の特に運営につきましては、市からの運営費補助、あるいは会員の会費、寄付金、あるいはバザー等の収益金、共同募金の配分金等によりまして、運営あるいは自主活動をしているところでございます。したがって、寄付金の増加は、これら社会福祉協議会の自主事業の拡充、あるいは運営の安定にもつながるわけでございます。市民や団体の多くは、これら寄付金の協力を得られやすいように、また、これらの貴重な意思が生かされるよう、施策を通じまして、積極的にPRに努め、また、窓口の一本化にも十分これからPRを通して、一本化に努めていきたい、というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 病院事務長。

○病院事務長（大崎茂男君） お答えが前後いたしましたけれども、病院問題の中で、建てかえまでの間の病院の現状の中での問題点について、2点ばかり御質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず、第1点目は、病院に初めて行かれた方、初診といいますか、初めてかかった初来者の場合の案内、ということでございます。インフォメーションということでの御質問ですが、病院がかなり大規模な場合、あるいは建物が分散しているような病院におきましては、インフォメーションとしての案内所がある場合がございます。たまたま私の市にあります、日野市にあります病院は、先ほど市長も申し上げました162ベッドの、どちらかという小規模な病院でございます。その中では、案内所を設けておらないところでございますが、お話にありました、初めて行った方が自分の病気の内容ではかの診療科に回され、随分時間を費やした、というようなことだったわけでございますが、事実、そういうようなことが、ままございます。

例えば、おなかが痛いということで内科にかかりまして、診ていただいた中では、これは泌尿器科の方ではないかとか、あるいは婦人科の方のおなかが痛いんではないか、というような診断が下りまして、そちらに回されるということもございます。

頭痛がする、というようなことの中で、やはり内科にかかりまして、それは難しい頭痛というようなことで、どちらかといいますと脳神経とか、そういうような科に回されることが、ままございます。

そういうような病気の中身について、なかなか窓口では、実際に医師でもございませんので、十分な案内はできないわけでございますが、いずれにしましても、入院と、それから初めて来られる方、それから再来とって、たびたび来られる方の三つの窓口が

一応設けてございます。そういう中では、初めての患者さんには、最初に来られる窓口でお尋ねいただき、また、病院側の方も十分な案内を今後もしていきたい、というふうに思っております。

2点目の、内科の混雑でございますが、おっしゃるように、どちらかという、病院が3時間待って3分診療とか、2時間待って2分診療というようなことが、私の市立病院でなくても、一般に言われておるわけでございますが、特に内科につきましては、慢性疾患、高齢者の患者さんにより慢性疾患が多いものですから、患者さんがふえております。

それで、現状ではどうかという中では、波がございまして、1週間にも、ある特定の日とかいうことで多い場合、あるいは少ない場合。あるいは1年を通しますと、冬に差しかかるインフルエンザのふえてくるとき、あるいは年末で、どちらかという患者さんそのものも忙しくなってきたり、12月には、特に年末には集中する。そういうようなときは、それこそ4時間、5時間というふうな極端な場合もございます。

そういうようなことを避けたいわけでございますが、たまたま、ある日にちのピークにかなかな合わせるというのが難しいわけでございます。特に病院につきましては、医師の場合は、入院のベッドの方とのバランスをとってございまして、外来専門の病院というわけではございませんので、医師の数も、そちらの病棟の方とのバランスで決めていきたい、というようなことがあるわけございまして、患者さんが、ただ多いからお医者さんをふやすということは、なかなか難しいわけでございます。

ただ、現在、どちらかといいますと、患者さんの希望で、A先生ならA先生にどうしても診てもらいたい、というような患者さんがふえておりましたり、また、医師の方でも、消化器系とか循環器系とか、それぞれ得意とする分野がある中で、現在の病院ですと、循環器系が欠けておったり、どちらかといいますと、消化器系のお医者さんが多いという中では、患者の数のバランス、それから医師のバランスを今後、図っていきいたい、というふうに考えております。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） 大変きめ細かく、ありがとうございました。

時間も大分迫ってきておりますので、再質問ではなくて、特に病院問題につきましては、先ほど市長の方から、現在考えられる一番可能性の大きなものということで、お答えいただいたわけですが、私が、ここ1カ月程度入ってきて、この議会の中で、ではその辺の構想が一本化しているかという、まだ完全な理解が一本化していない、

というような感じがいたします。

そういう意味では、ぜひ、市長が盛んに強調されている方法が最もベターな方法であるというような、理解ができるような、先ほどもちょっと言いましたが、長所、短所が比較ができて、その上で、やはりこれがベストだというような理解が得られるような手法を、ぜひこれからとっていただければ、というふうに思います。

それから、病院の運営については、大変御苦労されていることは十分承知ではございますけれども、いずれにしましても、行っているそれぞれの患者さんが、みんなが嫌な思いをする、という語弊があるかもしれませんが、大変苦労しているわけございまして、さらにながしかの御努力をいただければ、ということをお願いしておきたいと思っております。

3点目、時間もありませんので、簡単に質問させていただきますが、勤労者住宅のより拡充と計画的な都市づくりをということで、一つは、公営住宅の建てかえ等、整備計画について、ということでございます。

それから2点目は、防災対策等を含めた計画的な都市づくりが必要ではないか、とこの2点でございまして、一つの整備計画については、市営住宅の今後の計画等々もお伺いしたいんですが、時間の関係もございまして、もし簡単に答えていただければ、その辺も答えていただきたいし、もう一つは、きのうの質問の中でもございましたけれども、これだけ土地が高騰しているという状況の中では、ますます高層化を含めた新たな住宅建設というものが必要になってくるわけでございますけれども、そういった市営以外の都営なり、公営なりといったようなものの住宅を、市としては積極的に誘致をする方針があるのか、ないのか。これを、ひとつ、ぜひお伺いしたいというふうに思います。

特に市長は、所信表明の中でも、国の全体が高齢化をしていく方向の中で、日野市は特徴的には非常にハイテク産業、企業を有して、労働力豊かな日野のまち、ということでも強調されております。そういうことになればなるほど、勤労者住宅の確保というのが非常に大事な要件になってくる、というふうに思います。

また「多摩川流域テクノリネサンス研究会」というところでは、21世紀を展望したときに、この地球上で三多摩地区が最も発展をする地域である、とこういうようなことも、ある研究グループから発表されている。これは市長も御存じなところでございますが、そんな観点からすると、勤労者住宅の確保について、どんな姿勢で臨まれようとしているのか。これは簡単で結構でございます。

それから、もう一つ、最後の防災対策を含めた都市計画づくりでございますが、これ

は日野にもシティハイツなど14階建ての大きな公営住宅を誘致したわけでございますけれども、日野の場合、残念ながら、高層ビルに対しての防火対策が整っていない。要するに、はしご車を持ってきても、そこまで届かないという現実がある、というふうに伺っております。

実は、議会の始まる1日前の3月8日だったと思いますが、シティハイツで早速ばやがございまして、何台かの消防車が駆けつけたんですが、もちろんばやで済んでよかったんですが、高層であるということ、それがたまたま14階建ての14階、一番上であったということ、それから消防車が来ても、路上違反駐車が多くて、そこに近づけなかったという、大変な事態があったわけでございます。

大きな事故がなくて済んだわけでございますけれども、当然、今後、シティハイツの問題に限らず、市営住宅の向川原住宅などにつきましても、駐車場の問題というのが非常に大きな問題になってきます。これは、単なるモラルの問題というだけで片づけられない。やはり計画的にこれだけの戸数を有すれば、当然、今の常識の範囲で、車何台ぐらひは必要だ、というようなことが出てくるかというように思います。そんなことを含めて、この辺のまちづくりといいますか、計画、どのようなとらえ方をしているのか。時間がないので、簡単で結構でございますので、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

市長。

○市長（森田喜美男君） 時間のことも言われておりますので、私から簡潔にお答えをいたしたいと思ひます。

日野市は、言うまでもなく、生産性の高いまち、つまり日野勤労者の、一番中堅市民として頑張っていただいておりますというところに特色がある、というふうに感じております。勤労者の対策の一環といたしまして、その勤労者向け住宅を確保をするということ、また、市の施策といたしまして、大変重要な分野だというふうに理解をしております。

市営住宅が、戸数は少なく、なかなか住宅政策の手段には機能をさせ得ない、といううらみがあるわけではあります、その他の都営住宅、あるいは住宅都市整備公団住宅、

これらにつきましては、東京都の供給公社というのもありますし、他の公的な住宅政策もありますから、建てかえの際は申すまでもなく、新しい土地をあっせんをして、住宅を招致するということにつきましては、今後、努力すべき課題である、というふうに考えております。

その際に、余り高層住宅を望むわけではありませんが、できた高層住宅に、何か防災上の不安があるということでは済みませんので、総合的な防災計画の中の住宅政策であることは、言うまでもありませんが、東京都の委託消防に対しましても、はしご車等により整備強化を強く求めていく、とこういうふうにお答えをしておきたいと思ひます。

つまり、防災の一環として、路上駐車が支障になる。確かにそのことは現実の問題として、あちこちで多くの方が感じておられます。これも、国でも住宅政策のことと、それから駐車場のことが、建設行政の大きな課題になってくる、とこのように言われておるとおりでありますし、地域社会といたしましても、もし農家、土地をお持ちの方で、お借りをして、そうして駐車場を提供する。あっせんをし、あるいは提供をする、とこういうことをぜひ積極的に進めたい、と考えております。

向川原市営住宅の、いわゆる住宅に住む方の車が、堤防に近く、違法駐車形で長く放置——放置じゃなくて、そういう状況があるわけでありまして。今回、至近距離とは言えませんが、間に合うところに相当面積の駐車場を確保してあっせんをした、という一つの成果はございます。そのような方式で、努めて場所の確保をしていこう。これによって解決の一端に供したい。

それから、建物をつくる際には、計画的な駐車スペースを建物の中に設計をしていただく。このような行政指導も強く求めていきたい、と思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 沢田研二君。

○1番（沢田研二君） ありがとうございます。

まだまだ申し上げたいことはありますけれども、時間の制約もございまして、また、今、市長の方から、直接前向きな取り組みをしていきたい、という言葉もございましたので、ぜひその言葉に期待をいたしまして、私からの質問を終了させていただきます。

大変長い間、ありがとうございました。

○議長（小山良悟君） これをもって19の1、当面する行政的課題についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思ひますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後4時53分 休憩

午後5時33分 再開

○議長（小山良悟君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問20の1、森田市長に義務教育の完全実施を求めるの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

〔25番議員 登壇〕

○25番（古賀俊昭君） それでは、一般質問をさせていただきます。

我が国の戦後における学校教育制度は、昭和22年に制定されました教育基本法及び学校教育法によって、その根幹が示されております。そして、その目的とする教育の機会均等や、6・3・3・4制学校制度、さらに9年制の義務教育、それぞれの実現や確立のため、逐年、これらの整備と充実が行われてまいりました。

これをさらにさかのぼれば、明治5年（1872年）8月「一般の人民必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」とうたってスタートした学制頒布に、日本の近代的な教育制度の起点を求めることができるのであります。

現在の日本の教育水準の高さは、諸外国も一様に認めるところであります。明治以来100年以上にわたって教育に注いだ日本人の懸命の努力が、世界における教育の最も進んだ国に到達せしめたものだと思います。

では、明治以前の我が国の教育はどうであったか。よく、日本は封建的で野蛮で無知な国であった、と信じている人も多いようですが、これはとんでもない誤解といわなければなりません。私は、日本が国際的に見て、いかに優れた教育の伝統を持っていたかを示す例を、幾つか挙げてみたいと思います。

まず最初に、紫式部について述べてみます。平安時代、今からちょうど、約1,000年前に活躍した人です。1人の女性で、あれだけ立派な小説を書いた人は、世界のどこを探してもおりません。紫式部は、御存じのとおり、源氏物語という見事なロマノ小説を著しております。これは私が主張するだけでは決してないのでありまして、大変ありがたいことには、国連教育科学文化機関、いわゆるユネスコが1966年、源氏物語（Tales of Genji）を書いた紫式部を、人類が生んだ偉人として表彰いたしました。世界の平和と人類の福祉、幸福を求める国際機関ユネスコによって、紫式部は表彰され

ているのであります。

その次に、もう一つ、例を挙げてみたいと思います。戦国時代、室町後期にフランシスコ・ザビエルというカトリックの宣教師が鹿児島に上陸をいたしました。西暦しか使わないという方もいらっしゃるようでありますので、西暦でその年を申し上げますと、1549年ということになるわけでありまして。

彼は、日本全国を布教をしながら、指導的階級の人から一般の庶民まで、広く接触をいたしました。そして、その印象を、カトリック教団の本部に報告をいたしております。これは本になって、現に出版をされておりますので、私たちもこれを読むことができます。フランシスコ・ザビエルは、世界の各国を回って日本に来た人でありまして、広い国際的視野を持った人でありました。そのことは当然のことだ、と言えると思います。

彼は、この報告書の中で、広く日本人全体に対し、高い評価を与えております。つまり、非常にほめているわけでありまして。

具体的に、まず第一に、日本人は非常に節度の高い国民である。原文ではモディストと書いてありますが、そのように表現をしております。

第二に、日本人は極めて名誉を重んじる国民である、とも書いております。これは、決して武士階級だけではなく、一般の庶民までその傾向が強い、ということを書いております。

そして第三には、日本人は驚くほど教育を重んじ、学問を尊重する国民である、という内容からなった報告であります。

ザビエルは、この3点を書いて、教団の本部に報告を送ったのであります。

さらに、我々は、江戸時代になりますと、御存じのように、それぞれの藩が持っておりました藩校、また寺子屋というものの存在を知っております。江戸時代は長く続いた平和な時代でありましたが、このときに存在した藩校の数は285ということが、文部省の調査でも確認をされております。寺子屋の数5万。また、これに、さらに女性に対してエチケットやモラルを教える「お針屋」と呼ばれる生活の場もございました。人口わずか3,000万の日本のこの時代に、これだけの多くの、いわゆる学校が存在をしていたわけでありまして。

そして、またさらに、杉田玄白という人の存在も、我々は知っております。辞書1冊なくて、オランダの医学書を、字引なしで翻訳をし、「蘭学事始」を著した人でありまして。

このように、日本人は、本来、野蛮でもなければ無知でもない。むしろ謙虚に神事に

対して勉強を重ねてきた、こういった事実を忘れてはならない、と思うわけであります。こういった歴史や伝統を踏まえ、我々はさらに今日より新しい時代にふさわしい、そういった教育の歴史を、これからつくっていくかなければならないと思うわけであります。

さて、現実の問題に入りたいと思いますが、御承知のように、戦後の我が国の教育は、先ほど申しましたとおり、学校教育法や教育基本法に、その源を発しております。この法律によりますと、日本国憲法にもよるわけでありますが、憲法によれば、第3章第26条に「すべての国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」とあります。市長も、憲法のことでもありますから、よく御承知のほうであります。

さらに、教育基本法では、第4条に「義務教育として国民はその保護する子女に9年の普通教育を受けさせる義務を負う」。2項目に「国または地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しない」とあります。

そこで、具体的に日野市内で現在、小・中学校における現状を申し上げますと、もちろん原則は、この憲法や教育基本法に沿った教育が行われているということは、もちろん当然のことです。ただ、この無償という憲法の規定を、果たしてどの程度我が日野市が、教育委員会が、この実現に向けて努力をしているか、ということについて、本日は絞ってお聞きをするわけであります。

具体的には、市内の小・中学校においては、市民会館を利用して音楽鑑賞教室や、その他の文化祭、合唱コンクール、またコーラス発表会などを行っております。

このうち、音楽鑑賞教室につきましては、全額父兄の負担がなく実施をされていることは、御承知のとおりであります。この音楽鑑賞教室の実施要綱には、その目的として「日野市立小・中学校児童生徒の音楽性の向上と音楽鑑賞能力の育成を目指す」とあります。小学校6年生、中学校2年、3年生を対象に、昨年も行われております。9月12日から14日までの3日間、行われております。

この市民会館を利用する音楽鑑賞教室については、先ほど触れましたように、教育委員会の負担によって行われておりますので、特段ここでは問題になりませんが、これと同じような学校行事を、市民会館を利用して行う場合に、かなりの父母負担が、今日、現実に存在をするという点について、私は問題にしたいと思っております。

具体的には、市内の小・中学校の関係者の方から、市民会館、これは日野市の公共施設であるし、授業の一環として行われる文化祭や合唱祭、こういったものについて、父母から使用料などを徴収するのはいかなるものか、という問い合わせがございました。

私も、詳しく予算書の中身まで承知はしておりませんでしたので、幾つかの学校、小・中について、調べてみました。

例えば、第三小学校では、1月の、ことしであります、11日、音楽鑑賞教室を教育委員会主催とは別に、独自に開いております。このときに、1人当たり児童より600円の演奏者に対する謝礼という名目で、費用徴収を行っております。

ただし、この小・中学校が市民会館を使用する場合には、小学校については1校1年間に5万8,000円まで教育委員会、つまり市が負担をすることになっております。さらに中学校では、1校14万3,000円まで、平成元年度は負担をすることになっております。ですから、これを超える費用については、当然、生徒の頭数で割って徴収をする、ということになっているわけであります。

先ほど申しましたとおり、学校の授業、勉強の一環として行われる、このような行事に、授業料にも当たると思われる、こういった名目での費用の徴収は、義務教育無償の精神に反するのではないかと、思うわけであります。

もう一つ、中学校の例を挙げてみたいと思いますが、これも定例議会が始まる時でありましたが、3月9日、三中の映画鑑賞教室が市民会館で開かれております。ちょうど議会の招集日でもありましたので、私も会場に行ってみたわけでありましたが、この映画鑑賞教室では、市民会館の使用料として、午前中分1万7,000円。さらに、付帯設備を使用いたしますので、それらの経費が2万1,100円。合計3万8,100円の経費が、市民会館に対して支払われているわけであります。

先ほど申しました音楽鑑賞教室以外に、それぞれ市民会館を独自に使用する場合、14万3,000円まで市が負担するという事を申し上げましたが、三中の場合には、これをとっくにもう消化をしておりましたので、この映画鑑賞教室は完全に三中独自負担、ということになったわけであります。生徒1人当たり約1,000円を徴収をした、ということを知っております。

このように、他の学校についても同様のことが言えるのではないかと、思いますが、授業の一つとして行われる、こういった学校行事に対して、市は全面的な補助の体制をひくことによって、父母の負担をなくすことを考えるべきではないか、と思うわけでありますが、この点についての御回答をお願いをしたいと思います。

もう一度申し上げますが、小・中学校が音楽祭、文化祭、合唱祭、映画鑑賞教室など、授業の一環として市民会館を使用する際には、教育委員会が全額その費用を、使用料を含めて負担すべきではないか、と思うわけでありますが、この点について、教育委員会、

あるいは市長でも結構であります、御回答をお願いをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（藤本亨一君） お答えをいたします。

今おっしゃるとおり、学校では、人間性豊かな児童生徒の育成を目指し、人間形成に必要な生活体験を受けさせるために、自然や地域の素材を活用したり、経験や体験を重視した学習の展開を図るよう努めております。学校行事につきましては、各学校の実態に応じて計画をされております。

学校行事の一つであります音楽鑑賞教室につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりでございます。やはりそのほかに、学校によっては市民会館を使用し、学校独自にコーラスの発表会や、合唱コンクール、文化祭、音楽鑑賞教室、または演劇鑑賞教室、映画等が行われております。これらの行事に対しましては、市民会館及び付帯設備等の使用料を市で予算化してございまして、その額は小学校1校当たり、今、議員さんがおっしゃられたとおり5万8,000円、中学校については1校当たり14万3,000円でございます。

これらは教育委員会が予算化している範囲を超えた市民会館使用料、または出演料、またはフィルム代とか、いろいろございますが、これは保護者の私費負担となっておりますが、これが現状でございます。これらの私費の負担につきまして、父母の負担となっているということで、授業の一環ではないかということでございますが、学校によりましては、この範囲の中で、例えばコーラスの発表会とか、そういうようなものについては、公費だけで済まされているということもございます。一部の学校で、内容によりましてフィルム代が要るとか、または出演料が要るとかということによって、このことが、先ほどおっしゃられましたように1人当たり600円とか、または1,000円という形になっております。

これを決めるに当たりましては、学校で独自の授業としまして、先生方が協議し、父母にも相談をし、そういうような経過の中で進めてこられております。学校で必要と決めた行事が、さらに、おっしゃられますように、全額市の方で出せば、これにこしたことはないわけですけれども、今現在は、こういう画一的に学校に割り振った予算の中で行っていただいている、というのが実態でございます。

それから、その他の必要な就学援助を認められた児童生徒の保護者に対しては、この負担を学校教育に必要な経費として援助してもございます。

それから、市民会館の使用料につきましては、今後とも市の方で負担をしていく予定

でおります。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 今の部長の御答弁は、現状の説明ということで、私は施策の前進を求めてお考えを、通告に従ってお聞きをしております。

市民会館の使用料については、もう既に公費負担が行われております。ただ、市民会館使用料ということに限定をされておりますので、例えば小学校の場合には、原則、付帯設備は予算化されておられません。つまり、市民会館を使う場合には、マイク1本でも使えばお金を取る、ということになっているわけです。

ただし、運用の中で、予算に幅を持たせ、原則は市民会館使用料だけだけれども、そういった多少の付帯設備については面倒を見ようということで、そういう配慮も行われているようですが、予算上は、あくまで市民会館の使用料ということになっておりますので、なにかびくびくしながらマイクを使わせてもらう、というような現状にあるわけです。

ですから、少なくとも授業時間を割いて市民会館まで出かける、そして音楽を鑑賞する、またコンクールなどを行う、ということですので、こういった面の予算については、そんなに大きな予算規模ではないわけでありまして、もう一度、市長でも結構であります、こういった費用負担については、できるだけ公費で賄うということを原則に対応するのが、憲法の「義務教育はこれを無償にする」という精神にも合致をするのではないかと、思いますので、改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 教育長。

○教育長（長沢三郎君） 私の方からお答えさせていただきたいと思うんです。

実は、義務教育、これを無償とするという、その条文の解釈でございますけれども、先ほど古賀議員さんもおっしゃったように、教育基本法の4条に載っております「授業料はこれを徴収しない」というのが、一番その根幹に据えられているところの解釈問題でございます。よく教科書の無償給付の問題で、大蔵省と文部省が毎年のように、教科書無償を何とか解消してほしいという大蔵原案に対して、相当な抵抗を文部省側で示しながら、現在のところ、義務教育の小・中学校では教科書が一切無償で支給されている。

それ以外に、確かに小・中学校で学校給食というのをやっているのであれば、給食費も当然、無償にしたらどうか、修学旅行、移動教室等、相当経費のかかる問題等もあるわけですが、そういうものに対して、無償の要求というのは、これは相当根強く出てきていることも事実です。

ただ、日野市の場合、かつて補助金等検討委員会という中で、日野の財政を全面的に洗い直していただいた中で、一応市として負担する内容、それから利用者負担といいますが、父母負担というような形で対応していただく内容、そういうものを相当厳密に区分けいたしまして、その中で、現在の運営が行われている。

特に、小・中学校の移動教室、あるいは修学旅行等について、一時に相当多額の経費がかかる。こういう問題につきましては、小学校の日光の移動教室には5,000円、中学の関西旅行には1万円というような形の経費補助を、市の方としてもやっておりますし、学校で日常使う学用品の消耗品に類する内容、用紙とかその他、こういうものにつきましては、極力父母負担を除くような方向での手だて、こういうことも考えております。

今、古賀議員さんの方から、話の出されております内容等につきまして、今回の新しく平成2年度の予算措置として、特に小学校の子どもたちが市内の公共施設を利用する際に、中学と違って学校から引率してくるといふ、その条件が課されてくるものから、バス代の補助等につきましても、各学校に12万あての補助を一応予算化して、そういう中で、極力、父母負担を軽減するための措置、これをとっているというのが現状です。

今後、できるだけ予算の許す限り、対応していく努力は続けてまいりたいと思います。以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 生活環境部長にちょっとお聞きをしてみたいんですが、市民会館の使用料については、減免規定は、一切日野市の場合にはありません。だれがどういふときに使おうと、その使用料については支払い、ということになっております。

これはもちろん一つの原則として大きな柱になっていることは、当然、異論のないところではありますが、こういった義務教育の過程で行われる、授業としての性格を持っているわけでありまして、こういった市民会館使用の際には、使用料について減免できるようなことも考えてみるべきではないか、と思うわけでありまして、他市の例等ももちろん見なければなりません、その点、生活環境部長が所管だと思っておりますので、そういった観点からの質問に対してはいかにお答えになるか、ひとつ聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山良悟君） 生活環境部長。

○生活環境部長（糸川 滋君） お尋ねの件につきまして、今、教育長を初め担当部長の方からもお答えがございますとおり、現状もでございます。また、おっしゃられるとお

り、現在、特例といひましょるか、減免規定を設けない、という形が原則になって運営されております。

そういう中で、ひとつ、多分、現状を踏まえた中でという形になろうかと思いますが、教育部門と協議しながら検討してみたい、というふうに考えます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市長にお尋ねいたしたいと思いますが、今、教育長の方からは、予算の許す限り保護者の負担を軽減する方向で今後対応していきたい、ということでありまして、生活環境部長の方も、研究をして検討してみたい、という内容の答弁でありました。あとは、市長の判断と決断にかかっていると思いますが、使用料の減免等については、これは条例の改正でありますので、議員が提出して改正をしない限りは、市長提案でもなければ、その実現は無理なわけですが、よそではやっているところがあるんです。

ちょっと遠いところの例で恐縮なんです、大分市のコンパルホールという、市民会館に当たる施設がありまして、その、たまたま概要を記したものがありましたので、見てみましたら、使用料については「使用料を徴収する施設及びその使用料は別表のとおりする。前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない」とありまして、その後「ただし、市長が特に必要と思えるときはこの限りでない」というものがついてるわけです。ですから、市長が認めれば、この大分の場合には、会館使用料を取らなくても済むように条例上になっているわけですが、日野市の場合にはこれがないということで、一切の市の行事も市民会館使用料を計上してやっております。

ただし、義務教育は無償という精神からすれば、少なくとも小・中学校のこうした公共施設を使つての授業の場合には、父母に600円、1,000円というような負担を求めるべきではないのではないか、と私は思いますし、先ほど教育長、生活環境部長の答弁もありましたので、最後に市長の考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 日本国憲法の条文にあります「義務教育は無償とする」これは日本の教育にかける格調の高い大義名分である、とこのように理解をするところでありまして。

そして、具体的に事例として、本市の市民会館の学校行事に対する使用料の徴収ということで、その条文精神にてらしてどう考えるか、とこのようになってまいり

であります。

今まで、原則といたしまして市民会館そのものは、市民や、それから対外的には貸し出し施設ということで、文化活動の場を保障する、とこういう役割を果たしております。そして、その料金が、すべて有料制で、つまり市長裁量の余地を残さないということも、この原則を判断をする上で、私は大切な部分だ、とこのように思っております。

そこで、教育委員会の方でも今お答えがありました、学校行事をきちんと把握をして、そうして予算計上をしておいていただく。年度間にまた入ってくる行事もあるでしょうから、多少の余裕のある、そういう予算をあらかじめ用意しておくということで、なにか年度間に特に父母負担が、突然加わったというようなことにならないようにあってほしい、とこう考えております。

ただ、学校間の1年間の行事としての配分等があるでありましょうから、そのあたりを有機的に、しかも効果のあるように計画をつくっておいていただくということで、この問題はそう対応に困るところではない、とこう思っております。余裕のある予算を用意しておくということで対応をしたい、とこういう私の伺った気持ちであります。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 来年度には期待できそうな、今、市長の答弁でありました。

学校行事というふうに市長は表現をされたわけですが、明らかに授業の一環として市民会館を使っているわけですが、明らかに異なるわけでありまして、義務教育は無償である、義務教育を完全に実施をするということで、教育委員会の方も、そういった今の市長の答弁を踏まえて、予算要求を次年度はしていただければと思います。マイク1本使ってもお金を取られるというような現状は、いかがなものかと思っておりますので、特にお願いをいたします。

先日の三中の映画鑑賞教室「プラトーン」という映画をやっておりました。ごらんになった方もおありだと思いますが、ベトナム戦争を題材にした映画で、ごく最近、ビデオ化などもされて出ておりますが、アメリカの白人青年がベトナム戦争に行き、そしてさまざまな経験をしながら生き残るわけでありまして、軍隊という、また、その自分が属するプラトーンという小隊を守る立場で行動をする人間と、あくまで主人公の白人の青年が、みずからの正義を貫こうとする、その葛藤の中で、ベトナム戦争から無事帰還をするまでを描いた映画でありまして、やはり、よく反戦映画といわれておりますが、こういった映画を学校で取り上げて鑑賞させるということは、私も大いに賛成でありま

す。ですから、授業のこれも一環として、ちゃんと午前中、日野市議会が招集をされた日に先生方が引率して見えておりました。いろいろお話をしましたら、やはり先生方も徴収のいろんな手間もあるし、当然、本来市で出していただくのが当たり前ではないでしょうか、ということをおよそほとんどの先生がおっしゃっておりました。ぜひ今の答弁を踏まえて、来年度に向けて、ひとつ御準備をお願いをしたいと思います。

なお、先ほど教育長が触れられました、市内の施設利用バスということで、市民会館を利用する際のバス代も、小学校においては本年度は初めて2校分が計上されておりますので、これも一つの前進であったと思っておりますが、さらに小・中学校全校を見ていただく、そういった予算措置を心からお願いをいたしまして、この質問を終わりにしたいと思います。

○議長（小山良悟君） これをもって20の1、森田市長に義務教育の完全実施を求めるの質問を終わります。

一般質問20の2、職務給の原則に反する「不完全通し号俸制」の完全是正を求めるの通告質問者、古賀俊昭君の質問を許します。

○25番（古賀俊昭君） 行革運動の旗をおろす、そういう気配も見受けられないではないんですが、やはり長く土光臨調以来続けてまいりました行革努力、これは引き続き各自治体、私ども議会も心がけて取り組むべきものだと思いますので、今回、市の職員給与の件について、再び取り上げさせていただいたわけでありまして、

現在の日野市の職員の給料表は、御承知のように、昭和62年12月、一部、地方公務員法24条の規定に従った職務給の導入を行ったわけでありまして。しかし、その後、計画は遅々として進んでおりません。

そういった中で、今回は市議会で3短が行われる。昇給の月数を3カ月短縮して、すべての職員の皆さんが昇給をする。こういうことは率先して行われているのが、現状であります。職員の勤務意欲をそぐ。市民感覚という言葉も、よく聞かれるわけでありまして、そういった市民の皆さんから批判を浴びてきました、この地方公務員法24条に違反をする給与制度、通し号俸制を完全に職務給に改めるため、現在、日野市ではどのような努力を行っているのか、ということを中心にお聞きをしたいと思います。

この職員給与が、職員の皆さんが提供した勤務に対する反対給付である、という性格を考えますと、当然、服務規律に反した市の職員の皆さんにそういう人がいれば、職員に対しては、この給付が正常に行われないのは当然のことです。

私は、先般の行政報告、3月19日だったと思いますが、地方公務員法並びに公職選挙

法違反の疑いのある職員の方のことについて、質問をいたしました。今後、服務規律という面からの取り組みも当然、求めなければならないわけではありますが、現実の問題として、今日、市当局は、この問題をどのように今把握をしているのか。この点をまずお尋ねをしたいと思います。

つまり、市の職員が、ある市議会議員候補の選対委員長として事務所開きの案内状を出した、という件であります。本会議のやりとりの中で、総務部長、また助役、それから市長からも答弁がありました。まだ、事は結論を得ていない問題でありましたので、私は深くはお聞きできなかったわけではありますが、何日か時間が経過をする中で、事実の確認は行われたのかどうか。正確に事実を把握しているのかどうか。この点について、お尋ねをいたします。

次に、先ほどの本会議の場でも、本人に対して弁明書を出すように指示をした、という答弁がありました。また、選対の責任者に対しても、何らかの文書を出すように申し入れてある、という答弁がございました。この件については、どのように推移をしているのか。

3番目に、3月19日の行政報告に対する質疑の時点では、私はお聞きをしませんでしたが、この事件について、市側、つまり職員を監督する立場にある市長以下の管理職の皆さんは、いつこの事実を、こういった事態の発生を察知をしたのか。この点について、お尋ねをいたします。

これらの経過を踏まえて、現在、市は最終的にどのような見解をお持ちになっているのか。

以上、4点について、まず御答弁をお願いをしたいと思います。

次に、給与制度の中で、私どもは人件費の割合というものを、予算審議などでお聞きをするわけではありますが、うかつにも今回の予算審議の中では、経常収支比率について、私、お聞きすることを失念をいたしておりました。つまり、人件費などの義務的な経費が一般財源に占める割合、平成2年度予算では何%になっているのか。通告を行っておりますので、お答えをいただきたいと思ひます。

次に、給与水準を示すラスパイレス指数は、平成元年4月1日現在、どのような数字になっているのか。まだ比較対照の一番もとになります国等の発表はないのかもわかりませんが、試算数値でも構いませんので、お示しをいただきたい。

3番目に、給与の一部を占める退職手当、この件について、お尋ねをいたします。市の広報に発表される職員給与の実態では、具体的に市役所を退職される職員の皆さんが、

どのくらいの退職金を手にしておられるかということが、わからないわけでありませぬ。そこで、多くの事例は結構でありますので、ことしの定年退職者のうち、最高額の方は幾らなのか。1,000円以下は切り捨てで結構でありますので、その点、手当の額をお示しをいただきたい。

あわせて、支給の月数は何カ月になるのか。勤務年数は何年か。職種は、一般職員の方であるのか、部長さんか、課長さんか、係長さんか、職種をあわせて御答弁願ひたいと思ひます。

次に、昭和62年12月議会で、一部職務給導入の条例が可決をされました。先ほど申し上げたとおりであります。これで完全通し号俸制は一部改められたわけではありますが、その後、2年以上経過をする今日まで、残り半分、係長以下の是正は全く放置をされております。地方公務員法24条、職務と責任に応じた給与制度を導入しなさいという、この考え方は市長は放棄をしたのかどうか。この点について、お答えをいただきたいと思ひます。

次に、今まで森田市長は、議会では、内部検討や組合交渉を経て現在の不完全通し号俸制を改める、と答弁を繰り返してきているわけではありますが、前の質問とも関連をいたしますが、この2年間以上の間、どのように経過を御説明になるのかどうか。全く議事に提案される気配がありませんので、伺えませぬので、その後の経過を概略で結構でありますので、お尋ねをいたします。

最後に、職務給をもし導入をする、と抜本的な是正の気持ちがあるのであれば、日野市の給料表として、あるべき到達目標はどのようなものと現在考えているのか。この点について、お尋ねをいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君の質問についての答弁を求めます。助役。

○助役（砂川雄一君） それでは、初めの点について、お答えを申し上げます。

この前、行政報告の際にも御質問があつて、お答えをいたしておりますけれども、今年度の衆議院選挙並びに市議会議員選挙に当たつて、いやしくも公職選挙法、地方公務員法に違反する行為がないように、この事実の確保については、各所属長を通じて職員に徹底するように、図つたわけでございます。

それで、現在、この前、御指摘いただいたような問題について、どのような形で把握をしているか、ということでございますが、私どもにも職員の名前が記載をされましたある文書を、私どもも入手をいたしました。

したがしまして、それらの問題について、まず私どもとしては、事実経過を正しく調査をしなければならない、ということで、本人を呼んで事情聴取をいたしました。それに基づいて、事情聴取をした上で、なおかつ必要な本人からの弁明なり、そういったものを書類として出してほしいということで、要請をいたしまして、その経緯についての本人からの弁明書を出していただいたわけでございます。

そういった弁明書、それから本人に直接会ってお聞きをした事実、そういった経過全体について、私どもはなおもう少し検討を加えなければならない点がございまして、それらの点について検討を加え、なおかつ弁護士と専門家とも十分に協議を進めなければならない点がございまして、それらの協議を今後進めまして、そうした結果に基づいて、私どもとしては厳正に対処をしていきたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは、まず私どもの方の御質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず第1点目でございますけれども、ラスの関係でございます。平成元年4月1日現在のラスの数値はどうか、ということでございますけれども、自治省からはまだ正確なラスの数値は示されておりません。試算の数値は来ておりますけれども、これについては、国の方から公開しないように、という指導がございまして、これは差し控えをさせていただきます、とこう考えております。

それから、退職金の件でございますけれども、ここで3月にやめられる方の最高額ということでございます。最高額を申し上げますと、金額では3,334万5,000円でございます。

在職期間は、31年4カ月でございます。

職務名は部長でございます。

率でございますけれども、これについては69.86カ月ということでございます。

それから、昭和62年12月の議会で提案をいたしまして、63年5月から職務給の導入を行いました。それ以来、どのような経過になっているのか、という御質問でございます。これにつきましては、ただいま御指摘もございましたけれども、あるべき給与の制度、いわゆる職務と責任に応じた給与体系に向けて、現在も職員組合と鋭意交渉に努力をしているところでございます。

何分にも相手のある交渉でございますので、時間はかかるわけでございますけれども、

できるだけ早く合意に達するよう努力してまいりたい、とこのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（小山良悟君） 企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君） 私の方の関係で、平成2年度の当初予算に対する経常収支比率ということでございます。78.2%という数字でございます。

以上でございます。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） 大変失礼いたしました。

今後、職務給のどうあるべきか、ということでございます。給与体系はいかにあるべきか、ということでございますけれども、私ども給料表につきましては、一般職の5等級、6等級がございまして、この給料表を一般行政職と技能労務職等に分けた給料表、それからもう一つは、医療職を医師、医療技術職、看護婦等の3種類の給料表をつくりたい、とこのように考えてございます。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市長から全く答弁がなかったんですが、まず最初の、公職選挙法の関係と、それから地方公務員法に関連で、事実が果たして何であるのか、ということが一番ポイントになるわけです。19日の私が質問をしました折にも、まだ事実がはっきり確認できない、ということでありました。本人は、全くこの事実には知らなかった。はがきと封筒とは友人から言われて初めて知った、ということで、責任者に対して、ここは事実と違うという申し出をしたということを弁明している、というような内容であったわけです。ですから、その弁明を書類にして、書面にしてお出しなさいということで、市が本人に書類の提出を求めている、ということで終わっておりました。

弁明書は、今、出たということですが、その弁明書の内容を教えてくださいと思います。

それから、前の19日の時点でも、本人以外の関係者にも書類を、弁明書のようなものでしょうね、出すように求めている、ということをおられたんですが、この本人の弁明書以外にも、何か市に対して提出されたものがあるのかどうか。その内容はどうか。この点について、もう一度、お聞かせをいただきたいと思います。

本人は、全く身に覚えがない、自分はあずかり知らぬことで、名前を勝手に使われたということで、抗弁をしているわけですが、だとすれば、この方は、もしこれが

事実であれば、大変な被害者であるわけです。本人がそういう申し開きをする以上は、だれがこういった選挙に当たって、選挙の責任者である立場に立ったかのごとき名義の使用を行ったのか。その辺は、どのように今つかんでおられるか。この点について、お尋ねをいたします。

それから、私は今、事務所開きの通知、つまり、はがきのことについてお尋ねをいたしました。こういったものは、事実関係をはっきりさせる場合には、当然、市の方でもお聞きになっていると思いますが、どの程度の枚数が発行されたのか。また、文面は、私も現物があるのでわかりますが、市が確認しておられる文面は、先ほどのお話では、事務所開きの案内状で間違いない、ということでありましたが、今、お手元にいろいろ集めておられる資料というのは、大体はがきだけというふうに考えていいのか。その内容について、もし、ほかにあれば教えていただきたいと思います。

また、どの範囲に出されたものなのか。配布先、この点についても、お聞きになっていると思いますので、お願いをいたします。

それから、いつ出されたものか。はがきの消印を見ればわかるわけですが、この点については、いま、調査を行っておられるということですので、この点についても、現状、承知をしておられるところを御答弁願いたい。

さらに、弁明書の中身を教えていただくように、今、お願いをしたわけですが、その写しを資料として提出をいただきたいと思うわけですが、それは果たして可能かどうか。もう一度、この件についてお尋ねをいたします。

それから、給与について、今いろいろ御答弁がありました。経常収支比率については、大体70%から80%が適正数値ということになっておりますので、辛うじて78.2という数字は、その範囲内におさまっております。財政の硬直化ということは言えないと思いますが、よく言われるような黄色信号の点滅、というふうにも言えるわけですので、その点、税収は確かに豊かではありますが、そういった配慮を、今後、財政の弾力性を保つように心がけていただきたいと思います。

ラスパイレス指数については、試算値はあるけれども、公表しないということになっているので出せない、ということでありました。そういう一連のやりとりの中で総務部長は対応しておられると思いますので、この点については結構であります。大体どのくらいか、ということ言えば、110は切ったかどうかぐらいのことは、もし可能ならば御答弁いただきたいと思います。

それから、ことしの定年退職者の退職金の最高額、今、御答弁いただきました。3,33

4万5,000円ということで、支給月数は69.86ということでありましたが、これは是正計画といえますか、退職手当の月数については、調整手当を省くための軟着陸のコースがもう既に条例化されているわけですが、平成元年度の退職者については、最高は75.79カ月ということになると思いますが、その最高の支給月数ではなかった、というふうに理解していいわけですね。69.86。間違いないかどうか、もう一度お尋ねをいたします。

それから、これは市長から答弁をいただきましたかったわけですが、完全通し号俸制は、一部職務給が導入をされて改められたことは、先ほど触れたとおりです。もうそれから2年以上、経過をしていることも申し上げました。当時、市議会のこの場で、付帯意見がつけられました。御承知だと思いますが、62年12月議会に、今後、係長職等への導入を初め、すべての職員にわたるあるべき職務給制度へ可及的速やかに到達するよう、市長以下一丸となって努力されることを強く要望する——これを本会議で可決をしているわけです。速やかに、つまり可及的速やかにということですので、2年以上は、ちょっとこの議会の意思に背くものではないかと思いますが、それ、こういうこともありますので、私は市長に職務給導入の考え方を放棄したのではないか、ということをお聞きをしたわけであります。この点について、市長の見解を承りたい。

さらに、その後の経過については、組合、相手があることですので、という総務部長の答弁、それはまあよくわかっているわけですが、職員組合が絶対職務給の導入は認めない、というようなビラを再三配っておりますし、そういう状況の中で、相手様の意向だけを尊重して交渉して進めるということでは、なかなか可及的速やかに職務給を導入するという市議会の議決は、実現困難になると思います。この点については、市長の考え方、取り組みの姿勢も影響していると思いますので、部長1人に論壇しても始まらないとは思いますが、ぜひ、組合の皆さんの中にも、話のわかる人はいると思うんです。今の公務員の皆さんの置かれている状況、また事務能率を向上させて勤務意欲を高めるには、どういった給与制度が一番いいのか。そういったプロの皆さんが額を集めて検討をすれば、いつまでも従来のような対立関係で推移するとは思いませんので、引き続きいろいろ工夫をしていただき、事態の打開を、現状の打開を図っていただきたい。このように、これはお願いをしておきたいと思います。

それから、職務給の制度のあるべき到達目標については、今、総務部長がおっしゃったことで、従来の答弁と変わっていないと思います。

ただ、私が、やはり行政職を事務、技術職員の皆さんと、さらに行政の2とでも呼ぶべき技能労務職の皆さんをつくって分けるということは、これは必要なことだと思いま

す。

ただ、市立病院の現在、独立をしております医師の給料表については、これは現状のままということで当然であります。医療職については今日、もう再三、議会で言われてきたところでありますが、一般の看護助手の皆さん、つまり国家試験等で資格をお持ちの保健婦の方や助産婦、看護婦の皆さんとは全く別の存在といたしますか、そういう立場の方と、これら資格を持った方が同じ給料表に現在は位置づけられている。そこで看護婦さんの定着率が悪いわけですし、いろいろ、せっかく入ってもやめていくという現状も、再三、議会で指摘をされているわけですので、こういった医療職については、医師は別にするのは当然であります。こういった助産婦、看護婦の方については、別に給料表を私は設けるべきではないか、というふうに考えますが、この点、先ほど御答弁があったのかもわかりませんが、もう一度、お考えを聞かせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） まず初めの第1点目について、お答えをいたします。

この前も御報告しましたように、本人は、この問題について関与していないということで、私どもの調査に対して回答が得られたわけでございますけれども、それについて、本人から弁明書という形で、再度、文書で出してほしいということで、その報告書が出された。

その内容は、やはり調査のときの内容と同じでございます。それらの文書の企画、立案、作成、発送等について全くかかわっていない、ということでございます。

それから、印刷物の中に使われておりましたような肩書についても、事実と違う、ということでございます。

これは本人の弁明だけでは、私どもとしても不十分な点があるので、それについて他のしかるべき者からの、その事実が間違いない、という経緯書も添付をしてほしいということで、それも一緒にあわせて提出をしていただいた、ということでございます。そういったことで、本人はそういうことで関係なかったということでございます。

したがって、例えば、枚数がどうかとか、どの範囲に配られたとかというようなことは、本人は直接関与をしていないので承知をしていない、ということでございます。

私どもは、これらの事実について、本人からの弁明も含めまして、正確に事態を把握をしなければなりませんので、そこらの点については、まだ調査を続行中であるという

ことでございます。その辺については、私どもとしても慎重に対処をしていかなければならない面もございますので、もうしばらく時間をかしていただきたいと思っております。

なお、弁明書の写しというお話でございましたけれども、これは現に調査が進行中の事件でございますし、本人のプライバシーにもかかわることでございますので、公開はできません。趣旨は、先ほど言ったような内容のものでございました。

以上です。

○議長（小山良悟君） 総務部長。

○総務部長（藤浪竜徳君） それでは、御質問にお答えをいたします。

ラスの関係でございますけれども、試算の数値でございますので、国の方からは公開を差し控えるように、ということでございます。

そういうことでございますけれども、大体の数字といたしますか、そういうことでは、63年4月1日では、ラスは110.5でございます。平成2年の4月1日につきましては、63年5月に一部職務給を導入いたしましたので、若干ふえてございます。マイナス要因、プラス要因ございますけれども、その中で0.1か0.2ぐらいはふえるのではなからうか、とこのように考えております。

2点目の、退職金の月数の確認でございますけれども、最高額は71.5でございますけれども、71.5という月数につきましては、35年以上でございます。退職された方は31年4カ月でございますので、69.86カ月を適用した、というわけでございます。

それから、あるべき職務給の給料表ということでございますけれども、その中で、医療職の関係でございます。先ほど、ちょっと触れたと思っておりますけれども、現在、医療職は医師のみでございます。これを三つに分けて、医師と、それから医療技術職、それから看護婦等の3種類という職種に分けた給料表にしたい、というふうに考えてございます。

職務給の導入につきましては、組合等の交渉は鋭意努力を重ねているところでございますけれども、当面は係長職の職務給導入を前提にして取り組んでいる、というところでございます。

以上です。（「市長どうですか、職務給。放棄したんじゃないでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 過去の内閣の数代にわたって、臨調行革といわれる地方自治体に対する厳しい締めつけ、指導があったわけでありまして。

自治体の最近の事情といたしましては、もちろん市民の批判に十分こたえる内容を絶えず保つ、ということが重要課題でございますので、我々といたしましても、独自の行革方針を持ちながら、鋭意努力を重ねてまいりました。

今日は、行革の求められる背景がなくなったということではありませんし、新しい社会情勢に従って、我々自身、絶えず行政の改革ということについては目を大きくして、絶えず考えておかなければならない課題である、という認識には相違ありません。

一方に、国民感情、市民感情といたしましては、政治改革ということに、視点が、中央政府の動向に合わせて存在するわけでありまして、両々相まって、つまり行政改革のみならず、政治改革もぜひあわせて遂行すべき、この21世紀の前段の時期である、とこういうふうに、市民の皆さんとともに考えるべきだと思っております。

御質問の点につきましては、今、担当の方からほぼ答え尽くした、と思っておりますが、いわゆる職務給といわれております給与体系は、職員の意識改革にあわせて職務と、それから責任を明確にしていくということも重要だ、というふうに考えております。若干の課長補佐級まで職務給を導入した。あるいは別の言葉で言えば、通し号俸制を振りかえた、というふうにも言えるわけですが、これからも職員の勤務意欲をますます高揚維持するために、必要な施策をとっていきたい、とこのように考えております。

したがいまして、職務給の導入は、今後も厳しく構えて追求をする。これが市民の期待にこたえる大切な手段だ、ということにも認識はわかりありません。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市長は、昭和61年度に、通し号俸制を廃止をするという是正計画を、一度、東京都を通して、自治省に提出をしているわけです。しかも、先ほど申しましたとおり、議会での職務給導入の議決が62年12月。かなりそれから数えて、もう数年が経過をするということでもありますので、市長の決意は、今、披瀝をいただいた。御自分でおつくりになった通し号俸制を改めるというお考えをお持ちだということは、これは評価しなければなりません。ここに来て、もう是正計画の年もとっくに通り過ぎる。議会が議決をしても、もう2年以上経過をする。

ということであれば、議会で問われれば、ある程度のスケジュールといえますか、いつごろまでには、ということをお答えになってもいいのではないかと、思うんですが、このことに限ってはどうか。もう一度、お尋ねをいたします。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 先ほど総務部長が、相手もあることだ、という言い方をいたしました。私はそれ以上に、職員の意識改革ということが伴って、更新に基づく改正を図るということでなければならない、とこう思っております。

給与に関することに関しては、日本の労働法規によって、役務合意を要する、とこういうことにもなっておるわけでありまして、今後一層、双方の認識を新たにしながら解決の方向を打ち出していきたい、とこう考えております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 職務給の導入は、自治体のメンツとか、そういうことではなくて、やはりよく言われるように職場を活性化する。やはり生きがいを持って職員の皆さんに働いていただく。そういうためには、どうしても必要なこれは制度であるし、その導入はまさに可及的速やかに行わなければならない現状にあると思います。一層の取り組みをお願いするのはもちろんですが、市長の決意と指導力を、ここでさらに期待をしておきたいと思っております。

話はまた最初に戻るわけですが、弁明書の写しは出せないということで、これはそれなりにわかります。まだ最終的な判断が出ていないわけでありまして。

責任者は、では御本人は、だれが全体の責任者であった、というふうに言っておられるか。そのことぐらひは、はっきりしているのではないかと、思うんですが、この点についてはどうなのか、お聞かせをいただきたい。

それから、市長に先般、この件で私、質問をしましたときには「報告は受けている。冷静になって解釈する余裕がなかったというふうなことかな、というふうに思っておりますけれども、御指摘があれば、これは必要な説明もしなきゃならない、とこのように責任の長として現在の感じでございます」ことうい答弁が、先般ございました。

いろいろ弁明書が出されたり、それから多少は、全容が明らかになりつつあるのではないかと、いうふうに思いますが、現在、市長は、この件については、このときのお気持ちとお変わらないのかどうか。この点について、2点、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 経過報告は聞いております。当事者から「関与しない」という弁明がなされておりますので、それ以上の追及は必要ない、とこのように考えております。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 御本人からは、選対責任者ではない、という形で申し立てがございます。そういうポスト事態が、果たして存在したのかどうかは、はっきりしません。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市長の答弁は、かなり職員の味方をされるということであれば、それはわからないじゃないんですが、職員組合が市長の突っかい棒の役割をずっと今まで果たしてきた、ということからすれば、お互い仲間だというようなことで、そういうことになるのかもわかりませんが、自治体の長として、市長は懲戒権を持つ。しかも、職員を監督指導する立場にある、ということは先般も認めておられたし、法令上もきちんとそういうことで、市長というのは責任が重い、ということになっているわけです。

しかし、現実には、職員に対して出されたものだと思いますが、かなりの枚数が出ています。その人の名前です。こういう現実がある以上は、やはり本人がそれを認めないから追及は必要ない、というのは無責任ではないかと思うんですが、ということでは、市長は事実の経過がはっきりしたということになるんですね、市長の立場であれば。

しかし、先ほど助役や総務部長の一連の前の答弁からすれば、今後、弁護士とも相談、というような言葉もさっきあったようですが、事実の把握については、今後、調査を行うという答弁であったわけです。

では市長は、今後は助役や部下の方については、一切この件は終わりだ、という指示をお出しになるつもりなのかどうか、です。ということは、事実はこちらでありましたということ、この場ではっきりと証明をしていただきたい。

私は、やはり真面目にきちんと仕事をなさっている職員の皆さんも大勢いらっしゃる。そういう方がほとんどなわけです。この方も、多分、本人がそうおっしゃるんだから、そうだったかも知れない。しかし、事実はわからないわけです。もし、本人が「違う」ということが事実であれば、これは大変な法的な責任が問われる問題になってくるわけです。だから慎重に今は検討をしていく、調べていく、ということでの答弁であったかな、というふうに思うんですが、市長は言下にこれを否定されたような、私は受けとめ方を今したんですが、これは一連の真相がはっきりしなければ、調査の必要はない、というふうにおっしゃることはできないと思うんですが、この点についてはどうなのか。はっきりお答えをいただきたい、と思います。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 職員を管理する法規があり、それから、それぞれの組織があり、一応指摘をされる事実については、解明の順序を経た、というふうにお答えをして

おるとおりであります。

私どもの結論、判断をそう急ぐつもりではありませんが、ほとんどそれに近い。本人の弁明が事実であろう、とこういうふうに信頼をしますので、それ以上の調査の手だてはないのではなからうか。あるいは、必要ないのではなからうか、とこういうことを申し上げておるわけでありまして。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 本人を信頼をして、信じるならば、余計、真相をはっきりしなきゃいけませんね。なにか灰色のまま、よくわからないけれども、本人が否定をしているからそういった事実はなかったのであろう、ということでは、本人のためにもならないんじゃないですか。

大体、解明の順序を経た、というふうに今市長はおっしゃったんですが、では、だれがこういうことを行った、というふうに理解すればいいのか。その点については、どうでしょうか。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 私の答える立場におりません。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 革新自治体であるからこういうことが起こった、とも思いたくないんですが、ちょうど時期を同じくして、町田市でも市長選挙で、これは事例としては全く同じではありませんが、やはり市の職員の選挙運動にかかわる、そういった事件が起きたということで、新聞でも報道されておりました。日野の今回の件とは、全く性格は異にするのかもわかりませんが、市長は改めてこの場所で、そういう明らかにする立場にない、ということをおっしゃるのは、監督責任者として、逃避の姿勢ではないか、と思うんです。忌避しておられるんじゃないかと思いますが、事実は、はっきりさせるべきじゃありませんか、市長の責任で。どうでしょう。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 一定の手順を経て、それぞれの組織上の責任者が経過を、大体たどった結果、本人の表明、弁明においては関与しないということですから、それ以上の手だてはないのではなからうか、とこう思っております。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） だから、本人が関与していないということ、私も信じたいと思います。しかし、なお調査しなければわからないことも、まだ多いということが、先

ほどの議会答弁でもあったわけです。

しかも、もし、そういう人の名前を勝手に使うというようなことは、一種の犯罪ですから、そういう人がいて、この方は被害者の立場に、もし市長がおっしゃるようなことならば、なるわけですね、被害者の立場に。だったら、事実をはっきりさせるべきじゃないですか。本人の名誉のためにも。これで終わったというのは、部下に対する信頼も私はないんじゃないかと思いますが。事実の究明を、解明をはっきりするべきだと思うんですけれどね。市長は、そういう考えはありませんか。

○議長（小山良悟君） 市長。

○市長（森田喜美男君） できるだけ解明の努力は、なお継続いたします。

そして、責任の区分と申しましょうか、そういうことも、私自身も含めて明らかにしたい、と思います。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 時間の関係もあるんですが、これは一この職員の方や、それからこの問題の解明をたまたま担当する立場になった職員の方だけの問題じゃないですね。こういうことがあいまいのうちに、何かうやむやになるということは、市職員全体に与える影響も大きいと思うわけです。議会に対して、本来であれば、きょうは最終日でありますので、議会で指摘があれば、こういう事件については、最終的な判断はいつごろまでに出したい、こういうふうに考えられるということ、もっときちんと責任を持って答弁をすべきだと思います。

公職選挙法や地方公務員法の規定が、十分に徹底をされないということは、今始まったことじゃないんです。一連の争議行為、また、職場離脱の形をとりながら、今まで再三、地公法の関係の件については、市長に私も指摘をしまりました。そういうものが、あいまいにしているから、こういうときに、なにか綱紀が弛緩をして一気に表面化する、ということではないかと思うんです。

議会に対して、最終的にきちんと報告をしていただきたいと思います、その点について、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山良悟君） 助役。

○助役（砂川雄一君） 調査は、現在、まだ未解明の部分が若干残されておりますので、それらの点については明らかにしたい、というふうに考えております。

以上です。

○議長（小山良悟君） 古賀俊昭君。

○25番（古賀俊昭君） 市の職員の皆さんは、ほとんどきちんと法令を守って、地方公務員としての職務を果たしておられるわけです。

ですから、今回の当事者も含めて事実関係を明らかにするというのが、全職員の皆さんのためにも、また、市民に対してもそれを行うということで、市長はその最大の、最高の責任を負っているわけです。議会中での報告はなかったわけですが、次の議会までには、きちんとした報告があるかもわかりませんが、議会はもう終わったから、このままでうやむやということにならなないように、ぜひお願いをしておきたいと思います。

市長の発言は、多少、横紙破りの、ちょっと私にとっては非常に不満な答弁が続いたわけですが、いずれにしても、職員の皆さんに対して、議会もその責任を果たしていくということがありますので、今回、取り上げたわけですが、ぜひこういった事件が、だれが名前を勝手にかたったのか。あるいは、かたっていないのか。こういうこともわからないまま、議会の指摘を受けるままに、こういった本会議が終了するということは、私にとっても非常に残念ではありますが、今後、担当総務部長、助役、市長を初め、責任を持って対処していただくことをお願いをしておきたいと思います。

百年河清を待つような気持ちでは到底だめだと思いますので、また機会があれば取り上げて、この件については質問したいと思います。

以上で終わります。

○議長（小山良悟君） これをもって20の2、職務給の原則に反する「不完全通し号俸制」の完全是正を求めるの質問を終わります。

次に、日程第2、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より、下水道に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第3、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長より、スポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第4、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より、交通に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第5、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より、市立病院等に関する事件の調査研究のため閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第2-5号、帝人高層独身寮建設反対に関する請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第2-5号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第2-5号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小山良悟君） 御異議ないものと認め閉会中の継続審査に付することに決しました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成2年第1回日野市議会定例会を閉会いたします。

午後7時5分 閉会

地方自治法第123条第2項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会臨時議長 藤 林 理 一 郎

日野市議会議長 小 山 良 悟

署 名 議 員 天 野 輝 男

署 名 議 員 板 垣 正 男

署 名 議 員 沢 田 研 二

署 名 議 員 執 印 真 智 子

